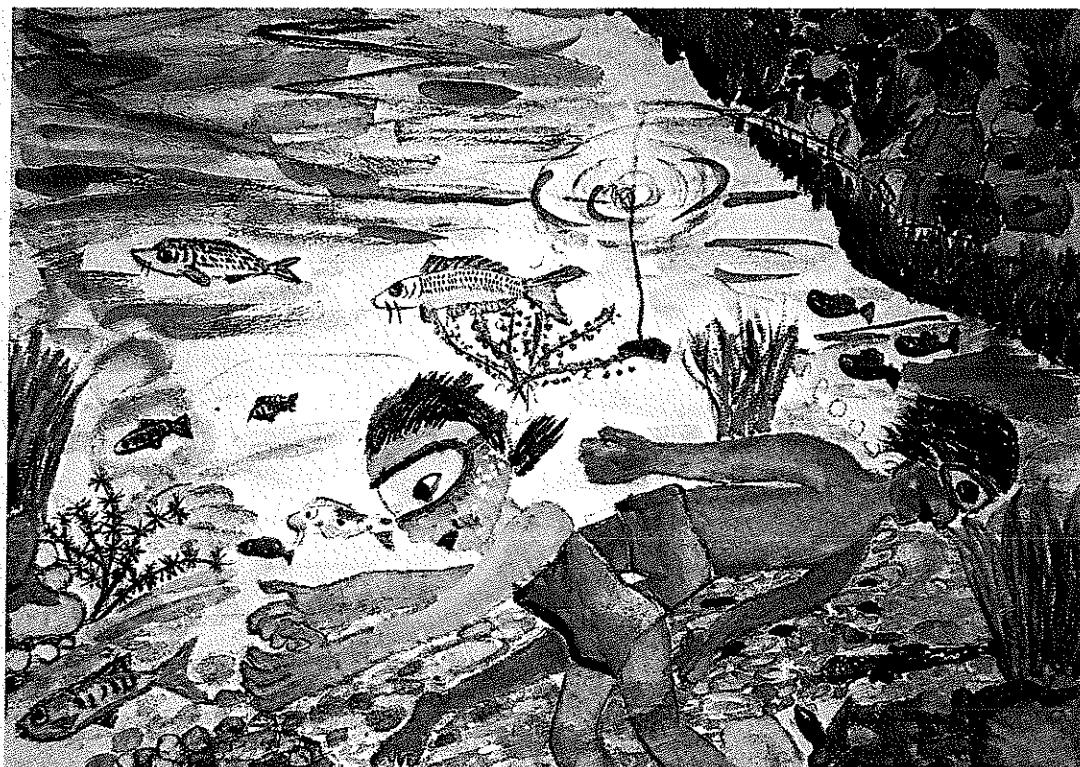


平成 11 年度版

環境白書



福島県

表紙の絵

平成11年度 自然に親しむ運動絵画コンクール

福島県知事賞受賞作品

白河市立白河第一小学校 6年 藁谷奈緒美さん

平成 11 年度 版

環 境 白 書

福 島 県



環境白書の発刊に当たって

東北地方の最南端に位置し、全国第3位の広い面積を有している福島県は、山岳、森林、河川、湖沼などの豊かな自然環境に恵まれています。

これらの恵み豊かな環境を守り、将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの重要な責務と使命であると考えています。

今日の環境問題は、水質の汚濁、廃棄物の量の増加など、日常生活に關係の深い環境問題に加え、地球の温暖化やオゾン層の破壊など地球規模にまで拡大しています。また、ダイオキシン類や外因性内分泌搅乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）等の新たな化学物質問題が発生し、世代を越えた深刻な影響を与えるおそれがあります。

県では、このような複雑・多様化している環境問題に対応するため、福島県環境基本計画に基づき、①環境への負荷の少ない循環を基調とする地域社会の構築、②人と自然との共生の確保、③快適な生活環境の保全と創造、④環境保全活動への参加と連携、⑤地球環境保全への積極的な取組みを基本方針とし、各種施策を総合的かつ計画的に推進しています。

しかし、こうした環境問題の多くは、現在の社会経済構造や私たちのライフスタイルにも大きくかかわっており、その解決のためには、社会を構成するあらゆる主体が連携、協力して、より環境に配慮した具体的な取組みを実践し、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、自然と共生し、より環境への負荷が少ない循環型社会へと変えていくことが何よりも重要です。

県自らも、一事業者、一消費者として積極的に環境への負荷を低減していくため、本庁機関を対象に平成12年度中のISO14001の認証取得に向けて取り組んでいるところです。

この白書は、福島県環境基本条例第8条の規定に基づき、平成10年度の本県の環境の状況と環境の保全について講じた施策を中心とりまとめたものです。県民の皆様には本書を広く活用いただき、本県の環境問題と県の取組みについての理解を一層深められるとともに、日常の環境保全活動の一助としていただければ幸いです。

平成12年2月

福島県知事

佐藤栄佑

目 次

第1部 総 説

第1章 環境の概況	1
第1節 県勢概要	1
1 県土の特色	1
2 人口	1
3 土地利用	2
4 産業・経済	2
第2節 環境の概況	3
1 大気汚染	3
2 水質汚濁	3
3 土壤汚染・地盤沈下	4
4 騒音・振動・悪臭	4
5 廃棄物	4
6 原子力安全対策	5
7 自然環境	5
第2章 環境行政の課題と動向	6
第1節 国の環境行政の動向	6
1 国内における取組み	6
2 地球環境問題への取組み	6
第2節 本県の環境行政の課題と動向	8
1 本県の環境行政の課題	8
2 本県の環境行政の動向	8
第3節 本県の環境保全施策	9
1 福島県環境基本条例の制定	9
2 福島県生活環境の保全等に関する条例の制定	10
3 福島県環境影響評価条例の制定	10
4 福島県環境基本計画の策定	11
5 「アジェンダ21ふくしま」の策定	13
(1) 基本目標及び理念	13
(2) 主要課題	13

(3) 具体的な行動	14
(4) 行動計画の推進	14
6 福島県地球温暖化防止対策地域推進計画の策定	14
7 いわき地域公害防止計画	16
(1) 計画の概要	16
(2) 計画の進捗状況	17
8 平成11年度環境保全施策	18

第2部 環境の状況と保全に関して講じた施策

第1章 環境への負荷の少ない循環を基調とする地域社会の構築	20
第1節 資源・エネルギーの有効利用	20
第2節 大気環境の保全	21
1 大気汚染の現状	21
(1) 大気汚染の監視	21
(2) 大気汚染の測定結果	21
2 大気汚染防止対策	29
(1) 法令による規制	29
(2) ばい煙発生施設等の概要	30
(3) ばい煙発生施設等の監視調査と指導	30
(4) 自動車排出ガス対策	30
(5) スパイクタイヤ粉じん対策	31
第3節 水環境の保全	36
1 水質汚濁の現状	36
(1) 公共用水域の水質監視	36
(2) 公共用水域の水質測定結果	37
(3) 地下水の水質監視	46
(4) 地下水の水質測定結果	47
(5) ゴルフ場排水農薬調査結果	48
2 水質汚濁防止対策	51
(1) 法令による規制	51
(2) 特定事業場の概要	51
(3) 特定事業場に対する監視調査と指導	53
(4) 福島県水環境保全基本計画	56
(5) 下水道等の整備	59
(6) 生活排水対策	67
(7) 裏磐梯湖沼の水質保全対策	69

第4節 土壤・地盤環境の保全	71
1 土壤汚染の現状と対策	71
(1) 土壤汚染の現状	71
(2) 土壤汚染防止対策	71
2 地盤沈下の現状と対策	72
(1) 地盤沈下の現状	72
(2) 地盤沈下防止対策	73
第5節 騒音・振動及び悪臭の防止	74
1 騒音・振動の現状と対策	74
(1) 騒音・振動の現状	74
(2) 騒音・振動の防止対策	76
(3) 交通騒音・振動対策	81
(4) 近隣騒音対策	86
2 悪臭の現状と対策	88
(1) 悪臭の現状	88
(2) 悪臭防止対策	88
(3) 畜産環境汚染の現状	91
(4) 畜産環境汚染防止対策	92
第6節 化学物質等の監視・調査	92
1 化学物質対策について	92
2 ダイオキシン類対策について	93
第7節 廃棄物対策の推進	98
1 一般廃棄物	98
(1) 一般廃棄物の現状	98
(2) 一般廃棄物の処理対策	102
(3) ごみ減量・再生利用の推進	103
2 産業廃棄物	104
(1) 産業廃棄物の現状等	104
(2) 産業廃棄物の発生量	104
(3) 産業廃棄物の処理対策	104
3 産業廃棄物不法投棄事件	106
4 産業廃棄物不適正保管事業	109
第8節 原子力発電所周辺地域の環境放射能の監視・測定等	110
1 原子力発電所の運転・建設状況	110
2 原子力発電所の安全確保対策	111
(1) 環境放射能の監視	111
(2) 環境放射能測定体制の整備	116

(3) 温排水調査	117
(4) 立入調査の実施	118
3 原子力に関する知識の普及啓発	118
(1) 原子力広報連絡会議の開催	118
(2) 原子力センター展示室の整備	119
(3) 勧福島県原子力広報協会事業	119
4 自然放射能実態調査	119
5 環境放射能水準調査(科学技術庁委託事業)	121
 第2章 人と自然との共生の確保	122
第1節 多様な自然環境の保全	122
1 自然環境の現状	122
(1) 植 物 相	122
(2) 動 物 相	122
2 自然環境の保全対策	124
(1) 自然環境保全地域等	124
(2) 自然公園	126
(3) 自然環境保全(監視)体制	129
(4) 尾瀬の保護	130
(5) 森林の保全	131
(6) 河川の環境整備	133
第2節 生物の多様性の確保	133
1 野生生物調査	133
2 野生生物の保護	133
(1) 希少野生生物の保護	133
(2) 植生復元等	133
(3) 鳥獣の保護	134
第3節 人と自然との豊かなふれあいの確保	135
1 自然公園等の整備	135
2 都市公園等の整備	136
3 緑化の推進	141
 第3章 快適な生活環境の保全と創造	143
第1節 良好的な景観の保全と創造	153
第2節 環境と調和のとれた土地利用の推進	144
第3節 新たな視点に立った美しい生活空間の形成	144

第4節 ゆとりあるオープンスペースの形成	145
1 快適環境づくり	145
2 歴史的文化的遺産の保全	145
第5節 環境美化の促進	146
1 地域における美化活動	146
2 河川の環境美化運動	146
 第4章 環境保全活動への参加と連携	147
第1節 各主体の自発的な活動の促進と連携	147
1 環境保全活動	147
2 環境保全に関する普及・啓発	148
3 うつくしま環境パートナーシップ会議	149
4 環境保全基金	149
第2節 環境教育及び環境学習の推進	150
1 環境教育	150
2 身近な環境調査事業	150
3 星空観察	151
4 樹木の大気浄化能力調査	152
5 水生生物による水質調査	152
6 福島県環境アドバイザー事業	153
7 こどもエコクラブ事業	154
8 213万人エコライフ実践推進事業	155
第3節 環境保全に関する情報の収集と提供	155
第4節 環境管理(環境マネジメント)の普及	156
1 事業者における自主的な環境保全活動の取組みについて	156
第5節 県の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの率先実行	157
 第5章 地球環境保全への積極的な取組み	159
第1節 地球環境保全対策の推進	159
1 地球温暖化対策	159
2 酸性雨対策	160
3 オゾン層の保護対策	160
第2節 アジェンダ21ふくしまの推進	161
1 「地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけ」の取組み	161
2 「アジェンダ21ふくしま」普及啓発資料の作成・配付	162

第6章 共通的・基礎的な施策の推進	163
第1節 環境影響評価の推進	163
1 環境影響評価制度	163
2 環境影響評価の実施状況	163
第2節 監視・測定体制の整備	164
1 監視・測定機器の整備	164
2 公害の未然防止	164
(1) 立地企業等の指導	164
(2) 公害防止管理者等	168
(3) 公害防止協定	169
第3節 調査研究の推進	169
第4節 誘導的措置	172
1 公害防止施設整備等への助成	172
(1) 県環境創造資金の融資	172
(2) 他の機関の融資制度	173
第5節 公害紛争の処理及び被害の救済	174
1 公害に関する苦情・紛争の処理	174
(1) 公害苦情の処理	174
(2) 公害事犯の取締り	184
(3) 公害紛争の処理	185
2 公害健康被害補償制度	185
第6節 広域的な取組みの推進	186
1 尾瀬サミット	186
2 ニュージーランドとの国際交流	186

第3部 環境行政の推進体制

第1章 県の環境行政組織	187
第1節 本庁機関	187
第2節 出先機関	187
第3節 附属機関	187
第2章 市町村の環境行政組織	189

第1部 総 説

第1章 環境の概況

第1節 県勢概要

1 県土の特色

本県は、東北地方の最南部に位置し、13,782km²という全国第三位の広大な県土地面積を有しています。

県土は南北に縦断する奥羽山脈、阿武隈高地によって、会津、中通り、浜通りの3地域に分けられ、それぞれ気候、風土、人情等を異にした地域特性を有しています。

また、県域を阿武隈川と阿賀野川の2大河川がそれぞれ宮城県と新潟県に流れ、これら二つの河川の流域で県土全体の約73%を占めています。

会津地域は、奥羽山脈と新潟県境に連なる越後山脈に囲まれ、尾瀬、裏磐梯、猪苗代湖などの優れた自然を有するとともに、新潟県に流下する阿賀野川流域の会津盆地には、人口が集中して市街地を形成しています。

中通り地域は、奥羽山脈と阿武隈高地に挟まれ、栃木県境に源を発し、宮城県境まで北上して流れる阿武隈川に沿って、白河、郡山、福島などの盆地が連なり、それぞれの盆地に人口が集中して市街地を形成しています。

浜通り地域は、南北160kmの太平洋に沿った海岸線から阿武隈高地にかけて台地がなだらかに続いており、太平洋に直接流入する河川の流域に市街地が形成されています。

また、太平洋に沿って延びる海岸線には、火力発電所、原子力発電所が立地し、全国有数の電源地帯を形成しています。

2 人口

本県の人口は、昭和23年に初めて200万人台にのり、その後、増加が続いたが昭和31年（209万人）をピークに減少傾向をたどり、昭和47年（193万人）には、戦後最低の人口となつたが、この年を底に増加に転じています。平成10年10月には、約213万7千人（全国の約1.7%で、第17位）となって、10年前の昭和63年と比較すると約41,000人の増加、年間の伸び率は約0.20%となっています。人口増加は、都市部を中心であり、郡部では一部の地域を除いて減少しています。

一方、出生率の減少傾向は依然として続いており、21世紀当初には、県内の人口構成は5人に1人が65歳以上になると推定されており、人口の都市集中化と過疎化、高齢化の進行が予測されています。

世帯数は、平成10年10月には67万8,000世帯を超え、過去10年間で年間1.4%程度増加しており、昭和63年に一世帯当たりの人数は3.5人から、3.1人と減少しており、今後さらに核家族化が進むものと予測されています。

（10月1日現在）

	平成10年	昭和63年	昭和47年	昭和31年
人口(人)	2,136,629	2,095,154	1,938,768	2,095,908
世帯数(世帯)	678,414	591,436	471,686	372,179
1世帯当たりの人員(人)	3.1	3.5	4.1	5.6

（出典：福島県の人口）

3 土地利用

県土面積13,782km²の構成は、森林が71%、農用地が12%、道路が3%、宅地が3%などとなっており、平成9年までの過去10年間で森林面積は72km²（現在の面積の0.7%）、農用地面積は277km²（現在の面積の17%）減少しています。

一方、道路は54km²、宅地は66km²増加しており、近年の道路の整備及び住宅地の開発などの土地利用が増加しています。

	平成9年	昭和62年
県土面積	13,782km ² (100%)	13,784km ² (100%)
森 林	9,744km ² (70.7)	9,816km ² (71.2)
原 野	35km ² (0.3)	52km ² (0.4)
農 用 地	1,654km ² (12.0)	1,931km ² (14.0)
水面・河川・水路	458km ² (3.3)	439km ² (3.2)
道 路	469km ² (3.4)	415km ² (3.0)
宅 地	431km ² (3.1)	365km ² (2.6)
そ の 他	991km ² (7.2)	766km ² (5.6)

（出典：県土利用に関する各種施策の現況と課題）

4 産業・経済

平成9年度の県内総生産は、7兆9,780億円で、昭和62年度の5兆3,226億円と比較すると10年間で約1.5倍となっており、これは国内の伸び率1.4倍を上回っています。業種別では、農林水産業で減少となっていますが、不動産業の約1.8倍を筆頭にサービス業、製造業などで大きな伸びを示しています。

なお、本県の農家人口は平成9年度で47万9,460人と全国第三位、耕地面積は16万3,000haで全国の第六位、農業粗生産額は3,028億円で全国第十位にあります。

また、平成9年度の製造品出荷額も、5兆9,067億円で全国の1.8%（第20位）を占めており、10年間で約1.6倍の伸びを示しています。これは、全国の伸び率の約1.3倍を上回っています。

	平成9年度	昭和62年
○県内総生産	7兆9,780億円 (150)	5兆3,226億円 (100)
農林水産業	1,741億円 (82)	2,123億円 (100)
製 造 業	2兆3,091億円 (168)	1兆3,766億円 (100)
建 設 業	7,694億円 (145)	5,320億円 (100)
卸売・小売業	7,750億円 (132)	5,885億円 (100)
不 動 産 業	7,568億円 (178)	4,253億円 (100)
サ ー ビ ス 業	1兆1,283億円 (174)	6,472億円 (100)
そ の 他 の 産 業	1兆4,385億円 (137)	1兆490億円 (100)
そ の 他	6,268億円 (127)	4,917億円 (100)
○農 家 人 口	479,460人 (71)	671,240人 (100)
○耕 地 面 積	163,000ha (86)	190,100ha (100)
○農 業 粗 生 産 額	3,028億円 (85)	3,559億円 (100)
○製 造 品 出 荷 額	5兆9,067億円 (163)	3兆6,347億円 (100)

〔出典：福島県統計年鑑 第104回、第113回
福島農林水産統計年報 平成9年～10年
平成9年度福島県民経済計算の概要
平成9年工業統計表
1999社会生活統計指標、図説 福島県農林漁業の現状'99〕

第2節 環境の概況

1 大気汚染

県では、大気汚染を常時監視するため県内47か所の測定局により、大気汚染物質である二酸化硫黄、窒素酸化物、光化学オキシダント等を常時監視しています。

平成10年度の大気汚染の測定結果を環境基準と比較すると、二酸化窒素（32局）及び一酸化炭素（3局）は、全測定局で環境基準を達成しました。

二酸化硫黄は、全局（44局）で環境基準の長期的評価を達成しましたが、2局で環境基準の短期的評価を達成しませんでした。浮遊粒子状物質は、27局全てで環境基準の長期的評価を達成しましたが、10局で環境基準の短期的評価を達成しませんでした。

光化学オキシダントは、全測定局（30局）で環境基準を達成しませんでしたが、前年度と同様に光化学オキシダント注意報の発令はありませんでした。

降下ばいじんの測定は17地点で行いましたが、年平均値は3.0～9.7 t/km³/月の範囲にありました。

有害大気汚染物質は、ダイオキシン類を含む8物質について、県内15地点で測定を行いました。環境基準の定められている3物質のうち、ベンゼンについては、調査した8地点のうち2地点で環境基準を達成できませんでした。

ダイオキシン類は、測定した7地点全てで大気環境指針値を下回りました。

2 水質汚濁

(1) 公共用水域の水質

県内の公共用水域の水質について、平成10年度は、94河川、12湖沼及び13海域の合計209地点で調査を行いました。

河川については、有機汚濁の代表的指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）で見ると、環境基準の類型が指定されている41河川の58水域のうち51水域で環境基準を達成（達成率87.9%）しました。河川においてBODに係る環境基準を達成していない水域は、生活排水が主な汚濁原因と考えられる都市内やその近郊の中小河川が多く、これらの水域では水質の改善が頭打ちの状況にあります。

湖沼については、有機汚濁の代表的指標であるCOD（化学的酸素要求量）で見ると、環境基準の類型が指定されている12湖沼（12水域）のうち9湖沼（9水域）で環境基準を達成（達成率75.0%）しました。また、富栄養化の代表的指標である全燐は、環境基準の類型が指定されている4湖沼（4水域）のうちすべての湖沼で環境基準を達成（達成率100%）しました。

海域については、有機汚濁の代表的指標であるCODで見ると、環境基準の類型が指定されている13海域（13水域）のうち7海域（7水域）で環境基準を達成（達成率53.8%）しました。

(2) 地下水の水質

県内の地下水の水質について、平成10年度は、概況調査、定期モニタリング調査及び汚染井戸周辺地区調査の三つの調査を行いました。

県内の地下水の水質概況を把握するため、164井戸で実施した概況調査（メッシュ調査及び工場等周辺調査）では、10井戸で地下水の汚染が判明し、このうち1井戸では環境基準を超過していました。

平成元年度から9年度までの概況調査や汚染井戸周辺地区調査の結果、汚染が判明した井戸水の経年的な水質の変化を見るため、295地点で実施した定期モニタリング調査では、過去9年間に環境基準を超えていた62地区127井戸のうち72井戸では水質が改善傾向を示し、また、過去9年間に環境基準以下の汚染が認められた85地区85井戸のうち42井戸は「汚染なし」に改善されました。

新たに地下水の汚染が判明した地区での汚染の範囲を確認するため、19井戸で実施した汚染井戸周辺地区調査では、5井戸で汚染が判明し、このうち4井戸では環境基準を超過していました。

3 土壌汚染・地盤沈下

本県では、非鉄金属精錬の排煙によるカドミウム汚染地域として、いわき地区があります。

この地区では、昭和45年度に汚染が発見されて以来玄米中のカドミウムの含有量調査を継続的に実施してきましたが、その結果、平成6年度からは0.4ppm以下濃度となっています。

本県では、昭和30年頃から原町市大瀧地区を中心地下水の汲み上げによる地盤沈下が認められていますが、その対策の一つとして横川ダムを建設し、昭和58年に水源転換を図った結果、現在では地盤沈下は沈静化しています。

4 騒音・振動・悪臭

環境騒音について、環境基準の類型指定をしている9市2町のうち10市町における平成10年度の環境基準の達成状況は、一般地域では、8市町33地点で72.7%に対し、道路の沿線地域では9市町31地点で16.2%でした。

悪臭については、県民の生活環境に対する意識の変化などに伴い、工場周辺地域や畜産業などからの悪臭問題が顕在化しています。平成10年度の悪臭の苦情件数は、168件(前年度より1件増加)であり、全公害苦情件数に占める割合は約26.6%となっています。

5 廃棄物

(1) 一般廃棄物

一般廃棄物は、地域住民の日常生活に伴って生じた廃棄物(ごみ、粗大ごみ、し尿、浄化槽汚いで等)であり、各市町村(又は一部事務組合)が定める処理計画に基づいて収集・運搬され、ごみ焼却施設、し尿処理施設等の一般廃棄物処理施設により適正に処理されています。

ごみ収集量は、ここ数年ほぼ横ばいとなっており、質的にも多様化が進んでいます。また、一般廃棄物処理施設立地地域の環境保全に対する社会的要請が強まっていることから、高度な処理技術を導入した施設の一層の整備が急がれています。

一般廃棄物処理施設の整備に当たっては、廃棄物の量の増加と質の多様化、関係地域住民との利害調整、市町村における厳しい財政事情等の諸問題があることから、各市町村は、より長期的な見通しに立った処理計画を策定するとともに、一般廃棄物の減量化及び再生利用について住民への啓発をより積極的に推進していくことが必要です。

また、一般家庭等に設置されている浄化槽については、県内の下水道等の整備動向を考え併せると、今後も設置基数の増加傾向は続くものと思われます。このため、県は、社団法人福島県浄化槽協会等の関係団体と連携をとりながら浄化槽の適正な維持管理を推進するとともに、生活排水対策の一環として、合併処理浄化槽の整備促進を図っています。

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物は、事業活動に伴って発生した廃棄物で、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類など19種類が法律で定められています。

県は、産業廃棄物の発生量の増大及びその質的変化が見られること、県外産業廃棄物の移入処理量の増加が認められること、不法投棄等の不適正処理の発生が跡を絶たないこと、最終処分場の確保が困難となっていることなどの諸問題に的確に対応し、産業廃棄物の適正処理を推進するため、平成8年度を初年度とし平成12年度を目標年度とする「第五次福島県産業廃棄物処理計画」を平成8年3月に策定し、これに基づき各種施策を推進しています。

また、昭和63年2月から平成元年8月にかけて、いわき市などで発生した一連の産業廃棄物不法投棄事件については、県は不法投棄実行者に対し、不法投棄現場の原状回復作業を指導するとともに周辺の地下水等の水質調査を行ってきましたが、平成3年度までにいわき市沼部町の現場を除き、すべての撤去作業を終了しました。残るいわき市沼部町の現場については、廃棄物処理法に基づく措置命令や行政代執行法に基づく代執行のほか汚染水回収処分調査事業により、廃油等の早期回収・処分を図っているところです。

さらに、昭和60年頃から廃油等が入った大量のドラム缶が不適正に保管されてきた、同市四倉町の中間処理業者の現場については、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある状況に至ったため、平成10年6月に廃棄物処理法に基づく指置命令を行いましたが、命令が履行される見込みがないことから、平成10年11月に同法に基づく代執行をして、ドラム缶及び内容物等の撤去・処理を行いました。

6 原子力安全対策

本県の相双地域には、東京電力㈱福島第一原子力発電所に6基、同福島第二原子力発電所に4基、合計10基の発電用原子炉が設置され、その総発電出力は9,096kWとなっています。

また、この地域には、東北電力㈱浪江・小高原子力発電所の建設設計画も進められています。

原子力発電所の設計から建設、運転管理に至るまでの規制や指導監督の事務は、原子炉等規制法などに基づいて国が一元的に所掌していますが、県としては、地域住民の安全確保に最大限の留意を払うべきものと考え、立地町と東京電力㈱との三者で「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」を締結し、これに基づいて、通報連絡体制の確立、立入調査、状況確認等を行うとともに、環境放射能の常時監視を行うなどの安全確保対策を実施しています。

7 自然 環 境

本県は全国第三位の広大な面積(13,782km²)を有しており、阿武隈高地、奥羽山脈により浜通り地方、中通り地方、会津地方の三地方に区分されています。

これら三地方は地形的、気候的にも異なっており、それぞれの地域に異なった生物相が形成されています。

太平洋に面した浜通り地方は、主に海生層からなる第三紀層の丘陵と主要河川添いの小規模な谷底平野や海岸平野で構成されています。海岸線は南北に160kmを有し、波の浸食と入江部の土砂堆積により、出入りがほとんどなくなり平滑となっています。この地方は、比較的温暖で太平洋型気候を呈しており、ヤブツバキ、トベラなどの暖地性の植物が分布しています。

阿武隈高地は、標高1,192mの大滝根山を最高峰とする高原状の幅約50kmの山地です。大部分ながらかな山容となっていますが、東側は急斜面になり、渓谷美を形成しているところも多くあります。阿武隈高地の極相林は、イヌブナにモミ、イヌシデ等を交えた針葉樹広葉樹の混交林ですが、原生林はほとんど見られなくなり、アカマツ、スギ、ヒノキの造林地が多くなっています。動物ではニホンザル、イノシシ、アナグマ、キツネ、タヌキ等が生息しています。

中通り地方は阿武隈高地と奥羽山脈にはさまれた阿武隈川流域で、市街地、水田、耕地等が多く、自然林は少なくなっています。

奥羽山脈は、本県のほぼ中央部を南北に縦断する山脈で安達太良山、磐梯山などの火山が多く、随所に温泉地があります。県境付近では標高2,000m級の山峰が連なる雄大な景観を有し、地形も複雑です。原生林が各所に残っていますが、標高1,000m以下ではアカマツ、スギ、カラマツ等の造林地が多くなっています。動物では、ツキノワグマ、カモシカ、ニホンザル、アナグマ、タヌキ等の生息が確認されています。また、磐梯山の北側（裏磐梯）には、磐梯山の明治21年（1888年）の大爆発によって数多くの湖沼が形成され、多くの野鳥が生息していることで有名です。

会津地方は、奥羽山脈の西部に位置し、冬期は雪が多く日本海型の気候を呈しています。会津盆地を中心とする平野部は水田地帯となっています。周辺山岳には、越後山脈に属する飯豊山、東北最高峰である燧ヶ岳(2,356m)などの高峰が連なっています。ブナを主とした極相林が随所に見られ、高山稜線部には高山植物が豊富です。また、山岳の平坦地には湿原がよく発達し、尾瀬、宮床湿原、駒止湿原などは著名です。哺乳類では、ニホンザル、ツキノワグマ、カモシカ、キツネ等が生息しています。魚類では環境庁レッドリスト(1999.2)絶滅危惧1B類のウケクチウグイ及び絶滅のおそれのある地域個体群の(福島県以南の陸封)イトヨの分布が特徴的です。

なお、本県に生息するニホンザルは、環境庁レッドリスト(1998.6)において絶滅のおそれのある地域個体群、「東北地方のホンドザル」に位置づけられています。

第2章 環境行政の課題と動向

第1節 国の環境行政の動向

1 国内における取組み

今日の環境問題の特質は、都市・生活型公害や地球温暖化の問題に見られるように、通常の事業活動や日常生活による環境への負荷に起因しているところが多く、また、地球環境問題に見られるように、地球規模の空間的広がりと将来の世代にもわたる時間的広がりを持っています。地球環境問題は、人類の生存基盤に深刻な影響を与える問題であり、各国が、国際協調のもとに広範な人間活動により環境への負荷を軽減する努力が求められています。このような環境問題の重要性に対する認識の高まりを踏まえ、平成4年6月、ブラジルのリオデジャネイロで「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」が開催され、「持続可能な開発」を目指した「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ21」等を採択し、21世紀に向けた持続可能な地球社会への努力が始まりました。

我が国では、環境保全に関する施策を総合的・計画的に進めるため、「環境基本法」を平成5年11月に制定し、さらに、平成6年12月には、環境基本法に規定された基本理念と施策を具体化するための大綱となる「環境基本計画」が閣議決定されました。この計画では、「循環」「共生」「参加」「国際的取組」という四つの長期的な目標を掲げ、「環境への負荷が少ない持続的に発展することができる社会」を目指すことを定めています。また、地球温暖化対策の国際的な枠組みとして、環境基本法及び環境基本計画に従い、国際的取組みを積極的に推進しています。平成9年12月には、地球温暖化防止京都会議（「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議」）が開催され、「京都議定書」が採択されたのを受け、平成11年4月8日には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行されました。着実な温室効果ガスの排出抑制等が達成できるよう総合的な対策を進めています。さらに、地方公共団体においても温暖化防止を目的とした実行計画の制定が義務づけられました。

また、一般廃棄物の減量とその再生資源としての適切な利用を図るため、平成9年4月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）」が施行され、国・都道府県・市町村・事業者等が役割を分担し、ごみの減量化とリサイクルの推進を図っております。

さらに、新しい化学物質問題として、ダイオキシン類や外因性内分泌搅乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）等の人の健康や生態系への有害な影響が懸念されており、平成11年7月に公布された「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（いわゆるPRTR法）に基づき、これらの新しい化学物質の削減対策等を強力に推進することとしています。

また、平成9年6月に「環境影響評価法」を制定し、平成11年6月に施行されましたが、早期段階での住民参加や対象事業所規模の拡大など制度の充実が図されました。

2 地球環境問題への取組み

(1) 地球環境問題の概要

地球環境問題とは、その被害や影響が一国内にとどまらず、国境を越え、地球規模にまで広がる環境問題や先進国も含めた国際的な取組みが必要とされる開発途上国における大気汚染・水質汚濁等の環境問題を総称したものであり、具体的には次の9項目が提起されています。

ア 地球温暖化

大気中の二酸化炭素、フロン、メタン等の温室効果ガス濃度の増加により、このままだと、21世紀末には地球の平均気温が2°C上昇すると予想されています。地球温暖化が進むと、北極や南極の氷が溶け海面の上昇による国土の消失などの影響のほか、気候の急激な変動による食糧生産や植生への影響などが懸念されています。

イ オゾン層の破壊

洗浄剤やクーラーの溶媒などに広く利用されているフロン等が、大気中へ放出されることに伴って、太陽から放射されている有害な紫外線を吸収している成層圏のオゾン層が急速に破壊されるおそれがあります。オゾン層が減少すると地上に到達する有害な紫外線の量が増加し、これに伴う人体や生態系への影響が懸念されています。

ウ 海洋の汚染

油や廃棄物の海洋投棄などにより、海洋の汚染が全世界的に進行しています。

エ 野生生物種の減少

人間活動による生息環境の汚染や破壊が進行することに伴って、野生生物種の減少が有史以来かつてないスピードで進行しています。

オ 有害廃棄物の越境移動

規制の厳しい先進国から、規制の緩い開発途上国への有害廃棄物の搬入や投棄などにより、水質汚濁などの環境問題が発生しています。

カ 酸性雨

石炭や石油などの化石燃料の燃焼に伴って排出される硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質により、雨が酸性化しています。欧米では、広域的に農作物や樹木などの生育に影響を与えたたり、湖沼の水が酸性化して、生物が住めないなどの影響が出ています。我が国においても、全国各地で酸性雨が観測されています。

キ 砂漠化

世界の乾燥・半乾燥地域での、植物の生産力を上回る過剰な放牧や薪の採取などにより、現在、地球上の陸地面積の約4分の1が砂漠化の影響を受けているといわれています。

ク 森林（特に熱帯林）の減少

焼畑移動耕作、農地への転用、商業用材の伐採などにより、世界の森林面積の半分を占める熱帯林が急速に減少しています。熱帯林が減少することによって、気候の安定化、野生生物の種の維持、土壌や水の保全等に様々な悪影響が出ることが懸念されています。

ケ 開発途上国のお害問題

開発途上国において、急速な工業化や都市への人口集中などによる環境問題が顕在化し、国際協力による解決が求められています。

(2) 地球環境問題への取組み

これらの問題が発生した原因は、人間の活動が、環境への配慮が十分でないまま余りにも大きく、高度になりすぎたことにあります。また、地球環境問題には、それぞれが大気や水、生態系の働きを通じて相互に結びつきを持ち、全体として一つの問題群を形作っているという特徴があるため、地球的視野に立った取組みと各国の協調が必要になっています。

地球環境問題が国連の場で議論されたのは、1972年にスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議が最初でした。この会議の中で採択された「人間環境宣言」では環境問題を人類に対する脅威と捉え、国際的に取り組むべきことを明らかにしています。

国連人間環境会議から20年後の1992年には、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連会議」（地球サミット）が開催され、約180か国が参加して持続可能な開発を実現するための行動原則である「環境と開発に関するリオ宣言」や、同宣言の諸原則を実行するための21世紀に向けた具体的な行動計画である「アジェンダ21」などが採択されました。

我が国においても、平成元年6月に策定された「地球環境問題に対する取組の当面の基本方針」のもと、積極的な取組みが進められてきました。

特に地球温暖化問題に関しては、平成9年12月に我が国において「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議」（地球温暖化防止京都会議）が開催され、今後の温室効果ガスの削減目標として、我が国は6%の削減（先進国全体で5.2%）が京都議定書としてとりまとめられました。

また、平成11年4月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、全ての者が自主的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組む必要があることから、今後とも各主体との連携を密にしながら取組みを強化することが求められております。

第2節 本県の環境行政の課題と動向

1 本県の環境行政の課題

本県においても全国的なすう勢と同様に、昭和40年代には産業公害問題や自然環境の変革が深刻化しましたが、関係法令や行政体制の整備に加え、県民の積極的な協力、そして企業の公害防止技術の開発や環境に配慮した事業活動に取り組むなどの対策が進められた結果、全般的に良好な状況で推移しています。

しかし、現在の環境問題は、公害の防止や自然環境の保全はもとより、都市・生活型の環境問題や地球環境問題など複雑、多様化しており、日常の事業活動や一人一人の生活が環境への負荷の増大につながっています。

本県における当面の環境行政の課題を列記すると、概ね次のとおりです。

一つには、長引く景気の低迷により新規工場立地件数は、ピーク時に比べ大きく減少している一方で、平成9年10月の磐越自動車道の全線開通、平成5年3月に開港した福島空港の滑走路延長など、本県の環境を取り巻く状況は大きく変化しており、こうした変化に対応した適正な環境保全施策や人と自然との共生を図るための施策の積極的な推進が求められています。

二つには、緊急な課題となっている地球温暖化防止対策について、その必要性を周知し、具体的な実践行動を促す必要があります。また、被害は認められていないものの、県内でも観測されている酸性雨やオゾン層の破壊等の地球環境問題にも取り組む必要があります。

三つには、ダイオキシン類や外因性内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）等の化学物質による環境汚染が大きな社会問題になっておりますが、これらによる環境汚染の実態が明らかでなく、また、健康への影響についての科学的な所見が十分でないことから、県内における環境汚染の実態を把握し、発生源対策等を進める必要があります。

四つには、全国的に共通する事柄ですが、都市化の進展や生活様式の多様化などを背景として、近隣騒音や生活排水による水質汚濁などの都市・生活型の環境問題が生じてきており、さらに、廃棄物の排出量は増加傾向にあり、質的にも多様化しております。また、生活様式の利便性・快適性の向上に伴うエネルギー使用量の増大や野外でのレジャー活動に伴う自然環境への影響など、日常生活に起因する、県民生活に關係の深い環境問題が顕在化してきています。

五つには、本県は、全国有数の原子力発電所の立地地域を有することから、原子力発電所周辺地域住民の安全確保を図る必要があります。

六つには、県民の環境に対する関心は、従来からの産業公害の防止や自然環境の保護にとどまらず、より質の高いうるおいとやすらぎのある快適で安全な生活環境への実現と大きな変化を見せていくことから、これに対応する必要があります。

2 本県の環境行政の動向

近年の都市・生活型公害の顕在化や地球環境問題など多様化する環境問題に積極的に取り組むとともに、本県の優れた自然環境を次世代に継承することが、重要な責務であるとの認識の下に、平成8年3月「福島県環境基本条例」を制定しました。また、公害の防止と生活環境の保全等に関する施策を総合的に推進し、県民の健康の保護及び良好な生活環境の保全に資することを目的とした「福島県生活環境の保全等に関する

条例」を平成8年7月に制定しております。さらに、地球サミットで採択された「アジェンダ21」を踏まえ、地方の立場から21世紀の地球環境保全に向けた県民、事業者、行政の具体的な行動計画として、「アジェンダ21ふくしま」を平成8年3月に策定しました。

かけがえのない地球を、よりよい状態で次世代に引き継いでいくために、「アジェンダ21ふくしま」に位置づけられている行政が取り組むべき事項を積極的に推進していきたいと考えています。このため、県民、事業者、行政のパートナーシップのもとに、それぞれの主体的な取組みと相互の密接・広範な連携による環境保全活動を積極的に推進するための組織として平成8年6月に「うつくしま環境パートナーシップ会議」を設立し、さらに、県内七つの地方振興局単位に「地方環境パートナーシップ会議」を設立しました。

また、平成8年7月に制定した福島県環境基本条例に基づき、県民、事業者、行政が相互に協力しあいながら、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人間と自然が共生できるふるさと福島の実現のための指針とする目的とした「福島県環境基本計画」を平成9年3月に策定しました。

一方、環境影響評価法が平成9年6月に成立したことなどを受け、県では評価の対象となる事業の範囲を拡大するなど制度の大幅な充実を図り、福島県環境影響評価条例を平成11年6月12日に全面施行しました。

さらに、緊急な課題となっている地球温暖化防止対策については、その必要性を周知し、具体的な実践行動に取り組むための「地球温暖化防止対策地域推進計画」を平成11年3月15日に策定しました。

このように、今日取り組むべき課題に適切に対処し、積極的な環境政策に努めているところですが、福島県の将来イメージである「21世紀の新しい生活圏——美しいふくしま——の創造」を環境の面から実現するため、「うつくしま、ふくしま。」県民運動の最重点目標のひとつでもある——「地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけ」——を広く県民にも考え、参加していただくために、普及・啓発等を行っていきます。

第3節 本県の環境保全施策

1 福島県環境基本条例の制定

近年の社会経済活動の拡大や生活様式の変化などにより、今日の環境問題は、生活排水等による水質の汚濁や自動車排出ガス等による大気汚染、廃棄物の増大に伴う環境汚染など我々の日常生活に起因する都市・生活型公害の発生に加えて、酸性雨やオゾン層の破壊など地球的規模での環境問題が顕在化するなど、ますます複雑・多様化しています。

一方、生活水準の向上や価値観の変化に伴い、「うるおい」や「やすらぎ」のある質の高いより快適な環境や自然とのふれあいを求める人々の意識も高まりを見せています。

このような状況に対応するため、国においては、平成5年11月、環境政策の基本的な理念とこれに基づく基本的施策の総合的な枠組を示す「環境基本法」を公布・施行しました。

本県においても、今日の多様化する環境問題に適切に対処し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を図るために、公害の防止、自然環境の保全及び地球環境の保全などの各種施策を総合的かつ計画的に推進するための枠組みが必要となり、さらに、良好な水環境を保全するなどの個々の環境施策を推進するに当たっても、環境全体を捉えた新たな枠組みの構築の中で位置付けていく必要が生じました。

以上のような状況を踏まえ、県としても、21世紀を見据えた新たな環境行政の展開を図るために、環境の保全について、県としての基本理念、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する基本的施策などを明確にした「福島県環境基本条例」を制定することとし、平成7年7月に福島県環境審議会に諮問し、同年12月に答申を受けました。

福島県環境基本条例は平成8年2月県議会において可決され、平成8年3月26日に公布・施行されました。

この条例は前文と全30条で構成されており、環境の恵沢の享受と継承、人と自然との共生の確保、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築及び地球環境保全の積極的推進の四つを基本理念として、環境の保全に向けた行政、事業者及び県民の責務を規定しています。

また、環境の保全に関する施策を展開するに当たっての基本指針や施策を総合的かつ計画的に推進するための環境基本計画の策定を定めるとともに、環境の保全のための基本的施策として、環境影響評価の推進、規制の措置、資源の循環的な利用の促進、森林及び緑地の保全、水環境の保全、良好な景観の形成、環境教育・学習の振興、情報の提供、調査及び研究の実施、地球環境保全の推進、国及び他の都道府県との協力等について規定しています。

2 福島県生活環境の保全等に関する条例の制定

県は昭和40年代に、年々深刻化する公害問題に対処し県民の良好な生活環境を確保するため、昭和46年7月に「福島県生活環境保全条例」及び「福島県産業公害等防止条例」を制定しました。

これら2条例のうち、「福島県生活環境保全条例」では、産業公害を含む生活環境の保全全般について、県の施策が目指すべき共通理念や方向性などを示し、また、「福島県産業公害等防止条例」では、事業活動等に伴って生ずる公害を未然に防止するための規制措置等を定めました。

さらに、昭和50年3月に「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(いわゆる「上乗せ条例」)を制定し、以後、本県の公害行政は、公害関係法令及びこの3条例を基本に推進されてきました。

この結果、県内の工場、事業場を発生源とする大気汚染や水質汚濁などの公害は、一時期の危機的状況を克服し、相当の改善を見ました。

しかしながら、近年、生活排水による水質汚濁や自動車排出ガスによる大気汚染など人の日常生活や社会経済活動と密接に関連した環境問題や、地球温暖化やオゾン層の破壊などのように、地球的規模での対応が求められている環境問題が顕在化してきており、従来からの規制的手法にとどまらず、助成や誘導さらには自発的活動の促進等の多様な手法を展開する必要が生じました。

一方、国においては大気汚染防止法や水質汚濁防止法をはじめとする公害関係諸法を数次にわたって改正し、規制の対象や手法を拡充、強化するとともに、大気、水質、土壤及び騒音に係る環境基準を制定、強化するなど、公害関係の法制度を全般にわたって整備してきました。

こうした背景や福島県環境基本条例の制定などを踏まえ、県は、公害の防止と生活環境の保全等に関する施策を総合的に推進し、県民の健康の保護及び良好な生活環境の保全に資することを目的とした「福島県生活環境の保全等に関する条例」を制定することとし、平成7年7月に福島県環境審議会に諮問し、同年12月27日に答申を受けました。福島県生活環境の保全等に関する条例は平成8年6月議会において可決され、平成8年7月16日に公布、平成9年4月1日に全面施行されました。

この条例は、全107条で構成されており、都市型及び生活型公害などの今日的な環境問題に対処し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現に向けて取り組むための各種規制や誘導策などを規定しています。

また、県民の健康の保護及び良好な生活環境の保全を図っていく上で必要な行政、事業者及び県民の責務と県の基本施策を明らかにし、これを基に、行政、事業者及び県民が一体となって取り組んでいくことを規定しています。

3 福島県環境影響評価条例の制定

平成9年6月13日に公布された環境影響評価法では、従来の閣議決定要綱に比べ、対象事業に発電所や大規模林道等が追加されたこと、事業特性や地域の環境特性を考慮し、個々の事業ごとに環境影響評価の手続の要否について判定するスクリーニング手続や環境影響評価の項目及び調査等の手法の選定を行うスコピング手続などの新たな手続が導入されたこと及び住民意見の提出の機会が増えたことなど制度の充実が図られています。

こうした状況を踏まえ、県では、平成9年8月に学識経験者等で構成した「福島県環境影響評価制度調査検討会」を設置しました。調査検討会においては、県の今後の環境影響評価制度の在り方について調査検討

を行い、平成10年1月に報告書として取りまとめ、知事に報告を行いました。

県では、この報告書を踏まえ、同年8月28日に福島県環境審議会に「福島県の新たな環境影響評価制度について」諮問を行い、同年10月22日に、同審議会から、条例を制定し、対象事業の範囲を拡大するとともに、手続を充実させることなどを内容とする答申がなされました。

県では、この答申を踏まえ、同年12月22日に「福島県環境影響評価条例」を公布し、その後、同条例施行規則や環境影響評価を行うために必要な事項を定めた技術指針を整備して平成11年6月12日に施行しました。

この条例で対象とする事業は、旧要綱のゴルフ場等のレクリエーション施設の建設事業に、環境影響評価法で対象とする事業、工場・事業場の設置事業、土石の採取事業などを加え、対象事業の拡大を図っております。

また、手続面においては、方法書の導入による早期段階からの住民等の参加・情報交流機会の拡大、環境影響評価においては、「地域を特徴づける生態系」や「人と自然との触れ合いの活動の場」等の評価項目の拡大など制度の大幅な充実を図り、事業の実施主体ばかりでなく、住民、行政等各主体の役割分担を明確にしています。

4 福島県環境基本計画の策定

(1) 福島県環境基本計画策定の目的、経過

平成8年3月に制定された福島県環境基本条例第10条に基づき、本県の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、福島県環境基本計画を福島県環境審議会における審議を経て、平成9年3月に策定しました。

(2) 計画の概要

ア 計画の性格

(ア) 県政運営の基本指針として策定された「ふくしま新世紀プラン」の基本目標である「21世紀の新しい生活圏—美しいふくしま—の創造」を、環境の面から実現することを目指した計画です。

(イ) 県の各種計画の策定や施策の実施に際し、本県の環境保全に関する基本的な方向を示すものとして位置付けられる計画です。

(ウ) 県の環境施策はもとより、県民、事業者、市町村などに期待される取組みをも含めて、本県の環境保全の基本的な考え方を示すとともに、各主体相互の協力・連携を図るための計画です。

イ 計画の期間

21世紀前半を展望しつつ、21世紀初頭までの施策の方向を明らかにしました。なお、県長期総合計画の策定等に対応し、見直しを図るものとしています。

ウ 計画の目標

県民、事業者及び行政が相互に協力し合って、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、「人と自然が共生できるふるさと福島」の実現を目指すことを目的としています。

エ 計画の基本方針

目標を実現するため、次の五つの基本方針に基づき各種施策を推進します。また、これら施策を総合的、効果的に推進するため、各種施策の共通的基盤となる施策を推進することとしています。

(ア) 環境への負荷の少ない循環を基調とする地域社会の構築

(イ) 人と自然との共生の確保

(ウ) 快適な生活環境の保全と創造

(エ) 環境保全活動への参加と連携

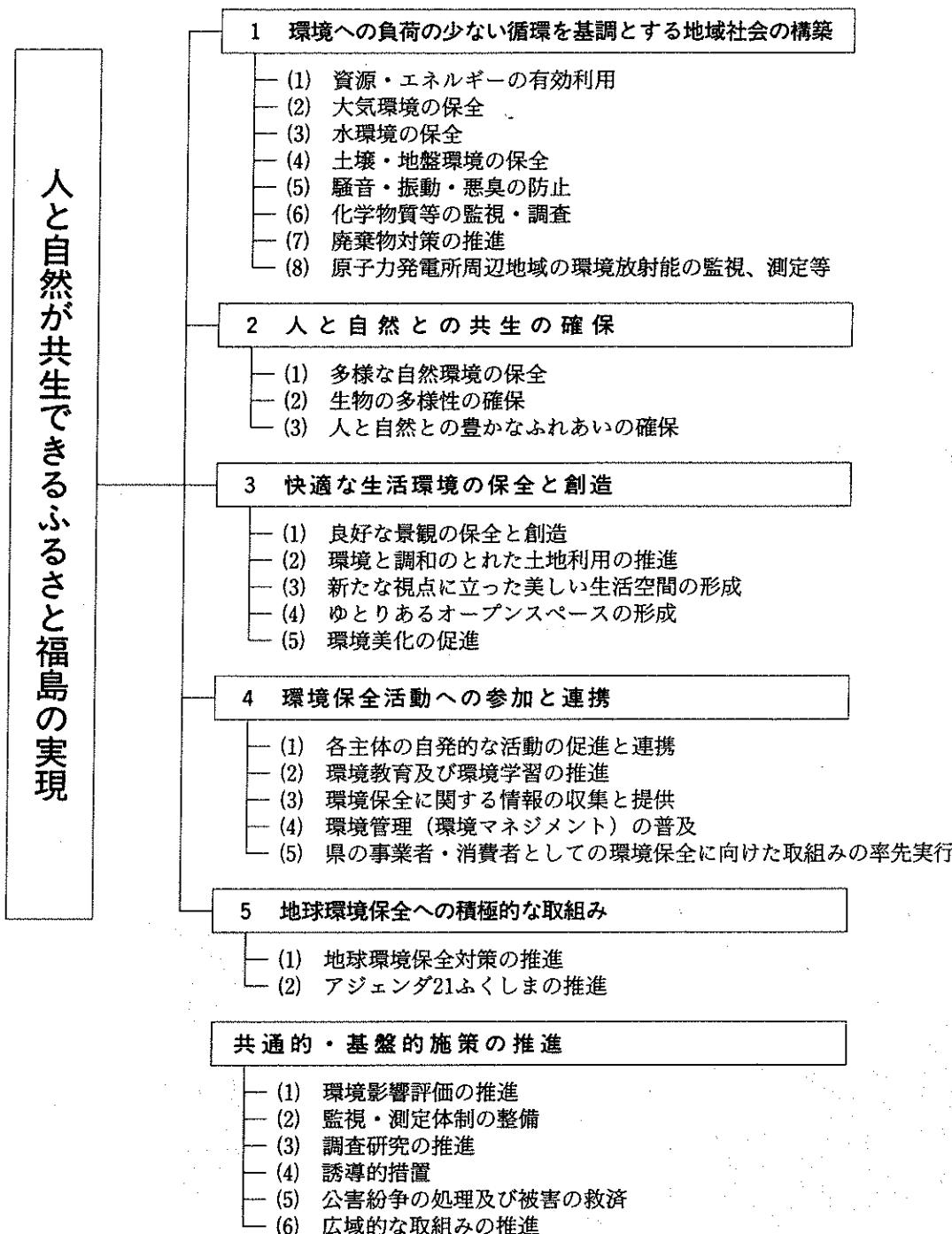
(オ) 地球環境保全への積極的な取組み

◎ 共通的・基盤的施策の推進

オ 計画における施策の体系

施策の体系は表-1のとおりです。

表－1 福島県環境基本計画施策体系



カ 計画における各主体の役割

生活様式や経済社会システム全体を、今までよりも環境への負荷の少ないものへ転換していくためには、原料採取、製造、流通、消費、廃棄の各段階における環境負荷の低減、自然との共生、快適な環境の確保、環境保全活動への参加と連携及び地球環境保全のための取組みを推進する必要があることから、県は、環境基本計画に掲げる環境の保全のための各種施策を積極的に推進することを示すとともに、県民、事業者、市町村の各主体において期待される環境保全のための取組みを示しています。

キ 事業の実施に当たっての環境への配慮事項

計画の目標を実現するためには、各種事業の立案や実施に際して、地域の環境条件を考慮した立地の選定が行われ、環境特性に適した事業が行われることが重要です。

特に、周辺の環境や景観に影響を及ぼすおそれのある事業の立案や実施に際しては、計画に示した「各種事業の実施に当たっての配慮事項」や「土地利用に当たっての配慮事項」に配慮していくことが重要であることを示しています。

ク 計画の推進

計画の推進のため、進行管理体制を定めるとともに、計画の普及、見直しについて定めています。

5 「アジェンダ21ふくしま」の策定

地球の温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などの環境問題が、人類の生存基盤である地球環境そのものにとって大きな脅威となっていることから、世界の各国が協力して地球環境問題に取り組むため、平成4年6月、ブラジルで「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」が開催され、持続可能な開発を実現するための21世紀に向けた人類の具体的な行動計画として「アジェンダ21」が採択されました。アジェンダ（agenda）とは、英語で本来「課題」、「今から取り組んでいくべき課題一覧」を表す単語で、「アジェンダ21」は21世紀に向けた課題という意味を持っています。

「アジェンダ21」では、市民にもっとも近い立場にある地方公共団体が、地域住民との合意を図りながら、地域の立場からの具体的な行動計画「ローカルアジェンダ21」を策定し、地域に根ざした取組みをすすめることを求めています。

このため本県においても、平成7年度に学識経験者、市民団体、事業者団体及び市町村の代表者等30人からなる「アジェンダ21ふくしま策定懇談会」を設置し、4回に渡って検討を行いました。その結果、すべての主体が自主的・積極的に参加できる具体的な行動計画が提言として取りまとめられ、この提言を受けて平成8年3月27日に「アジェンダ21ふくしま」を策定しました。

(1) 基本目標及び理念

「ふくしま新世紀プラン」の『—21世紀の新しい生活圏—美しいふくしま—の創造』を基本目標に据え、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式や社会経済活動を見直して、私たち自身の毎日の生活や地域の社会経済活動等に伴って生ずる環境への負荷をできるかぎり少ないものにし、持続的発展が可能な環境保全型社会の実現を目指します。

また、美しい自然、美しいまち、美しい心が織りなす質の高い生活空間の創造に向けて、人と自然との豊かな交流、すなわち、人間と自然との共生の確保を図り、本県の恵み豊かな環境とかけがえのない健全な地球環境を次の世代に継承します。

(2) 主要課題

ア 自然と共生する地域づくりの推進

尾瀬や裏磐梯などに代表されるすぐれた自然の保全に努め、次世代に引き継いでいくために、自然環境に親しむとともに、人間と自然との関わりについて理解を深め、自然と共生する地域づくりの推進を図ります。

イ 環境への負荷が少ないライフスタイルの確立

私たちの豊かで便利な生活が膨大な量のエネルギーと資源を消費し、地球環境に大きな負荷を与えて地球温暖化などの地球環境問題を生じさせていることから、県民一人一人が環境問題に対する理解を深め、環境への負荷が少ないライフスタイルの確立を図ります。

ウ 環境に配慮した社会システムづくりの推進

持続的発展が可能な社会の実現に向けて、私たちのライフスタイルも含め、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムを見直して、限りある資源を有効に利用する環境に配慮した循環型の社会システムづくりの推進を図ります。

(3) 具体的な行動

ア 自然と共生する地域づくりの推進

- (ア) すぐれた自然や身近な自然に親しみ、これらの自然を守ります。
- (イ) みどり環境の保全と創造をすすめます。
- (ウ) 水環境の保全と水の有効利用をすすめます。
- (エ) 生物にやさしい地域づくりをすすめます。
- (オ) 環境に配慮した農林漁業の推進につとめます。

イ 環境への負荷が少ないライフスタイルの確立

- (ア) 省エネルギー・省資源型ライフスタイルの実践につとめます。
- (イ) ごみ減量化とリサイクルをすすめます。
- (ウ) 環境にやさしい商品の使用につとめます。
- (エ) 環境に配慮した交通手段の利用につとめます。
- (オ) 環境教育・環境学習や環境保全実践活動をすすめます。

ウ 環境に配慮した社会システムづくりの推進

- (ア) エネルギーの効率的な利用をすすめます。
- (イ) リサイクル社会の確立と廃棄物の適正な処理につとめます。
- (ウ) 環境に配慮した事業活動の推進につとめます。
- (エ) 環境にやさしいまちづくりをすすめます。
- (オ) 地球環境保全に向けた国際協力をすすめます。

(4) 行動計画の推進

「アジェンダ21ふくしま」の推進に当たっては、県民、事業者、行政の各分野から広い参加を得て、推進組織を設置し、これを構成する各主体の取組み状況の把握や必要な情報の提供などを行うとともに、各主体の取組みについての的確な評価を行い、行動計画の円滑な推進に努めることと、県内それぞれの地域で、地域の特性を踏まえたより具体的な推進を図る必要があります。

このため、県民、事業者、行政のパートナーシップのもとに、それぞれの主体的な取組みと相互の密接・広範な連携による環境保全活動を推進する組織として、県全体では「うつくしま環境パートナーシップ会議」を、各地方振興局単位では「地方環境パートナーシップ会議」を設立し「アジェンダ21ふくしま」の推進を図っています。

6 福島県地球温暖化防止対策地域推進計画の策定

(1) 福島県地球温暖化防止対策地域推進計画策定の目的、経過

平成9年12月に開催された「地球温暖化防止京都会議(COP3)」で採択された京都議定書では、日本は1990年に比べて温室効果ガスを6%削減することが義務づけられ、同時に先進国全体でも5%以上削減することとなりました。

日本は、世界第四番目の温室効果ガス排出国であることを認識して、平成2年に「地球温暖化防止行動計画」を策定し、平成10年には「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」を制定し、具体的な対策を推進しつつあります。

このような背景の中で、福島県では地域として地球温暖化防止対策の具体的な推進を図るために、平成11年3月に「福島県地球温暖化防止対策地域推進計画」を策定しました。

(2) 計画の概要

ア 計画の基本方針

県内から排出される温室効果ガスを抑制する対策を推進していくため、温室効果ガスの削減目標を掲げ、その実現に向けて県民、事業者、行政が自主的に取り組むべき行動とその効果を示し、進捗状況を

確認しつつ、系統的に削減行動を推進していくことを目的としています。

イ 計画の対象ガス

京都議定書と同じ二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)の6物質としています。

ウ 計画の達成目標と目標期間

2010年までに温室効果ガスの排出量を1990年比8%削減することを目標とします。ただし、HFC、PFC、SF₆については基準年を1995年とします。

エ 温室効果ガスの排出状況と将来予測

県内で排出される温室効果ガスの総排出量は、炭素換算で1990年が569万t、1996年で663万2千tと推計されています。この内訳をみると二酸化炭素が88.2%を占めています。

また、将来の人口や社会経済動向を踏まえた2010年での排出量は、759万2千tになることが予測されます。

オ 計画の位置づけ

本計画は、「福島県環境基本計画」における環境施策体系の中で、地球温暖化防止という個別計画として位置づけられ、「ふくしま新世紀プラン」に示された県全体の施策と横断的な関わりを有するものです。

また、平成8年3月に、地球環境問題全般を対象とする広範な行動計画として「アジェンダ21ふくしま」を策定していますが、本計画は対象範囲を地球温暖化の問題に限定し、県内の二酸化炭素等の温室効果ガスの排出状況を把握するとともに、目標年における削減目標値を設定し、この削減目標を達成するために、県内の温室効果ガスの削減目標に向けた実践行動の推進に県民が一丸となって取り組むための計画と位置づけています。

カ 温室効果ガスの削減量の推計

(単位:千t-C)

	基準年の排出量 HFC、PFC、SF ₆ は、1995年を 基準年とする	2010年の排出量 対策を講じない場合	2010年の 削減量	2010年の 排出量 (対策後)	基準年比 削減量 (%)
二酸化炭素	5,095	6,697	1,938	4,759	6.6
メタン	276	319	27	292	-5.8
亜酸化窒素	129	179	44	135	-4.7
H F C	72	81	57	24	66.7
P F C	55	63	36	27	50.9
S F ₆	223	253	170	83	62.8
合計	5,850	7,592	2,272	5,320	9.1
森林の二酸化炭素吸収量	-921	-863	-	58	-
森林の二酸化炭素吸収量を考慮した排出量	-	-	-	5,378	8.1

キ 計画の推進体制

(ア) 自主的な活動の推進体制

県民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じた取組みを推進し、各主体間で相互に連携・協力することが必要です。

- a 県民・民間団体に対しては、計画の普及啓発や情報の提供を行い、自主的な実践行動を促します。
- b 事業者団体に対しては、その団体内に地球温暖化防止対策に係る組織の設置を要請するなどして、組織的な取組みを促します。
- c 県及び市町村は、行政として率先して行動するとともに、住民への周知を図っていきます。また、多様な主体が意見を交流させる場として、「うつくしま環境パートナーシップ会議」などを活用して、目的達成のために実践行動を推進します。

(イ) 進行管理体制

目的達成のために、計画に定めた温室効果ガスの削減のための行動が実践されているか、また、削減量が確保されているかなどについて管理していく必要があります。このため、アンケート調査や簡易排出量算定システムの結果に基づき、施策や取組みに関する課題を検証し、施策の見直しを行うなどして、目標の達成に向けて推進していきます。

7 いわき地域公害防止計画

(1) 計画の概要

公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、現に公害が著しく又は著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ、公害の防止を図ることが困難であると認められる地域において、内閣総理大臣の指示のもとに関係都道府県知事が策定する地域計画であり、本県では、いわき地域について策定しています。

いわき地域では、昭和37年の産炭地域の指定や昭和39年の新産都市の指定を契機として、重要港湾である小名浜港の整備や臨海工業団地の造成など多くの公共投資や地域開発が行われ、小名浜港を中心とした臨海工業団地を核として、化学工業や非鉄金属精錬等の基礎素材型産業を主体に工業の集積が進められ、これらの重化学工業を基幹産業として急速に発展してきました。

このため、この地域の大気質、水質等の環境質の悪化を招き、また、人口の急激な都市への集中により都市施設整備の立ち遅れや住工混在地区が生じ、生活環境の悪化の問題等が発生しました。

本計画は、このような状況の中で、昭和49年度を初年度とする五箇年計画として策定されて以来、これまでに5期、25年（昭和49年度～平成10年度）にわたり計画が実施され、発生源に対する各種規制、土地利用の適正化等の施策が進められるとともに、下水道の整備、廃棄物処理施設の整備、河川しゅんせつ、公園・緑地等の整備など、各種の公共事業について重点的な投資が図られた結果、当地域の環境質は一時期の危機的状況を脱し、全般的に改善されてきました。

しかし、依然として本計画の目標である環境基準の達成が実現できない項目が残されていることに加え、常磐自動車道の延伸やいわき四倉中核工業団地の造成、小名浜港の整備等に伴い、企業の立地や人口の増加等が見込まれていることから、今後も引き続き、総合的な公害防止施策を講じる必要があると判断されたため、平成11年10月に内閣総理大臣から新たな公害防止計画（6期目：計画期間 平成11年度～平成15年度）の策定指示があり、平成11年度中に新たな計画を策定することとしています。

今回策定する計画では、「道路交通公害対策；国道6号等主要幹線道路沿道における騒音の防止を図ること、「都市内河川の水質汚濁対策；大久川等水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図る」及び「廃棄物・リサイクル対策；事業者及び住民等すべての主体の参加による廃棄物・リサイクル対策を推進し、環境への負荷の低減を図る」ことを主要課題とすることとしています。

表-2 いわき地域公害防止計画の概要

項目	名称	いわき地域公害防止計画
経過	基礎調査	〔昭和47年度〕
	計画策定指示	〔昭和48年7月3日〕
	計画承認	〔昭和49年12月27日〕
	計画(見直し)指示	〔昭和54年8月17日〕〔昭和59年9月21日〕〔平成元年9月8日〕〔平成6年9月20日〕 〔平成11年10月15日〕
地域の概要	計画(見直し)承認	〔昭和55年3月18日〕〔昭和60年3月8日〕〔平成2年3月13日〕〔平成7年3月13日〕
	地域の範囲	いわき市全域
	面積(平10.10.1)	1,231.13km ²
	人口(平10.10.1)	362,002人
計画の実施期間	製造品出荷額等(平成10年)	10,698億円
	前計画(平成6~10年度)の主要課題の施策の概要	〔1期(昭和49~53年度)〕〔3期(昭和59~63年度)〕〔5期(平成6年度~平成10年度)〕 〔2期(昭和54~58年度)〕〔4期(平成元~5年度)〕
	道路交通公害対策	・最新規制適合車の導入 ・バイパス道路の整備、交差点立体化 ・工場・事業場に対する排水規制の遵守徹底指導 ・下水道の整備、し尿処理施設、農村集落排水処理施設の整備 ・合併処理浄化槽の設置促進 ・監視測定体制の整備 ・沿道環境整備 ・監視体制の整備 ・河川のしゅんせつ
	前計画事業費	地方公共団体が講じる対策 1,068億円(公害対策577億円、公害関連491億円) 事業者が講じる対策 107億円 総額 1,175億円

環境保全課調べ

(2) 計画の進捗状況

前計画(平成6~10年度)に基づいて実施した事業は表-3のとおりで、おおむね順調に進行しました。

表-3 いわき地域公害防止計画の進捗状況

区分	事業名	総計画事業費 A	平成10年度実績額	平成6~10年度累計 B	進捗率 B/A
公害対策事業	公共下水道(終末処理場)	(百万円) 3,832	(百万円) 1,854	(百万円) 4,772	124.5
	廃棄物処理施設(一般廃棄物処理)	29,263	14,846	22,304	76.2
	監視測定設備等	78	17	56	71.8
	計	33,173	16,717	27,132	81.8
公害関連事業	特例負担適用事業 公共下水道(管渠)等	24,579	9,078	25,811	105.0
	計	24,579	9,078	25,811	105.0
	合計	57,752	25,795	52,943	91.7
公園緑地等整備 交通対策(交差点立体化等)	公園緑地等整備	15,349	2,947	15,516	101.1
	交通対策(交差点立体化等)	33,728	5,572	39,753	117.9
	合計	49,077	8,519	55,269	112.6
総計		106,829	34,314	108,211	101.3

環境保全課調べ

8 平成11年度環境保全施策

(1) 重点施策

ア 環境への負荷の少ない社会の構築

今日の複雑多様化する新たな環境問題に対処するため、「福島県環境基本条例」や「アジェンダ21ふくしま」に基づき、「213万人エコライフ実践推進事業」として、環境保全推進員（うつくしまエコリーダー）の養成講座の開催や県民を対象とする地球環境保全のための各種講座の開催、さらには環境保全活動団体の支援等を行い、環境教育・学習の推進及び環境保全活動基盤の整備を図り、県民・事業者の環境保全への理解を深めるとともに、県内各地域における環境保全活動を一層促進します。

また、平成10年度に制定した「福島県環境影響評価条例」を、「環境影響評価法」の施行と合わせ、平成11年6月12日に施行し、環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例の適切な運用を行っていきます。

イ 自然環境の保全と活用

本県のすぐれた自然環境を保全するため、自然保護指導員等の配置や活動強化、ニュージーランドとの自然公園に関する交流事業、貴重な自然を保全するための調査、植生の保護・復元などを行い、保全対策の強化に努めます。

また、自然公園等の保全と適正な利用を推進するため、各種行為の規制・指導及び自然歩道等の自然に親しむための施設整備を行うとともに、自然歩道や公衆トイレ等の施設整備の促進を図ります。

さらに、福島県の自然公園のシンボルとなっている裏磐梯地域（浄土平地区を含む）において、その優れた自然環境の保全と適正利用を推進するため、自然公園核心地域総合整備事業（緑のダイヤモンド計画）に基づき、自然環境保全修復事業や自然体験フィールド整備事業などを計画的、総合的に進めていきます。

ウ 野生動植物の保護管理

野生鳥獣や昆虫・植物などは、自然環境を構成する重要な要素の一つです。こうした本県の貴重な野生動植物の保護保全の基礎資料とするため、県版レッドデータブックの作成に向けて、県内の希少野生動植物の調査を行います。

また、鳥獣保護区の設定などにより鳥獣の保護増殖を図るとともに、有害鳥獣の駆除及び狩猟の適正化を図り、生活環境の改善に努めます。

エ 廃棄物処理対策の推進

ごみの減量化と再生利用の推進を図るため、県民への啓発及び支援を行い、民間と行政が一体となった広域的な事業を展開し、平成9年4月から本格施行となった容器包装リサイクル法に基づき本格的に開始された分別収集について、市町村への指導及び支援と住民への普及及び啓発を行うとともに、ダイオキシン対策等様々な課題に対応するためのごみ処理の広域化を推進します。

また、合併処理浄化槽の整備に対する補助制度の充実を図り、合併処理浄化槽の設置をより一層促進して、公共用水域の水質汚濁防止を進めていきます。

さらに、産業廃棄物の処理については、第五次福島県産業廃棄物処理計画に基づき、適正処理と減量化・再利用の推進、不法投棄等の防止対策の強化を図るとともに、公共関与による集中地区環境整備センター（仮称）設置事業を推進します。

オ 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進

原子力発電に対する県民のより一層の理解を得るために、各種広報媒体等を通じて正しい知識の普及啓発活動を推進します。また、原子力発電所周辺地域の安全を確保するため、「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」に基づき、原子力発電所への立入調査、状況確認等を実施するほか、環境放射能の監視、分析、測定体制の充実強化を図ります。

カ 環境汚染防止対策と水環境の保全の推進

環境汚染の状況を把握するため、大気の汚染や水質の汚濁を常時監視するとともに、「福島県生活環境の保全等に関する条例」に対応した各種の環境汚染防止対策を推進していきます。

また、安全で快適で豊かな水環境の創出に向けて策定した「福島県水環境保全基本計画」（平成8年3月策定）に基づき、生活排水対策や工場排水対策を推進するとともに、県民参加による水環境保全活動を活性化させ、水環境保全意識の高揚を図っていきます。

さらに、水質汚濁の進行が懸念される猪苗代湖の水環境を保全するため、県民・事業者・行政が一体となって取り組める推進計画を策定するとともに、「裏磐梯水質保全基本計画」（平成5年3月策定）に基づいて、檜原湖などの水質保全対策を推進していきます。

キ 環境の適正な管理の推進

緊急な課題となっている地球温暖化防止対策について、その必要性を広く県民に周知し、具体的な実践行動に取り組むための「地球温暖化防止対策地域推進計画」に基づき、二酸化炭素等温室効果ガスの排出抑制対策を推進していきます。さらに、二酸化炭素等温室効果ガスの排出割合の大きい産業部門における排出を抑制するため、業種・事業形態別の地域温暖化防止対策モデルに基づき、事業者の実践行動を促します。

また、社会問題となっているダイオキシン類について、発生源調査や環境大気、水質等の実態調査等を実施していくとともに、環境ホルモンについても、環境中の濃度の実態把握のための調査を進めています。

さらに、オゾン層保護対策として、市町村や事業者等が回収したフロンを適正に処理するための一貫したシステムを確立するため、回収フロンの収集・運搬・破壊処理に要する経費について助成を行い、また、研修会の開催等を通じフロンの適正な処理について普及啓発を行うなど、全県的に施策を推進していきます。

ク 中小企業者などの環境保全施策の支援

中小企業者などが環境保全のために行う施設等の設置、改善、又は工場・事業場の移転もしくは産業廃棄物の処理のための施設の設置、改善等を支援するため、必要な資金について、福島県環境創造資金融資制度により低金利の融資のあっせんを行います。特に、現在、ダイオキシン類への対応が社会的問題となっており、産業廃棄物焼却施設等の改善が緊急を要する課題になっているほか、二酸化炭素等の排出削減に結びつく省エネ施設やリサイクル施設への投資を誘導し、地球温暖化防止対策を推進する必要があることから、この制度資金の積極的活用を働きかけ、環境保全施設への投資を推進します。

ケ 景観形成の推進

景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、美しい県土の形成を図るため、平成11年4月1日から本格施行した「福島県景観条例」の適正かつ円滑な運用を行うとともに、景観行政に関して国、市町村等との連絡調整を図るため、「景観行政連絡会議」を開催し、本条例の運用に係る調整を図るほか、景観施策の実施に当たって連携・協力を進めています。

また、市町村の景観形成施策の支援及び県民等の景観形成活動の促進を図るため、景観アドバイザーの派遣等により、市町村及び県民等の景観形成に関する取組みを支援していきます。

さらに、景観形成に関する知識の普及を図るため、景観セミナーの開催や景観情報誌の発行等の啓発事業を実施していきます。

第2部 環境の状況と保全に関して講じた施策

第1章 環境への負荷の少ない循環を基調とする地域社会の構築

第1節 資源・エネルギーの有効利用

近年の都市化の進展や県民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本県においても、都市型及び生活型公害や廃棄物の問題などが生じてきました。

のことから、環境への負荷の少ない循環を基調とする地域社会を構築し、健全な環境を将来の世代に継承していくことが必要となっています。県では、資源やエネルギーの節約と有効利用を図るため、省資源及び資源の有効利用、省エネルギー、エネルギーの有効利用、新（未利用）エネルギーの利用などの施策を推進しています。

1 資源・エネルギーの有効利用の促進

地球にやさしい省資源・省エネセミナー（平成11年度資源を大切にする県民運動研究集会）の開催

省資源・省エネルギーについて広く県民の理解を得るために、県民、企業等が参加するセミナーを開催し、省資源・省エネルギーに対する認識と理解を深め、今後の資源・エネルギーを大切にするライフスタイルの推進に寄与するために開催します。

主 催 福島県、福島県ものを大切にする県民運動推進会議

日 時 平成12年2月（未定）

場 所 福島県福島市（予定）

参加者 一般県民

2 新（未利用）エネルギーの利用推進

太陽光発電などの新エネルギーについては、長期的なエネルギーの安定的供給の視点に加え、地球温暖化防止等、地球環境保全の観点からも導入促進の必要性が高まっています。

国は、平成9年6月に「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」を施行したのに続き、平成10年6月には総合エネルギー調査会需給部会中間報告の中で、全エネルギー供給に占める新エネルギーの割合を、2010年には、現在の約3倍に引き上げる目標を掲げています。

新エネルギーは需要地に近い分散型エネルギーという特性を持っているため、その導入は、各地域のエネルギー賦存状況や自然環境、社会環境を踏まえたうえで進めいくことが必要とされていることから、自治体レベルでの積極的な取組みが求められています。

このような情勢を踏まえ、平成11年3月に、県としての新エネルギー導入促進に向けた基本方針として、次の内容を盛り込んだ「福島県地域新エネルギービジョン」を策定しました。

- (1) 新エネルギーの導入の必要性及び導入のメリット
- (2) 本県における新エネルギーの賦存量
- (3) 本県における新エネルギーの導入目標
- (4) 導入のための施策

県では、今後、同ビジョンに基づき、県施設への率先導入をはじめとする新エネルギーの導入促進施策を展開していきます。

第2節 大気環境の保全

1 大気汚染の現状

(1) 大気汚染の監視

ア 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、環境基本法に基づいて、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの8物質について定められています。(資-12)

また、非メタン炭化水素については、光化学オキシダントの生成防止のための濃度指針が定められています。

イ 大気汚染の常時監視体制

大気汚染防止法に基づいて、県内の大気汚染の状況を監視するため、47か所に大気環境測定期局（一般環境大気測定期局44局、自動車排出ガス測定期局3局）を配置し、環境基準項目等について常時監視を行っています。(資-13)

これらの測定期局は、パソコン通信ネットワークシステムを利用した大気汚染常時監視システムにより各地区の監視局（センター局：環境センター、サブセンター局：環境センターいわき支所、県北・県中・県南・会津・相双及びいわきの各地方振興局）と結ばれており、各監視局では大気汚染の状況をリアルタイムで把握しています。また、センター局においては、県内の全測定データを一元的に管理しています。

一方、発生源施設については、15の工場・事業場を大気汚染常時監視システムと結んでおり、ばい煙の排出状況を常時監視しています。(資-14)

ウ 大気汚染の緊急時の措置

大気の汚染が著しく、人の健康又は生活環境に関する被害が生ずるおそれがある場合を「緊急時」といっています。本県では、「福島県光化学スモッグ暫定対策要綱」及び「大気汚染常時監視及び緊急時措置要綱」を制定し、大気汚染常時監視システムによる測定結果と福島地方気象台の気象情報から、このような事態の発生が予測される場合には、地域の住民に周知するとともに、工場等に対し、ばい煙の排出の削減要請を行うことなどし、こうした事態の発生の未然防止に努めています。

(2) 大気汚染の測定結果

平成10年度の県内の大気汚染の常時監視は、福島、郡山、須賀川、白河、会津若松、磐梯、双葉、相馬及びいわきの9地区18市町において、一般環境大気測定期局44局、自動車排出ガス測定期局3局（このうち、郡山地区の堂前局は平成8年8月に台新局に移設となりました。）の計47測定期局で行いました。主な測定項目は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質などです。平成10年度の測定結果を長期的評価による環境基準と比較すると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素については全測定期局で環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントについては全測定期局(30局)で環境基準を達成できませんでした。このほかに定点積算測定による降下ばいじんの測定も行っています。平成10年度の大気汚染の測定結果の概要は、次のとおりです。（表-4）

表-4 環境基準の達成状況の推移

測定項目等		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
二酸化硫黄	有効測定局数	44	44	44	44	44
	基準達成局数	44	44	44	44	44
	達成率(%)	100	100	100	100	100
二酸化窒素	有効測定局数	32	32	31	32	32
	基準達成局数	32	32	31	32	32
	達成率(%)	100	100	100	100	100
光化学オキシダント	測定局数	30	30	30	30	30
	基準達成局数	0	0	0	0	0
	達成率(%)	0	0	0	0	0
一酸化炭素	有効測定局数	3	3	2	3	3
	基準達成局数	3	3	2	3	3
	達成率(%)	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質	有効測定局数	26	26	25	27	27
	基準達成局数	22	24	21	24	27
	達成率(%)	85	92	84	89	100

(注) 1 二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については、長期的評価による環境基準の達成状況を示します。

2 有効測定局とは、年間の測定時間が6,000時間以上の局をいいます。

ア 一般環境大気測定局

(ア) 二酸化硫黄

大気中の二酸化硫黄は、石油や石炭の燃焼、硫酸の製造、金属の精錬などの事業活動や人間の生活に伴って排出されます。

平成10年度の一般環境大気中の二酸化硫黄濃度の測定は、福島3局、郡山6局、須賀川1局、白河1局、会津若松1局、磐梯1局、双葉7局、相馬8局及びいわき16局の9地区18市町44測定局で行いました。

これらの測定結果を環境基準と比較すると、年間を通しての長期的評価は、すべての測定局で環境基準を達成しましたが、日又は時間単位の短期的評価は、いわき地区の2局で環境基準を達成しませんでした。

また、年平均値は、前年度と比べるとすべての測定局で横ばい^(注)となっています。(図-1)

(注) 「横ばい」とは、前年度との差が0.004ppm以内の場合、「増加又は減少」とは、0.005ppm以上の場合をいいます。

a 福島地区

福島地区では3局で測定しましたが、二酸化硫黄の年平均値は0.003~0.004ppmの範囲で、平成9年度と比べると3局とも横ばいでました。

b 郡山地区

郡山地区では6局で測定しましたが、二酸化硫黄の年平均値は0.004~0.005ppmの範囲で、平成9年度と比べると6局とも横ばいでました。

c 須賀川地区

須賀川地区では1局で測定しましたが、二酸化硫黄の年平均値は0.005ppmで、平成9年度と比べる

と横ばいでした。

d 白河地区

白河地区では1局で測定しましたが、二酸化硫黄の年平均値は0.003ppmで、平成9年度と比べると横ばいでした。

e 会津若松地区

会津若松地区では1局で測定しましたが、二酸化硫黄の年平均値は0.004ppmで、平成9年度と比べると横ばいでした。

f 磐梯地区

磐梯地区では1局で測定しましたが、二酸化硫黄の年平均値は0.004ppmで、平成9年度と比べると横ばいでした。

g 双葉地区

双葉地区では7局で測定しましたが、二酸化硫黄の年平均値は0.002～0.003ppmの範囲で、平成9年度と比べると7局とも横ばいでした。

h 相馬地区

相馬地区では8局で測定しましたが、二酸化硫黄の年平均値は0.002～0.003ppmの範囲で、平成9年度と比べると、横ばいでした。

i いわき地区

いわき地区では16局で測定しましたが、二酸化硫黄の年平均値は0.003～0.008ppmの範囲で、平成9年度と比べると16局とも横ばいでした。

(イ) 硫素酸化物

大気中の硫素酸化物は、大半が物の燃焼に伴って発生します。この場合、直接発生するのはほとんど一酸化窒素ですが、大気中で酸化されて二酸化窒素に変化します。

平成10年度の一般環境大気中の二酸化窒素濃度の測定は、福島3局、郡山6局、須賀川1局、白河1局、会津若松1局、双葉4局、相馬4局及びいわき9局の8地区14市町29測定局で行いました。これらの測定結果を環境基準と比較すると、平成9年度同様すべての測定局で環境基準を達成しています。また、年平均値は平成9年度と比べると、すべての測定局で横ばい^(甲)でした。(図-2)

(注) 「横ばい」とは、前年度との差が0.004ppm以内の場合、「増加又は減少」とは、0.005ppm以上の場合をいいます。

(ウ) 光化学オキシダント

大気中の光化学オキシダントは、工場や自動車などから排出される窒素酸化物、炭化水素類の一次汚染物質が、太陽光線(紫外線)の作用で光化学反応を起こし、生成されるオゾン等の二次汚染物質(酸化性物質)を総称したものです。

平成10年度の一般環境大気中の光化学オキシダント濃度の測定は、福島3局、郡山6局、須賀川1局、白河1局、会津若松1局、双葉4局、相馬4局及びいわき9局の8地区14市町29測定局で行いました。これらの測定結果を環境基準と比較すると、すべての測定局で環境基準を達成できませんでした。

なお、環境基準を超えた時間の割合は、福島地区が0.2～1.4% (平成9年度1.8～8.1%)、郡山地区が1.5～6.6% (平成9年度5.5～11.5%)、須賀川地区が1.3% (平成9年度3.8%)、白河地区が2.9% (平成9年度8.1%)、会津若松地区が3.0% (平成9年度5.4%)、双葉地区が3.1～7.7% (平成9年度3.1～7.7%)、相馬地区が0.4～2.3% (平成9年度0.9～2.8%)、いわき地区が0.6～3.3% (平成9年度0.8～4.5%) でした。

また、光化学オキシダント注意報(光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上で、かつ、気

象条件から見てその状態が継続すると認められるときに発令されます。)は、平成9年度と同様に発令されませんでしたが、光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.12ppm以上となった測定局が、いわき地区で1測定局ありました。なお、これまでに注意報が発令されたのは、いわき地区で昭和50年度の3日、昭和51年度及び昭和53年度の各1日となっています。

(エ) 浮遊粒子状物質

大気中の浮遊粒子状物質は、工場や自動車などから発生するほか、地表からの発塵や火山活動などの自然現象によっても発生します。

平成10年度の一般環境大気中の浮遊粒子状物質濃度の測定は、福島2局、郡山1局、須賀川1局、白河1局、会津若松1局、双葉4局、相馬8局及びいわき6局の8地区14市町24測定局で行いました。

これらの測定結果を環境基準と比較すると、年間を通しての長期的評価はすべての測定局で環境基準を達成しましたが、日又は時間単位の短期的評価では福島地区の1局、会津若松地区の1局、相馬地区の2局、双葉地区の2局、いわき地区の3局で環境基準を達成できませんでした。なお、年平均値は平成9年度と比べると、すべての測定局で横ばい^(注)でした。(図-4)

(注) 「横ばい」とは前年度との差が0.009mg/m³以内の場合、「増加又は減少」とは、0.010mg/m³以上の場合をいいます。

(オ) 降下ばいじん

大気中の粒子状物質のうち、重力や降雨等により降下するばいじん量の測定は、平成10年度には、滝根2地点、双葉3地点、相馬5地点及びいわき7地点の4地区10市町17地点で行いました。これらの測定結果によると、年平均値は、3.0~9.7t/km²/月(平成9年度2.2~6.8t/km²/月)の範囲でした。

(カ) 炭化水素

炭化水素は、主に有機溶剤や石油類を使用する工場などのほかに自動車などからも排出されます。

平成10年度の一般環境大気中の炭化水素濃度の測定は、福島1局、会津若松1局、郡山1局、須賀川1局、白河1局、双葉1局及び相馬1局の7地区7市町7測定局で行いました。これらの測定結果のうち非メタン炭化水素濃度^(注)の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数の割合は、0.6~23.9%(平成9年度0.6~23.7%)の範囲でした。

(注) 昭和51年8月に中央公害対策審議会から、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」が答申され、この中で、光化学オキシダント生成防止のための非メタン炭化水素濃度について、午前6時~9時の3時間平均値が0.20~0.31ppmCの範囲にあることとされました。

イ 自動車排出ガス測定局

(ア) 一酸化炭素

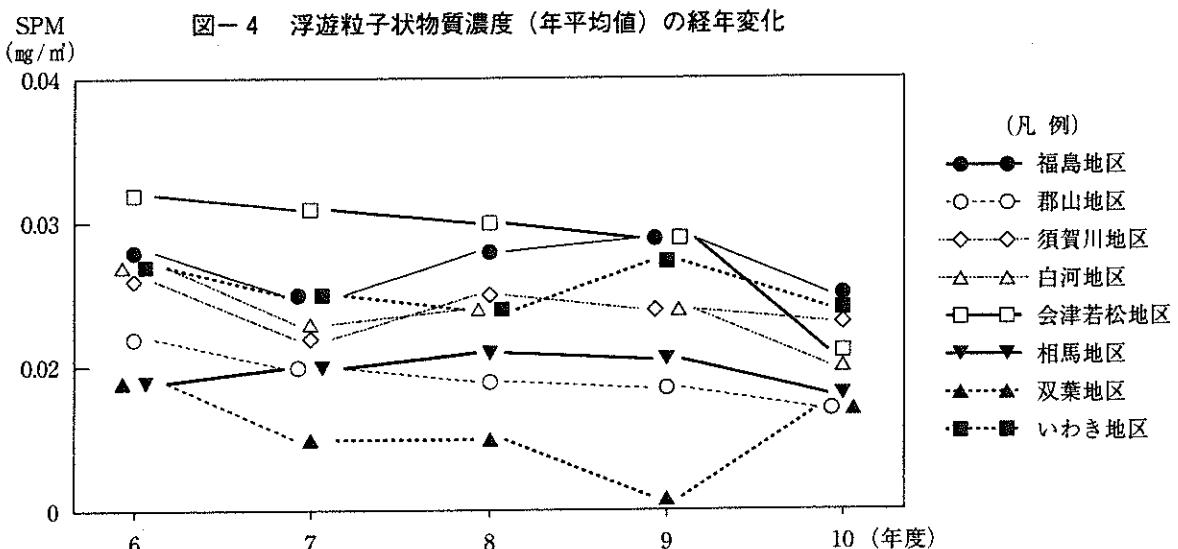
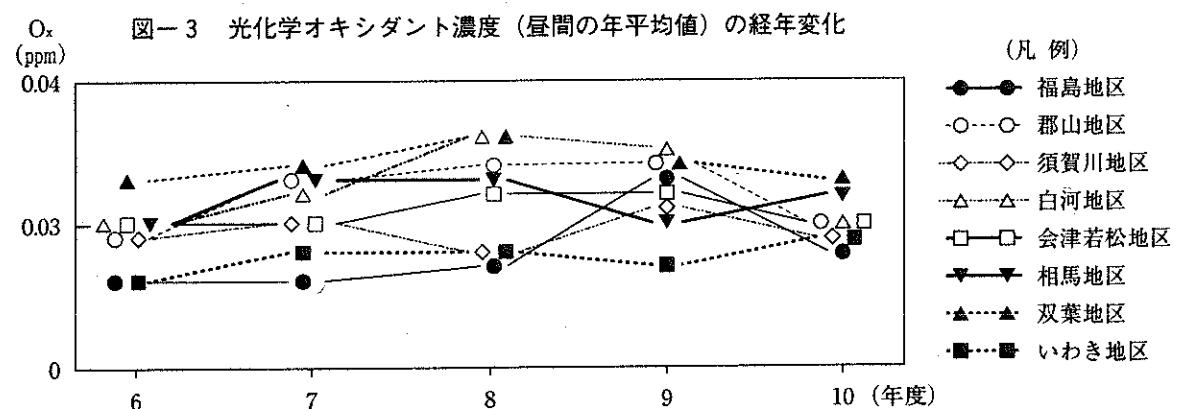
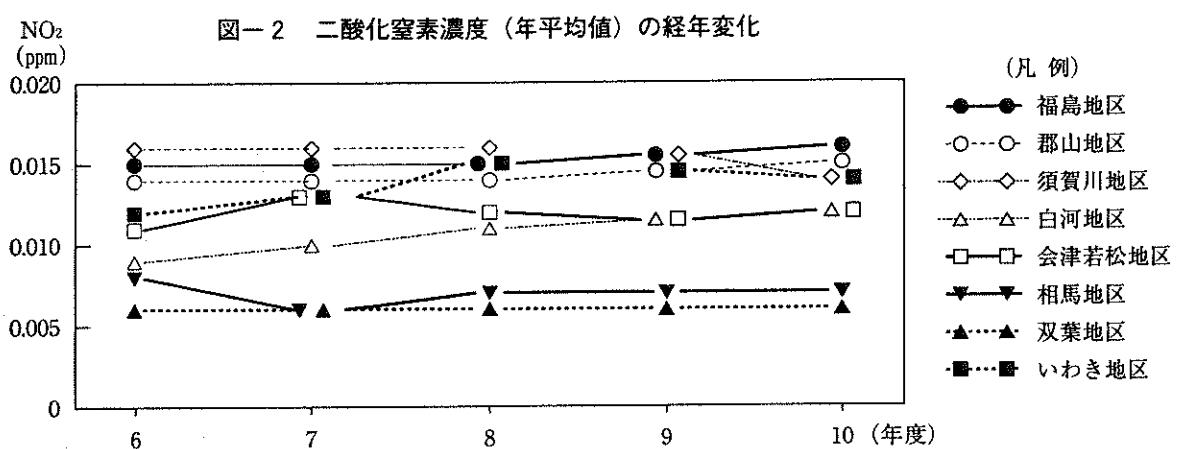
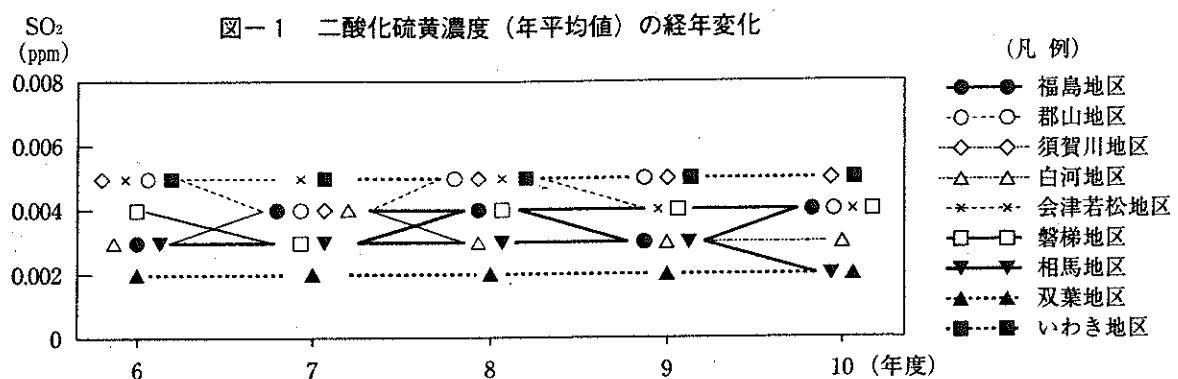
大気中の一酸化炭素は、主として物の不完全燃焼により発生しますが、そのほとんどは、自動車の排出ガスによるものと考えられています。

沿道における平成10年度の大気中の一酸化炭素濃度の測定は、福島1局、郡山1局及びいわき1局の3地区3市3測定局で行いました。これらの測定結果を環境基準と比較すると、年間を通しての長期的評価及び日又は時間単位の短期的評価とも、平成9年度と同様に環境基準を達成しています。また、年平均値は、平成9年度と比べると、横ばい^(注)でした。(図-5)

(注) 「横ばい」とは、前年度との差が0.4ppm以内の場合、「増加又は減少」とは、0.5ppm以上の場合をいいます。

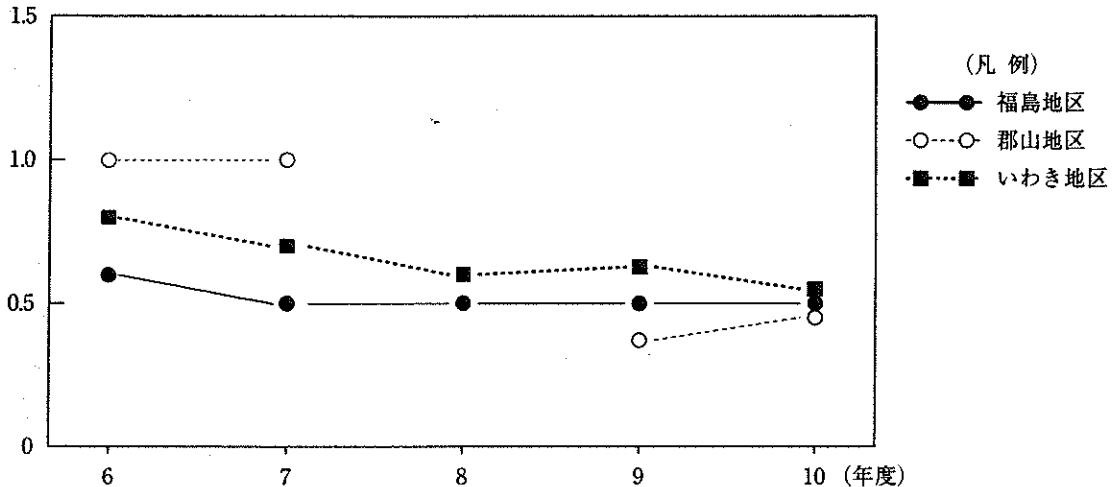
(イ) 二酸化窒素

沿道における平成10年度の大気中の二酸化窒素濃度の測定は、福島1局、郡山1局及びいわき1局の3地区3市3測定局で行いました。これらの測定結果を環境基準と比較すると、平成9年度と同様に環境基準を達成しています。また、年平均値は平成9年度と比べると、横ばいでました。(図-6)



CO
(ppm)
1.5

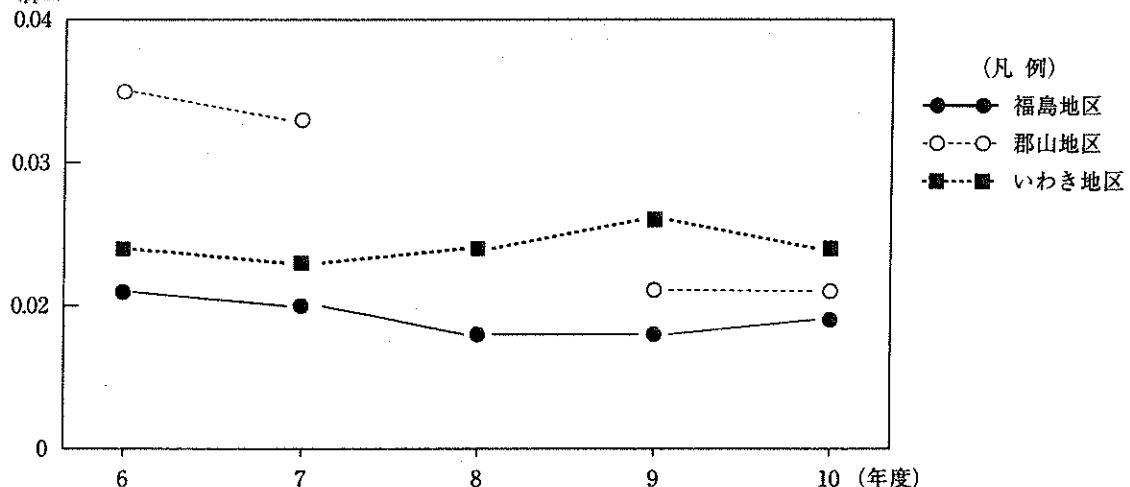
図-5 一酸化炭素濃度（年平均値）の経年変化



（注） 郡山地区の8年度については、測定時間が6,000時間未満のため評価対象外により記載していません。

NO₂
(ppm)
0.04

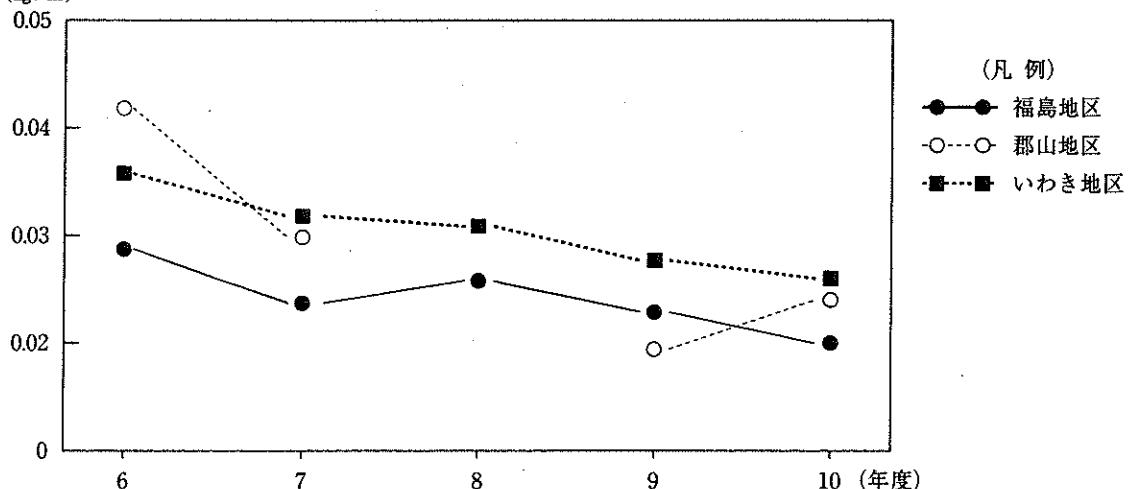
図-6 二酸化窒素濃度（年平均値）の経年変化



（注） 郡山地区の8年度については、測定時間が6,000時間未満のため評価対象外により記載していません。

SPM
(mg/m³)
0.05

図-7 浮遊粒子状物質濃度（年平均値）の経年変化



（注） 郡山地区の8年度については、測定時間が6,000時間未満のため評価対象外により記載していません。

(イ) 光化学オキシダント

沿道における平成10年度の大気中の光化学オキシダント濃度の測定は、福島1局で行いました。この測定結果を環境基準と比較すると、平成9年度と同様に環境基準は達成できませんでした。また、環境基準を超えた時間の割合は、0.2%（平成9年度1.0%）でした。

(ロ) 二酸化硫黄

沿道における平成10年度の大気中の二酸化硫黄濃度の測定は、福島1局で行いました。この測定結果を環境基準と比較すると、年間を通しての長期的評価及び日又は時間単位の短期的評価とも、平成9年度と同様に環境基準を達成しています。また、年平均値は平成9年度と比べると、横ばいでした。

(ハ) 浮遊粒子状物質

沿道における平成10年度の大気中の浮遊粒子状物質濃度の測定は、福島1局、郡山1局及びいわき1局の3地区3市3測定局で行いました。これらの測定結果を環境基準と比較すると、年間を通しての長期的評価では全ての測定局で環境基準を達成しました。日又は時間単位の短期的評価は、いわき地区の1局で環境基準を達成しませんでした。なお、年平均値は平成9年度と比べると横ばいでした。

（図-7）

ウ 特定粉じん

平成元年6月に特定粉じんに指定されたアスベスト（石綿）は、昭和30年頃から昭和50年までに建設された建築物に防音・断熱・保温等のために広く使用されてきました。

このため、本県では、昭和62年度に「化学物質環境対策連絡会議」においてアスベスト対策の検討を重ねるとともに、公的施設における吹付け石綿使用実態調査を行い、16,876施設中237施設（1.4%）で吹付け石綿が使用されていることがわかりました。

そこで、県では、昭和62年10月に県土木部が策定した「県有施設に係る吹付け石綿改修暫定指針」に基づいて、吹付け石綿使用施設の改修について関係者を指導するとともに、52の県有施設については、昭和63年度から平成2年度の3年計画で改修を行い、すべて改修済みとなっています。

また、県では、昭和63年度から県内4方部（福島、郡山、会津若松及びいわき）において、一般環境大気中のアスベスト濃度の推移を把握するため、平成5年度まで継続調査を行いました。

その結果は0.03～1.82 f / ℓ の範囲で、労働作業環境のばく露限界（2,000 f / ℓ）のおよそ1/67000～1/1100の濃度のレベルであることから、特に問題となる濃度ではないと考えられています。

エ 有害大気汚染物質モニタリング

平成8年5月に大気汚染防止法が改正され、新たに有害大気汚染物質対策が盛り込まれたことに基づき、県内の有害大気汚染物質による大気の汚染状況の実態を把握し、適切な大気汚染防止対策を実施するため、平成9年度から新たに測定を開始しました。

調査対象物質は、環境基準の定められている3物質（テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン）と大気環境指針値の示されているダイオキシン類、環境基準等の定められていない7物質（塩化ビニルモノマー、1,3-ブタジエン、アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド、ベリリウム、クロム及びその化合物、ヒ素及びその化合物）の計10物質です。（表-5）

調査地点については、ダイオキシン類以外の物質は、福島市、郡山市、矢吹町、会津若松市及びいわき市の4市1町において、一般環境について4地点、道路の沿道について1地点、発生源周辺について3地点の計8地点で測定を行いました。（表-6）

測定結果は次のとおりです。

(ア) 環境基準の達成状況（表-7）

環境基準の定められている3項目のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの2物質については、全ての調査地点で環境基準を達成しましたが、ベンゼンについては、一般環境、沿道及び

発生源周辺の3地点で環境基準を達成しませんでした。

(1) その他の物質の状況(表-7)

環境基準等の定められていない7項目については、全ての調査地点において、環境庁の「平成9年度地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果」での全国の濃度と同程度でした。

表-5 環境基準

物質名	環境基準(平成9年2月4日環境庁告示第4号)
ベンゼン	一年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	一年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	一年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。

表-6 測定地点(ダイオキシン類以外)

地域分類 (地点数)	市町村	測定地点	用途地域	機関
一般環境 (4)	福島市	古川局	第一種住居地域	福島県
	郡山市	朝日局	第一種住居地域	郡山市
	会津若松市	会津若松局	第二種住居地域	福島県
	いわき市	揚土局	第二種住居地域	いわき市
沿道(1)	福島市	県庁東分庁舎	第二種住居地域	福島県
発生源周辺 (3)	郡山市	芳賀局	第一種住居地域	郡山市
	矢吹町	矢吹町内	用途地域外	福島県
	いわき市	愛宕下局	第二種住居地域	いわき市

表-7 平成10年度有害大気汚染物質モニタリングの結果(ダイオキシン類以外)

(単位: μg/m³±)

物質名	地域分類	地点数	平均値	最小値	最大値	環境基準値
ベンゼン	一般環境	4	2.6	2.0	3.1	3
	沿道	1	4.8	—	—	
	発生源周辺	3	3.6	1.7	6.9	
トリクロロエチレン	一般環境	4	1.3	0.40	2.5	200
	発生源周辺	3	28	1.7	78	
テトラクロロエチレン	一般環境	4	0.25	0.17	0.30	200
	発生源周辺	3	0.32	0.25	0.43	
塩化ビニルモノマー	一般環境	4	0.038	0.017	0.090	—
	発生源周辺	2	0.083	0.025	0.14	
1,3-ブタジエン	一般環境	4	0.41	0.31	0.48	—
	沿道	1	0.97	—	—	
	発生源周辺	2	0.51	0.46	0.55	

物質名	地域分類	地点数	平均値	最小値	最大値	環境基準値
ベリリウム及びその化合物 (ng/m ³)	一般環境	4	0.066	0.012	0.20	—
	発生源周辺	2	0.13	0.052	0.20	
クロム及びその化合物 (ng/m ³)	一般環境	4	1.9	0.42	3.1	—
	発生源周辺	2	3.7	1.0	6.3	
ヒ素及びその化合物 (ng/m ³)	一般環境	4	1.8	1.2	2.7	—
	発生源周辺	2	4.5	2.6	6.3	
アセトアルデヒド	沿道	1	2.3	—	—	—
ホルムアルデヒド	沿道	1	3.4	—	—	—

※ ベリリウム及びその化合物、クロム及びその化合物、ヒ素及びその化合物の濃度単位は ng/m³

2 大気汚染防止対策

(1) 法令による規制

大気の汚染に係る環境基準の維持達成を目標として、大気汚染の原因物質を排出するばい煙発生施設等に対し、大気汚染防止法（以下、本節において「法」という。）及び福島県生活環境の保全等に関する条例（以下、本節において「条例」という。）に基づいて規制が行われています。

県は、福島県産業公害等防止条例（以下、本節において「旧条例」という。）を全面的に見直し、平成8年7月16日に条例を公布しました。条例は、平成9年4月1日から施行され、この中で法のばい煙発生施設以外の施設については、ばいじんに係るばい煙指定施設又は指定有害物質に係るばい煙指定施設等として、新たに規制が行われています。

ア 法による規制の概要

法は、工場・事業場の事業活動に伴って発生するばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（窒素酸化物、カドミウム等の5項目））について排出基準を定め、事業者には、その基準の遵守とばい煙の自主測定を義務づけています。

粉じんについては、平成元年6月の法の一部改正により、石綿が「特定粉じん」に、石綿を除くその他の粉じんが「一般粉じん」にそれぞれ指定されました。これに合わせて、特定粉じん発生施設については、工場等の敷地の境界線上での許容濃度が定められ、事業者には、その許容濃度の遵守と特定粉じんの自主測定が義務づけられました。また、一般粉じん発生施設については、粉じんの飛散防止のための施設の構造及び管理の方法等についての基準が定められています。さらに、平成8年5月の法の一部改正により、建築物の解体工事等に伴う石綿飛散防止に係る作業基準が定められ、事業者には、作業基準の遵守が義務づけられています。

アンモニア等の28種類の特定物質に係る施設については、故障、破損、その他の事故が発生し、特定物質を大気中に多量に排出した場合における事故発生の通報、応急措置や復旧措置の実施を義務づけています。

平成8年5月の法の一部改正により、有害大気汚染物質対策が追加され、事業者には排出抑制のための自主的取組みが求められています。特に指定物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類）については、指定物質抑制基準を定め、排出抑制をすることとしています。

イ 県条例によるばい煙の排出規制

法第4条第1項の規定に基づき、県は、カドミウム、塩素、塩化水素、ふつ素、鉛の有害物質について「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（いわゆる上乗せ条例）により、施設の種類及び適用地域を限定して、法に定める排出基準より厳しい排出基準（い

わゆる上乗せ排出基準) を定めています。

平成9年4月1日から施行された条例では、旧条例のばいじんに係る規制対象施設の見直しにより、法のばい煙発生施設以外の5施設を新たに「ばいじんに係るばい煙指定施設」として指定しています。

有害物質に係る規制対象施設についても、法との整合を図りながら、新たに10施設を「有害物質に係るばい煙指定施設」として指定しています。

粉じんに係る規制対象施設では、法との整合を図りながら、特定粉じん指定施設として新たに2施設を、一般粉じん指定施設として旧条例の2施設をそれぞれ指定しています。

(2) ばい煙発生施設等の概要

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設等の平成11年3月末における届出件数は、ばい煙発生施設が1,741工場・事業場で3,797施設、特定粉じん発生施設が4工場・事業場で90施設、一般粉じん発生施設が262工場・事業場で1,579施設となっています。(表-8~10)

これを施設別に見ると、ばい煙発生施設では、ボイラーが2,977施設で全体の78.4%を占めています。また、特定粉じん発生施設では、研磨機が69施設で全体の76.7%、一般粉じん発生施設では、コンベアが806施設で全体の51.0%を占めています。

これらのはい煙発生施設等の設置届出者には、法及び条例に基づく規制基準の遵守を指導するとともに、「立地企業公害対策指導指針」により設置地域の状況等を考慮した大気汚染の未然防止対策について指導しています。

建築物の解体工事等に伴う特定粉じん排出作業の届出件数は解体作業が2件、改造・補修作業が11件で、合計13件ありました。特定粉じん排出作業届出者には、法に基づく作業基準を遵守し、石綿の飛散防止対策について指導しています。

(3) ばい煙発生施設等の監視調査と指導

大気汚染物質の発生源の監視調査は、平成元年度から、ばい煙発生施設の届出や管理状況、稼動状況について書類及び現場確認を行う「届出状況確認調査」を主体とし、これにばい煙発生施設の排出基準の適合状況等の実態を調査する「煙道排ガス調査」を組み合わせて発生源監視を効率的に行い、これらの調査結果に基づいて必要な指導を行っています。

平成10年度の立入検査の実施状況は、届出状況確認調査を延べ412工場・事業場(郡山市・いわき市実施分を含む。)で、煙道排ガス調査を48工場・事業場(郡山市・いわき市実施分を含む。)で合計460工場・事業場の1,038施設について行いました。このうち、48煙道で行った煙道排ガス調査の検査項目は、延べ169項目でした。(表-11)

その結果、法・条例に基づく排出基準を超えたものはありませんでした。

これらの立入検査による指導の状況は、表-12のとおりであり、今後ともばい煙発生施設及び排ガス処理施設の適正な維持管理や使用燃料の適正化の指導を行うことにしています。

さらに、平成10年度の特定粉じん発生施設監視調査は、4工場の206施設について実施しましたが、法・条例に基づく排出基準を超えたものはありませんでした。

(4) 自動車排出ガス対策

内燃機関として石油系燃料の燃焼に伴い発生する自動車(二輪車を含む。)排出ガスは、その主成分である一酸化炭素や窒素酸化物などによって道路沿線住民の生活環境を悪化させるばかりでなく、広域的な光化学オキシダント発生の一因ともなっています。

自動車排出ガスの対策は、昭和48年度からのガソリン・LPG車に対する規制に始まり、順次強化され、昭和58年8月の環境庁告示(通称「58年度規制」という。)により、すべての自動車について許容限度が設定されました。

これらの自動車排出ガスの規制は、窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素類のアイドリング時の濃度、あ

るいは10・15モード等における排出量等について許容限度が定められ、これを基にした道路運送車両法の規定により、新規検査、継続検査及び街頭における整備不良車等に対する検査の際の排出ガスの測定が実施されています。

自動車排出ガスによる大気汚染の著しい道路の周辺区域等については、その環境濃度の測定を行い、必要によっては交通量の規制や道路構造の改善などの環境対策を実施することにしています。また、自動車排出ガス対策の一つとして、低公害車の普及が重要であり、県は平成8年度に県有自動車として電気自動車を導入しました。この電気自動車の愛称を広く県民から募集し、「うつくしまエコ太郎」に決定しました。

さらに、平成10年6月には、県の公用自動車に低公害車であるハイブリッド自動車を初めて導入しました。この導入は6台まとめてのもので、東北・北海道地域の自治体において最初となるものでした。

このハイブリッド自動車は、これまで電気自動車や天然ガス自動車、メタノール自動車などの低公害車の欠点とされてきた車両価格、走行距離及び燃料供給設備などの面が大幅に改善されたもので、環境庁の低公害車普及推進事業の補助を受けて導入したものです。

(5) スパイクタイヤ粉じん対策

冬期における自動車交通の安全確保のためにスパイクタイヤが普及したこととに伴い、積雪寒冷地の都市部を中心として、スパイクタイヤ粉じんの発生や道路の摩耗などが大きな社会問題になりました。この問題を抜本的に解決するため、平成2年6月に「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」(以下「法律」という。)が公布・施行されました。これにより、平成3年4月からは、法律に基づく指定地域内の舗装道路であって、積雪又は凍結の状態にない部分においては、スパイクタイヤの使用が禁止され、また、法律の適用が猶予されてきた大型自動車についても、平成5年4月から同様にスパイクタイヤの使用が禁止されました。

ア 法律第5条に基づく地域指定

法律第5条第1項で、「環境庁長官は、住居が集合している地域その他の地域であって、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止することにより住民の健康を保護するとともに生活環境を保全することが特に必要であるものを、指定地域として指定しなければならない。」と定められ、法律第7条では、この指定地域内の積雪又は凍結の状態にない道路の部分でのスパイクタイヤの使用が禁止されています。また、法律第8条では、この禁止規定の違反者に対し、平成4年4月から罰則(10万円以下の罰金)が適用されています。さらに、罰則の適用が猶予されていた大型車等(車両総重量が3トンを超える車)についても、平成5年4月から、その違反者に対し罰則が適用されることになりました。

本県では、国の指定要件に基づき、関係の市町村長の意見を踏まえながら、本県の自然的・社会的条件や積雪の状況、自動車の広域走行性など、県全体から見て均衡のとれた広域的な地域を指定の対象と考え、県下90市町村のうち、会津西部の14町村を除く76市町村について環境庁長官へ申出を行い、平成3年1月にこの申出どおり指定地域の指定を受けています。(図-8)

イ 道路環境整備対策

スパイクタイヤのない「新しい冬道時代」に対応した環境の整備のため、次の事業を行いました。

(ア) 除雪事業

- (イ) 凍結防止剤の散布
- (ウ) 消雪施設の整備(無散水消雪、散水消雪)
- (オ) チェーン脱着場の整備
- (オ) ロードスイーパーによる清掃

表-8 ばい煙発生施設届出件数等

(平成10年度)

施設の 項目番号		県北地方 振興局	県中地方 振興局	県南地方 振興局	会津地方 振興局	南会津地方 振興局	相双地方 振興局	いわき地方 振興局	郡山市 (中核市)	いわき市 (政令市)	計	
1	ボイラー(小型除く)	435	146	178	261	30	112(32)	121(18)	301(1)	128(4)	1,712(45)	
	小型ボイラ	292	112	92	177	43	111	131	188	119	1,265	
2	ガス発生炉	-(3)	-	-	-	-	-	-	-(2)	-	-(5)	
3	焙焼炉、焼結炉	-	-	-	-	-	-	6	-	-	6	
5	溶解炉	43	12	25	34	1	11	11	1	-	138	
6	金属加熱炉	41	8	22	30	-	1	11	2	-	115	
7	石油加熱炉	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	
9	セメント焼成炉	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	
	溶融炉	6	1	1	-	8	-	-	11	-	27	
10	その他の焼成炉	2	4	1	8	-	-	22	7	-	44	
	反応炉	-	-	-	-	-	-	7	6	-	13	
11	直火炉	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	
	骨材乾燥炉	6	9	4	10	3	7	11	10	-	60	
12	その他の乾燥炉	7	5	4	15	1	10	16	7	-	65	
	電気炉	6	-	-	2	-	-	-	-	-	8	
13	廃棄物焼却炉	26	24	16	28	10	30(2)	8	10	17	169(2)	
14	焙焼炉	1	-	-	3	-	-	-	-	-	4	
	焼結炉	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	
	溶鉱炉	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	
	転炉	-	-	-	-	-	-	5	-	-	5	
	溶解炉	-	3	-	3	-	-	3	-	-	9	
	乾燥炉	-	-	-	-	-	-	4	-	-	4	
17	塩化第二鉄製造用溶解炉	-	-	-	-	-	-	-	6	-	6	
19	塩素反応施設	-	1	-	2	-	8	28	25	-	64	
	塩化水素	反応施設	-	-	3	-	-	1	-	-	4	
	吸收施設	-	-	-	-	-	4	3	9	-	16	
21	複合肥料等製造用	反応施設	-	-	-	-	-	3	-	-	3	
	溶解炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
24	鉛精錬用溶解炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
27	硝酸製造用	吸収施設	-	-	-	-	-	-	2	-	2	
	濃縮施設	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	
28	コーグス炉	-	-	-	-	-	-	4	-	-	4	
29	ガスター・ビン	-(15)	-	-(3)	-(10)	- (1)	- (6)	-	-(11)	2(8)	2(54)	
	非常用	-(15)	-	-(1)	-(7)	- (1)	- (6)	-	-(10)	2(8)	2(48)	
30	ディーゼル機関	-(76)	-(44)	3(7)	15(59)	- (3)	1(65)	4(25)	5(29)	14(33)	42(344)	
	非常用	-(57)	-(23)	-(4)	6(41)	- (3)	2(60)	- (7)	3(25)	12(31)	23(251)	
31	ガス機関	-(1)	-	-(8)	-(1)	-	-	-	-	-	-(10)	
	非常用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
施設数		合計	865(95)	327(44)	346(18)	591(70)	96(4)	295(105)	407(33)	590(43)	280(45)	3,797(457)
工場・事業場数		構成比%	22.8	8.6	9.1	15.6	2.5	7.8	10.7	15.5	7.4	100.0
		合計	423(72)	169(36)	161(20)	293(50)	60(9)	141(41)	122(26)	245(43)	127(46)	1,741(343)
		構成比%	24.3	9.7	9.2	16.8	3.4	8.1	7.0	14.1	7.3	100.0

環境指導課調べ

(注) 上表中()内の数字は、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づく施設及び工場・事業場数を示し、届出件数等には含まれません。

表-9 特定粉じん発生施設届出件数等

(平成10年度)

施設の 項目番号		県北地方 振興局	県中地方 振興局	県南地方 振興局	会津地方 振興局	南会津地方 振興局	相双地方 振興局	いわき地方 振興局	郡山市 (中核市)	いわき市 (政令市)	計
1	解綿用機械	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	混合機	7	—	—	—	—	1	—	—	—	8
4	切断機	3	—	—	—	—	1	3	—	—	7
5	研磨機	49	—	10	—	—	9	1	—	—	69
6	切削用機械	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	破碎機・摩碎機	4	—	—	—	—	—	1	—	—	5
9	穿孔機	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
施設数	合計	64	—	10	—	—	11	5	—	—	90
	構成比(%)	71.1	—	11.1	—	—	12.2	5.6	—	—	100.0
工場・事業場数	合計	1	—	1	—	—	1	1	—	—	4
	構成比(%)	25.0	—	25.0	—	—	25.0	25.0	—	—	100.0

環境指導課調べ

表-10 一般粉じん発生施設設置届出件数等

(平成10年度)

施設の 項目番号		県北地方 振興局	県中地方 振興局	県南地方 振興局	会津地方 振興局	南会津地方 振興局	相双地方 振興局	いわき地方 振興局	郡山市 (中核市)	いわき市 (政令市)	計
1	コークス炉	—	—	—	—	—	—	4	—	—	4
2	堆積場	29	15	15	38	10	32(5)	44(3)	23	26	232(8)
3	コンベア	134	48	97	81	12	166(42)	203(59)	33	32	806(101)
4	破碎機・摩碎機	48	39	41	57	12	69(8)	44	34	1	345(8)
5	ふるい	36	25	31	16	3	40(4)	22(3)	19	—	192(7)
施設数	合計	247	127	184	192	37	307(59)	317(65)	109	59	1,579(124)
	構成比(%)	15.6	8.0	11.7	12.2	2.3	19.4	20.1	6.9	3.7	100.0
工場・事業場数	合計	35	25	31	68	9	49(2)	24(1)	14	7	262(3)
	構成比(%)	13.4	9.5	11.8	26.0	3.4	18.7	9.2	5.3	2.7	100.0

環境指導課調べ

(注) 上表中()内の数字は、電気事業法に基づく施設数等を示し、届出件数等には含まれません。

表-11 ばい煙等の立入検査実施状況

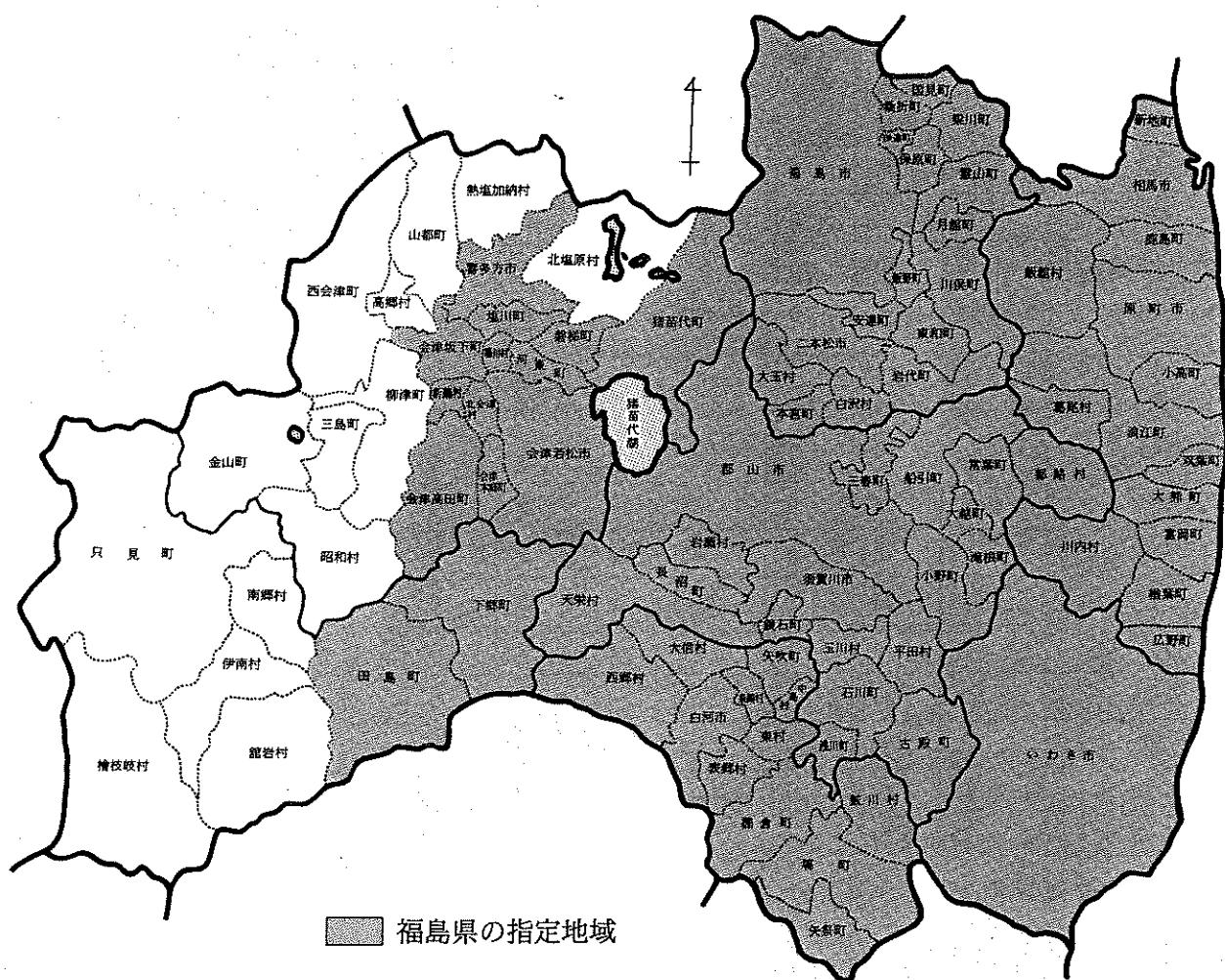
(平成10年度)

			県北地方 振興局	県中地方 振興局	県南地方 振興局	会津地方 振興局	南会津地方 振興局	相双地方 振興局	いわき地方 振興局	郡山市 (中核市)	いわき市 (政令市)	計
調 査 数	延べ 事業 場数	煙道排ガス調査	5	4	4	5	2	4	9	3	12	48
	届出状況等確認調査	72	48	48	64	25	49	56	16	34		412
煙 道 排 ガ ス 調 査 検 査 項 目	延べ 施設数	煙道排ガス調査	6	6	8	5	2	5	27	3	18	80
	届出状況等確認調査	113	73	124	184	41	111	171	20	121		958
煙 道 排 ガ ス 調 査 検 査 項 目	硫黄酸化物	法	0	1	2	1	1	1	4	2	12	24
		対象外	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
	ばいじん	法	5	4	4	5	2	4	7	2	12	45
		条例	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		対象外	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3
		法	3	3	4	4	2	4	5	2	12	39
	窒素酸化物	対象外	2	1	0	1	0	0	2	1	0	7
		法	2	3	2	3	2	1	2	0	4	19
	有害物質	条例	6	5	0	4	0	6	9	0	0	30
		対象外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		法	10	11	12	13	7	10	18	6	40	127
	合計	条例	6	5	0	4	0	6	9	0	0	30
	合計	対象外	2	1	0	1	0	0	5	3	0	12

表-12 ばい煙等の立入検査による指導状況

業種 区分	年 度		6		7		8		9		10	
	調査工場場数	指件勧告数										
食料品・たばこ製造業	36	0	34	0	28	0	23	0	44	0		
織 繊 工 業	9	0	6	1	13	1	13	0	9	0		
木材・木製品製造業	10	0	5	0	3	0	10	0	10	0		
家具・装備品製造業	12	0	6	0	6	0	7	0	8	0		
パルプ・紙・紙加工品製造業	9	0	8	1	9	0	12	0	16	0		
化 学 工 業	26	0	28	1	30	0	29	0	29	0		
石油製品・石炭製品製造業	17	1	13	1	18	3	21	0	17	0		
プラスチック製品製造業	4	0	4	0	3	0	7	0	0	0		
ゴム製品製造業	3	0	6	0	2	0	6	0	4	0		
窯業・土石製品製造業	29	1	38	0	25	0	25	0	52	0		
鉄 鋼 業	9	0	10	1	3	0	12	0	9	0		
非 鉄 金 属 製 造 業	13	0	12	0	9	0	16	0	7	0		
金 属 製 品 製 造 業	4	0	5	0	6	0	4	0	11	0		
一般機械器具製造業	1	0	2	0	4	0	9	0	12	0		
電気機械器具製造業	14	0	14	0	14	0	16	0	5	0		
輸送用機械器具製造業	-	-	6	0	3	0	4	0	6	0		
精密機械器具製造業	3	0	5	0	1	0	1	0	2	0		
その他の製造業	-	0	4	0	2	0	3	0	2	0		
電 気 業	5	0	6	0	9	0	10	0	16	0		
各種商品卸売業	-	-	1	0	2	0	9	0	14	0		
織維・機械器具・建築材等卸売業	-	-	3	0	1	0	3	0	1	0		
旅館・その他の宿泊所	5	0	15	0	8	0	20	0	19	0		
医 療 業	7	0	10	0	5	0	12	0	17	0		
保健及び廃棄物処理業	32	1	30	0	34	0	48	0	45	2		
教 育	5	0	8	1	7	0	7	0	16	0		
その他のサービス業	11	0	15	0	3	0	31	0	43	0		
そ の 他	26	0	19	0	48	0	28	0	7	0		
計	290	3	313	6	296	4	386	0	446	0		

図-8 法律に基づくスパイクタイヤ使用規制地域



第3節 水環境の保全

1 水質汚濁の現状

(1) 公共用水域の水質監視

ア 水質環境基準の設定状況

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法に基づいて、水質汚濁の環境上の条件について達成維持することが望ましい基準として定められたものであり、「人の健康の保護に関する環境基準」(カドミウム等のいわゆる健康項目)と「生活環境の保全に関する環境基準」(BOD等のいわゆる生活環境項目)が定められています。(資-30)

健康項目については、すべての公共用水域に一律に基準値が適用されますが、生活環境項目については、河川、湖沼及び海域の区分ごとに水利用の状況や目的に応じて類型が設けられ、その類型ごとに基準値が定められています。

県内の公共用水域の生活環境項目に係る環境基準の類型（湖沼及び海域の全窒素、全燐を除く。）は、河川が41河川の58水域、湖沼が12湖沼の12水域、海域が13水域の合計83水域が指定されています。

また、湖沼や海域の富栄養化を防止するため、湖沼においては、全燐に係る環境基準の類型が、4湖沼で、海域においては、全窒素及び全燐に係る環境基準の類型が2海域で指定されています。(資-32～34)

なお、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)は、平成5年3月8日付で、『人の健康の保護に関する環境基準』が大幅に改正され、さらに、平成11年2月22日付で、その環境基準項目に新たに3項目が追加になりました。(新たに追加になった3項目は要監視項目からの移行です。それに併せて、要監視項目についても変更になりました。(資-31(参考)))

また、平成5年8月27日付で、『生活環境の保全に関する環境基準』に海域の窒素及び磷に係る環境基準値が設定されました。

イ 公用用水域の水質監視

公用用水域の水質汚濁の状況の監視は、水質汚濁防止法(以下「法」という。)第16条の定めによる水質測定計画に基づいて、県内の主要河川、湖沼、海域について、国(東北地方建設局、北陸地方建設局)、県、福島市、郡山市及びいわき市(3市は、法第28条に定める政令市)が分担して昭和46年から行っています。

平成10年度の水質測定計画に基づく水質調査は、94河川、12湖沼、13海域の136水域209地点で実施しました。(表-13)

(2) 公用用水域の水質測定結果

ア 水質環境基準の達成状況

ア 健康項目

平成10年度に、河川、湖沼及び海域の合計68地点でカドミウム等の健康項目23項目について測定したところ、すべての地点で環境基準を達成しました。(表-14~15)

イ 生活環境項目

a 有機汚濁の代表的指標であるBOD(河川)又はCOD(湖沼及び海域)の環境基準の平成10年度の達成率は、河川が87.9%、湖沼が75.0%、海域が53.8%であり、これらの合計では80.7%でした。

b 平成10年度の合計達成率は、前年度に比べて2.4ポイント減少しました。(表-16~17)

c 河川において、BODに係る環境基準を達成していない水域は、生活排水が主な汚濁原因と考えられる都市内やその近郊の中小河川が多く、これらの水域では水質の改善が頭打ちの状況にあります。このため、県では、これらの水域を「生活排水対策重点地域」に指定(大滝根川流域、広瀬川流域、松川浦流域、釈迦堂川流域、今出川流域及び逢瀬川流域)したり、合併処理浄化槽や下水道等の施設の整備を進めるなどの対策を積極的に講じています。(表-18)

d 湖沼において、CODに係る環境基準を達成していないのは、雄国沼、尾瀬沼及び秋元湖ですが、この汚濁原因是、雄国沼と尾瀬沼については主に自然汚濁(植物などの腐敗物等)によるものと考えられており、また、秋元湖については、自然汚濁のほか生活排水や事業場排水、電力会社の水位計画に基づく水位低下等によるものと考えられています。(表-19)

e 尾瀬沼については、尾瀬沼の水質保全対策の一環として、環境庁で、尾瀬沼地区などの生活排水対策のための尾瀬沼排水施設を平成10年度に整備したところです。

f 閉鎖性水域の湖沼や海域における富栄養化の指標である全窒素又は全磷については、全磷に係る環境基準の類型が指定されている湖沼においては全地点で環境基準を達成したもの、全窒素及び全磷に係る環境基準の類型が指定されている海域においては松川浦海域で環境基準を達成できませんでした。(新たに水質環境基準の類型指定がされた小名浜港については、環境基準(全窒素については暫定目標値)を達成しました。)(表-18)

松川浦海域については、引き続き下水道の普及等の促進に努めることとしています。(表-20)

表-13 水質測定計画に基づく調査対象水域数及び測定地点数（平成10年度）

水域区分	環境基準の類型指定の状況	調査対象水域数等		
		河川数等	水域数	地点数
河 川	類型指定有	41(39)	58(45)	90(55)
	類型指定無	53(5)	53(5)	55(5)
	小 計	94(44)	111(50)	145(60)
湖 沼	類型指定有	12(1)	12(1)	28(2)
海 域	類型指定有	13(5)	13(5)	36(6)
	類型指定有	66(45)	83(51)	154(63)
	類型指定無	53(5)	53(5)	55(5)
合 計	合 計	119(50)	136(56)	209(68)

(注) 1 「環境基準の類型指定の状況」の欄の類型指定の有無は、「生活環境の保全に

関する環境基準」の類型のあてはめの有無を示しています。

2 「調査対象水域数等」の欄の()内の数値は、調査対象水域数等の内数で
健康項目の測定対象水域数等を示しています。

表-14 健康項目に係る環境基準の達成状況（平成10年度）

測定項目	河 川		湖 沼		海 域		合 計	
	測定地点数	環境超過地点数	測定地点数	環境超過地点数	測定地点数	環境超過地点数	測定地点数	環境超過地点数
健 康 項 目	① カドミウム	54	0	2	0	6	0	62
	② 全シアン	46	0	0	0	6	0	52
	③ 鉛	54	0	2	0	6	0	62
	④ 六価クロム	46	0	0	0	6	0	52
	⑤ 硒	51	0	2	0	6	0	59
	⑥ 総水銀	49	0	2	0	6	0	57
	⑦ アルキル水銀	37	0	0	0	6	0	43
	⑧ PCB	38	0	0	0	6	0	44
	⑨ ジクロロメタン	51	0	2	0	6	0	59
	⑩ 四塩化炭素	51	0	2	0	6	0	59
	⑪ 1,2-ジクロロエタン	51	0	2	0	6	0	59
	⑫ 1,1-ジクロロエチレン	51	0	2	0	6	0	59
	⑬ シス-1,2-ジクロロエチレン	51	0	2	0	6	0	59
	⑭ 1,1,1-トリクロロエタン	51	0	2	0	6	0	59
	⑮ 1,1,2-トリクロロエタン	51	0	2	0	6	0	59
	⑯ トリクロロエチレン	55	0	2	0	6	0	63
	⑰ テトラクロロエチレン	55	0	2	0	6	0	63
	⑱ 1,3-ジクロロプロパン	51	0	2	0	6	0	59
	⑲ チウラム	51	0	2	0	6	0	59
	⑳ シマジン	51	0	2	0	6	0	59
	㉑ チオベンカルブ	51	0	2	0	6	0	59
	㉒ ベンゼン	51	0	2	0	6	0	59
	㉓ セレン	51	0	2	0	6	0	59
合 計		/	0	/	0	/	0	0

表-15 健康項目に係る環境基準達成状況の推移（過去5年間）

測定項目	平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度	
	環境基準を超過する地點数	測定期地点数	環境基準を超過する地點数	測定期地点数	環境基準を超過する地點数	測定期地点数	環境基準を超過する地點数	測定期地点数	環境基準を超過する地點数	測定期地点数
健康項目	① カドミウム	0 / 60	0 / 60	0 / 60	0 / 60	0 / 62	0 / 62	0 / 62	0 / 62	0 / 62
	② 全シアン	0 / 52	0 / 52	0 / 52	0 / 52	0 / 52	0 / 52	0 / 52	0 / 52	0 / 52
	③ 鉛	0 / 60	0 / 60	0 / 60	0 / 60	0 / 62	0 / 62	0 / 62	0 / 62	0 / 62
	④ 六価クロム	0 / 52	0 / 52	0 / 52	0 / 52	0 / 52	0 / 52	0 / 52	0 / 52	0 / 52
	⑤ 硫素	1 / 58	1 / 58	1 / 58	1 / 58	0 / 57	0 / 57	0 / 59	0 / 59	0 / 59
	⑥ 総水銀	0 / 57	0 / 57	0 / 59	0 / 59	0 / 57	0 / 57	0 / 57	0 / 57	0 / 57
	⑦ アルキル水銀	0 / 50	0 / 50	0 / 45	0 / 45	0 / 43	0 / 43	0 / 43	0 / 43	0 / 43
	⑧ PCB	0 / 45	0 / 45	0 / 44	0 / 44	0 / 43	0 / 43	0 / 44	0 / 44	0 / 44
	⑨ ジクロロメタン	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59
	⑩ 四塩化炭素	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59
	⑪ 1,2-ジクロロエタン	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59
	⑫ 1,1-ジクロロエチレン	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59
	⑬ シス-1,2-ジクロロエチレン	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59
	⑭ 1,1,1-トリクロロエタン	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 60	0 / 60	0 / 59	0 / 59	0 / 59
	⑮ 1,1,2-トリクロロエタン	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59
	⑯ トリクロロエチレン	0 / 63	0 / 63	0 / 63	0 / 63	0 / 64	0 / 64	0 / 63	0 / 63	0 / 63
	⑰ テトラクロロエチレン	0 / 63	0 / 63	0 / 63	0 / 63	0 / 64	0 / 64	0 / 63	0 / 63	0 / 63
	⑱ 1,3-ジクロロプロパン	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59
	⑲ チウラム	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59
	⑳ シマジン	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 60	0 / 60	0 / 59	0 / 59	0 / 59
	㉑ チオベンカルブ	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 60	0 / 60	0 / 59	0 / 59	0 / 59
	㉒ ヘンゼン	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59
	㉓ セレン	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59	0 / 59

(注) 1 ⑨～㉓の項目は、平成5年3月8日付け環境庁告示により追加された項目です。
 2 ③の鉛及び⑤の砒素の環境基準値は、平成5年3月8日付け環境庁告示により改正(鉛0.1mg/l → 0.01mg/l、砒素0.05mg/l → 0.01mg/l)されました。

表-16 生活環境項目(BOD又はCOD)に係る環境基準達成状況の推移(過去5年間)

年度	河川			湖沼			海域			合計		
	指定水域数	達成水域数	達成率(%)									
6	58	39	67.2	12	10	83.3	13	12	92.3	83	61	73.5
7	58	41	70.7	12	10	83.3	13	12	92.3	83	63	75.9
8	58	37	63.8	12	10	83.3	13	12	92.3	83	59	71.1
9	58	51	87.9	12	8	66.7	13	10	76.9	83	69	83.1
10	58	51	87.9	12	9	75.0	13	7	53.8	83	67	80.7

(注) 1 河川はBODの75%水質値で、湖沼と海域はCODの75%水質値でそれぞれ評価します。
 2 平成10年度の測定で環境基準を達成しなかった河川と湖沼の水域名は、表-18に示しています。

表-17 生活環境項目(BOD 又は COD)に係る類型別環境基準の達成状況の推移(過去5年間)

水域区分	環境基準類型区分	年度別達成率						
		平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度
		達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	指定水域数
河川	A	71.4	74.3	68.6	91.4	88.6	35	31
	B	72.2	66.7	61.1	88.9	88.9	18	16
	C	25.0	50.0	25.0	50.0	75.0	4	3
	D	0	100	100	100	100	1	1
	小計	67.2	70.7	63.8	87.9	87.9	58	51
湖沼	A	83.3	83.3	83.3	66.7	75.0	12	9
海域	A	85.7	85.7	85.7	57.1	14.3	7	1
	B	100	100	100	100	100	6	6
	小計	92.3	92.3	92.3	76.9	53.8	13	7
合計		73.5	75.9	71.1	83.1	80.7	83	67

(注) 1. 河川はBODの75%水質値で、湖沼と海域はCODの75%水質値でそれぞれ評価します。
 2. 複数の環境基準点を有する水域における環境基準の適合状況は、環境基準類型あてはめ水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、「環境基準を達成している。」と判定します。

表-18 生活環境項目(BOD 又は COD)に係る環境基準を達成しなかった水域(平成10年度)

水域区分	水域名等			平成10年度測定結果(mg/l)	環境基準の指定等の状況	
	水系区分	水域名	測定地点名(市町村名)		類型区分等	指定年月日
河川	阿賀野川	1 *湯川(下流部)	新湯川橋(会津若松市)	3.8	B・ロ(3mg/l以下)	昭57.6.22
	阿武隈川水系	2 *広瀬川(上流部及び小国川)	広瀬川合流前(靈山町)	2.8	A・イ(2mg/l以下)	昭51.3.30
		3 *逢瀬川(中流部)	幕ノ内橋上流(郡山市)	4.3	B・ロ(3mg/l以下)	昭51.3.30
		4 *社川	王子橋(石川町)	2.6	A・イ(2mg/l以下)	昭46.5.25
	久慈川	5 久慈川	高地原橋(矢祭町)	2.3	A・ロ(2mg/l以下)	昭50.3.17
	いわき地区水域	6 *大久川	陰磯橋(いわき市)	2.3	A・イ(2mg/l以下)	昭51.3.30
		7 *蛭田川	蛭田橋(いわき市)	10	C・ハ(5mg/l以下)	昭48.3.31
湖沼	阿賀野川水系	8 *秋元湖	湖心(猫苗代町)	3.4	A・ロ(3mg/l以下)	昭49.3.26
		9 *雄国沼	湖心(北塩原村)	5.3	A・ロ(3mg/l以下)	昭49.3.26
		10 *尾瀬沼	湖心(檜枝岐村)	4.0	A・イ(3mg/l以下)	昭56.4.10
	11 *常磐沿岸海域	蛭田川沖南南東約2.5km付近(いわき市)		2.5	A・イ(2mg/l以下)	昭48.3.31
	12 原町市地先海域	原町市特別都市下水路沖約1,000m付近(原町市)		2.2	A・イ(2mg/l以下)	昭49.3.26
	13 いわき市地先海域	豊間漁港沖約1,500m付近(いわき市)		2.1	A・イ(2mg/l以下)	昭49.3.26
	相双地区地先海域	釣師浜漁港沖約2,000m付近(新地町)		2.1	A・イ(2mg/l以下)	昭50.3.17
		真野川沖約2,000m付近(鹿島町)		2.2	A・イ(2mg/l以下)	昭50.3.17
	*相馬港及び相馬地先海域	相馬港南防波堤屈曲部西約200m付近(相馬市)		2.1	A・イ(2mg/l以下)	昭51.3.30
	16 *常磐沿岸海域(小名浜港沖)	番所灯台から真方位245度線上2,000m地点(いわき市)		2.1	A・イ(2mg/l以下)	昭53.4.7
		八崎灯台から真方位115度線上1,500m地点(いわき市)		2.1	A・イ(2mg/l以下)	昭53.4.7

(注) 1 水域名の「*」印は、昨年度に引き続き環境基準を達成しなかった水域であることを示しています。
 2 類型区分等の欄のイ、ロ、ハは各々環境基準達成期間を示します。
 「イ」は、直ちに達成
 「ロ」は、5年内で可及的速やかに達成
 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及速やかな達成に努める。
 3 測定結果は、「河川」はBODの75%水質値、「湖沼」及び「海域」はCODの75%水質値で示しています。

表-19 湖沼における全燐に係る環境基準の達成状況の推移（過去5年間）

水域区分	環境基準類型区分	年度別達成率					
		平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	
		達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	指定水域数
湖沼	II	100	75.0	100	100	100	4

表-20 生活環境項目（全窒素及び全燐）に係る環境基準を達成しなかった水域（平成10年度）

水域区分	水 域 名	測定地点名(市町村名)	平成10年度測定結果(mg/l)		環境基準の指定等の状況	
			全窒素	全燐	類型区分等	指定年月日
海域	1 松川浦海域	漁業権区域区1号中央(相馬市)	0.26	II・イ(0.3mg/l以下)	平9.3.14	
		漁業権区域区3号中央(相馬市)	0.031	II・イ(0.03mg/l以下)		

(注) 1 環境基準点に対する適合性の評価については、各基準点における表層の年間平均値を、全ての基準点について平均した値により行う。

2 全窒素・全燐ともに環境基準を満足している場合に、達成水域とする。

イ 河川の水質

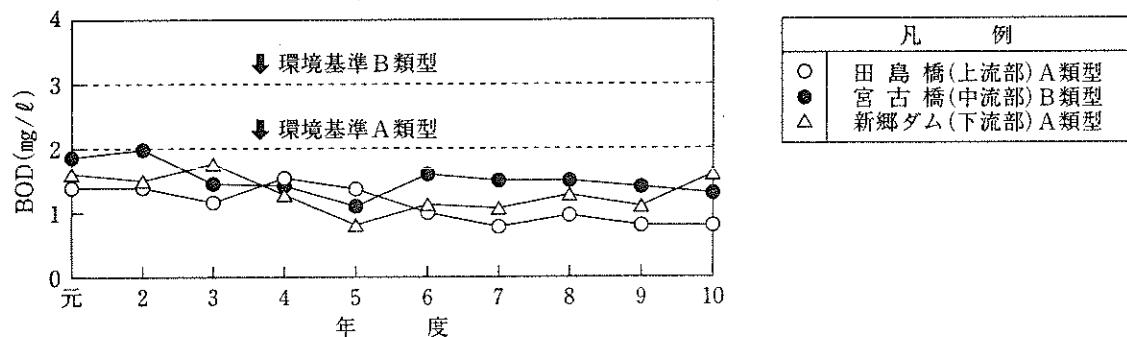
主な河川の水質(BOD75%値)の経年変化を図-9に示します。

阿賀野川や阿武隈川など主要な河川の水質は、ほぼ横ばいで推移しています。

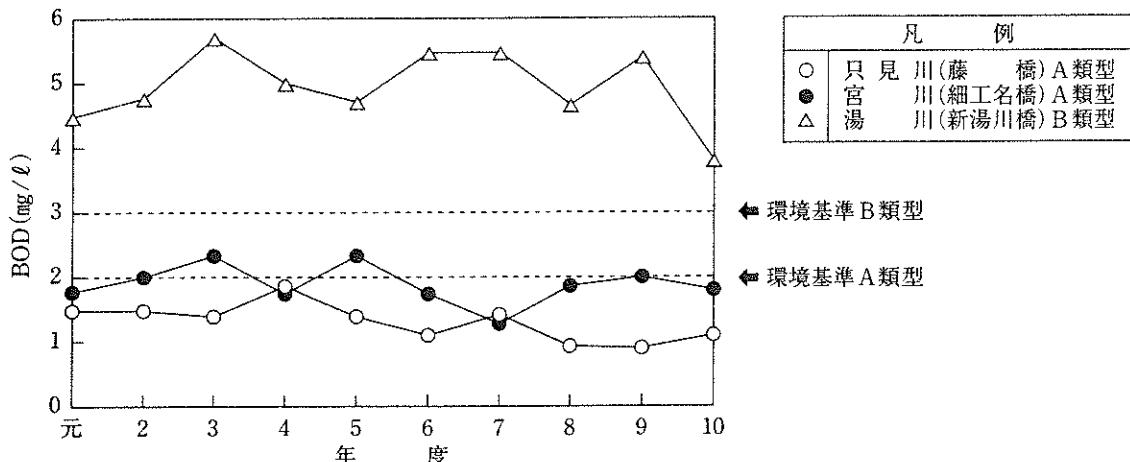
都市部やその周辺の河川(湯川、逢瀬川、小泉川、蛭田川など)のBODは、高い値で推移しており、水質の改善がなかなか進んでいません。

図-9 河川の水質(BOD75%値)の経年変化

① 阿賀野川

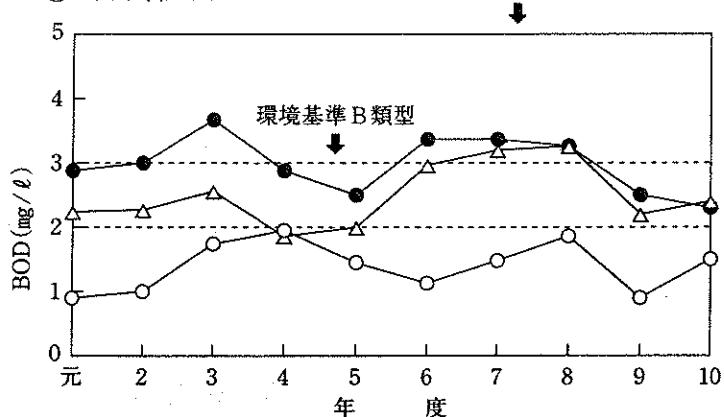


② 阿賀野川の支川



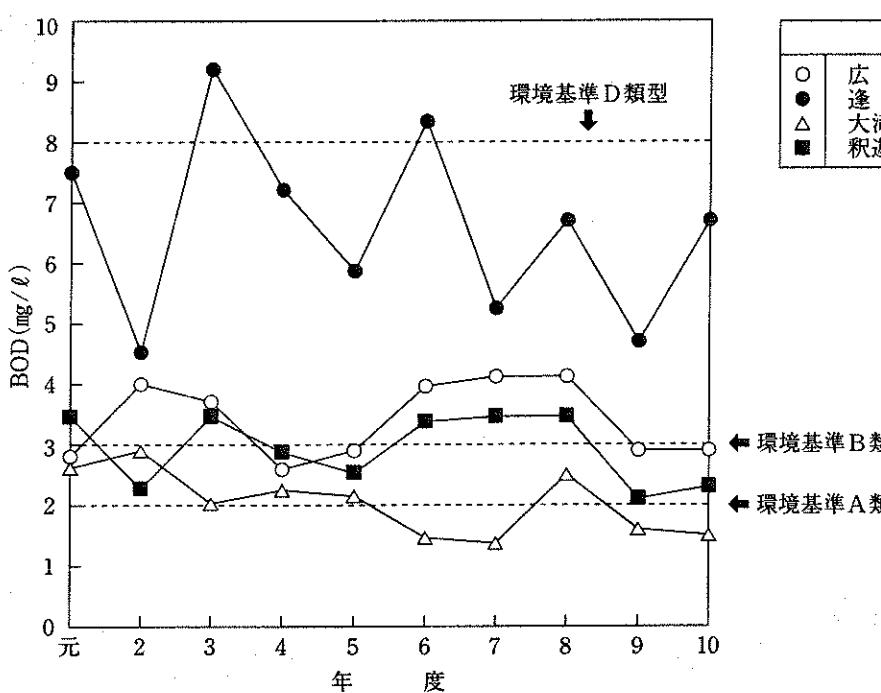
③ 阿武隈川

環境基準C類型



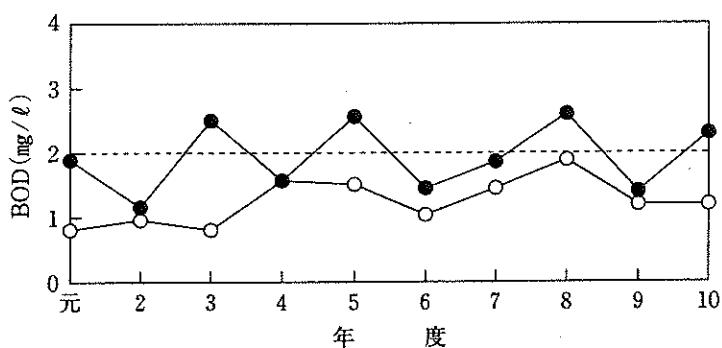
④ 阿武隈川の支川

環境基準D類型

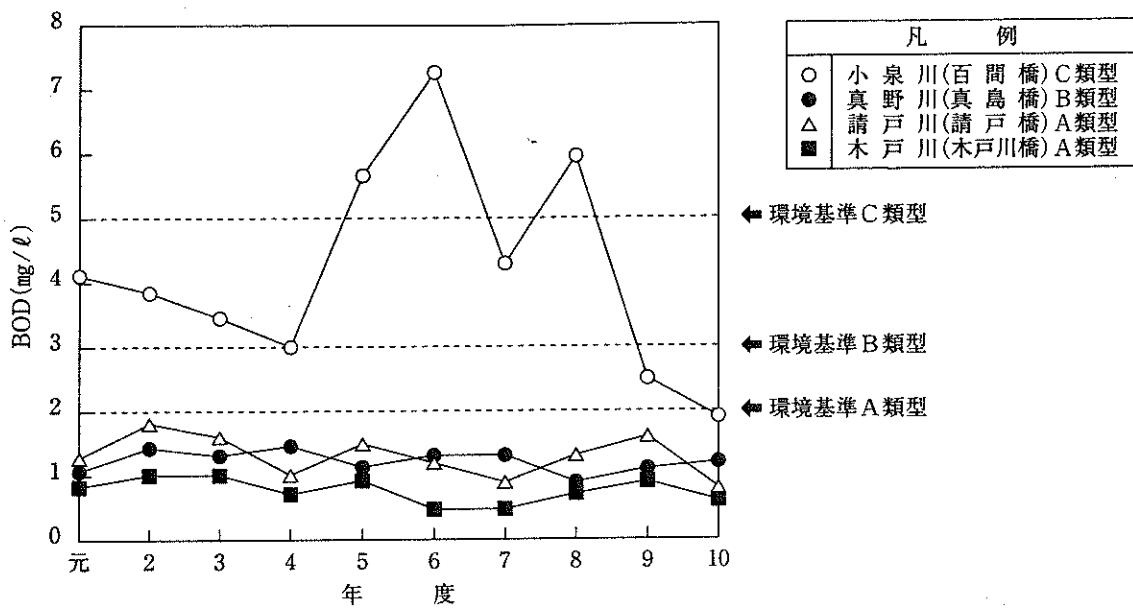


⑤ 黒川、久慈川

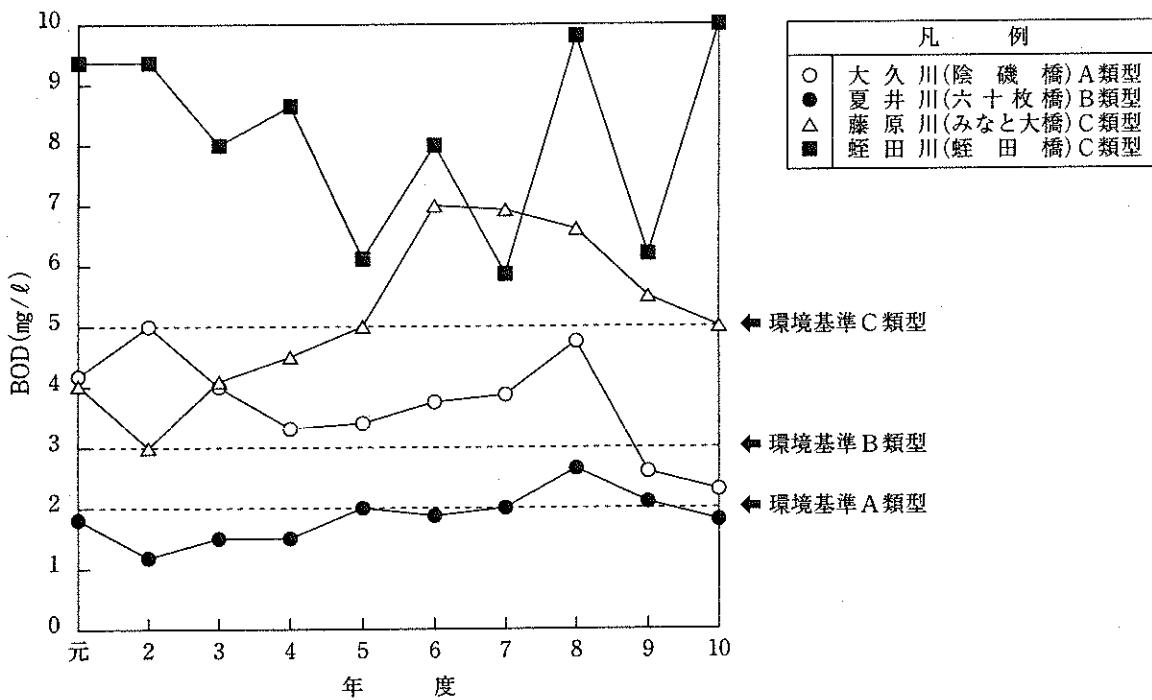
環境基準A類型



⑥ 相双地区の河川



⑦ いわき地区的河川



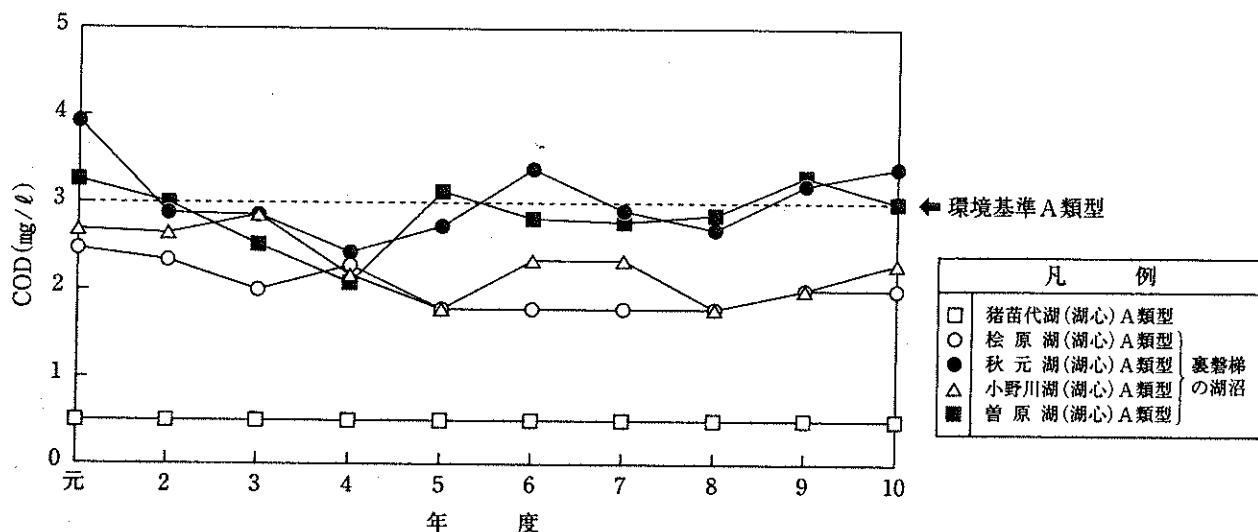
ウ 湖沼の水質

猪苗代湖と裏磐梯の各湖沼の水質 (COD75%値) の経年変化を図-10に示します。

猪苗代湖湖心の COD は、 0.5mg/l 未満で大変低い値で推移していますが、この理由は硫酸酸性の長瀬川から供給される鉄分とアルミ分が有機物や燐分を共沈させるためと考えられております。

裏磐梯の各湖沼の水質は、昭和60年ごろからやや悪化の傾向を示し、年によっては環境基準を達成しない湖沼もあります。

図-10 湖沼の水質 (COD75%値) の経年変化



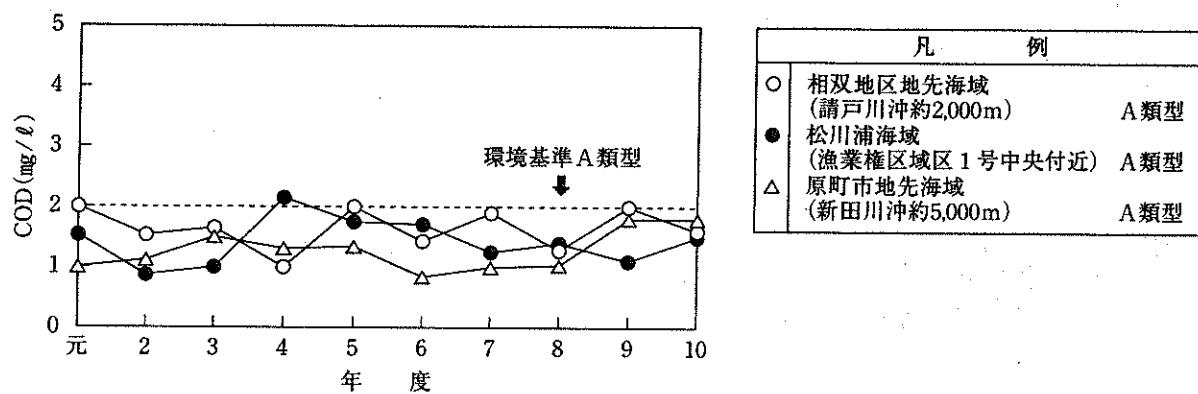
エ 海域の水質

主な海域の水質 (COD75%値) の経年変化を図-11に示します。

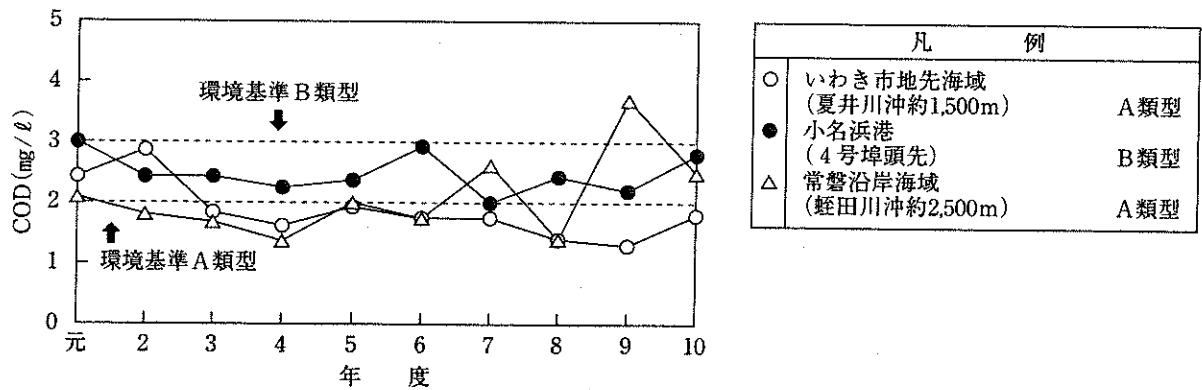
水質は各海域ともほぼ横ばいで推移しています。

図-11 海域の水質 (COD75%値) の経年変化

① 相双地区の海域



② いわき地区的海域



オ 要監視項目に係る水質測定結果

平成5年3月の環境庁水質保全局長通知により、クロロホルム等の人の健康の保護に関する物質で、知見の集積に努めるべき物質とされた「要監視項目」(25項目)について、平成10年度は、11河川の14地点で調査を行いました。その結果、指針値を超過したところはありませんでした。(表-21)

表-21 要監視項目に係る水質測定結果

測定項目	測定地点数	指針値超過地点数	指針値(mg/l)	測定項目	測定地点数	指針値超過地点数	指針値(mg/l)
クロロホルム	11	0	0.06-	フェノブカルブ	14	0	0.02
トランス-1,2-ジクロロエチレン	11	0	0.04	イプロベンホス	14	0	0.008
1,2-ジクロロプロパン	11	0	0.06	クロルニトロフェン	14	-	-
p-ジクロロベンゼン	11	0	0.3	トルエン	11	0	0.6
イソキサチオノン	14	0	0.008	キシレン	11	0	0.4
ダイアジノン	14	0	0.005	フタル酸ジエチルヘキシル	14	0	0.06
フェニトロチオノン	14	0	0.003	ほう素	8	0	0.2
イソブロチオラン	14	0	0.04	フッ素	10	0	0.8
オキシン銅	14	0	0.04	ニッケル	9	0	0.01
クロロタロニル	14	0	0.04	モリブデン	10	0	0.07
プロピザミド	14	0	0.008	アンチモン	9	0	0.002
EPN	14	0	0.006	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	14	0	10
ジクロルボス	14	0	0.01				

(注) 1 「指針値」は平成5年3月8日付け環水管第21号環境庁水質保全局長通知によります。

2 クロルニトロフェンについては指針値が定められていません。

3 現在、平成11年2月22日付け環境庁告示第14号、第16号により要監視項目から環境基準健康項目に3項目（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素）が移行したことに併せて、要監視項目及びその指針値が変更になりました。（資料-31（参考））

カ トリハロメタン生成能に係る水質測定結果

平成10年度は、12河川の13地点でトリハロメタン生成能について測定を行いました。

その結果、トリハロメタン生成能の年平均値の分布状況では、0.09mg/lを超えるものが2地点（阿武隈川中流(1)（阿久津橋）、阿武隈川中流(2)（蓬萊橋））、0.05mg/l以上0.09mg/l以下の範囲のものが3地点（夏井川（小川町三島）、鮫川（田人柿の沢）、好間川（好間町大利篠登城））で、他はすべて0.05mg/l未満でした。（表-22）

トリハロメタン生成能が高濃度になる原因是、生活排水などの有機汚濁と考えられるため、下水道等の施設の整備を進めるとともに、今後とも注意深く監視を続けることにしています。

表-22 トリハロメタン生成能の測定結果（平成10年度）

トリハロメタン生成能(年平均値)	検出地点数	検出地点名
0.09mg/l超	2	阿武隈川中流(1)（阿久津橋）、阿武隈川中流(2)（蓬萊橋）
0.05mg/l以上0.09mg/l以下 (水質目標値の最低値から最高値)	3	夏井川（小川町三島）、鮫川（田人柿の沢）、好間川（好間町大利篠登城）
0.05mg/l未満	8	
計	13	

(注) トリハロメタン生成能の濃度に係る水質目標値は、水域の水温（月平均値の年間最高値）の区分ごとに0.05mg/lから0.09mg/lまでの5段階に設定されています。

キ 水浴場の水質

年間延べ利用者がおおむね1万人以上の海水浴場と5千人以上の湖水浴場の水質等の状況を調査する

ため、平成10年度は、浜通り地方にある19海水浴場と猪苗代湖の14湖水浴場において、それぞれ遊泳期間前と遊泳期間中の水質調査を行いました。その結果、すべての水浴場で、水浴に適した水質でした。

(資-43)

(3) 地下水の水質監視

ア 経 過

地下水は、水道用水や工業用水などに利用されているほか、身近にある貴重な水資源として広く利用されています。

しかしながら、近年、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物による地下水の汚染が全国的に明らかになっています。また、地下水は一旦汚染されるとその回復が極めて困難なことから、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るため、水質汚濁防止法（以下「法」という。）の一部が改正され（平成元年10月1日施行）、有害物質を含む汚水等の地下への浸透を禁止する等の措置や、地下水の水質の監視測定体制の整備などの規定が設けられました。

さらに、汚染された地下水の回復を図るため、法の一部が改正され（平成9年4月1日施行）、地下水の汚染原因者に対して、汚染された地下水の浄化措置を都道府県知事又は政令市長（法施行令第10条）が命令できる規定が設けられました。

イ 評価の方法

平成元年9月に環境庁から地下水の汚染状況を評価するための基準（評価基準）が示され、平成5年3月の水質環境基準の項目追加の改正と併せて「環境基準健康項目」として、23物質の評価基準が示されていましたが、平成9年3月には地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されましたので、平成9年度の測定結果からは環境基準に基づき評価を行うこととなりました。

ウ 地下水の水質監視

県内の地下水の水質監視は、法第16条の定めによる水質測定計画に基づいて、県、福島市、郡山市及びいわき市（3市は法第28条に定める政令市）、国（北陸地方建設局）が分担して行っています。

平成10年度の水質測定は、概況調査、定期モニタリング調査、汚染井戸周辺地区調査の三つの調査区分により行いました。（表-23）

（ア）概況調査

県内の地下水の概況を把握するため、次のaとbの調査を行いました。

a メッシュ調査

県内を経緯度法により、概ね10km四方のメッシュで113に区分し、各メッシュ内の116井戸で水質測定を行いました。

b 有害物質使用等工場・事業場周辺調査（工場等周辺調査）

六価クロムやトリクロロエチレンなどの有害物質を使用し、又は製造している工場・事業場の井戸、若しくはその近くに所在する48井戸で水質測定を行いました。

（イ）定期モニタリング調査

平成元年度から9年度までに実施した「概況調査」や「汚染井戸周辺地区調査」の結果、汚染が判明した井戸の経年的な水質の変化を見るため、平成10年度は、定期モニタリング調査として295井戸の水質測定を行いました。

（ウ）汚染井戸周辺地区調査

平成10年度の調査で新たに地下水の汚染が判明した地区について、その汚染の範囲を確認するため、汚染井戸周辺地区の調査を行いました。この調査としては、平成10年度の「概況調査」で汚染が確認された1地区及び「定期モニタリング調査」で汚染が新たに確認された1地区の計19井戸について、汚染の広がりを確認するため、水質測定を行いました。

表-23 測定機関別地下水の水質測定地点数

(平成10年度)

測定機関	概況調査(井戸数)		定期モニタリング調査		汚染井戸周辺地区調査		合計 (井戸数)
	メッシュ調査	工場等周辺調査	地区数	井戸数	地区数	井戸数	
福島県	93	27	105	190	2	19	329
福島市	2	4	17	55	0	0	61
郡山市	9	7	16	39	0	0	55
いわき市	12	10	10	10	0	0	32
建設省	0	0	1	1	0	0	1
合計	116	48	149	295	2	19	478

(4) 地下水の水質測定結果

ア 概況調査結果

(ア) メッシュ調査

メッシュ調査は、72市町村(10市40町22村)の116井戸において実施しました。その結果、2井戸(検出率1.7%)で地下水の汚染が判明しましたが、環境基準を超えた井戸はありませんでした。

(イ) 有害物質使用等工場・事業場周辺調査(工場等周辺調査)

工場等周辺調査は、23市町村(8市10町5村)の48井戸において実施しました。その結果、8井戸(検出率16.7%)でテトラクロロエチレンや1,1,1-トリクロロエタンなどの5種類の揮発性有機化合物について汚染が判明し、このうち1井戸(検出率2.1%)で1,1,1-トリクロロエタンなどの3種類の揮発性有機化合物が環境基準を超過しました。

また、5種類以外の項目については、全て検出されませんでした。(表-24)

表-24 地下水の概況調査結果

(平成10年度)

調査の種類	測定井戸数	汚染がなかった井戸数	汚染が判明した井戸数		
			計	環境基準以下	環境基準超過
メッシュ	116	114(98.3%)	2(1.7%)	2(1.7%)	0(0 %)
工場等周辺	48	40(83.3%)	8(16.7%)	7(14.6%)	1(2.1%)
合計	164	154(93.9%)	10(6.1%)	9(5.5%)	1(0.6%)

イ 定期モニタリング調査結果

平成元年から平成9年度までの「概況調査」等の結果、①環境基準を超過しないものの地下水の汚染が認められた85地区の85井戸、②環境基準を超過する汚染が認められた62地区の209井戸、③その他の1井戸(国の定点観測地点)の合計295地点で測定を行いました。

その結果、①の85井戸については、42井戸(49.4%)が「汚染なし」に改善されました。

また、②の62地区の209井戸についての汚染の傾向は、次のとおりでした。(表-25)

(ア) 汚染が確認されなかった18井戸については、引き続き汚染は確認されません。

(イ) 環境基準を超過していないものの、汚染が認められた64井戸については、新たに3井戸(4.7%)で環境基準を超過しましたが、24井戸(37.5%)では汚染の改善傾向が見られました。

(ウ) 環境基準を超過した汚染が認められた127井戸については、55井戸(43.3%)で引き続き環境基準を超過しましたが、72井戸(56.7%)では「汚染なし」又は「環境基準以下」の汚染に改善する傾向が見られました。

表-25 定期モニタリング調査結果

(平成10年度)

地 区		井 戸 の 種 類		調 査 結 果	
区 分	地区数	H元～H9年度の結果に基づく分類	調 査 井戸数	評 価	井戸数(割合)
過去に環境基準は超過しないものの、汚染が認められた地区	85	環境基準を超過していないものの、汚染が認められた井戸	85	汚 染 な し	42 (49.4%)
				環 境 基 準 以 下	43 (50.6%)
				環 境 基 準 超 過	0 (0%)
過去に環境基準を超過する汚染が認められた地区	62	汚染が確認されなかつた井戸	18	汚 染 な し	18 (100%)
				環 境 基 準 以 下	0 (0%)
				環 境 基 準 超 過	0 (0%)
		環境基準を超過していないものの、1回でも汚染が認められた井戸	64	汚 染 な し	24 (37.5%)
				環 境 基 準 以 下	37 (57.8%)
				環 境 基 準 超 過	3 (4.7%)
		1回でも環境基準を超過した汚染が認められた井戸	127	汚 染 な し	18 (14.2%)
				環 境 基 準 以 下	54 (42.5%)
				環 境 基 準 超 過	55 (43.3%)
その他の地区	1	建設省定点観測用井戸	209	汚 染 な し	60 (28.7%)
				環 境 基 準 以 下	91 (43.5%)
				環 境 基 準 超 過	58 (27.8%)
合 計	148	—	295	汚 染 な し	103 (34.9%)
				環 境 基 準 以 下	134 (45.4%)
				環 境 基 準 超 過	58 (19.7%)

ウ 汚染井戸周辺地区調査結果

概況調査及び定期モニタリング調査の結果、新たに環境基準を超えた2地区4井戸の周辺地区で「汚染井戸周辺地区調査」を行いました。

その結果、調査を行った19井戸のうち5井戸(26.3%)でテトラクロロエチレンの汚染が判明し、このうち4井戸(検出率21.0%)では環境基準を超過しました。(表-26)

表-26 汚染井戸周辺地区調査結果

(平成10年度)

地 区 名	調査結果(地点数及びその割合)			
	汚 染 な し	環 境 基 準 以 下	環 境 基 準 超 過	計
白沢村糖沢 保原町柏町西町	13 (100 %)	0 (0 %)	0 (0 %)	13 (100%)
	1 (16.7%)	1 (16.7%)	4 (66.6%)	6 (100%)
合 計	14 (73.7%)	1 (5.3%)	4 (21.0%)	19 (100%)

(5) ゴルフ場排水農薬調査結果

ア ゴルフ場農薬に係る暫定指導指針

近年、ゴルフ場で使用されている農薬による環境汚染が社会的な関心事になっていることから、この農薬による水質汚濁の防止を図るために、環境庁は、平成2年5月に「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」(以下「暫定指導指針」という。)を示し、この中で21種類の農薬について、排水中の濃度に関する指針値が示されました。次いで、平成3年7月には9種類、平成9年4月には5種類の農薬が追加され、対象農薬数は計35種類となっています。(表-27)

表-27 ゴルフ場農薬に係る暫定指導指針値（環境庁水質保全局長通知）

殺虫剤(7種)	指針値 (mg/l)	殺菌剤(12種)	指針値 (mg/l)	除草剤(11種)	指針値 (mg/l)
アセフェート	0.8	イソプロチオラン	0.4	アシュラム	2
イソキサチオン	0.08	イブロジオン	3	ジチオピル	0.08
イソフェンホス	0.01	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.04	シマジン(CAT)	0.03
クロルピリホス	0.04	オキシン銅(有機銅)	0.4	テルブカルブ(MBPMC)	0.2
ダイアジノン	0.05	キャプタン	3	トリクロピル	0.06
トリクロルホン(DEP)	0.3	クロロタロニル(TPN)	0.4	ナプロパミド	0.3
ピリダフエンチオン	0.02	クロロネブ	0.5	ピリブチカルブ	0.2
フェニトロチオン(MEP)	0.03	チウラム(チラム)	0.06	ブタミホス	0.04
		トルクロホスメチル	0.8	プロビザミド	0.08
		フルトラニル	2	ベンスリド(SAP)	1
		ペンシクロン	0.4	ペンドイメタリン	0.5
		メタラキシル	0.5	ベンフルラリン(ペスロジン)	0.8
		メプロニル	1	メコプロップ(MCPP)	0.05
				メチルダイムロン	0.3

(注) 下線は、平成9年4月に追加された農薬です。

イ ゴルフ場排水農薬調査結果

平成10年6月1日現在、県内で営業中又は造成中で農薬を使用しているゴルフ場65か所のうち、34ゴルフ場について「ゴルフ場排水農薬調査」を実施しました。

調査対象農薬は、平成9年4月24日に暫定指導指針が改定され、新たに5農薬が追加されたことから、従来の30農薬に加えて35農薬を分析の対象としました。

調査の結果は、昨年に引き続き暫定指導指針を超えたゴルフ場はありませんでした。(表-28)

表-28 ゴルフ場排水農薬調査結果総括表

(平成10年度)

種類	暫定指導指針値超過検体数	調査対象ゴルフ場数a	農薬が検出されたゴルフ場数b	検出率(%) b/a	調査検体数c	農薬が検出された検体数d	検出率(%) d/c
殺虫剤	0	34	4	11.8	272	4	1.5
殺菌剤	0	34	22	64.7	442	27	6.1
除草剤	0	34	9	26.5	476	11	2.3
全体	0	34	24	70.6	1,190	42	3.5

(ア) 農薬の検出状況は、総検体数1,190検体のうち42検体(検出率3.5%)からはいずれかの農薬が検出され、殺菌剤のフルトラニルとメプロニルがやや多く検出されました。また、検出された農薬を暫定指導指針値比較すると、1/15~1/5,000の範囲で検出され、このうち最も高濃度比で検出された農薬は除草剤のシマジンでした。(表-29)

(イ) 10のゴルフ場からは農薬が検出されませんでしたが、24のゴルフ場からはいずれかの農薬が検出されました。

表-29 農薬の種類別検出状況

(平成10年度)

農 薬 名		暫定指導指針値 (mg/l) a	検 体 数 b	農 薬 が 検出された 検 体 数 c	検 出 率 (%) c/b	最 大 値 (mg/l) d	最 小 値 (mg/l) e	最大検出値 と暫定指導 指針値の比 d/a
殺虫剤	アセフェート	0.8	34	2	5.9	0.003	ND	1/267
	イソキサチオン	0.08	34	0	0	ND	ND	—
	イソフェンホス	0.01	34	0	0	ND	ND	—
	クロルピリホス	0.04	34	0	0	ND	ND	—
	ダイアジノン	0.05	34	0	0	ND	ND	—
	トリクロルホン	0.3	34	0	0	ND	ND	—
	ピリダフェンチオン	0.02	34	0	0	ND	ND	—
	フェニトロチオン	0.03	34	2	5.9	0.001	ND	1/30
殺菌剤	イソプロチオラン	0.4	34	1	2.9	0.0016	ND	1/250
	イブロジオン	3	34	0	0	ND	ND	—
	エトリジアゾール	0.04	34	0	0	ND	ND	—
	オキシン銅	0.4	34	0	0	ND	ND	—
	キヤプタシ	3	34	2	5.9	0.0006	ND	1/5000
	クロロタロニル	0.4	34	0	0	ND	ND	—
	クロロネブ	0.5	34	0	0	ND	ND	—
	チウラム	0.06	34	0	0	ND	ND	—
	トルクロホスマチル	0.8	34	0	0	ND	ND	—
	フルトラニル	2	34	19	55.9	0.004	ND	1/500
	ベンシクロン	0.4	34	1	2.9	0.0024	ND	1/167
	メクラキシル	0.5	34	0	0	ND	ND	—
除草剤	メプロニル	1	34	4	11.8	0.001	ND	1/1000
	アシュラム	2	34	1	2.9	0.098	ND	1/20
	ジチオピル	0.08	34	0	0	ND	ND	—
	シマジン	0.03	34	3	8.8	0.002	ND	1/15
	テルブカルブ	0.2	34	2	5.9	0.0008	ND	1/250
	トリクロビル	0.06	34	0	0	ND	ND	—
	ナプロパミド	0.3	34	0	0	ND	ND	—
	ピリブチカルブ	0.2	34	0	0	ND	ND	—
	ブタミホス	0.04	34	0	0	ND	ND	—
	プロピザミド	0.08	34	3	8.8	0.0006	ND	1/133
	ベンスリド	1	34	0	0	ND	ND	—
	ベンディメタリン	0.5	34	0	0	ND	ND	—
	ベンフルラリン	0.8	34	1	2.9	0.0015	ND	1/533
	メコプロップ	0.05	34	0	0	ND	ND	—
	メチルダイムロン	0.3	34	1	2.9	0.0006	ND	1/500

(イ) 指導体制

平成10年度の調査結果では、いずれのゴルフ場においても、前年度に引き続き暫定指導指針を超えた農薬はありませんでしたが、調査対象の34ゴルフ場のうち24ゴルフ場の排水から微量ながらいずれかの農薬が検出されたこと、また、殺菌剤のフルトラニルとメプロニルなどが比較的に検出率が高い傾向が見られることから、調査結果を各ゴルフ場に通知し、農薬の適正使用やその流出防止対策の徹底を指導しております。

更に、県では、今後も「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、ゴルフ場排水中の農薬調査を実施するとともに、ゴルフ場事業者に対しては、「福島県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」の規定により、農薬の使用実績や使用計画の報告、排水中の農薬の自主測定の実施とその結果の報告を求めるなどの指導を行っていきます。

2 水質汚濁防止対策

(1) 法令による規制

ア 水質汚濁防止法による規制の概要

工場・事業場からの排出水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、水質汚濁防止法による規制が行われています。

この法律では、有害物質や有機汚濁物質などを含む汚水又は廃液が発生する施設を「特定施設」と定め、この特定施設を設置する特定事業場に対しては、その施設の届出の義務や、排水基準に適合しない排出水の排出禁止、有害物質の地下浸透の禁止、有害物質等に係る事故発生時の措置なども定めています。

特定施設は、この法律の施行後も順次追加指定されており、平成11年度末現在、約600の業種等に係る施設が特定施設に指定されています。

排水基準の項目も、順次追加指定されており、平成5年には、人の健康の保護に関する環境基準の拡充・強化に連動して、ジクロロメタン等7項目の有機塩素化合物、シマジン等4項目の農薬等合計13項目が排水基準に追加されるとともに、鉛及び砒素についてはその基準値が強化されました。

また、平成8年には、事故時の措置の対象に油の流出が追加されるとともに、油に係る事故時の措置の対象事業場として、新たに貯油施設等を有する事業場が加えられました。

なお、福島市、郡山市及びいわき市の市長には、この法律に基づく知事の事務のうち、特定事業場への立入検査や改善命令、公共用水域の水質の測定に関する事務などが委任されています。

イ 県条例による規制の概要

排水基準は、国が全国一律の基準を定めていますが、水質汚濁防止法により、都道府県は必要に応じて、一律基準よりも厳しい基準（「上乗せ排水基準」）を設定できるとされており、本県では、県内を6水域に分けて、この上乗せ排水基準を「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（いわゆる「上乗せ条例」）で定めています。

また、県は、平成9年4月1日から新たに「福島県生活環境の保全等に関する条例」を施行していますが、この新条例では、水質汚濁防止法の特定施設以外の12施設を「排水指定施設」として指定するとともに、水質汚濁防止法の排水規制項目以外の31項目について排出水の排出の制限や有害物質の地下浸透の禁止などの規制を行っています。

さらに、この新条例では、水道水源の水質を保全するため、公共用水域又は地下水の水質を保全する必要がある水域又は区域については、特に厳しい排水基準が適用される「特別排水規制水域」又は「地下水水質保全特別区域」として指定できる制度を定めています。

(2) 特定事業場の概要

平成10年度末現在の水質汚濁防止法に基づく届出のある特定事業場数は7,905事業場、このうち、排水基準が適用される事業場数は1,649事業場（20.9%）です。（表-30）

表-30 管内別の特定事業場数と規制対象事業場数

年度	県北地方 振興局	県中地方 振興局	県南地方 振興局	会津地方 振興局	南会津地方 振興局	相双地方 振興局	福島市 (政令市)	郡山市 (政令市)	いわき市 (政令市)	合計	割合 (%)
10	136/704	184/749	179/650	306/1,942	52/586	120/773	191/625	203/774	278/1,102	1,649/7,905	20.9

（注） 1 分母は特定事業場数を示し、分子はそのうち排水規制対象事業場数を示します。

2 福島市は平成7年4月1日に政令市に指定されました。

表-31 業種別の特定事業場数
(平成10年度)

順位	業種(又は施設)名	事業場数	構成比(%)
1	旅館業	2,600	32.9
2	食料品・たばこ製造業	1,398	17.7
3	豚房・牛房・馬房	1,079	13.7
4	車両洗浄・自動車分解整備	580	7.3
5	洗たく業	516	6.5
6	窯業・土石製品製造業	339	4.3
7	し尿処理施設	309	3.9
8	表面処理・電気めつき施設	177	2.2
9	金属・機械器具製造業	125	1.6
10	共同調理場・飲食店等	117	1.5
	その他	665	8.4
合 計		7,905	(100)

(環境指導課調べ)

(注) 政令市(福島市、郡山市、いわき市)分を含みます。

表-32 業種別の排水規制対象事業場数
(平成10年度)

順位	業種(又は施設)名	事業場数	構成比(%)
1	旅館業	433	26.3
2	し尿処理施設	309	18.7
3	食料品・たばこ製造業	123	7.5
4	表面処理・電気めつき施設	120	7.3
5	洗たく業	93	5.6
6	金属・機械器具製造業	76	4.6
7	化学工業	74	4.5
8	共同調理場・飲食店等	72	4.4
9	科学技術の試験・研究機関	58	3.5
10	ガラス・ガラス製品製造業	46	2.8
	その他	245	14.8
合 計		1,649	(100)

(環境指導課調べ)

(注) 政令市(福島市、郡山市、いわき市)分を含みます。

ア 業種別の特定事業場数

業種別の特定事業場数は、旅館業が2,600事業場で最も多く、次いで食料品・たばこ製造業が1,398事業場、豚房・牛房・馬房が1,079事業場の順になっており、これら3業種で全体の64.2%を占めています。

また、排水規制対象事業場では旅館業、し尿処理施設、食料品・たばこ製造業の順になっています。

(表-31~32)

イ 水域別の特定事業場数

水域別の特定事業場数は、阿武隈川、阿賀野川、いわき地区水域の順になっており、これらの3水域で全体の79.9%を占めています。(表-33)

また、排水規制対象事業場についても、これらの3水域で全体の84.0%を占めています。(表-34)

表-33 水域別の特定事業場数
(平成10年度)

水域名	事業場数	構成比(%)
阿武隈川	3,148	39.8
阿賀野川	1,929	24.4
久慈川、黒川	141	1.8
猪苗代湖、羽鳥湖	666	8.4
いわき地区	1,237	15.7
相双地区	784	9.9
合 計	7,905	(100)

(環境指導課調べ)

(注) 政令市(福島市、郡山市、いわき市)分を含みます。

表-34 水域別の排水規制対象事業場数
(平成10年度)

水域名	事業場数	構成比(%)
阿武隈川	822	49.8
阿賀野川	259	15.7
久慈川、黒川	31	1.9
猪苗代湖、羽鳥湖	111	6.7
いわき地区	306	18.6
相双地区	120	7.3
合 計	1,649	(100)

(環境指導課調べ)

(注) 政令市(福島市、郡山市、いわき市)分を含みます。

ウ 管内別の特定事業場数

管内別の特定事業場数は、会津地方振興局管内が1,942事業場と最も多く全体の24.6%を占め、次いで、いわき市（政令市）管内が1,102事業場（13.9%）などとなっています。（表-30）

(3) 特定事業場に対する監視調査と指導

ア 立入検査状況

平成10年度は、水質汚濁防止法に基づく排水規制対象の特定事業場に対する立入検査を、676事業場について延べ798回実施しました。その結果、117事業場の延べ141回が排水基準に適合しないか又はそのおそれ（日間平均の排水基準が定められている項目について超過している場合）がありました。この不適合率は、事業場数で17.3%、延べ数で17.7%でした。（表-35～36）

表-35 水質汚濁防止法に基づく立入検査結果

（平成10年度）

実施機関	排水規制対象事業場数 A	立入事業場数 B(C)	不適合事業場数 D	不適合率 D/(C) %	延べ立入事業場数 E(F)	延べ不適合事業場数 G	延べ不適合率 G/(F) %
県北地方振興局	136	67 (67)	8	11.9	75 (75)	8	10.7
県中地方振興局	184	73 (71)	9	12.7	75 (73)	10	13.7
県南地方振興局	179	62 (61)	13	21.3	74 (73)	17	23.3
会津地方振興局	306	96 (96)	23	24.0	114 (114)	29	25.4
南会津地方振興局	52	20 (19)	4	21.1	25 (24)	6	25.0
相双地方振興局	120	53 (52)	12	23.1	62 (61)	17	27.9
福島市（政令市）	191	69 (69)	20	29.0	81 (80)	25	31.3
郡山市（政令市）	203	109 (109)	15	13.8	136 (136)	15	11.0
いわき市（政令市）	278	132 (132)	13	9.8	162 (162)	14	8.6
合 計	1,649	681 (676)	117	17.3	804 (798)	141	17.7

（環境指導課調べ）

（注） 1 「不適合事業場」は、排水基準に適合しないか又はそのおそれのある事業場です。表-37、38において同じ。
2 () 内は排水規制対象事業場数を示し、内数です。

表-36 排水規制対象特定事業場の立入検査結果の推移

年 度	立入事業場数 A(B)	不適合事業場数 C	不適合率 C/(B) %	延べ立入事業場数 D(E)	延べ不適合事業場数 F	延べ不適合率 F/(E) %
平成8年度	635 (628)	91	14.5	792 (784)	113	14.4
平成9年度	696 (690)	113	16.4	793 (786)	155	19.7
平成10年度	681 (676)	117	17.3	804 (798)	141	17.7

（注） 1 () 内は排水規制対象事業場数を示し、内数です。
2 政令市（福島市、郡山市、いわき市）分を含みます。

（環境指導課調べ）

立入検査の結果を業種別に見ると、排水基準不適合事業場数が多い業種は、旅館業（23事業場）、し尿処理施設（19事業場）の順でした。

一つの業種当たり10事業場以上について立入検査を実施した業種の不適合率を見ると、その率が高いのは、窯業・土石製品製造業(30.0%)、病院(30.0%)、共同調理場・飲食店等(27.3%)などとなっています。(表-37)

表-37 業種別の立入検査結果

(平成10年度)

特定施設 号番号	業種(又は施設)名	排水規制対象 事業場数 A	立 入 事 業 場 数 B(C)	不 適 合 事 業 場 数 D	不 適 合 率 D/(C) (%)	延べ立入 事業場数 E(F)	延べ不適合 事業場数 G	延べ不適合率 G/(F) (%)
1	鉱業・水洗炭業	1	1 (0)	0	0	1 (0)	0	0
1の2	豚房・牛房・馬房	9	4 (4)	1	25.0	4 (4)	1	25.0
2～18の3	食料品・たばこ 製造業	122	71 (71)	14	19.7	82 (82)	16	19.5
19～23	繊維・パルプ・紙 製造業	28	17 (17)	2	11.8	33 (33)	2	6.1
23の2	新聞・出版・ 印刷・製版	1	1 (1)	0	0	1 (1)	0	0
24～51の3	化 学 工 業	74	57 (57)	5	8.8	73 (73)	5	6.8
53	ガラス・ガラス製品 製造業	46	20 (19)	2	10.5	27 (26)	5	19.2
54～60	窯業・土石製品 製造業	42	10 (10)	3	30.0	12 (12)	3	25.0
61～63	金属・機械器具 製造業	76	44 (44)	10	22.7	55 (55)	14	25.5
64～64の2	ガス供給業・ 水道施設	11	2 (2)	0	0	2 (2)	0	0
65・66	表面処理・ 電気めつき施設	120	77 (76)	14	18.4	98 (97)	21	21.6
66の2	旅 館 業	433	109 (109)	23	21.1	114 (113)	25	22.1
66の3～66の7	共同調理場・ 飲食店等	72	33 (33)	9	27.3	36 (36)	11	30.6
67	洗たく業	93	40 (39)	5	12.8	49 (48)	6	12.5
68の2	病 院	17	10 (10)	3	30.0	12 (12)	3	25.0
69	と畜業・ 死亡獣取扱	8	1 (1)	1	100	2 (2)	1	50.0
69の2、3	卸売市場	2	1 (1)	0	0	1 (1)	0	0
71の2	科学技術の 試験・研究機関	58	18 (18)	1	5.6	19 (19)	1	5.3
71の3	一般廃棄物の 焼却施設	16	5 (5)	0	0	5 (5)	0	0
71の4	産業廃棄物 処理施設	6	3 (2)	0	0	4 (3)	0	0
71の5	TCE・PCEの 洗浄施設	27	11 (11)	2	18.2	14 (14)	2	14.3
71の6	TCE・PCEの 蒸留施設	3	1 (1)	0	0	2 (2)	0	0
72	し尿処理施設	309	124 (124)	19	15.3	136 (136)	22	16.2
73	下水道終末 処理施設	40	14 (14)	1	7.1	14 (14)	1	7.1
74	特定事業場排水の 処理施設	11	7 (7)	2	28.6	8 (8)	2	25.0
合 計		1,625	681 (676)	117	17.3	804 (798)	141	17.7

(注) 1 立入検査を行った業種のみを示します。

2 政令市(福島市、郡山市、いわき市)分を含みます。

3 ()内は、排水規制対象事業場数を示し、内数です。

(環境指導課調べ)

また、分析項目別の検査結果は、全体で5,622件の検査を行い、排水基準が適用される5,305件のうち、排水基準に適合していなかったものは181件で、不適合率は3.4%でした。(表-38)

有害物質では、シアン、鉛、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンで計10件の排水基準不適合があり、最も不適合の多いのは鉛の6件でした。

その他の項目では、不適合率が最も高いのはBODの8.7%で、次いで大腸菌群数の8.3%、pHの4.5%の順となっており、前年度とほぼ同様の傾向が見られます。

表-38 項目別立入検査結果

(1) 有害物質

(平成10年度)

項目	Cd	CN	Pb	Cr ⁶⁺	As	T-Hg	R-Hg	PCB	O-P	TCE	PCE	MC
総検体数	75	105	120	127	53	66	14	11	11	209	208	208
排水基準判定検体数(A)	66	97	109	119	45	58	14	3	3	200	199	199
排水基準不適合数(B)	0	1	6	0	0	0	0	0	0	1	1	0
不適合率(B/A%)	0	1.0	5.5	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0

項目	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス1,2-ジクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロパン	チウラム	シマシン	チオベニカルブ	ベンゼン	セレン
総検体数	133	53	51	42	44	45	13	15	15	4	45	12
排水基準判定検体数(A)	125	45	43	34	36	37	5	15	15	4	37	12
排水基準不適合数(B)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不適合率(B/A%)	0.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) その他の項目

項目	pH	BOD	COD	SS	E-coli	N-ヘキ	Cu	Zn	S-Fe	S-Mn	T-Cr
総検体数	775	703	244	751	475	179	119	115	57	41	97
排水基準判定検体数(A)	753	686	231	730	468	178	111	107	49	33	89
排水基準不適合数(B)	34	60	2	28	39	0	1	3	1	0	0
不適合率(B/A%)	4.5	8.7	0.9	3.8	8.3	0	0.9	2.8	2.0	0	0

項目	F	フェノール	T-P	T-N	Cl	(1)+(2) 合計	前年 度との比較
総検体数	71	41	143	113	19	5,622	+115
排水基準判定検体数(A)	63	33	142	112	0	5,305	-67
排水基準不適合数(B)	0	0	2	1	-	181	-22
不適合率(B/A%)	0	0	1.4	0.9	-	3.4	-0.4

(注) 1 政令市(福島市、郡山市、いわき市)分を含みます。

2 Cdはカドミウム、CNはシアン、Pbは鉛、Cr⁶⁺は六価クロム、Asは砒素、T-Hgは総水銀、R-Hgはアルキル水銀、O-P是有機リン、TCEはトリクロロエチレン、PCEはテトラクロロエチレン、MCは1,1,1-トリクロロエタン、pHは水素イオン濃度、BODは生物化学的酸素要求量、CODは化学的酸素要求量、SSは浮遊物質量、E-coliは大腸菌群数、N-ヘキはN-ヘキサン抽出物質量、Cuは銅、Znは亜鉛、S-Feは溶解性鉄、S-Mnは溶解性マンガン、T-Crは総クロム、Fはフッ素、フェノールはフェノール類、T-Pは総リン、T-Nは総窒素、Clは塩素イオンを示します。

イ 立入検査に基づく行政措置及び指導の状況

立入検査の結果、排水基準に適合しないなどの事態があった事業場については、その原因を調査し、排水処理施設の設置・増強や改善又は適切な管理などについて、行政指導を行っています。

平成10年度は、水質汚濁防止法に基づく改善命令及び排水停止命令を行った事業場はありませんでした。

ウ 排出水の自主測定

排出水の水質などの自主測定は、水質汚濁防止法ですべての特定事業場に対し義務付けられています。

県では、「阿武隈川流域に係る特定事業場の排出水自主測定指導要綱」(昭和52年4月)を定め、この流域に立地している特定事業場に対して、自主測定の定期的な実施やその結果の報告などについて指導しています。また、その他の流域についても、水質汚濁防止法の趣旨に基づいて、自主測定を行うよう指導しています。

平成10年度は、規制対象事業場の1,649事業場のうち、806事業場(48.9%)で自主測定を実施していました。(表-39)

表-39 自主測定の実施状況

(平成10年度)

管 内	対象事業場数 a	実施事業場数 b	実施率 b/a%
県北地方振興局	136	98	72.1
県中地方振興局	184	34	18.5
県南地方振興局	179	75	41.9
会津地方振興局	306	114	37.3
南会津地方振興局	52	23	44.2
相双地方振興局	120	92	76.7
県 計	977	436	44.6
福島市	191	115	60.2
郡山市	203	114	41.0
いわき市	278	141	50.7
政令市計	672	370	55.1
計	1,649	806	48.9

(注) 1 対象事業場数は、規制対象事業場数を表します。

2 実施事業場数は、自主測定を実施していることを確認した事業場数を表します。

(4) 福島県水環境保全基本計画

県は、近年の水環境を取り巻く動向に対応するため、県庁内に「福島県水環境保全対策会議」を設置して、総合的・計画的な水環境保全対策を検討するとともに、今後の水環境保全対策に県民各界各層の意見を反映させるため、平成6年5月に「福島県水環境の保全に関する懇談会」を設置しました。懇談会は、5回の検討会を経て、平成7年2月1日に今後の水環境の保全のあり方や、良好な水環境の創造の方策について提言を行いました。

県は、懇談会からの提言を踏まえ、県内の水環境を将来にわたって、より安全で快適で豊かなものにしていくため、総合的かつ計画的な水環境保全施策を展開していく上での基本的方針等を示す福島県水環境保全基本計画(以下「基本計画」という。)を平成7年度に策定しました。

この基本計画の策定に当たっては、平成7年8月に県庁内の関係33課で構成する「水環境保全対策連絡

調整会議」を設置し、計画内容の調整を図るとともに、学識経験者等10人による「福島県水環境保全基本計画策定専門家会議」を設置し、計画策定についての助言、指導を得ました。

なお、この基本計画は、福島県生活環境の保全等に関する条例第5条に規定する「水環境保全の推進に係る指針」に相当するものとして位置づけられています。

基本計画の概要は次のとおりです。

ア 計画策定の趣旨

福島県は、大小の変化に富んだ湖沼や多数の河川、太平洋沿岸の長い海岸線、地域に密着した湧水や地下水など豊かな水環境に恵まれています。この豊かな水環境は、県民の様々な活動を支えるとともに、多彩な地域文化に育んできました。また、多様な生物の生息の場として重要な役割を果たしています。しかし、近年、本県においても、社会環境の変化や生活様式の高度化などに伴い、水環境に係る様々な問題が提起されています。また、一方では、県民の水環境に対する関心は、安全でおいしい水の確保やそれを育む森林等の水源の保護、さらには潤いのある水辺の創出などへと多様化、高度化してきています。

県では、このような水環境を取り巻く状況の変化に対応するため、水環境保全に関する総合的な計画を策定しました。

イ 計画の性格等

この計画は、「ふくしま新世紀プラン」の基本目標である「21世紀の新しい生活圏——美しいふくしま——の創造」に向けて、「ふくしま水プラン」や「ふくしま環境プラン」等の諸計画ともあいまって、将来にわたって良好な水質を保全し、豊かな水辺環境を創造するものです。

(ア) 計画の性格

- a 本計画は、本県の水環境保全の基本的方向を示すものです。
- b 本計画は、水質、水量、水辺、流域等の水及び水を取り巻く環境を包括的にとらえ、健康で快適で豊かな水環境を保全、創造するための総合的な施策を示すものです。
- c 本計画は、県内各地域の特性を生かし、県民、事業者、行政の三者がそれぞれ連携、協力して水環境の保全と創造に取り組むための指針となるものです。

(イ) 計画の期間

この計画の目標年度は平成22年度ですが、社会経済等の変化や水環境を取り巻く状況の変化に伴い、必要に応じて見直しを行います。

(ウ) 計画の目標像と構成

本計画は、清らかな水の流れと緑豊かな水辺、人と水との多様な係わりを身近に感じられる「ほんとの川 ほんとの湖 ほんとの海」の創出を目標像とし、水環境保全の基本理念を掲げ、基本理念を踏まえた施策の柱となる基本方針及び水環境保全の目標を設定し、目標達成のための総合的施策を示しています。なお、地域の特性に応じた水環境保全目標及び施策も示しています。

ウ 基本理念と基本方針

(ア) 基本理念

環境基本法や国の環境基本計画及び福島県環境基本条例並びに福島県水環境の保全に関する懇談会の提言等を踏まえて、次の三つの基本理念を掲げました。

- ① 水環境の恩恵の享受と承継
- ② 健全な水循環の確保
- ③ 水環境を介した豊かな地域社会の形成

(イ) 基本方針

基本理念を踏まえて、本県の水環境保全施策の柱となる基本方針を、次の七つとしました。

- ① 安全で清らかな水の確保
- ② 水源かん養機能の維持向上と豊かな流れの確保
- ③ 多様な自然のある水辺環境の形成
- ④ 安らぎと潤いのある水辺空間の創造
- ⑤ 水を介した地域の交流と水文化の形成
- ⑥ 県民参加による水環境保全活動の推進
- ⑦ 水環境の保全に関する調査研究の推進

エ 水環境保全目標

本計画を推進するうえでの目標を、水質保全目標、水辺環境目標及び流域保全目標に区分して設定しました。

(ア) 水質保全目標

公共用水域や地下水の水質の保全目標として、生活環境項目、健康項目等について項目別目標値を設定するとともに、河川や湖沼の汚濁状況を判断できる分かりやすい目安として、身近な水質指標を設定しました。

(イ) 水辺環境目標

河川環境管理基本計画等を踏まえたうえで、県内全域での共通の目標を、水辺の自然目標と水辺の親水性目標とに分けて設定しました。

(ウ) 流域保全目標

流域における健全な水循環の確保及び地域交流等の視点から、県内の流域に共通する保全目標を設定しました。

オ 目標達成のための総合的施策

目標を達成するために必要な施策を、七つの基本方針ごとに体系的に示しました。

カ 地域別の水環境保全の目標と施策

水環境の目標像を地域で具体的に実現していくために、主要河川の流域を基本に県内を13地域に区分して地域の特性を考慮した水環境保全目標を示すとともに、地域で特に配慮すべき施策を示しました。

キ 計画の推進に向けて

本計画の推進に向けての方策を、次のとおり示しました。

(ア) 県民の参加及び事業者の協力

- a 県民の自主的、積極的な取組み
- b 事業者の水環境への負荷の低減、施策への協力及び地域の水環境保全活動の支援
- c 県による水環境保全活動の支援

(イ) 市町村との連携

- a 流域の関係市町村が一体となった総合的かつ計画的な取組み
- b 県と市町村との緊密な協力体制

(ウ) 計画の推進体制

- a 全庁的な取組み体制
- b 国や関係機関の理解と協力

ク 平成11年度の水環境保全事業

県は、水環境の保全に関する各種施策を推進するとともに、府内に設置した「福島県水環境保全対策連絡調整会議」等において、この計画に示した施策の総合調整を行っていきます。

また、基本計画に定めた「身近な水質指標」を確認することによって、県民の水環境保全意識の向上を図るため、河川に生息する水生生物を指標とした水質調査を実施する団体を広く募り、県民が身近な河川等の水生生物調査を行うとともに、市町村職員、教職員、各種団体指導者等を対象に、地域の水環境保全活動の指導員を育成することとしています。

(5) 下水道等の整備

ア 下水道の整備

(ア) 整備の状況

下水道は、浸水被害の防止や生活環境の改善を図る根幹的な公共施設であるばかりではなく、河川などの公共用水域の水質汚濁を防止し、貴重な水資源の水質を保全するうえでも極めて重要な施設です。

これらの諸機能をもつ下水道は、

- ① 浸水防止、生活環境の改善及び水質汚濁防止を目的とし、都市部や農村部等における集落の雨水や汚水を排除し処理する公共下水道
 - ② 流域内の河川や湖沼の効率的な水質汚濁防止を目的として、その流域内にある2以上の市町村の区域における下水を一括して処理する流域下水道
 - ③ 主として市街地における速やかな雨水排除対策として設置される都市下水路
- の三つに大別されますが、近年の都市化の進展に伴う公共用水域の水質の悪化に対して、その整備の必要性は極めて大きいものがあります。

本県で、公共下水道事業に着手している都市は、平成11年度現在で、10市36町8村1広域組合の合計54市町村1組合で、下水道事業着手率（着手市町村/総市町村）は60%となっています。（表-40）

この、54市町村のうち平成11年7月に処理開始した磐梯町公共下水道を含めて10市22町2村の34市町村であり、県全体の下水道普及率（処理人口/総人口）は、平成10年度末現在で29%と、全国平均の58%に比べて大きく下回っています。（表-41）

しかしながら、平成8年度より下水道事業の着手・整備促進が遅れている過疎町村の下水道整備を促進するため、県が下水道の根幹的施設の建設を行う「市町村下水道整備代行事業」を実施しており、今後は着実に下水道の着手率及び普及率が上昇していくものと思われます。

一方、県が行う流域下水道事業については、阿武隈川流域の17市町を対象として、阿武隈川上流域下水道事業（県中処理区：郡山市、須賀川市、本宮町、鏡石町、矢吹町の2市3町、県北処理区：福島市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町の1市5町）阿武隈川あだたら流域下水道事業（二本松処理区：二本松市、安達町の1市1町）及び平成9年度に新規着手した大滝根川流域下水道事業（田村処理区：船引町、常葉町、大越町、滝根町）の3事業4処理区により実施しています。

また、都市下水路については、現在1市3か所において整備中です。

このほかに、県内を6つの流域（阿武隈川流域、阿賀野川流域、夏井川・鮫川等流域、久慈川流域、新田川等流域、請戸川等流域）に分け、それぞれの流域ごとに、水質環境基準を達成維持するための下水道整備に関する総合的な基本計画（流域別下水道整備総合計画）の策定に努めています。

表-40 年度別の下水道事業着手都市

年度	都 市 名
33	いわき市、郡山市
36	原町市
38	福島市
48	会津若松市
49	相馬市
50	浪江町
51	須賀川市、本宮町
53	矢吹町、鏡石町
55	猪苗代町、双葉町、白河市
62	西郷村、富岡町
63	喜多方市、桑折町、伊達町、国見町
元	梁川町、保原町、広野町
2	会津坂下町、檜葉町
3	棚倉町、小高町、北塩原村
4	二本松市、安達町、鹿島町、塩川町、田島町、磐梯町、大熊町
5	三春町、西会津町
6	長沼町
7	新地町
8	北会津村、南郷村、湯川村、昭和村
9	岩代町、檜枝岐村、熱塩加納村、柳津町、会津高田町、会津本郷町、船引町
10	常葉町、塙町、山都町
11	河東町、双葉地区広域市町村圏組合
計	54市町村1組合

下水道課調べ

※ 長沼町については、平成9年度に完了しました。

表-41 公共下水道普及状況

(平成10年度末)

市町村名	行政人口(千人)	処理人口(千人)	普及率(%)
福島市	287.3	108.9	37.9
会津若松市	117.4	57.4	48.9
郡山市	326.6	162.8	49.9
いわき市	365.5	130.1	35.6
白河市	47.1	16.5	35.0
原町市	48.6	29.6	61.0
須賀川市	66.0	14.2	21.5
喜多方市	37.4	4.9	13.1
相馬市	39.7	16.0	40.2
二本松市	35.9	4.6	12.9
桑折町	14.1	1.9	13.2
伊達町	11.1	1.8	16.2
国見町	11.6	2.8	24.3
梁川町	22.1	2.5	11.1
保原町	25.0	3.1	12.5
安達町	12.1	2.3	19.1
本宮町	22.0	10.6	47.9
長沼町	6.7	0.6	9.5
鏡石町	12.9	5.8	44.9
田島町	14.0	1.1	7.6
北塩原村	3.7	1.6	42.5
猪苗代町	18.7	5.3	28.4
会津坂下町	19.9	1.4	7.0
西郷村	18.4	4.1	22.4
矢吹町	18.4	5.8	31.4
棚倉町	16.6	1.5	9.0
広野町	5.9	3.3	55.4
檜葉町	8.8	2.5	28.4
富岡町	16.0	6.4	40.2
大熊町	10.7	1.5	14.3
双葉町	7.9	5.2	65.6
浪江町	23.5	4.5	19.2
小高町	14.1	1.9	13.2
県計	2,138.6	622.5	29.1
全国(参考)			58.0

下水道課調べ

(注) 1 平成11年3月31日現在処理開始している市町村の数字です。

2 普及率(%)=(処理人口/行政人口)×100

3 行政人口の県計欄は、全県人口です。

(イ) 今後の計画

国においては、欧米先進諸国との格差を是正し、豊かな生活環境の整備と水循環の再生を図ることを目的に、平成14年度末における下水道普及率66%を目標とした第八次下水道整備七箇年計画を策定し、これに基づき下水道事業の積極的な推進を図っていこうとしていますが、本県においても、この計画に基づき新規着手市町村数の拡大を図るとともに、既に着手済みの市町村については早期供用開始を図り、供用中の都市についても、供用区域のさらなる拡大を含め、なお一層の整備促進を図っていく計画です。

さらには、事業の効率化を進めながら、快適な暮らしを確保するため下水道の普及拡大を大きな柱としつつ、高度処理、浸水安全度アップ等の下水道の質的向上など多様な施策の展開を図ることとしています。

(イ) 阿武隈川の流域下水道事業

阿武隈川流域における下水道計画については、流域全体の効率的な水質汚濁の防止を図ることを目的として、郡山市を中心とする県中処理区、福島市を中心とする県北処理区の2処理地区を対象とする阿武隈川上流流域下水道事業、二本松市を中心とする二本松処理区の阿武隈川あだたら流域下水道事業及び船引町を中心とする田村処理区の大滝根流域下水道事業が行われています。県はそれぞれの処理区ごとに浄化センター(終末処理場)、中継ポンプ場及び幹線管渠等の根幹施設を建設し、関連市町は接続する流域関連公共下水道の整備を進めています。(表-42~46及び図-12~15)

なお、県中処理区においては、昭和63年10月に供用を開始しており、県中浄化センターへの流入量は、平成10年度実績で14,800,000m³/年、また、県北処理区においては、平成8年4月に供用を開始し、県北浄化センターへの流入量は、平成10年度実績で1,618,000m³/年となっています。さらに、二本松処理区においては、平成10年10月に供用を開始し、あだたら清流センターへの流入量は平成10年度実績で16,000m³/年となっています。

表-42 流域下水道処理区別全体計画

(平成11年3月31日現在)

諸元 処理区	処理面積 (ha)	処理人口 (千人)	処理水量 (千m ³ /日)	ポンプ場 (箇所)	管渠延長 (km)	処理方法	放流先	全体計画に対する進捗率 (投資額比)
県中処理区	13,045	401.4	257.3	2	58.7	活性汚泥法	阿武隈川	50.7%
県北処理区	8,769	317.0	210.5	2	51.8	活性汚泥法	阿武隈川	47.0%
二本松処理区	901	31.3	20.5	一	5.6	活性汚泥法	六角川	57.3%
田村処理区	1,457	37.5	18.3	1	31.5	活性汚泥変法	大滝根川	3.7%

下水道課調べ

表-43 県中処理区の市町別計画

(平成11年3月31日現在)

市町名	諸元	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)	計画処理水量 (m ³ /日)
郡山市	郡山市	8,535	288,500	180,680
須賀川市	須賀川市	2,115	53,140	36,180
本宮町	本宮町	1,400	29,900	21,790
鏡石町	鏡石町	445	13,500	8,980
矢吹町	矢吹町	550	16,400	9,620
計	計	13,045	401,440	257,250

下水道課調べ

表-44 県北処理区の市町別計画

(平成11年3月31日現在)

市町名 諸元	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)	計画処理水量 (m³/日)
福島市	6,910	262,180	171,060
桑折町	330	8,950	9,730
伊達町	400	9,600	6,400
国見町	332	7,700	4,390
梁川町	378	11,030	7,890
保原町	419	17,570	10,980
計	8,769	317,030	210,450

下水道課調べ

表-45 二本松処理区の市町別計画

(平成11年3月31日現在)

市町名 諸元	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)	計画処理水量 (m³/日)
二本松市	690	23,000	15,570
安達町	211	8,300	4,930
計	901	31,300	20,500

下水道課調べ

表-46 田村処理区の町別計画

(平成11年3月31日現在)

市町名 諸元	計画処理面積 (ha)	計画処理人口 (人)	計画処理水量 (m³/日)
船引町	761	23,620	10,460
大越町	275	5,600	3,210
常葉町	196	4,000	2,340
滝根町	225	4,300	2,280
計	1,457	37,520	18,290

下水道課調べ

水 域 境

図-12 県中処理区の計画概要図

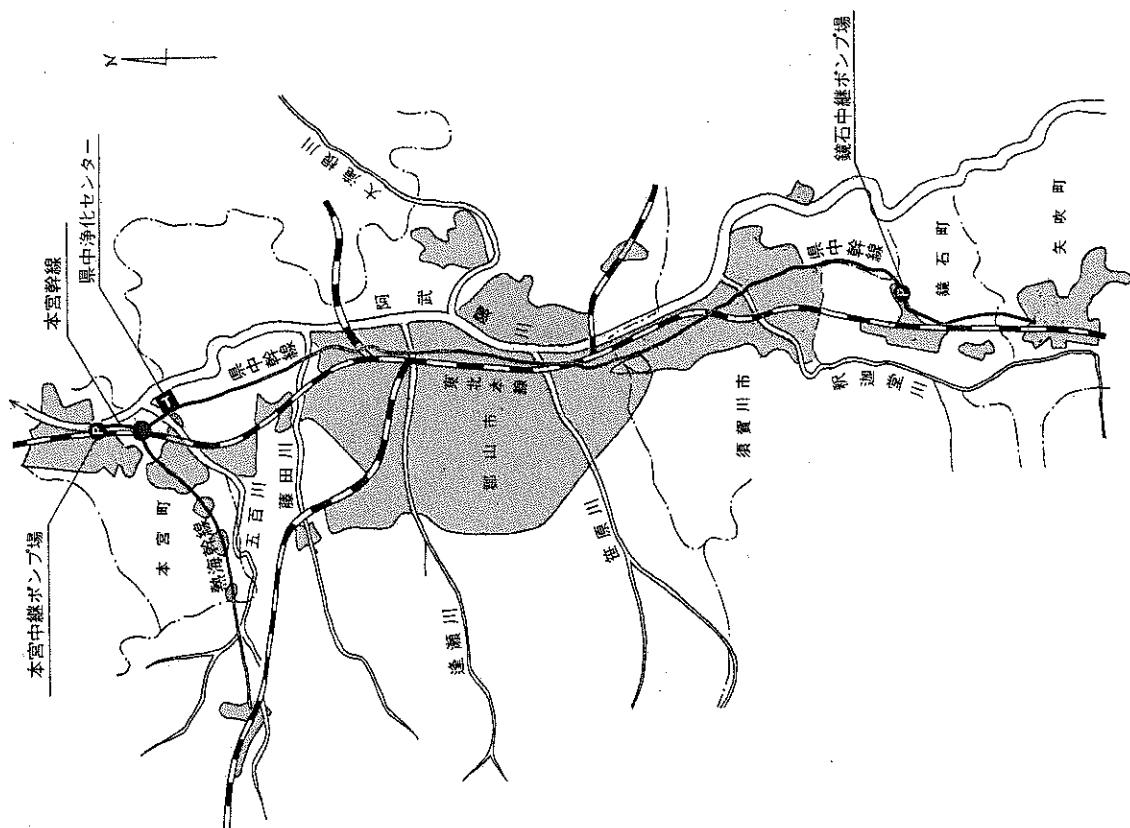


図-13 県北処理区の計画概要図

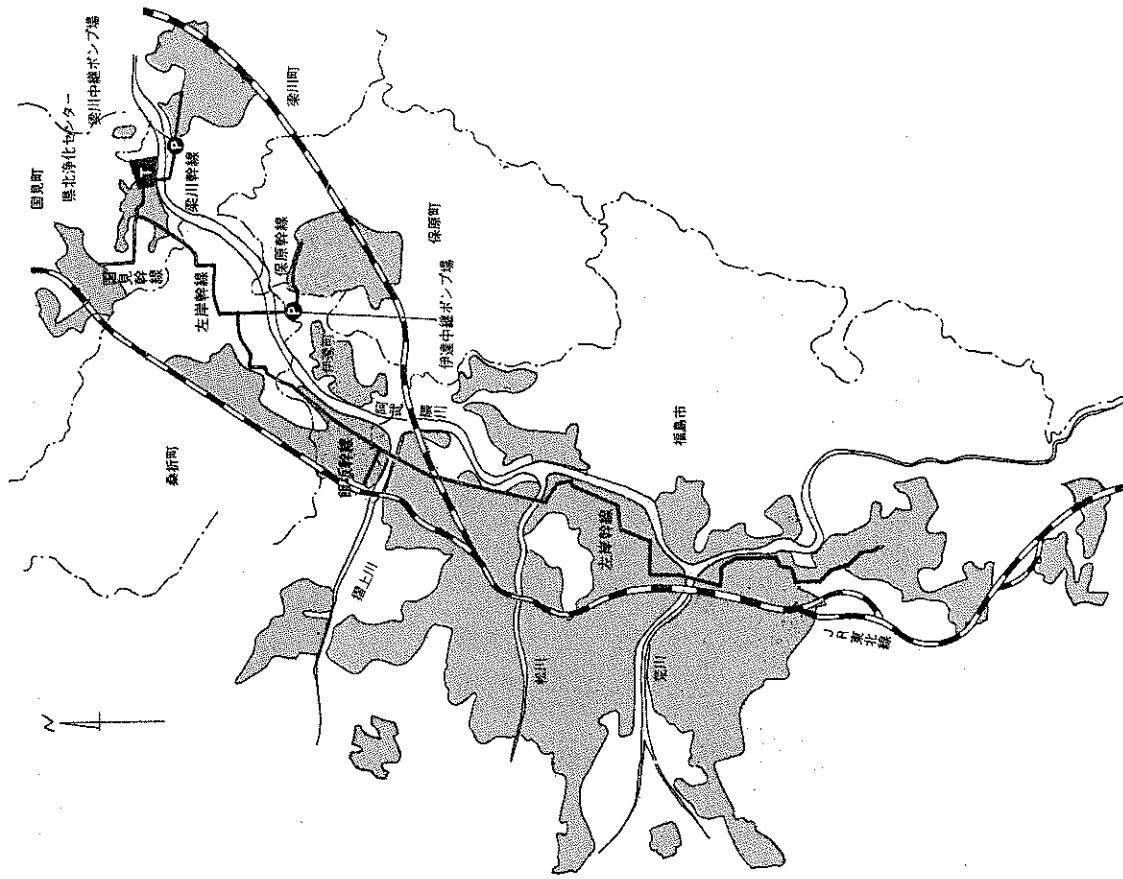


図-14 二本松処理区の計画概要図

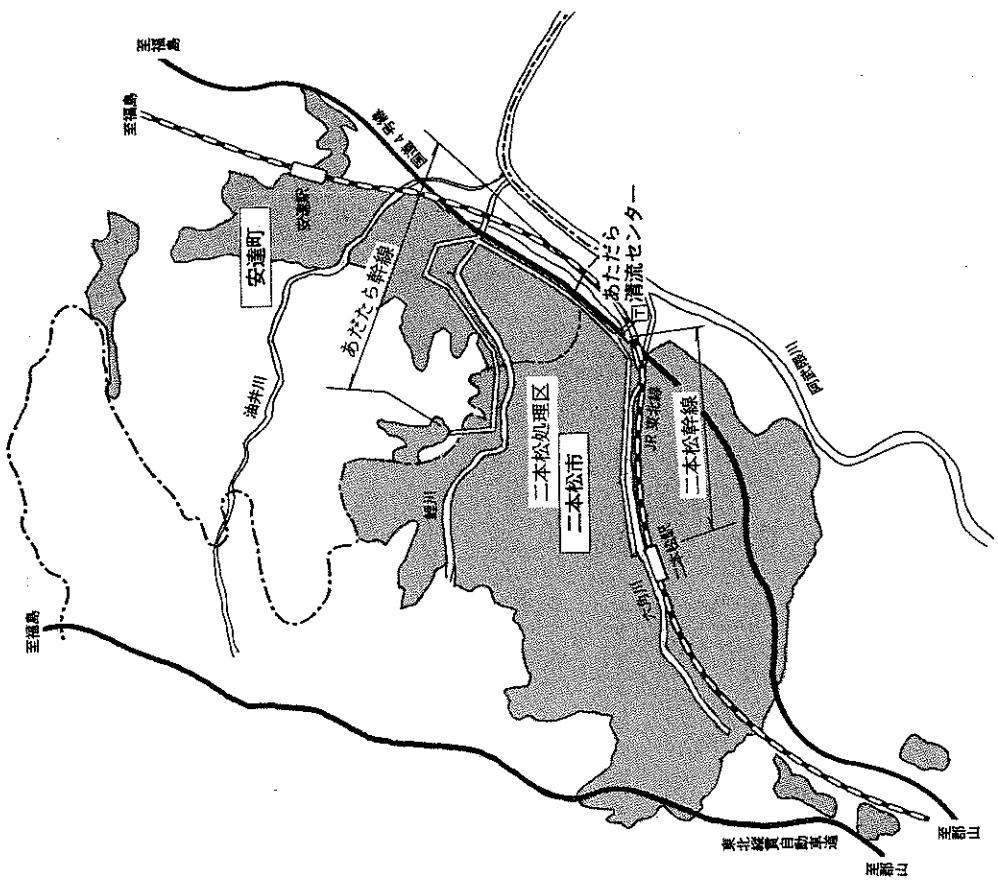
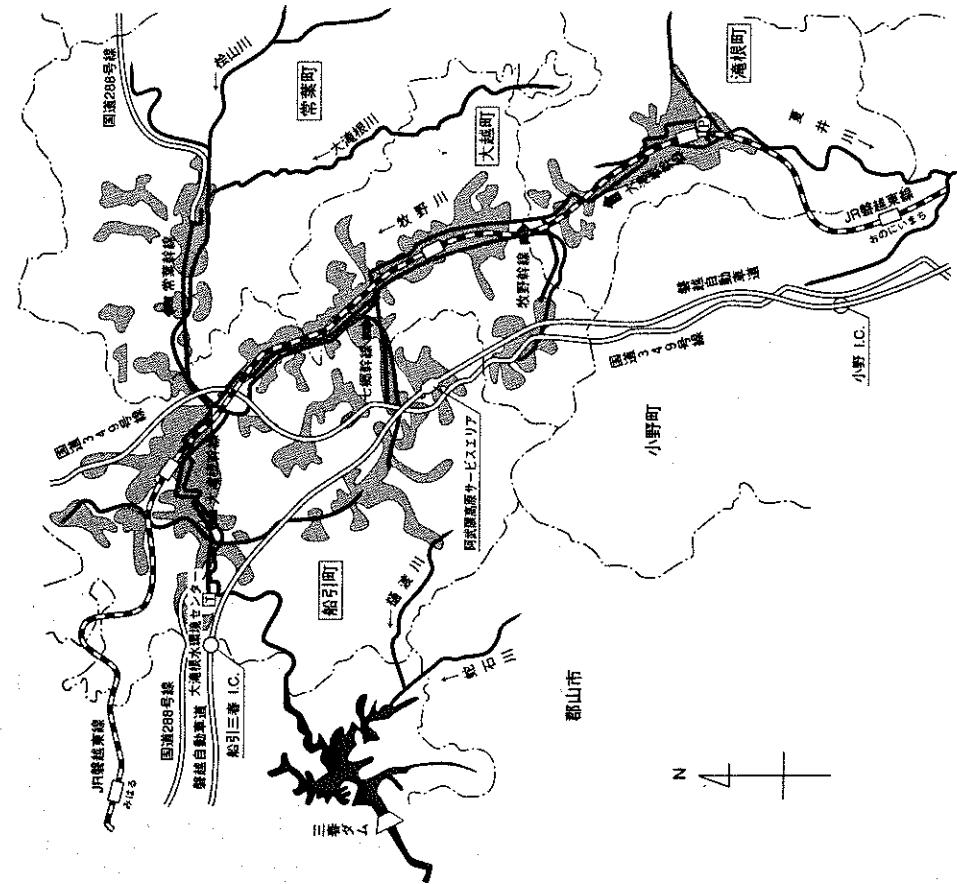


図-15 田村処理区の計画概要図



イ 農業集落排水処理施設の整備

(ア) これまでの整備状況

農村社会における水環境をめぐる状況は、高度経済成長を契機とする混住化の進展、生活水準の向上、農業生産様式の変貌などの理由から、大きく変化しています。

水質汚濁の主要な原因である生活雑排水が増加する一方で、農村集落からの排水を処理するための污水処理施設の整備が立ち遅れしており、農業の生産環境と農村の生活環境の改善を図るためにばかりではなく、公共用水域の水質を保全するうえでも、農業集落排水処理施設の整備の必要性が高まってきています。

農業集落排水処理施設の整備は、農林水産省の補助事業として、「農村総合整備モデル事業」及び「農村基盤総合整備事業」の一工種として実施されて以来、昭和58年度には農業集落排水処理施設の整備を単独で行う「農業集落排水事業」が創設されました。

事業内容は、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理するための管路施設や汚水処理施設、雨水を処理するための雨水排水施設、発生汚泥を処理するための汚泥処理施設などを1～数集落単位で整備するもので、平成5年度からは農業集落排水処理施設の長期的な機能の安定を確保する観点から、供用中の施設について改築事業も実施できるようになりました。

県内では、平成10年度までに、8市30町21村の合計59市町村で156か所の農業集落排水処理施設の整備に着手しており、そのうち41市町村の91か所が平成11年3月31日までに供用を開始しています。また、平成11年度には15か所が新規採択され、61市町村の171か所において本施設の整備に着手し、新たに7か所で供用開始を予定しています。(表-47)

(イ) 今後の整備計画

平成4年度に策定された国の「生活大国五箇年計画」において、下水道等の整備については、「下水道整備を促進するほか、地域の実情に応じ、コミュニティ・プラント、集落排水施設の整備を進めることにより、おおむね2000年には、排水が公共的主体により衛生処理される人口の割合を7割を超える程度とすることを目指す」とされています。

本県でも、平成5年度に策定した「第四次土地改良長期計画(ふくしま新農村整備プラン)」の中で、農業集落排水処理施設の整備を重点施策として位置付け、平成14年度までに整備対象人口の30%に当たる17万2千人の整備を図り、「水と緑の住みよい農村」の実現を目指していく計画です。(表-48)

さらに、平成6年度に策定された「全県域下水道化構想」において、平成12年度までの下水道等の普及目標を県全体で約50%としており、農業集落排水処理施設による普及率も県全体の約4.1%が目標になっており、整備促進のための重要な施策の一つに位置付けられています。

今後は、これまで同様、下水道等の他事業との調整を図りつつ、地域の水質保全上緊急を要する集落において、本施設の整備を推進していくことはもちろんですが、特に未着手の市町村においても、本施設の整備着手が促進されるよう事業の一層の拡大を図っていくとともに、平均工期4～5年を維持し早期に供用開始が図れるよう、計画的な整備を進めていく方針です。

表-47 農業集落排水処理施設整備の実施市町村

(平成11年度現在)

市町村名	処理区数 (箇所数)	うち供用開始	市町村名	処理区数 (箇所数)	うち供用開始
福島市	2	1	喜多方市	1	
会津若松市	3	3	相馬市	1	
郡山市	15	5	梁川町	3	3
いわき市	4		大玉村	2	1
白河市	5	3	本宮町	1	1
須賀川市	1		長沼町	2	1

市町村名	処理区数 (箇所数)	うち供用開始	市町村名	処理区数 (箇所数)	うち供用開始
鏡石町	2	2	西表村	4	2
岩瀬村	6	5	郷郷村	4	3 (1)
天栄村	7	5	崎島村	2	1
田中村	2	2	東泉村	6	4
下館町	1	3	中矢村	6	3 (2)
伊奈村	4	1	矢大村	5	2 (2)
只見町	1	1	棚信村	6	5
北会津村	4	2	倉祭村	1	1
熱塩加納村	3	1	川村	1	2
北塩原村	3	3	川田村	2	1
塩川村	1	2	殿春村	2	1
山都町	3	3	根野村	1	3
西会津町	4	3	三瀧村	1	(1)
高郷村	3	2	廣畠村	2	
磐梯町	1	1	川大村	2	
猪苗代町	4	2	浪新村	6	
会津坂下町	2	2	鹿飯村	1	
湯川村	1	1	島館村	2	
柳津町	3	1		4	
会津高田町	1	1		1	
会津本郷町	1	1		3	
三島町	1	1		1	
金山町	1	1			
昭和村	1	1			
			県計	171	91 (7)

農村振興課調べ

(注) 供用開始欄は平成11年3月31日現在であり、()は平成11年度内に供用を開始する予定の箇所で外数です。

表-48 農業集落排水処理施設の整備目標及び整備状況
(平成11年度現在)

年度	採択済み 処理区数 (箇所数)	左の計画人口・現況人口		整備率(%) ②
		計画(人)	現況(人): ①	
H. 4	52	54,290	37,450	7
H. 5	63	67,030	50,110	9
H. 6	78	87,850	67,313	12
H. 7	98	107,170	72,871	13
H. 8	118	129,190	87,326	16
H. 9	138	151,950	105,583	19
H. 10	156	168,020	119,618	21
H. 11	171	181,600	128,594	23
H. 14			目標 172千人	目標 30%

農村振興課調べ

(注) 整備率②は、要整備対象人口に対する採択済み処理区の現況人口です。

$$\text{②} = (\text{採択済み処理区の人口}) / (\text{要整備対象人口}) \times 100$$

(要整備対象人口) = 564千人……平成3年度調査による

ウ コミュニティ・プラントの整備

コミュニティ・プラントは、市町村の一般廃棄物処理計画に従って設置され、管きょによって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設であり、し尿の衛生処理のみならず、水質汚濁の防止にも大きな役割を果たしています。

県内では、平成9年末現在、4市町村の4施設が稼働しており、18,900人分の生活排水を処理していますが、今後も、市町村が地域の実情に合わせた生活排水処理計画を策定し、計画的に施設整備が行われるよう指導していきます。

エ 合併処理浄化槽の整備

(イ) これまでの整備状況

近年、河川や湖沼等の水質汚濁が社会問題になるにつれて、住民の生活環境への関心が高まり、台所などから未処理で流され、水質汚濁の大きな要因となっている生活雑排水の対策が強く求められてきています。一方、快適で文化的な生活への要望の高まりとともに、トイレの水洗化が進み、平成10年度末現在、県内では28万基を超える浄化槽が設置されていますが、その多くは、し尿のみを処理する単独処理浄化槽であるため、生活雑排水対策には寄与していない状況にあります。

こうした中で、下水道と同等の性能を有し、かつ、地域の実態に合わせて設置できる小型合併処理浄化槽が、生活排水対策の有効な手段として大きな期待と注目を集めています。昭和62年度からは合併処理浄化槽の普及促進を図るために、合併処理浄化槽の設置者への助成を行う市町村に対する国庫補助制度が実施され、全国的に合併処理浄化槽の整備が進んでいます。

本県では、平成3年度から、住宅に設置される10人槽以下の合併処理浄化槽の設置を対象として、国庫補助に上乗せして補助する県費補助制度を実施して、合併処理浄化槽の普及を促進しています。このため、平成2年度に1市2村が国庫補助を受けて事業を開始して以来、事業を実施する市町村が毎年増加し、平成10年度までに、73市町村で県内浄化槽の6.1%に当たる約17,500基の合併処理浄化槽が整備されています。

また、平成7年度から、補助対象の範囲を従来の10人槽以下から50人槽まで拡大するとともに、豪雪地帯等における上乗せ基準額を設けるなど県費補助制度を拡充・強化しましたが、平成8年度からは国庫補助の採択の有無にかかわらず、県費補助金を実施しており、合併処理浄化槽の一層の整備促進を図っています。

(カ) 今後の整備計画

平成11年度の整備計画では、78市町村で約3,400基の合併処理浄化槽の整備が行われる予定となっています。

また、水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」や水道原水法に基づく県計画地域など、緊急に生活排水対策を講じる必要がある地域については、優先的な採択が行われるよう国に働きかけ、これらの地域における早期の生活排水対策を推進しています。

県では、合併処理浄化槽設置整備事業を生活排水対策の重要な柱として位置付け、引き続き事業実施市町村の増加を図るとともに、市町村における合併処理浄化槽の計画的かつ効率的な整備促進を図っていく方針です。

(6) 生活排水対策

台所や洗濯、風呂などの日常生活に伴う家庭からの生活排水が、河川や湖沼の水質汚濁の大きな原因になっていることから、この生活排水を適正に処理することが重要になってきています。このため、平成2年6月に水質汚濁防止法の一部が改正され、新たに生活排水対策を推進するための規定が設けられました。

この法律改正の主な内容は、生活排水による水質汚濁を低減するために、国、都道府県、市町村及び国民が果たすべき役割が定められたことです。また、生活排水対策が特に必要な区域については、都道府県

知事が「生活排水対策重点地域」として指定し、この指定を受けた市町村では、「生活排水対策推進計画」を定めて重点的な対策を推進することとされています。

ア 河川などの汚れの原因

県は、平成8年度に「うつくしま、ふくしま清流復活作戦」事業の一つとして、河川ごとの水質汚濁の原因について詳細に把握し、各種の水質保全施策の基礎資料とするために、「水質汚濁負荷量調査」を実施しました。

この調査では、各市町村の協力を得て、中小河川の流域別に水質汚濁の要因に関する基礎データ（人口、土地利用、畜産など）を収集し、平成4年度に整備した「データベースシステム」により集計・解析を行いました。その結果（全県集計値）は図-16のとおりで、生活排水による汚濁が全体の51.4%を占めており、河川などの水質保全のためには、生活排水対策が重要であることが一層明らかになりました。

イ 「うつくしま、ふくしま清流復活作戦」事業

県では、「うつくしま、ふくしま清流復活作戦」事業として、次の事業を実施し、生活排水対策の推進を図りました。

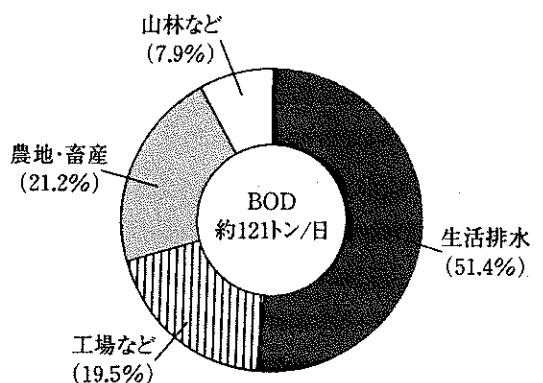
(ア) 生活排水対策重点地域の指定

県は、水質汚濁防止法の趣旨に基づいて、県内の主な公共用水域の中から、水質環境基準が達成されていない水域であって、生活排水による汚濁負荷割合が大きい水域を選定し、平成3年度から順次「生活排水対策重点地域」に指定しており、これまでの指定状況は、表-49のとおりです。

表-49 生活排水対策重点地域の指定状況

重点地域名	重 点 地 域 の 範 囲	関係市町村	指 定 年 月 日	推進計画の策定状況
大滝根川流域 生活排水対策 重 点 地 域	右記に示す1市5町の区域のうち、大滝根川及びこれに流入する河川の流域（下水道法第2条第8号の規定による処理区域を除く。）	郡山市、三春町、滝根町、大越町、常葉町、船引町	平成4年3月13日 (県告示第234号)	平成4年度 策定済み
広瀬川流域 生活排水対策 重 点 地 域	右記に示す1市5町の区域のうち、広瀬川及びこれに流入する河川の流域	福島市、梁川町、保原町、靈山町、月館町、川俣町	平成5年2月19日 (県告示第206号)	平成5年度 策定済み
松川浦流域 生活排水対策 重 点 地 域	相馬市の区域のうち、宇多川（松川浦を含む。）及びこれに流入する河川の流域（下水道法第2条第8号の規定による処理区域を除く。）	相馬市	平成6年1月14日 (県告示第34号)	平成6年度 策定済み
糸迦堂川流域 生活排水対策 重 点 地 域	右記に示す1市3町4村の区域のうち、滑川、糸迦堂川及びこれらに流入する河川の流域（下水道法第2条第8号の規定による処理区域を除く。）	須賀川市、長沼町、鏡石町、岩瀬村、天栄村、泉崎村、矢吹町、大信村	平成7年3月22日 (県告示第300号)	平成7年度 策定済み
今出川流域 生活排水対策 重 点 地 域	右記に示す1町2村の区域のうち、北須川、今出川及びこれらに流入する河川の流域	石川町、玉川村、平田村	平成7年3月22日 (県告示第300号)	平成7年度 策定済み
逢瀬川流域 生活排水対策 重 点 地 域	郡山市の区域のうち、逢瀬川及びこれに流入する河川（下水道法第2条第8号の規定による処理区域を除く。）	郡山市	平成8年3月8日 (県告示第220号)	平成8年度 策定済み

図-16 河川などの汚濁の原因
(平成8年度の「水質汚濁負荷量調査」より)
BODの発生源別の負荷割合：県全体



(イ) 市町村に対する指導・支援

水質汚濁防止法により生活排水対策の推進主体となる市町村に対して、県は、「生活排水対策マニュアル」を作成・配布するなど、生活排水対策に関する技術的な指導、協力を実行しているほか、同法に基づき市町村が設置する「生活排水対策推進指導員」を対象とした講習会を開催しました。

ウ 県民に対する普及啓発

河川などの水質保全のために生活排水対策が重要であることを広く県民に呼びかけ、理解と協力を得るため、県では、各種広報媒体を用いたPRやリーフレットなどの普及啓発資料の作成配布、生活排水対策普及啓発用ビデオの貸出しなどを行っています。

(7) 裏磐梯湖沼の水質保全対策

ア 裏磐梯湖沼水質保全基本計画

(ア) 基本計画策定の背景

本県の重要な水資源であり、観光資源でもある裏磐梯の湖沼（桧原湖、小野川湖、秋元湖、曾原湖及び五色沼（毘沙門沼など））の水質は、近年、観光客やスキーパークの増加とともに悪化する傾向を示し、一部の湖沼では、水質環境基準（COD）が達成されない年があったり、富栄養化の兆しとされる淡水赤潮の発生があるなど、湖沼の水質や水辺環境に憂慮される状態が見られるようになってきました。

湖沼のような閉鎖性水域は、水質汚濁がいったん進行するとその回復が極めて困難であるばかりでなく、湖沼の水質の悪化は、水辺環境の生態系に大きな影響を与え、利水等に重大な障害をもたらします。このため、裏磐梯の湖沼の水質を改善し、また、良好な水質を将来にわたって保全していくためには、従来から実施されている諸施策に加えて、流域全体にわたる総合的かつ計画的な水質汚濁防止策に早急に取り組む必要が生じています。

このような背景から、平成3年度には「裏磐梯湖沼水質保全基本構想」を策定し、平成4年度には、この基本構想に示された水質保全目標の実現を図るために、裏磐梯の5湖沼の水質保全対策に関する総合的な計画として「裏磐梯湖沼水質保全基本計画」を策定しました。

(イ) 基本計画のあらまし

a 計画の対象地域

裏磐梯の桧原湖、小野川湖、秋元湖、曾原湖及び毘沙門沼の5湖沼とこれらの流域。

b 計画の実施期間

平成4年度から平成13年度までの10年間

c 水質保全目標

『清らかな青い湖。裏磐梯』

水質目標値として、昭和50年代前半の各湖沼の水質レベルに相当する値を設定しました。（COD 2 mg/l 以下など。）

基本計画に基づく施策の体系図-17に示します。

イ 裏磐梯湖沼水質保全対策推進協議会

基本計画に基づく施策を円滑に展開していくためには、国や県、関係市町村はもとより、関係事業者や地域住民一人一人の理解と協力が必要不可欠です。

このような趣旨から、関係機関や団体等で構成する推進協議会が平成5年7月に設置され、各種施策の進行管理や調整が行われています。

(ア) 協議会の構成

地域の関係団体、関係市町村、国の機関及び県の機関など26団体

(イ) 協議会の目的及び事業

・「裏磐梯湖沼水質保全基本計画」の進行管理や施策の調整

- ・地域住民等の水質保全意識の高揚を図るための研修会の開催、会報の発行等

ウ 水質自動モニタリングシステムの整備

湖沼の水質の実態把握や水質汚濁機構の解明を行うため、湖沼の水質を24時間連続監視し、より詳細な水質の情報を把握できる水質自動モニタリングシステムを、平成6年度に裏磐梯の桧原湖に設置しました。

このシステムでは、湖水のpH、COD、全窒素、全燐、DO、濁度、導電率及び水温の8項目を連続測定し、電話回線を通じて中央監視局（会津地方振興局）へ伝送して監視、記録等を行うとともに、県営桧原第一駐車場の一角に設置された水質データ表示盤により地域住民や観光客などへ桧原湖の水質データ等の情報提供を行っています。

システムの系統図を図-18に示します。

図-17 施策の体系

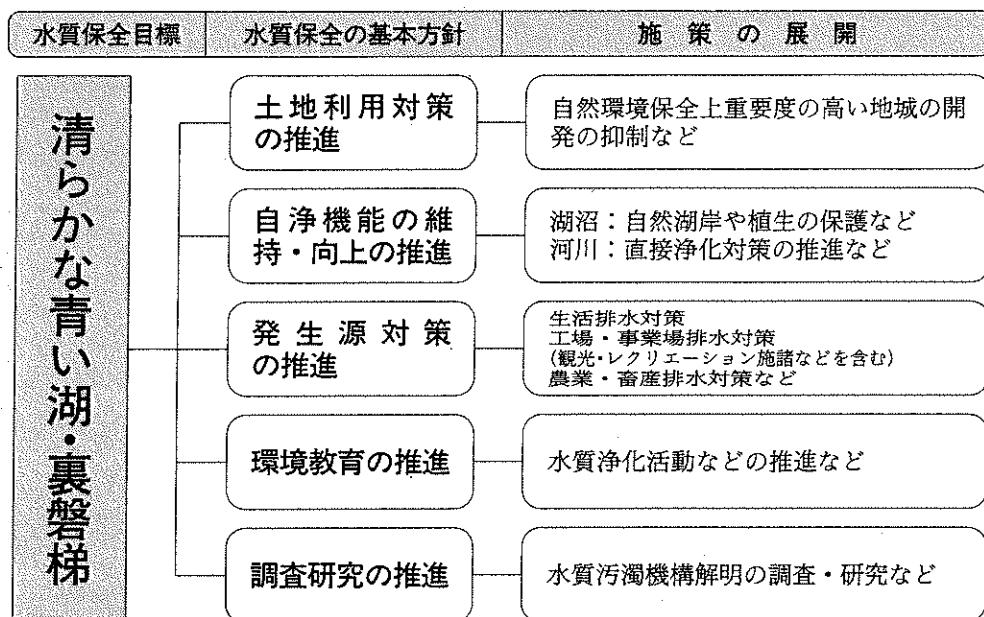
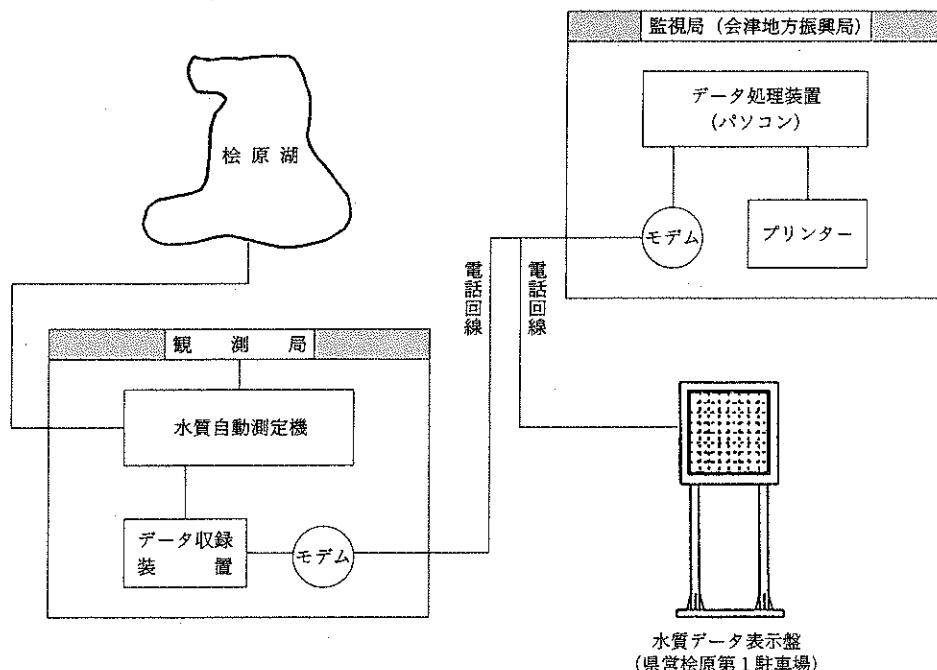


図-18 水質自動モニタリングシステムの系統図



第4節 土壤・地盤環境の保全

1 土壤汚染の現状と対策

(1) 土壤汚染の現状

土壤は、環境の重要な構成要素であるとともに、人の生活の基盤として、また、物質循環の要として重要な役割を担っています。

しかし、土壤は、その組成が複雑で、いったん汚染されるとその影響が長期にわたって持続するなど、土壤汚染の態様は、水や大気と異なる特徴をもっています。このような環境としての土壤の役割や汚染の形態を踏まえて、平成3年8月、国は、土壤汚染について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、カドミウム等10項目について「土壤汚染に係る環境基準」(以下「環境基準」という。)を告示しました。

その後、環境基準が定められた物質以外でも、例えばトリクロロエチレン等の有機塩素化合物による土壤汚染があることが判明したこと、また、近年における多種多様な化学物質の生産や使用の拡大・普及に伴い、これらの物質による公共用水域の水質汚濁を防止するため、平成5年3月に水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準の拡充・強化が行われたことから、有害物質による土壤汚染に対処するため、国は、平成6年2月、トリクロロエチレン等15項目を新たに追加する環境基準の改正を告示しました。

また、農用地の土壤汚染については、従来からの「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」(以下「土壤汚染防止法」という。)で、カドミウム、銅及び砒素を特定有害物質として指定し、必要な対策を行っています。

ア 農用地の土壤汚染地区の概要

本県では、昭和45年にいわき地区（いわき市小名浜）及び磐梯地区（磐梯町磐梯）の産米が、カドミウムによって汚染されていることが指摘され、国、県、市及び町による環境調査、住民健康調査、発生源調査等が行われました。その結果、磐梯地区(231.9ha)は、住民の健康保護の見地から昭和45年11月に厚生省から「カドミウム環境汚染要観察地域」に指定されました。

また、これとは別に、県は、磐梯地区について農用地の土壤汚染防止の見地から昭和47年3月、土壤汚染防止法に基づいて、112haを「農用地土壤汚染対策地域」に指定し、この地域内の水田37.47haについては、昭和49年度から昭和51年度まで3箇年計画で客土事業を実施しました。

その後も継続的に調査を行ってきましたが、昭和55年までの産米中からは、土壤汚染防止法の基準値である1.0ppm以上のカドミウムは検出されなかったため、県は昭和55年11月21日付けでこの対策地域の指定を解除しました。

さらに、いわき地区においては、昭和53年度産米から1.0ppm以上のカドミウムが検出されたが、この検出された地域の水田は、都市計画法に基づく住居地域と工業専用地域に指定されていたことなどから、県は、対策地域の指定は行わず、水田の耕作者には、珪酸カルシウムや熔成磷肥の施用に加えて水管理等の栽培管理を指導しました。その結果、昭和54年以降の産米からは、1.0ppm以上のカドミウムは検出されなくなり、平成6年度からは0.4ppm以下の濃度となっています。このため、平成8年度から玄米中のカドミウムの含有量調査を行っておりません。

一方、昭和47年度以降、休廃止鉱山周辺地域の水田の土壤や産米についてもカドミウムの含有量の調査を行ってきましたが、汚染水田については、昭和61年度で対策が完了し、平成2年度でカドミウムの調査も終えています。

(2) 土壤汚染防止対策

いわき地区的水田では、土壤改良資材の施用や水管理などの栽培技術の指導により、稻のカドミウム吸

収を抑制する方策をとっています。また、発生源対策としては、再汚染を防止するため、非鉄金属製錬所に対して、関係法令による排出基準の遵守を指導しています。

2 地盤沈下の現状と対策

(1) 地盤沈下の現状

地盤沈下は、地表面が徐々に沈下していく現象で、建築物や土木建造物等に直接的な被害を及ぼすなど、生活環境を著しく悪化させ、また、ひとたびこの現象が起こるとその回復はほとんど不可能であるといわれています。

地盤沈下の原因としては、地下水の過剰な採取や鉱物の採掘によるものなどがありますが、全国的に見ると地下水の過剰な採取がその大半を占めています。

本県の地盤沈下状況については、福島市、いわき市及び原町市に沈下が認められています。

ア 福島市の状況

国土地理院が実施した測量により、福島市街地において昭和42年及び昭和49年に沈下が認められた水準点があります。

これらの地点では、過去に最大5~11cm程度の沈下が認められましたが、近年の測量結果では、各地点共に隆起の傾向にあり、累計沈下量も小さいかまたはゼロに近くなっています。

イ いわき市の状況

常磐炭鉱跡地を中心に沈下が認められていますが、その主因は、石炭の採掘によるものと考えられます。

ウ 原町市の状況

(ア) 地盤沈下の経過

昭和30年頃から原町市大甕地区を中心^{おおみか}に地盤沈下が認められましたが、その被害の面積は約2,500ha(うち農用地1,500ha)にのぼっており、水田や道路の不等沈下、地割れ、井戸水の枯渇等の被害が発生しました。

この沈下の原因としては、沈下の発生時期と工場や農業用地の開発等による地下水の利用増の時期とが一致していることから、地下水の過剰な採取によるものと考えられます。

このため、地下水の過剰な採取の防止対策として、原町市は、昭和49年に原町市公害対策条例の一部改正を行い、市街地を中心に約93km²の地域を地下水採取規制地域に指定しました。これにより、同条例に基づく指定地域内で、新たに揚水設備を設置する場合には、許可を受けることが必要となりました。

さらに、昭和54年6月に大甕周辺地域約41km²が工業用水法に基づく指定地域となり、また表流水への水源転換のため、県が事業主体となって原町市南部を流下する太田川の上流に建設していた「横川ダム」が昭和58年3月15日に完成し、表流水が確保される見込みとなったため、昭和58年10月1日に工業用水法に基づいて井戸水の水源転換命令が告示され、昭和59年10月1日以降は、工業用水法施行規則に定める許可基準を満たさない既設井戸の使用が禁止されました。

(イ) 地盤沈下の調査監視体制及び調査結果

地盤沈下防止対策を進めるうえでは沈下の実態を把握することが重要であるため、水準測量によりその地域全体の沈下量を調査するとともに、観測井による地層別の収縮量や地下水位との関連性も調査する必要があります。

a 水準測量による調査

原町市においては、昭和48年度から平成4年度まで、市が独自に沈下量の顕著な地域を中心として、測量延長44kmの水準点43点程度で毎年水準測量を実施していました。

国土地理院による水準測量結果を含めて、昭和30年から平成8年3月までの累計沈下量を見ると、

米沢地区で最大約164cmに達しています。大甕地区においても約144cm沈下しており、大甕、高、米沢一帯が、地盤沈下の中心になっています。

しかし、平成7年度の水準測量結果では、すべての地点で沈下量が1cm未満であったように、沈下の傾向は、昭和30年から昭和49年までは顕著でしたが、その後は鈍化しており、特にここ数年は横ばい状態にあります。このため平成5年度からは2年おき程度に水準測量を実施することになりました。

b 観測井による調査

県は、原町市の大甕地区に昭和49年度に深さ30mと200mの2本の観測井を設置し、それぞれに沈下計と水位計を取り付けて観測を行っていますが、平成10年度の沈下量は、30m観測井が前年度比1.38mm沈下、200m観測井が前年度比2.01mm沈下であり、両観測井ともほぼ横ばいの状態にあります。(図-19)

また、地下水位の変化について見ると、両観測井とともに工業用水供給開始頃から急速に水位が上昇し、その値は昭和59年3月から平成11年3月までに、30m観測井で約7m、200m観測井で約11mとなっています。(図-20)

これは、水源転換命令により工業用井戸からの取水が停止されたことによる地下水位の上昇と考えられます。

(2) 地盤沈下防止対策

工業用水や農業用水として利用していた地下水を表流水へ転換するため、「横川ダム」の建設に加えて農業用水路等の整備を行い、また、過去に被害が大きく當農上緊急対策が必要であった農地や農業用施設についても復旧工事を行いました。

図-19 原町市大甕地区の観測井における累計沈下(収縮)変化

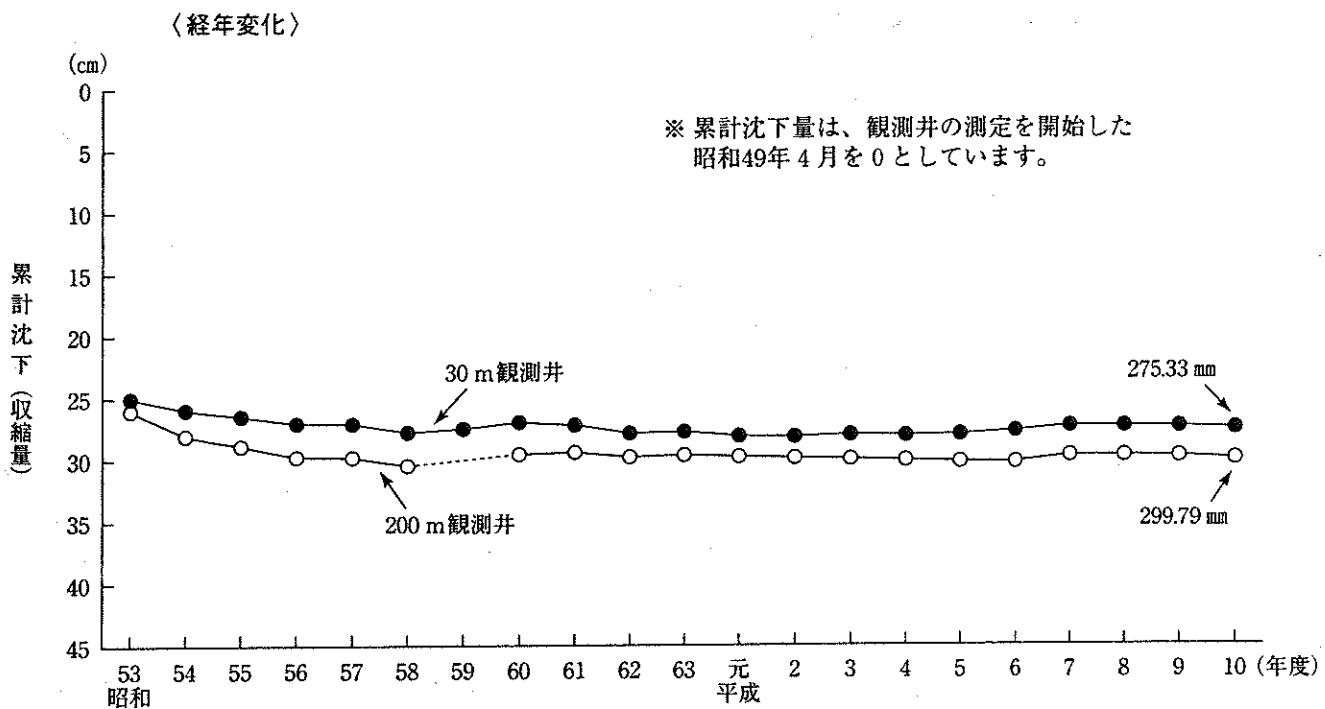
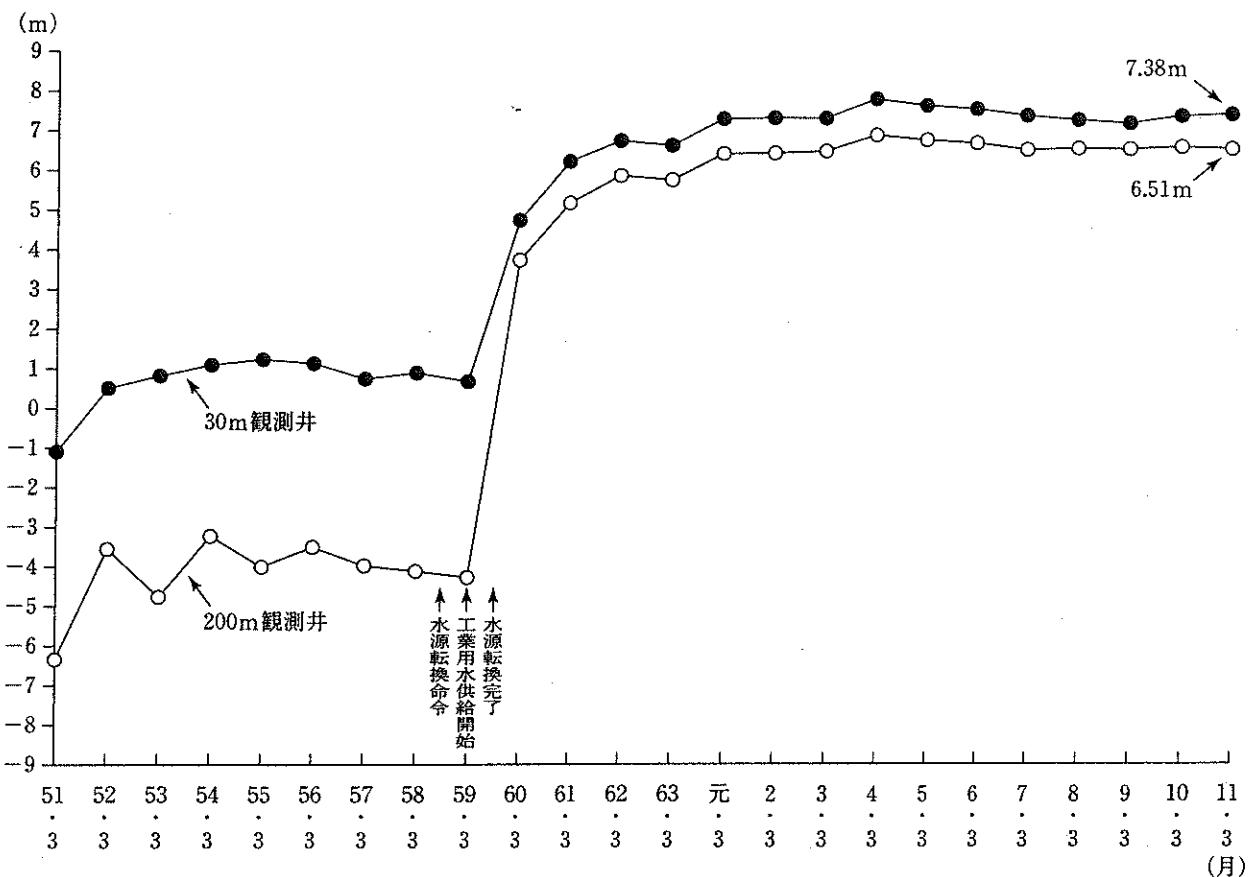


図-20 原町市大鹽地区の観測井における地下水位の変化



第5節 騒音・振動及び悪臭の防止

1 騒音・振動の現状と対策

(1) 騒音・振動の現状

ア 騒音環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法に基づいて、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として定められています。この基準は、騒音の発生源別に、一般環境騒音(一般地域及び道路に面する地域)、新幹線鉄道騒音及び航空機騒音についてそれぞれ定められており、これに基づいて知事が地域を指定し、類型をあてはめることになっています。(資-47)

(ア) 一般環境騒音の環境基準の類型あてはめ状況

一般環境騒音に係る環境基準について、本県ではA類型、B類型及びC類型に分けて、平成11年3月30日に12市町村(福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、原町市、須賀川市、喜多方市、二本松市、本宮町、石川町及び西郷村)の市街化区域を中心に類型当てはめを行いました。

(イ) 新幹線鉄道騒音の環境基準の類型あてはめ状況

新幹線鉄道騒音に係る環境基準について、本県ではI類型とII類型に分けて、昭和52年12月に東北新幹線鉄道沿線の14市町村(福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、桑折町、伊達町、国見町、安達町、矢吹町、白沢村、天栄村、西郷村及び大信村)にあてはめを行い、その後、昭和61年4月には一部見直しを行いました。

(ア) 航空機騒音の環境基準の類型あてはめ状況

航空機騒音に係る環境基準について、平成5年3月に開港した福島空港について、平成6年6月の県公害対策審議会の答申を受けて、同年7月に福島空港周辺の3市町村（須賀川市、石川町及び玉川村）に類型IIのあてはめを行いました。

イ 騒音環境基準の達成状況

(ア) 一般地域及び道路に面する地域

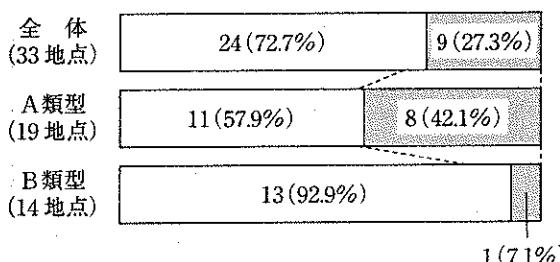
騒音環境基準の類型あてはめをしている9市2町のうち、平成10年度は、一般地域で8市町、道路に面する地域で9市町が騒音調査を行いました。

この調査の結果、全時間帯とも環境基準を達成した地点の割合は、一般地域が72.7%であったのに對し、道路に面する地域は16.2%と低い達成率でした。(図-21)

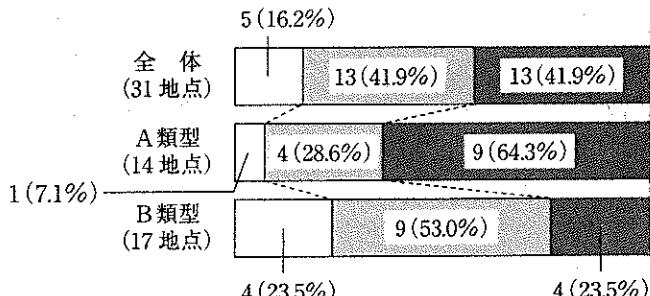
図-21 騒音に係る環境基準の達成状況(平成10年度)

(□は全時間帯で環境基準を達成、■は一部の時間帯で環境基準を超過、■は全時間帯で環境基準を超過していることを示します。)

ア 一般地域



イ 道路に面する地域



(イ) 新幹線鉄道の沿線地域

新幹線鉄道騒音の環境基準をあてはめている東北新幹線沿線の14市町村のうち、平成10年度は13市町村の31地区90地点（うち1地区2地点は環境基準の指定地域外）で調査を行いました。

この環境基準の達成率は全体で35.2%と低い水準であり、特に軌道の中心から25m地点の達成率が低くなっています。(表-50)

31地区のうち、軌道の中心から25m地点で環境基準を達成していたのは、II類型では2地区、I類型では4地区のみであり、これらのうち3地区は新幹線停車駅付近で、列車速度の遅い地区でした。

表-50 東北新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況

(平成10年度)

類型区分	軌道から25m地点			軌道から50m地点			軌道から100m地点			全 体(※)		
	測定地点数	達成地点数	達成率(%)	測定地点数	達成地点数	達成率(%)	測定地点数	達成地点数	達成率(%)	測定地点数	達成地点数	達成率(%)
I	26	4	15.4	27	5	18.5	26	16	61.5	79	25	31.6
II	3	2	66.7	3	2	66.7	3	2	66.7	9	6	66.7
合 計	29	6	20.7	30	7	23.3	29	18	62.1	88	31	35.2
平成9年度	33	6	18.2	34	10	29.4	33	22	66.7	100	38	38.0

* 25、50及び100m地点以外の測定地点(90m等)も合わせた全体の調査結果です。

(2) 騒音・振動の防止対策

ア 法令による規制

(ア) 騒 音

騒音規制法では、騒音を防止することによって生活環境を保全すべき地域を都道府県知事が指定し、この指定地域内にある工場・事業場の事業活動に伴う騒音と建設作業に伴って発生する騒音の規制及び自動車騒音についての対策の要請等ができることになっており、これらの規制や要請等の事務は、指定地域を有する市町村長に委任されています。

さらに、県生活環境の保全等に関する条例により県内全域における工場（ただし、騒音規制法に基づく指定地域内の法適用工場・事業場は除く）や拡声機による騒音、騒音規制法に基づく指定地域以外の地域における建設作業による騒音、知事が指定した地域内における深夜営業騒音についても規制が行われています。

表-51 騒音規制法及び県生活環境の保全等に関する条例による騒音規制の概要

区分	騒音規制法	福島県生活環境の保全等に関する条例
工場・事業場騒音	特定施設 金属加工機械等11施設（表-57）	左記11施設にガソリンエンジン等を追加した計15施設
	適用される地域 県内21市町村（※1）の指定地域内	県内全域（ただし、騒音規制法第3条に基づく指定地域内の法適用工場・事業場は除く）
	規制基準	地域及び時間区別の敷地境界における音量基準（表-52）
	規制・指導主体	届出の受理は全市町村長、指導、勧告等は、法律に基づく指定地域を有する市町村の場合は当該市町村長、その他の市町村の場合は県の出先機関（※2）
建設作業騒音	特定施設 くる打機等を使用する作業等の8種類の作業（表-58）	
	適用される地域 工場・事業場騒音と同じ	左記以外の地域のうち、学校・病院等の周囲80mの地域
	規制基準 地域区分別の敷地境界における音量、作業を行う時刻、時間、期間等の基準（表-53）	敷地境界における音量、作業を行う時刻、時間、期間等の基準（表-53）
	規制・指導主体	工場・事業場騒音と同じ
自動車騒音	適用される地域 工場・事業場騒音と同じ	
	規制基準	・自動車単体の排気騒音規制 ・道路沿線における騒音許容限度（区域区分、車線数、時間帯別）（表-60）
	規制・指導主体	県内21市町村長（道路沿線における騒音の測定及び関係機関への改善要請、意見具申に関する事務）
拡声機騒音	規制対象	商業宣伝等のために用いられる拡声機の使用
	適用される地域	県内全域
	規制基準等	拡声機の種類別の音量、使用方法等の基準及び一部地域での拡声機放送の禁止（表-65）
	規制・指導主体	法律に基づく指定地域を有する場合は当該市町村長、その他の場合は県の出先機関（※2）
深夜営業騒音	規制対象	音響機器を使用する飲食店、喫茶店、カラオケハウス
	適用される地域	県内28市町村の深夜騒音規制地域内（表-64）
	規制基準等	夜10時以降の敷地境界の音量基準及び11時以降の音響機器の原則使用禁止（表-64）
	規制・指導主体	県内28の市町村長

※1 「21市町村」=福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、原町市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達町、本宮町、鏡石町、柳津町、河東町、会津高田町、矢吹町、石川町、大越町、富岡町及び西郷村（平成5年2月26日現在）

※2 「県の出先機関」=県北、県中、県南、会津、南会津及び相双の各地方振興局

表-52 騒音規制法及び県生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場に係る騒音規制基準
(単位: デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼 間 (7時~19時)	朝・夕 (6時~7時) (19時~22時)	夜 間 (22時~6時)	備 考
第1種区域	50	45	40	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域相当
第2種区域	55	50	45	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域相当
第3種区域	60	55	50	近隣商業地域、商業地域、準工業地域相当、用途地域以外の地域(条例の規制のみ適用)
第4種区域	65	60	55	工業地域相当
第5種区域	75	70	65	工業専用地域(条例の規制のみ適用)

- (注) 1 騒音レベルの測定場所は、原則として騒音特定工場等の敷地の境界線上です。
 2 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50m以内の区域では上表に掲げる数値から更に5デシベルを減じた値です(ただし、第1種区域を除きます)。

表-53 騒音規制法及び県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業騒音及び騒音指定建設作業騒音に係る勧告基準

基準種別 区域の区分	敷地境界における音量基準	作業時刻に関する基準	* 作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日にに関する基準
第1号区域	85デシベル	7時~19時の時間内であること	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域		6時~22時の時間内であること	1日14時間を超えないこと		

- (注) 1 この基準が適用されるのは、騒音規制法に基づく指定地域(法律に基づく基準)及びその他の地域のうち、学校、病院等の周囲80mの地域(条例に基づく基準)です。
 2 第1号区域とは、法律に基づく基準が適用される地域のうち第1種、第2種及び第3種区域の全域並びに第4種区域のうち学校、病院等の敷地の周囲80mの地域であり、第2号区域とは、法律に基づく基準が適用される地域のうち第1号区域を除く区域です。なお、条例に基づく基準では、区域の区分ではなく、作業時刻は7時~19時の時間内のみであり、作業時間では1日10時間を超えないことが適用になります。
 3 音量基準を上回る騒音を発生している場合に改善勧告又は命令を行うに当たり、騒音防止対策のほかに、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができます。
 4 この基準は、開始した日に終わる建設作業については適用しません。また、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合なども適用しません。

(1) 振動

振動規制法による振動の規制は、騒音規制法による騒音の規制とほぼ同様の体系になっており、本県では現在17市町村^(注)の市街地等を中心に指定しています。(表-54~55)

- (注) 17市町村: 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、原町市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達町、本宮町、鏡石町、河東町、矢吹町、石川町及び西郷村

さらに、県では指定地域以外の県内全域における振動問題に対応するため、「福島県振動防止対策指針」を定めています。

表-54 工場・事業場に係る振動規制法に基づく規制基準及び福島県振動防止対策指針に基づく基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (7時～19時)	夜 間 (19時～7時)	備 考
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域相当
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域相当、工業専用地域、用途地域以外の地域（指針のみ適用）

(注) 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おむね50m以内の区域では、上表に掲げる数値から更に5デシベルを減じた値です。

表-55 建設作業に係る振動規制法に基づく規制基準及び県振動防止対策指針に基づく基準

基準種別 区域の区分	敷地境界における振動基準	作業時刻に関する基準	*作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第1号区域	75デシベル	7時～19時の時間内であること	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域		6時～22時の時間内であること	1日14時間を超えないこと		

- (注) 1 この基準が適用されるのは、振動規制法に基づく指定地域（法律に基づく基準）及びその他の地域のうち、学校、病院等の周囲80mの地域（指針に基づく基準）です。
 2 第1号区域とは、振動規制法に基づく指定地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域の全域並びに工業地域のうち学校、病院等の周囲おむね80mの地域であり、第2号区域とは、振動規制法に基づく指定地域のうち、第1号区域を除く区域です。なお、指針に基づく基準では、区域の区分はなく、作業時刻は7時～19時の時間内のみであり、作業時間では1日10時間を超えないことのみが適用になります。
 3 振動基準を上回る振動を発生している場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、振動防止対策のほかに、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができます。
 4 この基準には、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などの適用除外が設けられています。

イ 特定施設等の概要

事業者が、騒音又は振動に係る特定施設を設置する場合や特定建設作業を実施するなどの場合には、それぞれの法律又は県条例に基づいて、その内容を地元の市町村長へ届け出ることになっています。
 (表-56～58)

表-56 騒音規制法に基づく特定施設の設置状況

(平成11年3月31日現在)

特定施設の種類	管内	県 北	県 中	県 南	会 津	相 双	いわき	郡山市 (中核市)	合 計
1 金 属 加 工 機 械	458	237	172	69	47	153	266	1,402	
2 空 気 圧 縮 機 及 び 送 風 機	1,341	254	366	335	224	602	1,049	4,171	
3 土 石、鉱 物 用 破 碎 機 等	17	7	38	10	0	15	32	119	
4 織 物	695	12	0	51	0	0	0	758	
5 建 設 用 資 材 製 造 器	14	9	9	4	3	18	13	70	

管内 特定施設の種類	県 北	県 中	県 南	会 津	相 双	いわき	郡山市 (中核市)	合 計
6 穀 物 用 製 粉 機	0	0	0	0	0	11	14	25
7 木 材 加 工 機 械	100	21	96	116	62	169	109	673
8 抄 紙 機	0	0	0	0	7	0	0	7
9 印 刷 機 械	294	26	56	41	31	139	194	781
10 合成樹脂用射出成形機	76	27	32	30	14	127	24	330
11 鑄 型 造 型 機	72	0	3	0	26	23	10	134
施 設 数 合 計	3,067	593	772	656	414	1,257	1,711	8,470
工 場 数 合 計	345	76	108	98	97	244	261	1,229

表-57 振動規制法に基づく管内別の振動特定施設の設置状況

(平成11年3月31日現在)

管内 特定施設の種類	県 北	県 中	県 南	会 津	相 双	いわき	郡山市 (中核市)	合 計
1 金 属 加 工 機 械	307	219	68	45	90	293	232	1,254
2 圧 縮 機	431	92	135	103	77	308	302	1,448
3 土石、鉱物用破碎機等	11	7	2	5	0	36	31	92
4 織 機	797	12	0	19	0	0	1	829
5 コンクリートブロック マシング等	8	4	12	0	1	13	1	39
6 木 材 加 工 機 械	5	0	2	10	4	24	2	47
7 印 刷 機 械	106	25	8	1	4	40	51	235
8 ゴム練用又は 合成樹脂練用ロール機	10	0	24	0	0	6	0	40
9 合成樹脂用射出成形機	111	27	28	22	33	106	43	370
10 鑄 型 造 型 機	87	0	3	0	0	40	6	136
施 設 数 合 計	1,873	386	282	205	209	866	669	4,490
工 場 数 合 計	151	47	41	52	45	181	114	631

表-58 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の実施件数（平成10年度）

(1) 騒 音

管内 作業の種類	県北	県中	県南	会津	相双	いわき	郡山市 (中核市)	合 計
1 くい打機・くい抜機等を使用する作業	6	0	6	2	1	0	5	20
2 びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
3 さく岩機を使用する作業	2	3	0	13	0	1	30	49
4 空気圧縮機を使用する作業	2	0	0	0	0	0	0	2
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0	0	0	0	0	0
6 バックホウを使用する作業	1	0	0	0	1	0	2	4
7 トラクターショベルを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
8 ブルドーザーを使用する作業	0	0	1	0	1	0	0	2
合 計	11	3	7	15	3	1	37	77

(2) 振 動

管内 作業の種類	県北	県中	県南	会津	相双	いわき	郡山市 (中核市)	合 計
1 くい打機を使用する作業	15	0	6	6	1	5	17	50
2 剛球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
3 補装版破碎機を使用する作業	0	0	1	0	0	0	0	1
4 ブレーカーを使用する作業	8	0	0	13	1	12	25	59
合 計	23	0	7	19	2	17	42	110

ウ 騒音・振動防止対策の指導

騒音又は振動に係る特定施設の設置者や特定建設作業の実施者には、それぞれ騒音又は振動に係る規制基準の遵守義務が課せられており、地域住民からの苦情等により騒音や振動が問題となつた場合には、地元の市町村又は県が立入検査を行い、規制基準を超えているときには、改善勧告や改善命令を行うことができることになっています。県内では、ほとんどの苦情が企業の自主的な改善努力や当事者間の話し合い又は行政指導によって解決をみています。

騒音や振動公害を防止するためには、以上のような法的な規制措置に加えて、騒音や振動の防止技術の開発や適正な土地利用計画の推進なども重要な対策になっています。

(ア) 工場等からの騒音・振動の防止

工場等で発生する騒音や振動を防止するために最も大切なことは、低騒音低振動型の機械の採用、工場内の適正な機械配置、防音防振装置の設置などの発生源対策ですが、そのほかに、建屋の壁材質の吟味や敷地境界への遮音壁の設置なども組み合わせて、その工場の実情に応じた最も適切な対策を講じる必要があります。

また、夜間操業の際の従業員の出入りする音や駐車場の音などが問題となるケースが増えており、工場全体の公害対策を進めるうえでは、こうしたことについても考慮する必要があります。

(イ) 建設作業からの騒音・振動の防止

建設作業に伴う騒音や振動は、一定の工事期間内に限って発生するものですが、作業位置の変更が極めて難しく、また、屋外で行われるため根本的な対策がとりにくいという特色があります。

このため、効果的な対策としては、低騒音低振動型の工法や機械の採用に加えて、時と場所によつては、遮音対策（囲い、シート等）が必要であり、また、周辺住民に対しては、工事の内容や期間等をあらかじめ説明して理解を得ておくことも、苦情等の発生をやわらげる有効な方法の一つです。

また、近年は資材や廃材を運搬する車両の出入音や重機類の音が問題となることが多いため、工事関係者は、元請けや下請けを問わず一緒になって、工事現場付近の静穏な環境の保持に配慮する必要があります。

(3) 交通騒音・振動対策

ア 自動車騒音・振動

道路沿線の生活環境を騒音や振動から保全する対策として、自動車本体から発生する騒音については、騒音規制法や道路運送車両法に基づいて、全車種を対象とした規制が行われておりますが、この規制は順次強化し、答申において示された許容限度設定目標値の達成を図っています。（表-59）

また、指定地域内の道路沿線における自動車騒音と道路交通振動の要請限度は、それぞれ騒音規制法と振動規制法で定められており、この限度を超えている場合には、市町村長は関係機関（道路管理者又は公安委員会）に対して、改善の要請や意見を述べることになっています。（表-60～61）

表-59 平成4年中央公害対策審議会中間答申及び平成7年中央環境審議会答申において示された

許容限度設定目標値

（単位：デシベル）

自動車の種別			許容限度設定目標値			施行年		
			加速	定常	近接			
大型車	車両総重量が3.5tを超える、原動機の最高出力が150kWを超えるもの		全輪駆動車、トラクタ及びクレーン車	82	83	99	—	
			トラック	81	82	99	—	
			バス	81	82	99	平成10年	
中型車	車両総重量が3.5tを超える、原動機の最高出力が150kW以下のもの		全輪駆動車	81	80	98	—	
			全輪駆動車以外	トラック	80	79	98	—
				バス	80	79	98	平成12年
小型車	車両総重量が3.5t以下のもの	軽自動車以外	車両総重量が1.7tを超えるもの	76	74	97	平成12年	
			車両総重量が1.7t以下のもの	76	74	97	平成11年	
		軽自動車	ポンネット型のもの	76	74	97	平成11年	
			キャブオーバー型（ポンネット型以外）のもの	76	74	97	平成12年	
乗用車	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの		乗車定員6人超えのもの	76	72	96(100)	平成11年	
			乗車定員6人以下のもの	76	72	96(100)	平成10年	
二輪自動車	小型二輪自動車		排気量0.250lを超えるもの	73	72	94	—	
	軽二輪自動車		排気量0.125lを超える、0.250l以下のもの	73	71	94	平成10年	
原動機付自転車	第二種原動機付自転車		排気量0.050lを超える、0.125l以下のもの	71	68	90	—	
	第一種原動機付自転車		排気量0.050l以下のもの	71	65	84	平成10年	

（注）1 () はリアエンジン車を示す。

2 施行年が平成10年の車種については平成8年12月20日、平成11年の車種については平成9年12月12日、平成12年の車種については平成10年12月8日にそれぞれ告示された。

表-60 騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度

(単位:デシベル)

	区 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
		昼 間	朝・夕	夜 間
1	第1種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	55	50	45
2	第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	60	55	50
3	第1種区域及び第2種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	70	65	55
4	第1種区域及び第2種区域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する区域	75	70	60
5	第3種区域及び第4種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	70	65	60
6	第3種区域及び第4種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	75	70	65
7	第3種区域及び第4種区域のうち2車線をこえる車線を有する道路に面する区域	80	75	65

(注) 1 車線とは、1縦列の自動車(2輪を除く。)が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分です。
 2 区域の区分及び時間の区分は表-52と同じです。

表-61 振動規制法に基づく指定地域内における道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼 間 (7時~19時)	夜 間 (19時~7時)
第 1 種 区 域		65デシベル以下	60デシベル以下
第 2 種 区 域		70デシベル以下	65デシベル以下

(注) 区域の区分は表-54と同じです。

(ア) 一般道路

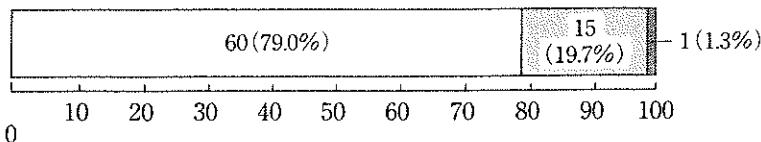
騒音規制法に基づく指定地域を有する県内の21市町村のうち19市町村は、平成10年度に一般道路の沿線78地点（うち2地点は騒音規制法の指定地域以外であるため、評価の対象から除外）で騒音の実態調査を行いました。その結果、16地点(21.1%)で要請限度を超過しています。なお、区域区分別では第1種で、時間帯別では夜間の超過率がそれほど高く、静穏の保持が必要な時間帯において自動車騒音の影響が大きいことを示しています。（図-22）

自動車騒音を防止するためには、騒音規制法に基づく規制のほかに、バイパス等の道路網の整備、物流施設の適正配置、沿道の土地利用の適正化や緩衝緑地の整備、路面の改良、交通規制等の各種の対策を総合的に推進する必要があるため、平成9年1月に、東北地方建設局を事務局本部とする「道路交通騒音対策協議会」が設置されました。（表-62）

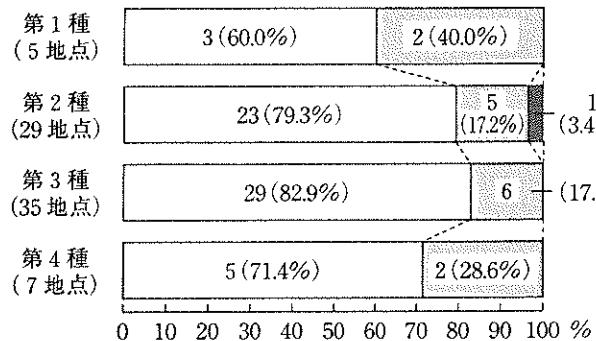
図-22 自動車騒音の実態調査結果（平成10年度）

〔
は全時間帯で要請限度以下、
は一部の時間帯で要請限度を超過、
は4つの時間帯とも要請限度を超過していることを表します。〕

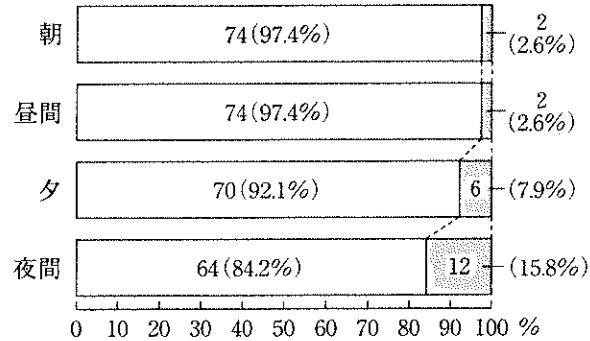
(1) 全体の調査結果（76地点）



(2) 区域区別の結果（76地点）



(3) 時間帯別の結果（76地点）



(注) 調査は84地点で実施しましたが、うち2地点は騒音規制法の指定地域以外であるため、評価の対象から除外しております。

表-62 福島県道路交通騒音対策協議会の構成（平成9年1月設置）

建設省東北地方建設局福島工事事務所長（会長）	福島県警察本部交通規制課長
建設省東北地方建設局道路調査官	福島県生活環境部生活交通室長
建設省東北地方建設局郡山国道工事事務所長	福島県生活環境部環境指導課長
建設省東北地方建設局磐城国道工事事務所長	福島県土木部道路建設課長
建設省東北地方建設局道路部道路計画課第一課長	福島県土木部道路維持課長
建設省東北地方建設局道路部道路管理課長	福島県土木部都市局都市計画課長
運輸省東北運輸局福島陸運支局車両課長	日本道路公団東北支社交通技術課長
福島県警察本部交通企画課長	（社）福島県トラック協会専務理事

騒音・振動・悪臭

(イ) 高速道路

県内の高速道路は、民家などが集合している地域をできる限り避けて建設されているため、騒音環境基準や自動車騒音の許容限度の適用を受けない区間が多くなっています。しかしながら、高速道路の供用後に沿線の宅地開発などが進められている地区も見られ、こうした場所では、民家と高速道路が近接することになるため、騒音に関する苦情が発生しています。

a 東北縦貫自動車道の現況

昭和50年に県内の全区間（約115.7km）が供用開始されて以来、各地で騒音苦情が発生しており、近年は、通行車両台数が大幅な伸びを示しているのに加えて、路面の劣化が進んでいることなどから、現在でも、新たな地区からの騒音苦情が例年数件ずつ発生しています。また、東北縦貫自動車道は、特に夜間の大型車混入率が高い傾向にあるため騒音レベルも高くなり、騒音苦情の多くは睡

眠妨害となっています。

平成10年度に、沿線の12市町村が騒音苦情等のある18地区で実施した騒音調査の結果の概要は、次のとおりです。

- ① 道路端から25m地点の平均騒音レベルは、昼間が63デシベル(範囲58~68デシベル)、夕が63デシベル(範囲57~69デシベル)、夜間が63デシベル(範囲57~68デシベル)でした。
- ② 特に問題となる夜間の騒音レベルを自動車騒音の要請限度(表-60)と比較すると、第1種又は第2種区域の限度である60デシベルを超えていたのが、18地区のうち14地区(77.8%)にのぼり、そのうち4地区(22.2%)では第3種又は第4種区域の基準である65デシベルを超えていました。

b 常磐自動車道の現況

常磐自動車道の県内区間(茨城県境~いわき中央IC:24.3km)は、昭和63年3月に供用開始されました。

沿線のうち、民家と近接する区間や騒音問題の発生した区間には、遮音壁が設置され、騒音苦情は減少しています。

平成10年度に、いわき市が2地区で実施した騒音調査結果の概要は次のとおりです。

- ① 道路端から25m地点の平均騒音レベルは、昼間が63デシベル(範囲59~66デシベル)、夕が60デシベル(範囲58~62デシベル)、夜間が59デシベル(範囲57~60デシベル)でした。
- ② 特に問題となる夜間の騒音レベルを自動車騒音の要請限度(表-60)と比較すると、第1種又は第2種区域の限度である60デシベルを超えていた地区はありませんでした。

c 磐越自動車道の現況

磐越自動車道の県内区間(約153km)は、平成2年10月に郡山JCTと磐梯熱海IC間の供用が開始されて以来、平成3年8月には猪苗代ICまで、平成4年10月には会津坂下ICまで供用開始され、平成7年8月にはいわきJCTと郡山JCT間の供用が開始されました。さらに、平成8年10月には西会津ICまで供用開始され、平成9年10月には新潟県の津川ICまで供用開始されて全線開通されました。

平成10年度に、沿線の11市町村が、19地区で実施した騒音調査結果の概要は次のとおりです。

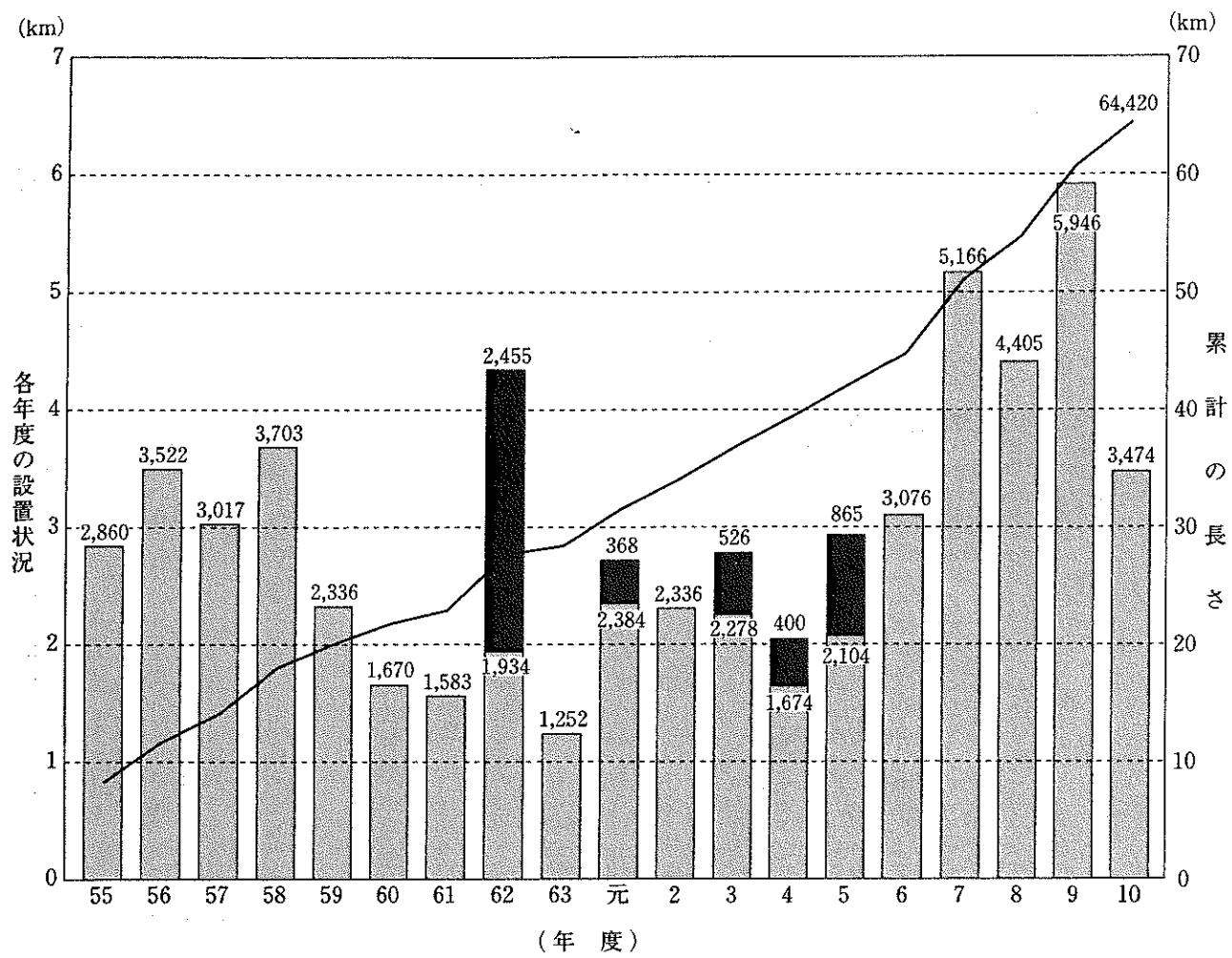
- ① 道路端から25m地点の平均騒音レベルは、昼間が55デシベル(範囲51~60デシベル)、夕が53デシベル(範囲47~56デシベル)、夜間が51デシベル(範囲48~56デシベル)でした。
- ② 特に問題となる夜間の騒音レベルを自動車騒音の要請限度(表-60)と比較すると、第1種又は第2種区域の限度である60デシベルを超えていた地区はありませんでした。

d 騒音対策

沿線住民の生活環境を騒音から保全するため、県と関係市町村(高速自動車道及び東北新幹線の沿線市町村)は、昭和55年に「高速交通公害対策連絡会議」を組織しました。それ以来、毎年の騒音調査結果を基に、この連絡会議として、高速自動車道の管理者である日本道路公団に対し騒音防止対策に関する要望書を提出しています。同公団では、この要望のあった地区の中から順次遮音壁を設置するなどして騒音防止対策を進めています。(図-23)

平成5年度から会津若松市、北会津村、磐梯町、会津坂下町、河東町及び新鶴村が、平成7年度から三春町、小野町、大越町及び船引町が、平成9年度から西会津町がこの連絡会議に加わり、現在の構成数は31市町村となっています。県は、今後も沿線市町村と一体となって騒音防止対策に取り組んでいくこととしています。

図-23 県内の高速自動車道に係る遮音壁の設置状況



(注) 1 東北縦貫自動車道、常磐自動車道で遮音壁が設置された長さです。
2 常磐自動車道の昭和62年度は、開業時に設置されていたものです。
3 グラフ上の数値の単位はmです。

騒音・振動
悪臭

イ 新幹線鉄道騒音

東北新幹線鉄道は、昭和57年6月に大宮駅始発で暫定開業し、昭和60年3月の上野駅乗り入れと同時に最高速度が240km/hにスピードアップされ、さらに、平成3年6月には東京駅に乗り入れて現在に至っています。

沿線の東北新幹線騒音の状況は、第1節の2(表-50)で述べたとおりですが、環境基準の達成目標期間(開業から5年)が昭和62年6月であったにもかかわらず、その達成率は依然として低い水準にあります。

新幹線の振動については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(昭和51年3月、環境庁長官から運輸大臣に勧告)」に基づいて、70デシベルが指針値とされていますが、平成10年度の調査では、実施した県内の16地区で70デシベルを超えた地区はありませんでした。

また、トンネルの出入口付近では、新幹線列車の進入時に発生する衝撃(低周波空気振動)に関する苦情が発生している地区もあります。

このような状況から、県の高速交通公害対策連絡会議では、東日本旅客鉄道株式会社に対して、東北新幹線鉄道に係る騒音等の防止対策を推進するよう要望書を提出しています。

なお、東北・上越・北陸新幹線、東北縦貫・関越自動車道の通過都県で構成する「東北・上越・北陸

新幹線、高速自動車道公害対策13都県協議会」としても、これらの騒音や振動問題に取組み、情報の交換や関係機関に対する要望等の活動を行っています。

ウ 航空機騒音

航空機騒音に係る環境基準の類型をあてはめている3市町村（須賀川市、石川町及び玉川村）の計4地点において、季節ごとに騒音調査を行いました。

調査の結果、4地点のWECPNLの年間平均値は60～66の範囲にあり、いずれも航空機騒音に係る環境基準を達成していました。（表-63）

また、福島空港の滑走路が2,500mに拡張され、平成10年12月3日に供用が開始されました。県は、今後とも継続的に空港周辺の航空機騒音調査を行い、環境基準の維持達成状況を監視することにしています。

表-63 平成10年度福島空港周辺の騒音測定結果

測定地点	測定時期	離着陸機数 (機/週)	騒音の測定結果 (単位 WECPNL)	年間平均値 (単位 WECPNL)	環境基準値 (単位 WECPNL)
須賀川市雨田地区	春夏秋冬	53 60 44 38	62 64 62 58	62	
玉川村吉地区	春夏秋冬	50 71 63 64	65 68 67 64	66	
玉川村川辺地区	春夏秋冬	51 57 70 55	59 61 62 59	60	75以下 (地域の類型II)
石川町中野地区	春夏秋冬	42 50 56 63	58 61 61 62	61	

（注）1 縦着陸機数は、各測定地点において航空機騒音と判断された音から推定した機数です。

2 騒音の測定結果は、1日ごとのWECPNL値をパワー平均したものです。

〔WECPNLとは？〕

航空機騒音の評価については、航空機の通過時の騒音レベルに、昼夜別の通過機数の重みをつけて評価するWECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）の単位が用いられます。この単位は「航空機騒音のうるささの単位」ともよばれています。

$$\text{WECPNL} = \overline{\text{dB(A)}} + 10 \log_{10} N - 27$$

$\overline{\text{dB(A)}}$ ：各航空機通過時の騒音のピークレベルの1日のパワー平均値

N：各時間ごとに通過した航空機の機数から次の式により算出される値

$$N = N_2 + 3 N_3 + 10 (N_1 + N_4)$$

$$\begin{cases} N_1 : 0 \sim 7 \text{ 時の機数}, N_2 : 7 \sim 19 \text{ 時の機数} \\ N_3 : 19 \sim 22 \text{ 時の機数}, N_4 : 22 \sim 24 \text{ 時の機数} \end{cases}$$

(4) 近隣騒音対策

ア 深夜騒音対策

飲食店営業等に伴って発生する騒音については、県生活環境の保全等に関する条例に基づいて規制を行っており、知事が指定した地域内でカラオケ騒音を伴う飲食店等を営業する場合は、規制基準（表一

64) が適用され、これに違反している事業者に対しては、深夜騒音規制地域を有する市町村長が改善勧告や改善命令を行うことになります。

イ 生活騒音対策

街頭放送や移動販売車などの拡声機騒音については、県生活環境の保全等に関する条例に基づいて規制を行っていますが、拡声機の使用基準（表-65）に違反していた場合には、知事又は騒音規制法に基づく指定地域を有する市町村長が警告をすることになります。

また、ピアノ、クーラー、ステレオ、ペットの鳴き声、自動車の空ぶかしなどに代表される生活騒音については、法令による規制にはなじみにくいため、静穏な生活環境を維持するためには、個人個人のモラルの問題として解決しなければなりません。このため、県としては、基本的には啓発活動を通じてこれに対処しており、市町村に対しては、近隣騒音対策指針を示し、具体的な対策について指導を行っています。

表-64 県生活環境の保全等に関する条例に基づく深夜営業騒音の規制概要

規制内容 区域の区分	音響機器の使用 禁止時間帯	音量規制	
		時間帯	基準値(デシベル)
A区域	午後11時から 翌日の午前6時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで	45
B区域			55

(注) 1 A区域：原則として第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層専用地域、第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、準住居地域及びこれに準ずる地域

B区域：原則として近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれに準ずる地域

2 深夜騒音規制地域を有する市町村（最終改正：平成4年10月、同年11月施行）

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、原町市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達町、川俣町、本宮町、鏡石町、北会津村、会津坂下町、西郷村、泉崎村、矢吹町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、三春町、小野町、大越町、船引町及び富岡町（計28市町村）

表-65 県生活環境の保全等に関する条例に基づく拡声機の使用基準

区分 項目	移動放送(車両搭載)	移動放送以外(街頭など)	航空機からの放送
1 騒音のレベル等	音源直下の地点から10mの距離で、地上1.2mの点で最大70デシベル以下	音源直下の地点から10mの距離で、地上1.2mの点で最大70デシベル以下	地上1.2mの高さで、音量の測定値の最大から3個のピーク値の算術平均値が70デシベル以下
2 使用時間	午前7時から午後7時まで	左に同じ	午前9時から午後5時まで (日曜、祝日は午前10時から)
3 使用場所等	幅員5m以上の道路	<ul style="list-style-type: none"> ・幅員5m以上の道路 ・拡声機の中心線の延長と地表との交点は、拡声機直下から10m以内 ・拡声機の設置高さは地上10m未満 	
4 放送時間等	1地点における1回の連続放送時間は10分を超えないこと。	1回の連続放送時間は1時間を超えないものとし、かつ、使用時間1時間につき15分以上の休止時間を置くこと。	同一地域の上空における旋回は、2回以内とすること。
5 放送禁止場所	学校、病院等の施設の敷地の周囲80m以内の地域	学校、病院等の施設の敷地の周囲80m以内の地域	

2 悪臭の現状と対策

(1) 悪臭の現状

悪臭は、騒音と並んで日常生活に關係の深い公害であり、発生源も多種多様であることから、例年、多くの悪臭苦情が発生しています。

平成10年度の悪臭苦情件数は168件で、全苦情件数(632件)に占める割合は26.6%となっています。

悪臭苦情の発生源別の内訳は畜産・養蚕農業に関するものが最も多く、次いで家庭生活、食料品・飲料等製造業、化学工業の順であり、この四者で全体の33.9%を占めています。(図-24)

(2) 悪臭防止対策

ア 悪臭の規制

悪臭防止法では、知事が指定した規制地域内の事業場に対して、知事が定めた悪臭物質ごとの規制基準が適用され、これらの規制事務は、規制地域を有する市町村長が行うことになっています。悪臭物質としては、平成5年6月にプロピオンアルデヒド等の10物質が追加され、現在は22物質となっています。(資-49)

平成6年4月には悪臭防止法施行規則の一部改正により、メチルメルカプタン等の4物質について排出水中における規制基準の設定方法が定められたことから、県では、平成7年3月に排出水に含まれる悪臭物質に係る規制基準を設定しました。(資-49)

平成8年4月には、プロピオンアルデヒド等の10物質の規制基準を追加するとともに、従来からの規制地域の見直しを行い、新たに3町村を追加して、計39市町村の市街地等を中心に規制地域を指定しています。(表-66)

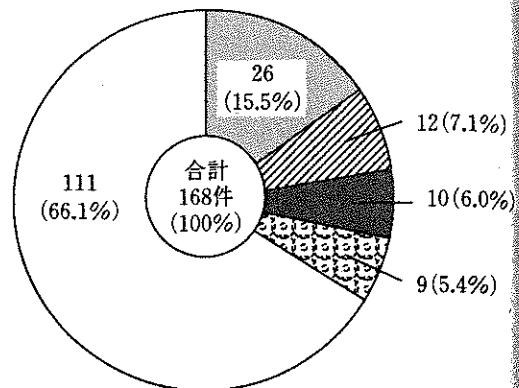
また、平成7年4月には悪臭防止法の一部改正により、人間の嗅覚を用いて悪臭を測定する嗅覚測定法が新たに導入されたことから、県では、県内事業場の実態調査を行うこととしています。

表-66 県内の悪臭防止法による悪臭の規制

(1) 規制地域の区域区分

区域の区分	あてはめ地域
A 区域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及びこれらに相当する地域
B 区域	市町村の区域のうち、原則として、都市計画法に基づく商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域
C 区域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく工業地域、工業専用地域及びこれらに相当する地域であって、著しい悪臭の発生を防止する必要のある地域

図-24 悪臭苦情の内訳(平成10年度)



凡例：■ 畜産・養蚕農業 ■ 化学工業
 └ 家庭生活 └ その他の業種及び
 ■ 食料品・飲料等製造業 発生源が不明なもの

(2) 規制地域の指定状況（最終改正：平成8年4月告示、同年7月施行）

区分	市町村数	市町村名
A、B、Cの3区域を指定	31	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、原町市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、川俣町、本宮町、鏡石町、塩川町、会津坂下町、会津高田町、会津本郷町、矢吹町、石川町、広野町、富岡町、双葉町、浪江町、小高町、西郷村、玉川村
A、Bの2区域を指定	6	浅川町、古殿町、表郷村、東村、泉崎村、鮫川村
A、Cの2区域を指定	2	河東町、北会津村
合計	39	(10市22町7村)

(3) 規制対象物質ごとの規制基準値（敷地境界値、単位：ppm）

特定悪臭物質名	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
スチレン	0.4	0.8	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01
トルエン	10	30	60
キシレン	1	2	5
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
イソブタノール	0.9	4	20
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01

(注) 1 アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、トルエン、キシレン、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、イソブタノール、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド及びイソバレルアルデヒドについては、この表のほかに排出口に係る規制基準も設定しています。

2 メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルについては、この表のほかに排出水中における規制基準も設定しています。

また、悪臭防止法では、すべての地域において、水路等からの悪臭発生の防止や屋外でのゴム、プラスチック、廃油等の焼却の禁止が定められています。

さらに、県では、規制地域以外の地域や規制物質以外の悪臭問題に対応するため、これまでの「官能試験法による悪臭対策指導要綱」を廃止し、新たに「福島県悪臭防止対策指針」を策定し、平成10年9月1日に施行しました。これは人（パネル）の嗅覚をもとに悪臭を評価するもので、基準も定めています。（表-68）

イ 悪臭発生源調査

悪臭防止法及び嗅覚測定法による悪臭防止対策指針では、悪臭の測定は市町村長が行うことになっていますが、測定体制が整備されていない市町村において悪臭問題が発生した場合には、県が協力して調査を行うこととしています。

平成10年度は、畜産農業や有機化学工業製品製造業等悪臭物質の発生しやすい事業場において、嗅覚測定法による悪臭発生源実態調査を14事業場で実施しました。

調査結果は表-67のとおりであり、2事業場が指針に基づく基準を超過していたため、指針に基づき当該市町村長が改善指導を行っています。

表-67 悪臭発生源実態調査

(平成10年度)

No	業種	管内	悪臭防止法による規制区	悪臭防止対策指針による区域	臭気の質	試料採取場所	採取月	臭気強度	臭気指数	基準	基準適合否
1	電気機械器具修理業	県北	B区域	第2種	シンナー臭	敷地境界	10月	2	<10	15	適
2	自動車部品付属品製造業	県北	C区域	第3種	こげ臭	敷地境界	10月	3	14	18	適
					こげ臭	排出口	10月	3.5	35	36	適
3	有機質肥料製造業	県北	未規制	第2種	堆肥臭	敷地境界	10月	3	<10	15	適
					堆肥臭	排出口	10月	4	22	33	適
4	養豚業	県中	C区域	第3種	糞尿臭	敷地境界(北側)	10月	3	17	18	適
					糞尿臭	敷地境界(北西側)	10月	3	14	18	適
5	養豚業	県中	未規制	第2種	糞尿臭	敷地境界(北西側)	9月	3	12	15	適
					糞尿臭	敷地境界(北東側)	9月	3	<10	15	適
6	養鶏業	県中	未規制	第3種	糞尿臭	敷地境界(北東1)	10月	2.5	11	15	適
					糞尿臭	敷地境界(北東2)	10月	2	<10	15	適
7	養豚業	県南	B区域	第2種	養豚臭	敷地境界(南側)	*8月	3	19	15	不適
					養豚臭	敷地境界(西側)	*8月	3.5	22	15	不適
8	有機化学工業製品製造業	会津	A区域	第1種	無臭	敷地境界	10月	0	<10	10	適
					化学物質臭	排出口	10月	3	28	15	適
9	染色整理業	会津	未規制	第2種	染料臭	敷地境界(北側)	10月	1	<10	15	適
					染料臭	敷地境界(北東側)	10月	1	<10	15	適
10	養豚業	相双	未規制	第2種	糞尿臭	敷地境界(北側1)	9月	3	15	15	適
					糞尿臭	敷地境界(北側2)	9月	3.5	26	15	不適
					糞尿臭	固液分離機付近	9月	3.5	30	—	—
11	コークス製造業	いわき	C区域	第3種	コークス臭	敷地境界	*7月	2.5	<10	18	適
					コークス臭	排出口	*7月	3.5	26	36	適
					コークス臭	コークス炉釜上部蓋	*7月	3.5	20	—	—
12	廃棄物処理業	いわき	C区域	第3種	溶剤臭	敷地境界	*8月	3.0	16	18	適
					溶剤臭	廃液処理槽	*8月	3.5	26	—	—
13	養牛業	いわき	未規制	第2種	牛糞臭	敷地境界	9月	2.5	13	15	適
					牛糞臭	牛房	9月	3.5	23	—	—
14	舗装材料製造業	いわき	C区域	第3種	こげ臭	敷地境界	9月	2.5	13	15	適
					こげ臭	排出口	9月	3.5	23	33	適

(注1) 「-」は、基準が定められていないものです。

(注2) *印の月は、「官能試験法による悪臭対策指導要綱(昭和62年4月8日)」の基準を適用しました。なお、基準は「福島県悪臭防止対策指針(平成10年9月施行)」と同じものです。

表-68 福島県悪臭防止対策指針に基づく基準（平成10年9月施行）

区域の区分	工場等の敷地境界線 の地表における基準	工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における基準		
		5m～30m	30m～50m	50m以上
第1種区域	10	28	30	33
第2種区域	15	33	35	38
第3種区域	18	36	38	41

(注) 1 表中の数値の単位は、臭気指数です。

$$\text{・臭気指数} = 10 \times \log x$$

x (臭気濃度) : 三点比較式臭袋法で求めたパネルの悪臭判定最大希釈倍率。

- 2 第1種区域とは、悪臭防止法に基づくA区域並びに都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域をいいます。
- 3 第2種区域とは、悪臭防止法に基づくB区域並びに都市計画法に基づく商業地域、準工業地域及び用途地域以外の地域をいいます。
- 4 第3種区域とは、悪臭防止法に基づくC区域並びに都市計画法に基づく工業地域及び工業専用地域をいいます。
- 5 工場等の排出口における基準は、排出口の実高さが5m未満のものについては適用されません。

(3) 畜産環境汚染の現状

畜産においては、農村の混住化・市街化の進展、住民意識の変化並びに畜産経営の規模拡大や家畜飼養形態の変化により、悪臭や水質汚濁などの環境問題が発生しています。その多くが家畜ふん尿の不適切な処理に起因しています。

平成11年度の畜産経営に起因する環境汚染状況の実態調査（調査対象期間：平成10年7月2日～平成11年7月1日）の結果、問題発生件数は37件でした。図-25のとおり、近年、漸増傾向にあります。

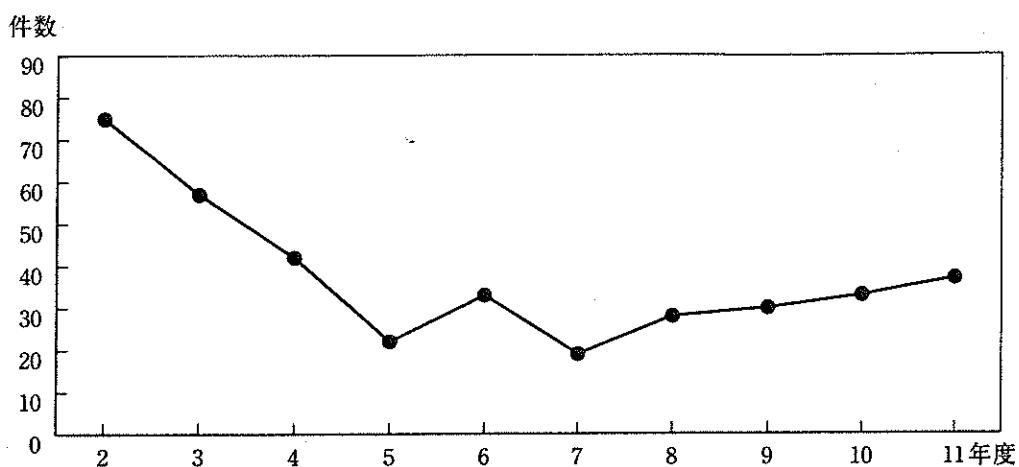
環境汚染状況を発生の種類別（表-69）に見ると、水質汚濁14件（37.8%）、悪臭発生11件（29.7%）、害虫発生4件（10.8%）となっており、これらが混在した形の発生もあります。地域周辺住民への直接被害だけでなく、感覚的被害及び心理的被害を含むのが苦情の実態です。

次に、家畜の種類別では、もっとも多いのが豚16件（43.2%）、続いて乳用牛7件（18.9%）、肉用牛6件（16.2%）となっています。

表-69 家畜経営に起因する問題発生件数（平成11年度）

区分	被 害 の 種 類 別 件 数									市町村の実施した対策別件数					
	水質汚濬	悪臭発生	害虫発生	水質汚濬と生	水害発生	害虫発生	水質と害虫発生	水質と害虫発生	その他に	計	処理施設助成	処理工術衛生導	移転の斡旋	紛争の仲介	その他のに
豚	4	8	0	2	0	0	1	1	16	0	14	0	0	1	15
採卵鶏	0	0	2	0	0	1	0	0	3	0	2	0	0	0	2
プロイラー	0	1	2	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	3
乳用牛	6	1	0	0	0	0	0	0	7	0	5	0	0	0	5
肉用牛	3	0	0	0	0	2	1	0	6	0	5	0	1	0	6
その他	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	2
計	14	11	4	2	0	3	2	1	37	0	31	0	1	1	33

図-25 畜産経営に起因する問題発生件数の推移



これらの被害は、いずれも各種要因が複雑に影響しあって発生しています。畜産経営にあっても畜産物の需給不均衡や畜産物価格の低迷といった極めて厳しい条件の下にありますが、畜産経営が健全かつ長期安定的に発展するには、畜産環境汚染を未然に防止するための措置を積極的にとる必要があります。

(4) 畜産環境汚染防止対策

平成11年1月、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行され、畜産経営においてはふん尿を適切に管理し、堆肥化処理等により有機物資源として農地へ還元利用することが求められています。県は、環境保全型畜産確立推進指導協議会を開催して、関係機関と連携するとともに、問題発生の防止を図るために巡回指導、ふん尿の処理・利用のため機械・施設の設置等を含む指導助言、畜産環境保全啓発のためのセミナーの開催等を行っています。

ア 環境保全型畜産確立推進指導事業

畜産に起因する環境汚染状況を把握するための実態調査や家畜ふん尿の適正かつ有効な処理・利用のための巡回指導を実施し、環境汚染の防止技術の普及を推進しています。また、堆肥化等により家畜ふん尿の有効利用を図るために、堆肥の施用試験や畜産農家と耕種農家の連携の推進を行っています。

イ 制度資金（農業改良資金、農業近代化資金、農林漁業金融公庫資金）

家畜ふん尿を適正に処理するための発酵処理施設等の設置に必要な資金を畜産農家や営農集団等に融資するものです。

ウ 畜産環境特別融通事業（うつくしま・ふくしま環境保全施設整備資金）

畜産農家が、環境保全を目的として設備投資を行うための制度資金の借入れをする場合、畜産農家の負担が通常の借入利率よりも低利になるよう上乗せ利子補給を行います。

エ 畜産環境整備リース事業

財畜産環境整備機構が、畜産環境整備のために必要な機械等を畜産農家や営農集団等に貸し付けし、畜産経営における環境整備と経営の改善を図るものです。

特に、家畜ふん尿の野積み、素堀り投棄の防止対策として畜産環境保全施設整備事業(特別緊急対策)が組まれ、リース事業の一部施設に助成が行われています。

第6節 化学物質等の監視・調査

1 化学物質対策について

化学物質は、現在、工業的に生産されているものだけでも数万種類もあるといわれており、その用途も多岐にわたっています。これらの化学物質は、製造、流通、使用、廃棄といった各過程で取り扱われており、

それでの過程で環境中に排出される場合には新たな環境汚染を発生させるおそれもあります。

化学物質等による環境汚染の防止対策は、中・長期的な観点に立った対策が必要であり、そのためには、環境汚染の可能性が指摘されている化学物質等についての性状や使用状況等に関する基礎的な情報を整備し、蓄積していくことが極めて重要です。県では、昭和62年度からこれらの情報を整備し、蓄積するため「化学物質情報整備事業」を実施しています。

工場・事業場に対しては、大気汚染防止法や水質汚濁防止法による排出基準を遵守するよう指導するとともに、工場等の新增設時において「福島県立地企業公害対策指導指針」に基づいて、有害化学物質を取り扱う場合に可能な限り環境へ排出しないようクローズド化を図ることを指導しています。また、事業者自らが、化学物質の管理体制の整備、充実を図り、化学物質を適正に管理し、環境への排出の抑制を図るため「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づいて「福島県化学物質適正管理指針」を定め、平成10年9月1日から施行しています。

また、化学物質問題全般について関係機関との情報交換や連絡調整を図るため、県庁内の5部1庁15課からなる「ダイオキシン類等化学物質環境対策連絡会議」を平成10年6月に設置するとともに、平成11年4月には、化学物質の専門家により組織する「福島県ダイオキシン等化学物質対策専門委員会」を設置し、化学物質による環境汚染の未然防止のための対策について、総合的な対策を推進しています。

国においても、様々な法律等によって厳格な規制等が行われてきましたが、従来の対策手法には限界があることなどから、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」いわゆるPRTR法が成立し公布されました。PRTR法は、化学物質による環境への負荷の程度を把握し、そのデータを行政、事業者、市民といった各主体が利用できるようにするなどして、環境への負荷の低減を図るために有効であると考えられており、今後、政令等が定められ施行されることになっています。(図-26参照)

また、県は、平成元年度から環境庁の委託事業として「化学物質環境汚染実態調査」を行い、小名浜港内のトリプチルスズ化合物(TBT)、トリフェニルスズ化合物(TPT)等の環境(底質及び水質)中の実態を調査しています。なお、平成10年度は1,4-ジオキサン等についても調査を行いましたが、いずれも、全国的なレベルと比較して特に問題となる濃度ではありませんでした。

外因性内分泌擾乱化学物質いわゆる環境ホルモン問題については、「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」(平成10年5月環境庁)に基づき、内分泌擾乱作用を有する可能性のある化学物質の汚染状況等について、行政的対応方針を定めるための判断材料とする資料を得ることを目的として環境庁が実施した「平成10年度環境ホルモン緊急全国一斉調査」に協力しました。検出された物質については、科学的な知見が未だ不十分なため評価を行える状況にないことから、国では環境リスクの評価確立に向けて引き続き科学的知見の集積に努めることとしています。

また、県では、環境ホルモンを独自に分析できるよう環境センター敷地内に分析棟を増設し分析体制を整備したことから、環境中の濃度などの調査を行い、その結果を踏まえた上で削減対策に活用していくことにしています。

2 ダイオキシン類対策について

ダイオキシン類は、廃棄物焼却炉の燃焼過程等で非意図的に生成される化学物質であり、発ガン性などが指摘されていることや環境ホルモンのひとつであると言われていることなどから社会的な関心が高まっています。

国は、平成9年12月から大気汚染防止法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律で廃棄物焼却炉などの煙突から出るダイオキシン類について排出の規制をしていましたが、平成11年3月には、今後の国の総合的かつ計画的なダイオキシン対策の具体的な指針として「ダイオキシン対策推進基本指針」を定め、さらには、平成11年7月に「ダイオキシン類対策特別措置法」を公布し、平成12年1月15日から施行しており、今後、強

力にダイオキシン類対策を進めていくこととしています。

県では、「ダイオキシン類等化学物質環境対策連絡会議」により県庁内における連絡調整を図るとともに、平成9年度から環境大気調査、煙道排ガス調査を行っており、平成10年度はこの調査項目に加え、公共用水域の水質・底質調査、土壤調査を追加して行いました。

また、ダイオキシン類の分析には、高度な技術を要することから、国立環境研究所環境研修センターなどに職員を派遣することにより、分析技術者を養成しています。

さらに、平成11年度は、環境センター敷地内に増設した分析棟に高性能なガスクロマトグラフー質量分析などを設置し、平成12年度から独自に分析することとしています。

調査結果については、「福島県ダイオキシン等化学物質対策専門委員会」により解析・評価していただく他、今後の対策のあり方等について指導・助言を受けることとしています。

県内における平成10年度の調査結果は、次のとおりです。

(1) 環境調査について

ア 一般環境大気調査

調査した環境大気中のダイオキシン類濃度は、7地点全てで大気環境指針値0.8pg-TEQ/m³を下回っていました。

また、濃度は、表-70に示すとおり夏期は0.0013~0.17pg-TEQ/m³、冬期は0.0012~0.17pg-TEQ/m³、年平均では0.026~0.10pg-TEQ/m³であり、環境庁の平成9年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果と比較すると県内の何れの地域もバックグラウンド地域の濃度の範囲内にありました。

表-70 一般環境大気中のダイオキシン類測定結果

調査地点			測定値 (pg-TEQ/m ³)			大気環境指針値との適否
地区	市町村名	地點名	夏期 (7月)	冬期 (12月)	平均	
県北	福島市	福島市立福島第三中学校	0.031	0.075	0.053	○
県中	郡山市	郡山市公害対策センター	0.070	0.078	0.074	○
県南	白河市	白河市立白河第二小学校	0.084	0.010	0.047	○
会津	会津若松市	福島県立会津女子高等学校	0.035	0.17	0.10	○
南会津	田島町	福島県田島合同庁舎分庁舎	0.17	0.0012	0.086	○
相双	原町市	原町市仲町児童センター	0.014	0.037	0.026	○
いわき	いわき市	いわき市立平第一小学校	0.0013	0.070	0.036	○

イ 土壤調査

調査した土壤中のダイオキシン類濃度は、表-71に示すとおり0.17~4.2pg-TEQ/gの範囲にあり、7地点全てで平成10年11月の「土壤中のダイオキシン類に関する検討会（第一次報告）中間取りまとめ」の参考資料の0~270pg-TEQ/g（農地を除く）の範囲内でした。

また、これに示された居住地等における暫定的なガイドライン値1,000pg-TEQ/gを下回っていました。

表-71 土壤中のダイオキシン類測定結果

地区	市町村名	調査地点名	測定値 (pg-TEQ/g)
県北	福島市	福島市立福島第三中学校周辺	0.33
県中	郡山市	郡山市公害対策センター周辺	4.2
県南	白河市	白河市立白河第二小学校周辺	0.98
会津	会津若松市	福島県立会津女子高等学校周辺	0.17
南会津	田島町	福島県田島合同庁舎分庁舎周辺	0.98
相双	原町市	原町市仲町児童センター周辺	0.33
いわき	いわき市	いわき市立平第一小学校周辺	1.6

ウ 公用用水域の水質・底質調査

河川12地点、湖沼1地点、海域2地点の水質中のダイオキシン類濃度は、表-72に示すとおり0.0021～1.3pg-TEQ/lの範囲にあり、これは平成9年度に環境庁が実施した「公用用水域の水質におけるダイオキシン類調査」の0.005～3.9pg-TEQ/l及び「ダイオキシン類の総合パイロット調査」の0.46～19pg-TEQ/lの範囲内でした。

また、底質中のダイオキシン類濃度は0～17pg-TEQ/gの範囲にあり、これは平成9年度に環境庁が実施した「非意図的生成化学物質汚染実態追跡調査」の0.0020～51pg-TEQ/g及び「ダイオキシン類の総合パイロット調査」の1.1～150pg-TEQ/gの範囲内でした。

表-72 公用用水域の水質・底質のダイオキシン類測定結果

水域区分	地区	河川等名	調査地点名	測定値	
				水質 (pg-TEQ/l)	底質 (pg-TEQ/g)
河川	県北	阿武隈川	摺上川合流点	0.081	0
	県北	阿武隈川	蓬萊橋	0.26	0.096
	県中	阿武隈川	阿久津橋	0.26	5.8
	県中	大滝根川	阿武隈川合流前	1.3	0.27
	県中	釧路堂川	須賀川市水道取水点	0.0079	0.0070
	県南	久慈川	高地原橋	0.044	0.017
	会津	阿賀野川	新郷ダム	0.029	8.1
	会津	只見川	藤橋	0.014	0.27
	相双	真野川	真島橋	0.15	0.74
	相双	請戸川	請戸橋	0.031	0.24
湖沼	いわき	夏井川	六十枚橋	0.19	0.18
	いわき	鮫川	鮫川橋	0.11	6.4
	会津	猪苗代湖	安積疎水取水口	0.013	0.0057
海域	相双	松川浦	漁業権3号中央付近	0.070	4.1
	いわき	小名浜港	4号埠頭先	0.0021	17

(2) 排出実態調査について

ア 煙道排ガス調査

調査した25施設全ての施設で平成10年12月1日から適用されている「大気汚染防止法」に基づく指定物質抑制基準値及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準値80ng-TEQ/m³を下回っていました。

また、濃度は0～70ng-TEQ/m³の範囲で、濃度分布は表-73に示すとおりでした。

平成14年12月1日から適用される基準値を超過した6施設については、基準が適用されるまでに施設の改善及び適切な運動管理の徹底等が心要と考えられます。

表-73 煙道排ガス中のダイオキシン類測定結果濃度分布

ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³)	調査施設数
50以上～80以下	2
20以上～50未満	1
10以上～20未満	2
0.1以上～10未満	12
0.1未満	8
合 計	25

イ 発生源周辺環境大気調査

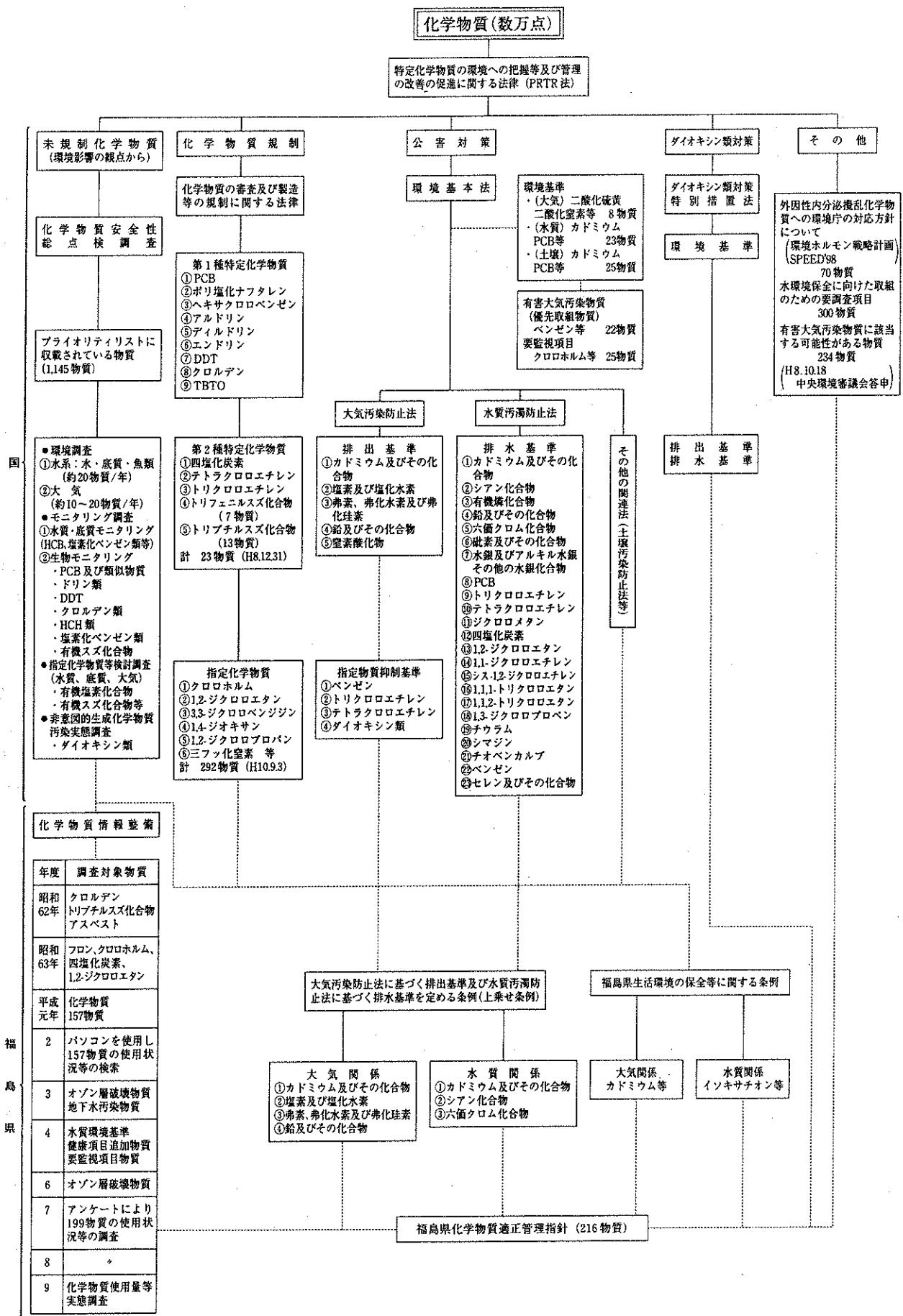
調査した2施設周辺の環境大気中のダイオキシン類濃度は、6地点全てで平成9年9月12日付け環境庁大気保全局長から通知のあった大気環境指針値0.8pg-TEQ/m³を下回っていました。

また、濃度は、表-74に示すとおり0.051～0.46pg-TEQ/m³の範囲でした。

表-74 発生源周辺環境大気中のダイオキシン類濃度測定結果

地区	事業場名	調査地点 (事業場からの方角)	測定値 (pg-TEQ/m ³)	大気環境指針 値との適否
県中	須賀川地方衛生センター	南	0.46	○
		北東	0.054	○
		北	0.052	○
相双	原町方部環境衛生組合クリーン原町センター	東南東	0.056	○
		北西	0.051	○
		北西	0.12	○

図-26 化学物質による環境汚染防止対策の体系図



第7節 廃棄物対策の推進

1 一般廃棄物

(1) 一般廃棄物の現状

地域住民の日常生活に伴って生じた、ごみ、粗大ごみ、し尿、浄化槽汚泥等が一般廃棄物であり、これらについては市町村（又は一部事務組合）が定める処理計画に基づいて収集、運搬し、衛生的に処理されています。

し尿は、し尿処理施設、下水道、コミュニティ・プラント（一定地域内のし尿及び生活雑排水を処理する施設）、浄化槽等で処理され、ごみのうち可燃ごみは焼却施設で焼却、不燃ごみや粗大ごみ（粗大ごみ処理施設で破碎、圧縮したうえで）は、埋立処分場に搬入され、埋立処分されています。

なお、これらのうち資源として利用が可能なものについては、回収され再生利用されています。

し尿処理施設等で処理されたし尿残渣は、主に焼却処理後、埋立処分されていますが、一部は農地還元などの有効利用が行われています。

また、一般廃棄物についての水面埋立、海洋投棄は本県では行われていません。

これらの一般廃棄物の処理の現況は、ごみについて見ると、ここ数年量的にほぼ横ばいとなっておりますが、処理施設の能力ぎりぎりの稼動や処理施設自体の老朽化が見られるほか、生活水準の向上等により、排出されるごみの種類が多様化し、その結果、ごみの性状、排出量、排出形態によっては、市町村（又は一部事務組合）において処理が困難な廃棄物の問題が生じています。

加えて、地域の環境保全に対する社会的要請が強まる中で、大気汚染、水質汚濁、悪臭の防止等に係る関係法令が整備され、規制が強化されてきたことに伴い、一般廃棄物処理施設についても技術的に高度な施設の整備が要求され、増設あるいは処理方式の変更などが余儀なくされている状況にあります。

その他、従来から、省資源、リサイクル運動の推進に伴い、空き缶、空き瓶等の回収活動が市町村又は一部事務組合のごみ処理事業の一環として、また、市町村などの指導による集団回収活動として、町内会等において活発に実施されてきましたが、一般廃棄物の中で容量比で約6割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを推進するために、平成7年度に成立した「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」が、平成9年度から本格施行となつたことに伴い、消費者の分別排出、市町村の分別収集、事業者の再商品化が責務となるため、市町村が分別収集を行った容器包装廃棄物のリサイクルが一層推進されることになります。

平成9年度の一般廃棄物の処理状況は表-75に示したとおりですが、廃棄物ごとの詳細は次のとおりです。

ア ごみ処理関係

県内のごみ処理施設は、平成9年度末現在30施設2,863t/日の処理能力を有し、その内訳は全連続焼却炉7基(1,845t/日)、准連続焼却炉9基(730t/日)、機械化バッチ炉8基(255t/日)、固定バッチ炉6基(33t/日)です。

その他粗大ごみ処理施設が14施設(479t/日)、不燃物処理資源化施設が14施設(211t/日)あり、これらの施設でごみの破碎等の中間処理がなされています。

また、最終処分場（埋立地）は62か所で埋立残余容量が2,779千m³あり、焼却残灰や不燃ごみなどが埋立処分されています。

これらのごみ処理施設及び最終処分場では、計画収集人口2,106千人、2,013t/日の処理を行っており、これは収集率にして県内総人口の98.0%に当たります。

家庭系ごみ総排出量は、1,978t/日と推定され、計画収集量1,883t/日を差し引くと、95t/日が自家処理されていることになります。なお、福島県のごみの排出総量は、2,108t/日となっており、1人一日当たり981g/人・日排出していることになります。（図-27）

イ し尿処理関係

し尿処理施設は、平成9年度末現在で27施設2,240kℓ/日の処理能力を有し、このほかコミュニティ・プラントとして4施設18,900人の処理能力があります。

現在、これらの施設で県内総人口の77.0%に当たる1,655千人（浄化槽人口1,024千人分の浄化槽汚泥も併せて処理するための人口を含む。）のし尿が処理されており、これに公共下水道人口462千人を加えると、県内総人口の98.6%に当たる2,117千人のし尿が処理されています。

また、処理状況は、排出量が1日2,128kℓで、このうち2,094kℓが収集され、し尿処理施設で1,963kℓ、下水道投入で131kℓが処理されています。また、34kℓが自家処理されています。（表-75）

一方、県内における浄化槽の設置状況は年々増加の一途をたどり、平成9年度末現在279,090基が設置されています。（表-76～77及び図-28）

その内訳は、20人槽以下のものが247,509基と全体の88.7%を占め、21人以上を処理するものは31,581基（11.3%）です。

また、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は32,445基（11.6%）です。なお、これらのうち約17,500基については、国庫補助事業である「合併処理浄化槽設置整備事業」により設置されたものです。この事業は平成2年度から開始され、平成10年度は73市町村で実施されました。

表-75 一般廃棄物の処理状況

(1) し尿処理の状況

項目		年度 9
総 人 口(千人)		2,148
計画処理区域内人口(千人)		2,148
水洗化人口	公共下水道(千人)	462
	コミュニティ・プラント(千人)	18
	し尿浄化槽(千人)	1,006
	計(千人)	1,486
非水洗化人口(千人)		662
し尿排出量(kℓ/日)		2,128
し尿処理の内訳(kℓ/日)	し尿処理施設	1,963
	下水道投入	131
	農村還元	—
	海洋投入	—
	計	2,094
自家処理量		34

（注）し尿排出量=くみとりし尿量+浄化槽汚泥量

(2) ごみ処理の状況

項目		年度 9
① 総 人 口(千人)		2,148
② 計画処理区域内人口(千人)		2,148
③ 計画収集量(t/日)		1,883
④ 直接搬入量(t/日)		130
⑤ 自家処理量(t/日)		95
⑥ ごみ排出総量(t/日)		2,108
⑦ 1人当たりごみ排出総量(g/人・日)		981
計画処理量	直接焼却(t/日)	1,675
	直接埋立(t/日)	69
	高速堆肥化(t/日)	—
	堆肥化・飼料(t/日)	—
	その他(t/日)	269
⑧ 計	(t/日)	2,013
⑨ 人の日常生活に伴って生ずるごみの総排出量(t/日)		1,978
⑩ 1人1日当たり排出量(g/人・日)		921

（注）⑥=③+④+⑤、⑦=⑥/②、

⑧=③+④、⑨=③+⑤、⑩=⑨/②

廃棄物対策課調べ

図-27 福島県のごみ排出総量と一人一日当たり排出量の推移

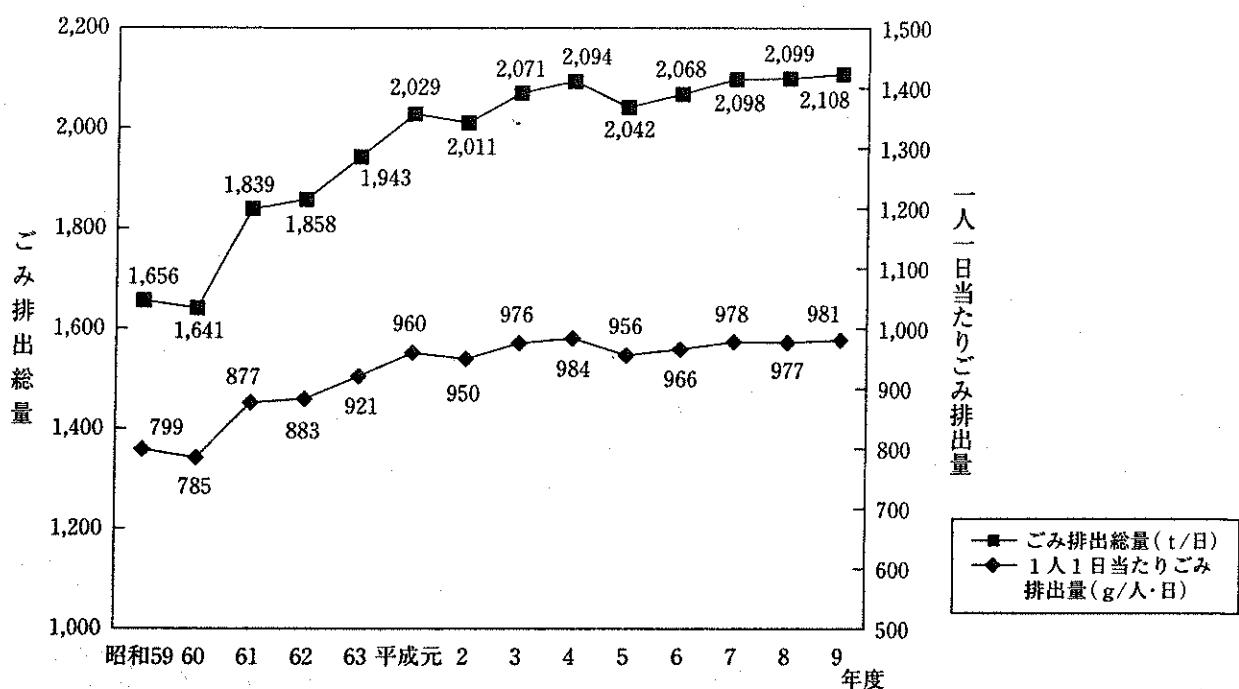


表-76 濾化槽の設置状況の推移

年 度	設 置 基 数	対前年増加率(%)	増 加 基 数
63	170,604 (2,953)	7.1 (24.5)	11,268 (582)
元	182,042 (4,064)	6.7 (37.6)	11,438 (1,111)
2	192,613 (5,430)	5.8 (33.6)	10,571 (1,366)
3	204,182 (7,339)	6.0 (35.2)	11,569 (1,909)
4	215,773 (9,735)	5.7 (32.6)	11,591 (2,396)
5	228,029 (13,242)	5.7 (36.0)	12,256 (3,507)
6	240,384 (17,419)	5.4 (31.5)	12,355 (4,177)
7	252,322 (22,023)	5.0 (26.4)	11,938 (4,604)
8	265,524 (27,917)	5.2 (26.8)	13,202 (5,894)
9	279,090 (32,455)	5.1 (16.3)	13,566 (4,538)

(注) ()内の数値は、合併処理濾化槽の基數等で内数

図-28 計画処理区域内人口等の推移

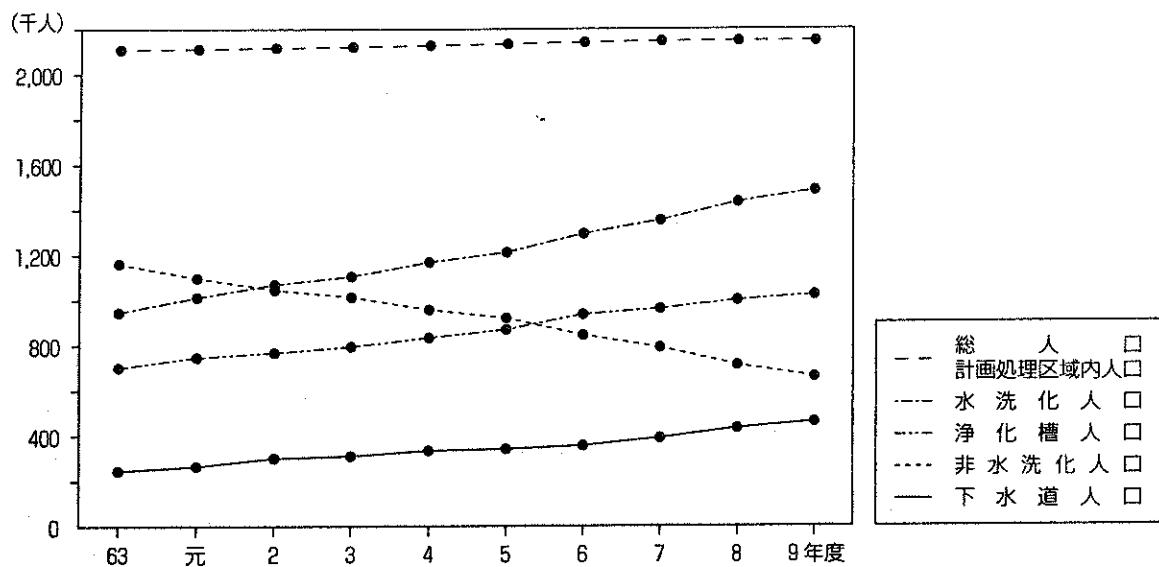


表-77 地方振興局及び郡山市別浄化槽設置状況

(平成9年度末現在)

管轄	人槽区分	合計						
		5~20	21~100	101~200	201~300	301~500	501~	合計
県北	単独	63,487	4,763	177	51	29	5	68,512
	合併	8,742	700	326	168	130	98	10,164
	計	72,229	5,463	503	219	159	103	78,676
県中	単独	23,692	2,229	89	22	12	4	26,048
	合併	2,775	392	169	77	58	53	3,524
	計	26,467	2,621	258	99	70	57	29,572
県南	単独	14,627	1,907	64	11	6	4	16,619
	合併	2,534	282	122	82	46	74	3,140
	計	17,161	2,189	186	93	52	78	19,759
会津	単独	20,986	3,167	127	27	19	7	24,333
	合併	1,968	448	203	133	97	89	2,938
	計	22,954	3,615	330	160	116	96	27,271
南会津	単独	3,239	627	22	5	10	—	3,903
	合併	267	101	57	22	24	15	486
	計	3,506	728	79	27	34	15	4,389
相双	単独	20,802	2,002	78	16	6	4	22,908
	合併	7,221	385	144	59	45	26	7,880
	計	28,023	2,387	222	75	51	30	30,788
いわき	単独	37,319	4,491	206	49	61	8	42,134
	合併	1,402	327	204	100	77	38	2,148
	計	38,721	4,818	410	149	138	46	44,282
(県)小計	単独	184,152	19,186	763	181	143	32	204,457
	合併	24,909	2,635	1,225	641	477	393	30,280
	計	209,061	21,821	1,988	822	620	425	234,737
郡山市	単独	37,165	4,827	125	35	23	3	42,178
	合併	1,283	337	260	137	94	64	2,175
	計	38,448	5,164	385	172	117	67	44,353
合計	単独	221,317	24,013	888	216	166	35	246,635
	合併	26,192	2,972	1,485	778	571	457	32,455
	計	247,509	26,985	2,373	994	737	492	279,090

(2) 一般廃棄物の処理対策

一般廃棄物のうちごみについては、ここ数年量的には横ばいですが、ごみの質は多様化が進行しています。

また、空き缶など散在性廃棄物の問題が依然として社会問題として取り上げられています。

ア 一般廃棄物処理施設の整備促進

廃棄物の処理に当たっては、その膨大な量に加えて質の多様化に対応した処理施設の整備に努め、処理過程において大気汚染や悪臭、公共用水域の水質汚濁などの環境汚染を引き起こさないよう適正に処理する必要があり、ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場の整備拡充が急がれています。

イ 適正処理困難指定廃棄物対策について

家庭等から排出される一般廃棄物のうち、市町村が有する技術、設備ではその適正な処理を行うことが困難なものとして4品目(自動車用廃ゴムタイヤ、25型以上の廃テレビ受像機、250ℓ以上の廃電気冷蔵庫、廃スプリングマットレス)が平成6年3月に指定され、平成7年3月から適用となりましたが、市町村ではこれにより適正処理困難指定廃棄物の処理について特定事業者(一般廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者)の協力を得て行うものとされ、現在、市町村と特定事業者による具体的な協力の方法について、協議を行っています。

ウ ダイオキシン対策について

全国的に社会的な関心が高まっているダイオキシン類の発生抑制対策として、市町村等がごみ処理事業として設置している処理能力200kg/時以上の28のごみ焼却施設において、平成10年度に排ガスの中のダイオキシン類濃度の測定を実施しましたが、そのうち1施設において廃棄物処理法に基づく維持管理基準において平成10年12月1日から平成14年11月30日まで適用される排ガス中のダイオキシン類濃度の排出基準である80ng-TEQ/N m³を超えていました。

なお、この施設については速やかに稼動を停止し、改善工事を行い、排ガス中のダイオキシン類濃度を再度測定し、排出基準に適合したことを確認したうえで再開しました。

また、平成14年12月1日から適用される維持管理基準に適合した施設は12施設でした。

このようなことから、本県は市町村等に対し、既存の焼却施設における運転管理や燃焼管理を含めた施設の維持管理の徹底、ごみの排出抑制及びリサイクルのより一層の推進による焼却量の低減、燃焼設備等の改造等の指導を行うとともに、「ごみ処理広域化計画」に基づきごみ焼却施設の集約化を指導しております。

エ 净化槽の指導及び合併処理浄化槽の普及促進

県民の生活水準や意識の向上により、トイレの水洗化指向も高くなっています。净化槽は、净化槽法によりその設置や維持管理に関し各種の規制等が行われていますが、そのうち維持管理については、净化槽の保守点検を業とする者の知事登録制度を設け、保守点検業者の指導・監督を行い、净化槽の適正な維持管理を推進しています。

一方、净化槽の設置者等に対しては、地方振興局単位で净化槽教室を開催し、净化槽の機能や維持管理の方法等について指導と啓発活動を行っています。

さらに、净化槽法の規定に基づく水質等の検査は、净化槽の設置者等に義務付けられているもので、净化槽の施工、維持管理が適正に行われているか否かを判断するために実施されるのですが、この検査を行う者として社団法人福島県净化槽協会を指定しています。

また、台所、風呂等からの生活雑排水をし尿と併せて処理できる合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽(し尿のみを処理する净化槽)に比べ、処理性能も良く、手軽に設置できることから、公共用水域の水質汚濁防止の有効な手段として大きく期待されています。

そのため、県では、合併処理浄化槽の整備を生活排水対策の重要な柱として位置付け、市町村が生活排水処理を推進する必要がある地域において、合併処理浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置を行う者に対し設置に要する費用を助成する事業を実施している場合に、助成費用の一部を国とともに補助しています。

(3) ごみ減量・再生利用の推進

経済社会の発展とともに大量消費や使い捨ての生活様式が定着し、ごみの排出量はここ数年では横ばいとなっているものの、ごみの質は多様化しており、ごみ処理施設の確保が難しくなっていることや処理に要する費用が増大していることなどから、ごみの減量化・再生利用の推進が急務となっています。

国においては、大量生産、大量消費を基調とした経済規模の拡大、利便性を求める消費者の欲求の高まり、産業構造の高度化等を背景として、廃棄物の排出量の増大、質の多様化が一層進むとともに、最終処分場等の廃棄物処理施設の確保が困難となっている現状に対応して、平成3年10月に廃棄物処理法の大幅改正を行い、廃棄物の排出抑制や再生利用等の減量化を廃棄物処理法に位置づけ、減量化を推進するための方策を盛り込んでいます。

具体的には、市町村が「廃棄物減量等推進審議会」や「廃棄物減量等推進員」等の体制整備及び多量の一般廃棄物の排出者に対する減量化計画作成の指示等ができることとなりました。

また、一般廃棄物処理計画の記載事項の柱として廃棄物の減量化・再生利用が位置づけられ、市町村が計画的な推進を行う体制が整備されました。

県としては、平成4年度から市町村のごみ減量化事業の支援と県民への啓発を図るために「ごみ減量化広域対策事業」を実施していますが、本県における長期的なごみ減量化・再生利用の基本方向を明らかにするため、平成5年10月に学識経験者、県民、事業者、行政の代表者で構成される「福島県ごみ減量化・再生利用推進協議会」を設置し、その協議・検討結果を踏まえて、平成6年3月に「福島県ごみ減量化・再生利用推進計画」を策定しました。本計画では、平成12年度に、ごみ総排出量を予測値の25%削減すること及び資源化率を10%に引き上げることを目標としています。

平成11年度の事業としては、ごみ減量化協力店認定制度の実施、マイ・バッグ・キャンペーンの実施及び街頭啓発事業の実施などを行っています。

また、一般廃棄物の中で容量比で6割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを推進するため、平成7年に成立した「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」が、平成9年度から本格施行され、市町村は分別収集計画を、また、県は分別収集促進計画を平成8年度に策定しました。これらの計画に基づき、市町村の分別収集への取組みが本格化しています。(表-78)

表-78 容器包装リサイクル法分別収集状況

品目名	平成9年度				平成10年度				伸び率 (%) E/B	収集率 (%) E/D	全市町村 に対する 実施率(%) F/90		
	分別収集計画		収集実績		収集率 (%) B/A	全市町村 に対する 実施率(%) C/90	分別収集計画		収集実績				
	トン/年 (A)	市町村	トン/年 (B)	市町村 (C)			トン/年 (D)	市町村	トン/年 (E)	市町村 (F)			
無色ガラスびん	10,504	61	5,685	61	54	67.78	11,154	69	5,538	69	97.41	49.65	76.67
茶色ガラスびん	9,290	61	6,457	61	70	67.78	9,862	69	8,095	69	125.38	82.09	76.67
その他ガラスびん	2,127	61	1,689	61	79	67.78	2,270	69	2,384	69	141.18	105.03	76.67
ペットボトル	643	27	483	27	75	30.00	776	45	896	45	185.34	115.47	50.00
スチール缶	14,766	82	10,959	82	74	91.11	15,583	90	8,825	90	80.52	56.63	100.00
アルミ缶	5,248	82	2,738	82	52	91.11	5,482	90	2,464	90	90.00	44.95	100.00
紙パック	1,173	55	407	55	35	61.11	1,363	65	277	65	68.00	20.29	72.22
合計	43,751.00	82	28,418	82	65	91.11	46,490	90	28,479	90	100.21	61.26	100.00

(注) 分別収集計画で実施することとした市町村の実施状況

2 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の現状等

廃棄物は、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいいますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃酸等の19種類を産業廃棄物とし、これらのうち爆発性、毒性、感染性等を有するものを特別管理産業廃棄物と規定しています。

これらの産業廃棄物は、法に定める処理基準に従って適正に処理しなければなりませんが、処理に当たっての基本原則は次の2点です。

ア 事業活動に伴って生じた廃棄物は、その排出事業者が自らの責任において適正に処理すること。

イ 廃棄物の減量化、再生利用を積極的に推進すること。

このように、産業廃棄物の処理は排出者責任の原則が基本とされていますが、この処理には高度な知識と技術が必要とされることなどの理由により、産業廃棄物処理業者に委託して処理される例も多く、これら処理業者の責任と役割がますます大きくなっています。

産業廃棄物の適正処理は、生活環境の保全を図るうえで最も基本的な条件であるとともに、産業経済活動の維持発展を図るうえでも不可欠の要件であることを考慮し、県は今後とも排出事業者及び処理業者の監視・指導の強化等の適正処理対策を推進することとしています。

(2) 産業廃棄物の発生量

平成5年度の発生量を対象として平成6年度に実施した「産業廃棄物実態調査」の結果によると、本県の産業廃棄物発生量（農業から発生するものを除く。）は、5,143,873t/年でありました。

種類別には、汚泥が2,721,326t/年と最も多く、建設廃材1,003,679t/年、鉱さい334,434t/年、木くず262,519t/年などの順となっています。

業種別には、製造業が2,338,082t/年と最も多く、建設業1,212,709t/年、電気・ガス・水道事業1,069,089t/年となっており、この3業種で全体の約9割を占めています。

地区別（発生場所が一定しない建設業からの産業廃棄物を除く。）には、県北850,570t/年、県中930,792t/年、県南283,162t/年、会津488,778t/年、相双386,436t/年、いわき991,425t/年となっています。

(3) 産業廃棄物の処理対策

ア 産業廃棄物処理計画等の策定

産業活動から必然的に発生する産業廃棄物を適正に処理し、広大な県土と豊かな自然を有する本県の環境を守り、うるおいとやすらぎのある福島県をつくることを目的として、平成8年3月に、平成12年度を目標とした「第五次福島県産業廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、①排出事業者処理責任の徹底、②処理業者における適正処理の推進、③減量化、再生利用の推進、④産業廃棄物処理施設の確保、⑤公共関与の推進、⑥県外産業廃棄物の秩序ある処理体制の整備、⑦不法投棄等の不適正処理の防止、⑧県民への普及啓発の推進、の8項目を基本とした処理対策を確立し、事業者処理業者、県、市町村及び県民が一体となって、持続的発展が可能な循環型社会の構築を目的に、産業廃棄物の適正処理を図ろうとするものです。

平成9年度においては、本計画及び平成2年4月に施行した「福島県産業廃棄物処理指導要綱」に基づいて、処理施設への立入検査や環境衛生指導員による不法投棄パトロール、産業廃棄物不法投棄監視員の設置、県外産業廃棄物の事前届出制の実施、研修会や講習会の開催などの適正処理対策を進めるとともに、各種媒体を利用して県民に対する適正処理意識の普及啓発に努めました。

また、平成5年12月には、「福島県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」が発足し、県警察本部及び同県産業廃棄物協会との連携が一層強化され、平成6年度からは、県警との合同による産業廃棄物の収集運搬車両の検問や空からの監視を実施し、適正処理の普及啓発に努めています。

さらに、廃棄物交換制度を前年度に引き続き実施とともに、情報管理システムの一環として、産業廃棄物取扱量実績報告の集計システムの運用を行っております。

また、本計画の基本的事項の一つである「最終処分場の確保」対策については、産業廃棄物の発生量に比較して最終処分場の設置数及び残存容量が著しく少ない「県中地区」に、公共関与による最終処分場の設置を計画しています。

イ 産業廃棄物処理施設

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設には、産業廃棄物の減量化・無害化を行う中間処理施設と、埋立を行う最終処分場があります。

本県の産業廃棄物処理施設の許可（届出）状況は、表-79のとおりです。

表-79 産業廃棄物処理施設許可（届出）状況

(平成11年3月31日現在)

設置者 施設の種類	事 業 者	処 理 業 者	地方公共団体	計
中間処理施設	119	279	20	418
最終処分場	28	44	2	74
内訳	安定型	8	23	0
	管理型	18	21	2
	しゃ断型	2	0	0
計	147	323	22	492

注1) 処分業者においては、指定処理施設を含む。

廃棄物対策課調べ

注2) 郡山市に設置されている施設を除く。

ウ 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者

昭和55年度以降の許可処理業者数の推移は、表-80のとおりです。

これを平成11年3月末日現在で見ると、産業廃棄物処理業にあっては全許可業者数1,980件のうち、収集運搬のみが1,840件(92.9%)を占め、特別管理産業廃棄物処理業にあっては全許可業者数356件のうち、収集運搬のみが329件(92.4%)を占めています。

表-80 産業廃棄物処理業許可業者数

区 分 年 度	収集・ 運搬業	中間 処理業	最 終 処分業	収集・運搬 及 び 中間処理業	収集・運搬 及 び 最終処分業	中間処理 及 び 最終処分業	収集・運搬 中間処理及び 最終処分業	計
平成2年3月末日現在	1,248	11	5	51	14	2	9	1,340
平成3年3月末日現在	1,334	16	5	49	13	2	11	1,430
平成4年3月末日現在	1,340	18	5	56	9	2	11	1,441
平成5年3月末日現在	1,406 (4)	26 (0)	6 (0)	53 (0)	9 (0)	2 (0)	11 (0)	1,513 (4)
平成6年3月末日現在	1,477 (186)	26 (8)	6 (1)	64 (13)	10 (0)	2 (0)	10 (2)	1,595 (209)
平成7年3月末日現在	1,320 (225)	31 (12)	9 (1)	69 (13)	3 (0)	2 (0)	12 (2)	1,446 (253)
平成8年3月末日現在	1,401 (251)	32 (9)	8 (1)	72 (15)	7 (0)	1 (0)	10 (2)	1,531 (278)
平成9年3月末日現在	1,512 (276)	35 (9)	9 (1)	81 (14)	7 (0)	1 (0)	8 (3)	1,653 (303)
平成10年3月末日現在	1,609 (293)	24 (7)	8 (1)	79 (9)	8 (1)	0 (0)	6 (2)	1,734 (313)
平成11年3月末日現在	1,840 (329)	113 (23)	18 (1)			9 (3)		1,980 (356)

注1) 平成5年現在以降の()は特別管理産業廃棄物処理業者の数。

廃棄物対策課調べ

注2) 平成10年3月末現在以降は、郡山市ののみの許可業者を除く。

エ 産業廃棄物の処理の状況

産業廃棄物処理業者による産業廃棄物の処理量の推移は、表-81のとおりです。

平成9年度における処理量は、収集運搬業者にあっては1,486千t、中間処理業者にあっては1,470千t、最終処分業者にあっては388千tとなっています。

最終処分業者による処理量は、昭和63年度をピークに概ね減少傾向を示しています。

収集運搬業者及び中間処理業者による処理量は、昭和62年度以降増加傾向にありましたが、平成5年度以降は、横ばいの傾向を示しています。

表-81 産業廃棄物処理業者による産業廃棄物の処理量

(単位:千t)

	収集運搬業	中間処理業	最終処分業
62年 度	978	292	623
63年 度	1,311	368	820
元年 度	1,186	470	796
2年 度	1,171	681	670
3年 度	1,257	813	614
4年 度	1,329	1,315	523
5年 度	1,542	1,452	542
6年 度	1,519	1,454	489
7年 度	1,459	1,442	427
8年 度	1,466	1,450	422
9年 度	1,486	1,470	387

注1) 倉福島県環境保全公社による処理量を含む。

注2) 平成8年度以降は、郡山市許可業者の処分量を除く。

オ 公共関与

本県では、昭和54年1月4日に設立した財団法人福島県環境保全公社を事業主体として、公共関与により、昭和58年4月から、いわき市鹿島町のいわき処理センターにおいて、産業廃棄物の埋立処分事業を行っています。埋立実績は16年間で1,325,931tとなっていますが、残存容量が少なくなってきたため、同センターの拡張を計画しています。

また、第四次及び第五次福島県産業廃棄物処理計画において、産業廃棄物の発生量に比較して、最終処分場の設置数及び残存容量が著しく少ない県中地区に最終処分場を確保することとしており、平成8年12月に「県中地区産業廃棄物処理施設等整備基本計画」を策定しています。

平成10年2月から、県中地区環境整備センター(仮称)として整備するために予定地の住民に対して説明会を実施する等、同意取得に努めながら、施設整備に向けて事業を推進しています。

3 産業廃棄物不法投棄事件

(1) 事件の概要

本県では、昭和63年2月から平成元年8月にかけて、いわき市沼部町をはじめとする1市2町の6か所において一連の大規模かつ悪質な産業廃棄物の不法投棄事件が発覚し、周辺住民に不安を抱かせるとともに大きな社会問題となりました。

この事件は、いわき市内の産業廃棄物中間処理業者(O総業有)が事業者から処理を委託された大量の廃油等の産業廃棄物を無許可業者2社(D工業株、Y建設株)及びAに再委託し、これら3者が受託した産業廃棄物を牧場跡地や廃坑跡などに不法投棄したものであり、平成2年3月15日に3社10名に対し、また平成2年7月19日に1名に対し、それぞれ罰金刑、懲役刑(執行猶予付)の判決が言い渡されました。

(2) 事件発覚後の経過及び今後の見通し

各不法投棄現場には有害物質を含む産業廃棄物が投棄されていたため、県は現場周辺の水質検査等を実施し、周辺環境への影響について調査するとともに、不法投棄実行者等に対し早期原状回復を指導してきた結果、これまでに6か所のうち、いわき市沼部町の現場を除く5か所の現場の投棄物の撤去作業が終了しています。

いわき市沼部町の廃坑跡に投棄された廃油等の回収については、廃坑跡という特殊性及び投棄量が約8,976kℓと大量であることなどを考慮して、県は平成元年9月に専門家からなる「基本問題調査委員会」を設置し、さらに、平成2年1月には「技術問題調査委員会」を設置して、その回収方法等について調査検討を重ねました。その結果、同委員会からの報告に基づき、平成2年5月から7月にかけて坑口付近において廃油等の回収試験を実施して回収作業の安全性を確認するとともに、平成2年11月から平成3年2月にかけては、廃坑上層部の汚染状態を確認するためのボーリング調査を実施しました。

また、不法投棄実行者等に対して廃油等の回収を強く指導した結果、平成3年9月にドラム缶約250本分を回収しました。

しかし、廃坑内の汚染状態が不明確であることなどから、平成3年10月に専門家からなる「汚染状態等調査委員会」を設置するとともに同委員会からの提言に基づき平成4年1月から3月まで廃坑内の上層採掘部など3か所のボーリングによる汚染状態等確認調査事業を実施したほか、平成4年11月からは、ボーリング孔の水位観測や地下の廃油等の性状を継続的に調査する周辺環境調査事業を実施しています。

これらの調査の結果、地下における汚染が広がり周辺環境に支障が生ずるおそれがあることから、平成4年5月13日にY建設㈱、Y、A、O総業㈲に対し、廃棄物処理法に基づき、廃油等360kℓを回収・処分するよう措置命令を行いました。その後、行政代執行法に基づく戒告に対し、履行義務者が同年7月から9月にかけて廃油等170kℓを回収。残り190kℓ分を同年9月から10月にかけて県が行政代執行により回収処分しました。

そして、平成4年10月28日には、同じ相手方に対し廃油等約600kℓを回収・処分するよう措置命令を発しましたが、その後の戒告に対しても義務を履行しなかったため、平成5年2月から3月にかけて県が第2回目の行政代執行により同量の廃油等を回収処分しました。

さらに、平成5年8月5日には、廃油等約600kℓを回収・処分するよう第3回目の措置命令を発ましたが、やはりその後の戒告に対しても義務を履行しなかったため、平成5年10月から11月にかけて県が第3回目の行政代執行により同量の廃油等を回収処分しました。

これらの回収処分の結果、坑口付近に滞留していた廃油等はほぼ回収され、回収物は汚染水主体のものへと変化してきたため、平成6年2月には汚染状態等調査委員会の中に「汚染水処理対策分科会」を設置し、坑内汚染水を早期に効果的に処理するための方法等を専門的に調査検討することとしました。

平成6年度から8年度にかけては、汚染水800kℓを回収処分しながら、その一部を利用して、前処理、ばつ氣、活性炭吸着等による汚染水処理試験を実施しており、従来の焼却処分以外の処理方法についても一定の研究成果が出ています。

この間、平成7年度には、採掘跡における汚染状態を解明すべく3本のボーリング調査も実施しましたが、黒色の廃油等は確認されず、また、平成6年度以降の回収物も汚染水であることから、原状回復の主要な課題は廃坑内存在する汚染水の処理であることが判明しています。

したがいまして、今後は、専門家の知見等を参考にしながら汚染水処理の技術的方策を確立し、汚染水の早期回収を図っていくこととしています。

このため、平成9年度及び10年度におきましては汚染水2,200kℓを回収し、回収量と地盤面水位の関係を調査するとともに、実証プラントによる汚染水の連続処理試験を行うこととしています。

一方、これまで不法投棄の原状回復に困難を極めている状況から、その原因を整理してみると、現行の

法制度上の問題点による部分も大きいため、平成6年度以降は、次の4項目を柱とする新たな制度の創設について国に対して要望活動を展開してきており、国においても法改正に向けての議論がなされ、平成9年6月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、これらの項目が、概ね制度化されることとなりました。

- ① 排出事業者責任の強化等
- ② 行政による新たな原状回復措置の制度化
- ③ 原状回復基金の創設
- ④ 汚染修復技術の研究開発促進等

なお、これまでの経過概要は次のとおりです。

表-82 いわき市沼部町における廃油等不法投棄事件の経過概要

投棄場所	いわき市沼部町鳴沢地内の廃坑跡
投棄者	Y建設㈱、Y、A
投棄期間	昭和63年2月～平成元年8月
投棄物	裁判記録上～廃油、廃溶剤等約8,976kℓ（ドラム缶約44,880本分）
発覚端緒	平成元年8月6日 台風13号の降雨で廃油等が流出し発覚
回収処分の経過 (行政代執行費用は直接経費のみ。 3回分合計約6千万円) (H.11.1末累計回収量=8,422kℓ)	<p>(1) 原因者による回収処分 計 232kℓ 平成2年8～11月 12kℓ (行政指導) 平成3年9月 50kℓ (行政指導) 平成4年7～9月 170kℓ (戒告による措置命令の一部履行)</p> <p>(2) 県の行政代執行による回収処分 計 1,390kℓ 平成4年9～10月 190kℓ 平成5年2～3月 600kℓ 平成5年10～11月 600kℓ</p> <p>(3) 県の汚染水回収処分調査事業による回収処分 計 6,800kℓ 平成6年9月～平成7年1月 800kℓ 平成7年11月～平成8年1月 800kℓ 平成8年7月～平成8年10月 800kℓ 平成9年6月～平成9年12月 2,200kℓ 平成10年7月～平成11年1月 2,200kℓ</p>
関連事業 ※下線部分は現在も実施中 (平成10年度当初予算までの県費支出額は、行政代執行費用を含めて、約5億1千万円)	<p>(1) 各種調査及び研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現場及び周辺の水質調査、水位観測によるモニタリング ② ポーリング調査（計8本）による汚染状態の確認 ③ 廃油等回収試験による安全性の確認調査 ④ 汚染水処理試験による汚染水処理方法の研究 <p>(2) 回収処分関連の安全対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 坑口補強工事（連卸坑口、本卸坑口） ② 坑口開削工事（本卸坑口） <p>(3) 専門家による調査・検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基本問題調査委員会 ② 技術問題調査委員会 ③ 汚染状態等調査委員会 ④ 汚染水処理対策分科会 <p>(4) 行政代執行費用徴収金の滞納処分</p> <p>(5) 廃棄物研究財團等による研究調査の実施</p> <p>(6) 国に対する原状回復制度の要望活動</p> <p>など</p>

4 産業廃棄物不適正保管事案

(1) 事案の概要

いわき市四倉町の産業廃棄物処理施設の周辺地域においては、昭和60年頃から廃油等が入ったドラム缶が大量に搬入され長期間保管されていましたが、ドラム缶の破損及び腐食等により内容物が飛散及び流出し、周辺の生活環境保全上の影響が懸念され、周辺住民に不安を抱かせるとともに大きな社会問題となっていました。

(2) 経過

O総業(有)は、昭和56年3月に産業廃棄物の中間処理業の許可を取得して、廃油、廃プラスチック類の焼却を行っていました。

昭和60年代から首都圏を中心として大量の廃油等の処理を受託し、処理しきれなくなった廃油等をドラム缶に保管し、野積みにしていましたが、これの一部を無許可業者に再委託したことが原因で沼部廃坑ほかの一連の不法投棄事件が発生するに及びました。

事件当時から保管廃棄物の適正処理が課題となりましたが、当時は処理業者の保管物についての明確な法的根拠がなく、改善するよう指導を行ってまいりましたが、改善はなかなか進みませんでした。

その後、廃棄物処理法が改正され、処理業者の保管物について規定がなされたため、平成5年1月に改善命令を行いましたが、履行はされませんでした。

このような中、O総業(有)は、平成5年8月に㈱T商会に廃油等の入った大量のドラム缶等を含めた全施設を承継しました。

㈱T商会は、処理施設の承継後、平成5年10月にO総業(有)と同じ内容の産業廃棄物の中間処理業の許可を取得しましたが、許可取得後間もなく親会社の経営状況が悪化したため、その影響から㈱T商会も経営状況が悪化し、ドラム缶等の処理は進みませんでした。

このため平成6年8月に改善命令が行いましたが、履行はされませんでした。

このような状況から、平成7年11月には大がかりな立入検査を、平成8年12月から平成9年3月には(財)廃棄物研究財団との共同により汚染状況の詳細な調査を行いました。

更に、平成9年11月に原状回復技術検討委員会を設置し、平成10年3月まで、原状回復を行うための汚染修復技術の検討を行いました。平成10年2月には同委員会の提案を踏まえ、ボーリングによる地質等の調査を行いました。

これら調査・検討結果及び厚生省との協議を踏まえ、平成10年6月にはO総業(有)及び㈱T商会に対し原状回復を実施するよう措置命令を行いましたが、その後、命令が履行される見込みがないことが確認されたため、廃棄物処理法第19条の5第1項に基づき平成10年11月に行政代執行に着手しました。

(3) 代執行等

ア 実施期間 平成10年11月11日～平成11年3月31日

イ 産業廃棄物等の処理実績

平成10年度内に撤去処理を計画したドラム缶及びその内容物等の産業廃棄物、産業廃棄物の飛散及び流出により著しく汚染された土壌等については、予定どおり行われた。

- ドラム缶 約45,800本（約9,960 t）
- 汚染土壌等 約 7,200 t
- 廃車・スクラップ等 約 1,700 t

ウ 関連して行われた調査・設計、工事

- 調査、設計
- 汚染水排水路、調整池等設置工事
- 雨水排水路、付け替え道路等設置工事

- ・水処理施設設置工事、その運転・管理

- ・ボーリング調査

エ 平成10年度の原状回復事業費 約22億3,858万円

オ 平成11年度からは中核市となつたいわき市が継続して代執行を行つており、県は財政的・技術的支援を行うこととしています。

[平成11年度に予定される原状回復事業内容]

- ・地中のドラム缶、汚染土壌等の撤去処理
- ・土壤汚染分布等調査
- ・水処理施設の運転管理

第8節 原子力発電所周辺地域の環境放射能の監視・測定等

1 原子力発電所の運転・建設状況

本県における原子力発電所は、東京電力(株)福島第一原子力発電所1号機から6号機(合計認可出力4,696kW)及び同福島第二原子力発電所1号機から4号機(合計認可出力4,400kW)が運転しており、また、東北電力(株)では浪江・小高地域に1基の原子力発電所の建設を計画しています。

(表-83)

表-83 原子力発電所運転、建設計画状況

施設名	所在地	号機名	認可出力 〔kW〕	炉型式	着工年月	運転開始年月	平成10年度 設備利用率 〔%〕*	
東京電力(株) 福島第一原子力 発電所	双葉郡 大熊町 双葉町	1号機	460	BWR	42. 9	46. 3	84.0	
		2号機	784	〃	44. 5	49. 7	36.0	
		3号機	784	〃	45. 10	51. 3	64.6	
		4号機	784	〃	47. 9	53. 10	95.8	
		5号機	784	〃	46. 12	53. 4	81.5	
		6号機	1,100	〃	48. 5	54. 10	81.3	
小 計		(6基)	4,696				73.9	
東京電力(株) 福島第二原子力 発電所	双葉郡 楢葉町 富岡町	1号機	1,100	BWR	50. 11	57. 4	75.9	
		2号機	1,100	〃	54. 2	59. 2	80.2	
		3号機	1,100	〃	55. 12	60. 6	89.7	
		4号機	1,100	〃	55. 12	62. 8	100.0	
小 計		(4基)	4,400				86.5	
合 計		(10基)	9,096					
東北電力(株) 浪江・小高原子力 発電所(予定)	双葉郡 浪江町 相馬郡 小高町	1号機	825	BWR	平成17年度 (予定)	平成22年度 以降(予定)	—	

原子力安全対策課調べ

$$※ 設備利用率 = \frac{\text{発電電力量}}{\text{認可出力} \times \text{暦時間数}} \times 100 \text{ (%)}$$

2 原子力発電所の安全確保対策

県は、原子力発電所周辺地域住民の安全確保を図るため、東京電力㈱と「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」(以下、「安全確保協定」といいます。)に基づいて、通報連絡体制の確立、立入調査、状況確認の実施等を行うとともに、環境放射能の監視・測定、温排水調査の実施等各種安全確保対策事業を実施しています。

(1) 環境放射能の監視

県では、昭和48年度から原子力発電所周辺の環境放射能の監視測定を行っており、現在、原子力センターと衛生公害研究所において、調査・測定を実施しています。測定計画の策定及び測定結果の公表に当たっては、安全確保協定に基づき、県関係機関、立地町、東京電力㈱の三者の関係職員で構成する「福島県原子力発電所安全確保技術連絡会」において検討、評価を行っています。

ア 原子力発電所周辺環境放射能測定計画

平成10年度の測定計画の概要は、表-84のとおりで、測定地点は、図-29に示すとおりです。

表-84 環境放射能等測定計画の概要

(1) 空間放射線

項目	地点数	測定頻度	実施機関
空間線量率	10	連続	原子力センター
空間積算線量	12	3か月積算	

(2) 環境試料

区分	試料名	地点数	採取頻度 (回/年)	年間試料数						実施機関
				全β	γ	¹³¹ I	³ H	⁹⁰ Sr	Pu	
降下物	降下物	2	12		24			2	2	
大気浮遊じん	大気浮遊じん	3	12	連続 全α全β	36					
陸 土	陸 土		2	8	8			2	2	
陸 水	上 水	4	4	16	16		16	2		原子力センター
海 水	海 水		2	26	26		26	2		
海底沈積物	海底沈積物	9	ただし、 放水口は 4回/年	26	26			2	2	衛生公害研究所
農畜産物	米		1	4	4			2	2	
	ほうれん草	4	2	8	8	8		2	2	
	大 根		2	8	8			2		
	牛 乳		4	16	16	16		2		
	はくさい	2		2	2	2				
	きやべつ			2	2	2				
	ばれいしょ	4		4	4					
	豚 肉	1		1	1					
	鶏 卵	2		2	2					
	春菊、にら、こかぶ、 ゆず、なし、 キウイフルーツ	各1		各1	各1					衛生公害研究所

区分	試料名	地点数	採取頻度 (回/年)	年間試料数						実施機関
				全β	γ	¹³¹ I	³ H	⁹⁰ Sr	Pu	
指標植物	松葉	5	4	20	20	20				
水産物	かれい類	4	2	8	8			2		衛生公害研究所 原子力センター
	あいなめ			8	8			2	2	
	さけ	3	1	3	3					
	すずき、しらうお こうなご、たこ	各2		各2	各2					
	ほっき貝	7		7	7					
	わかめ	2		2	2					
指標海洋生物	ほんだわら	2	3	6	6	6				

(注) Pu の対象核種は²³⁹⁺²⁴⁰Pu。

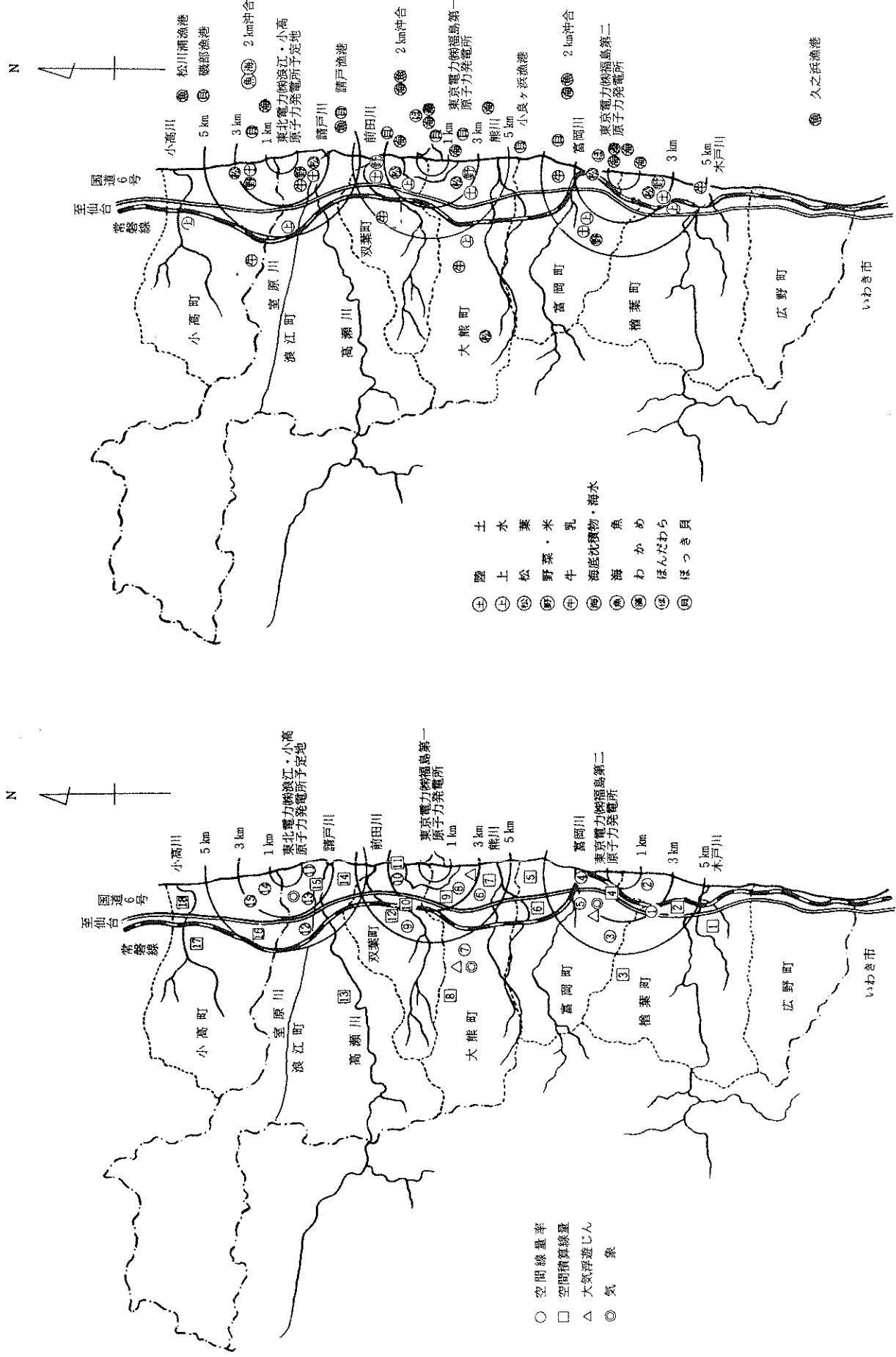
原子力安全対策課調べ

イ 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果

平成10年度に実施した原子力発電所周辺の環境放射能測定結果の概要は、表-85～86に示すとおりであり、従来同様、環境安全評価上問題となるものはありませんでした。

- (ア) 空間線量率の各測定地点の年間平均値は、従来と同程度であり、有意の変動は見られませんでした。最大値の出現時には降雨雪が観測されており、すべて自然放射線レベルの変動と判断され、発電所に起因する線量率上昇は認められませんでした。
- (イ) 空間積算線量の各測定地点の年間相当値は従来と同程度であり、発電所に起因する線量上昇は認められませんでした。
- (ウ) 大気浮遊じんの全α放射能及び全β放射能の各測定地点の年間平均値は、従来と同程度であり、最大値は過去の測定値の範囲内でした。最大値の出現は、いずれも気象要因等による自然放射能レベルの変動と判断され、発電所の寄与は認められませんでした。
- (エ) 環境試料32品目、251試料について、全β放射能と核種濃度の測定を実施しました。
各環境試料の全β放射能は従来とほぼ同程度であり、有意の変動は認められませんでした。
人工放射性核種として、セシウム-137が降下物、陸土、海水、海底沈積物、農産物(ばれいしょ)、畜産物(牛乳、豚肉)、指標植物(松葉)、水産物(かれい類、あいなめ、さけ、すずき、しらうお、こうなご、たこ)から検出されました。過去の測定値の範囲内で、核実験等の影響と判断される低いレベルであり、発電所の寄与は認められませんでした。
なお、陸水(上水)、海水からトリチウムが検出されましたが、過去の測定値の範囲内であり、自然及び核実験等の影響と判断される低いレベルでした。
- (オ) 環境試料11品目、22試料について、ストロンチウム-90濃度の測定を実施しました。
このうち、陸土、陸水(上水)、海水、農産物(ほうれん草、大根)、畜産物(牛乳)から検出されました。が、核実験等の影響と判断される低いレベルであり、発電所の寄与は認められませんでした。
- (カ) 環境試料6品目、12試料について、プルトニウム放射能濃度の測定を実施しました。
このうち、降下物、陸土、海底沈積物から検出されました。が、核実験等の影響と判断される低いレベルでした。

図-29 環境放射能等測定地点図（その1）



環境放射能等測定地点図（その2）

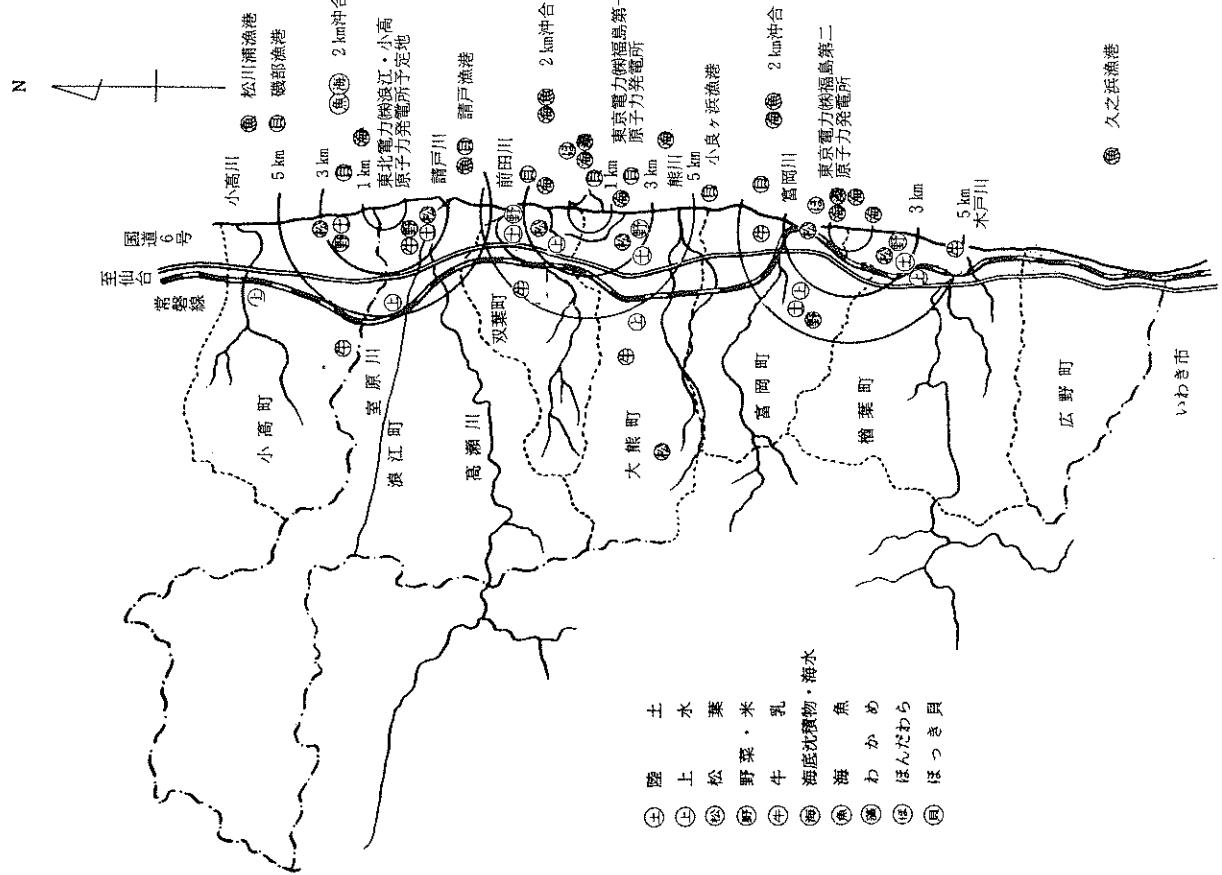


表-85 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果(1)

(平成10年度 福島県測定)

項目		単位	測定値	測定地点
空間線量率	平均値 最大値	nGy/h	37 ~ 43 62 ~ 85	楢葉町2地点、富岡町3地点、大熊町3地点、双葉町2地点
空間積算線量	年間相当値	mGy	0.47 ~ 0.60	楢葉町3地点、富岡町3地点、大熊町3地点、双葉町3地点
大気浮遊じん	全 α 放射能 最大値	Bq/m ³	0.026 ~ 0.031 0.22 ~ 0.42	富岡町1地点、大熊町2地点
	全 β 放射能 最大値		0.036 ~ 0.049 0.21 ~ 0.43	

表-86 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果(2)

(平成10年度 福島県測定)

項目		単位	測定値	採取試料
環境試料の全 β 放射能	陸 土	Bq/kg乾	368 ~ 554	表土(0 ~ 5 cm)
	陸 水(上水)	Bq/l	0.02 ~ 0.06	蛇口水
	海 水	Bq/l	LTD ~ 0.03	表面水
	海底沈積物	Bq/kg乾	312 ~ 671	海砂又は海底土
	農産物	Bq/kg生	20 ~ 250	米、ほうれん草、大根、はくさい、きやべつ、ばれいしょ、春菊、にら、こかぶ、ゆず、なし、キウイフルーツ
	畜産物	Bq/kg生	34 ~ 94	牛乳、豚肉、鶏卵
	指標植物	Bq/kg生	50 ~ 108	松葉
	水産物	Bq/kg生	47 ~ 228	かれい類、あいなめ、さけ、すずき、しらうお、こうなご、わかめ、ほっき貝、たこ
	指標海洋生物	Bq/kg生	374 ~ 434	ほんだわら
	大気浮遊じん	mBq/m ³	検出された核種なし	ダストモニタの集じんろ紙
	降下物	Bq/km ² 月	¹³⁷ Cs LTD ~ 0.060 Pu 0.0003	大型水盤
	陸 土	Bq/kg乾	¹³⁷ Cs 0.93 ~ 16 ⁹⁰ Sr 1.4 ~ 4.4 Pu 0.03 ~ 0.18	表土(0 ~ 5 cm)
	陸 水(上水)	Bq/l	³ H LTD ~ 1.1 ⁹⁰ Sr 0.001 ~ 0.002	蛇口水
	海 水	Bq/l	¹³⁷ Cs LTD ~ 0.003 ³ H LTD ~ 0.70 ⁹⁰ Sr 0.002	表面水
	海底沈積物	Bq/kg乾	¹³⁷ Cs LTD ~ 2.7 Pu 0.36 ~ 0.47	海砂又は海底土
	農産物	Bq/kg生	¹³⁷ Cs LTD ~ 0.03 ⁹⁰ Sr 0.03 ~ 0.11	米、ほうれん草、大根、はくさい、きやべつ、ばれいしょ、春菊、にら、こかぶ、ゆず、なし、キウイフルーツ
	畜産物	Bq/kg生	¹³⁷ Cs LTD ~ 0.12 ⁹⁰ Sr 0.02	牛乳、豚肉、鶏卵
	指標植物	Bq/kg生	¹³⁷ Cs LTD ~ 0.22	松葉
	水産物	Bq/kg生	¹³⁷ Cs LTD ~ 0.30	かれい類、あいなめ、さけ、すずき、しらうお、こうなご、わかめ、ほっき貝、たこ
	指標海洋生物	Bq/kg生	検出された核種なし	ほんだわら

(注) 1 LTDは検出限界未満

2 Puの対象核種は²³⁹⁺²⁴⁰Pu

ウ 比較対照地点調査の実施

原子力発電所周辺の環境放射能測定結果の評価解析に資するため、福島市、会津若松市、郡山市、相馬市地先海域及び周辺漁港を対象とした環境放射能測定調査を実施しています。

平成10年度に実施した調査の概要は、表-87に示すとおりです。

表-87 比較対照地点の環境放射能測定結果

(平成10年度 福島県測定)

項目	単位	測定値	採取試料
環境試料の全β放射能	陸 土 Bq/kg乾	370 ~ 867	表土 (0 ~ 5 cm)
	陸 水 (上水) Bq/ℓ	0.04 ~ 0.07	蛇口水
	海 水 Bq/ℓ	LTD	表面水
	海 底 沈 積 物 Bq/kg乾	541	海砂又は海底土
	農 産 物 Bq/kg生	18 ~ 244	米、ほうれん草、大根、 はくさい、きやべつ、 ばれいしょ
	畜 産 物 Bq/kg生	38 ~ 87	牛乳、豚肉、鶏卵
	水 産 物 Bq/kg生	75 ~ 326	かれい類、あいなめ、 わかめ、ほつき貝
環境試料の核種濃度	降 下 物 Bq/km ² 月	¹³⁷ Cs LTD ~ 0.077	大型水盤
	陸 土 Bq/kg乾	¹³⁷ Cs LTD ~ 20 ⁹⁰ Sr 3.6 Pu 0.45	表土 (0 ~ 5 cm)
	陸 水 (上水) Bq/ℓ	³ H 0.70 ~ 0.81 ⁹⁰ Sr 0.002	蛇口水
	海 水 Bq/ℓ	¹³⁷ Cs 0.002 ⁹⁰ Sr 0.002	表面水
	海 底 沈 積 物 Bq/kg乾	¹³⁷ Cs 0.99 Pu 0.43	海砂又は海底土
	農 産 物 Bq/kg生	⁹⁰ Sr LTD ~ 0.05	米、ほうれん草、大根、 はくさい、きやべつ、 ばれいしょ
	畜 産 物 Bq/kg生	¹³⁷ Cs LTD ~ 0.09 ⁹⁰ Sr 0.02	牛乳、豚肉、鶏卵
	水 産 物 Bq/kg生	¹³⁷ Cs 0.02 ~ 0.18	かれい類、あいなめ、 わかめ、ほつき貝

(注) 1 LTDは検出限界未満

2 Puの対象核種は²³⁹⁺²⁴⁰Pu

エ 原子力発電所予定地の環境放射能測定

東北電力(株)浪江小高原子力発電所予定地について、発電所立地後の環境放射能評価解析の基礎資料とするため、環境放射能調査を実施しています。

平成10年度に実施した調査の概要は、表-88に示すとおりです。

表-88 原子力発電所予定地の環境放射能測定結果

(平成10年度 福島県測定)

項目	単位	測定値	測定地点
空間線量率 平均値 最大値	nGy/h	39～49 62～79	浪江町3地点、 小高町2地点
空間積算線量 年間相当値	mGy	0.52～0.62	浪江町3地点、 小高町3地点

項目	単位	測定値	採取試料
環境試料の全般放射能	陸 土	Bq/kg乾	577～584 表土(0～5cm)
	陸 水(上水)	Bq/l	0.06～0.10 蛇口水
	海 水	Bq/l	LTD～0.01 表面水
	海 底 沈 積 物	Bq/kg乾	497～788 海砂又は海底土
	農 産 物	Bq/kg生	17～209 米、ほうれん草、大根
	畜 産 物	Bq/kg生	38～42 牛乳
	指 標 植 物	Bq/kg生	55～75 松葉
	水 産 物	Bq/kg生	110～128 かれい類、あいなめ
環境試料の核種濃度	陸 土	Bq/kg乾	¹³⁷ Cs 16 表土(0～5cm)
	陸 水(上水)	Bq/l	³ H LTD～0.97 蛇口水
	海 水	Bq/l	¹³⁷ Cs LTD～0.002 ³ H LTD～0.46 表面水
	海 底 沈 積 物	Bq/kg乾	¹³⁷ Cs LTD～1.1 海砂又は海底土
	農 産 物	Bq/kg生	検出された核種なし 米、ほうれん草、大根
	畜 産 物	Bq/kg生	検出された核種なし 牛乳
	指 標 植 物	Bq/kg生	検出された核種なし 松葉
	水 産 物	Bq/kg生	¹³⁷ Cs 0.11～0.19 かれい類、あいなめ

(注) 1 LTDは検出限界未満

(2) 環境放射能測定体制の整備

県は、原子力発電所周辺地域の環境放射能等の監視・測定のため、昭和49年4月、原子力センターを大熊町に設置し、昭和50年2月には地方自治体では我が国初めての環境放射能監視テレメータシステムを採用するとともに、順次機器の整備拡充を行い、監視体制の充実・強化を図ってきました。さらに、昭和54年の米国スリーマイル島原子力発電所の事故を契機として国において原子力防災対策の見直しが行われたのに伴い、当核発電所周辺地域の原子力防災対策に万全を期すため、高線量測定機器等の整備も実施してきました。

また、平成8年3月には、日常食品、地域特産食品の放射能分析及びアルファ線放出核種、ベータ線放出核種の分析体制の充実を図るため、衛生公害研究所に環境放射能分析棟を設置し、放射線測定機器の整備を図りました。

原子力センター及び衛生公害研究所の環境放射能等の監視測定主要機器の整備状況は次のとおりです。

ア 原子力センター主要整備機器

(ア) 環境放射能監視テレメータシステム (一式)

- (イ) モニタリングポスト（発電所周辺10基、発電所予定地周辺5基、県庁敷地内1基）
- (ウ) 電離箱式モニタリングポスト（発電所周辺16基）
- (エ) ダストモニタ（発電所周辺3基）
- (オ) 気象観測装置（発電所周辺等4基）
- (カ) ゲルマニウム半導体検出装置（4式）
- (キ) 低バックグラウンドガスフローカウンタ（1台）
- (ク) サンプリングカー（2台）
- (ケ) 低バックグラウンド液体シンチレーション検出装置（1台）
- (コ) 環境放射能測定車（各種放射能測定機器一式搭載）（1台）
- (サ) 熱蛍光線量計リーダー（2台）
- (シ) 原子吸光分光光度計（1台）
- (ス) 大型灰化炉（2台）

イ 衛生公害研究所環境放射能分析棟主要整備機器

- (ア) シリコン半導体検出装置（4台）
- (イ) ローバックガスフローカウンタ（1台）
- (ウ) ゲルマニウム半導体検出装置（2台）
- (エ) 液体シンチレーションカウンタ（1台）
- (オ) 誘導結合プラズマ分析装置（1台）
- (カ) 大型灰化炉（1台）
- (キ) サンプリングカー（1台）

(3) 温排水調査

県では、原子力発電所等からの温排水が、周辺海域の海洋生物などに及ぼす影響を把握するため、昭和49年度から温排水調査を実施しています。

この調査の内容は、温排水調査基本計画に基づき漁業資源動向と分布状況を把握するため県水産試験場が実施する生物調査、及び温排水の拡散分布状況を把握するため東京電力㈱が実施する物理調査です。

調査結果は、福島県温排水調査管理委員会で評価検討のうえ公表しています。

ア 温排水調査計画

平成10年度における温排水調査計画の概要は表-89のとおりです。

表-89 温排水調査の概要

(平成10年度)

調査海域 調査項目	東京電力㈱福島 第一原子力発電所 前面 海域	東京電力㈱福島 第二原子力発電所 前面 海域	東京電力㈱広野火力 発電所前面 海域
物 理 調 査	○	○	○
生 物 調 査	○	○	○

イ 温排水調査結果

平成10年度に実施した温排水調査結果は次に示すとおりであり、発電所からの温排水が漁業資源に影響を及ぼすと考えられるような結果は認められませんでした。

(ア) 物理調査

温排水の拡散分布状況等を把握するため、海況調査（水温分布、流動等）を実施しました。

a 3地点前面海域における赤外線スキャニングによる水温水平分布調査では、温排水の拡散状況

は放水口から離れるに従って前面海域の流れの影響を受けた分布となっています。

- b 水温の定点連続測定調査では、いずれの海域とも年間を通じてほぼ同様の水温変動を示しており、春から夏にかけて、最大で5～6°C程度の比較的大きな日較差を伴う水温上昇を示し、秋から冬にかけて全体的に穏やかな水温低下を示しています。
- c 福島第二原子力発電所前面海域で実施した流動調査では、この海域沿岸部の流況は、各季節を通じて汀線平行方向の南流及び北流が卓越しており、両方向の流れは半日から数日程度の間隔で転流しています。また、流速は、春季、夏季及び冬季に50cm/秒を超える場合も認められますが、年間を通じて30cm/秒以下の流速の出現頻度が高くなっています。

(1) 生物調査

沿岸浅海域の固定式さし網漁業の重要魚種11種及び機船船びき網漁業のイシカワシラウオについて、資源動向と分布状況を把握するため、漁業資源調査を実施しました。

a 温排水拡散域を含む区画における漁業活動や資源密度を他の浅海域の区画と比較するため、固定式さし網漁業対象のイシガレイ、マガレイ、マコガレイ、ババガレイ、ヒラメ、スズキ、アイナメ、メバル、サケ、ニベ、カニ類の11魚種について、標本船による区画別の固定式さし網使用反数、漁獲量を調査し、各区画の平均密度指数を魚種別に算出して資源動向の指標としました。

また、機船船びき網漁業対象のイシカワシラウオについては、標本船による区画別機船船びき網曳網回数、漁獲量を調査し、各区画の平均密度指数を算出して資源動向の指標としました。

その結果、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所及び広野火力発電所を中心とする区画と他の区画で特に異なる傾向は認められませんでした。

(4) 立入調査の実施

県は、原子力発電所周辺地域の安全を確保するため、原子力発電所周辺の環境放射能及び温排水等に関し異常な事態が生じたときや発電所の保守及び管理の状況等について特に必要と認めたときは、原子力発電所の立入調査を実施できることとなっており、平成10年度は、福島第一原子力発電所については、平成11年2月2日に、また、福島第二原子力発電所については、平成11年2月3日に各1回立入調査を行いました。

その結果、福島第一、第二原子力発電所の各プラントの運転・保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理など、原子力発電所の運転・保守及び管理の状況について、特に問題となるものはありませんでした。

3 原子力に関する知識の普及啓発

原子力発電所周辺地域の環境放射能の監視・測定など安全確保対策の充実・強化とともに、原子力に関する正しい知識の普及啓発等広報活動も重要であることから、昭和47年度以降講演会の開催等各種の原子力広報事業を実施してきました。昭和48年度からは原子力広報誌の発行を開始し、昭和50年度からは原子力センター内に展示室や映像ホールを設け、原子力に関するパネル、模型等を設置し、目で見る広報活動を実施しています。

さらに、昭和56年度からは、よりきめ細かな広報事業を推進するため、県と原子力発電所周辺の11市町村が共同で、財福島県原子力広報協会（以下「原子力広報協会」という。）を設立し、広報誌「アトムふくしま」の発行をはじめ、新聞・テレビ広報、「原子力の日」記念行事、講演会、原子力センター展示室の管理・運営などを原子力広報協会に委託することにより、広域的かつ効果的な広報活動を実施しています。

(1) 原子力広報連絡会議の開催

原子力広報連絡会議は、原子力発電所が設置又は設置が予定されている地域の住民に原子力に関する正しい知識の普及啓発を図るため、昭和52年に設置したもので、会議では環境放射能等の測定結果及び原子力発電所に関する身近な問題の説明や研修会、講演会、施設見学会等を行っています。会議の構成員は、地元関係6町長から推薦された各種団体の代表者90人と県及び関係6町の合計99人です。

平成10年度の会議は、施設見学会、研修、意見交換等を中心とした内容で4回開催しました。

(2) 原子力センター展示室の整備

原子力センターの広報展示室は、地元住民はもとより、県内及び県外からの来館者に対し原子力に関する知識の普及啓発を図るための中核的施設として、順次、整備を行い、平成5年には展示室を増築とともに、展示備品を一新し、200インチ大型ハイビジョン映像装置を導入するなど、楽しみながら原子力に関する知識が得られるような整備を図りました。

(3) 健福島県原子力広報協会事業

平成10年度は、原子力発電所周辺関係6町と共同で原子力広報協会に次の事業を委託し、効果的な広報活動に努めました。

ア 広報誌「アトムふくしま」の発行

県内全市町村への配布（ただし、原子力広報関係町村は全世帯配布）並びに関係機関（県機関、高等学校、医療機関、金融機関、理容所、各種事業所等）への配布。年6回発行。

イ 新聞広報の実施

(ア) 原子力に関する基礎知識等を地元2紙に各4回掲載

(イ) 記事下広告を5紙（中央4紙、地方紙1紙）に1回掲載

ウ テレビ広報の実施

テレビスポット（30秒）の制作・放映

エ パンフレットの発行

「卓上カレンダー」の発行

オ 「原子力の日」記念行事の実施

昭和31年10月26日に我が国が国際原子力機関（IAEA）への加盟を決定したこと及び昭和38年10月26日に日本原子力研究所の動力試験炉が我が国で初めて原子力発電に成功したことを記念して、昭和39年に、10月26日が「原子力の日」と定められました。

本県では、この「原子力の日」を記念して、昭和50年度から毎年、原子力センターを会場として原子力センター1日所長、小中学生絵画・書道展、原子力関連コーナーの設置等各種の記念行事を実施しています。

カ その他の

講演会、研修会、原子力教室、ふれあいの広場、移動展示館等の開催。

4 自然放射能実態調査

原子力発電所周辺地域と県内各地の自然放射能を比較するために、昭和53年度から次の調査を実施しています。

- (1) 県内全市町村の定点を測定する空間線量率調査（昭和53年度～57年度）
- (2) 県内主要道路を移動しながら測定する走行サーベイ調査（昭和58年度～59年度）
- (3) 県内を一片5km方形メッシュに区分し、その中心点における土壤中の放射性物質の濃度分布調査（昭和60年度～62年度）
- (4) 県内全域における公共用水域（河川、湖沼、海域）のトリチウム濃度の調査（昭和63年度～平成3年度）
- (5) 県内各地の松葉の全ベータ放射能及び核種濃度の調査（平成4年度～平成6年度）
- (6) 県内各地の空間積算線量及び空間線量率（平成7年度～平成10年度）

平成10年度は、熱蛍光線量計（TLD）による空間積算線量の測定、サーベイメーターによる空間線量率の定点測定及び環境放射能測定車による走行サーベイを浜通り地域で実施しました。この空間積算線量の測定結果を表-90に、走行サーベイの測定結果の一部を図-30に示します。

また、この4年間に実施した県内各地の空間積算線量及び空間線量率の結果を、図-31にとりまとめました。

図-30 環境放射線測定車による走行サーベイ（平成10年7月15日）
(nGy/h)

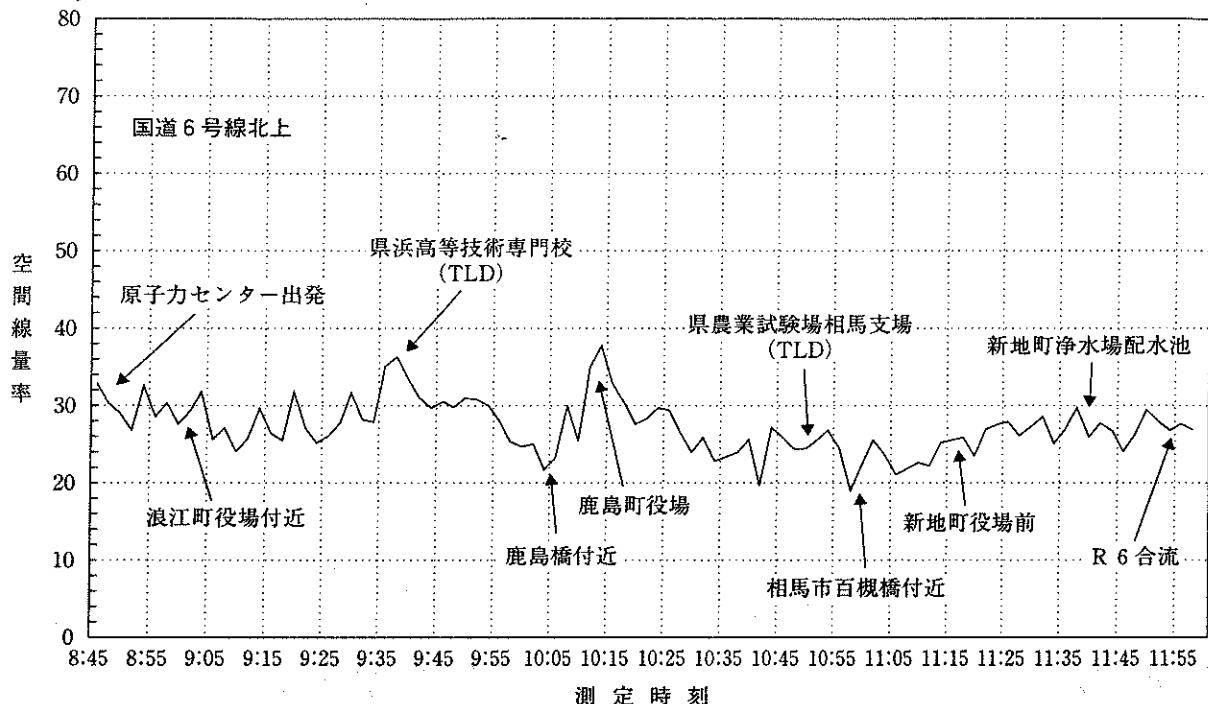


図-31 走行サーベイの測定結果（平成10年度）

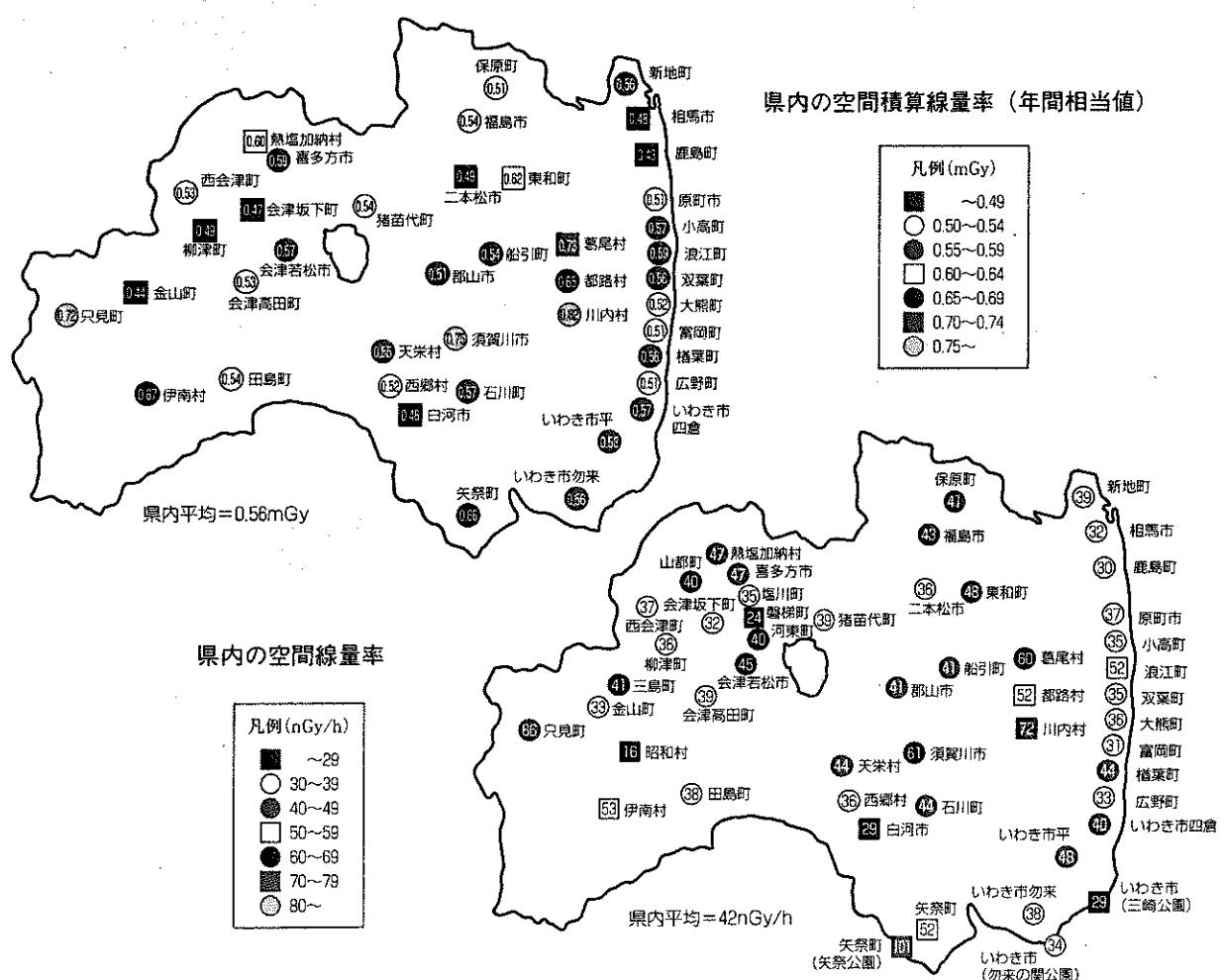


表-90 空間積算線量測定結果

(単位: mGy)

番号	市町村名	調査地点	測定値(90日換算値)				年間相当値	
			9年度		10年度			
			第3回	第4回	第1回	第2回		
25	いわき市勿来	県立勿来高等学校	0.16	0.13	0.12	0.12	0.56	
26	いわき市平	県立磐城女子高等学校	0.13	0.13	0.15	0.16	0.58	
27	いわき市四倉	県立四倉高等学校	0.14	0.15	0.13	0.13	0.57	
28	広野町	広野町公民館	0.13	0.12	0.12	0.12	0.51	
29	川内村	川内村役場	0.21	0.19	0.20	0.20	0.82	
30	葛尾村	葛尾村役場	0.18	0.17	0.17	0.18	0.73	
31	大熊町	大熊町役場	0.13	0.12	0.12	0.12	0.51	
32	都路村	都路村役場	0.17	0.14	0.16	0.16	0.65	
33	原町市	県立浜高等技術専門学校	0.13	0.12	0.12	0.13	0.51	
34	鹿島町	町有地	0.11	0.10	0.10	0.10	0.43	
35	相馬市	県農業試験場相馬支場	0.12	0.12	0.11	0.11	0.48	
36	新地町	新地町浄水場配水池	0.14	0.13	0.13	0.14	0.56	

測定期間 平成9年度 第3回 平成9年9月・10月(9/30、10/1、3、6)～平成10年1月(1/12、13、19)

第4回 平成10年1月(12、13、19)～平成10年4月(16、17、20)

平成10年度 第1回 平成10年4月(16、17、20)～平成10年7月(14、15、17)

第2回 平成10年7月(14、15、17)～平成10年10月(8、9、12)

5 環境放射能水準調査（科学技術庁委託事業）

核実験等により生じた放射性降下物による環境放射能の水準を把握するため、全国調査の一環として本県においては昭和34年から本調査を開始し、昭和40年度からは科学技術庁の委託を受けて実施しています。平成10年度における調査内容は表-91のとおりであり、空間線量率の測定及び降水、降下物、大気浮遊じん、環境試料（陸水、土壤、農産物、日常食、原乳等）の中に含まれる放射能の調査を実施しました。

その結果、空間線量率、降水の全ベータ放射能は前年度と同程度でした。また、環境試料中の核種濃度は、原子力発電所周辺地域等の環境放射能測定結果と比較しても同程度でした。

表-91 平成10年度環境放射能測定水準調査結果

試料名	測定頻度	地点名	測定項目	測定値の範囲	備考
降水	降雨毎	大熊町	全β放射能	検出されず	124試料
大気浮遊じん	4回/年	大熊町		検出された核種なし	
降下物	毎月	大熊町		検出された核種なし	
陸上水	2回/年			検出された核種なし	
淡水					
土壤	1回/年	福島市	核種濃度	¹³⁷ Cs 4.8～22.4 Bq/kg乾 ¹³⁷ Cs 680～881 MBq/km ²	上層(0～5cm)、下層(5～20cm)の2試料
精米					
野菜類			対象核種	検出された核種なし	ほうれん草、大根
牛乳(市販乳)	2回/年		セシウム-137等		
淡水魚類	1回/年			¹³⁷ Cs 0.12 Bq/kg生	いわな
日常食	各2回/年	大熊町 福島市		¹³⁷ Cs 検出されず～0.09 Bq/人・日	各地点：5人分日
海産魚類				¹³⁷ Cs 0.13 Bq/kg乾	あいなめ
海水	1回/年	相馬市			
海底土				検出された核種なし	
牛乳(原乳)	6回/年	大熊町	よう素-131	検出されず	
空間線量率	毎月	大熊町	サーベイメーター	59～76 nGy/h	年間平均値 74nGy/h
	連続(1時間値)		モニタリングポスト	34～62 nGy/h ※2	年間平均値 39nGy/h

※1 最小値の出現は平成10年7月27日で、降雨により自然放射線レベルが低下したもの。

最大値の出現は平成11年1月22日で、降雪により自然放射線レベルが上昇したもの。

第2章 人と自然との共生の確保

第1節 多様な自然環境の保全

1 自然環境の現状

(1) 植物相

浜通り地方にはヤブツバキ、トベラなどの暖地性の植物が分布し、マルバシャリンバイ(鹿島町海老浜)やコシダ(いわき市小浜)の自生地は天然記念物に指定されています。また、極相林として照葉樹林が分布しており、南部のいわき地区海岸低地ではスダジイが、北部の相双地区海岸低地ではアカガシとウラジロガシが、内陸部ではカシ林が見られます。植生区分では暖温帯の北端に当たり、ツルグミやサカキなどこの地域を北限とする植物が多い一方、寒地性植物のハマナスやハマギク、コハマギクが分布しており、学術上興味深い地域です。

浜通り地方と中通り地方を隔てている阿武隈高地の標高200~600mの地域ではイヌブナ、イヌシデを交えたモミ自然林があります。コアジサイ、ヤマブキソウなど関東地方と共に植物も多く、ツガは八溝山を北限としています。ところどころの花崗岩地帯にはアカマツの美林があり、クリ、コナラなどもよく分布しています。この地域にはアカマツ、スギなどの多くの植林地がありますが、近年、アカマツはマツクイムシによる被害が少なくありません。

中通り低地は阿武隈川流域の沖積地が広い範囲を占め、土壤的極相林としてアカマツ林が発達しますが、水田や耕作地として利用されたりマツクイムシの被害等によりアカマツ自然林は少なくなりつつあります。西白河郡表郷村に自生するビャッコイは本邦では他に貴重な植物で、自生地は県指定天然記念物で県の自然環境保全地域野生動植物保護地区に指定されています。

奥羽山脈では、標高500m以上1,400~1,500m以下の地域にブナ林が極相林として発達し、ミズナラ、イタヤカエデなどを混成します。1,500m以上の地帯にはダケカンバなどを交えたアオモリトドマツ、コメツガなどを主とする針葉樹林が発達しており、この下層にはハクサンシャクナゲも分布しています。このハクサンシャクナゲの八重咲きのものが県の花ネモトシャクナゲで吾妻山、安達太良山に分布しています。吾妻山と磐梯山の間には、磐梯山の噴火によってつくられた桧原湖、秋元湖、小野川湖など大小数百の湖沼があり、ハンノキ林、ヤナギ林や湿地性植物が交じる草地が発達しています。

会津盆地の阿賀川及びその支流である只見川の扇状地ではアカマツ林が発達し、低地の沖積地には、ヨシに覆われた湿地やハンノキ、ヤナギ類などの湿地林が残存しています。しかし、近年開発が進み、これらの会津盆地を象徴する植生はほとんど失われつつあります。

会津山地は帝釈山地と福島県西部の越後山脈に属する一帯で、標高400m前後からブナ林が極相林として発達し、その上部にはキタゴヨウ、クロベなどの針葉樹も多く、一部では天然スギも生育しています。冬季の積雪量が多く、高地では初夏の頃まで雪が残るため、燧ヶ岳、会津駒ヶ岳、飯豊山などでは雪田や湿原が発達しています。このような地域では、夏期に様々な花が咲き誇り、見事な「お花畠」が出現します。特に尾瀬では、ミズバショウやニッコウキスゲなどの湿原植物のほか様々な場所に約700種ともいわれる多種多様な花が咲き誇ります。(参考文献:馬場篤著「ふくしまの植物」発行福島中央テレビ 1978年)

(2) 動物相

ア 哺乳類

全国で22科96種の生息が知られている陸生の哺乳類のうち、県内には16科42種の生息が知られています。(資-53)

このうち、ニホンザルは、阿武隈高地の鹿島町真野川上流から原町市新田川上流にかけての一帯、福島市飯坂町茂庭地域の宮城・山形県境一帯、西吾妻山、飯豊山、会津朝日岳周辺から浅草岳にかけての一

帶、甲子山から帝釈山周辺にかけての栃木県境一帯に生息が知られています。

ツキノワグマは、東北本線の西側、奥羽山脈から会津地方のほぼ全域にかけて生息しています。

イノシシは中通り地方の奥羽山脈東側山間部の一部地域や、茨城県境から宮城県境まで阿武隈高地のほぼ全域に生息しており、植林地、農耕地での被害も見られます。

キツネ及びタヌキは、市街化の進んだ地域を除いて本県のほぼ全域に生息しており、人里周辺でよく目撲されており、自動車による交通事故死も少なくありません。最近、特にタヌキは皮膚に感染する疥癬（ダニの寄生）にかかる保護されるケースが増え、広域的に蔓延している可能性があります。

カモシカは、奥羽山脈以西の山地に生息していますが、近年人里近くまで出没することがまれではなくなっています。

また、近年、南会津郡の主に南部地域においてニホンジカが捕獲されるなど、以前は県内に生息しなかったとされるニホンジカの生息が確認されています。

特に尾瀬地域に出現している個体は、湿原の植物を食べるなど、尾瀬の植生に対する影響が懸念されています。

イ 鳥 類

本県は地理・地形が複雑多様で、植物相も変化に富んでいるため、生息する鳥類は種類、数ともに豊富です。本県では約230種の鳥類が確認されていますが、このうち繁殖が確認されたものまたはその可能性があるものは120種です。

県内で局地的な分布を示すものにコシアカツバメがあり、東白川郡棚倉町周辺やいわき市で確認されていますが、他に県内では近年確認されていません。

また、夏鳥として日本に飛来するブッポウソウは県内で繁殖例は少なく、最近では南会津郡檜枝岐村以外は確認されていません。

ニュウナイスズメや冬期に群れをつくって飛来するイスカは、会津地方で確認できますが、中通りや浜通りではほとんど姿が見られません。

ウ 淡水魚類

本県に生息する淡水魚類のうち、自然保護上重要なものにウケクチウグイとイトヨがあります。特にウケクチウグイは阿賀野川水系の本支流部にのみ分布が知られている貴重な種で、柳津の生息地は国の天然記念物となっています。同属のエゾウグイは同水系の上流域に生息し、ウグイは県内全域にわたって生息しています。

トゲウオ科のイトヨは、阿賀野川水系の大川や宮川などに生息しています。また本種の分布上の大きな特色として、本水域ではイトヨ1種のみが生息し、他の地方で見られるようなトミヨなどの他のトゲウオ科魚種との混生が全く見られません。

また、メダカは、本州以南にごくふつうにみられる種でしたが、環境庁のレッドリスト（1999.2）で絶滅危惧II類に指定され、今後、生息環境の悪化等により、野生での生息が危ぶまれる可能性が指摘されています。

エ 昆 虫 類

地球上に現存する昆虫類は、少なくとも100万種を超えると推定され、日本では28,720種が記録されていますが、さらに研究が進めば10万種に達することが予想されています。資-52で紹介している福島県を北限又は南限とする昆虫も、今後の研究により追加、訂正されるものと思われます。

「日本の絶滅のおそれのある野生生物一レッドデータブック（環境庁編）」では絶滅危惧種、危急種、希少種のあわせて205種が掲載されていますが、その中で福島県内で確認されているものは18種（絶滅危惧種2種、危急種4種、希少種12種）です。（資-54）

オ そ の 他

両生類では、トウキョウダルマガエルが県内全域に生息しています。モリアオガエルは自然林内に生息し、水辺の樹上等に大きな泡状の卵塊を産み付けるカエルで、双葉郡川内村の平伏沼はモリアオガエルの繁殖地として国指定の天然記念物となっています。

また、有尾類ではイモリの他にトウキョウサンショウウオ、クロサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、トウホクサンショウウオの4種が確認されています。このうち、トウキョウサンショウウオは浜通り地方でのみ確認されており、分布北限に当たります。トウホクサンショウウオは分布南限に当たります。

2 自然環境の保全対策

(1) 自然環境保全地域等

ア 福島県自然環境保全条例

広大で緑豊かな本県の自然は、県民の生産活動を支え、快適な生活環境を築き、すぐれた県民性を養い、今日の繁栄をもたらした貴重な資産です。

また、自然は、人間を含めてすべての生物の生存の基盤であり、豊かな情操と人間性、科学する心を養い、郷土の文化を育み、健全な生活環境を維持し文化的な生活を営むうえで不可欠なものとなっています。

このように多様な自然の恩恵を県民が十分享受し得るよう、必要な自然環境を生態系を含めて保全し、貴重な資産として将来の県民に継承していくため、福島県自然環境保全条例を昭和47年に制定し、自然環境の保全を目的として自然環境保全地域等の指定など種々の施策や事業を実施しています。

イ 自然環境保全地域

福島県自然環境保全条例に基づき、特異な地形・地質を有する地域や、高山植生、湿原の植物群落など自然性が高く、希少性、原産性の観点からも価値の高い優れた自然の保全を図るために自然環境保全地域を指定しています。

自然環境保全地域においては、自然環境を保全するため、規制や施設についての計画（保全計画）を定め、この保全計画に基づいて巡視歩道や標識などの施設を設置する保全事業を行っています。また、自然環境保全地域内に普通地区、特別地区を設け、工作物の新・改・増築や木竹の伐採、鉱物や土石の採取、その他の行為について規制を行っています。さらに、ビャッコイ、トガクシソウ、モリアオガエルなど貴重な野生動植物を保護するため野生動植物保護地区を指定しています。

ウ 緑地環境保全地域

良好な生活環境を確保するため、福島県自然環境保全条例に基づき、市街地又は集落地周辺等の樹林地・池沼等や歴史的・文化的に価値のある社寺・古墳等で、良好な自然環境を形成している地域を緑地環境保全地域に指定しています。

緑地環境保全地域は、その地域の自然環境の特質に応じ、特に保全を図るべき地域を第一種緑地環境保全地域に、その他の地域を第二種緑地環境保全地域として、工作物の新・改・増築、木竹の伐採、土石の採取、その他の行為について、それぞれの地域に応じた規制を行っています。

緑地環境保全地域においても自然環境を保全するため、規制や施設に関する計画（保全計画）を定めています。

エ 指定状況

平成10年度までに、自然環境保全地域47か所、緑地環境保全地域15か所を指定しています。

この結果、自然環境保全地域は47か所4,867.4ha（うち特別地区は1,693.4ha）であり、特別地区的うち野生動植物保護地区は9か所343.9haとなっています。また、緑地環境保全地域は15か所172.4haとなっています。（表-92～94）

表-92 自然環境保全地域一覧

(平成11年3月現在)

番号	地域名	関係市町村	指定年月日	面積(特別地区面積)(ha)	保全対象
1	信夫文知摺	福島市	49.3.22	3.60 (1.50)	シラカシ等の巨木、地形、地質
2	黒岩虚空蔵	リ	リ	1.60 (-)	アカマツ等の人工林
3	高松山	安達郡白沢村	リ	6.20 (-)	アカマツ等の人工林
4	岩角山	リ	リ	12.50 (-)	ケヤキ等の人工林、岩石の露頭
5	石田ブヨメキ	伊達郡霊山町	リ	9.50 (0.70)	湿原、湿原植物
6	石筵	郡山市	リ	51.90 (-)	シダレグリの自生地
7	五本松	西白河郡矢吹町 泉崎村	リ	1.20 (-)	アカマツの並木
8	恩賜林	西白河郡矢吹町	リ	7.80 (-)	アカマツの一斉林
9	茶臼山	伊達郡霊山町	リ	7.80 (-)	サクラ類の自生地
10	熊川海岸	双葉郡大熊町	リ	1.80 (-)	海蝕地形
11	法正尻湿原	耶麻郡磐梯町	リ	3.60 (3.60)	湿原、湿原植物
12	大悲山	相馬郡小高町	リ	6.10 (-)	ヤマツツジの自生地
13	小高薬師堂	リ	リ	1.10 (-)	スギ等の人工林
14	淨土松	郡山市	50.2.28	35.00 (11.30)	アカマツ天然林、巨大な奇岩群
15	奥州街道松並木	リ	リ	1.70 (-)	アカマツの並木
16	強滝	東白川郡鮫川村	リ	8.30 (0.48)	滝、渓谷
17	江竜田	リ	リ	4.10 (1.60)	滝、渓谷
18	西郷滝	西白河郡西郷村	リ	57.90 (10.21)	渓谷、柱状節理
19	宮床湿原	南会津郡南郷村	リ	54.10 (8.00)	湿原、湿原植物
20	牛越館山	原町市	リ	31.50 (-)	モミ等の天然林
21	高倉山	いわき市	リ	99.20 (-)	二疊紀地層の露出、化石
22	宇津峯山	{郡山市 須賀川市	リ	355.60 (-)	変成岩類の盆地状構造
23	茂庭	福島市	50.6.6	861.58 (110.60)	ブナ等の天然林
24	黒岩山	南会津郡館岩村	リ	72.32 (72.32)	ブナ等の天然林
25	新田川渓谷	原町市	リ	122.38 (90.64)	渓谷、モミ、ケヤキ等の天然林
26	檜原	相馬郡鹿島町	リ	70.84 (62.34)	モミ、ケヤキ等の天然林
27	平伏沼	双葉郡川内村	リ	3.60 (2.14)	モリアオガエル
28	関山	白河市	リ	190.50 (-)	石英安山岩質凝灰岩の急峻な地形
29	安座	耶麻郡西会津町	リ	280.95 (57.65)	地形、地質、コウヤマキ等の自生地
30	三条	大沼郡金山町	51.6.22	24.95 (24.95)	スギの天然林
31	新道沢	南会津郡館岩村	リ	76.68 (25.60)	チョウセンゴヨウの自生地
32	黒岩湿原	南会津郡田島町	リ	3.70 (3.70)	湿原、湿原植物
33	矢の原湿原	大沼郡昭和村	リ	54.32 (20.62)	湿原、湿原植物
34	本名御神楽岳	大沼郡金山町	リ	444.82 (444.82)	ブナ、スギ等の天然林、地形
35	大戸岳	会津若松市	52.10.28	115.47 (115.47)	ヒノキアスナロの天然林
36	七ヶ岳	南会津郡田島町	リ	520.35 (217.19)	ブナ等の天然林、地形
37	木地夜鷹山	耶麻郡西会津町	リ	459.50 (128.75)	ブナ等の天然林、地形
38	鹿狼山	相馬郡新地町	53.2.28	502.50 (-)	ケヤキ等の天然林、地形、地質
39	明神ヶ岳	大沼郡会津高田町 河沼郡柳津町	54.3.2	34.12 (34.12)	ブナ等の天然林
40	つむじ倉	河沼郡柳津町	リ	17.25 (17.25)	2段滝、貴重な植物の自生地
41	御斎所山	いわき市	リ	24.81 (24.81)	カシ類等の天然林、御斎所式変成岩
42	木戸川	双葉郡檜葉町	リ	114.73 (114.73)	モミ、ブナ等の天然林
43	金山	西白河郡表郷村	リ	1.40 (0.46)	ビャッコイの自生地
44	好間川渓谷	いわき市	リ	27.75 (8.00)	V字谷、カシ類等の天然林
45	梅峰	耶麻郡熱塩加納村	54.8.3	35.70 (35.70)	オオシラビソの天然林
46	深沢	郡山市	56.7.28	43.81 (43.81)	ヒノキアスナロの天然林
47	萩野	南会津郡田島町	リ	1.28 (0.36)	風穴、風穴植物群落
計				4,867.41 (1,693.42)	

環境保全課調べ

表-93 緑地環境保全地域一覧

(平成11年3月現在)

番号	地域名	関係市町村	指定年月日	区分	面積(ha)	保全対象
1	恵日寺周辺	耶麻郡磐梯町	49.3.22	第2種	58.90	恵日寺と一体となった自然環境
2	鳥峠山	西白河郡泉崎村	〃	〃	42.40	鳥峠稲荷神社と一体となった自然環境
3	白石山	〃	〃	第1種	2.70	泉崎壁画横穴古墳と一体となった自然環境
4	赤坂	伊達郡保原町	50.2.28	〃	2.40	アカマツ、コナラ等の樹林地
5	花見山	〃	〃	〃	3.30	ヤマツツジの自生地
6	堂山王子	田村郡船引町	50.6.6	〃	0.90	堂山王子神社と一体となった自然環境
7	隱津島神社	郡山市	52.10.28	〃	12.50	隱津島神社と一体となった自然環境
8	妙見山	〃	〃	〃	5.50	飯豊和氣神社と一体となった自然環境
9	稚児舞台・島山	安達郡東和町	54.8.3	第1種 第2種	10.00	花崗岩の奇岩・怪石、ユキヤナギ
10	古寺山	須賀川市	55.6.13	第1種	13.44	古寺山白山寺と一体となった自然環境
11	達沢	耶麻郡猪苗代町	56.7.31	〃	3.64	ミズナラの天然林
12	橋場	東白川郡塙町	〃	〃	6.16	シラカバの天然林
13	御幸山	伊達郡月館町	〃	第2種	2.75	五幸山觀世音堂と一体となった自然環境
14	堂峰山	耶麻郡山都町	58.6.3	〃	6.94	アカマツ、コナラ等の樹林地
15	天狗橋	東白川郡鮫川村	59.6.15	第1種	0.87	天狗橋と一体となった自然環境
計					172.40	

環境保全課調べ

表-94 野生動植物保護地区一覧

(平成11年3月現在)

番号	地区名	面積(ha)	保護対象	番号	地区名	面積(ha)	保護対象
5	石田ブヨメキ	0.70	ミズバショウなどの湿原植物	36	七ヶ岳	217.19	キャラボクなどの高山・亜高山植物
11	法正尻湿原	3.60	サギソウなどの湿原植物とモリアオガエル	37	木本地夜鷹山	52.25	稀産植物のトガクシソウ
19	宮床湿原	8.00	ミズバショウなどの湿原植物とハッチョウトンボ	43	金山	0.46	稀産植物のビャッコイ
29	安座	57.65	ヒメサユリなどの貴重な植物とギフチョウ	47	萩野	0.36	オオタカネイバラ等の亜高山性植物
32	黒岩湿原	3.70	ワタスゲなどの湿原植物	計	9地区	343.91	

(注) 番号は表-92と対応しています。

環境保全課調べ

(2) 自然公園

ア 目的

自然公園は、自然公園法及び県立自然公園条例に基づいて指定された国立公園、国定公園及び県立自然公園の総称であり、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健休養及び教化に役立てるために、区域を定めて指定されたものです。

国立公園は、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地を環境庁長官が指定したもので、平成11年3月現在全国で28か所指定されています。本県にある国立公園は、磐梯朝日国立公園と日光国立公園の2か所となっています。

国定公園は、国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地を環境庁長官が指定したもので、平成11年3月現在全国で55か所指定され、本県では、越後三山只見国定公園が指定されています。

県立自然公園は、県内にあるすぐれた風景地を知事が指定したもので、県内で11か所指定されています。

国立・国定公園及び県立自然公園の各自然公園には、公園計画が立てられています。この公園計画には、保護又は利用のための規制と施設に関する計画があります。

公園計画は、保護計画と利用計画に大別されます。保護計画は、公園区域を特別保護地区（県立自然公園には特別保護地区はありません。）、特別地域（第一種、第二種及び第三種特別地域）及び普通地域に区分し、自然の風景に影響を与えるおそれのある工作物の新・改・増築、木竹の伐採、鉱物の掘採等の行為が行われる場合、その行為に対する規制に強弱の差をつけています。

利用計画は、自然公園の適正利用を目的として、自然公園にふさわしい施設を整備するために道路、園地、宿舎、避難小屋等について、その配置と整備方針を定めるものです。

公園計画に基づいて執行される事業（公園事業）は、国立公園については国が、国定公園と県立自然公園については県が執行することになっています。しかし、他の公共団体や私人も国又は県の承認・認可を受けることにより、公園事業を執行することができるものとされています。

イ 県内の自然公園

前述のように県内には二つの国立公園、一つの国定公園及び十一の県立自然公園が指定されており、自然公園の総面積は168,343.8ha（海域は除く。）に達し、県土の12.2%を占めています。（表-95）

磐梯朝日国立公園は、わが国第三の広さを持つ国立公園ですが、県内では磐梯山、猪苗代湖、裏磐梯、安達太良山、吾妻山及び飯豊山周辺がその区域に含まれています。

日光国立公園は、昭和9年に指定された古い国立公園で、県内では高層湿原で有名な尾瀬及び甲子高原周辺がその区域に含まれています。

越後三山只見国定公園は、県内では浅草岳、会津朝日岳、田子倉湖周辺がその区域に含まれています。

県立自然公園は、昭和23年に、春の若葉、秋の紅葉がすばらしい靈山をはじめ、史跡の残る霞ヶ城と南湖、渓谷が美しい奥久慈及び海岸線の美しい磐城海岸の五つの県立自然公園が指定され、続いて昭和26年に潮干狩が名物の松川浦、奥州三関の一つである勿来の関を含む勿来及び柳津虚空蔵のある只見柳津の三つが、また昭和28年には、湯野上温泉、芦ノ牧温泉など温泉の多い大川羽鳥、阿武隈高地の代表的な山を中心とした阿武隈高原中部及び渓谷美のすばらしい夏井川渓谷の三つがそれぞれ指定され、現在合計11か所となっています。

表-95 自然公園の指定状況

（平成11年3月現在）

公 園 别	面 積 (ha)	特別保護地区 (ha)	特別 地域 (ha)	普通 地域 (ha)
国 立 公 園	79,342.8	5,436.4	62,078.1	11,828.3
磐 梯 朝 日	65,727.8	3,315.4	53,837.1	8,575.3
日 光	13,615.0	2,121.0	8,241.0	3,253.0
国 定 公 園 (越 後 三 山 只 見)	33,665.0	10,623.0	23,042.0	0
県 立 自 然 公 園	55,336.0 (2,892.2)	—	12,603.4	42,732.6 (2,892.2)
靈 山	2,271.0	—	661.0	1,610.0
霞 ケ 城	170.4	—	23.9	146.5
南 湖	777.0	—	112.3	664.7

公園別	面積(ha)	特別保護地区(ha)	特別地域(ha)	普通地域(ha)
奥久慈	4,831.1	—	776.1	4,055.0
磐城海岸	710.2 (1,594.4)-	—	328.7	381.5 (1,594.4)
松川浦	979.0 (738.0)	—	842.0	137.0 (738.0)
勿来	1,395.6 (559.8)	—	314.8	1,080.8 (559.8)
只見柳津	15,668.2	—	573.3	15,094.9
大川羽鳥	16,544.0	—	4,543.0	12,001.0
阿武隈高原中部	7,658.5	—	2,765.7	4,892.8
夏井川渓谷	4,331.0	—	1,662.6	2,668.4
合計	168,343.8 (2,892.2)	16,059.4	97,723.5	54,560.9 (2,892.2)
全国	5,335,442	332,096	3,384,729	1,950,713
福島県と全国の比率%	3.16	4.84	2.89	2.80

(注) 1 県立自然公園には、特別保護地区の制度がありません。

環境保全課調べ

2 国立・国定公園については、福島県側の面積です。

3 面積は陸域の部分であり、()内に海域の部分を示しました。

ウ 自然公園の見直し

県内の自然公園は、昭和9年に指定された尾瀬をはじめ、指定後長い年月が経過しているところが多くなっています。このため、自然公園を取り巻く社会環境にも大幅な変化が生じ、また、公園利用者のニーズも多様化しており、各公園について種々の問題が提起されています。

そこで、県立自然公園については、昭和52年度から順次公園計画の見直しを行っています。

エ 自然公園の利用状況

平成10年は前年に比較して利用者が減少しましたが、これは長引く景気の低迷、夏期における異例の天候不順により、海水浴利用者や行楽利用者が減少したためと推測されます。(表-96)

表-96 自然公園の利用状況

(単位:千人)

公園別	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
国立公園	11,512	11,347	11,174	10,690	9,683
磐梯朝日	10,556	10,480	10,324	9,700	8,861
日光	956	867	850	888	822
国定公園 (越後三山只見)	226	120	115	102	171
県立自然公園	11,845	12,119	11,330	10,972	9,201
霊山	113	155	165	188	196

公園別	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
霞ヶ城	626	695	659	675	616
南湖	785	964	882	878	928
奥久慈	518	566	521	505	689
磐城海岸	1,517	1,699	1,521	1,234	705
松川浦	1,461	1,562	1,489	1,439	1,003
勿来	1,612	1,317	989	792	527
只見柳津	1,166	1,138	1,065	1,077	1,028
大川羽鳥	1,793	1,709	1,677	1,758	1,398
阿武隈高原中部	1,192	1,242	1,175	1,125	905
夏井川渓谷	1,062	1,072	1,187	1,301	1,206
計	23,583	23,586	22,619	21,662	19,055

環境保全課調べ

(3) 自然環境保全(監視)体制

ア 自然公園等における行為規制

県内の国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域においての風致景観等自然環境を保全するため、各種行為について許可又は届出等による規制を行っています。

平成10年度は、国立公園において170件、国定公園16件、県立自然公園71件、自然環境保全地域等2件の許可・届出等がありました。(表-97)

表-97 自然公園等の許可・届出処理状況（平成10年度）

(単位：件)

区分 公園等	許可	届出	公園(保全)事業	合計
国立公園	138	2	30	170
国定公園	13	0	3	16
県立自然公園	34	23	14	71
自然環境保全地域等	2	0	0	2
合計	187	25	47	259

環境保全課調べ

イ 自然公園等の監視及び利用指導

自然環境を適正に保全するためには、絶えず地域の自然状態を把握し、自然保護に反する行為のないよう監視する必要があります。また、自然公園等の利用者に対し、快適かつ適正な利用を図るために、自然解説や公園利用マナーの指導も必要です。さらに、鳥獣保護思想の普及啓蒙や狩猟者等への安全指導等を実施する必要があります。

これらの業務を遂行するため、県では自然保護指導員や鳥獣保護員等を配置しています。(表-98)

また、環境庁においても、自然公園指導員(72人)のほか尾瀬地区及び裏磐梯地区においてパークボランティアを任命配置しています。

表-98 自然保護指導員等の配置状況

(平成10年4月現在)

職名	人員(人)	配置先
自然保護指導員	117	国立、国定公園、県立自然公園及び保全地域
県有地管理員	2	裏磐梯自然保護用地
鳥獣保護員	92	各市町村
計	211	

環境保全課調べ

ウ 自然保護用地の保護管理

自然公園の核心的景観地の厳正な自然保護を図るために、磐梯朝日国立公園裏磐梯地区の特別地域に指定されていた民有地を自然保護用地として昭和53年度に取得し、昭和54年度から県有地管理員2人を委嘱して保護管理に当たっています。

現在の県有地面積は約723haであり、すべて特別保護地区に格上げされています。

エ 高山植物等の保護

自然景観の構成上重要な要素である植物の保護のため、県立自然公園特別地域内に自生する植物のうち、49科174種を指定し、貴重な植物等の保護に当たっています。(表-99)

表-99 県立自然公園指定植物一覧

(昭和60年10月1日施行)

県立自然公園名	指定種数	指定種名
靈山県立自然公園	15科23種	イワヒバ、レンゲツツジ、ウスバサイシン、チチッパベンケイ、クモキリソウなど
霞ヶ城県立自然公園	4科5種	ウメバチソウ、ヤマホタルブクロ、キキョウ、レンゲツツジ、ショウジョウバカマ
南湖県立自然公園	7科9種	ミズゴケ、トウゴクミツバツツジ、キキョウ、イワタバコ、ノハナショウブなど
奥久慈県立自然公園	12科17種	マツバラン、シノブ、サラサドウダン、ダイモンジソウ、シリヤシオなど
磐城海岸県立自然公園	8科17種	ウラジロ、マルバグミ、エゾノコギリソウ、ヤツデ、コハマギク、ハマカキランなど
松川浦県立自然公園	10科13種	ハマナデシコ、ハマナス、エゾノレンリソウ、コハマギク、コオニユリ、シュンランなど
勿来県立自然公園	18科31種	カニクサ、キクザキイチリンソウ、ウラジロ、イワタバコ、ダイモンジソウなど
只見柳津県立自然公園	19科49種	オクトリカブト、ムラサキヤシオ、カタクリ、ヒメサユリ、ショウキランなど
大川羽鳥県立自然公園	28科77種	ヒメハナワラビ、オオタカネバラ、アイヅヒメアザミ、アツモリソウ、ナンブソウなど
阿武隈高原中部県立自然公園	20科51種	イワヒバ、ウメバチソウ、アズマギク、センダイトウヒレン、アカヤシオ、トキソウなど
夏井川渓谷県立自然公園	16科41種	ハコネシダ、ウメガサソウ、ヒロハハナヒリノキ、コアツモリ、シロバナエンレイソウなど

環境保全課調べ

(4) 尾瀬の保護

ア 尾瀬の現状

福島・群馬・新潟の3県にまたがる尾瀬は、本州最大である高層湿原と湖沼や周囲の山岳がひとつのまとまりをもち、多様で原生的な自然が残されている地域です。また、尾瀬でみられる動植物の多くは、

学術的にも貴重な価値を有しています。

このすばらしい自然に親しむため、年間50万人を超える多くの人々が尾瀬を訪れています。しかし、利用者が特定の時期に集中することから、道路の混雑や水質の悪化、湿原の荒廃など様々な問題が起こっています。また、ニホンジカによる湿原植物の被害など新たな問題も生じています。

イ 尾瀬の自然保護

尾瀬は、日光国立公園の特別保護地区に指定され、自然公園法に基づく保護管理がなされています。これまで、環境庁と地元自治体は、相互に連携を図りながら、それぞれの立場で尾瀬を保護するための様々な施策を実施してきました。

- (ア) 保全対策 植生復元、木道等の施設整備、総合学術調査
- (イ) 利用対策 美化清掃、自動車通行規制、マナー等の普及啓発
- (ウ) 排水対策 排水施設の整備、水質調査

しかし、近年の公園利用者の増加は、少なからず自然環境への影響を増大させているものと思われ、利用自体が自然保護の支障となる自然公園の構造的な問題を顕在化させる結果となっています。

ウ 尾瀬の自動車利用適正化対策

尾瀬の近年の大変な利用者の増加に伴い、自然環境への悪影響、交通混雑等による利用環境の悪化の問題が深刻化しています。

このため、県では平成7年度から尾瀬地区の適正利用システム策定事業を実施し、自動車利用の適正化について調査・検討を行い、平成10年3月に対策の基本方針を報告書として取りまとめました。その後、平成11年度から実施可能な対策について地元の「福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会」で検討が進められ、平成10年10月に「福島県尾瀬自動車利用適正化方針」が改正され、(ア)交通規制の強化、(イ)利用拠点の整備、(ウ)公共交通機関による輸送力の増強を柱とする新たな適正化対策が決定され、平成11年度から新たな交通対策を実施しています。

(5) 森林の保全

森林計画制度の適正な運用により地域の自然的、社会的、経済的条件を十分に考慮して適切な森林林業施策を推進するとともに、松くい虫など森林病害虫防除対策の強化、林地開発許可制度の適切な執行等により、森林の保護と自然環境の保全に努めています。

ア 松くい虫の防除

本県における松くい虫被害は、平成8年には過去最高の70,362m³の被害量を記録しました。以後減少し、平成10年度は67,035m³となりましたが、依然として高い水準であり、予断を許さない状況にあります。

県としては、松くい虫の被害を早期に鎮静化させるため、「森林病害虫等防除法」に基づいて総合的な防除計画を策定し、薬剤の空中散布・地上散布による予防措置と併せて、被害木の伐倒駆除及び樹種転換等を地域ぐるみで実施しています。

松くい虫防除事業の実施状況は次のとおりです。(表-100)

表-100 松くい虫防除事業の実施状況
(平成10年度)

薬剤空中散布	2,851ha
薬剤地上散布	120ha
伐倒駆除	40,298m ³

なお、被害木の移動による被害未発生地域への被害の感染を防ぐため、県内一円に松くい虫が付着している被害材の移動制限を実施しています。

イ 森林災害の防止

平成10年度における林野火災による被害森林面積は12.00ha、被害額は14,482千円、雪害、凍害、干害等の気象災害による被害森林面積は37ha、被害額は63,276千円に達しています。

これらの被害にあった森林について、損害を補して速やかにその復旧を図るため、森林共済セント保険等の加入を勧めるとともに、山火事の多発期には、山火事防止強調月間を設け、市町村及び関係機関との協力のもとに、山火事防止パレードを行うなど広報活動を積極的に進め、森林愛護思想の普及に努めています。

また、林野火災の多発するおそれのある地域に対しては、計画的に予防資機材等の配備を行い、林野火災の防止を図っています。

ウ 林地開発許可制度

都市化の進展等地域開発に伴う森林の無秩序な破壊を防止するため、森林の1haを超える開発については、林地開発許可制度が適用され、知事の許可が必要です。また、公共団体等が行う開発行為については、許可制の適用は除外されますが、知事と事前に協議調整（「連絡調整」という。）がなされ、自然環境の保全と林地の適正な利用が図られています。

(ア) 開発許可等の状況

制度発足以来、平成10年度末までの林地開発許可及び連絡調整された面積は表-101のとおりです。

表-101 林地開発許可状況

(昭和49.10～平成11.3月 単位：ha)

種類 区分	ゴルフ場	工場用地	住宅用地 (別荘含む)	農用地	土石の 採掘	公共施設	その他	計
開発許可	3,420	716	1,070	752	726	—	646	7,330
連絡調整 (公共団体等)	—	1,671	594	3,103	71	3,144	789	9,372
計	3,420	2,387	1,664	3,855	797	3,144	1,435	16,702

森林土木課調べ

(イ) 開発許可の条件

林地開発の許可は、森林の持つ公益的機能により審査されます。

- a 災害の防止
- b 水害の防止
- c 水資源のかん養
- d 環境の保全

以上の四つの機能から判断して、開発による森林機能へのダメージを最小限にとどめることが許可の条件となっています。

(ウ) 開発行為の傾向と森林法の対応

いわゆるバブル経済の崩壊以降、ゴルフ場等の大規模レジャー施設を目的とした開発行為は年1～2件の低い数字で推移し、また、平成9年以降の新設住宅着工戸数の減少を受けて住宅用地が減少していますが、工場用地や土石の採取は横這い状態です。

森林法としては、上記4項目の許可条件から計画内容を慎重に審査し、各関係法令と調整のうえ開発許可を行うとともに、許可後については、施工中の監督指導を適正に行うことにより災害等の発生

防止に努めています。

(6) 河川の環境整備

河川空間は地域住民にとって水と緑の貴重なオープンスペースであるとともに、魚類や植物等の重要な生息空間となっています。近年、流域の開発等により河川を取り巻く環境の悪化が進む中で、水質改善や植生の復元など河川環境の保全、良好な水辺空間の創造を図ります。

ア うつくしま、ふくしま。水光る川づくり事業

河川空間の利用や利水において障害となっている汚濁の著しい河川において、水と緑豊かな生活環境を与える河川空間の復元、保全のため、河川の水質浄化を行う必要があります。

河川の汚濁状況、水量、水質に対する適合性、及び工法の効果、経済性、維持管理等について十分に検討したうえで、最適な対策工法を実施するとともに、水質改善の状況や施設の維持管理に関する追跡調査を行い、県内の汚濁河川の解消を図ります。

イ うつくしま、ふくしま。花咲く水辺推進事業

地域社会の憩いの場として重要な役割を果たす水辺空間の保全のため、地域住民の河川に対する認識を深め、河川愛護思想の高揚を図るとともに、適正な河川の維持管理を行う必要があります。

このことにより、地域の人々に親しまれている河川において、地域住民（河川愛護団体、中学校、小学校等）のボランティアの協力のもとに、季節の花によるフラワーベルトを整備することにより良好な水辺空間の保全と河川愛護の高揚を図ります。

ウ うつくしま、ふくしま。“ふなっこ”ふるさと川づくり事業

地域住民にとって歴史的、文化的に親しまれている河川について環境に配慮した工法により親水性の向上と景観の保全を図るとともに、魚類等の生態系及びヨシ等の植生系の復元に努めます。

また、緑地・公園・運動場等の高水敷の整備を河川改修事業と一体的、総合的に実施することにより水辺に近づける施設の整備を図ることにより地域住民に地域振興とあわせて憩いとやすらぎの場の提供を図ります。

第2節 生物の多様性の確保

1 野生生物調査

福島県における野生生物調査として、自然環境保全基礎調査が行われています。自然環境保全基礎調査は自然環境保全法第4条に基づき、おおむね5年を一期として環境庁が実施している調査で、一般には、「緑の国勢調査」と呼ばれています。

この調査は、環境庁が各都道府県に委託して実施している調査が多く、平成9年度は植物、昆虫類、淡水魚類の分布調査と海辺調査を実施しています。また、平成10年度より、県内に生息する希少な野生動植物の生息状況調査及び県内における絶滅の危険度等を評価するための「ふくしまレッドデータブック策定事業」を県単独事業で実施しており、植物、昆虫、鳥類については平成12年度に、哺乳類、両生類、は虫類、淡水魚類については平成14年度に「ふくしまレッドデータブック（仮称）」として発行する予定です。

2 野生生物の保護

(1) 希少野生生物の保護

福島県に生息するミズバショウ・ワタスゲなどの湿原植物、キャラボク・オオタカネイバラなどの高山植物、ビャッコイ、トガクシソウなどの希少な植物、ハッチョウトンボ、モリアオガエルなどの希少な動物類を保護するために、福島県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地域野生動植物保護地区を指定し、野生生物の保護とその生息環境の保全に努めています。

(2) 植生復元等

日光国立公園特別保護地区である尾瀬湿原において、ハイカーによる湿原への踏み込み等の人為的影響

で植生が荒廃している場所において、ミズゴケ類の切片散布、ミヤマイヌノハナヒゲやヌマガヤ等のポット苗の移植、播種による植生の復元作業を昭和41年から継続して実施しています。さらに湿原への踏み込みを防ぐため、植生復元作業を実施区域を主として木道脇に植生保護柵の設置や外来植物を除去することにより、尾瀬の生態系の復元に努めています。これらの作業は学識者による尾瀬の環境調査・研究に基づいて実施されています。

磐梯朝日国立公園浄土平周辺地区においても、尾瀬の植生復元作業を参考にして、平成8年度から平成10年度まで植生復元作業・植生保護柵の設置・外来植物の除去や学識者による環境調査・研究を実施しました。

(3) 鳥獣の保護

野生鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素であり、自然環境を豊かにするとともに、生活環境の改善並びに農林水産業の振興を図る上で欠くことのできない役割を果たしています。

近年、社会経済の進展に伴う都市化や開発の進行によって鳥獣の生息適地が減少し、生息する種類や数が減少の傾向を見せてています。

このため、第8次鳥獣保護事業計画（平成9年度～平成13年度）に基づき、鳥獣保護区等の設定など鳥獣の生息環境の整備に努めています。

ア 鳥獣保護区等の設定

平成10年度は、鳥獣保護区10か所（新規、更新、拡大）、休獵区38か所、銃猟禁止区域10か所を新たに設定等しました。

平成10年度末の設定状況は表-102のとおりです。

表-102 鳥獣保護区等の設定状況

（平成11年3月末現在）

鳥獣保護区		特別保護地区		休獵区		銃猟禁止区域	
箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha
137	142,889	21	12,939	77	309,603	190	43,252

（注）特別保護地区は鳥獣保護区に含まれます。

環境保全課調べ

イ 保護思想の普及

愛鳥週間行事の一環として、愛鳥教室を県内10か所（延20日）で開催したほか、小・中学生を対象に愛鳥作品コンクールの実施、愛鳥モデル校（小・中学校16校）の指導等を行いました。

ウ キジ、ヤマドリの放鳥

狩猟鳥の増殖を図るため、鳥獣保護区、休獵区を対象として、計画的にキジ、ヤマドリの放鳥を実施しています。

平成10年度は、キジ5,950羽、ヤマドリ200羽、合計6,150羽を放鳥しました。

エ 有害鳥獣駆除

野生鳥獣は、自然界の構成要因の一つとして環境保全上不可欠の存在であり、自然の豊かさを示すバロメーターでもありますが、季節的に農林水産物等に害を与えることもあるので、被害があった場合は必要最小限の駆除にとどめるよう細心の配慮をして実施しています。

平成10年度の駆除実績は、次のとおりです。

〈鳥類〉 カラス、スズメ、カモ等 12,525羽

〈獣類〉 サル、クマ、イノシシ等 414頭

オ 狩猟適正化指導

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づき、適正な狩猟を実施するため、狩猟免許試験、狩猟免許更新並びに狩猟者登録を実施しました。

また、狩猟者としてのマナー、モラルの向上並びに狩猟事故防止を図るため、県内31か所で狩猟事故防止研修会を開催するとともに、狩猟期間中は取締指導を行うなど適正な狩猟を推進しました。

平成10年度の狩猟者登録数は、県内6,484件、県外1,615件、合計8,099件でした。

第3節 人と自然との豊かなふれあいの確保

1 自然公園等の整備

(1) 施設整備及び管理運営等

ア 自然公園の施設整備

自然公園のすぐれた自然を保護するとともに、自然とのふれあいの場として適正に利用されるよう、公園計画に基づき、園地、歩道、公衆トイレ等の整備を進めています。(表-103)

また、磐梯朝日国立公園裏磐梯地域とこれを囲む山岳地域(吾妻連峰、浄土平地区を含む)において、自然環境の適正な保全・修復と適正な利用・誘導のための施設整備と管理運営体制の確立を図るため、自然公園核心地域総合整備事業(緑のダイヤモンド計画)を推進します。

イ 自然教室の管理運営

福島県五色沼自然教室は、裏磐梯地域の自然景観や人文等についての理解を深め、よりよい自然探勝の手助けをするための施設として多くの人々に利用されており、北塙原村に管理運営を委託しています。

平成3年度からの利用者数は、表-104のとおりです。

ウ 自然公園施設の維持管理

定期的に保守点検を必要とする公衆トイレ等の施設の維持管理は、関係団体又は業者に委託し、他の施設については、自然保護指導員等の巡回報告を受けるなど現況の把握に努め維持管理しています。

エ 裏磐梯自然環境保全総合調査事業

磐梯朝日国立公園に位置する裏磐梯の自然環境の保全と適正な利用を図るために調査事業を平成8年度より実施しています。

表-103 自然公園等施設整備状況(平成10年度)

(単位:千円)

公園名	事業主体	整備内容	事業費	左の財源内訳			備考
				国費	県費	市町村費	
日光国立公園	県	尾瀬歩道整備 木道 L=1,464m	64,000	32,200	31,800		国庫補助
	県	尾瀬公衆便所新築 66.3m ² 平成10年度分 根切、床付け	20,000	10,000	10,000		国庫補助
	県	尾瀬三条ノ滝園地整備 テラス改築 A=47.5m ²	23,000		23,000		県単
	西郷村	新甲子園地整備 木橋 2橋、標識工 5基	2,800		1,400	1,400	県費補助

公園名	事業主体	整備内容	事業費	左の財源内訳			備考
				国費	県費	市町村費	
磐梯朝日 国立公園	県	酸ヶ平避難小屋 木造平屋建 A=35m ²	50,000	25,000	25,000		国庫補助 緑のダイヤモンド計画
	県	中津川入口園地整備 公衆トイレ A=38m ²	55,000	27,500	27,500		国庫補助 緑のダイヤモンド計画
	県	東吾妻山線 歩道整備 木道 L=348m等	34,000	17,000	17,000		国庫補助 緑のダイヤモンド計画
	福島市	安達太良山登山道整備 標識工 8基	3,000		1,500	1,500	県費補助
越後三山只見 国定公園	只見町	浅草岳登山道整備 木道工 L=132m	2,000		1,000	1,000	県費補助
その他	館岩村	田代山登山道整備 木道工 L=328m	5,000		2,500	2,500	県費補助
	檜枝岐村	会津駒ヶ岳登山道整備 木道工 L=360m	5,000		2,500	2,500	県費補助

表-104 福島県五色沼自然教室の利用者数

(単位:人)

年 度	3	4	5	6	7	8	9	10
利 用 者 数	105,691	107,962	77,827	75,438	50,341	43,546	45,693	43,600

環境保全課調べ

2 都市公園等の整備

(1) 緑とオープンスペースの意義

都市公園等は、都市の災害に対する安全性の確保、活力ある長寿・福祉社会の形成、都市のうるおい創出、自然とのふれあい、コミュニティの醸成、広域レクリエーション活動等の多様なニーズに対応するともに、道路、広場と一体となって都市の骨格を形成し、また市街地の外周にあっては、都市の無秩序なスプロールを防止し、あるいは良好な風致、景観を備えた地域環境を形成、さらには大気の浄化、浮遊ばいじんの捕捉、防音、遮熱等、非常に多くの複合した機能を有する都市の根幹的な施設です。

(2) 都市公園の整備状況

都市公園等の整備については、昭和47年以降6次にわたる都市公園等整備五箇年計画により、計画的な推進を図ってきましたが、平成11年3月末現在、本県内の都市公園設置都市は10市28町4村で、開設公園は871か所1,628.23ha、都市計画区域内の人口1人当たり公園面積は8.95m²にとどまっており、整備目標である21世紀初頭における1人当たり公園面積20m²にはほどとおい状況です。(表-105)

表-105 都市公園整備状況表（平成11年3月末現在）

人と自然との共生

(3) 都市の緑の保全

ア 風致地区

都市における樹林地、水辺等の良好な自然環境を保全するための都市計画として風致地区があります。山林、樹林、海岸、河川、湖沼の多い住宅地など広範囲にわたり都市の自然環境を維持することにより、都市生活の中に快適性を確保するとともに、散歩やハイキング等のレクリエーションの場となるなど都市の特色ある緑を守る地区です。県内では、27地区2,175.6haが指定されており、建築物の新改築や土石類の採取、木竹の伐採等をする場合には許可が必要です。(表-106)

表-106 風致地区一覧表（平成11年3月末現在）

都市計画区域名	市町村名	風致地区名称	面積 (約ha)	内訳(約ha)		
				1種	2種	3種
県 北	福島市	信夫山風致地区	210.0	164.0	0.0	46.0
		阿武隈川風致地区	673.0	62.0	0.0	611.0
		猪上川風致地区	55.0	49.0	0.0	6.0
		館の山風致地区	16.0	16.0	0.0	0.0
		計	954.0	291.0	0.0	663.0
県 中	郡山市	五百淵風致地区	27.0	15.5	0.0	11.5
		開成山風致地区	35.0	0.0	35.0	0.0
		荒池酒蓋風致地区	16.0	0.0	0.0	16.0
		善宝池風致地区	23.5	11.0	9.2	3.3
		計	101.5	26.5	44.2	30.8
会 津	会津若松市	大塚山風致地区	18.7	18.7	0.0	0.0
		東山風致地区	591.7	43.7	144.0	404.0
		鶴ヶ城風致地区	34.6	34.6	0.0	0.0
		計	645.0	97.0	144.0	404.0
県 南	白河市	南湖風致地区	120.1	120.1	0.0	0.0
		中央風致地区	33.2	0.0	33.2	0.0
		小峰城跡風致地区	8.6	8.6	0.0	0.0
		羅漢山風致地区	48.3	33.3	0.0	15.0
		猪目風致地区	46.1	0.0	44.1	2.0
		計	256.3	162.0	77.3	17.0
船 引	船引町	片曾根山風致地区	99.1	99.1	0.0	0.0
三 春	三春町	城山跡風致地区	12.0	9.0	0.0	3.0
		紫雲寺風致地区	5.0	5.0	0.0	0.0
		北町風致地区	5.4	5.4	0.0	0.0
		天沢寺風致地区	7.6	7.6	0.0	0.0
		新町尼ヶ谷風致地区	27.0	27.0	0.0	0.0
		荒町風致地区	20.0	13.5	0.0	6.5
		馬場風致地区	13.0	13.0	0.0	0.0
		計	90.0	80.5	0.0	9.5
石 川	石川町	石尊山風致地区	7.1	0.0	0.0	7.1
		源平山風致地区	5.5	0.0	0.0	5.5
		八幡山風致地区	17.1	0.0	0.0	17.1
		計	29.7	0.0	0.0	29.7
合 計	27 地 区	2,175.6	756.1	265.5	1,154.0	

イ 緑地保全地区

都市における樹林地、草地、水辺地、岩石地等の良好な自然環境を形成している土地の区域で、無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯として適切な位置、規模及び形態を有する地区、神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて伝統的又は文化的意義を有する地区、風致または景観がすぐれている地区、動植物の生息地又は育成地として適正に保全する必要がある地区について土地の適正な保全を図るため都市計画で定める地区です。極めて現状維持的な規制が行われ、許可を受けることができない場合は、状況により損失の補償及び土地の買い取り請求ができるようになっています。平成11年3月現在、県内に指定地区はありません。(平成6年6月の都市緑地保全法の一部改正により、指定対象の拡大や買い入れ主体に市町村が追加されたことにより、県内にも緑地保全地区の指定が期待できます。)

ウ 生産緑地地区

市街化区域内にある一団となった農地で、公害の防止、農林業と調和した良好な都市環境の保全等良好な生活環境の保全に効果があり、かつ、公共施設の敷地として適している地区で、都市計画で指定し保全します。指定要件により行為の制限、土地の買い取り等が定められておりまた宅地並課税の適用除外などの措置があります。平成11年3月末現在、県内に指定地区はありません。

エ 保存樹・保存樹木

都市における美観風致を維持するため、樹木又は樹木の集団について市町村が指定し、貴重な樹木を保存する制度です。県内では福島市で指定されています。(表-107)

表-107 保存樹及び保存樹林指定状況表(平成11年3月末現在)

都 市 名	保 存 樹	保 存 樹 林	
	指定本数(本)	指定基準イ(m ²)	指定基準ロ(m ²)
福 島 市	55	21,200	—

(4) 都市の緑の創出

ア 緑地協定

緑地協定は、都市緑地保全法に基づき、住宅地等の地域の人々が、自らの住居空間を良好なものに保つため、協定を結び街並みの緑化を進めるもので、市町村の認可を受けて成立するものです。緑地協定には住民の合意による協定(14条)と開発事業者等が宅地などの分譲前に市町村長の認可を受けあらかじめ定めておき、後に分譲を受けたとき効力が発生する、1人協定(20条)の制度があります。県内では26地区359.61haで締結されています。(表-108)

表-108 緑地協定締結状況表(平成11年3月末現在)

市町村名	協 定 名	面 積	14条	20条
郡 山 市	宝沢レイクタウン緑化協定	19.54ha		○
	ウッディパーク善宝池緑化協定	0.98ha		○
いわき 市	いわき市中央台飯野一丁目緑化協定	17.33ha		○
	いわき市中央台飯野二丁目緑化協定	11.37ha		○
	いわき市中央台飯野三丁目第一地区緑化協定	1.73ha		○
	いわき市中央台鹿島一丁目緑化協定	19.81ha		○
	スパタウン草木台緑化協定	47.29ha		○

市町村名	協定名	面積	14条	20条
いわき市	いわき市中央台鹿島三丁目A、B地区緑化協定	19.77ha		○
	いわき市中央台鹿島三丁目C、D地区緑化協定	1.84ha		○
	いわきニュータウン業務地区緑化協定	5.91ha	○	
	いわき市中央台鹿島二丁目A、B地区緑化協定	12.33ha		○
	いわきニュータウン鹿島サブセンター地区緑化協定	0.87ha		○
	いわき市中央台鹿島木のまち地区緑化協定	1.40ha		○
	いわき市中央台高久三丁目第一地区緑地協定	3.53ha		○
	いわき市中央台高久三丁目第二地区緑地協定	4.08ha		○
	いわき市中央台高久三丁目第三地区緑地協定	3.33ha		○
	いわき市中央台高久三丁目第四地区緑地協定	5.36ha		○
	平成ニュータウン第一地区緑地協定	2.45ha		○
	いわきタウンズヴィル第一協定区緑地協定	3.45ha		○
	いわきタウンズヴィル第二協定緑地協定	3.51ha		○
	平成ニュータウン第二地区緑地協定	0.80ha		○
須賀川市	あおば町緑化協定	20.62ha		○
	牡丹台ニュータウン緑化協定	5.10ha	○	
	森宿南ニュータウン緑化協定	2.39ha		○
	翠ヶ丘ニュータウン緑化協定	6.20ha		○
	柏城ニュータウン緑化協定	6.90ha		○
白河市	宮ノ杜ニュータウン緑化協定	9.63ha		○
	新白河ニュータウン緑化協定	17.23ha	○	
伊達町	諏訪野一丁目緑化景観協定	4.50ha		○
	諏訪野二丁目緑化景観協定	2.90ha		○
矢吹町	一本木地区緑化協定	0.64ha		○

イ 都市緑化基金

緑豊かな街づくりの一環として、都市緑化の推進及び緑の保全のための基金を設立し、各種事業を行っています。主な事業の内容としては、生垣設置者への助成、公共施設の緑化、緑化木の配布、緑の愛護会等の団体に対する援助、緑化の啓蒙等を行っています。(表-109)

表-109 県内の都市緑化基金設立状況表(平成11年3月末現在)

都市名	基 金 名	設立年月日
福島市	福島市緑化基金	昭和61年3月
郡山市	郡山市水とみどりのまちづくり基金	昭和63年3月
いわき市	いわき市都市緑化基金	昭和61年3月
相馬市	相馬市都市緑化基金	平成4年3月
原町市	原町市緑の基金	平成6年3月
本宮町	本宮町緑化基金	平成元年7月
伊達町	伊達町みどりのまちづくり基金	平成7年3月

(5) 都市緑化の推進

ア 春季における都市緑化推進運動

都市化の進展が著しい今日、安全で快適な都市環境を確保するための緑の存在は、必要不可欠なものとなっています。また、都市の緑化を推進することに対する住民の要望は一層高まりをみせています。春季における都市緑化推進運動は、緑の存在が新緑や色とりどりの花によって鮮やかに意識される春季に、都市緑化について広く理解と協力を得るとともに、緑豊かなうるおいのあるまちづくりのための都市緑化推進運動を国民的な運動としてとらえ、幅広い活動を展開しようとするものです。

○期 間 4月1日～6月30日

○テ ー マ 花と緑のまちづくり

○実施団体 建設省、都道府県、市町村、関係団体等

○実施内容 みどりの日街頭キャンペーン、苗木等の無料配布、植木市、有料公園施設の無料開放、花壇の体験造成、都市公園等の愛護活動、広報活動等

イ 都市緑化月間

都市におけるうるおいのある緑豊かな生活環境を確保し、豊かさとゆとりを実感できる都市生活を実現するためには、都市公園等の公的な緑地の整備を積極的に進めるとともに、地域住民や関係諸団体の積極的な参加と協力による緑地の保全及び民有地等の緑化を促進するなど、総合的な都市緑化を推進することが必要です。このため、国及び地方公共団体は、都市公園、街路樹等の整備及びその保全を推進するとともに、住民による緑豊かな美しいまちづくりを促進するため、都市緑化の推進に関し広く国民の理解と協力を得ることを目的として「都市緑化月間」を実施しています。

○期 間 10月1日～10月31日

○テ ー マ 都市に緑と公園を

○実施団体 建設省、都道府県、市町村、関係団体等

○実施内容 街頭キャンペーン、有料公園施設の無料開放、緑の相談所、苗木等の無料配布、都市緑化まつり等

3 緑化の推進

緑豊かなうるおいのある定住環境を整備するため、次のような緑化事業を実施しています。

(1) 環境緑化の推進

県民挙げての緑化運動と、森林愛護運動を積極的に推進するため平成10年度は次の事業を実施しました。

○地方植樹祭 12会場で実施

○親子緑の教室 9か所で開催

○みどりの少年団の育成指導 79団体 6,245名

○全国緑の少年団交流集会参加

○緑化苗木配布 県内各地で、8,700本配布

○学校林活動・環境緑化コンクールの実施

(2) 施設の整備

ア 福島県総合緑化センター

本県の緑化事業を総合的かつ機能的に推進する中枢機関として、郡山市逢瀬町河内地内に建設し、昭和56年4月1日開館しました。

緑化センターは、緑に関する調査設計や情報の提供、緑の相談室など各種の緑化サービスを行っています。

イ 昭和の森

昭和天皇御在位50年記念として、昭和天皇ゆかりの地、耶麻郡猪苗代町天鏡台地内を「昭和の森」と

して整備し、昭和56年から広く県民が自然に親しめる森林公园として利用されています。

ウ 県民の森

明治百年記念事業として、昭和47年に安達郡大玉村玉ノ井地内の安達太良山麓に造成して以来、多くの県民の方々に利用されています。

さらに、21世紀の森として、森林学習館を、また、平成10年には森林型のオートキャンプ場を整備するなど、自然とふれあいたいという県民の多様な要望に応えるため、管理・運営体制も新たに整備して、森林とのふれあいを通じて自然との共生の理解を深める施設「ふくしま県民の森」（愛称：フォレストパークあだたら）として新たにオープンしました。

(3) 緑の文化財の保全

名木や鎮守の森で代表される「緑の文化財」は、本県の風土と地域の風俗・習慣に結びついた文化遺産であり、保護・保全に努めて後世に引き継ぐ必要があります。このため、緑の文化財として登録している494件のうち、荒廃している名木等について、保全工事を5か所で実施しました。

(4) 緑の相談室

生活環境の保全に関する県民意識の高揚に対応して、緑化情報や緑化技術に関する普及指導体制を充実させるため、緑化相談室を緑化センターに設置し広く県民の要請に応えています。

(5) 地域のモデル緑地の造成

豊かで快適な定住環境をつくるため、地域住民が広く参加し活用できる公共施設の環境を、地域性や美観を考えた緑地に造成しようとするもので、緑化宝くじ収益金の一部を充当し、3地区で実施しました。

(6) みんなが支える森林（もり）づくり推進事業

近年、地球的規模での森林の荒廃が叫ばれている中でも多くの人たちが、豊かな森林（もり）づくりへの参加を通して、自然と人との関わりや持続可能な形での森林の賢明な利用（人と自然との共生）に対する県民の理解を深めるため次のような事業を実施しています。

ア 「もりの案内人」養成講座開催

森林を係る指導者の養成・認定の養成が高まっているため、福島県として平成9年度から「もりの案内人」養成講座を行い、平成10年度末までに50名を養成した。五箇年で125名を養成する予定です。

イ 国民参加の森林づくり推進事業

県内7か所の国民参加の森林づくり推進協議会が、各地域において市民参加の森林ボランティアによる森林整備を実施しており、その活動の支援・普及啓蒙等を行っています。

ウ 親子緑の教室

親子を対象に森林とのふれあい森林・林業への理解を深めるための自然観察会、探鳥会、木工教室等を実施している。

第3章 快適な生活環境の保全と創造

第1節 良好的な景観の保全と創造

1 「福島県景観条例」の制定

21世紀を目前にして社会経済状況が大きく変化する中、人々の生活意識や価値観の多様化などにより、経済的・物質的な豊かさばかりでなく、くらしの中の潤いや、やすらぎの重視、歴史や文化等を活かした地域の個性化、さらに環境との共生など真の豊かさが求められています。

本県においては、このような時代潮流を踏まえ、「ふくしま新世紀プラン」の基本目標を「21世紀の新しい生活圏——美しいふくしま——の創造」と定め、美しい自然、美しいまち、美しい心が織りなす質の高い生活空間づくりに積極的に取り組んでおり、その実現方策の一つとして、自然景観の保全、都市や農村、リゾート地域での景観形成などを推進し、各分野において一定の成果を挙げてきました。

しかしながら、これまでの景観施策においては、その対象とする地域が限定されていたり、また、事業主体の個別の対応に委ねられていたことなどから、長期的な展望に立ちながら県全域を対象として総合的かつ計画的に景観施策を推進するため、平成10年3月に「福島県景観条例」を制定し、平成11年4月1日から本格施行しました。

【景観条例の概要】

(1) 届出制度

ア 景観形成重点地域の指定による届出制度

県土の景観形成上重要な地域を「景観形成重点地域」に指定し、建築物の新築や土地の造成などの行為について、小規模なものまでも対象とする届出制度を設け、指導・助言を行うことにより、きめ細かな景観形成の誘導を図るものです。

イ 大規模行為の届出制度

景観形成重点地域以外の県土全域を対象として、大規模な建築物の新築や土地の造成などを対象とする届出制度を設け、指導・助言を行うことにより、景観形成の誘導を図るものです。

(2) 既存施設等に対する修景の要請

景観形成重点地域において、当該地域の景観形成上著しく支障がある既存の建築物などの所有者に対し、必要な修景措置を講じるよう文書で要請するものです。

(3) 公共事業等に関する景観形成

公共事業等景観形成指針を策定し、県の公共事業等の実施に当たっては指針を遵守するとともに、国、市町村に対して指針への配慮を要請するものです。

(4) 市町村の景観形成施策に対する支援

市町村の景観形成基本計画の策定や景観形成施策の実施を支援するものです。

(5) 県民等の景観形成活動の促進

ア 優良景観形成住民協定の認定

県民の自主的な景観づくりを促進するため、住民間の景観に関する協定のうち、県土の景観形成に資するものを優良景観形成住民協定として認定し、公表するものです。

イ 特定事業者景観形成協定の締結

県土の景観形成上必要と認める場合、知事が一定規模以上の特定事業者と景観形成に関する協定を締結し、公表するものです。

2 景観関連施策

(1) 景観アドバイザー制度

県や市町村が行う景観形成に関する施策の実施や、県民及び事業者の景観形成活動に対し、景観に関する専門的な知識、技術等を有する専門家である「景観アドバイザー」を派遣し、助言・指導を行います。

(2) 景観セミナーの開催

景観条例に基づく届出制度や景観形成に関する知識、技術とともに、公共事業等に携わる県、市町村等の職員及び土木、建築、設計等に携わる関係事業者に対し、景観形成のためのデザイン、色彩、緑化の方法等の普及・啓発を図るため、県内外在住の学識経験者等を講師とする研修会を開催します。

(3) 景観情報誌の発行

景観に関する優良事例等を掲載した情報誌を発行・配付することにより、県民の景観に対する理解を深め、景観形成への意識を醸成します。

第2節 環境と調和のとれた土地利用の推進

今後の地域政策では、人とくらしの視点が重視されることに呼応して、環境も広義に捉え、それぞれの地域の歴史的文化的状況や自然的特性に即した生活環境への取組みが必要になってきています。

このため、環境と調和した計画的な土地利用を図るために、「福島県総合土地利用対策指針」(平成8年3月)に基づき、次に掲げる施策を推進することとしています。

- 1 土地は環境の重要な要素であり、土地利用面からも地域の自然的・社会的特性を踏まえながら現在及び将来の県民が、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるように、自然と人間の共生の確保に向けた取組みの推進をします。
- 2 地域の人口及び産業の将来の見通し、土地利用の動向、自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じた適正かつ合理的な土地利用を図るため、土地利用計画の策定の推進とその計画内容の充実を図ります。
- 3 また、土地利用計画を一層有効に機能させるため、計画の目的が達成されるよう管理体制を充実するとともに、土地利用の動向、公共施設の整備状況などを的確に把握し、さらに自然環境の保全に配慮して適宜、必要な見直しを行います。
- 4 森林・農地などの持つ余暇・保養空間の提供、県土・環境の保全、水資源のかん養などの公益的機能を重視し、その保全、整備を推進するため、関係法令などにより、地域特性に応じた積極的な運用を図り、生活・生産基盤の整備、促進に努めます。
- 5 住宅は最も基礎的な生活基盤であることから、安定し、ゆとりある住生活の確保を図るため、良質な住宅・宅地の供給を促進します。

第3節 新たな視点に立った美しい生活空間の形成

県では、新たな視点に立った生活空間の形成などの側面から快適な生活環境の保全と創造を図る施策を推進することが必要となっていることから、次のような施策を推進することとしています。

1 ゆとりある新しいライフスタイルの実現

身近な緑や美しい環境の中で、人々が真にゆとりある生活、創造性に富んだ生活ができるように、それぞれの地域の歴史的文化的状況、社会経済状況、自然環境の状況などの特性を踏まえた、環境への負荷の少ないライフスタイルの創造と実践を促進します。

2 自然と共生する快適生活空間の形成

県民の生活が、自然と共に存し、快適な環境と限りなく一体化することのできるようなりサイクル・循環型の持続可能な生活空間づくりを促進します。

3 グラウンドワーク活動の促進

地域住民、地元自治体及び地元企業などとともに事業団体（グラウンドトラスト）をつくり、身近な環境を見直し、自ら改善していく幅広い環境改善活動であるグラウンドワーク活動を促進します。

第4節 ゆとりあるオープンスペースの形成

1 快適環境づくり

人々の環境に関する認識が変化するにつれて、公害の防止や自然環境の保全だけではなく、うるおいとやすらぎのある快適な生活環境の確保が重要視されるようになりました。

本県では、昭和59年6月5日に「快適な環境づくり福島県民憲章」を制定、昭和62年度には「福島県アメニティ・マスター・プラン」を策定して、快適環境づくりに関する普及啓発に当たるとともに、関係団体、事業所及び行政が一体となって昭和58年度に設立した「福島県クリーンふくしま運動推進協議会」の運営指導を行っています。

市町村においては、昭和60年度に会津若松市、昭和62年度には原町市、金山町及び泉崎村がそれぞれ快適環境整備計画（アメニティ・タウン計画）を策定しており、なかでも原町市は、平成6年度に「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体」として、県内で初めて環境庁長官表彰を受けています。

また、景観づくりにおいても、地域特性を活かした優れた景観の保全と創造を図るために、平成10年3月に福島県景観条例を制定し、平成11年4月1日から本格施行しています。なお、県内では、4市町村で景観条例が制定されており（会津若松市、白河市、大玉村、三春町）、県の景観条例と連携しながら、良好な景観づくりに努めています。

2 歴史的文化的遺産の保全

歴史的文化的遺産は、景観形成の重要な要素です。そのため、本県においても、昭和27年に文化財保護条例を制定し、その景観の保全に努めています。国においては、昭和24年の法隆寺金堂壁画焼失を契機として、昭和25年に文化財保護法を制定しました。

従来における歴史的文化的遺産に対する考え方とは、現況を保存する（守り伝える）ということが中心でした。しかし、現在においては、歴史的文化的遺産（文化財）を、まちづくりの核の一つととらえ、保護保存のみならず、積極的な整備活用を図りつつあります。

県といたましても、国・県指定の文化財の保存・修理及び整備に対し、補助要綱を設けて補助を行っております。また、21名の福島県文化財保護指導委員による文化財パトロールを実施したり、毎年夏には、福島県文化財保護指導者講習会を開催し、文化財に関する専門的事項について講習を行い、文化財に関する知識の普及と愛護精神の高揚を図っております。

史跡の保護については、より多くの方に活用していただける整備を中心とした事業を進めています。須賀川市の史跡上人壇廃寺跡及び原町市の史跡桜井古墳においては、史跡を公有化し、整備のための調査を実施しております。また、磐梯町においては、史跡慧日寺跡を、町を形成する重要な要素と考え、公有化をすすめるとともに、整備の基礎資料を得るために、発掘調査を実施しています。

歴史の道についても、歩く会が催されるなどの活用がなされており、平成11年6月には、「歩き・み・ふれる歴史の道会津中央大会」（全国大会）が開催されました。下郷町においては、実際に歩いて、古の道を感じていただけるように下野街道を整備しております。

国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている大内宿においては、建造物の伝統的景観を保存するために、修理・修景の基準仕様を設け、年次計画によって修理・修景に努めています。

文化財登録については、5か所9件が新たに登録され、12か所29件となりました（平成11年8月現在）。

埋蔵文化財につきましても、特に遺跡の保護保全を図るためにには、できるだけ早い段階で各種の開発事業計画を把握し、開発計画と遺跡の保護保全の調整を行うことが大切になります。そのため、遺跡の所在を地

図にまとめた「福島県遺跡地図」を刊行したり、開発計画地については、詳細な分布調査を実施して、その結果を報告書にまとめて県民のみなさんへの周知に努めています。また大規模な開発事業にともなう遺跡の保護保全のため、開発機関と定期的な連絡調整会議を開催し、できるだけ遺跡を開発計画から除外して保護保全することにも努めています。

さらには、開発にともなう記録保存のための発掘調査であっても、調査の結果歴史的に重要な遺跡であることが明らかになった場合は、開発関係機関と十分に協議して、工事計画を変更して現状保存したり、緑地帯として保存する場合もあります。

また、県では文化財センター白河館（仮称）の平成13年度開館に向けて準備を進めており、これまで目に触れる機会の少なかった県収蔵資料の展示を行う他、原始・古代の歴史的環境の復元を計画しています。

歴史的文化的遺産が、自分たちの大切な財産であることを自覚し、次の世代に受け継いでいくことが私たちの課題です。

第5節 環境美化の促進

1 地域における美化活動

県内では、住みよい生活環境や美しい自然を保全していくこうとする住民意識が高まる中で、老人クラブ、婦人団体などのボランティア団体による美化清掃活動が展開されています。

平成10年度においては、これらボランティア団体をはじめ、行政機関、関係団体で構成する「福島県クリーンふくしま運動推進協議会」が環境月間中の日曜日に当たる6月7日を中心に、県下一斉清掃活動を展開した結果、地域住民・各種団体等約510,000人の参加があり、環境衛生週間中の清掃活動約375,600人と合わせると、約885,600人の清掃活動参加者が得られました。今後もこの活動を継続し、県民総参加による美しい県土づくりを目指すこととしています。

また、環境庁では、こうした地域の環境の美化に功績のあったボランティア団体や個人を表彰しています。

2 河川の環境美化運動

県は、うるおいとやすらぎのあるふるさとの川を取り戻すために、昭和57年度から住民運動として河川愛護運動に取組み、7月の第一日曜日を「河川愛護デー」と定めて、県民総参加による県下一斉クリーン・アップ作戦（河川美化作業）を実施しています。

平成11年度の成果は、建設省と市町村の協力を得て、河川愛護団体やその他の関係団体を中心に1,770団体198,291人もの県民が参加し、河川の雑草、雑木の刈払いや、空缶・廃ビニール等の散乱ゴミを収集し、大きな成果を挙げました。今後も、この運動を継続し、ふるさとの美しい川を取り戻すため、県民総参加による河川の美化を目指すこととしています。

また、地域住民等で組織している河川愛護団体は、平成10年6月現在1,742団体あり、229,669人が加入し自主的に活動を行っています。これらの河川愛護団体を組織的に整備し、河川愛護運動の統一化を図る必要があるため、地方ごとに「地方河川愛護協議会」、また全県的に「福島県河川愛護協議会」を結成し、行政機関と河川愛護団体が連絡協調して、相互間の協同を図り、より積極的な河川愛護運動を推進することとしています。

第4章 環境保全活動への参加と連携

第1節 各主体の自発的な活動の促進と連携

1 環境保全活動

快適な生活環境や美しい自然環境は、人間が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできないものです。これらの環境を次の世代に引き継ぐためには、県民、ボランティア団体、事業者などが一体となって環境の保全と改善に努めることが大切です。

このため、県では平成9年3月に策定した「環境基本計画」に基づいて環境保全活動を促進するため、環境美化、自然保護、快適環境づくりのための実践活動として次のような事業を行っています。

(1) 環境月間

平成5年11月に公布・施行された環境基本法に基づき、毎年6月5日が「環境の日」に定められましたが、この「環境の日」を含む6月の環境月間には、環境問題に対する国民の关心と理解を深めるため、全国で各種の行事が行われています。

平成11年度は「きこえますか地球の鼓動、みえますか環境の世紀」を統一テーマに実施されました。

本県では、県、市町村及び各種団体が主催して、公園、河川、道路等の公共施設の清掃、植樹等の環境緑化、工場の立入調査や水質等の調査、探鳥会やサイクリングなど多種多様の行事を行っています。

平成11年度において県が主催した主な行事は、次のとおりです。

ア 街頭キャンペーン

県内各地の街頭で水切り袋（ケナフ使用）などを配り、「環境の日」を周知するとともに、環境問題への意識の啓発を行いました。

イ ごみ持ち帰り運動

日光国立公園尾瀬地区内などでごみ袋等を配布し、環境美化や自然保護を呼びかけました。

ウ 施設等の公開

環境センターの施設公開や電気自動車（エコ太郎）の展示など、環境問題について県民の理解と協力を求めました。

エ 広 報

県庁屋上に広報板を掲示し環境月間の意義を広報しました。

(2) 自然に親しむ運動

自然環境に親しむことにより、自然に対する科学的興味と理解を養うとともに、自然環境の適正利用の普及を図り、併せて自然保護及び国土美化の精神の高揚を目的として、毎年7月21日から8月20日まで全国的に繰り広げられています。

県事業の主なものとしては、市町村や関係諸団体の協力のもとに、小・中学生を対象とした絵画コンクール、自然公園におけるごみ持ち帰り運動、新聞広報等による広報活動などを実施しました。

(3) “うつくしま、ふくしま。”環境顕彰

県内の環境の保全に関して、顕著な功績のあった個人又は団体等を顕彰し、その功績をたたえ、広く紹介することにより、県民の環境保全に関する意識の高揚と環境保全活動への参加を促し、「人と自然が共生できるふるさと福島の実現」に資することを目的として、平成7年度から「環境の日」の啓発事業の一環として“うつくしま、ふくしま。”環境顕彰を行っております。

平成11年度受賞されたのは次の12人（団体）の方々です。

表-110 “うつくしま、ふくしま”環境顕彰対象者一覧
(平成11年度)

No	顕彰対象者(団体等)名
1	安田朋久 (川俣町)
2	飯野町老人クラブ連合会 (飯野町)
3	菅澤勝江 (郡山市)
4	須賀川市保健委員会連合会 (須賀川市)
5	斎藤幸明 (白河市)
6	猪苗代町婦人連絡協議会 (猪苗代町)
7	北会津村ホタルの里を守る会 (北会津村)
8	只見ボランティアしゃくなげ会 (只見町)
9	太田建設株式会社 (原町市)
10	原町市立石神第一小学校 (原町市)
11	いわき地域環境科学会 (いわき市)
12	いわき親潮会 (いわき市)

(4) エコサークルネットワーク事業

環境保全活動団体(エコサークル)を情報提供の形でネットワーク化し、エコサークルの主体的な環境保全活動を行う基盤を整備するエコサークルネットワーク事業を実施しています。

平成10年度は、環境情報を提供するホームページ「ふくしまの環境」を福島県のインターネットホームページ内に開設いたしました。

(5) うつくしま環境保全活動支援事業補助金

環境保全活動団体が行う環境保全活動を支援するため、自発的な環境保全活動を実施している団体の活動経費を助成する「うつくしま環境保全活動支援事業補助金」を、平成10年度に創設しました。

平成10年度は、リサイクル活動や緑化活動などを行う16団体に対して総額2,342千円を補助しました。

2 環境保全に関する普及・啓発

望ましい環境像を実現するためには、県民、事業者、行政が日常活動に当たって「安全で良好な環境の確保」、「自然環境の保全」、「快適環境の創造」の観点から環境に配慮した行動を心がけていくことが重要です。

このため県では、各種の広報手段を用いて、県民や事業者に対し、積極的に環境情報を提供するとともに、県民一人一人が地域の環境保全活動に参加するための条件づくりを行うことにより、環境保全意識の普及と啓発に努めています。(表-111)

表-111 主な広報・啓発活動(平成10年度)

広報手段	対象	発行部数	広報内容
定期刊行物 「環境白書」	行政機関 事業者 教育機関等	1,500部	県内の環境の現況と対策等について記述したもの
定期刊行物 「ふくしまの環境」	行政機関 事業者等	年2回 各800部	公害調査の結果や法令の改正点等について記述したもの
小冊子 「自然を守ろう」	小中学校 市町村等	1,500部	県内の自然の現況と自然保護行政を紹介したもの

広報手段	対象	発行部数	広報内容
ガイドブック 「うつくしまの音30景」	行政機関 教育機関等	1,500部	平成9年度に認定した「うつくしまの音30景」を紹介
地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけパンフレット	県民一般	50,000部	地球温暖化防止のために県民一人一人が取り組める4つの行動を紹介
環境家計簿	〃	1,000部	各家庭において温暖化の主原因となっている二酸化炭素の排出量を把握してもらうもの
生活排水対策啓発 パンフレット	〃	13,000部	各家庭における生活排水対策の啓発
福島県地球温暖化防止対策 地域推進計画のあらまし	〃	10,000部	福島県地球温暖化防止対策地域推進計画の内容を紹介
低公害車普及啓発 パンフレット	〃	3,000部	低公害車の特徴、購入する際の助成制度等を紹介
オゾン層保護対策普及啓発 用パンフレット	〃	5,000部	フロン回収・破壊処理システム、福島県フロン回収協力店認定制度等の紹介

3 うつくしま環境パートナーシップ会議

今日の環境問題に的確に対応するためには、生活排水による水質汚濁や廃棄物の増大、エネルギーの大量消費等の問題に対して、県民、事業者及び行政が一体となった取組みを展開していくことが重要となっています。

このため、福島県環境基本条例の制定やアジェンダ21ふくしまの策定を契機として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、県土の健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を創造し、これを将来の世代に引き継いでいくことを目指して、県民、事業者及び行政のパートナーシップのもとにそれぞれの主体的な取組みと相互の密接・広範な連携による環境保全活動を積極的に推進するための組織として、平成8年6月に「うつくしま環境パートナーシップ会議」を設立しました。

会議では、平成9年度にごみの減量化やリサイクルの推進に積極的に取り組むため、ごみ減量化国民会議に加入するとともに、平成8年度に県内における各地方の環境保全活動の効果的な推進を図るため、県内7地方に設置された「地方環境パートナーシップ会議」を構成員に加えました。

平成10年度は、会議で重点的に取り組む事項として「地球温暖化防止のための普及啓発」及び「環境教育・環境学習等の推進」の2つの項目をあげて、環境保全活動の実践や普及等に取り組みました。

また、平成9年度から、各構成員が実施している環境保全活動等について意見・情報交換を行い、相互の連携の強化を図ることを目的とした「交流会」を開催しています。

4 環境保全基金

県民等に対する環境保全に関する知識の普及や地域の環境保全のための実践活動の支援など、環境保全活動に要する資金に充てるため、平成元年度に、福島県環境保全基金（原資4億円）を設置しました。この運用益金により平成10年度に実施した事業は、表-112のとおりです。

表-112 環境保全基金事業一覧表（平成10年度）

事業名	事業の概要
環境保全活動推進支援事業	自主的な環境保全活動を行う団体に補助金を交付しました。 名称：うつくしま環境保全活動支援事業補助金 交付団体 16団体 計 2,342千円

第2節 環境教育及び環境学習の推進

1 環境教育

都市化の進展や生活様式の変化に伴い、公害は産業型から都市型・生活型へと比重を移してきており、また、地球の温暖化やオゾン層の破壊等の地球的規模での環境問題が社会的関心事になるなど、最近は人間活動と環境問題との関わりが増大してきています。

こうした多様化、複雑化する環境問題に適切に対応していくためには、県民一人一人が環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した生活行動をとることが重要になっています。そのような責任のある行動を促していくための施策として、近年、学校や家庭などあらゆる分野で環境教育の重要性が高まっています。

本県では、環境教育に関連した次のような事業を行っています。

(1) 環境教育副読本などの作成

環境教育を効果的に推進するため、平成2年度から学校教育の場で活用できる副読本「ふくしまのかんきょう」を作成し、毎年度、県内の小学5年生全員に配付しているほか、広く県民を対象とした各種教材を作成しています。

(2) 地域における環境教育

子供たちの地域における環境学習と環境保全活動の支援を目的として、環境庁が平成7年度から実施している「こどもエコクラブ事業」への参加や、市町村や各種団体等が開催する環境の保全に関する講演会などに無償でアドバイザーを派遣する「福島県環境アドバイザー事業」を実施しています。

(3) 自然とのふれあい

自然とのふれあいを通して自然に対する正しい理解とマナーを学ぶことにより、自然愛護思想の向上を図ることを目的とした「五色沼自然教室」や「もりの案内人養成講座」を開催するなど、自然に目を向ける機会を設定しています。

2 身近な環境調査事業

酸性雨、生物多様性及び地球温暖化に関する県民参加型の調査事業を行うことにより、県民の地球環境問題に対する意識の高揚を図るとともに、事業への参加を通じて環境保全に関する自発的な活動意欲の向上を目指すものとして平成9年度に引き続き平成10年度も「身近な環境調査事業」を実施しました。

事業は「身近な酸性雨調査」「身近な生きもの調査」「環境家計簿～家庭におけるCO₂排出量調査～」の3種類からなり、平成10年度は合わせてのべ1,961名もの参加をいただきました。調査概要は以下のとおりです。

(1) 身近な酸性雨調査（平成10年6月～8月）

小学校、こどもエコクラブ、一般の希望者等に水素イオン濃度（pH）を調べるパックテストと調査の手引きを配付し、身近に降る雨の酸性度を調査してもらうことにより酸性雨等の地球環境問題を身近に考えてもらうために実施しました。小学校138校を含むのべ1,152名の参加があり、pH3.6～7.2の範囲で結果が報告されるとともに、酸性雨を調べた感想や環境を守るための実践行動例などがたくさん寄せられました。

(2) 身近な生きもの調査（平成10年6月1日～8月31日）

小学校、こどもエコクラブ、一般の希望者等に調査の手引きを配付し、あらかじめ選定した指標生物についての身の回りの目撃・観察状況を把握することにより、地域に生息している生物を理解するとともに自然保護意識の向上を図るために実施しました。延べ757名の参加があり、特に昆虫についての報告が多く寄せられました。

(3) 環境家計簿～家庭におけるCO₂排出量調査（平成10年5～11月のうちの3か月間）

電気・ガスの使用量やごみの排出量などから各家庭の二酸化炭素排出量を算出する福島県版環境家計簿を作成し、一般希望者や消費者団体などに1,000部配付し、活用していただくことで、地球温暖化に対する認識を深め、ライフスタイルの見直しを促すために実施しました。灯油やガソリン、水道など使用量削減につながる結果が表れたほか、二酸化炭素排出を削減する様々な行動例が報告されました。

3 星空観察

人々が健康な生活をおくるためにには、空気をさわやかできれいな状態に保っていくことが必要です。本県は、広大な県土と豊かな自然に恵まれ、「ほんとうの空」が県民のシンボルとなっており、最近では地域おこしの中でも、清澄な空気を基本とした青空や星空などが取り上げられてきています。

大気汚染をはじめ、地球規模での環境問題が社会の関心事となっている中で、大気の果たしている重要な役割やその保全に対する国民の関心をより一層高めていくことは、重要な課題の一つとなっています。

このため環境庁では、住民が簡単に実施できる身近な方法で大気の観察活動を行うことが効果的であるとして、昭和63年度から「全国星空継続観察（スターウォッキング・ネットワーク）」を実施しております。本県では、この星空観察の趣旨に賛同し、平成10年度には、県内9市町村の14団体で、延べ487人が参加して観察が行われました。

一方、星空観察への取組みとしては、昭和61年に環境庁と二本松市の共催による「あおぞらの街シンposium」を開催するなど、積極的に行っており、本県からは、「あおぞらの街コンテスト」では二本松市、会津若松市及びいわき市の3市が“あおぞらの街”に、「星空の街コンテスト」では福島市、郡山市、原町市、いわき市及び会津本郷町の5市町が“星空の街”にそれぞれ環境庁から選定されています。全国の「あおぞらの街」「星空の街」を中心に「星空の街・あおぞらの街」全国協議会が組織され、平成7年度に第7回「星空の街・あおぞらの街」全国大会が滝根町で開催されました。

表-113 平成10年度全国星空継続観察結果

市町村名	参加団体名	観察場所	観察場所周辺の状況	夏期観察分				冬期観察分			
				延べ人數	観察評価日	最大観察等級	平均観察等級	延べ人數	観察評価日	最大観察等級	平均観察等級
福島市	福島市役所	福島市児童文化センター	住宅街	15	8/20	8.9	8.3	14	1/15	9.3	7.7
	県立福島高等学校天文部	県立福島高等学校	繁華街	—	—	—	—	8	1/14	7.4	6.9
いわき市	いわき天文同好会	県立いわき公園	その他	1	8/23	8.8	8.8	25	1/17	10.9	8.0
	市立磐崎中学校	市立磐崎中学校庭	住宅街	—	—	—	—	8	1/13	12.7	12.0
	川前スター ウォッチャーズ	市立川前中学校	山間地	—	—	—	—	2	1/14	12.4	12.1
白河市	白河天文同好会	市立白河第四小学校	農業地域	15	8/23	9.1	8.9	—	—	—	—
		市立白河第三小学校	住宅街	—	—	—	—	12	1/17	8.7	7.9

市町村名	参加団体名	観察場所	観察場所周辺の状況	夏期観察分				冬期観察分			
				延べ人数	観察評価日	最大観察等級	平均観察等級	延べ人数	観察評価日	最大観察等級	平均観察等級
白河市	白河みさか天文クラブ	市立みさか小学校	住宅街	220	8/12	11.3	9.1	13	1/17	10.4	9.2
相馬市	市立玉野中学校	市玉野中小学校	山間地	17	8/22	〔天の川〕 〔観察のみ〕		—	—	—	—
	相馬天文同好会	相馬中核工業団地西地区	その他	—	—	—	—	5	1/16	8.6	8.2
二本松市	星空宅配サービスセンター	星空宅配サービスセンター	住宅街	4	8/14	9.3	7.3	6	1/9	8.0	7.7
本宮町	町立本宮第二中学校	みずきが丘団地奥の公園	農業地域	—	—	—	—	6	1/18	11.5	10.5
鮫川村	鮫川村役場	鹿角平天文台	山間地	6	8/12	9.3	8.0	9	1/18	11.3	8.9
広野町	広野町公民館	S U Z U K I 天体観測所	山間地	19	8/21	〔天の川〕 〔観察のみ〕		20	1/14	11.9	7.1
楢葉町	ウィークエンド・サークル「ドリーマーズ」	山所布地区集会所	山間地	34	8/25	9.3	8.1	—	—	—	—
		S U Z U K I 天体観測所	山間地	—	—	—	—	28	1/19	13.2	9.4
県内合計				〔9団体 延べ331人〕		9.4	8.4	〔13団体 延べ156人〕		10.5	8.8
全国合計				〔499団体 延べ8,884人〕		9.4	8.4	〔361団体 延べ5,606人〕		9.8	8.6

(注) 1 「最大観察等級」とは、参加団体の中で観察された最も暗い星の等級をいい、数値が大きいほど夜空が暗く、空気がきれいな状態を表します。

2 「平均観察等級」とは、参加団体の参加者各人が観察した一番暗い星の等級をすべて加え、その団体の観察に参加した人数で除した値をいいいます。

4 樹木の大気浄化能力調査

樹木や草などの植物は、大気中の二酸化炭素(CO₂)を吸収して光合成を行い、酸素(O₂)を放出する働きをしています。この植物の働きは、地球の大気の成分を一定に保って、人間やその他の生物が生きていくために非常に大切なものです。また、最近の研究で、植物の種類によっては、光合成に伴って二酸化硫黄や二酸化窒素などの大気汚染物質を吸収し、大気をきれいにする働きを持っていることもわかつてきました。

このため、環境庁では、中学生や高校生を対象に、簡単な手法で身近な樹木の大気浄化能力の程度を調査してもらうことによって、都市における大気汚染の緩和に、樹木が重要な役割を果していることや広く環境問題について考える機会になることを目的に、「樹木の大気浄化能力度チェック」を実施しています。この調査は平成元年度から、環境月間行事の一つとして行って来ましたが、平成8年度に調査の名称を「樹木の大気浄化能力調査」に改め、小学生から中学生及び高校生まで、幅広く参加できる「調査マニュアル」を作成しております。

本県では、平成10年度には、小学校で10校、中学校で5校、高等学校で6校の合計21校が参加し、落葉樹20種類、常緑樹13種類についてそれぞれ観察が行われました。

5 水生生物による水質調査

水生生物による水質調査は、県民の参加や協力により、身近な河川に住む「肉眼で見ることのできる大きさ」の様々な生物(指標生物)を調べ、その結果から河川の汚れの程度を知ろうとするものであり、県民一人一人が積極的に身近な河川の水質を知り、河川の水質保全の必要性や河川愛護の重要性を認識してもらうことを目的としています。

(1) 「せせらぎスクール」の開校

県では、平成4年度から「せせらぎスクール」を開校し、「水生生物による水質調査」を行う団体を小・中学校や住民団体などから広く募集し、平成10年度は176団体5,849名から「せせらぎスクール」に応募がありました。

各スクールには、調査に必要な資材やテキストを配布して各スクールごとの調査の実施を支援しました。

(2) 水生生物による水質調査結果

本県では、昭和59年度から継続して水生生物による水質調査を実施しており、平成10年度は、「せせらぎスクール」と独自に調査を行った団体の計142団体3,291名（延べ6,631名）の参加を得て、県内107河川の502地点で調査が行われました。なお、平成10年度の延べ参加者数は全国第1位となりました。

この調査の結果は、前年度の調査結果と同様に、水質階級のI（きれいな水）が71.9%と大半を占めています。（図-32）

また、平成10年度に調査した56河川の294地点は、前年度と同じ地点でしたので、これらの地点について、水質階級の割合の推移を図-33に示しました。

図-32 水生生物調査による水質階級の割合
(平成10年度)

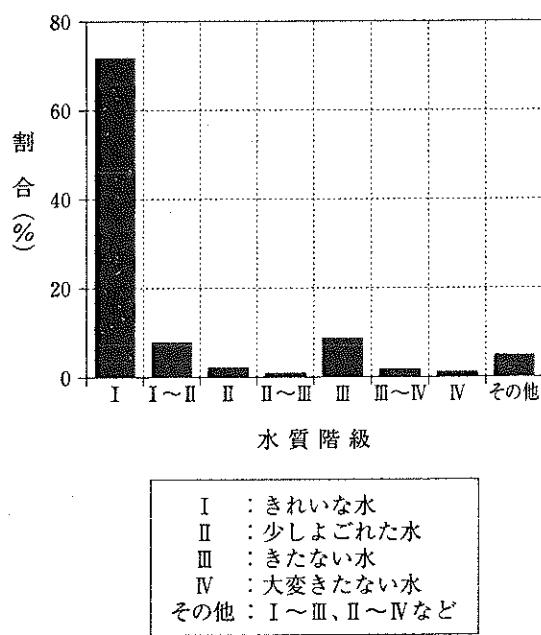
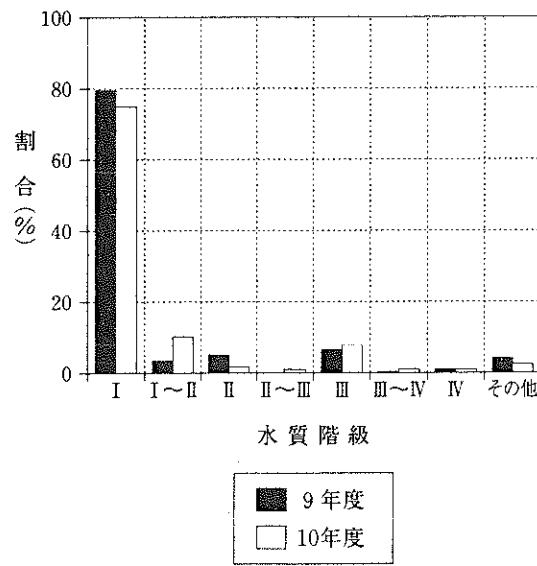


図-33 二箇年継続調査地点における水質階級別割合の推移
(56河川294地点)



6 福島県環境アドバイザー事業

県は、地域における自主的な環境保全活動の高揚を図るとともに、環境保全活動の推進に役立てる目的で、平成8年度から、「福島県環境アドバイザー事業」を実施しております。

これは、市町村や公民館、各種団体等が開催する環境の保全に関する講習会等に、県が、費用を負担して「環境アドバイザー」を講師として派遣する事業です。

平成11年度は、表-114の23人を環境アドバイザーに委嘱し、市町村や各種団体などが開催する講習会等で、省エネやリサイクルに関する講演会、自然観察会等を行っています。

表-114 環境アドバイザー（平成11年度）

(平成11年5月1日現在)

氏 名		主な講演内容	役職等
大気保全	大野 裕明	星空観察	滝根町・星の村天文台長
	桂 伸夫	星空観察	いわき天文同好会長
	佐藤 光	星空観察	福島天文同好会事務局長
	渡辺 明	地球物理学（気象学）	福島大学教育学部教授
水質保全	阿部 武	水生生物	福島県立郡山高等学校教諭
	伊藤 宏	水質保全	元福島工業高等専門学校教授
	千葉 茂	水質保全	福島大学名誉教授
	中村 玄正	水質保全、下水道	日本大学教授
	永山 美雄	水質保全	西郷村立西郷第二中学校教諭
	橋本 孝一	河川環境、上下水道	福島工業高等専門学校教授
	松本 貞男	水生生物（底生動物）	福島県立富岡高等学校教頭
廃棄物対策・リサイクル	阿部 成治	循環型社会とライフスタイル	福島大学教育学部教授
	阿部 美野子	暮らしこみ問題	福島県消費者団体連絡協議会事務局長
	川村 吉郎	産業廃棄物問題	(社)福島県産業廃棄物協会専務理事
	工藤 浩之	減量化・リサイクル	三春町生活環境課長補佐兼清掃係長
	武田 智可雄	減量化・リサイクル	安達地方広域行政組合清掃センター所長
	長沢 利枝	暮らしこみ問題	ごみとくらしを考える市民の会事務局長
自然保護	弦間 一郎	野鳥観察	（財）ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団 利用促進課長
	小荒井 実	自然観察（植物）	エーデルワイス山岳会会长、元小学校校長
	関口 武司	自然環境（海洋生物）	いわき明星大学理工学部教授
	樋口 利雄	自然環境（植物）	福島県植物研究会会长、元高校教諭
	星 一彰	自然観察（生物）	福島県自然保護協会会长、元高校教諭
	溝口 俊夫	自然観察、野生動物の保護	（財）ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団 参事兼環境管理課長

(敬称略、五十音順)

7 こどもエコクラブ事業

こどもエコクラブは、次世代を担う子供たちが地域において、楽しく主体的に環境学習や環境保全活動を行えるよう支援することを目的として、環境庁の呼びかけにより平成7年6月全国各地で発足しました。

クラブは、数人から20人程度の小中学生と大人のサポーターにより構成され、その活動は、主として各ク

ラブの自主的活動（エコロジカルあくしょん）と、全国事務局から提供する共通的プログラム（エコロジカルとれーにんぐ）からなっています。年間を通じて課題を終了するとアースレンジャー認定証が授与されることになっております。平成11年11月までに、全国で4,074クラブ68,912人が活動しており、本県では75クラブ1,615人が活動しています。

県では、子ども達の交流とこどもエコクラブの結成・促進につながるために、平成10年度に引き続き平成11年7月23・24日に「こどもエコスクール事業」をフォレストパークあだたら（ふくしま県民の森）で開催しました。9クラブ47名の参加があり、植物、昆虫などの観察会や水生生物による水質調査を行いました。

8 213万人エコライフ実践推進事業

県民、事業者の環境保全活動への理解を深め、県内各地域におけるボランティア活動による環境保全活動を一層活発にするため、平成10年度から、各種講座等を内容とする「213万人エコライフ実践推進事業」を実施しています。

(1) 環境保全推進員（うつくしまエコリーダー）養成講座

この講座は、地域に密着した環境保全活動等を行っている団体の指導者等を対象とし、環境学習や環境保全活動のリーダーである環境保全推進員（うつくしまエコリーダー）を養成・認定するものです。

平成10年度は、県内7会場で養成講座を開催し、279名を環境保全推進員に認定しました。

(2) 地球環境保全総合講座

この講座は、地球環境問題に関心のある一般県民を対象とし、地球環境の問題の現状、環境保全のために県民が取り組むことが必要な事項などについて解説する講座です。

平成10年度は、7つの地方振興局において、延べ32回開催し、約1,500名が受講しました。

(3) 環境ミニ講座

この講座は、子供たちの環境保全に対する知識の普及、意識の高揚を図るため、小・中学校や高校、こどもエコクラブ等を対象に、環境問題についての知識や調査研究方法等について解説する講座です。

平成10年度は、延べ28回（小学校20回、中学校5回、高校2回、エコクラブ1回）開催し、約1,600名が受講しました。

(4) 環境保全ハンドブックの作成

県民の自主的な環境保全活動の促進を図るため、環境保全のための取組みについて必要な知識等を体系的に取りまとめた「環境保全ハンドブック」を作成し、環境保全推進員養成講座や地球環境保全総合講座等における共通のテキストとして使用しているほか、環境保全団体等に活動資料として送付しています。

第3節 環境保全に関する情報の収集と提供

1 環境モニタリングの充実

環境情報のうち、大気汚染測定データの収集・解析などを行うためのシステムとして「大気汚染常時監視システム」を整備しています。

このシステムは、県内各地域にある測定期で測定されたデータをいったんデータ収録装置に保存するとともに、測定データをモデムフォンにより公衆回線を通じて各地区の監視局（センター局1局、サブセンター局7局）に収録し、各地区ごとにパソコンによる解析などを行っています。また、センター局では県内の全測定データを磁気ディスクに蓄積し、一括取りまとめ全県的な集計解析などを行っています。

このシステムの特徴としては、パソコン通信ネットワークを採用していることで各監視局間でのデータ交換及び各測定期と県庁間のデータ交換が迅速かつ容易に行え、また、そのデータの経時変化をリアルタイムで表示できる機能があるなど、広域的な大気汚染防止対策を実施する上でも有効なシステムとなっています。

2 環境情報システムの整備

パソコン機能を用いて、県内の工場・事業場で取り扱われている化学物質の使用量、使用目的、保管量等

をデータベース化し、環境汚染の未然防止等に対応可能なような検索機能を持つ「化学物質情報整備システム」を整備しています。

なお、上記以外のシステムとしては、ホストコンピュータとして大型コンピュータを使用する「大気汚染物質発生源管理システム」、「水質管理システム」及び「環境水質監視調査システム」があります。取り扱うデータとしては、「大気汚染物質発生源管理システム」が大気汚染防止法などに係る各種届出データ及び立入検査結果データ、「水質管理システム」が水質汚濁防止法などに係る各種届出データ及び立入検査結果データ、「環境水質監視調査システム」が公共用水域の水質調査結果データとなっており、各システムでデータの処理及び各種帳票の作成を行っています。

3 環境情報の提供

福島県環境基本条例第8条に基づき、福島県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の状況を明らかにするための「福島県環境白書」を発行するとともに福島県の豊かな美しい自然の現況と自然保護行政の内容を紹介した「自然を守ろう」、県の実施している環境調査の結果や環境保護施策の内容を紹介した「ふくしまの環境」、県で実施している水質調査の報告書である「水質年報」の発行やインターネットホームページなどにより環境情報の提供を行っています。

第4節 環境管理（環境マネジメント）の普及

1 事業者における自主的な環境保全活動の取組みについて

ISO(国際標準化機構)では、環境マネジメントシステムに関する規格や環境監査に関する規格をISO14000シリーズとして平成8年9月から10月にかけて発行し、それに伴い、国内においてはこれらを日本工業規格に取り込み、JISQ14000シリーズとして平成8年10月20日に制定されました。

また、環境庁では、環境マネジメントの認証取得をしない事業者においても環境負荷の削減のための活動が展開できるよう、環境活動評価プログラムを作成しています。このプログラムでは、環境負荷削減のための計画づくりと取組みの支援のため、事業活動に伴う二酸化炭素や廃棄物発生等の環境負荷を簡易な方法で把握することや環境保全のためのチェックリストを示しています。

県においては、平成8年3月に制定した福島県環境基本条例で、事業者が事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために行う自主的な環境の保全に関する方針の策定、体制の整備等及びこれらの監査の実施等からなる環境監視について、その普及に努めています。こうしたことから、平成9年度から環境マネジメントシステムや環境活動評価プログラムの普及啓発を図ることを目的とした環境管理セミナーを開催しております。

平成11年度のセミナーの開催状況は以下のとおりです。

表-115 環境管理セミナーの開催状況

開催日	平成11年10月12日(火)	平成11年11月25日(木)
開催場所	郡山ユラックス熱海（郡山市）	郡山ユラックス熱海（郡山市）
参加者	120人	260人
講演内容	① 地球温暖化対策実行計画の策定について ② 自治体におけるISO14001の導入について	① 地球温暖化防止への取組みについて ② 企業におけるISO14001の導入について

第5節 県の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの率先実行

1 「ふくしまエコオフィス実践計画」策定経過

今日、私たちを取り巻く環境は、都市化の進展や生活様式の変化等に伴う都市・生活型公害が顕在化してきており、さらに、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模での環境問題も深刻なものとなっています。

これらの問題を解決するためには、技術力な対応だけではなく、県民、事業者、行政といったすべての主体が自主的・積極的に環境保全に向けた行動を推進することが必要となっています。

なかでも県は、行政機関であるとともに一事業者であり、また一消費者でもあることから、事務の執行や県有施設の整備等に際しても、自ら率先して環境への負荷の低減に努める必要があります。

このため、県では、平成8年3月に策定した「アジェンダ21ふくしま」において示した行政、県民、事業者が自主的・積極的に環境保全に向けた取組みの円滑な推進を図ることが重要であるとの認識を踏まえ、県自らが事業者・消費者としての立場からの環境保全に向けた取組みのうち、直ちに着手できるものについて、「県の事業者・消費者としての立場からの環境保全に向けた当面の行動計画」として平成8年3月に策定しました。

さらに、県では「福島県環境基本条例」に基づき、平成9年3月に策定した「福島県環境基本計画」において、環境保全への参加と連携のための施策として、県の事業者・消費者としての環境保全に向けた行動を率先して実行するための計画を策定・推進することを定めています。

のことから、既に実施していた「県の事業者・消費者としての立場からの環境保全に向けた当面の行動計画」の実績等を踏まえ、「ふくしまエコオフィス実践計画」を平成9年3月に策定しました。

2 「ふくしまエコオフィス実践計画」の概要

(1) 計画期間

平成9年度から12年度までの4年間の計画としています。

(2) 実践対象は6項目

次の6項目について、実践内容を定めています。

ア 資源・エネルギー利用の節約

用紙類の使用量の削減、節電、アイドリング・ストップ、節水などを定めています。

イ 環境負荷の少ない製品の使用

再生紙や再生品の使用などを定めています。

ウ 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

廃棄物の量の削減、リサイクルの推進を定めています。

エ 建築物の建築、管理及び解体に当たっての環境保全への配慮

環境負荷の削減に配慮した建築物等の整備などを定めています。

オ 地球環境の保全に配慮した各種行政事務の実施

オゾン層の保護のための脱フロン、脱ハロン対策などを定めています。

カ 職員に対する環境保全に関する研修の実施

職員の環境に関する研修、情報提供を進めることを定めています。

なお、計画の進捗状況を明確にするため、用紙類の使用量、電気使用量、廃棄物排出量及び廃棄物中の可燃ごみの量の4項目については、次のような数値目標を定めています。

○用紙類の使用量を平成12年において平成8年度比で増加させない。

○事務所の単位面積当たりの電気使用量を平成8年度比で平成12年度までに概ね90%以下にする。

○各事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）を平成8年度比で平成12年度までに概ね75%以下にする。

○廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね70%以下にする。

(3) 推進体制の整備

各部局の主管課及び各地方振興局に1名のエコオフィス推進委員を、各課及び各出先機関に正副1名のエコオフィス推進者を置き、各所属における取組みの推進を図ることを定めています。

さらに、平成10年4月に、この取組みを一層徹底するため、副知事を本部長とし、部局長で構成する「ふくしまエコオフィス推進本部」を設置し、全庁を挙げた推進体制を整備しました。

3 「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づく取組み

平成11年度においては、平成10年度に選定した次の5つの項目について、引き続き全庁を挙げて重点的な取組みを行いました。

- ア 両面コピー、両面印刷
- イ 昼休みや時間外における不必要的電灯の消灯
- ウ 不必要なアイドリング・ストップ
- エ 用紙類の再生紙使用
- オ 廃棄物減量化・リサイクル

4 「ふくしまエコオフィス実践計画」の見直し

〈ISO14001の認証取得を目指して〉

ふくしまエコオフィス実践計画については、平成9年度から実施しているところですが、本県の地域特性を踏まえた地球温暖化防止対策を総合的かつ計画的に展開していくための基本となる地球温暖化防止対策地域推進計画の策定や、地域温暖化対策の推進に関する法律の施行等の状況を踏まえ、県の率先的な計画として実効性の高い計画とするため、実践計画を見直し、ISO14001に準じたシステムを出先機関も含め県全体について構築することとしています。特に、本庁については、より重点的な取組みを図ることとし、環境マネジメントシステム規格ISO14001に適合するシステムを構築し、平成12年度中を目途に同規格の認証取得を目指しています。

第5章 地球環境保全への積極的な取組み

第1節 地球環境保全対策の推進

地球環境問題は、地球的規模で人類共通が取り組まなければならない課題であるとともに、私たちの身近な地域の問題から派生するものであります。

そこで、地域における広範な環境保全の行動計画として策定された「アジェンダ21ふくしま」を積極的に推進するとともに、酸性雨調査やフロン対策など地球環境保全への積極的な取組みを行っています。

1 地球温暖化対策

気温の上昇による海面の上昇、気候変動による自然災害など、地球温暖化は地球規模かつ将来の世代に渡って深刻な影響を及ぼすものと懸念されています。我が国では地球温暖化対策として、平成2年10月に地球温暖化防止行動計画を策定し、平成4年6月には「気候変動に関する国際連合枠組条約」に署名し、条約の締約国となりました。この条約の第3回締約国会議が、平成9年12月に京都で開催され(COP3：地球温暖化防止京都会議)、我が国は議長国として「京都議定書」を採択しました。その「京都議定書」により我が国では温室効果ガスを2008年から2012年の間に1990年レベルから6%削減することが決定されました。

国ではこれを受けて、平成10年6月に緊急に講すべき対策として「地球温暖化対策推進大綱」を決定するとともに、トップランナー方式の導入や工場・事業所におけるエネルギー使用の合理化の徹底等を内容とする「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を改正し公布しました。

さらに、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため「地球温暖化対策の推進に関する法律」を同年10月に公布し、11年4月に施行しました。また、施行に合わせ法律に基づいて、国、地方公共団体、事業者、国民の各主体の取組みに関する基本的事項を定めた「地球温暖化対策基本方針」を策定しました。

一方、本県では地球温暖化や酸性雨などの地球環境問題全般の解決に向けた具体的な行動計画「アジェンダ21ふくしま」を平成8年3月に策定するとともに、9月3月に策定した「福島県環境基本計画」においても、地球温暖化をはじめとする地球環境保全への積極的な取組みを位置づけました。さらに、平成11年3月には、地球温暖化問題に焦点をおき、県内における温室効果ガスの排出状況を把握し、2010年度に温室効果ガスの排出量を基準年比8%削減することを目標とした「福島県地球温暖化防止対策地域推進計画」を策定しました。

具体的な事業として、県では以下の事業を実施しております。

(1) 地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけの推進

平成10年度より、節電、アイドリング・ストップ、ごみ減量化・リサイクル、エコショッピングの4項目を県民運動として地球温暖化防止を進めるための「地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけ」を推進しています。

(2) 環境家計簿の取組みの推進

家庭において、地球温暖化の主な原因となっている二酸化炭素の排出量を把握し、その排出削減を進めてもらうことを目的とした福島県版環境家計簿を作成し、希望者等に配付し、その実践を呼びかけています。

(3) 環境学習・教育の推進による地球温暖化防止意識の高揚

地球環境保全総合講座をはじめとする各種講座等を開催し、地球温暖化のメカニズムやその影響、防止対策などを普及啓発することにより、受講者等の自主的な地球温暖化防止のための行動を促進しています。

(4) 地球温暖化防止対策モデル作成事業

事業者が具体的に取り組むべき実践行動を支援するため、業種・事業形態別の具体的な二酸化炭素等の排出抑制に向けた実践行動の種類、導入方法、及びその行動の効果の情報等を盛り込んだモデルブックを作成します。

(5) 低公害車普及促進事業

平成8年度に導入した電気自動車の維持管理を行うとともに、ハイブリット自動車等の低公害車の普及促進に関する啓発を行っております。

2 酸性雨対策

地球環境問題の一つとして注目されている酸性雨（降雨の酸性化）について、環境庁は、昭和58年度から平成9年度にかけて、5年ごとに第一次～第三次の酸性雨対策調査を実施してきており、現在は、第四次酸性雨対策調査（平成10年度～平成12年度）を実施しています。

第三次酸性雨対策調査の結果によると、全国の多くの地点でpH 4台の酸性雨が観測されており、降水中のpHは欧米と同程度のレベルで推移しています。また、生態系への影響については、原因不明の樹木衰退が引き続き確認されるとともに、酸性雨により影響が生じている可能性のある湖沼が確認されており、現在のような酸性雨が今後も降り続けるとすれば、将来、酸性雨による影響が顕在化する可能性があるとされています。

本県の酸性雨調査の取組みは、昭和58年度に郡山市（郡山市公害対策センターの屋上）で酸性雨モニタリング調査を開始して以来、昭和61年度に福島市（衛生公害研究所の屋上）、昭和63年度にいわき市（いわき市公害対策センターの屋上）、平成3年度に会津若松市（会津若松保健所の屋上）と順次その調査体制を整備してきており、現在、県内の5地区で酸性雨モニタリング調査を実施しています。

また、降水の実態把握、長距離輸送の機構解明、生態系影響の監視等を目的として環境庁が設置した国設尾瀬酸性雨測定所（檜枝岐村）で、降水等の調査を環境庁からの委託により、平成7年度から実施しています。（資-30）

さらに、本県では、環境庁からの委託により、第一次から第三次までの酸性雨対策調査の一環として、国設尾瀬酸性雨測定所の降水調査以外に次の事業を行いました。

(1) 昭和59年度酸性雨調査（陸水影響調査）

猪苗代湖など県内の15湖沼の水質調査

(2) 昭和60年度酸性雨調査（陸水影響調査）

猪苗代湖（猪苗代町）、桶沼（福島市）及び重兵衛沼（檜枝岐村）の3湖沼の水質調査

(3) 平成5年度酸性雨調査研究・陸水影響調査

桶沼（福島市）の水質調査

(4) 平成5年度・平成8年度酸性雨による土壤影響調査（土壤・植生モニタリング調査）

福島市、郡山市、いわき市及び、熱塩加納村にそれぞれ定点を設けての土壤・植生調査

(5) 平成10年度酸性雨調査研究・陸水影響調査

桶沼（福島市）の水質調査

なお、平成6年6月には、県庁内に関係10課で構成する「福島県酸性雨連絡会議」を設置し、酸性雨についての情報の交換や連絡調整を行っています。

3 オゾン層の保護対策

(1) 国等の対策

国際的に協調してオゾン層の保護を推進するため、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」（1985年）、この条約に基づく「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」（1987年）が採択され、一定の種類のフロンの生産量等の段階的な削減を行うことで合意されました。

その後、従来の予測を超えてオゾン層の破壊が進んだため、1990、1992、1995と1997年にモントリオール議定書の改正等によってCFC等の既存規制物質の生産全廃までの規制スケジュールを早めたり、新たに規制物質を追加する等の規制を強化することになりました。

我が国では、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（昭和63年5月公布・施行。オゾン層保護法）に基づき、特定フロン等の生産規制、事業者による排出抑制・使用合理化などが行われてい

ます。

(2) 県の対策

- ア オゾン層保護対策の重要性を考慮して、本県では、企業への支援措置として、公害防止施設整備資金融資事業により、特定フロン等の使用を削減又は廃止するための施設の新設・改造、特定フロン等の回収処理装置の設置・改造を行う場合に、その資金の融資のあっせんを行っています。(第2部第1章第6節参照)
- イ オゾン層の保護には、特定フロン等の生産規制以外に、既に冷媒や洗浄剤などとして使用されている特定フロン等を、大気中に放出しないで、これを回収し破壊処理することが重要です。
- ウ 平成6年11月に、県庁内の関係20課で構成する「福島県オゾン層保護対策連絡会議」を設置し、オゾン層の保護に係る情報の収集や連絡調整を行うとともに、県の取組み方針等を策定しています。
- エ 平成7年6月には家電製品や冷凍空調機、自動車のエアコン等に使用されている冷媒用フロンに関する15団体(平成10年2月に自動車解体協議会も加入)と4自治体代表で構成する「福島県フロン回収推進協議会」設置(平成9年3月から福島県フロン回収・処理推進協議会に改称)し、フロンの適正な回収や処理等に係る体制の整備を図るための情報交換や協議調整を行っています。
- オ このため、県では、平成7年度から平成8年度までに、市町村又は清掃関係一部事務組合がフロン回収装置を整備する場合に、その経費の一部を補助(1/2又は補助限度額90万円)した結果、市町村等の粗大ごみ処理施設等に持ち込まれた電気冷蔵庫・エアコン等の廃家電製品から特定フロン等の回収を全市町村で促進しています。
- カ 回収したフロンの破壊処理を促進するために、平成7年度に、いわき市内、平成8年度においては耶麻郡磐梯町、平成9年度においては前記2施設の産業廃棄物焼却炉を用いて、「フロン破壊モデル事業」(環境庁委託事業)を実施しました。この結果、2施設は国(環境庁)の「CFC破壊処理ガイドライン」の要件に適合するフロン破壊処理施設となっています。
- キ オゾン層破壊物質の排出抑制対策等を規定した「福島県生活環境の保全等に関する条例」(平成8年7月16日公布)の施行(平成9年4月1日)を契機に、事業者、県民及び行政が一体となったフロンの回収・破壊処理システムの整備を推進することとしています。
- ク また、県は福島県フロン回収・処理推進協議会へ支援することにより、本県におけるフロン回収・破壊処理システムの確立に向けて、事業者等への回収設備整備費並びに自治体・事業者等の回収フロンの破壊処理に要する経費に対し、平成9年度から次の助成事業を行っています。(平成11年度まで)
 - (ア) フロン回収設備整備費 2分の1(60万円を限度)
 - (イ) 回収フロン収集・運搬費 10分の10
 - (ウ) 回収フロン破壊処理費 2分の1
- ケ 地球環境の保全(オゾン層保護・地球温暖化防止)への県民の意識高揚と事業者等のフロン回収等の一層の拡大促進を図るため、「福島県フロン回収協力店認定制度実施要綱」を定め、平成9年9月1日から施行しています。
- コ また、上記キの条例の規定に基づき、「福島県オゾン層破壊物質排出抑制指針」を定め、平成10年5月12日から施行しています。

第2節 アジェンダ21ふくしまの推進

地方の立場からの地球環境保全及び地域環境の保全に向けた県民、事業者、行政の広範かつ具体的な行動計画である「アジェンダ21ふくしま」に基づいて、県が行った事業は次のとおりです。

1 「地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけ」の取組み

平成9年12月の「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議」(地球温暖化防止京都会議)の開

催などで、地球温暖化防止の必要性が認識されてきたことや、京都議定書において日本が6%削減という数値目標が設定されたことなどを踏まえ、本県としても、地球温暖化の防止に積極的に取り組んでいくため、「福島県地球温暖化防止対策地域推進計画」を平成11年3月に策定し、温暖化防止対策を講じるとともに、温暖化防止には県民一人一人の取組みが不可欠であることから「地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけ」を県民運動として推進していきます。

(1) 「地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけ」の内容

「アジェンダ21ふくしま」では、地球環境保全のために県民、事業者、行政それぞれが行う15の行動計画を示しておりますが、「地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけ」は、地球温暖化防止に焦点を絞り、誰にでも取り組めて、かつ温暖化防止効果がある4つの行動を選び、県民の皆さんに実践していただこうと考えたもので、次の行動になります。

- 【1 節 電】……………こまめにスイッチオフを実行しましょう。
- 【2 アイドリング・ストップ】……アイドリング・ストップ運動を進めましょう。
- 【3 ごみ減量化・リサイクル】……1人1日34gのごみを減らしましょう。
- 【4 エコショッピング】……………環境にやさしい買物に努めましょう。

県民一人一人の行動の効果は小さくとも、県民が一丸となって「地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけ」を推進することにより、温暖化防止に大きな効果を上げることを目指しております。

(2) 「地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけ」の推進

本県では、「21世紀の新しい生活圏～美しいふくしま～の創造」を目標とした“うつくしま、ふくしま。”県民運動を行政、民間が一体となって推進しておりますが、この運動母体である“うつくしま、ふくしま。”県民運動推進会議において、「地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけ」が平成10年度に引き続き平成11年度も最重点目標に選定され県民運動として、県を挙げて推進していくこととしております。

また、「アジェンダ21ふくしま」の推進組織として設立されたうつくしま環境パートナーシップ会議においても、「4つの心がけ」が平成10年度重点取組み事項になり推進されています。

2 「アジェンダ21ふくしま」普及啓発資料の作成・配付

アジェンダ21ふくしまを紹介した3種類の冊子（全文、概要版、ガイド）の配付を通じてアジェンダ21ふくしまの普及啓発を図るとともに、地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけについてのパンフレットを作成し、各種会議等での配付を行い普及啓発に努めています。

第6章 共通的・基盤的な施策の推進

第1節 環境影響評価の推進

1 環境影響評価制度

環境影響評価制度は、規模が大きく、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する前に、事業者自らが環境に及ぼす影響を予測及び評価を行い、その結果に基づき必要な環境保全対策を実施することにより環境汚染を未然に防止し、良好な環境の確保を図ることを目的としています。

県では、昭和54年に港湾法や通商産業省省議決定などに基づき実施された環境影響評価の審査を行うため、府内関係課による「福島県環境影響評価審査会議」を設置しましたが、その後、昭和59年8月の閣議決定に基づく環境影響評価要綱（閣議決定要綱）が制定されたことから、この要綱に基づく環境影響評価の審査を行うため、昭和61年2月に「福島県環境影響評価審査会設置要綱」の改正を行いました。

また、平成3年6月には、ゴルフ場及びスキー場等のレクリエーション施設の造成事業を対象とし、閣議決定要綱と同様の手続を定めた「福島県環境影響評価要綱」を告示し、同年7月から施行しています。

平成9年6月には、近年の複雑・多様化する環境問題や自然との触れ合いを求める国民意識の高まりなどを背景に、従来の行政指導である閣議決定要綱や個別法等による環境影響評価の制度を統合した統一法として「環境影響評価法」が制定され、平成11年6月12日に施行されました。

本県においては、平成10年12月22日に「福島県環境影響評価条例」を制定し、平成11年6月12日に施行しました。同条例では、法の対象事業に従来の県要綱の対象事業であるゴルフ場等のレクリエーション施設の建設事業や工場・事業場の設置事業、土石の採取事業等を新たに追加するとともに、手続のうえで、学識経験者から専門的・技術的な意見を聴く環境影響評価審査会や住民等からの意見を聴く公聴会の制度を設けています。

なお、環境影響評価法及び県環境影響評価条例の施行に伴い、従来の「福島県環境影響評価審査会議」及び「福島県環境影響評価要綱」は廃止しました。

2 環境影響評価の実施状況

(1) 閣議決定要綱等の基づく審査の実施状況

閣議決定要綱や個別法等に基づく環境影響評価については、昭和54年度から福島県環境影響評価審査会議で審査されており、環境影響評価法及び県環境影響評価条例が施行された平成11年6月12日以前に審査の手続が終了したものは、以下の26件です。

事業の種類	昭和						平成								
	54	55	56	58	60	63	元	2	4	5	6	7	8	9	10
道路	一般国道											1			
	高速自動車道			1		2	1		1				2	1	1
飛行場											1				
発電所	火力発電所	1	1		1			1							
	水力発電所		1	1							1				
	地熱発電所								1						
廃棄物最終処分場									1						
工業団地造成事業														1	
港湾計画		1	1							1		1			
その他									1						

(2) 福島県環境影響評価要綱に基づく環境影響評価の実施件数

県環境影響評価要綱に基づく環境影響評価の実施件数は、以下のとおりで評価書の公告・縦覧までの手続が終了した26件は、いずれもゴルフ場の造成事業です。

区分 年度	準備書提出	知事意見通知	評価書公告
平成4年度	16	5	2
平成5年度	7	16	16
平成6年度	4	3	4
平成7年度	2	3	3
平成8年度	0	2	0
平成9年度	0	0	1
平成10年度	0	0	0

(3) 環境影響評価法に基づく環境影響評価の実施状況

平成11年6月12日に環境影響評価法が施行されたことに伴い、従来の要綱等に基づき提出されていた書類は、同法の経過措置が適用されました。この経過措置が適用されたのは2件であり、平成11年9月末までの手続の状況は、以下のとおりです。

事業の種類	手続の状況
火力発電所	環境影響評価書の公告・縦覧を終了
原子力発電所	環境影響準備書に対する知事意見の通知

(4) 県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施状況

平成11年6月12日に施行された県環境影響評価条例に基づく環境影響評価については、平成11年9月末までに宅地の造成の事業に係る第2区分事業届出書が1件提出されました。

第2節 監視・測定体制の整備

1 監視・測定機器の整備

県では、公害監視測定機器の計画的、効率的な整備を行うことにより、環境行政の円滑な推進を図っています。

公害に係る一般環境の状況や発生源の状況等の監視測定については、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の各種の公害関係の法律に定められており、これらの監視測定に当たる機器類は、その測定項目に応じて適正に整備され、常に精度が維持されている必要があるため、計画的な機器の更新及び整備を図っています。

2 公害の未然防止

(1) 立地企業等の指導

ア 事前指導の方針

県は、工場等の新規立地に当たり、その事業活動に伴う公害の未然防止を図るために、県工業開発条例や県生活環境の保全等に関する条例の趣旨を踏まえて、事業者に対する事前指導を行っています。この事前指導の内容等を明確にするため、「公害等事前調査実施要綱」(昭和48年4月)と「立地企業公害対策指導指針」(昭和50年12月)を定めています。

イ 工場設置届出時の指導

敷地面積が1,000m²以上の工場の立地又は増設に当たっては、事業者は、県工業開発条例に基づく工場設置の届出をすることになっています。この届出は、県工業立地対策本部の幹事会及び本部会の審査を経て受理されることになっています。審査の過程では、公害の未然防止の観点から、公害関係法令や前述の「立地企業公害対策指導指針」に基づいて、適切に指導を行っています。また、新設又は増設の工場等に対する公害対策上の直接的な指導は、管内別に、各地方振興局がそれぞれ行っています。

ウ 公害等事前調査

大規模な工場等が立地する場合には、「公害等事前調査実施要綱」により、事前に詳細な審査や指導を行い、公害等の未然防止を図っています。この要綱では、工場等の事業内容、敷地面積、従業員数、資本金等により、特別事前調査と一般事前調査に分けて実施することになっています。(図-34)

さらに、公害の未然防止に加えて、住民の健康の保護あるいは生活環境の保全に万全を期すため、必要に応じて事業者との間で公害防止協定を締結しています。

エ 工場立地の動向と公害対策の指導内容

(ア) 平成10年工場立地の動向

平成10年中に本県に立地した工場について、業種別に見ると、電気機械が最も多く14件(構成比16.5%)、次いで化学工業13件(構成比15.3%)となっています。

総立地件数85件は、前年と比較して27件の減少となっています。(表-116)

表-116 工場立地件数

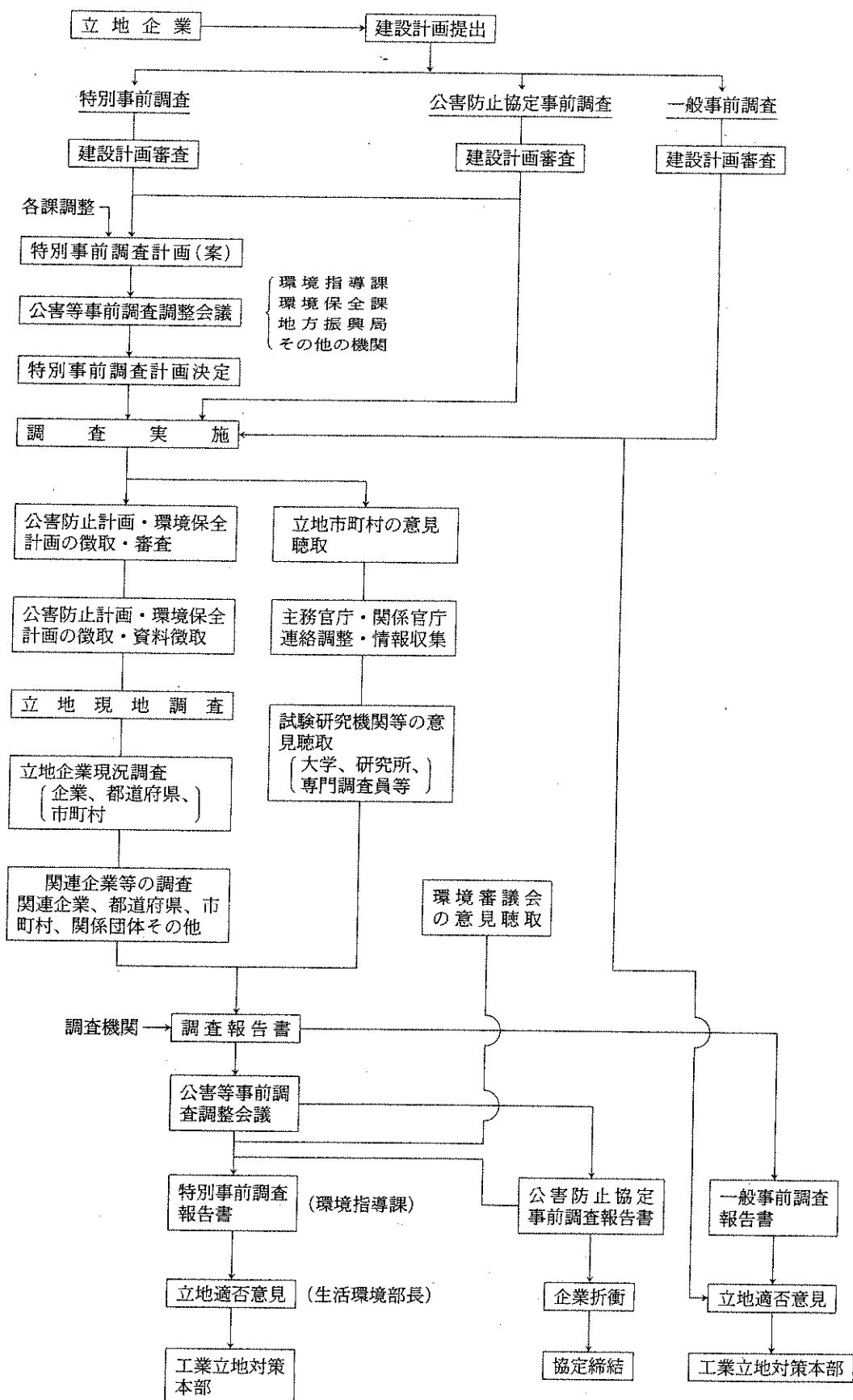
業種	平成10年1月～12月			平成9年1月～12月		
	特定工場	その他工場	計	特定工場	その他工場	計
食 料 品	3	—	3	2	5	7
飲 料	—	—	—	—	—	—
繊 維 工 業	—	—	—	—	—	—
衣 服	—	—	—	—	2	2
木 材・木 製 品	1	2	3	3	1	4
家 具・装 備 品	—	—	—	1	—	1
パ ル ブ・紙	—	1	1	3	2	5
出 版・印 刷	—	—	—	1	1	2
化 学 工 業	10	3	13	9	2	11
石 油・石 炭	—	—	—	—	1	1
塑 料・チ ッ ク	2	5	7	4	3	7
ゴ ム	1	—	1	4	—	4
皮 革	—	—	—	—	—	—
窯 業・土 石	1	1	2	4	3	7
鐵 鋼	—	—	—	1	—	1
非 鉄 金 属	3	—	3	2	—	2
金 属	3	7	10	8	8	16
一 般 機 械	5	6	11	7	5	12
電 气 機 械	6	8	14	12	4	16
輸 送 用 機 械	7	2	9	4	6	10
精 密 機 械	4	3	7	1	1	2
そ の 他	1	—	1	2	—	2
計	47	38	85	68	44	112

(注) 1 特定工場(敷地面積 9,000m²以上又は建築面積 3,000m²以上)

工業課調べ

2 その他工場(敷地面積 1,000m²以上、9,000m²未満)

図-34 公害等事前調査システムフローチャート



(イ) 指導対策

県内に立地する工場・事業場については、公害関係法令、立地企業公害対策指導指針等に基づいて、次のような指導を行っています。

a 大気汚染防止対策

硫黄酸化物については、大気汚染防止法に定めるK値により指導していますが、特に新增設の工場・事業場については、同法に定めるK値よりも小さい値になるよう指導しています。

また、窒素酸化物やばいじんについても大気汚染防止法に定める排出基準を下回る値になるよう指導しています。

一方、有害物質を取り扱う計画のある工場・事業場に対しては、できるだけ有害物質を使用しない方法へ転換することや有害物質を使用する各工程のクローズド化などを指導しています。

b 水質汚濁防止対策

BOD(又はCOD)に係る排水基準については、1日の水質変動等を見込んで、水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例に定める排水基準を下回る値になるよう指導しています。

さらに、有害物質を取り扱う計画のある工場・事業場に対しては、有害物質を使用しない方法へ転換することや工程排水の循環使用等によりクローズド化することなどを指導しています。

また、ゴルフ場開発による農薬に関しては、使用量の低減や飛散・流出防止対策などを指導しています。

c 騒音・振動防止対策

発生源となる機械や装置は、低騒音、低振動型のものを設置するよう指導するとともに、これらの施設の設置レイアウトを考慮しつつ、必要に応じて建屋を防音又は防振構造にするよう指導しています。

d 悪臭防止対策

悪臭防止法に基づく規制基準を目安に、これを下回るように指導するとともに、必要に応じて同法に基づく規制基準に定めのない物質についても、悪臭公害の未然防止に努めるよう指導しています。

オ 工場パトロールと事故対策

(ア) 工場パトロール

工場パトロールは、県が①規制対象工場・事業場からの原因物質の発生又は排出状況、②発生源施設や処理施設の維持管理及び使用の状況、③工場・事業場の周囲の状況などを調査し、その工場等からの公害の発生を未然に防止するため総合的な監視、指導を行うものです。(表-117)

表-117 年度別の工場パトロール実績

年度	工場パトロールを行った工場・事業場数							計
	県北地方 振興局	県中地方 振興局	県南地方 振興局	会津地方 振興局	南会津地方 振興局	相双地方 振興局	いわき地方 振興局	
6	60	97		37		170		364
7	78	137		11		249		475
8	79	121		130		190		520
9	90	36	92	46	31	31	41	367
10	27	93	42	77	57	31	16	343

環境指導課調べ

(1) 事故に係る公害対策

工場等における環境汚染を伴う事故の発生を防止するため、心要に応じて、工場等に対し産業公害事故防止計画書の提出を求めたり、工場パトロールの際に事故等の防止対策の実施状況などを調査し、指導を行っています。

また、事故が発生した場合は、大気汚染防止法第17条、水質汚濁防止法第14条の2、福島県生活環境の保全等に関する条例などにより措置することになっています。(表-118)

表-118 環境汚染を伴う事故の発生件数の推移

区分 所管 年度	大 気 汚 染					水 質 汚 濁					悪 臭					合 計				
	6	7	8	9	10	6	7	8	9	10	6	7	8	9	10	6	7	8	9	10
県北地方振興局	-	-	-	-	-	10	2	1	4	3	-	-	-	-	-	10	2	1	4	3
県中地方振興局	-	-	-	-	-	4	1	2	2	3	-	-	-	-	-	4	1	2	2	3
県南地方振興局	-	-	-	-	-	1	2	-	1	4	-	-	-	-	-	1	2	-	1	4
会津地方振興局	2	2	-	1	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	-	1	-
南会津地方振興局	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
相双地方振興局	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
いわき地方振興局	2	1	3	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	3	3	-	1
郡山市	-	1	1	-	-	1	2	2	2	-	-	-	-	-	-	2	3	2	2	-
計	4	5	4	1	-	17	9	5	11	13	-	-	-	-	-	21	14	9	12	13

環境指導課調べ

(注) 県の機関は、平成9年度から、現在の7地方振興局になりましたが、平成8年度以前は現在の振興局管内で発生したことを示します。

(2) 公害防止管理者等

昭和46年6月に制定・施行された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、一定の要件を備えた工場・事業場は、その特定施設ごとに公害防止管理者を選任することとされています。(表-119)

この公害防止管理者となるには、国家試験に合格するか、又は主務大臣及び指定機関が行う資格認定講習の課程を修了することが必要です。

表-119 公害防止管理者等の選任届出の状況

(平成10年3月31日現在)

項目 業種	選任 特定 工場	公害 防止 統括 者	公 管 理 者 等 合 計	公 主 害 防 止 管 理 者	合計	公 害 防 止 管 理 者														
						大 気 関 係				水 質 関 係				騒 音 関 係		特 定 粉 じ ん 係		一 般 粉 じ ん 係		振動 関 係
						計	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	計	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	騒音 関係	特定 粉じん 係	一般 粉じん 係	振動 関係	
製造業	347	272	428	14	414	144	18	9	29	88	140	14	97	5	24	13	2	107	8	
電気供給業	6	6	7	0	7	6	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
ガス供給業	1	1	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
熱供給業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総 計	354	279	436	14	422	151	18	9	35	89	140	14	97	5	24	13	2	108	8	

環境指導課調べ

(3) 公害防止協定

公害防止協定は、地方自治体や住民が企業等の事業者を相手として公害防止対策を取り決めたものであり、公害の未然防止に大きな役割を果たしています。

協定の内容は、典型7公害にとどまらず、環境整備や緑化、事故防止などを盛り込んだものもあり、その名称や形式は業種などにより異なっています。

協定は、地域の自然的・社会的条件や事業活動の実態に即応したきめ細かい規制が可能であることから、法律や条例の規制を補完するものとして広く活用されているばかりでなく、事業者側の立場でも、協定の締結で公害防止の意欲を示すことにより工場等の立地の基盤をつくることができるなどのメリットがあります。

県内において、県や市町村が当事者となって事業者と締結している公害防止協定の総件数は、平成11年3月31日現在で339件となっています。

県では、市町村の区域を越えて広範囲に影響を与えると考えられる大規模工場等の立地や有害物質などを取り扱うため、地元の市町村のみでは対応が困難と思われる工場などについては、県が協定の当事者として対応することにしています。(表-120)

表-120 県が当事者である公害防止協定

(平成11年9月30日現在)

番号	相手方工場等名	所在地	締結年月日	備考
1	東京電力㈱広野火力発電所	広野町	4. 3. 19	広野町との三者協定 (最初の二者協定はS47.7.17締結)
2	住友ゴム工業㈱白河工場	白河市	48. 5. 30 (5. 9. 9)	
3	三菱製紙㈱白河工場	西郷村	48. 8. 13	
4	常磐共同火力㈱勿来発電所	リ	57. 8. 20 (11. 4. 1)	
5	昭和ケミテックス㈱東長原工場 及び昭和電工㈱東長原工場	河東町	62. 6. 25	立会者：河東町、磐梯町 (最初の協定はS51.6.14締結)
6	中央ケミカル㈱東長原工場	リ	2. 4. 1	昭和ケミテックス化学㈱、昭和電工㈱との協定に準ずる旨の念書、シーエス化成品㈱より承継
7	郡山市清掃工場	郡山市	57. 12. 1 (60. 5. 24)	
8	相馬共同火力発電㈱ 新地発電所	新地町	2. 3. 26	新地町、相馬市との四者協定
9	東北電力㈱原町火力発電所	原町市	4. 10. 22	原町市、鹿島町との四者協定

(注) 1 合計 9件 10事業者

環境指導課調べ

2 締結年月日欄の()書きは最終改正年月日です。

第3節 調査研究の推進

県内の試験・研究機関では、環境の保全に関する施策の推進に資するため、水環境における環境影響調査や廃棄物の最終処分場における試験調査、環境負荷の少ない農業技術の開発研究などの環境に関連した各種の調査研究などを行っております。

表-121 平成10年度環境関係調査研究一覧

目 的	調査研究名等	実施機関名
<p>県内の水環境における微量化学物質による複合的な環境影響や地球温暖化等による生態系の変化等を化学的及び生物学的に調査し、環境保全対策に役立てる基礎資料とします。</p> <p>廃棄物最終処分場の浸出水及び放流水の化学的及びバイオアッセイ試験を行い廃棄物適性処理対策に役立てる基礎資料とします。</p> <p>国立環境研究所の指導を受けながら、リンの超微量分析法を確立して、酸性雨研究に役立つ基礎資料とします。</p>	<p>1. 環境水の衛生学的研究 2. 廃棄物の適性処理に関する研究 3. 酸性降下物に含まれるリン酸の量とその季節変化（国立環境研究所との共同研究）</p>	衛生公害研究所
<p>中小企業が共通に直面している技術課題に関して、ハイテクプラザを中心として研究を行います。</p>	<p>産官共同研究開発事業 1. 酸化チタン系光触媒の開発と環境浄化に関する研究など</p>	ハイテクプラザ
<p>先導的技術開発、独自技術の開発等に取り組み、技術立県を目指す本県の技術基盤の強化・拡充を図ります。</p>	<p>研究開発事業 1. 微生物未利用資源の高度利用化 2. 環境を考慮しためっき技術の開発 3. 高分子材料の加工及び使用雰囲気が影響する環境技術など</p>	
<p>先端技術に対応したハイテクプラザの研究指導体制の強化を図るために、大学教授等の学識経験者を技術顧問として招聘し、高度技術の基礎、応用について研究会等により中小企業者への助言、指導を実施します。</p>	<p>ハイテクプラザ技術顧問設置事業 1. 未利用資源など</p>	
<p>近年は安全で環境への影響が少ない農産物の生産技術が求められています。</p> <p>ブロックコリー、イチゴ栽培における病害虫の防除は化学合成農薬への依存度が高い技術体系になっています。そこで、有用天敵を利用する防除法や太陽熱利用による物理的な防除法等を積極的に導入し、化学合成農薬への依存度を極力削減して、環境への影響が少なく、より安全性の高い野菜が供給できる環境保全型野菜生産技術を開発し、その普及・定着を図る計画です。</p> <p>県内耕地の土壤的特徴として水田は塩基類（特に珪酸）の減少方向に、集約的な園芸作物の施設畑では養分過剰の方向にあり、極めてアンバランスな状態にあります。</p> <p>従って、県内耕地の代表地点における土壤環境の実態、その経年変化を把握し適正な土壤管理のための指針を作成します。</p> <p>流域単位別（地形、耕地利用）に農業用水の水質の実態を経年的に調査するとともにデータに基づき農業側からの流域水質改善のための技術指針を明らかにします。</p>	<p>1. 東北南部中山間畠作地帯におけるブロックコリー、イチゴの環境保全型栽培技術の開発 2. 土壤環境モニタリング調査 3. 耕地の施肥、土壤管理が水系の水質に及ぼす影響</p>	農業試験場
<p>我が国の果樹農業は、化学肥料や農薬など化学資材への依存度の強い技術体系となっています。</p> <p>最近、環境汚染や健康・安全志向が強まる中で、化学肥料や農薬の投下量を削減した栽培技術が求められています。</p>	<p>1. 性フェロモン及び天敵利用によるモモ、リンゴ、ナシ害虫の減農薬防除技術の開発 2. 果樹園における環境保全型土壤管理技術の開発</p>	果樹試験場

目 的	調査研究名等	実施機関名
<p>そのため、果樹の主要害虫に対する雄と雌との交信攪乱技術(交尾阻害)を完成させ減農薬防除体系による天敵群の利用技術を開発中です。</p> <p>また、果樹園での施用窒素等による環境負荷を軽減しつつ、高品質果実生産が持続できる樹園地の管理技術を開発するための研究に取り組んでいます。</p>		
<p>畜舎から排出される（糞尿+敷料）混合物は、多くの場合野積みされ、なれば放置されている現状です。また、堆きゅう肥の野積みは、地域環境に及ぼす影響が大きく、畜産経営を維持するための大きな障害となっています。しかし、最近の畜産情勢においては、糞尿処理に対する過大な投資が困難であるため、既存施設、機械を利用して、コストが安く、労力のかからない方法で良質堆肥を生産し、広域流通にも対応できる糞尿処理体系を提示します。</p>	1. 畜舎糞尿の発酵・分解ならびに流通促進のための新しい処理技術の開発 2. 環境保全を考慮した施肥管理技術の確立 3. 堆肥連用土壤における利用体系技術の確立 4. 処理槽余剰汚泥を添加した稻ワラ混合豚糞の発酵に伴う発生アンモニア濃度の測定 5. 縦型強制発酵機による発酵処理豚ふんの成分調査 6. 臭気除去技術の開発	畜産試験場
<p>近年養鶏農家近辺の宅地化が進み、鶏舎から発生する鶏糞の臭気対策が問題になっている。</p> <p>そこで鶏糞の脱臭を低成本で効率よく処理できる技術を確立する。</p>	低コスト鶏糞処理技術の確立 1. 効率的脱臭方法 2. 低コストな脱臭施設の開発	養鶏試験場
<p>(森林保護関連)</p> <p>県内の貴重な緑の文化財の中で、サクラの樹勢回復、保護を図るため、根系の伸長面積が限られている場合の繁茂手法を確立します。また、健全性を確保するため、枝の切除跡からの腐朽菌侵入防止技術及び腐朽菌等によって生じた腐朽部や空洞部の処理技術を確立します。</p> <p>突発的及び恒常に発生する森林病虫害に対し、これらの被害の実態を把握し、その防除技術の確立を目指します。また、松くい虫被害については被害の分布、駆除効果を把握し、総合的な防除技術の確立を図ります。</p> <p>ニホンザルによる被害が発生している相双地区と福島市飯坂地区において、被害の実態、個体群の行動及び生息環境を調査し、被害発生原因を究明します。また、現行の被害防除方法の改善と新たな防除法の開発を図ります。</p> <p>これまでの調査により県内全域で発生が確認されたヒノキ漏脂病について、システラ菌の発病への関与が示唆されていますが、病徵の進展過程等罹病木の組織解剖学的な調査が未実施で、その防除法についても不明となっています。そこで、病原菌の接種試験、罹病木の解剖学的調査を通じ、漏脂病の発生メカニズムを究明し、防除技術について検討します。</p> <p>これまでの調査により県内の被害実態が明らかになりつつあるカラマツ根株心腐病について被害</p>	1. 緑の文化財等の保全に関する研究 2. 森林病虫害防除に関する研究 3. 野生獣類に係る森林被害防除法の開発並びに生息数推移予測モデル確立のための基礎調査 4. 環境調和型森林病害制御技術に関する調査（ヒノキ漏脂病） 5. 針葉樹根株腐朽病の発生機構の解明と被害回避法の開発に関する調査	林業試験場

目的	調査研究名等	実施機関名
実態を精査するとともに、その被害発生原因の究明及び立木での簡便な被害判定法の開発を図り、被害回避法の確立を目指します。 (酸性雨関連) 平成2年度より五箇年計画で実施した「酸性雨等森林被害モニタリング事業」の結果を受け、第2期(平成7~11年度)として先に設定した調査点において再調査を行い、森林の衰退状況の有無の経時的把握を図ります。	6. 酸性雨等森林衰退モニタリング事業	
水質汚濁等に起因する突発的な漁業被害を未然に防止するため、漁場における長期的な環境変化を把握する必要があるので、水質調査(水温、塩分、溶存酸素、透明度)と生物モニタリング調査(藻場、底生生物、底質調査(粒度組成、強熱減量、COD、全硫化物))を行います。	1. 漁場保全対策推進事業	水産試験場
生物指標を用いて調査水域の環境の変化を監視します。(会津大川、猪苗代湖、桧原湖)	1. 漁場環境保全対策調査	内水面水産試験場

第4節 誘導的措置

1 公害防止施設整備等への助成

(1) 県環境創造資金の融資

県では、中小企業者などの皆さんに行う環境保全のための施設等の設置、改善等に必要な資金の円滑な融通を図るため、福島県環境創造資金融資制度を設けており、中小企業者などが行う公害防止施設の設置、改善等、工場の移転又は産業廃棄物処理のための施設の設置、改善等の公害防止対策の促進に努めています。平成11年度の融資の条件は、表-122のとおりです。

また、過去5年間の融資の実績は、表-123のとおりです。

表-123 福島県環境創造資金融資の条件

(平成11年4月1日現在)

対象業種又は 対象企業	県内に工場又は事業場を有し、引き続き同一の事業を1年以上営んでいる中小企業者、組合又は農業を営む方であって、自己資金のみで環境保全施設等の整備を行うことが困難であると認められる方	
資金用途	①個別環境保全資金 ②共同環境保全資金 ③工場等移転資金 ④産業廃棄物処理資金	環境保全のための施設の設置、改善及び分析測定機器の整備 ①の用途であって、工場等の共同の利用に供するもの 環境保全のための工場等の移転及びこれに必要な土地の取得並びに①の用途 産業廃棄物の処理のための施設等の整備及び埋立処分のための用地の取得(④については産業廃棄物処理業を営む方は対象としません)
貸付限度	①個別環境保全資金 ②共同環境保全資金 ③工場等移転資金 ④産業廃棄物処理資金	3,000万円以内 6,000万円以内 3,750万円以内 3,000万円以内
貸付期間	7年以内(融資を受けた年度内の据置期間を含む)	
貸付利率	年1.3%	
返済方法	元金均等の年賦又は月賦返済	
担保・保証人	金融機関の定めるところによる	
申込機関	市町村環境・公害担当課	
取扱金融機関	東邦銀行、常陽銀行、福島銀行、大東銀行、各信用金庫、商工組合中央金庫	

(注) 飲食店営業等を営む方が防音設備を設置又は改善する場合の融資額は450万円以内となります。

表-123 福島県公害防止施設整備資金（福島県環境創造資金）融資実績

(金額単位：千円)

種類	年度		平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
ばい煙又は粉じん 防 止 施 設	-	-	1	20,000	-	-	-	-	-	-	-	-
汚水等処理施設	1	2,000	-	-	-	-	1	10,000	-	-	-	-
騒音又は振動防止施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
悪臭防 止 施 設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
産業廃棄物処理施設	-	-	1	7,000	-	-	-	-	-	-	-	-
工場等の移転	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オゾン層保護対策施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1	2,000	2	27,000	-	-	1	10,000	-	-	-	-

環境指導課調べ

(2) 他の機関の融資制度

福島県公害防止施設整備資金融資制度のほか、県が設けている中小企業制度金融や、環境事業団、中小企業金融公庫、国民金融公庫、環境衛生金融公庫などの公害・環境に関する対策資金の融資制度があります。（表-124）

表-124 他の機関の融資制度

(平成11年4月1日現在)

制度名 条件等	福島県中小企業設備近代化資金貸付制度	環境事業団融資事業	中小企業金融公庫 (環境対策貸付)	国民金融公庫 (環境対策貸付)	環境衛生金融公庫 一般設備貸付(特例貸付) 振興事業貸付(特例貸付)
対象業種又 は対象企業	中小企業近代化資金等助成法に基づく指定業種	貸付対象施設を設置しようとする者又は貸付対象事業を行おうとする者	① 省エネルギーに資する施設を設置する者等 ② 公害関係法令の定めによる特定物質を排出する者等 ③ ISO 14001の認証を取得した者等	産業公害の防止、省エネルギー施設の設置、公害発生防止のための工場移転を行う者	飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、一般公衆浴場業、サウナ営業、クリーニング業を営む会社又は個人
資金用途	同法に基づく指定機械設備の整備	ばい煙処理、粉じん防止、汚水処理、特定物質処理、騒音防止、悪臭防止、特定フロン排出抑制・回収、産業廃棄物処理（ダイオキシン対策を含む）施設の設置、市街地土壤汚染・地下水汚染防止等事業	① 省エネルギー施設の取得 ② 公害防止設備の取得（一部運転資金の取り扱いあり） ③ ISO認証取得のための設備取得（一部運転資金の取り扱いあり）	① ばい煙、汚水、騒音など公害を防止する施設の設置 ② 省エネルギー施設（機械・装置）の導入（改造・更新を含む） ③ 工場移転に伴う土地・建物・機械等の取得	汚水等処理施設、大気汚染防止施設の設置又は整備
貸付限度	50万円以上4,000万円以内(対象金額の1/2以内)	所要額の80%以内（ダイオキシン対策促進融資は90%以内）	直貸：7億2,000万円 代理貸：1般貸付とは別に1億2,000万円	7,200万円(運転資金は4,800万円)	一般設備貸付又は振興設備貸付の限度額に1,500万円を加算した額

誘導的措置

制度名 条件等	福島県中小企業設備近代化資金貸付制度	環境事業団融資事業	中小企業金融公庫 (環境対策貸付)	国民金融公庫 (環境対策貸付)	環境衛生金融公庫 一般設備貸付(特例貸付) 振興事業貸付(特例貸付)
貸付期間	5年以内(公害防止施設については12年以内)	① 共同公害防止施設機械装置15年以内その他20年以内 ② 個別公害防止施設15年以内 ③ 産業廃棄物処理業者が設置する産業廃棄物処理施設15年以内 ④ 市街地土壤汚染・地下水汚染防止事業20年以内	15年以内(据置期間2年以内)	設備資金:15年以内 (据置期間2年以内) 移転に関して特に必要な場合は20年以内 運転資金:5年以内 (据置期間1年以内)、特に必要な場合は7年以内	一般貸付:15年以内 (一般公衆浴場業は30年以内) 振興貸付:18年以内 (据え置き2年以内) 運転資金:7年以内 (据え置き1年以内)
貸付利率	無利子	年1.75% (H11.6.11現在)	年1.8% (H11.6.11現在)	年1.9%、特別対象設備 年1.6~1.8% (H11.6.11現在)	年1.9% (H11.6.11現在)
担保・保証人	保証人2名以上、担保を徴する。	担保は原則として不動産、動産その他の資産。連帯保証人1名以上	保証人を付し、担保を徴する。	原則として保証人1名を付し、必要に応じ担保を徴する。	原則として保証人1名を付し、必要に応じ担保を徴する。
申込・取扱機関	市町村商工担当課、県中小企業課、県地方振興局	事業団代理店	中小企業金融公庫、各代理店	国民金融公庫直営	国民金融公庫、商工中金、銀行、信用金庫、信用組合

(注) 環境事業団の融資業務は、平成11年10月1日をもって日本政府投資銀行(仮称)へ移管される予定です。

環境指導課調べ

第5節 公害紛争の処理及び被害の救済

1 公害に関する苦情・紛争の処理

(1) 公害苦情の処理

公害等に関する苦情(以下「公害苦情」という。)は、地域住民の生活環境に密着した環境問題の一つであり、その適切な処理は、生活環境の保全や公害紛争の未然防止のためにも極めて重要です。

このような観点から、昭和45年に施行された公害紛争処理法により、地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害苦情の適切な処理に努めるよう求められ、公害苦情相談員を置くことができるとされました。

このため、県では、福島県公害苦情処理等要綱を制定し、その円滑な処理に努めています。

県民からの公害苦情の窓口としては、主として市町村や県の環境担当部局が当たり、公害苦情相談員等が処理にたずさわっています。

平成11年3月31日現在における県の公害苦情相談員数は12名、市町村の公害苦情相談員数は40名となっています。

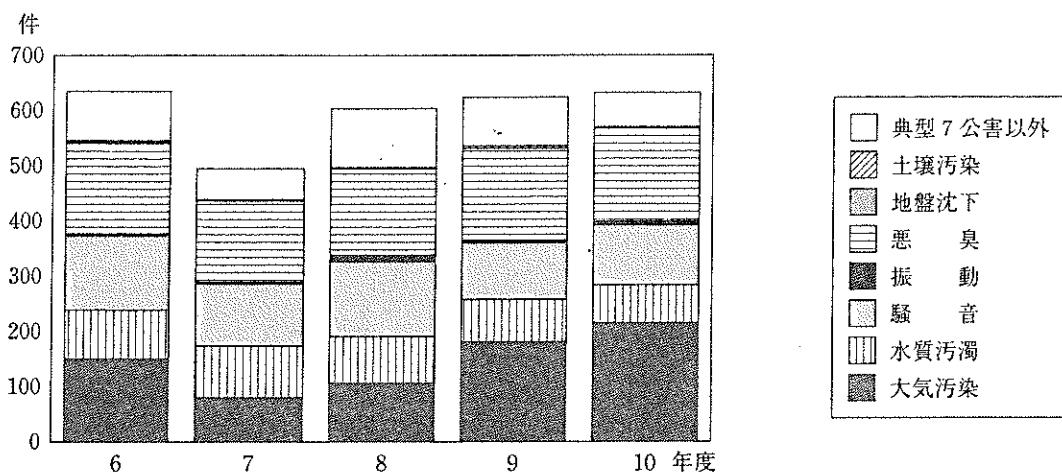
ア 市町村等における公害苦情処理状況

(ア) 公害苦情の概況

平成10年度に、県及び市町村が新たに受理した公害苦情総件数は632件で、前年度に比べて8件増加(増加率1.3%)しました。この総件数は、過去5年間で見て平成6年度の635件に次いで多くなりました。

総件数の内訳は、典型7公害の苦情が570件(公害苦情総件数の90.2%)で前年度に比べて34件増加(増加率6.3%)し、典型7公害以外の苦情は62件(同9.8%)で前年度に比べて26件減少(同△29.5%)しました。(図-35)

図-35 公害苦情件数の年度別推移



(1) 公害の種類別苦情件数

a 典型7公害の種類別苦情件数

典型7公害の種類別の苦情は、「大気汚染」が216件（公害苦情総件数の34.2%）で最も多く、次いで「悪臭」が168件（同26.6%）、「騒音」が109件（同17.2%）、「水質汚濁」が68件（同10.8%）、「振動」が7件（同1.1%）、「土壤汚染」が2件（同0.3%）で、「地盤沈下」に関する苦情はありませんでした。

図-36 公害の種類別苦情件数の構成比
(平成10年度)

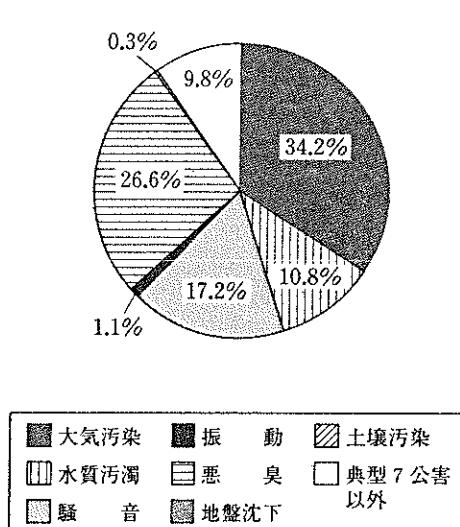
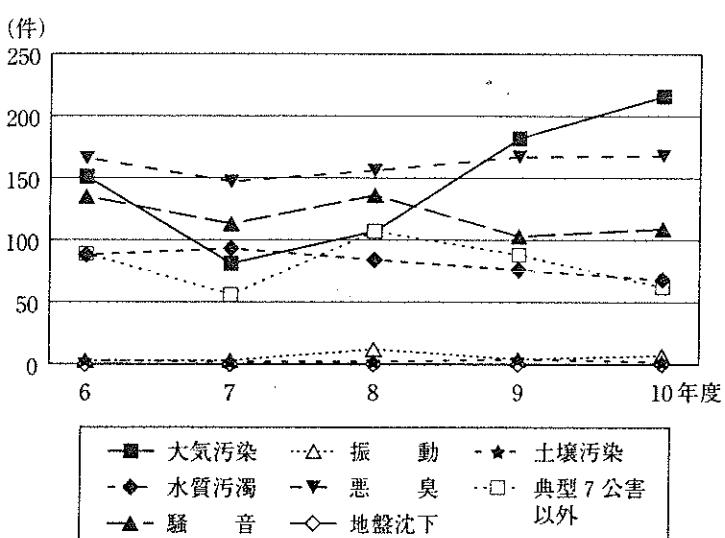


図-37 公害の種類別苦情件数の過去5年間の推移



- ① 「大気汚染」の苦情件数は、216件で、前年度に比べて34件増加（増加率18.7%）しました。これは、主に「家庭生活」に関する苦情が増加したためです。
- ② 「水質汚濁」の苦情件数は、68件で、前年度に比べて8件減少（同△10.5%）しました。これは、主に「畜産・養蚕農業」、「窯業、土石製品製造業」に関する苦情が減少したためです。
- ③ 「騒音」の苦情件数は、109件で、前年度に比べて6件増加（同5.8%）しました。これは、主に「総合工事業」、「自動車整備業」などに関する苦情が増加したためです。
- ④ 「振動」の苦情件数は、7件で前年度に比べて3件増加（同75.0%）しました。これは、主に「道路」、「総合工事業」に関する苦情が増加したためです。

- ⑤ 「悪臭」の苦情件数は、168件で、前年度に比べて1件増加（同0.6%）しました。これは、主に「畜産・養蚕農業」に関する苦情が増加したためです。
- ⑥ 「地盤沈下」の苦情は、前年度に引き続きありませんでした。（平成3年度以降なし。）
- ⑦ 「土壤汚染」の苦情は、2件で、前年度に比べて2件減少（同△50.0%）しました。これは、主に「非金属鉱業」、「総合工事業」に関する苦情が減少したためです。

表-125 公害の種類別苦情件数の推移及び構成比

種類 年度	典型7公害								典型 7公害 以外	合計	前年比 (%)	
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壤汚染	小計				
苦 情 件 数	6年度	151	88	135	3	166	0	3	546	89	635	24.5
	7年度	81	93	113	3	147	0	2	439	56	495	△23.0
	8年度	107	84	136	12	156	0	2	497	107	604	22.0
	9年度	182	76	103	4	167	0	4	536	88	624	3.3
	10年度	216	68	109	7	168	0	2	570	62	632	1.3
構 成 比 %	6年度	23.8	13.6	21.3	0.5	26.1	0	0.5	86.0	14.0	100	
	7年度	16.4	18.8	22.8	0.6	29.7	0	0.4	88.7	11.3	100	
	8年度	17.7	13.9	22.5	2.0	25.8	0	0.4	82.3	17.7	100	
	9年度	29.2	12.2	16.5	0.6	26.8	0	0.6	85.9	14.1	100	
	10年度	34.2	10.8	17.2	1.1	26.6	0	0.3	90.2	9.8	100	

b 典型7公害以外の種類別苦情件数

典型7公害以外の苦情件数を種類別に見ると、「その他」が53件（典型7公害以外の苦情件数に占める割合85.5%）で最も多く、次いで「不法投棄」が5件（同8.1%）、「土砂の流出」と「害虫発生」がそれぞれ2件（同3.2%）などとなっています。（表-126）

- ① 「不法投棄」の苦情内容は、粗大ごみなどの一般廃棄物及び建設廃材などの産業廃棄物の不法投棄などに関する苦情です。
- ② 「土砂の流出」の苦情内容は、たい積した土砂や残土の近隣地や道路への流出などに関する苦情です。
- ③ 「害虫等の発生」の苦情内容は、たい肥及び雑草の繁茂による蚊、ハエ、毛虫などの害虫や蟻、ごきぶり、ヤスデなどのいわゆる不快昆虫の大量発生に関する苦情です。
- ④ 「その他」の苦情内容は、典型7公害以外の苦情のうち、汚水の流出、洗車場の汚水散布、雑草等の花粉の浮遊、雑草等による交通視野妨害などに関する苦情です。

表-126 典型7公害以外の種類別苦情件数の推移及び構成比

種類 年度	通 風 障 害	光 害	電 障 害	土砂の 散 乱	土砂の 流 失	不 投 法 棄	ふん・ 尿の害	害虫等 の発生	火災の 危 険	その他	合 計	
苦 情 件 数	6年度	0	1	2	1	2	16	6	31	2	28	89
	7年度	1	1	3	2	0	6	4	2	0	37	56
	8年度	0	1	3	0	0	3	2	2	2	94	107
	9年度	0	1	0	1	0	11	4	41	4	26	88
	10年度	0	0	0	0	2	5	0	2	0	53	62
構 成 比 %	6年度	0.0	1.1	2.2	1.1	2.2	18.0	6.8	34.9	2.2	31.5	100
	7年度	1.8	1.8	5.3	3.6	0.0	10.7	7.1	3.6	0.0	66.1	100
	8年度	0.0	0.9	2.8	0.0	0.0	2.8	1.9	1.9	1.9	87.8	100
	9年度	0.0	1.1	0.0	1.1	0.0	12.5	4.6	46.6	4.6	29.5	100
	10年度	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	8.1	0.0	3.2	0.0	85.5	100

(ウ) 公害の発生源別苦情件数

典型7公害の発生源別の苦情件数は、「他の工事業」に関するものが49件(公害苦情総件数の7.9%)で最も多く、次いで「総合工事業」に関するものが45件(同7.3%)、「家庭生活」に関するものがそれぞれ41件(同7.0%)などとなっています。(表-127)

a 典型7公害の発生源別苦情件数

「大気汚染」、「水質汚濁」、「騒音」及び「悪臭」に関する公害苦情を発生源別(その他・不明を除く。)に見ると、概ね次のとおりです。

- ① 「大気汚染」の発生源別苦情件数は、「他の工事業」に関するものが31件(大気汚染に関する公害苦情件数の14.4%)で最も多く、次いで「家庭生活」に関するものが24件(同11.1%)、「総合工事業」に関するものが23件(同10.6%)などとなっています。
- ② 「水質汚濁」の発生源別苦情件数は、「畜産・養蚕農業」に関するものが8件(水質汚濁に関する公害苦情件数の11.8%)で最も多く、次いで「食料品・飲料等製造業」に関するものが6件(同8.8%)などとなっています。
- ③ 「騒音」の発生源別苦情件数は、「総合工事業」に関するものが13件(騒音に関する公害苦情件数の11.9%)で最も多く、次いで「他の工事業」に関するものが9件(同8.3%)などとなっています。
- ④ 「悪臭」の発生源別苦情件数は、「畜産・養蚕農業」に関するものが26件(悪臭に関する公害苦情件数の15.5%)と最も多く、次いで「家庭生活」に関するものが12件(同7.1%)などとなっています。

b 典型7公害以外の発生源別苦情件数

平成10年度の典型7公害以外の公害に関する苦情を発生源別(その他、不明を除く。)に見ると、「空地」に関するものが32件(典型7公害以外の公害苦情件数の51.6%)と最も多く、次いで「家庭生活」「家庭生活のペット」「公園」に関するものがそれぞれ3件(同4.8%)などとなっています。

表-127 公害の発生源別苦情件数（平成10年度）

(単位：件)

		典 型 7 公 害								典型 7公害 以外	合 計	構成比 (%)
		大気 汚染	水質 汚濁	土壤 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	計			
農業	耕 種 農 業	0	0	0	2	0	0	4	6	0	6	0.9
	畜産・養蚕農業	1	8	0	1	0	0	26	36	2	38	6.0
	農業・園芸サービス業	2	1	0	0	0	0	3	6	0	6	0.9
林 業		0	0	0	1	0	0	0	1	1	2	0.3
漁 業		0	1	0	0	0	0	1	2	0	2	0.3
鉱業	金 属 鉱 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	石炭・原油等の鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	非 金 属 鉱 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
建設	総 合 工 事 業	23	1	0	13	2	0	6	45	1	46	7.3
	その他の工事業	31	1	0	9	0	0	8	49	1	50	7.9
食料品・飲料等製造業		11	6	1	1	0	0	10	29	0	29	4.6
織 繊 工 業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
製 造 業	木材・木製品製造業	14	1	0	5	0	0	1	21	1	22	3.5
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1	0	1	0	0	0	3	0	3	0.5
	出版・印刷・同関連産業	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0.2
化 学 工 業	化 学 工 業	1	0	0	2	0	0	9	12	0	12	1.9
	石油・石炭製造業	1	0	0	0	0	0	1	2	0	2	0.3
	プラスチック製品製造業	2	0	0	0	0	0	1	3	0	3	0.5
業	ゴム 製品 製造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	窯業・土石製品製造業	1	1	0	0	0	0	2	4	1	5	0.8
	鉄鋼・非鉄・金属製品製造業	5	1	0	6	0	0	3	15	0	15	2.4
機 械 器 具 製 造 業	機 械 器 具 製 造 業	7	2	0	4	0	0	2	15	0	15	2.4
	その他の製造業	10	3	1	1	0	0	8	23	1	24	3.8
電 气 ・ ガ ス 热 供 給 業		1	0	0	2	0	0	0	3	0	3	0.5
水 道 業		0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0.2
運輸・通信	鐵 道 業	0	0	0	3	2	0	0	5	0	5	0.8
	道 路 旅 客 運 送 業	1	0	0	1	0	0	1	3	0	3	0.5
	道 路 貨 物 運 送 業	3	1	0	2	0	0	1	7	0	7	1.1
	航 空 運 輸 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	その他の運輸・通信業	1	0	0	1	0	0	0	2	0	2	0.3

(単位：件)

	典型7公害								典型 7公害 以外	合計	構成比 (%)
	大気 汚染	水質 汚濁	土壤 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	計			
再生資源卸売業	5	0	0	0	0	0	6	11	0	11	1.7
卸売・小売業	12	4	0	8	0	0	3	27	0	27	4.3
飲食店	0	4	0	4	0	0	7	15	0	15	2.4
飲食店のカラオケ	0	0	0	4	0	0	0	4	0	4	0.6
洗濯・理容・浴場業	0	1	0	1	0	0	0	2	1	3	0.5
駐車場業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0.2
生活関連サービス業	2	0	0	1	0	0	0	3	0	3	0.5
旅館・その他宿泊所	2	0	0	2	0	0	2	6	0	6	0.9
娯楽業	1	1	0	6	0	0	0	8	0	8	1.3
娯楽業のカラオケ	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0.2
ゴルフ場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
自動車整備業	10	2	0	0	0	0	3	15	1	16	2.5
機械・家具等修理業	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0.2
専門サービス業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0.2
廃棄物処理業	8	1	0	0	0	0	4	13	1	14	2.2
医療業・保健衛生	3	1	0	1	0	0	1	6	0	6	0.9
社会保険・社会福祉	2	0	0	1	0	0	0	3	0	3	0.5
教育・学術研究機関	1	0	0	3	0	0	2	6	1	7	1.1
その他のサービス業	2	0	0	1	0	0	4	7	0	7	1.1
公務	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0.2
家庭生活	24	0	0	5	0	0	12	41	3	44	7.0
家庭生活のペット	0	0	0	4	0	0	2	6	3	9	1.4
事務所	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2	0.3
道路	0	0	0	1	3	0	1	5	0	5	0.8
空地	0	0	0	1	0	0	1	2	32	34	5.4
公園	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0.5
神社・寺院等	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0.5
その他	14	4	0	4	0	0	7	29	5	34	5.4
不明	11	21	0	3	0	0	22	57	4	61	9.7
合計	216	68	2	109	7	0	168	570	62	632	100.0

(エ) 公害苦情の発生地域別件数

典型7公害の被害の発生地域別の苦情件数は、都市計画法による都市計画区域内は507件(88.9%)、都市計画区域以外の地域は63件(11.1%)となっています。(表-128)

また、都市計画区域内の苦情件数を用途地域別に見ると、「住居地域」が234件(典型7公害の苦情件数の41.1%)と最も多く、次いで「工業系地域」の95件(同16.7%)、「商業系地域」の39件(同6.8%)の順となっています。

なお、「市街化調整区域」と「その他の地域」を合わせた件数は139件(同24.4%)となっています。

表-128 典型7公害に係る被害発生地域別苦情件数の推移

区域 年度	都市計画法による都市計画区域										都市計画区域以外	合計	
	住居地域	近隣商業地域	商業地域	商業系地域計	準工業地域	工業地域	工業専用地域	工業系地域計	市街化調整区域	その他の区域			
苦情件数	平成6年度	245	7	30	37	35	50	10	95	62	45	484	62 546
	平成7年度	188	6	29	35	30	34	11	75	56	34	388	51 439
	平成8年度	207	9	24	33	31	46	15	92	71	23	426	71 497
	平成9年度	230	23	19	42	28	42	19	89	87	29	477	59 536
	平成10年度	234	12	27	39	54	28	13	95	96	43	507	63 570
構成比 (%)	平成6年度	44.9	1.3	5.5	6.8	6.4	9.2	1.8	17.4	11.3	8.2	88.6	11.4 100
	平成7年度	42.8	1.4	6.6	8.0	6.8	7.7	2.5	17.1	12.8	7.7	88.4	11.6 100
	平成8年度	41.7	1.8	4.8	6.6	6.2	9.3	3.0	18.5	14.3	4.6	85.7	14.3 100
	平成9年度	42.9	4.3	3.6	7.9	5.2	7.8	3.6	16.6	16.2	5.4	89.0	11.0 100
	平成10年度	41.1	2.1	4.7	6.8	9.5	4.9	2.3	16.7	16.8	7.5	88.9	11.1 100

(オ) 公害苦情の被害の種類別件数

典型7公害の被害の種類別の苦情件数は、「うるさい、臭い」などといった「感覚的・心理的被害」が535件(93.9%)と大半を占め、次いで「その他」が17件(3.0%)などとなっています。(表-129)

表-129 典型7公害に係る被害の種類別苦情件数の推移及び構成比

年度	種類	健康被害	財産被害	動・植物被害	感覚的・心理的被害	その他の区域	典型7公害の苦情件数
		平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度		
苦情件数	平成6年度	4	21	23	475	23	546
	平成7年度	6	11	18	376	28	439
	平成8年度	4	20	16	445	12	497
	平成9年度	2	7	21	497	9	536
	平成10年度	2	7	9	535	17	570

種類 年度		健康被害	財産被害	動・植物 被害	感覚的・ 心理的被害	その他の 公害	典型7公害 の苦情件数
構成比 %	平成6年度	0.7	3.9	4.2	87.0	4.2	100
	平成7年度	1.4	2.5	4.1	85.6	6.4	100
	平成8年度	0.8	4.0	3.2	89.6	2.4	100
	平成9年度	0.4	1.3	3.9	92.7	1.7	100
	平成10年度	0.3	1.2	1.6	93.9	3.0	100

(カ) 地区別公害苦情件数

地方振興局別の公害苦情件数は、県中地方が200件(公害苦情総件数の31.7%)と最も多く、次いで、いわき地方の186件(同29.4%)、県北地方の109件(同17.3%)、相双地方の59件(同9.3%)、会津地方の40件(同6.3%)、県南地方の36件(同5.7%)、南会津地方の2件(同0.3%)の順となっています。
(表-130)

表-130 地区別公害苦情件数の推移及び構成比

地区名 年 度	件 数								構 成 比 (%)							
	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計
平成6年度	65	188	20	109		57	196	635	10.2	29.6	3.1	17.2		9.0	30.9	100
平成7年度	59	161	13	81		41	140	495	11.9	32.5	2.6	16.4		8.3	28.3	100
平成8年度	105	252	19	52	3	46	127	604	17.4	41.7	3.2	8.6	0.5	7.6	21.0	100
平成9年度	90	231	36	56	2	34	175	624	14.4	37.0	5.8	9.0	0.3	5.5	28.0	100
平成10年度	109	200	36	40	2	59	186	632	17.3	31.7	5.7	6.3	0.3	9.3	29.4	100

(注) 平成8年度から南会津を会津から区別して集計することにしました。

表-131 市町村別公害苦情件数(平成10年度)

	市町村名	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	7公害以外	合 計
県 北	福島市	16	11	1	15	2		51	2	(0) 98
	二本松市				1	1				(0) 2
	桑折町							1		(0) 1
	靈山町	1								(0) 1
	月館町							1		(0) 1
	安達町							2		(0) 2
	大玉村		1					1	1	(0) 3
県 中	白沢村		1							(0) 1
	小 計	(0) 17	(0) 13	(0) 1	(0) 16	(0) 3	(0) 0	(0) 56	(0) 3	(0) 109
	郡山市	56	7		43	1		35	45	(0) 187
	須賀川市	4	1					6	1	(0) 12
	石川町				1					(0) 1
	小 計	(0) 60	(0) 8	(0) 0	(0) 44	(0) 1	(0) 0	(0) 41	(0) 46	(0) 200

	市町村名	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	7公告以外	合 計									
県 南	白 河 市	1	(1)	1		1			1	(1) 4									
	西 郷 村	1	(1)	2				6		(1) 9									
	表 郷 村	1		1						(0) 2									
	東 村	1			1	2		2		(0) 6									
	泉 崎 村			2				(1) 1		(1) 3									
	矢 吹 町	(1)	5						1	(1) 6									
	棚 倉 町	(1)	1							(1) 1									
	矢 祭 町	(1)	1							(1) 1									
	鮫 川 村			2					2	(0) 4									
	小 計	(3)	11	(2)	8	(0)	0	(0)	2	(0)	0	(1)	10	(0)	3	(6)	36		
会 津	会津若松市	(1)	15	(1)	5		10			(1)	6					(3)	36		
	西会津町			(1)	1											(1)	1		
	高 鄉 村										1	(0)	1						
	会津坂下町										1	(0)	1						
	河 東 町			(1)	1							(1)	1						
	小 計	(1)	15	(3)	7	(0)	0	(0)	10	(0)	0	(0)	0	(1)	6	(0)	2	(5)	40
南 会 津	田 島 町				2											(0)	2		
	小 計	(0)	0	(0)	2	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	2
相 双	原 町 市		2				3				1					(0)	6		
	相 馬 市		13	(1)	11		1			(1)	15					3	(2)	43	
	檜 葉 町	(1)	1		1		1				1					(1)	4		
	浪 江 町	(2)	2	(2)	2		1									(4)	5		
	鹿 島 町									(1)	1					(1)	1		
	小 計	(3)	18	(3)	14	(0)	1	(0)	5	(0)	0	(0)	0	(2)	18	(0)	3	(8)	59
	い わ き 市		95		16			32		1	0		37			5	(0)	186	
	計	(7)	216	(8)	68	(0)	2	(0)	109	(0)	7	(0)	0	(4)	168	(0)	62	(9)	632

(注) 1 () は県機関受理件数で、内数です。

2 苦情がなかった市町村は掲載していません。

(ア) 公害苦情処理係属性数

a 公害苦情処理係属性数

平成10年度に処理することとなった公害苦情処理係属性数（平成10年度に県又は市町村の公害担当機関が新たに直接受理した件数に、他の機関から移送された件数と前年度からの繰越件数を加え、これから他の機関へ移送した分を差し引いた件数）は741件で、前年度に比べて25件減少（減少率3.3%）しました。（表-131）

そのうち、平成10年度中に処理された苦情は648件で、その処理率は87.4%であり、前年度(82.2%)と比べると5.2ポイント上昇しました。

b 公害苦情未処理件数

平成10年度未現在、受理後3年以上経過（平成8年3月31日以前に受理）しても未解決となっている、いわゆる未処理件数は9件となっています。その内訳は、悪臭が4件、大気汚染と騒音がそれぞれ2件、水質汚濁が1件となっています。

表-132 公害苦情処理係属性件数の推移

区分 年度	公害苦情 処理係属性 件数(A) =(B)+(C) +(D)-(F)	受 理 件 数			処 理 件 数				処 理 率 (E) ÷ (A) × 100 (%)
		新規直接 受理件数 (B)	他 か ら 移 送 (C)	前 年 度 から繰越 (D)	直 接 处 理 (E)	他 へ 移 送 (F)	翌 年 度 へ 繰 越 (G)	そ の 他 (H)	
平成6年度	659	635	0	28	553	4	75	31	83.9
平成7年度	567	492	3	75	458	3	103	6	80.8
平成8年度	704	601	3	103	556	3	147	1	79.0
平成9年度	766	612	12	147	630	5	128	8	82.2
平成10年度	741	628	4	111	648	2	91	2	87.4

(注) (H)欄の「その他」の主なものは、「原因又は加害行為をした者が不明のとき」などです。

(ク) ま と め

- (a) 平成10年度に新たに受理した公害苦情総件数(632件)は、前年度(624件)に比べて8件(1.3%)増加しました。この総件数は、過去5年間で二番目に多い件数となりました。
- (b) 大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる「典型7公害」の苦情件数は570件で、前年度に比べて34件(6.3%)増加しました。
特に、大気汚染と悪臭の二つの苦情で典型7公害の苦情件数の半数以上(67.4%)を占めています。
- (c) 「典型7公害以外」の苦情件数は62件で、前年度に比べて26件(29.5%)減少しました。
特に、「害虫の発生」が急減しました。
- (d) 典型7公害の発生源別の苦情件数は、「その他の工事業」が49件(典型7公害の苦総件数の8.6%)と最も多く、次いで「総合工事業」が45件(同7.9%)、「家庭生活」が41件(同7.2%)、「畜産・養蚕農業」が36件(同6.3%)、「食料品・飲料等製造業」が29件(同5.1%)などの順となっています。
- (e) 典型7公害の被害の種類別件数は、「感覚的・心理的被害」が535件(典型7公害の苦情件数の93.9%)で最も多く、昨年度と比べて38件増加しました。
また、「動・植物被害」が9件(同1.6%)、「財産の被害」が7件(同1.2%)、「健康被害」が2件(同0.3%)などとなっています。
- (f) 典型7公害の苦情の発生地域を見ると、都市計画区域内が88.9%を占め、これを都市計画区域の用途地域別に見ると、住居地域内が41.1%、工業系地域内が16.7%、商業系地域内が同6.8%などとなっています。
また、地方振興局別に公害苦情総件数に占める割合を見ると、県中地方が31.7%と最も多く、次いでいわき地方の29.4%、県北地方の17.3%、相双地方の9.3%、会津地方の6.3%、県南地方の5.7%、南会津地方の0.3%の順となっています。
- (g) 平成10年度の県内の公害苦情発生の特徴としては、「家庭生活」を発生源とする大気汚染に関する苦情件数の増加があります。
- (h) 公害苦情問題の解決には、住民、事業者、行政が一体となって快適な生活環境づくりを推進することが大切です。

県は、日常的な公害苦情処理を通じて、公害の未然防止対策の一層の推進を図り、県民の健康の保護及び良好な生活環境の保全に努めていきます。

イ 警察における公害苦情処理状況

公害苦情処理状況は表-133のとおりであり、総数は272件で前年対比50件増加しました。

態様別では騒音苦情が249件で、全体の91.5%を占めました。

警察に寄せられた苦情のうち、法令違反が認められるものについては、検挙又は警告を行い、また、行政措置を必要とするものについては、関係機関に引き継ぎ処理しました。

表-133 警察における公害苦情処理状況

項目	年別件数 態様別	平成9年度		平成10年度		比較増減(件)
		件 数	構成比(%)	件 数	構成比(%)	
受理状況	大気汚染	2	0.9	3	1.1	1
	水質汚濁	7	3.2	2	0.7	△5
	土壤汚染	0	0	0	0	0
	騒音	186	83.8	249	91.5	63
	振動	0	0	0	0	0
	地盤沈下	1	0.4	0	0	△1
	悪臭	2	0.9	2	0.7	0
	廃棄物	24	10.8	16	5.9	8
計		222	100	272	100	50
処理状況	話し合い等	12	5.4	29	10.7	17
	警告	181	81.5	202	74.3	21
	検挙	6	2.7	7	2.6	1
	他機関移送	0	0	0	0	0
	処置不能	23	10.4	34	12.5	11
	検討中	0	0	0	0	0
	計	222	100	272	100	50

(注) △印は減少を示します。

(2) 公害事犯の取締り

ア 公害事犯の検挙状況

(ア) 概況

警察では、県民生活の環境保全に寄与する立場から、悪質な産業廃棄物事犯に重点を指向して取締りを推進しました。

その結果、平成10年中の検挙件数は86件でした。

(イ) 態様別検挙状況

違反態様別は表-134のとおりであり、検挙は全て廃棄物関係事犯でした。

(ウ) 法令別検挙状況

法令別は表-135のとおりであり、検挙は全て「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反でした。

イ 公害事犯の今後の取組み

公害問題が逐次改善されている中で、産業廃棄物の不法投棄や有害廃棄物事案などが社会問題化し、県民の生活環境に重大な影響を与えています。

そのため、警察では、産業廃棄物の処理に係る事犯に重点を指向した取締りを推進し、生活環境の保全に寄与することとしています。

表-134 態様別検挙状況

年別件数 態様別	平成9年度		平成10年度		比較増減(件)
	件 数	構成比(%)	件 数	構成比(%)	
大気汚染	1	1.3	0	0	△1
水質汚濁	0	0	0	0	0
悪臭	0	0	0	0	0
廃棄物	78	98.7	86	100	8
合 計	79	100	86	100	7

(注) △印は減少を示します。

表-135 法令別検挙状況

年別件数 態様別	平成9年度		平成10年度		比較増減(件)
	件 数	構成比(%)	件 数	構成比(%)	
廃棄物処理法	78	98.7	86	100	8
大気汚染防止法	1	1.3	0	0	△1
水質汚濁防止法	0	0	0	0	0
県生活環境の保全等に関する条例	—	—	0	0	0
合 計	79	100	86	100	7

(注) △印は減少を示します。

(3) 公害紛争の処理

公害紛争処理制度は、公害紛争処理法に基づいて、国では公害等調整委員会、都道府県では都道府県公害審査会を設置して、公害に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみ）の手続きにより、迅速かつ適正な解決を図ろうとするものです。

本県では、昭和45年に福島県公害紛争処理条例を定め、昭和46年4月に福島県公害審査会を設置しています。

これまで、審査会で取り扱った事件は、昭和45年及び昭和46年の和解の仲介（現在のあっせんに当たる）事件が2件、平成3年及び平成5年の調停事件が2件です。

平成5年の調停事件は、平成5年4月1日に受理した既設ゴルフ場での農薬の使用差止等を求める調停申請で、審査会は、委員3名で構成する調停委員会を設置して調停の手続きを進めました。平成8年3月26日に開催した第13回調停期日において、調停委員会の提示した調停案（「公害防止及び生活環境保全協定」の締結）に対して、当事者双方の合意が整い、調停が成立しました。

2 公害健康被害補償制度

「公害健康被害の補償等に関する法律」は、大気汚染又は水質汚濁の影響による健康被害者等の迅速かつ公正な保護を図るため、大気汚染又は水質汚濁による健康被害が発生している地域や疾病の種類を政令で定め、汚染原因者等の費用負担で、認定された患者の補償や健康被害を予防する事業を行うものです。

県内には、政令で指定された地域はありませんが、県内の一定規模以上のばい煙発生施設の設置者は、毎年のばい煙排出量に応じて費用を負担することになっています。

第6節 広域的な取組みの推進

1 尾瀬サミット

平成4年8月に開催された福島・群馬・新潟の3県知事による「尾瀬サミット」では、尾瀬を保護するための一元的な管理団体（尾瀬保護財団）の必要性が協議され、3県はその設立検討について合意しました。

3県が中心となって設立準備をすすめてきた結果、平成7年8月3日、尾瀬地域の一体的な保護と適正利用を推進する団体として尾瀬保護財団が設立されました。

財団は、県域を越えて一体的な活動を行うとともに、自然解説などを通して利用者の意識啓発を行い、適正な利用に基づいた尾瀬の保護をめざしています。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 入山者指導事業 | 入山口における指導、尾瀬ガイダンスの実施
尾瀬ボランティアの活動、啓発パンフレットの発行 |
| (2) 自然解説事業 | 自然解説、ネイチャースクールの開催 |
| (3) 植生復元事業 | 荒廃湿原等の復元事業 |
| (4) 施設維持管理事業 | ビジターセンター及び公衆トイレの維持管理（受託） |
| (5) 頤彰事業 | 学術奨励賞としての「尾瀬賞」の創設 |
| (6) 「友の会」運営 | 財団運営のため、広く一般から支援を求めるため友の会を運営 |
| (7) その他 | 尾瀬サミットの開催、尾瀬写真展の開催 |

2 ニュージーランドとの国際交流

- (1) 県では、地球的視点から地域の活性化を図ることを目指して、幅広く国際交流を行っており、平成8年度からニュージーランドとの交流を推進している。その一環として、世界的にも環境問題への取組みが進んでいるニュージーランドの自然保護施策を学ぶため同国との職員交流を行っています。

平成9年度は、ニュージーランド自然保護省トンガリロ・タウポ自然保護事務所へ福島県職員2名を約8週間派遣し、研修を実施しました。

平成10年度は、ニュージーランドに自然公園専門家の派遣を要請し、ルアペフ地区事務所の上級自然保護官バーバラ・カーティス氏が平成10年9月2日から29日まで滞在して、磐梯朝日国立公園裏磐梯地区や日光国立公園尾瀬地区等の視察、関係者との意見交換等を行いました。また、「尾瀬サミット'98」に参加し、福島・群馬両県知事をはじめとする参加者と交通規制等の問題について意見を交換しました。

(2) 講演会

交流事業の一環として、ニュージーランドの自然保護施策等について広く知ってもらうため、開催しました。

- 開催日時 平成10年9月22日(木) 13:15~16:00
開催場所 福島市 杉妻会館 4階 牡丹の間
参集者 自然公園関係者、一般県民 約100名
演題 「ニュージーランドの自然とその保護

—人はやがて去るが、大地はそこに残る—

第3部 環境行政の推進体制

第1章 県の環境行政組織

第1節 本 庁 機 関

本県の環境行政組織のうち、本府機関については、昭和37年に厚生部公衆衛生課が人体に関する公害を、企画開発部企画課がその他の公害を所掌したことに始まりました。その後、昭和47年6月には生活環境部環境保全課及び公害規制課の2課制になりましたが、昭和53年4月には保健環境部に再編され、原子力安全対策室の附置（同年同月）、原子力安全対策課の設置（平成元年4月）、廃棄物対策室の附置（平成5年4月）、また、平成6年4月の行政機構改革により、生活環境部に再編され（公害規制課は環境指導課に名称変更）、平成7年4月には廃棄物対策課が設置されるなど、順次、整備・強化されてきました。（図-38、資-1）

第2節 出 先 機 関

本県の環境行政組織のうち、出先機関については、昭和37年に保健所及び県事務所が担当したことに始まりました。その後、いわき市に県・市公害対策センターの設置（昭和47年1月）、郡山市に県・市公害対策センターの設置（昭和51年10月）などの変遷を経て、順次、整備・強化されてきました。平成9年4月の行政組織の改正により、公害対策センターは、環境センターに改められ、環境汚染の防止のために必要な試験検査及び調査研究を行うことになり、また、環境保全・廃棄物対策、環境汚染の防止に関する事務は、各地方振興局が所管区域ごとに担当することになりましたが、加えて、平成10年4月からは、野生生物の保護及び狩猟に関する事務を担当します。

原子力発電所周辺地域住民の安全対策に関する事務は、原子力センターが、公害防止に関する試験研究は衛生公害研究所が担当しています。（図-38）

第3節 附 屬 機 関

1 環 境 審 議 会

福島県環境審議会は、平成5年11月19日の環境基本法の施行に伴い、環境基本法第43条の規定に基づき、平成6年8月1日に設置された機関です。

これに伴い、(旧)公害対策基本法に基づき設置されていた福島県公害対策審議会は同日廃止されました。

環境審議会は、(旧)公害対策審議会の所掌事務を引き継いだだけでなく、本県の環境保全に関して基本的な事項を調査審議します。

環境審議会は、現在委員27名で構成され、その任期は2年となっています。（資-2）

部会は、第1部会（環境保全及び廃棄物）、第2部会（大気保全、騒音、振動及び悪臭）、第3部会（水質保全、土壤汚染及び地盤沈下）の3部会が設置されています。

さらに、専門の事項を調査させるため、専門調査員が現在6人選任されています。（資-3）

平成10年度においては、「福島県の新たな環境影響評価制度について」が平成10年8月28日に知事から諮問があり、平成10年10月22日に答申されました。

また、「騒音に係る環境基準の地域の類型あてはめ及び地域の指定について」及び「平成11年度水質測定計画について」が平成10年12月25日に知事から諮問があり、平成11年2月23日答申されました。

2 公 害 審 査 会

福島県公害審査会は、昭和46年4月に、公害紛争処理法第13条及び福島県公害紛争処理条例第2条の規定

に基づき、公害に係る紛争について、あっせん、調停又は仲裁を行うために設置された機関です。

この審査会は、県議会の同意を得て知事が任命した、弁護士、学識経験者等の委員10人で構成されています。(資-4)

3 自然環境保全審議会

福島県自然環境保全審議会は、鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律や温泉法で規定された事項及び知事の諮問に応じて自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する機関で、自然環境保全法第51条の規定に基づいて、昭和48年6月に設置されました。委員数は現在28名となっています。

この審議会には、従来、自然環境保全部会と鳥獣保護部会の2部会が設置されていましたが、平成4年4月1日に温泉審議会が自然環境保全審議会に統合されたのに伴い、温泉部会が設置され3部会となりました。(資-5~6)

(1) 自然環境保全部会

自然環境保全部会は、県立自然公園の指定、指定の解除、区域の変更並びに公園事業の決定、廃止、変更や自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定、指定の解除、区域の変更並びに保全計画の決定、廃止、変更その他自然環境の保全に関する重要事項について調査審議するために設置されていますが、平成10年度は1回開催され、靈山県立自然公園の公園事業の変更及び松川浦県立自然公園の公園事業の決定について審議し、適当であるとの答申がなされました。

(2) 鳥獣保護部会

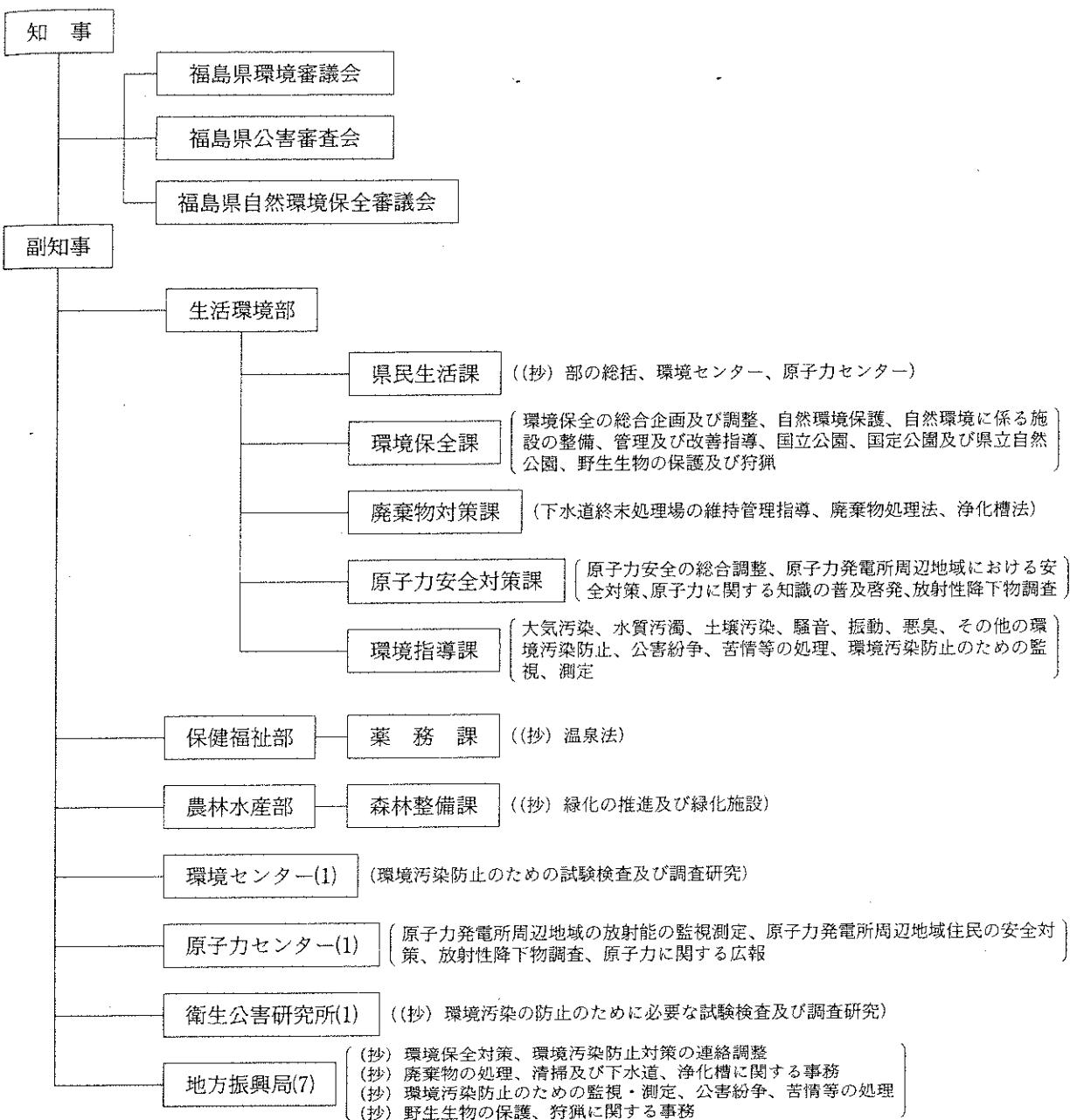
鳥獣保護部会は、鳥獣保護事業計画（五箇年）の策定、鳥獣保護区の設定若しくは特別保護地区の指定及びその他狩猟鳥獣の捕獲の制限等に関する事項について調査審議するために設置されていますが、平成10年度は1回開催され、鳥獣保護区の設定5件について審議した結果、適当である旨の答申がなされました。

(3) 温泉部会

温泉部会は、温泉法に基づく掘さく等の許可処分、取消、措置命令、採取制限等について調査審議するために設置されていますが、平成10年度は4回開催され、掘さく2件、動力装置6件について審議し、それぞれ許可適当である旨の答申がなされました。

図-38 福島県環境行政組織

(平成10年4月1日現在)



第2章 市町村の環境行政組織

市町村の環境行政は、地方自治法第2条第3項第7号の定めにより行うもので、各市町村の地理的条件、地域的な住民意識の差異などの特殊事情を反映して、公害の防止や環境の整備保全などを迅速かつ的確に行う役割を担っています。

このため、市町村では関係法令に基づく事務や環境関係の事務を処理するため、組織の整備を図るとともに環境基本条例や廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定や環境審議会を設置して、地域に即応した施策を実施しています。(資-7)

資 料 編

環境行政全般

資-1	県の環境行政組織の変遷	194
資-2	福島県環境審議会委員	195
資-3	福島県環境審議会専門調査員	196
資-4	福島県公害審査会委員	196
資-5	福島県環境影響評価審査会委員	196
資-6	福島県自然環境保全審議会委員	197
資-7	福島県自然環境保全審議会専門委員	197
資-8	市町村の環境行政組織等	198
資-9	環境関係法律	203
資-10	環境関係条例等	204
資-11	平成11年度環境保全関連施策	206

大気関係

資-12	大気汚染に係る環境基準の概要	217
資-13	大気監視測定局一覧	219
資-14	発生源測定局一覧	221
資-15	二酸化硫黄濃度の測定結果（平成10年度年間値）	224
資-16	二酸化硫黄濃度測定結果の経年変化（年平均値）	225
資-17	二酸化窒素濃度の測定結果（平成10年度年間値）	227
資-18	二酸化窒素濃度測定結果の経年変化（年平均値）	228
資-19	二酸化窒素濃度測定結果の経年変化（日平均値の年間98%値）	229
資-20	光化学オキシダント濃度の測定結果（平成10年度年間値）	230
資-21	光化学オキシダント濃度測定結果の経年変化 (昼間の1時間値の年平均値)	231
資-22	光化学オキシダント濃度測定結果の経年変化 (昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数)	232
資-23	浮遊粒子状物質濃度の測定結果（平成10年度年間値）	233

資-24	浮遊粒子状物質濃度測定結果の経年変化（年平均値）	234
資-25	一酸化炭素濃度の測定結果（平成10年度年間値）	235
資-26	一酸化炭素濃度測定結果の経年変化（年平均値）	235
資-27	非メタン炭化水素濃度の測定結果（平成10年度年間値）	235
資-28	非メタン炭化水素濃度測定結果の経年変化（年平均値）	236
資-29	降下ばいじん量測定結果の経年変化（年平均値）	237
資-30	酸性雨モニタリング調査結果	238

水 質 関 係

資-31	水質汚濁に係る環境基準	240
資-32	水質環境基準の類型あてはめ一覧表	244
資-33	河川、湖沼、海域の水質環境基準のあてはめ状況	248
資-34	磷の排水規制対象湖沼	249
資-35	窒素及び磷の排水規制対象海域	249
資-36	阿賀野川水系の水質測定結果	250
資-37	阿武隈川水系の水質測定結果	251
資-38	久慈川、川上川、黒川の水質測定結果	252
資-39	相双地区河川の水質測定結果	253
資-40	いわき地区河川の水質測定結果	254
資-41	湖沼の水質測定結果	255
資-42	海域の水質測定結果	257
資-43	水浴場の水質測定結果	259
資-44	地下水の水質汚濁に係る環境基準及び汚染の有無の判断基準	263
資-45	管内別特定事業場数と規制対象特定事業場数	264

土 壤 関 係

資-46	土壤の汚染に係る環境基準	267
------	--------------	-----

騒音・悪臭関係

資-47	騒音に係る環境基準	268
資-48	うつくしまの音30景	270
資-49	悪臭防止法に基づく規制対象物質	271

化学物質関係

- 資-50 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び
土壤の汚染に係る環境基準について 272

自然環境関係

- 資-51 福島県で特徴的な分布を示す植物 273
資-52 福島県で特徴的な分布を示す昆虫 274
資-53 福島県に生息する哺乳類 275
資-54 福島県におけるレッドデータブック掲載の昆虫類 276
資-55 自然公園等位置図 277

その他の

- 資-56 平成10年度福島県環境日誌 278
資-57 環境に関する記念日 280

- 用語解説 282

環境行政全般

資-1 県の環境行政組織の変遷

年度	年月日	事項
36	S 37. 3. 28	人体に関する公害については厚生部公衆衛生課、その他の公害については企画開発部企画課が所掌、出先機関は保健所及び県事務所が担当。
40	S 40. 4. 1	企画開発部調整課に公害班を設置。
43	S 43. 4. 1	県衛生研究所に公害部発足。
44	S 44. 4. 1	厚生部薬務公害課を設置、基幹保健所に薬務公害係を置く。
45	S 45. 8. 10 S 45. 10. 15	福島県公害対策本部発足。 厚生部公害対策課を設置。
46	S 46. 4. 1 S 47. 1. 1	地方行政連絡室に公害担当設置、基幹保健所は公害に係る環境監視及び検査を担当。 いわき市に、県・市公害対策センター発足。
47	S 47. 6. 1	生活環境部発足（環境保全課及び公害規制課を設置）。
48	S 48. 4. 1	衛生研究所を衛生公害研究所に名称組織替え。
49	S 49. 4. 1	原子力センター発足。
51	S 51. 6. 1 S 51. 10. 1	環境保全課を環境整備課と自然保護課に改組。 郡山市に、県・市公害対策センター発足。
53	S 53. 4. 1 〃	生活環境部を廃し、保健環境部を設置。環境保全課（環境整備課と自然保護課を統合）を設置し、原子力対策室を附置。 福島保健所及び会津若松保健所に公害係を置く。
元	H 元. 4. 1	原子力安全対策課を設置。
3	H 3. 4. 1 〃	郡山公害対策センター技術課に大気係と水質係を設置。 いわき公害対策センター技術課公害第一係、公害第二係を技術課大気係、水質係に名称替え。
5	H 5. 4. 1	環境保全課に課内室として廃棄物対策室を附置。
6	H 6. 4. 1	保健環境部を廃し、生活環境部を設置。環境指導課を設置（公害規制課を名称替え）。
7	H 7. 4. 1	廃棄物対策課を設置
9	H 9. 4. 1	地方振興局に環境課を置く（南会津地方振興局は県民環境課）。 郡山公害対策センターを環境センターに、いわき公害対策センターを環境センターいわき支所に名称組織替え。
10	H 10. 4. 1	環境保全課自然保護係を自然保護係、野生生物係に組織替え。

資料一2 福島県環境審議会委員

(平成12年2月1日)

区分	No.	氏名	役職名	所属部会		
				1	2	3
学識経験を有する者	1	荒井宏美	福島県経営者協会連合会副会長			○
	2	甲斐沼美紀子	国立環境研究所温暖化影響・対策研究チーム総合研究官	□	○	
	3	樺村利道	福島大学名誉教授	○	○	
	4	亀岡義彦	福島県内水面漁業協同組合連合会代表理事長			○
	5	小林忠道	福島県商工会議所連合会常任幹事	□		
	6	齋藤ミナ子	福島県消費者団体連絡協議会副会長			○
	7	酒井睦雄	(社)福島県医師会副会長	■		
	8	白井英男	福島県市長会	○		
	9	高橋伝	福島県町村会長		○	
	10	中井勝己	福島大学行政社会学部教授	■		○
	11	○中村玄正	日本大学工学部教授	○	■	
	12	新妻香織	フー太郎の森基金代表	○		
	13	林由美子	ふくしま女性フォーラム事務局長		○	
	14	半澤晃一	福島民友新聞㈱常務取締役編集担当		○	
	15	◎福島匡昭	福島県立医科大学教授	○		○
	16	村山静枝	ザ・ピープル代表		○	
	17	山之内健寿	福島県農業会議副会長	○		
	18	渡辺紀士見	(社)福島民報社取締役論説委員長		○	
	19	渡辺トシ子	福島県婦人団体連合会常任理事			□
	20	渡辺真美子	日本労働組合総連合会福島県連合会女性委員会		○	
国の関係行政機関の職員	21	永江啓一	東北農政局生産流通部長	○		○
	22	吉田和男	東北通商産業局環境資源部長	○	○	
	23	山本哲雄	小名浜海上保安部長		○	○
	24	谷戸善彦	東北地方建設局企画部長	○		○
県議会の議員	25	伊東達也	福島県議会議員			○
	26	坂本幹夫	〃	○		
	27	中島千光	〃		○	

◎印：会長、○印：会長職務代理者、■印：部会長、□印：部会長職務代理者

委員：27人 任期：平成10年9月1日～平成12年8月31日（2年間）

(都会担当分野)

第1部会 環境保全及び廃棄物

第2部会 大気保全、騒音、振動及び悪臭

第3部会 水質保全、土壤汚染及び地盤沈下

資-3 福島県環境審議会専門調査員

(平成11年12月1日現在)

氏名	役職名	専門分野
小野剛	福島県水産課長	水産・水質
坂田俊夫	福島地方気象台長	気象
鈴木舜一	東北大学名誉教授	廃棄物・地盤沈下
須藤隆一	東北大学工学部教授	廃棄物・衛生工学
角田文男	岩手医科大学医学部教授	公衆衛生
渡辺敏夫	福島工業高等専門学校助教授	騒音・振動

専門調査員 6人(敬称略、五十音順)

委嘱期間 平成10年12月1日～平成12年11月30日(2年間)

資-4 福島県公害審査会委員

(平成11年4月1日現在)

氏名	役職名
○安部洋介	弁護士
伊藤宏	元福島工業高等専門学校教授
小口潔子	福島県教育委員会委員長
樋村利道	福島大学名誉教授
小林暎子	(社)福島県薬剤師会常務理事
今野忠博	弁護士
高橋一郎	弁護士
○中村玄正	日本大学工学部教授
福島匡昭	福島県立医科大学教授
山之内ワグリ	元会津若松市立東山小学校長

◎印：会長 ○印：会長代理

委員 10人(五十音順)

任期 平成10年4月1日～平成13年3月31日(3年間)

資-5 福島県環境影響評価審査会委員

(平成12年1月1日現在)

氏名	役職名
長田光世	宇都宮大学農学部講師
○樋村利道	福島大学名誉教授
木村吉幸	福島大学教育学部教授
須藤隆一	東北大学大学院工学研究科教授
寺田美奈子	神田外語大学外国語学部教授
○中村嘉男	福島大学教育学部教授
西村孝	日本大学工学部教授
三橋伸夫	宇都宮大学工学部助教授
渡辺明	福島大学教育学部教授
渡辺敏夫	福島工業高等専門学校助教授

◎印：会長 ○印：会長代理

委員 10人(五十音順)

任期 平成11年3月17日～平成14年3月16日(3年間)

資－6 福島県自然環境保全審議会委員

(平成11年9月現在)

氏名	役職	会
瓜生信一郎	福島県議会議員	自然環境保全部会
佐藤正直	福島県森林組合連合会専務理事	自然環境保全部会
◇中村嘉男	福島大学教授	自然環境保全部会
林義昭	元福島大学教授	自然環境保全部会
原正夫	福島県議会議員	自然環境保全部会
星一彰	福島県自然保護協会会長	自然環境保全部会
保志末子	福島県クリーンふくしま運動推進協議会副会長	自然環境保全部会
湯澤陽一	福島県植物研究会副会長	自然環境保全部会
吉川宏子	(社)福島県観光連盟企画委員	自然環境保全部会
吉田元	福島県山岳連盟会長	自然環境保全部会
井戸沼俊穎	福島県議会議員	鳥獣保護部会
遠藤忠一	福島県議会議員	鳥獣保護部会
木村吉幸	福島大学教授	鳥獣保護部会
◎白岩康夫	(財)日本野鳥の会福島県内支部連合会会長	鳥獣保護部会
杉山義之助	(社)福島県獣友会会長	鳥獣保護部会
田崎良子	(社)福島県林業協会林研部会幹事	鳥獣保護部会
林睦男	国有林野事業福島県連絡室長(福島森林管理署長)	鳥獣保護部会
稻葉健次	東北通商産業局長	温泉部会
加藤一夫	福島県衛生公害研究所所長	温泉部会
甘露寺泰雄	(財)中央温泉研究所理事兼所長	温泉部会
斎藤常正	東北大学大学院教授	温泉部会
斎藤利幸	弁護士	温泉部会
阪本次夫	福島県リハビリテーション飯坂温泉病院長	温泉部会
庄司美代	(社)福島県薬剤師会常務理事	温泉部会
高谷雄三	(社)福島県医師会副会長	温泉部会
成井英夫	福島県議会議員	温泉部会
真鍋健一	福島大学教授	温泉部会
森芳信	日本大学工学部教授	温泉部会

◎印：会長 ◇印：副会長

委員数 28名

任期 平成10年9月3日～平成12年9月2日（2年間）

資－7 福島県自然環境保全審議会専門委員

(平成11年10月31日現在)

氏名	役職	名
柳沢一郎	元いわき短期大学副学長	
伊藤忠男	元福島県総合緑化センター顧問	
水野好	桜の聖母短期大学名誉教授	
樋口利雄	元福島農蚕高等学校教諭	

資料-8 市町村の環境行政組織等

(平成11年10月1日現在)

市町村名	担当課	電話番号 FAX番号	環境審議会	公害対策会	自然環境保全審議会	景観審議会	環境保全条例等	市町村花	市町村木	市町村鳥
福島市	環境課	(024) 535-1111 534-4505	○				公害防止対策条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例 地下水保全条例 水林自然林条例 小鳥の森条例 環境審議会条例 環境基本条例	モモ	ケヤキ	シジュウカラ
二本松市	生活環境課	(0243) 23-1111 22-5411					公害防止指導要綱 宅地開発指導要綱 環境衛生監視員設置要綱 合併処理浄化槽設置整備補助金要綱	キク	サクラ	ウグイス
桑折町	町民生活課	(024) 582-2124 582-2479		○			公害対策条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例 合併処理浄化槽設置要綱	モモ	カヤ、アカマツ	カッコウ
伊達町	住民生活課	(024) 583-5524 583-2119		○			公害対策条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例 合併処理浄化槽設置要綱	モモ	リンゴ	カッコウ
国見町	住民課	(024) 585-2116 585-2181					廃棄物の処理及び清掃に関する条例 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	モモ	アカマツ	ウグイス
梁川町	住民課	(024) 577-7211 577-7201					廃棄物の処理及び清掃に関する条例	サクラ	カキ	セキレイ
保原町	住民生活課	(024) 575-2115 575-2570		○			公害対策条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	モモ	アカマツ	カッコウ
靈山町	保健福祉課	(024) 586-3711 586-3713		○			廃棄物の処理及び清掃に関する条例	リンドウ	アカマツ	ヤマガラ
月館町	保健課	(024) 571-1406 571-1407		○			廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ヤマユリ	ケヤキ	ウグイス
川俣町	町民課	(024) 566-2111 566-2438					廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ヤマツツジ	カエデ	ウグイス
飯野町	総務課	(024) 562-2111 562-2259					廃棄物の処理及び清掃に関する条例	サクラ	アカマツ	シジュウカラ
安達町	住民生活課	(0243) 23-1225 22-5954					公害対策条例 開発事業指導要綱	ユキヤナギ	マユミ	ウグイス
大玉村	環境対策室	(0243) 48-3131 48-3137	○			○	公害対策条例 ふるさと景観保護条例	サクラ	マツ	キジ
本宮町	環境保全対策室	(0243) 33-1111 34-3138	○				公害対策条例 環境審議会条例 美しいまちづくり推進条例 緑化推進条例 緑化基金条例 緑化推進協議会設置要綱 緑化推進に関する助成金交付要綱 環境美化推進員設置要綱 合併処理浄化槽設置整備事業補助金要綱	ボタン	マユミ	ヤマドリ
白沢村	住民生活課	(0243) 44-2111 44-2447					白沢村の美しい環境をつくる条例 合併処理浄化槽設置整備事業補助金要綱	ヤマザクラ	アカマツ	ウグイス
岩代町	町民課	(0243) 65-2816 55-3005						ツツジ	スギ、マツ	ウグイス

市町村名	担当課	電話番号 FAX番号	環境審議会	公害対策会	自保全審議会	景観審議会	環境保全条例等	市町村花	市町村木	市町村鳥
東和町	住民課	(0243) 66-2499 46-3377	○				環境審議会条例	ヤマツツジ	スギ	キジ
郡山市	環境保全課	(024) 924-2731 935-6790	○				環境基本条例 環境保全基金条例 環境審議会条例 公害防止条例 廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例 ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例	ハナカツミ	ヤマザクラ	カッコウ
須賀川市	生活課	(0248) 75-1111 73-4160		○			公害防止条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例 特定地域戸別合併処理浄化槽整備事業条例 空き缶等のポイ捨て防止に関する条例	ボタン	アカマツ	カワセミ
三春町	生活環境課	(0247) 62-2900 62-6091	○			○	公害対策条例 美しいまちをつくる三春町景観条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	マツナミ	シダレザクラ	ウグイス
小野町	町民課	(0247) 72-6933 72-2136					廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ツツジ	スギ	カッコウ
滝根町	町民課	(0247) 78-2111 78-3710		○			公害防止条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例 不法投棄監視員設置要領	リンドウ	スギ	キジ
大越町	町民課	(0247) 79-2111 79-2953	○				公害対策条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ツツジ	イチョウ	ウグイス
都路村	住民課	(0247) 75-2113 75-2844	○				廃棄物の処理及び清掃に関する条例 さわやか環境条例	スズラン	アカマツ	ヤマガラ
常葉町	保健環境課	(0247) 77-2111 77-2115					廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ヤマツツジ	アカマツ	キジ
船引町	保健課	(0247) 82-1111 82-4555					廃棄物の処理及び清掃に関する条例	サクラ	ナラ	ハト
長沼町	保健衛生課	(0248) 67-2111 67-2508					廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ヤマユリ	サクラ	カッコウ
鏡石町	保健福祉課	(0248) 62-2115 62-6553		○			公害対策条例 美しいまちづくり推進条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	アヤメ	シダレザクラ	
岩瀬村	企画調整課	(0248) 65-2112 65-2118					廃棄物の処理及び清掃に関する条例	リンドウ	アカマツ	ヤマガラ
天栄村	住民福祉課	(0248) 82-3800 82-3595					廃棄物の処理及び清掃に関する条例	リンドウ	マツ、エンジュ	ウグイス
石川町	町民生活課	(0247) 26-9122 26-0360		○			公害防止条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	サクラ	スギ	ウグイス
玉川村	住民課	(0247) 57-4624 57-3952		○			廃棄物の処理及び清掃に関する条例 公害対策条例 環境保全条例	ヤマザクラ	アカマツ	ヤマバト
平田村	生活環境課	(0247) 55-3111 55-2452			○		環境をよくする条例	タンポポ	アカマツ	ヤマバト
浅川町	保健課	(0247) 36-4121 36-2895					廃棄物の処理及び清掃に関する条例	サギソウ	アカマツ	オナガ

市町村名	担当課	電話番号 FAX電号	環境審議会	公害対策会	自保全審議会	景観審議会	環境保全条例等	市町村花	市町村木	市町村鳥
古殿町	町民福祉課	(0247) 53-4618 53-3154					廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ヤマユリ	スギ	キジ
白河市	生活環境課	(0248) 22-1111 27-0775	○			○	公害対策条例 都市景観条例	ウメ	アカマツ	ホオジロ
西郷村	住民生活課	(0248) 25-1111 25-4517	○				環境審議会条例 不法投棄の防止に関する要綱	ヤシオツツジ、ミズバショウ	カシワ	キジ
表郷村	住民生活課	(0248) 32-2111 32-2234			○			フクジュソウ	アカマツ	ホオジロ
東村	住民課	(0248) 34-2113 34-3584		○			公害対策条例	ツツジ	アカマツ	ウグイス
泉崎村	環境保全課 住民課	(0248) 53-2111 53-2958	○				公害対策条例 美化推進に関する条例	サツキ	イチョウ	
中島村	環境衛生課	(0248) 52-3485 52-2194	○				公害対策条例	サツキ	アカマツ	
矢吹町	保健福祉課	(0248) 42-2111 42-2587					公害防止条例	シュンラン	アカマツ	
大信村	生活環境課	(0248) 46-3974 46-2125						ヤマユリ	スギ	キジ
棚倉町	住民課	(0247) 33-2111 33-3715		○			公害防止条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例 河川水質浄化対策モデル事業浄化用品交付要綱	ツツジ	マツ	
矢祭町	住民課	(0247) 46-3131 46-3155		○			公害対策条例 廃棄物の処理及び清掃・浄化槽の清掃に関する条例	ツツジ	アカマツ	ヤマバト
福町	住民課	(0247) 43-2114 43-2116	○				廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ツツジ	スギ	キジ
鮫川村	住民課	(0247) 49-3111 49-2651		○			公害対策条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ヤマユリ	シラカバ	キジ
会津若松市	環境保全課	(0242) 28-1111 29-1618	○			○	環境基本条例 公害防止条例 景観条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	アオイ	アカマツ	カッコウ
喜多方市	生活環境課	(0241) 24-5261 22-9571		○			公害防止条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	サツキ、ツツジ	マツ	セキレイ
熱塩加納村	住民課	(0241) 36-2111 36-2191					ひめさゆり保護条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ヒメサユリ	スギ	ウグイス
北塩原村	住民課	(0241) 23-3111 25-7358					環境をよくする条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ミズバショウ	オオヤマザクラ	シジュウカラ
塙川町	町民生活課	(0241) 27-2111 27-4228					廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ハナショウブ	ヤナギ	
山都町	住民課	(0241) 38-3821 38-1070					廃棄物の処理及び清掃に関する条例	シャクナゲ	イイデスギ	セキレイ
西会津町	町民生活課	(0241) 45-2211 45-4150		○			公害対策条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	オトメユリ	キリ	
高郷村	住民課	(0241) 44-2111 44-2369					廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ヒメサユリ	ケヤキ	ウグイス

市町村名	担当課	電話番号 FAX電号	環境審議会	公害対策会	自然環境審議会	観察審議会	環境保全条例等	市町村花	市町村木	市町村鳥
磐梯町	住民課	(0242) 73-2111 73-2115					廃棄物の処理及び清掃に関する条例	リンドウ	コブシ	オオルリ
猪苗代町	生活環境課	(0242) 62-2111 62-5175	○				公害対策条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例 うつくしいまちづくり推進条例	サギソウ	ナナカマド	ハクチョウ
北会津村	住民課	(0242) 58-1806 58-3500		○			公害対策条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ゲンジボタルの保護に関する条例	ツキミソウ	ケヤキ	カッコウ
会津坂下町	町民課	(0242) 84-1500 83-1144		○			公害対策条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例 環境美化推進員設置要綱 合併処理浄化槽設置整備事業補助金要綱 生活排水路整備補助金要綱 廃棄物減量化推進補助金要綱	キク	サクラ	ウグイス
湯川村	住民課	(0241) 27-8810 27-3760					廃棄物の処理及び清掃に関する条例	アジサイ	イチョウ	カッコウ
柳津町	企画開発課	(0241) 42-2114 42-3470					廃棄物の処理及び清掃に関する条例	キリ	ヤナギ	ウグイス
河東町	町民課	(0242) 75-2111 75-3158		○			廃棄物の処理及び清掃に関する条例	キク	サクラ	ハト
会津高田町	町民課	(0242) 55-1152 55-1169					不法投棄の防止に関する要綱 廃棄物の処理及び清掃に関する条例 廃棄物の減量化推進員設置要綱 ポイ捨て防止に関する条例	アヤメ	ウメ	
会津本郷町	町民課	(0242) 56-2115 56-3602					廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ヤマツツジ	アカマツ	セキレイ
新鶴村	住民課	(0242) 78-2113 78-3045					不法投棄の防止に関する要綱 廃棄物の処理及び清掃に関する条例 廃棄物の減量化推進員設置要綱	キク	エンジュ	ヒバリ
三島町	町民課	(0241) 48-5511 48-5544					廃棄物の処理及び清掃に関する条例	オオヤマザクラ	キリ	ヤマガラ
金山町	企画観光課 住民課	(0241) 54-5111 54-2118	○				自然環境保全及び緑化の推進に関する条例	コブシ	キリ	カッコウ
昭和村	保健福祉課	(0241) 57-2646 57-2649		○			廃棄物の処理及び清掃に関する条例	サユリ	ヒメコマツ	ヤマガラ
田島町	生活環境課	(0241) 62-6130 62-1288					廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ヤマツツジ	アカマツ	ウグイス
下郷町	環境衛生課	(0241) 69-1199 69-1167					廃棄物の処理及び清掃に関する条例 不法投棄監視員設置要綱	フジ	シラカバ	ウグイス
鎌岩村	企画観光課	(0241) 78-3330 78-3008	○				環境美化条例	シャクナゲ	シラカバ	ウグイス
檜枝岐村	住民課	(0241) 75-2502 75-2511					廃棄物の処理及び清掃に関する条例	ミズバショウ	ヒノキ	コマドリ

市町村名	担当課	電話番号 FAX電号	環境審議会	公害対策会	自保全審議会	景観審議会	環境保全条例等	市町村花	市町村木	市町村鳥
伊南村	住民課	(0241) 76-2111 76-2044						サクラ	イチョウ	ウグイス
南郷村	保健福祉センター	(0241) 73-2788 73-2785						ヒメサユリ	ブナ	ウグイス
只見町	住民課	(0241) 82-5100 82-2104	○				公害対策条例 うつくしい只見町の風景 を守り育てる条例	コブシ	ブナ	ウグイス
相馬市	生活環境課	(0244) 37-2142 35-4196	○				公害防止条例 廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	春: サクラ 夏: ハマナス 秋: キキョウ 冬: サザンカ	クロマツ	ウグイス
原町市	生活環境課	(0244) 24-5232 23-0311	○				公害対策条例 廃棄物の適正処理及び環 境美化に関する条例	シラユリ	ケヤキ	ヒバリ
新地町	町民課	(0244) 62-2111 62-3194	○				公害対策条例 廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	サクラ	マツ	キジ
鹿島町	生活福祉課	(0244) 46-2111 46-3830	○				公害対策条例 廃棄物の適正処理及び環 境美化に関する条例	マルハシャ リンバイ	ケヤキ	ウグイス
小高町	住民課	(0244) 44-6713 44-6047	○				公害防止条例 廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	コウパイ	アスナロ	ウグイス
飯館村	住民課	(0244) 42-1618 42-1600	○				快適環境づくり条例 公害対策条例 廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	ヤマユリ	アカマツ	ウグイス
広野町	福祉環境課	(0240) 27-2111 27-4052	○				生垣等推進に関する条例 公害対策条例 環境美化条例 廃棄物の処理及び清掃に 関する条例	ヤマユリ	サクラ	メジロ
楡葉町	企画課 住民課	(0240) 25-2111 25-4196	○				産業公害等防止条例 環境美化条例	ヤマユリ	スギ	ウグイス
富岡町	生活環境課	(0240) 22-2111 22-6444	○				公害防止条例	ツツジ	サクラ	セキレイ
川内村	住民課	(0240) 38-2113 38-2116	○	○			自然環境保護条例 公害対策条例 環境美化条例	サラサドウ ダン	モミ	ウグイス
大熊町	生活環境課	(0240) 32-2111 32-5764	○				公害対策条例 環境をよくする条例	ナシ	モミ	トビ
双葉町	住民課	(0240) 33-2111 33-2936	○				環境美化条例 公害対策条例	サクラ	センダン	キジ
浪江町	住民生活課	(0240) 34-2111 34-0260					環境をよくする条例	コスモス	マツ	カモメ
葛尾村	住民課	(0240) 29-2112 29-2123	○	○			環境をよくする条例 自然公園条例 公害対策条例	ツツジ	アカマツ	キジ
いわき市	環境保全課	(0246) 22-7441 22-3662	○				環境基本条例 公害防止条例 水道水源保護条例 緑の保護及び緑の育成に 関する条例 廃棄物の減量及び適正処 理等に関する条例 環境基本計画 循環型オフィスづくり行 動計画	ツツジ	クロマツ	カモメ

資料-9 環境関係法律

(1) 分野別の環境関係法律

(平成11年3月末現在)

分 野	法 律 名
環 境 一 般	環境基本法、環境影響評価法、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
大 気 汚 染	大気汚染防止法、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律、電気事業法、ガス事業法、道路交通法、道路運送車両法、鉱山保安法等
水 質 汚 濁	水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、下水道法、河川法、鉱山保安法、港湾法、農薬取締法、毒物及び劇物取締法等
土 壤 汚 染	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律、農薬取締法、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律、肥料取締法の一部を改正する法律
騒 音 ・ 振 動	騒音規制法、振動規制法、道路交通法、道路運送車両法等
地 盤 沈 下	工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律等
悪 臭	悪臭防止法、化製場等に関する法律、と畜場法等
廃 案 物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、浄化槽法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、特定家庭用機器再商品化法等
化 学 物 質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法等
紛争処理・被害救済	公害紛争処理法、公害健康被害の補償等に関する法律、原子力損害の賠償に関する法律、鉱業法、民事調停法、石炭鉱害賠償等臨時措置法等
費用負担・助成	公害防止事業費事業者負担法、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、環境事業団法、所得税法、法人税法、租税特別措置法、地方税法等
自 然 保 護	自然環境保全法、自然公園法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、温泉法、文化財保護法等
立 地 規 制	国土利用計画法、工場立地法、都市計画法、建築基準法、土地取用法等

資-10 環境関係条例等

(1) 分野別の環境関係条例等

ア 環境関係条例等

(平成11年3月末現在)

区分	名称	制定年月日
条例	福島県公害紛争処理条例 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例 福島県環境審議会条例 福島県環境基本条例 福島県生活環境の保全等に関する条例 福島県環境影響評価条例	昭和45年10月22日 昭和50年3月17日 平成6年7月15日 平成8年3月26日 平成8年7月16日 平成10年12月22日
要綱	福島県工業立地対策本部設置要綱 福島県公害審査会運営要綱 福島県光化学スモッグ暫定対策要綱 公害等事前調査実施要綱 工場設置の届出に関する事務処理要綱 福島県公害防止施設整備資金融資要綱 いわき地区大気汚染常時監視要綱 県中及び県南地区大気汚染常時監視要綱 福島県生活環境の保全等に関する条例に定める事務の市町村委任に伴う施行事務費交付要綱 県北地区大気汚染常時監視及び緊急時措置要綱 福島県高速交通公害対策連絡会議設置要綱 福島県生活排水対策連絡調整会議設置要綱 福島県スマートカーライフ問題連絡会設置要綱 福島県自動車騒音問題連絡会設置要綱 福島県公害苦情処理等要綱 福島県地下水汚染対策連絡会議設置要綱 会津若松地区大気汚染常時監視及び緊急時措置要綱 相双地区大気汚染常時監視及び緊急時措置要綱 福島県酸性雨連絡会議設置要綱 福島県オゾン層保護対策連絡会議設置要綱 福島県水環境保全対策連絡調整会議設置要綱 ダイオキシン類等化学物質環境対策連絡会議設置要綱 福島県生活排水対策推進計画策定事業費補助金交付要綱 福島県生活排水汚濁水路浄化施設整備費補助金交付要綱	昭和45年11月6日 昭和46年4月1日 昭和47年8月23日 昭和48年4月10日 昭和48年9月28日 昭和51年4月1日 昭和52年2月25日 昭和53年6月30日 平成10年1月8日 昭和55年7月1日 昭和55年8月4日 昭和57年3月17日 昭和58年11月25日 昭和59年3月1日 平成3年3月28日 平成3年4月1日 平成5年5月25日 平成6年4月18日 平成6年6月6日 平成6年11月30日 平成7年8月1日 平成10年6月2日 平成4年7月3日 平成9年7月25日

イ 自然環境保全関係条例

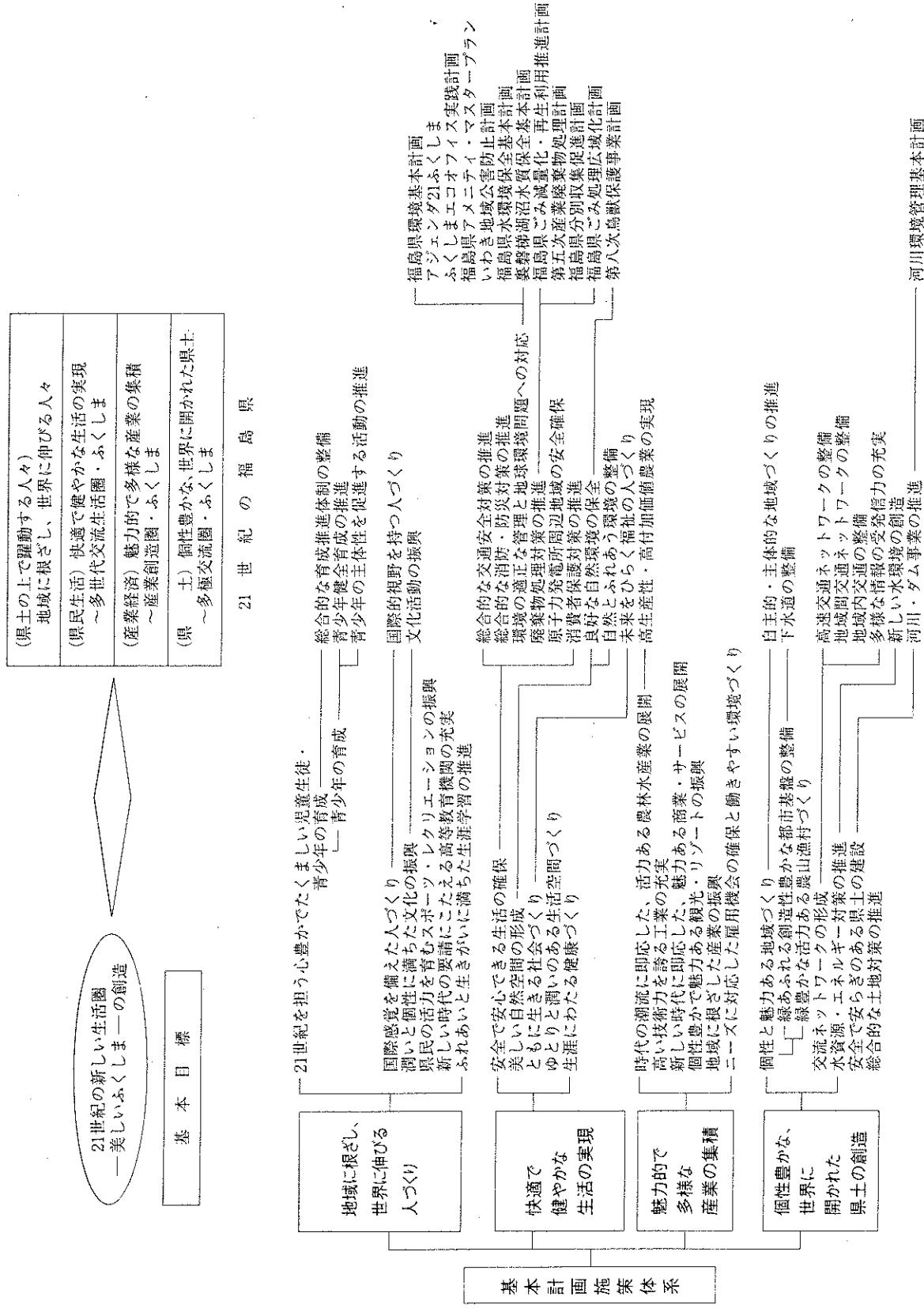
(平成11年3月末現在)

区分	名称	制定年月日
条例	福島県立自然公園条例 福島県自然環境保全条例 福島県自然公園施設条例	昭和33年4月1日 昭和47年10月20日 昭和49年11月22日

ウ 景観保全関係条例

(平成11年3月末現在)

区分	名称	制定年月日
条例	福島県景観条例	平成10年3月27日



資-11 平成11年度環境保全関連施策

事 業 名 (事業内容)	施 策 内 容 (事 業 内 容)	予算額 (千円)	担当部課
1. 資源・エネルギーの有効利用			
① 資源を大切にする県民運動研究集会	資源を大切にする県民運動研究集会開催 開催地：福島市	245	県民生活課
② 省資源・省エネルギー促進普及啓発事業	省資源・省エネルギー促進普及啓発のため、県消費生活センター内に常設展示コーナーを設置する。	420	〃
③ 省資源・省エネルギーの広報・啓発	懸垂幕（毎月一回）の掲出、啓発用チラシ作成など。	462	〃
④ エネルギー環境対応診断	エネルギー使用の合理化を図ろうとする中小企業者に対し、診断指導を行う。	240	商工課
2. 大気環境の保全			
① 有害大気汚染物質調査事業	有害大気汚染物質の濃度を測定し、大気の汚染の状況を把握するとともに、工場・事業場での有害大気汚染物質の使用及び排出の実態を把握し、大気環境の保全を図る。	5,973	環境指導課
② 大気汚染常時監視事業	大気汚染の現況を一般環境大気測定局及び主要な大気発生源の工場局において、電話回線を利用してパソコン通信ネットワークを基盤とした大気汚染常時監視システムにより監視を行う。	114,987	〃
③ 大気発生源監視調査事業	大気汚染防止法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき、ばい煙発生施設等又は特定粉じん発生施設等の届出、管理状況等を立入調査し、適切な指導を行う。	3,002	〃
3. 水環境の保全			
① 合併処理浄化槽設置整備事業	市町村が行う合併処理浄化槽設置整備国庫補助事業の指導監督を行い、合併処理浄化槽の設置を促進するため、合併処理浄化槽設置整備費県費補助事業を推進する。	581,506	廃棄物対策課
② 浄化槽保守点検業者登録指導事業	浄化槽法及び福島県浄化槽保守点検業者登録条例に基づく登録、指導を行い、浄化槽の適正な維持管理を推進する。	96	〃
③ 浄化槽維持管理指導対策事業	浄化槽設置者に保守点検及び清掃等についての正しい知識の普及啓発を図り、浄化槽の適正な維持管理を推進する。	1,586	〃
④ 浄化槽事務指導事業	浄化槽事務提要の作成 浄化槽保守点検業者登録申請等事務の手引きの作成	212	〃
⑤ 浄化槽台帳電算化事業	浄化槽台帳を電算化により検索を容易にし、正確な届出状況の把握に努めることにより浄化槽の適正な維持管理を推進する。	2,120	〃
⑥ 水質汚濁物質排出量総合調査事業	水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排出処理施設等の実態を把握し、排出基準の設定など水質保全行政の基礎資料とする。	296	環境指導課
⑦ 湖沼環境基準設定調査事業	環境基準の水域類型が未指定の湖沼のうち、水質が汚濁しているか又は汚濁するおそれのある湖沼について、水質等を調査し、環境基準の水域類型を指定する。	1,155	〃
⑧ 生活排水対策事業	「うつくしま、ふくしま」の水環境を保全するため、公共用水域の水質汚濁の主な原因とされている生活排水について県――市町村――県民が一体となった総合的な対策を推進する。	1,142	〃
⑨ “うつくしま、ふくしま。”水環境保全対策事業	「福島県水環境保全基本計画」を進行管理するとともに、地域の特性を生かした水環境保全対策の推進を通して、本県の豊かな水環境を創造する。	2,004	〃
⑩ 猪苗代湖水環境保全推進事業	猪苗代湖では、湖水のpHが上昇する傾向が見られるほか、湖岸での黒色浮遊物の発生、陸上植物の多量漂着など、水環境の悪化と考えられる症状が認められるため、県民、事業者、行政が一体となって推進できる水質保全のための計画を作成し、総合的かつ効果的な水環境保全対策を講ずる。	9,256	〃

事業名 (事業内容)	施策内容 (事業内容)	予算額 (千円)	担当部課
⑪ 裏磐梯湖沼水質保全対策推進事業	「裏磐梯湖沼水質保全基本計画」に基づき施策を展開する。	11,758	環境指導課
⑫ 地下水汚染改善対策モデル事業	土壤ガス吸引法による簡易浄化システムを汚染箇所の除去技術として普及することにより地下水汚染対策を講ずる。	403	〃
⑬ 公共用水域水質常時監視事業	水質汚濁の環境基準が設定されている公共用水域及び環境基準が未設定の主要水域について、公共用水域水質測定計画により水質汚濁状況を監視する。また、主要な水浴場の水質の状況を把握する。	30,774	〃
⑭ 地下水の水質常時監視事業	トリクロロエチレン等の有害物質による地下水汚染の状況を監視するため地下水の水質測定計画に基づき「概況調査」として有害物質を使用している工場・事業場の井戸及び県内をメッシュに区分した地区的井戸を調査し、その結果によっては、「汚染井戸周辺地区調査」や「定期モニタリング調査」を行う。	4,500	〃
⑮ 水質発生源監視事業	水質汚濁防止法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき、規制対象工事等の排出水の状況を監視する。	7,750	〃
⑯ 産業廃棄物不法投棄に伴う飲用井戸調査	不法に投棄された産業廃棄物による影響が懸念される飲用井戸について、継続して調査を実施し、利用者に適切な指導を行う。	102	生活衛生課
⑰ 水質監視事業	「福島県水道水質管理計画」に基づく継続的な水質監視を実施するため、水質検査を行う。	381	〃
⑱ 鉛害対策事業 「休廃止鉛山坑排水処理事業費補助金」	鉛山に係る鉛害を防止するため坑排水処理を行う者に対し、坑道及びたい積場等鉛山の施設に起因する坑排水の処理に要する経費の一部を補助する。	2,334	工業課
⑲ 農業集落排水事業	農村社会の混住化等、農村をとりまく状況の変化によって、農業用水の汚濁が進行していることから、農村の家庭雑排水、し尿等を処理する施設の整備を実施する。	9,189,263	農村振興課
⑳ 環境保全型畜産確立対策事業	畜産環境の保全及び堆きゅう肥の利用を計画的に推進するため、家畜ふん尿処理利用施設の整備計画等を策定し、家畜ふん尿の適切な処理と堆きゅう肥の利用を促進する。	4,154	畜産課
㉑ 水質障害対策事業（水質保全対策事業）	公共用水域から農業用水を取水し、灌漑を実施している農用地などで、水質汚濁によって、農作物の生育阻害・人の健康を損なう恐れのある農作物が生産されたり、農業用排水施設の維持管理費の増大を防止する等により、農業生産の維持等を図り、人の健康を保護する。	34,800	農地建設課
㉒ 漁業公害対策	突発的漁業被害を未然に防止するため、生物モニタリング調査及び水質調査を行う。	2,649	水産課
㉓ 流域下水道整備費	流域別下水道整備総合計画に基づき、阿武隈川の水質環境基準達成と都市の環境整備を図るため、阿武隈川上流流域下水道等の事業を実施する。	7,442,000	下水道課
㉔ 流域下水道費	流域下水道事業のうち国庫補助対象外の事業を実施する。	333,300	〃
㉕ 市町村下水道事業費補助金	県内の下水道の普及促進を図るため、市町村の下水道事業に財政支援を行う。	659,909	〃
㉖ 市町村下水道整備代行事業費	過疎地域の下水道の整備促進を図るため、県が町村に代わって下水道の根幹的施設の整備を行う。	2,954,000	〃
㉗ 湖沼水質保全緊急下水道事業費補助金	県内の湖沼の水質保全を図るため、緊急に下水道整備が必要な市町村の下水道に財政支援を行う。	51,000	〃
㉘ 下水道調査費	公共用水域の水質環境基準が定められている地域の下水道整備のマスタープランとして、流域別下水道整備総合計画の策定を行う。	29,800	〃
㉙ 雨に潤う都市構想策定事業費	本県の沖洪積層に成り立つ地域特性を踏まえ、特に、都市防災の観点に立ち、水循環に配慮したまちづくりへの誘導を図るため、雨水浸透能力図を作成するとともに、防災対策基準を改定する。	32,000	都市計画課

事業名 (事業内容)	施策内容 (事業内容)	予算額 (千円)	担当部課
4. 土壤・地盤環境の保全			
① 防雪事業 (無散水消雪工)	舗道に消雪のために地下水を流し、再び地下水を戻すことで地盤沈下を防ぎ、冬期間の交通の円滑化を図る。	470,000	道路維持課
5. 騒音、振動及び悪臭の防止			
① 騒音規制事業	特定工場等の騒音・振動、深夜営業騒音に係る規制の徹底を期するため、市町村等の関係機関と連携を密にし、指導を強化する。	950	環境指導課
② 悪臭規制事業	悪臭発生源工場の実態を調査し、市町村とともに防止対策を推進する。	1,138	〃
6. 化学物質等の監視・調査			
① 化学物質環境汚染実態調査事業	非意図的に生成される有害化学物質等の環境中の存在の実態を調査する。	745	環境指導課
② 環境ホルモン等化学物質使用量等実態調査事業	工場・事業場の環境ホルモンの使用量、製造量、廃棄量等を調査するとともに、工場等に対して、立入検査を実施し、県化学物質適正管理指針の実施状況の確認を行う。	536	〃
③ ダイオキシン等化学物質対策専門委員会設置運営事業	専門委員会を設置し、総合モニタリング調査結果の解析、評価等を行う。	371	〃
④ ダイオキシン類排出状況調査事業	廃棄物焼却炉の排ガス中のダイオキシン類濃度を測定し、大気汚染防止法に基づく指定物質抑制基準の遵守状況を確認・指導する。	6,157	〃
⑤ ダイオキシン類環境モニタリング調査事業	環境中のダイオキシン類の濃度を測定し、大気環境指針値に対する適合状況を確認し経年的な挙動を把握する。	17,595	〃
⑥ 環境ホルモン環境モニタリング調査事業	環境ホルモンによる生態系への影響が懸念されるものの、環境汚染の科学的知見が十分でないことから、環境中の濃度状況を測定し、経的な挙動を把握する。	23,051	〃
7. 廃棄物対策の推進			
① 一般廃棄物最終処分場周辺環境調査事業	一般廃棄物最終処分場からの放水流、周辺地域地下水等に含まれるダイオキシン類や環境ホルモンの濃度を調査し、最終処分場の排出実態を明らかにし、今後のダイオキシン類の削減対策や環境ホルモンを考慮した適正管理の方策について検討する。	9,324	廃棄物対策課
② 一般廃棄物適正処理指導事業	市町村等の一般廃棄物処理事業の状況を調査し、一般廃棄物の適正処理について普及啓発等を行う。	686	〃
③ 一般廃棄物処理施設指導監督事業	市町村等における一般廃棄物処理の適正化を図るために、法に基づき、一般廃棄物処理施設の維持管理の徹底を図る。	1,751	〃
④ ごみ処理広域化推進事業	ダイオキシン対策、最終処分場の確保難等のごみ処理をめぐる様々な課題に対応し、適正なごみ処理を推進するために、市町村等のごみ処理の広域化を計画的に推進する。	717	〃
⑤ ごみ減量化・再生利用推進事業	平成12年度に改定する「福島県ごみ減量化・再生利用推進計画」の見直し作業を実施する等により、ごみの減量化・再生利用の一層の推進を図る。	1,024	〃
⑥ ごみ減量化協力店認定事業	簡易包装、拠点回収等に取り組む小売店を「ごみ減量化協力店」として認定し、広域的に周知することで、簡易包装等を推進し、ごみの減量化、再生利用の推進を図る。	210	〃
⑦ ごみ減量化・再生利用啓発事業	啓発用パンフレットの作成 ごみゼロの日の街頭啓発事業の実施	819	〃
⑧ 容器包装リサイクル促進事業	平成9年4月に容器包装リサイクル法が本格施行され、平成11年度は、第1期分別収集計画の見直し時期となっていることから、第2期分別収集計画を策定するとともに、住民啓発を行い、法の趣旨の周知徹底を図る。	3,273	〃

事業名 (事業内容)	施 策 内 容 (事業内容)	予算額 (千円)	担当部課
⑨ 廃棄物再生事業者登録指導事業	廃棄物再生事業者登録制度を活用して優良な再生事業者の育成を図る。	50	廃棄物対策課
⑩ 廃棄物処理施設整備指導事業	市町村・一部事務組合が行う廃棄物処理施設整備費国庫補助事業に関する指導、監督を行う	1,022	〃
⑪ 県中地区環境整備センター(仮称)設置事業	県中地区の公共関与による廃棄物処理施設設置について具体的な基本計画の策定等を行い、産業廃棄物の適正処理を図る。	8,686	〃
⑫ 産業廃棄物最終処分場周辺環境調査事業	産業廃棄物最終処分場の放流水等に係るダイオキシン類及び環境ホルモンの実態把握と削減のための手法を探る。	9,324	〃
⑬ 産業廃棄物適正処理監視指導事業	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の適正処理の一層の推進を図る。	12,278	〃
⑭ 産業廃棄物情報管理事業	廃棄物処理法施行規則に基づく処理状況報告等を基にパソコンにより処理状況等を把握し、今後の産業廃棄物行政の資料とする。	1,982	〃
⑮ 処理業許可申請調査指導事業	産業廃棄物処理業許可申請、施設設置許可申請等に関する現地調査等を実施し、適正処理の推進を図る。	548	〃
⑯ 廃棄物行政実務研修事業	産業廃棄物処理施設しゃ水工や浸出水処理施設等に係る専門的な知識に関する実務研修を実施する。	333	〃
⑰ 多量排出事業者処理計画策定指導事業	多量に産業廃棄物を排出する事業者に対して廃棄物処理法第12条第5項に基づく「産業廃棄物の処理に関する計画」に関する指導を行う。	161	〃
⑱ 産業廃棄物実態調査事業	「第五次福島県産業廃棄物処理計画」は平成12年度に改訂するため、産業廃棄物の発生量、処理量の見込み等の実態調査を行う。	10,000	〃
⑲ 廃棄物交換制度事業	再生利用可能な廃棄物を交換し、減量化を促進するため、廃棄物交換制度を(財)福島県環境保全公社に委託して実施する。	6,889	〃
⑳ 原状回復支援事業	いわき市が実施するいわき市沼部町の不法投棄事業及び四倉町の不適正保管廃棄物事業に係る原状回復事業に対し補助を行う。	599,335	〃
㉑ 代執行費用求償事業	廃油等回収処分に係る代執行等の費用について、滞納処分により徴収するため、財産調査、捜索、差押え等を行う。	95	〃
㉒ 産業廃棄物不法投棄監視員設置事業	産業廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見及び適正な処理に資するため、市町村に不法投棄監視員を設置する。	12,032	〃
㉓ 不法投棄防止強調月間推進事業	産業廃棄物不法投棄の未然防止を図るため6月、9月を強調月間として、啓発やパトロールを実施する。	73	〃
㉔ 産業廃棄物運搬車両指導検査事業	マニフェスト制度や県外産業廃棄物の最終処分の事前協議制度の周知徹底を図り産業廃棄物の適正な運搬、処理を確保するため、路上において収集運搬車両の指導検査を実施する。	51	〃
㉕ “うつくしま、ふくしま。”不法投棄廃棄物撤去エコトピア事業	県内5方部に連絡協議会を開催し、関係業界団体、行政機関、地域住民等が一体となって不法投棄廃棄物の撤去を行う。	2,464	〃
㉖ (財)福島県環境保全公社指導監督事業	公共関与による最終処分事業を促進し、産業廃棄物の適正処理を図る。	79	〃
㉗ 提案公募型地域活性化事業	小規模事業者に対し、事業者、消費者双方の立場から、「4R運動」の普及啓発を図る。	3,000	商 工 課
㉘ 農業用使用済プラスチック適正処理緊急対策事業	農業用使用済プラスチックの適正処理回収システム構築のため調査、検討、啓発及び回収に要する経費に対して助成を実施する。	7,385	園芸蚕糸課
㉙ うつくしま、ふくしま緑のリサイクル事業	県営公園の維持管理において発生する剪定枝などの植物廃材等のリサイクルを図り、ゴミの減量化と資源の利活用を促進し、さらには、焼却処分の減少に伴いCO ₂ を抑制する。	32,300	都市計画課

事業名 (事業内容)	施 策 内 容 (事 業 内 容)	予算額 (千円)	担当部課
8. 原子力発電所周辺地域の環境放射能の監視、測定等			
① 原子力広報対策事業	原子力発電等に対する正しい知識を普及啓発し、理解を深めるための広報事業を行う。	108,801	原子力安全対策課
② 原子力発電所安全確保対策事業	周辺地域住民の安全確保を図るため、「安全確保協定」に基づき、原子力発電所への立入調査、状況確認、通報連絡担当者会議等を行う。	2,146	〃
③ 原子力発電所周辺監視事業	原子力発電所周辺地域住民の安全確保を図るため、原子力発電所周辺環境放射能等の監視・測定を行う。	83,287	〃
④ 環境放射能分析棟運営事業	放射能に関する県民の不安等を払拭し、理解を得るために、また、風評被害防止を図るため、県衛生公害研究所に設置した環境放射能分析棟において、分析調査事業を実施する。	27,810	〃
⑤ 環境放射能水準調査事業	諸外国の核実験等による環境放射能を調査し原子力発電所周辺の放射能監視データとの比較検討を行うことにより、影響の正確な評価を行う。	3,431	〃
9. 多様な自然環境の保全			
① 自然保護対策事業	自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、福島県自然環境保全条例に基づき指定された保全地域内の各種行為の規制指導及び保全計画の見直し等により適正な管理を行う。	14,557	環境保全課
② 自然公園管理事業	自然公園法及び福島県立自然公園条例に基づき指定された自然公園内の各種行為の規制、利用者の指導等により適正な管理を行う。	5,943	〃
③ 自然公園大会開催事業	平成13年度に開催される第43回自然公園大会の準備を計画的に進めるため、調査等を実施し、自然公園大会のあり方と福島県にふさわしい大会について検討する。	1,397	〃
④ 自然公園国際交流事業	国際的視野に立った本県の自然保護確立のため、ニュージーランドとの職員交流により、先進的自然保護行政についての習得を図る。	1,701	〃
⑤ 尾瀬地区保護強化対策事業	本州最大の高層湿原である日光国立公園尾瀬地区の自然環境を保全し、適正な利用を推進するため各種施策を実施する。	1,293	〃
⑥ 裏磐梯自然環境保全事業	磐梯朝日国立公園裏磐梯地区の自然環境を保全するため、自然の遷移及び人為的な影響等についてモニタリング調査を実施する。	1,225	〃
⑦ 温泉源の保護適正利用対策	福島県自然環境保全審議会温泉部会の開催、温泉掘さく等許可申請に基づく現地調査指導等を通じ、温泉源の保護と利用の適正化を推進する。	1,096	薬務課
⑧ 中山間ふるさと水と土保全基金事業	中山間地域の土地改良施設及び農地が有する国土・環境保全等の多面的機能を将来にわたり適正に發揮させるため、基金運用益により、地域住民活動の強化等に対して支援するための調査研究、研修、推進事業を実施する。	1,978	農村振興課
⑨ 環境にやさしい農業推進事業	化学肥料や農薬の使用量を可能な限り削減し、環境への負荷を軽減した環境保全型農業を普及・推進する。	20,418	農業経営指導課
⑩ 農薬安全対策事業	農薬の適正な使用及び安全管理を推進指導し、農薬による危被害防止と安全な農作物の生産を図る。	7,279	〃
⑪ 造林補助事業	植栽、下刈り等の造林事業を計画的、適切に行うことで健全な森林の整備を図るとともに、安全で快適な森林空間の整備のため県民の森利用を配慮した森林整備を行うことにより、県土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全形成等の公益的な機能の発揮や山村経済の振興等を図る。	1,474,030	森林整備課
⑫ 全国育樹祭準備	平成12年度に、「全国育樹祭」を開催するための準備を行う。	89,016	〃
⑬ 県営林事業	治山・治水上重要な森林について、資源を充実し、林業活動の活性化と地域林業の振興を図り、森林・林業教育の実践の場として活用する。	284,272	〃

事業名 (事業内容)	施策内容 (事業内容)	予算額 (千円)	担当部課
⑭ 松くい虫防除	森林資源の保護と森林の有する機能の確保を図るため、被害木の伐倒駆除、薬剤による予防措置などを実施する。	396,774	森林整備課
⑮ 水源地域整備事業	水資源の確保上重要なダム等の水源地域で、水資源の確保と国土の保全のため、荒廃地等の復旧整備、水土保全施設の整備及び森林整備を総合的に実施する。	704,488	森林土木課
⑯ 環境保全保安林整備	復旧造成及び保育管理並びに保安林の機能を多目的に発揮させるために森林整備を行う。	650,881	〃
⑰ 全国豊かな海づくり大会推進	水産資源の維持培養と海の環境保全に対する意識の高揚を図り、水産業に対する認識を深めるため全国豊かな海づくり大会を開催する。	892,061	水産課
⑱ うつくしま、ふくしま。 “ふなっこ”ふるさと 川づくり事業	歴史的、文化的に親しまれている河川について、特に環境、動植物等を考慮し、環境に考慮した工法を実施する。	432,000	河川課
⑲ うつくしま、ふくしま。 水光る川づくり事業	河川空間の利用や利水の障害となっている汚濁の著しい河川において、水と緑豊かな生活環境を与える河川空間の復元、保全のため最適な工法を実施し、河川の水質浄化を行う。	15,000	〃
⑳ 自然環境に配慮した道 路整備	自然環境に配慮した道路選定、自然の環境を最小限に抑える工法の採用、エコロードの形成などを推進し、自然環境との調和を図る。	560,000	道路建設課
㉑ うつくしま、ふくしま。 せせらぎ、やすらぎ渓 流事業費	親水性や生態系への配慮が必要な渓流において、自然に調和した親水性護岸や魚道等を整備し、人と生態系にやさしい渓流環境を再生する。	72,000	砂防課

10. 生物の多様性の確保

① 自然環境保全基礎調査事業	自然環境の現状や変化状況を総合的、科学的に把握することを目的とした調査を実施する。	3,363	環境保全課
② ふくしまレッドデータブック作成事業	希少野生動植物の保護に資するための県版レッドデータブックの作成に取り組む。	16,369	〃
③ 特殊植物等保全事業	国立公園の優れた自然環境を厳正に保全するため、湿原植物の保護、増殖事業を実施する。	1,975	〃
④ 鳥獣保護及び狩猟の適 正化事業	鳥獣保護区の設定などにより鳥獣の保護繁殖及び狩猟の適正化を図るための事業を行う。	76,808	〃
⑤ 特別天然記念物カモシ カ保護対策事業	特別天然記念物カモシカ保護地域内においてカモシカの生息状況、生息環境、食害状況等を調査し、安定的維持繁殖を図る。	1,765	文化課

11. 人と自然との豊かなふれあいの確保

① 自然保護施設整備事業	登山者の安全確保及び自然確保を図るために、主要登山道整備事業を行う市町村に対し補助金を交付する。	8,750	環境保全課
② 自然公園施設管理事業	自然公園内の公園施設を維持管理し、自然環境を保護しつつ快適で安全な利用の促進を図る。	18,687	〃
③ 国立公園等施設整備事 業（補助）	国立公園等の適正な利用及び自然環境の保全のため、公衆計画に基づき、公園施設の整備を図る。	201,005	〃
④ 自然公園核心地域総合 整備事業（緑のダイヤ mond計画）	磐梯朝日国立公園の裏磐梯地区（淨土平を含む）の優れた自然学習等の場を提供するとともに、優れた自然環境を次世代に継承するため、総合的な整備を行う。	131,415	〃
⑤ 国立公園等施設整備事 業（県単）	公園計画に基づく施設整備のうち、国庫補助事業の対象とならない、施設の整備を図る。	40,796	〃
⑥ うつくしま、ふくしま 観光地さわやかトイレ 普及事業	観光地の快適な公衆トイレの整備を促進するため、資金の貸付を行う。	716,662	観光課

事業名 (事業内容)	施 策 内 容 (事 業 内 容)	予算額 (千円)	担当部課
⑦ グリーン・ツーリズム地域定着化促進事業	グリーン・ツーリズムの一層の推進のため、生活圏毎の特性を生かした広域的推進体制の確立及び農村側の交流の担い手であるコーディネーター等の育成確保等地域の受入体制の整備を促進する。	5,814	農林振興課
⑧ 水環境整備事業	ダム、ため池等の農業水利施設を対象に、保全、管理等と一体的に水辺空間等を活用し、快適な生活環境の整備を行う。	530,000	農地建設課
⑨ 海岸環境整備事業	農地保全に係る海岸の区域において、休養の場としての利用に供するため海岸環境の整備を行う。	124,200	〃
⑩ 県民の森事業	県民に森林とのふれあいを通じて自然の大切さを学ぶ場及び保健休養の場を提供し、自然との共生に関する理解の向上を図ることを目的として整備された「県民の森」(平成10年オープンしたオートキャンプ場を含む)を管理運営する。	59,530	森林整備課
⑪ 昭和の森事業	「昭和の森」は、昭和天皇の御在位50年を記念して、全国植樹祭地(猪苗代町天鏡台)に、県民が親しめるレクリエーションの場として整備され、施設の管理・運営と整備を実施する。	17,610	〃
⑫ 地方特定河川等環境整備事業	河川管理者が行う改修事業等と併せて地方公共団体が単独事業として実施する緑地、公園等の整備事業を一體的、総合的に実施する。	478,800	河川課
⑬ 海岸環境整備事業費		195,000	〃
⑭ 港湾環境整備事業	快適な港湾環境確保のための緑地等の整備を行う。	370,000	港湾課
⑮ 港湾緑地一体整備促進費		700,000	〃
⑯ 港湾海岸環境整備費		198,000	〃
⑰ 漁港環境整備費	快適な漁港環境確保のための緑地等の整備を行う。	195,000	〃
⑱ 漁港海岸環境整備費		207,900	〃
⑲ 都市公園整備費	県事業(補助事業)広域公園の整備を促進する。	2,070,000	都市計画課
⑳ 公園整備費	県事業(単独事業)広域公園等の整備を促進する。	769,036	〃
㉑ 都市公園管理費	都市公園の良好な維持管理を行う。	1,281,884	〃
㉒ 海洋文化・学習施設(仮称)整備事業	「海を通じて『人と地球の未来』を考える」という基本理念のもとに、水族館の機能を中心として海をさまざまな視点から紹介し、海に関する文化・学習機会を提供する施設の整備を行う。	4,774,586	生涯学習課

12. 良好的な景観の保全と創造

① 景観形成推進事業	福島県景観条例の適正、円滑な運用を図り、市町村の景観形成施策の支援、県民等の景観形成活動の促進のための各種事業、普及啓発等を行う。	29,842	県民生活課
② 工場緑化推進指導事業	工場立地法に基づく特定工場の緑化を推進するとともに、ニューファクトリーの普及啓発を図る。	342	工業課
③ 建築文化推進事業	地域の環境に調和し、景観上優れた建築物等を表彰し、魅力あるまちづくりに対する意識の高揚を図る。	999	建築住宅課
④ 屋外広告物取締費	美観風致を維持し公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示設置に関し、必要な規制・誘導を図るとともに違反広告物についても是正に向けた取組みを行う。	39,913	都市計画課
⑤ うつくしま、広告景観形成事業	屋外広告物条例に基づき、地域の良好な景観と調和させ優れた景観の形成に寄与するため、屋外広告物に対する必要な規制・誘導を行う。	8,732	〃

事業名 (事業内容)	施策内容 (事業内容)	予算額 (千円)	担当部課
---------------	----------------	-------------	------

13. ゆとりあるオープンスペースの形成

① 緑の文化財保全対策事業	地域の巨木・名木として受け継いできた「緑の文化財」が枯損の危機に瀕しているため、外科的治療及び環境整備の対策を講じる。	1,807	森林整備課
② オアシス街路事業費	道路に接続する空地を、想いの広場として活用し、交通渋滞となっている交差点の改良を行い、想いの広場も取り入れオアシス空間としてまちかど交差点の整備を図る。	72,000	都市計画課
③ 文化財パトロール事業	文化財保護の万全を期すため、文化財保護指導委員を配置し、文化財の巡視、所有者・管理者に対する指導・助言及び文化財保護思想の普及活動を行う。	2,767	文化課
④ 発掘技術者専門研修派遣事業	埋蔵文化財担当職員の専門的知識と技術の向上を図る。	389	〃
⑤ 文化財保護指導者講習会	文化財に関する専門的事項について講習を行う。	220	〃
⑥ 埋蔵文化財発掘技術者講習会	埋蔵文化財の調査を効果的に行うため講習会を実施し、調査技術の向上を図る。	182	〃
⑦ 埋蔵文化財保護啓発事業	文化財保護強調週間及び文化財防火デーの啓発を中心に、文化財に対する理解と認識を深め、文化財愛護精神の普及向上を図る。	121	〃
⑧ 文化財保存記録事業	指定文化財、それに準ずる価値の高い文化財の保護継承のためにリバーサルを作成する。	78	〃
⑨ 指定文化財等保存助成事業	国・県指定等の文化財の修理・管理・公開等、保存活用に要する経費に対して助成し、文化財の保護を図る。	55,181	〃
⑩ 埋蔵文化財発掘調査委託事業	埋蔵文化財の試掘及び発掘調査等を財福島県文化センターに委託する。	109,859	〃
⑪ 埋蔵文化財保存調査事業	埋蔵文化財保存を図るため、各種開発に対応して分布調査を実施し保存協議を行うとともに発掘調査を実施する。	918,544	〃
⑫ 福島県文化財センター(仮称)整備事業	埋蔵文化財等の調査・研究、収蔵・保管等の拠点施設となる福島県文化財センター(仮称)のうち福島県文化財センター白河館(仮称)を整備する。	797,496	〃

14. 環境美化の促進

① 自然公園清掃活動事業	自然公園法及び福島県立自然公園条例に基づき、自然公園の清潔の保持を図るため、清掃活動を行う団体に対して助成する。	3,000	環境保全課
② ごみ持ち帰り運動・自然公園クリーンデー事業	自然公園内でのごみ・空き缶等の放置による汚染を防ぐため、ごみの持ち帰りの普及啓発と自然公園の美化清掃を実施する。	242	廃棄物対策課
③ 快適環境推進事業	空き缶等散乱ごみのない県土の形成を目指して県民意識の向上を図り、地域の美化活動を推進する。	1,200	〃
④ 「うつくしま、ふくしま」フラワーロード事業		200,000	道路維持課
⑤ うつくしま、ふくしま。花咲く水辺推進事業費	地域住民の協力を得て、季節の花によるフラワーベルトを出現させるため、高水敷の植栽環境を整備する。	48,810	河川課
⑥ 河川環境整備費	河川愛護団体の育成、クリーンアップ作戦、不法投棄物件の除却	6,563	〃

15. 各主体の自発的な活動の促進と連携

① 特定非営利活動団体支援事業	特定非営利活動団体に対する法人格の付与を行うとともに、活動団体等に関する情報収集を行う。	50	県民生活課
② うつくしま環境パートナーシップ会議	県民、事業者、行政が一体になって環境保全活動を積極的に推進するための組織として設立され、今後は、さらに意見情報交換を行い、相互の連携強化を図るため交流会等を開催する。	1,735	環境保全課

事業名 (事業内容)	施策内容 (事業内容)	予算額 (千円)	担当部課
③ うつくしま環境保全活動支援事業補助金	民間団体が自主的に行う環境保全活動に対して、その活動経費の一部を補助する。	2,207	環境保全課
④ 公害防止事業	公害防止のための調査、関係機関との連絡・調整を行い、公害防止についての知識の普及啓発を図る。	15,333	環境指導課

16. 環境教育及び環境学習の推進

① 環境保全ハンドブック作成事業	環境保全のための取組みに必要な知識等を体系的に取りまとめ、環境保全の取組みのための指針となる環境保全ハンドブックを作成し、県民の環境保全活動の促進を図る。	1,800	環境保全課
② 環境保全推進員養成講座事業	環境保全活動を行っている団体の指導者等を対象に養成講座等を通じて、環境学習や環境活動のリーダーである環境保全推進員を養成・認定する。	1,099	〃
③ 地球環境保全総合講座事業	地球環境問題に関心のある県民を対象に、地球環境問題等について講座を開催する。	1,253	〃
④ 環境アドバイザー事業	市町村、各種団体等が開催する環境保全の後援会に環境アドバイザーを派遣する。	1,427	〔両事業統合〕 〃
⑤ 環境ミニ講座事業	小・中学校・高校等を対象に、環境問題について知識や調査研究方法等について講座を開催する。		
⑥ こどもエコスクール事業	小・中学生を対象に自然体験型の講習会を開催し、子ども達の環境保全への理解を図るとともに、こどもエコクラブの促進につなげる。	1,413	〃
⑦ 環境学習教材作成事業	学校教育の中で環境教育を推進していくため副読本等を作成する。	4,763	〃
⑧ みんながささえる森林づくり推進事業	豊かな森林づくりへの参加を通して、自然と人との関わりや持続可能な森林の賢明な利用（人と自然の共生）に対する県民の理解を醸成する。 (もりの案内人養成・親子縁の教室等)	5,773	森林整備課
⑨ 環境推進モデル校の指定	モデル校を指定し、研究成果を県内小・中学校に普及させ、教員の環境教育の指導力の向上を図る。 小学校2校、中学校1校	300	義務教育課
⑩ 「尾瀬サミット」小・中学校3県交流	福島・群馬・新潟3県の児童生徒の交流と触れ合いを深めるとともに、次世代を担う子ども達の環境観を育成する。	2,139	〃

17. 環境保全に関する情報の収集と提供

① 環境白書の作成	環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の状況を明らかにするため、報告書（白書）を作成する。	2,100	環境保全課
② エコサークルネットワーク事業	環境に関するインターネットホームページを作成し、環境保全に取り組む各種団体等に対し、情報提供を行う。	230	〃
③ 環境情報ネットワーク事業	環境・公害の調査研究、分析方法等の開発、各種データの情報等をパソコン通信により利用する。	108	環境指導課
④ ダイオキシン類・環境ホルモン情報整備事業	パンフレット、インターネットによる情報の提供と相談窓口を開設する。	1,806	〃
⑤ 化学物質情報システム変更事業	工場・事業場等に対して実施する実態調査のデータベースを作成し、化学物質情報システムを充実する。	2,782	〃

18. 環境管理（環境マネジメント）の普及

① 環境負荷低減普及啓発事業	事業者、地方公共団体が、事業活動における環境負荷低減や環境保全活動の展開を一層推進するため環境管理セミナーを開催する。	810	環境保全課
② 中小企業戦略的展開支援事業	新規創業者、創業期にある中小企業者及び新分野進出、ISO認証取得等戦略的展開を図ろうとする中小企業者が、専門家の経営診断・指導等を受ける経費に対して補助する。	16,402	中小企業課

事業名 (事業内容)	施策内容 (事業内容)	予算額 (千円)	担当部課
③ 新事業創造資金貸付金	開業、今後成長が期待される分野への進出及びISOの認証取得に際して要する経費に対して融資を行う。	715,000	中小企業課

19. 県の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの率先実行

① ふくしまエコオフィス実践計画推進事業	「アジェンダ21ふくしま」に基づき、県自らが、事業者、消費者としての立場から環境保全に向けた行動を率先して実行する取組みを行っており、さらに実践計画に基づく取組みの一層の充実強化を図る。	445	環境保全課
----------------------	---	-----	-------

20. 地球環境保全対策の推進

① 酸性雨モニタリング調査事業	環境汚染の未然防止のため、継続的な調査を実施し、現況の把握・関係機関との協議等を行う。	608	環境指導課
② オゾン層保護対策事業（フロン回収・破壊処理システム整備事業）	オゾン層の破壊を防止するため、フロンの回収・保管・処理の一貫システムの確立を図り、福島県フロン回収・処理推進協議会の体制を整備・充実する。	8,641	〃
③ 低公害車普及促進事業	電気自動車の維持管理を行い、併せてハイブリッド自動車等の低公害車の普及促進に関する啓発を行う。	632	〃
④ 「地球温暖化防止モデル」作成事業	「福島県地域温暖化防止対策地域推進計画」に基づき県内の二酸化炭素等温室効果ガスの削減目標を達成するため、事業者が取り組むべき実践行動を支援するため、モデルブックを作成する。	1,982	〃
⑤ 国際林業協力事業	地球規模で進行する森林の減少・劣化が貴重な生物の種の消滅や温暖化など環境保全に影響を及ぼしている。国際交流を推進する観点から、林業の技術協力を推進する。	2,448	森林整備課
⑥ ふくしまウッディハウス建設推進費	良質な木造住宅のストックの形成と地域住宅産業の活性化を図るために、優良な木造住宅の建設資金又は購入資金について利子補給を行う。	78,062	建築住宅課

21. アジェンダ21ふくしまの推進

① 地球温暖化対策普及啓発事業	「アジェンダ21ふくしま」に基づいて、「地球温暖化防止のためのエコライフ4つの心がけ」を県民運動として推進していく。	2,419	環境保全課
-----------------	--	-------	-------

22. 環境影響評価の推進

① 環境影響評価推進事業	環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例の適切な運用を行う。	4,201	環境保全課
② 環境影響評価対策事業	大規模な土地の形状の変更等による環境へ及ぼす影響について、環境影響評価法等に基づいて調査及び審査を行い事業者を指導する。	203	環境指導課

23. 監視・測定体制の整備

① 公害監視施設整備事業	環境センターの環境監視機器、検査・分析機器等の整備を行う。	7,719	環境指導課
② 環境センター運営事業	環境行政に係る調査分析の中心機関である環境センターを円滑・適正に運営する。	43,121	〃
③ 工場等公害未然防止指導事業	公害の未然防止を図るため、工場・事業場のパトロールを行い、監視指導する。	467	〃
④ 環境センター分析機器等整備事業	化学物質による環境汚染状況を迅速、的確に調査分析する必要があるため、高性能な分析機器等を整備する。	130,879	〃
⑤ 公害行政担当職員専門研修	専門研修により公害行政担当職員の資質の向上を図る。	753	〃
⑥ 環境放射能等測定機器整備事業	原子力発電所周辺住民の安全確保を図るため、分析・測定機器の計画的な更新・整備を行う。	111,445	原子力安全対策課

事業名 (事業内容)	施策内容 (事業内容)	予算額 (千円)	担当部課
---------------	----------------	-------------	------

24. 調査研究の推進

① 環境施策推進調査研究事業	環境に関する調査研究や、環境学習・教育の推進方策等について検討する。	177	県民生活課
② 温排水調査事業	原子力発電所等から排出される温排水が、漁業資源に与える影響について検討するための調査を実施する。	4,134	原子力安全対策課
③ 国設酸性雨測定所の管理運営	環境庁が設置した「国設酸性雨測定所」(尾瀬地区)を保守管理し、酸性降下物を採取し分析する。	1,810	環境指導課
④ 酸性雨調査研究・陸水影響調査事業	湖沼等降水域の酸性化の現況等を調査し、酸性雨の影響を解明するとともに、酸性化に対する土壤の緩衝機能等の基礎資料を得る。	835	〃
⑤ 石炭火力発電所立地に伴う環境影響基礎調査事業	相馬・原町地域に立地する石炭火力発電所周辺の大気環境の現況を調査する。	416	〃

25. 誘導的措置

① 環境創造資金融資事業	環境保全対策に取り組む中小企業者を支援するため、必要な資金の融資をあっせんする。	150,374	環境指導課
② 中小企業活路開拓調査・実現化事業	リサイクル等に対応するため調査・研究、ビジョンの作成等を行う組合に対し、中小企業団体中央会を通じて補助する。	1,785	商工課
③ 畜産環境特別融通事業 (うつくしま、ふくしま。畜産環境保全施設整備資金利子助成事業)	畜産農家が、環境保全を目的として、設備投資を行うための制度資金の借入をする場合、通常の借入利率よりも低利となるよう上乗せ利子助成を行う。	5,646	畜産課

26. 公害紛争の処理及び被害の救済

① 公害審査会の運営	公害紛争のあっせん、調停及び仲裁を行う。	366	環境指導課
② 公害苦情調査事業	公害苦情について、適切な処理を図るために、調査指導を行う。	1,737	〃

27. 広域的な取組みの推進

① 尾瀬保護財団運営事業 (尾瀬保護財団職員派遣事業)	福島・群馬・新潟3県が中心となって尾瀬地域の一体的な保護と適正利用を推進する団体として設置された側尾瀬保護財団に職員を派遣している。	9,918	環境保全課
--------------------------------	--	-------	-------

大気関係

資-12 大気汚染に係る環境基準の概要

(1) 環境基準

〔二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント 昭48. 5. 8 環境庁告示第25号)
 二酸化窒素 昭53. 7. 11 環境庁告示第38号
 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン 平9. 2. 4 環境庁告示第4号〕

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法	達 成 期 間
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	維持され又は原則として5年以内に達成
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法	維持され又は早期に達成
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	維持され又は早期に達成
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	維持され又は7年以内においてできるだけ早期に達成
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	維持され又は早期に達成
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	維持され又は早期に達成
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	維持され又は早期に達成
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	維持され又は早期に達成

- (注) 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいいます。
 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいいます。
 3 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所について、適用しません。
 4 二酸化硫黄、二酸化窒素及び光化学オキシダントの測定方法に平成8年10月25日付けで乾式法が追加されました。

(2) 環境基準による大気汚染の評価方法

〔二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント 昭48. 6. 12 環境庁大気保全局長通知
 〔二酸化窒素 昭53. 7. 17 環境庁大気保全局長通知
 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン 平9. 2. 12 環境庁大気保全局長通知〕

評価項目	評価方法	
二酸化硫黄	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppmを超えないこと。	
光化学オキシダント	昼間（5時から20時まで）の1時間値が0.06ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.1mg/m ³ 以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。
一酸化炭素	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
	短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値（1日を3回の時間帯に区分した場合の8時間平均値）が20ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	

資-13 大氣監視測定局一覽

(1) 一般環境大氣測定期

(平成11年3月31日現在)

市町村名	No	測定局	設置場所	用 途 域	二 酸 化 硫 黄	浮 遊 粒 子 状 物 質	窒 素 酸 化 物	光 化 学 オ キ シ ダ ント	一 酸 化 炭 素	炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速	溫 度 ・ 濕 度	日 射 量	紫 外 線	放 射 收 支	テ レ メ ー タ 化	備考
					地 域	地 域	地 域	地 域	地 域	地 域	地 域	地 域	地 域	地 域	地 域	地 域	
福島市	1	南町	福島市立第一中学校	住	○	○	○	○			○	○				④	県
	2	森合	福島市立森合小学校	ノ	○	○	○	○			○	○	○	○		④	ノ
	3	古川	福島市立第三中学校	ノ	○		○	○			○	○				④	ノ
郡山市	4	芳賀	芳賀公民館	ノ	○		○	○			○	○				③	郡山市
	5	朝日	郡山市公害対策センター3階	ノ	○	○	○	○			○	○	○	○	○	③	ノ
	6	堤下	橘小学校	ノ	○		○	○			○	○				③	ノ
	7	日和田	日和田小学校	ノ	○		○	○			○	○				③	ノ
	8	富久山	行健小学校	ノ	○		○	○			○	○				④	ノ
	9	安積	桧ノ下公園	ノ	○		○	○			○	○				④	ノ
須賀川市	10	須賀川	須賀川市役所脇	ノ	○	○	○	○			○	○	○	○		④	県
白河市	11	白河	白河第二小学校	ノ	○	○	○	○			○	○	○	○		④	ノ
会津若松市	12	会津若松	会津女子高等学校	ノ	○	○	○	○			○	○	○	○	○	③	ノ
磐梯町	13	大寺六区	磐梯字山の神	未	○						○					元	ノ
広野町	14	広野1	役場裏町有地	ノ	○	○	○	○			○	○				④	ノ
	15	広野2	小滝平浄水場	ノ	○						○	△				④	ノ
檜葉町	16	檜葉	檜葉南小学校	ノ	○		○	○			○	○	△	○		④	ノ
富岡町	17	富岡	富岡第二中学校	住	○	○	○	○			○	△				④	ノ
大熊町	18	大熊	大熊中学校	未	○	○	○	○			○	○				④	ノ
双葉町	19	双葉	双葉南小学校	住	○						○	△				④	ノ
浪江町	20	浪江	浪江中学校	ノ	○						○	○				④	ノ
新地町	21	新地1	尚英中学校	未	○	○	○	○			○	○				④	ノ
	22	新地2	北狼沢調整池	ノ	○	○					○	△				④	ノ

市町村名	No	測定局	設置場所	用途地	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	一酸化炭素	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	日射量	紫外線量	放射線量	テレメータ化支	備考
相馬市	23	相馬1	高池前公園	住	○	○	○	○			○	○				④	県
	24	相馬2	日立木小学校	未	○	○					○	△				④	〃
鹿島町	25	鹿島寺内	鹿島中学校	〃	○	○					○	△				④	〃
原町市	26	原町1	仲町児童センター	住	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑤	〃
	27	原町2	矢川原調整池	未	○	○					○	△				⑤	〃
小高町	28	小高	東町遊園地	住	○	○	○	○			○	○				⑤	〃
いわき市	29	大高	勿来町大高字坂ノ上	未	○						○					⑦	いわき市
	30	上中田	子供の家保育園	準工	○		○	○			○	○				⑦	〃
	31	花ノ井	錦町字細谷	住	○	○					○	○				⑦	〃
	32	金山	勤労青少年ホーム隣	未	○						○					⑧	〃
	33	田部	渡辺公民館	〃	○						○					⑦	〃
	34	下川	下川公民館	準工	○						○					⑦	〃
	35	滝尻	泉町滝尻字高見坪	住	○	○	○	○			○					⑦	〃
	36	愛宕下	小名浜第二小学校	〃	○	○	○	○			○	○				⑦	〃
	37	南富岡	小名浜南富岡字中島	工専	○						○					⑦	〃
	38	大原	いわき市公害対策センター3階	住	○	○	○	○			○	○	○	○	○	⑦	〃
	39	鹿島	鹿島小学校	〃	○		○	○			○					⑦	〃
	40	中原	小名浜字中原	工	○						○					⑧	〃
	41	西郷	磐崎公民館	住	○	○	○	○			○	○				⑨	〃
	42	楊土	平第一小学校	〃	○	○	○	○			○	○	○			⑩	〃
	43	高坂	桜井団地	〃	○		○	○			○					⑪	〃
	44	下神谷	県農業試験場いわき支場	未	○		○	○			○	○				⑫	〃
		渚	小名浜製鍊㈱煙突 (2、31、54、86、120、160m)	工専							○	△				⑬	県

(注) 1 「温度・湿度」の欄の△は「温度」のみ測定している測定局です。

環境指導課調べ

2 「テレメータ化」の欄の○印の中の数字はテレメータ化された年です。

3 「備考」の欄は測定担当機関名です。

(2) 自動車排出ガス測定局

(平成11年3月31日現在)

市町村名	No	測定局	設置場所	用途地 域	二 酸 化 硫 黄	浮 遊 粒 子 状 物 質	窒 素 酸 化 物	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	一 酸 化 炭 素	炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速	温 度 ・ 湿 度	日 射 量	紫 外 線	放 射 收 支	テ レ メ タ 化	備考
福島市	1	天神	福島市消防署屋上	住	○	○	○	○	○	○	○	○				⑤4	福島市
郡山市	2	台新	台新公園	住		○	○		○	○	○	○				⑧	郡山市
いわき市	3	平	平市民運動場	リ		○	○		○	○	○					③	いわき市

(注) 1 「テレメータ化」の欄の○印の中の数字はテレメータ化された年です。

環境指導課調べ

2 「備考」の欄は測定担当機関名です。

(3) 大気監視測定車等

(平成11年3月31日現在)

所管	名称	二 酸 化 硫 黄	浮 遊 粒 子 状 物 質	窒 素 酸 化 物	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	一 酸 化 炭 素	炭 化 水 素	オ ゾ ン 銀	水	風 向 ・ 風 速	温 度 ・ 湿 度	テ レ メ タ 化	備考
環境センター いわき支所	移動測定車	○	○	○				○	○	○			
	移動測定局(川内村)	○	○	○	○		○			○	○	⑤4	コントナ
	移動測定局(飯館村)	○	○	○	○					○	○	⑤	リ

環境指導課調べ

資料-14 発生源測定局一覧

(1) 中通り地区

(平成11年3月31日現在)

No	測定局	設置場所	設置 煙道数	測定項目					
				二酸化 硫黄	窒素 酸化物	酸素	燃 料 使 用 量	排 ガ ス 温 度	排 ガ ス 速 度
1	保土谷化学	保土谷化学工業㈱ 郡山工場内	1	○	○	○	○	○	○
2	アサヒビール	アサヒビール㈱ 福島工場内	2	○	○	○	○	○	○

環境指導課調べ

(2) 浜通り地区

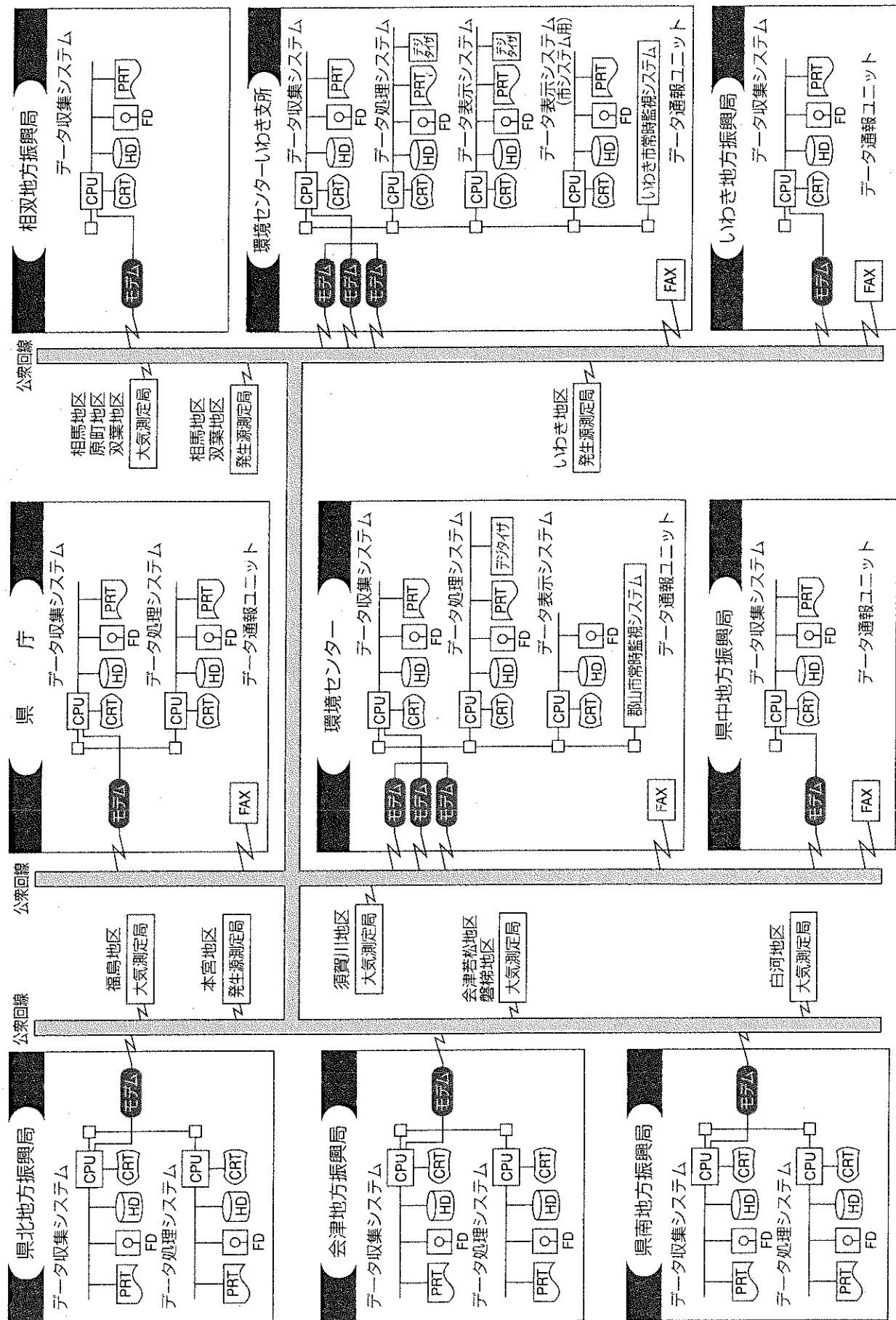
(平成11年3月31日現在)

No	測定局	設置場所	設置 煙道数	測定項目							
				二酸化 硫黄	窒素 酸化物	酸素	燃料 使用量	硫黄 含有率	排ガス 温度	排ガス 速度	発電量
1	広野火力	東京電力㈱ 広野火力発電所内	4	○	○	○		○	○		○
2	日本製紙	日本製紙㈱勿来工場内	1	○	○	○	○		○		
3	吳羽化学	吳羽化学工業㈱錦工場内	2	○	○	○	○		○		
4	常磐共火	常磐共同火力㈱ 勿来発電所内	4	○	○	○			○		○
5	堺化学	堺化学工業㈱ 小名浜事業所内	2	○	○	○	○		○		
6	新日本ソルト	新日本ソルト㈱ 小名浜工場内	2	○	○	○	○		○		
7	小名浜製鍊	小名浜製鍊㈱ 小名浜製鍊所内	3	○	○	○			○	○	
8	日本化成	日本化成㈱小名浜工場内 (発電所)	1	○	○	○			○		
		日本化成㈱小名浜工場内 (硝酸工場)	2		○				○		
		日本化成㈱小名浜工場内 (カーボン工場)	1	○	○	○			○		
		日本化成㈱小名浜工場内 (コークス工場)	1	○	○	○			○	○	
9	東邦亜鉛	東邦亜鉛㈱ 小名浜製鍊所内	2	○	○	○			○	○	
10	有機合成	有機合成薬品工業㈱ 常磐工場内	1	○	○	○	○		○		
11	相馬共火	相馬共同火力発電㈱ 新地発電所内	2	○	○	○			○		○
12	原町火力	東北電力㈱ 原町火力発電所内	2	○	○	○			○		○
13	いわき 大王製紙	いわき大王製紙㈱ (1号ボイラー)	1	○	○	○	○		○		○
14		いわき大王製紙㈱ (1号焼却炉)	1	○	○	○	○		○		

環境指導課調べ

- (注) 1 広野火力においては、大気温度、風向、風速は地上78.8m、180mの地点で、また、大気湿度、日射量、放射収支量は地上でそれぞれ測定しています。
 2 原町火力は、1号機が平成9年7月に運転開始。
 3 いわき大王製紙は、平成9年12月に運転開始。なお、1号焼却炉では、上記のほか、塩化水素濃度、一酸化炭素濃度も測定している。

(参考) 大気汚染常時監視システム構成図



資料-15 二酸化硫黄濃度の測定結果（平成10年度年間値）

(1) 一般環境大気測定局

地区	測定局	令 別 表 第 3 の 区 分	用 途 地 域	有 効 測 定 日 数	測 定 時 間	年 平 均 値	1時間値が 0.1ppmを超 えた時間数	日平均値が 0.04ppmを超 えた日数と その割合	1時間 値の 2% 最高値	日平均 値 除 外 値	日平均値が 0.04ppmを超 えた日が2 日以上連続 したことの 有無	環境基準の 長期的評価 による日 平均値 0.04ppmを 超えた日数	環境基準 の長期的 評価	環境基準 の短期的 評価	
福島	南町	100	住	357	8,633	0.004	0	0.0	0	0.0	0.024	0.008	○	0	○
	森合	100	住	359	8,655	0.004	0	0.0	0	0.0	0.026	0.009	○	0	○
	古川	100	住	354	8,587	0.003	0	0.0	0	0.0	0.021	0.007	○	0	○
会津若松	会津若松	100	住	365	8,733	0.004	0	0.0	0	0.0	0.029	0.008	○	0	○
磐梯	大寺六区	100	未	363	8,720	0.004	0	0.0	0	0.0	0.060	0.006	○	0	○
郡山	芳賀	16	住	365	8,725	0.004	0	0.0	0	0.0	0.022	0.007	○	0	○
	朝日	16	住	360	8,684	0.005	0	0.0	0	0.0	0.063	0.010	○	0	○
	堤下	16	住	365	8,727	0.004	0	0.0	0	0.0	0.034	0.009	○	0	○
	日和田	16	住	365	8,724	0.004	0	0.0	0	0.0	0.025	0.007	○	0	○
	富久山	16	住	365	8,724	0.004	0	0.0	0	0.0	0.040	0.008	○	0	○
	安積	16	住	363	8,717	0.004	0	0.0	0	0.0	0.019	0.008	○	0	○
須賀川	須賀川	100	住	383	8,720	0.005	0	0.0	0	0.0	0.024	0.007	○	0	○
白河	白河	100	住	359	8,646	0.003	0	0.0	0	0.0	0.017	0.006	○	0	○
双葉	広野1	100	未	362	8,731	0.003	0	0.0	0	0.0	0.018	0.006	○	0	○
	広野2	100	未	365	8,754	0.002	0	0.0	0	0.0	0.030	0.005	○	0	○
	楳葉	100	未	365	8,753	0.003	0	0.0	0	0.0	0.016	0.005	○	0	○
	富岡	100	住	363	8,747	0.003	0	0.0	0	0.0	0.015	0.006	○	0	○
	大熊	100	未	364	8,745	0.002	0	0.0	0	0.0	0.011	0.005	○	0	○
	双葉	100	住	365	8,754	0.002	0	0.0	0	0.0	0.014	0.003	○	0	○
	浪江	100	住	364	8,746	0.002	0	0.0	0	0.0	0.011	0.004	○	0	○
相馬	小高	100	住	363	8,735	0.003	0	0.0	0	0.0	0.022	0.005	○	0	○
	原町1	100	住	363	8,738	0.003	0	0.0	0	0.0	0.024	0.006	○	0	○
	原町2	100	未	364	8,745	0.002	0	0.0	0	0.0	0.014	0.005	○	0	○
	鹿島寺内	100	未	364	8,746	0.002	0	0.0	0	0.0	0.014	0.004	○	0	○
	相馬1	100	住	363	8,744	0.002	0	0.0	0	0.0	0.013	0.005	○	0	○
	相馬2	100	未	364	8,748	0.002	0	0.0	0	0.0	0.011	0.004	○	0	○
	新地1	100	未	363	8,746	0.002	0	0.0	0	0.0	0.016	0.004	○	0	○
	新地2	100	未	357	8,594	0.002	0	0.0	0	0.0	0.010	0.004	○	0	○
いわき	大高	17	未	365	8,740	0.004	0	0.0	0	0.0	0.073	0.008	○	0	○
	上中田	17	準工	364	8,749	0.004	0	0.0	0	0.0	0.021	0.007	○	0	○
	花ノ井	17	住	364	8,736	0.003	0	0.0	0	0.0	0.033	0.007	○	0	○
	金山	17	未	365	8,752	0.003	0	0.0	0	0.0	0.031	0.007	○	0	○
	田部	17	未	365	8,752	0.004	0	0.0	0	0.0	0.050	0.008	○	0	○
	下川	17	準工	365	8,753	0.005	2	0.0	0	0.0	0.213	0.013	○	0	○
	滝尻	17	住	363	8,745	0.006	0	0.0	0	0.0	0.082	0.015	○	0	○
	愛宕下	17	住	363	8,738	0.006	0	0.0	0	0.0	0.100	0.017	○	0	○
	大原	17	住	363	8,745	0.007	0	0.0	0	0.0	0.077	0.023	○	0	○

地区	測定局	令別表第3の区分	用途	有効測定日数	測定期間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合	1時間値の2%の割合	日平均値の除外値	環境基準の长期的評価による日平均値		環境基準の長期的評価	環境基準の短期的評価				
											(日)	(時間)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有無)	(日)	(適○不適×
いわき	南富岡	17	工専	362	8,699	0.006	0	0.0	0	0.0	0.089	0.018	○	0	○	○	○	○
	鹿島	17	住	365	8,753	0.004	0	0.0	0	0.0	0.079	0.012	○	0	○	○	○	○
	中原	17	工	363	8,732	0.008	2	0.0	0	0.0	0.168	0.017	○	0	○	×	○	○
	西郷	17	住	365	8,745	0.004	0	0.0	0	0.0	0.038	0.010	○	0	○	○	○	○
	湯土	17	住	364	8,743	0.003	0	0.0	0	0.0	0.028	0.007	○	0	○	○	○	○
	高坂	17	住	365	8,744	0.004	0	0.0	0	0.0	0.027	0.007	○	0	○	○	○	○
	下神谷	17	未	363	8,736	0.003	0	0.0	0	0.0	0.026	0.007	○	0	○	○	○	○

環境指導課調べ

(注) 「令別表第3の区分」は、大気汚染防止法施行令第5条の規定による硫黄酸化物の排出基準(K値)に係る地域の区分で、それぞれ100はK値=17.5、16はK値=11.5、17はK値=6.0の地域を示します。

(2) 自動車排出ガス測定局

地区	測定局	令別表第3の区分	用途	有効測定日数	測定期間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合	1時間値の2%の割合	日平均値の除外値	環境基準の长期的評価による日平均値		環境基準の長期的評価	環境基準の短期的評価				
											(日)	(時間)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有無)	(日)	(適○不適×
福島	天神	100	住	360	8,644	0.004	0	0.0	0	0.0	0.020	0.007	○	0	○	○	○	○

環境指導課調べ

資料-16 二酸化硫黄濃度測定結果の経年変化(年平均値)

(1) 一般環境大気測定局

地区	測定局	用途地域	年平均値(ppm)				
			6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
福島	南町	住	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004
	森合	住	0.003	0.004	0.004	0.003	0.004
	古川	住	0.003	0.004	0.004	0.003	0.003
会津若松	会津若松	住	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004
磐梯	大寺六区	未	0.004	0.003	0.004	0.004	0.004
郡山	芳賀	住	0.005	0.004	0.006	0.005	0.004
	朝日	住	0.005	0.006	0.006	0.006	0.005
	堤下	住	0.005	0.004	0.005	0.005	0.004
	日和田	住	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004
	富久山	住	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004
	安積	住	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
須賀川	須賀川	住	0.005	0.004	0.005	0.005	0.005
白河	白河	住	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003

地 区	測 定 局	用途地域	年 平 均 値 (ppm)				
			6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度
双葉	広野 1	未	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	広野 2	未	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	楡葉	未	0.003	0.002	0.003	0.003	0.003
	富岡	住	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003
	大熊	未	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	双葉	住	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	浪江	住	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
相馬	小高	住	0.005	0.003	0.003	0.003	0.003
	原町 1	住	0.004	0.004	0.003	0.004	0.003
	原町 2	未	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002
	鹿島寺内	未	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
	相馬 1	住	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
	相馬 2	未	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
	新地 1	未	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
いわき	新地 2	未	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	大高	未	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004
	上中田	準工	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	花ノ井	住	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003
	金山	未	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	田部	未	0.004	0.003	0.003	0.003	0.004
	下川	準工	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
	滝尻	住	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006
	愛宕下	住	0.006	0.006	0.006	0.007	0.006
	大原	住	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007
	南富岡	工専	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006
	鹿島	住	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004
	中原	工	0.008	0.009	0.008	0.008	0.008
	西郷	住	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004
	揚土	住	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
	高坂	住	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
	下神谷	未	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003

環境指導課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地 区	測 定 局	用途地域	年 平 均 値 (ppm)				
			6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度
福島	天神	住	0.007	0.005	0.005	0.005	0.004

環境指導課調べ

資料-17 二酸化窒素濃度の測定結果（平成10年度年間値）

(1) 一般環境大気測定局

地 区	測定局	令別表第3の区分	用 途	有効測定日数	測 定	年 平	1時間	1時間値が 0.2 ppm を超 えた時間数	1時間値が 0.1 ppm 以上 0.2 ppm以下の時間 数とその割合	日平均値 が0.06 ppm を超えた 日数と その割合	日平均値が 0.04 ppm 以上 0.06 ppm以下 の日数と その割合	日平均 値 の 年間98 ppmを超 えた日 数	98%値 評価に よる日 平均値 が0.06 ppmを超 えた日 数	環 境基 準 に よる 評 価			
															(日) (不適X)		
福 島	南 町	100	住	351	8,498	0.019	0.081	0	0.0	0	0.0	0	0.0	10	2.8	0.041	0 ○
	森 合	100	住	361	8,678	0.017	0.076	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.035	0 ○
	古 川	100	住	356	8,610	0.013	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.034	0 ○
	会津若松	100	住	364	8,723	0.012	0.089	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	1.1	0.031	0 ○
	芳賀	16	住	364	8,724	0.016	0.071	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.035	0 ○
	朝 日	16	住	362	8,707	0.016	0.077	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.036	0 ○
	堤 下	16	住	363	8,706	0.014	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.032	0 ○
	日 和 田	16	住	363	8,713	0.012	0.074	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.031	0 ○
	富 久 山	16	住	363	8,722	0.015	0.139	0	0.0	1	0.0	0	0.0	2	0.6	0.036	0 ○
	安 積	16	住	363	8,722	0.016	0.080	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.033	0 ○
郡 山	須賀川	100	住	364	8,727	0.014	0.057	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0 ○
	白 河	100	住	363	8,715	0.012	0.073	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.030	0 ○
	広 野 1	100	未	360	8,676	0.005	0.047	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0 ○
	楨 葉	100	未	363	8,721	0.009	0.054	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0 ○
	富 瀬	100	住	364	8,726	0.005	0.037	0	0.0	2	0.0	0	0.0	0	0.0	0.012	0 ○
	大 熊	100	未	351	8,585	0.005	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0 ○
	小 高	100	住	363	8,723	0.007	0.045	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.015	0 ○
	原 町 1	100	住	362	8,711	0.007	0.044	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.015	0 ○
	相 馬 1	100	住	363	8,722	0.008	0.048	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0 ○
	新 地 1	100	未	363	8,723	0.006	0.053	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0 ○
いわき	上 中 田	17	準工	363	8,710	0.014	0.062	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.025	0 ○
	滝 尾	17	住	364	8,724	0.016	0.086	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.5	0.032	0 ○
	愛 石 下	17	住	363	8,708	0.018	0.092	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	1.7	0.039	0 ○
	大 原	17	住	364	8,720	0.017	0.092	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.8	0.038	0 ○
	鹿 島	17	住	362	8,721	0.015	0.077	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.032	0 ○
	西 郷	17	住	359	8,676	0.015	0.072	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.028	0 ○
	揚 土	17	住	364	8,727	0.011	0.089	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.025	0 ○
	高 板	17	住	360	8,629	0.014	0.079	0	0.0	1	0.0	0	0.0	1	0.3	0.028	0 ○
	下 神 谷	17	未	358	8,656	0.008	0.053	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0 ○

環境指導課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地 区	測定局	令別表第3の区分	用 途	有効測定日数	測 定	年 平	1時間	1時間値が 0.2 ppm を超 えた時間数	1時間値が 0.1 ppm 以上 0.2 ppm以下の時間 数とその割合	日平均値 が0.06 ppm を超えた 日数と その割合	日平均値が 0.04 ppm 以上 0.06 ppm以下 の日数と その割合	日平均 値 の 年間98 ppmを超 えた日 数	98%値 評価に よる日 平均値 が0.06 ppmを超 えた日 数	環 境基 準 に よる 評 価			
															(日) (不適X)		
福 島	天 神	100	住	357	8,587	0.019	0.158	0	0.0	1	0.0	0	0.0	13	3.6	0.042	0 ○
郡 山	台 新	16	住	355	8,555	0.021	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	2.0	0.039	0 ○
いわき	平 商	17	商	364	8,721	0.024	0.097	0	0.0	2	0.0	1	0.3	23	6.3	0.043	0 ○

環境指導課調べ

資料-18 二酸化窒素濃度測定結果の経年変化(年平均値)

(1) 一般環境大気測定期局

地 区	測 定 局	用途地域	年 平 均 値 (ppm)				
			6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度
福 島	南 町	住	0.019	0.016	0.016	0.020	0.019
	森 合	住	0.015	0.015	0.016	0.017	0.017
	古 川	住	0.012	0.013	0.012	0.013	0.013
会 津 若 松	会 津 若 松	住	0.011	0.013	0.012	0.012	0.012
郡 山	芳 賀	住	0.013	0.014	0.015	0.017	0.015
	朝 日	住	0.015	0.017	0.015	0.016	0.016
	堤 下	住	0.014	0.012	0.013	0.015	0.014
	日 和 田	住	0.010	0.010	0.011	0.013	0.012
	富 久 山	住	0.014	0.014	0.014	0.015	0.015
	安 積	住	0.015	0.015	0.016	0.016	0.016
須 賀 川	須 賀 川	住	0.016	0.016	0.016	0.016	0.014
白 河	白 河	住	0.009	0.010	0.011	0.012	0.012
双 葉	広 野 1	未	0.005	0.004	0.005	0.005	0.005
	櫛 葉	未	0.010	0.009	0.008	0.009	0.009
	富 岡	住	0.005	0.005	0.005	0.006	0.005
	大 熊	未	0.004	0.004	0.004	0.004	0.005
相 馬	小 高	住	0.008	0.007	0.008	0.008	0.007
	原 町 1	住	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007
	相 馬 1	住	0.009	0.007	0.008	0.009	0.008
	新 地 1	未	0.006	0.004	0.005	0.007	0.006
い わ き	上 中 田	準工	0.013	0.015	0.016	0.015	0.014
	滝 尻	住	0.016	0.016	0.017	0.017	0.016
	愛 宮 下	住	0.017	0.016	0.017	0.018	0.018
	大 原	住	0.016	0.016	0.018	0.018	0.017
	鹿 島	住	0.014	0.014	0.015	0.016	0.015
	西 鄉	住	0.014	0.014	0.015	0.016	0.015
	揚 土	住	0.011	0.010	0.012	0.010	0.011
	高 坂	住	0.012	0.011	0.014	0.014	0.014
	下 神 谷	未	0.007	0.007	0.008	0.008	0.008

環境指導課調べ

(2) 自動車排出ガス測定期局

地 区	測 定 局	用途 地域	年 平 均 値 (ppm)					日平均値の年間98%値(ppm)				
			6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度
福 島	天 神	住	0.021	0.020	0.019	0.019	0.019	0.041	0.041	0.039	0.037	0.042
郡 山	台 新	住	—	—	(0.021)	0.021	0.021	—	—	(0.035)	0.038	0.039
	堂 前	商	0.035	0.033	(0.021)	—	—	0.048	0.049	(0.050)	—	—
い わ き	平	商	0.024	0.023	0.024	0.026	0.024	0.042	0.043	0.045	0.047	0.043

環境指導課調べ

(注) 郡山地区の堂前局は、平成8年8月に台新局に移設しました。このため、平成8年度は両局とも測定時間が有効測定時間である6,000時間未満となり、環境基準の評価対象外です。

資料-19 二酸化窒素濃度測定結果の経年変化（日平均値の年間98%値）

(1) 一般環境大気測定期局

地 区	測 定 局	用途地域	日平均値の年間98%値 (ppm)				
			6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度
福 島	南 町	住	0.036	0.039	0.035	0.042	0.041
	森 合	住	0.033	0.034	0.032	0.037	0.035
	古 川	住	0.033	0.032	0.030	0.033	0.034
会 津 若 松	会 津 若 松	住	0.031	0.042	0.030	0.031	0.031
郡 山	芳 賀	住	0.027	0.029	0.030	0.031	0.035
	朝 日	住	0.029	0.031	0.031	0.033	0.036
	堤 下	住	0.029	0.025	0.032	0.030	0.032
	日 和 田	住	0.025	0.026	0.027	0.028	0.031
	富 久 山	住	0.030	0.032	0.034	0.034	0.036
	安 積	住	0.029	0.031	0.032	0.035	0.033
須 賀 川	須 賀 川	住	0.028	0.029	0.027	0.029	0.029
白 河	白 河	住	0.021	0.026	0.025	0.027	0.030
双 葉	広 野 1	未	0.012	0.012	0.013	0.012	0.013
	橋 葉	未	0.020	0.019	0.018	0.019	0.020
	富 岡	住	0.011	0.012	0.011	0.012	0.012
	大 熊	未	0.009	0.009	0.010	0.010	0.013
相 馬	小 高	住	0.016	0.014	0.016	0.015	0.015
	原 町 1	住	0.015	0.015	0.015	0.015	0.015
	相 馬 1	住	0.018	0.017	0.017	0.019	0.018
	新 地 1	未	0.015	0.012	0.015	0.017	0.017
い わ き	上 中 田	準工	0.024	0.025	0.027	0.025	0.025
	滝 尻	住	0.030	0.029	0.034	0.039	0.032
	愛 宿 下	住	0.033	0.033	0.036	0.039	0.039
	大 原	住	0.034	0.033	0.036	0.041	0.038
	鹿 島	住	0.029	0.027	0.030	0.033	0.032
	西 鄉	住	0.026	0.025	0.029	0.029	0.028
	湯 土	住	0.023	0.022	0.026	0.024	0.025
	高 坂	住	0.023	0.025	0.030	0.028	0.028
下 神 谷		未	0.018	0.017	0.019	0.019	0.020

環境指導課調べ

(2) 自動車排出ガス測定期局

地 区	測 定 局	用途地域	日平均値の年間98%値 (ppm)				
			6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度
福 島	天 神	住	0.041	0.041	0.039	0.037	0.042
郡 山	台 新	住	—	—	(0.035)	0.038	0.039
	堂 前	商	0.048	0.049	(0.050)	—	—
い わ き	平	商	0.042	0.043	0.045	0.047	0.043

環境指導課調べ

(注) 郡山地区の堂前局は、平成8年8月に台新局に移設しました。このため、平成8年度は両局とも測定時間が有効測定時間である6,000時間未満となり、環境基準の評価対象外です。

資-20 光化学オキシダント濃度の測定結果（平成10年度年間値）

(1) 一般環境大気測定局

地 区	測 定 局	用 途	昼 間	昼 間	昼 間	昼 間 の	昼 間 の	昼 間 の	昼 間 の	環 境 基 準	
			測 定	測 定	1 時 間	1 時 間 値 が 0.06 ppm を超えた日数と時間数	1 時 間 値 が 0.12 ppm 以上の日数と時間数	1 時 間 値 の 最 高 値	1 時 間 値 の 年 平 均 値	日 最 高 1 時 間 値 の 年 平 均 値	に よ る 評 価
		地 域	(日)	(時 間)	(ppm)	(日)	(時 間)	(日)	(時 間)	(ppm)	(ppm) (適 ○ 不 適 ×)
福 島	南 町	住	357	5,064	0.023	13	30	0	0	0.070	0.034 ×
	森 合	住	365	5,252	0.021	5	8	0	0	0.066	0.031 ×
	古 川	住	364	5,243	0.027	17	74	0	0	0.077	0.038 ×
会津若松	会津若松	住	365	5,397	0.030	36	161	0	0	0.093	0.041 ×
郡 山	芳賀	住	365	5,406	0.029	29	120	0	0	0.086	0.041 ×
	朝 日	住	365	5,381	0.027	21	80	0	0	0.083	0.038 ×
	堤 下	住	363	5,331	0.035	62	351	0	0	0.100	0.048 ×
	日 和 田	住	365	5,398	0.033	48	243	0	0	0.093	0.045 ×
	富 久 山	住	360	5,318	0.029	33	161	0	0	0.095	0.042 ×
	安 積	住	365	5,433	0.028	25	129	0	0	0.104	0.041 ×
須賀川	須賀川	住	365	5,412	0.026	16	68	0	0	0.083	0.037 ×
白 河	白 河	住	365	5,405	0.030	36	154	0	0	0.107	0.043 ×
双葉	広 野 1	未	365	5,289	0.035	30	117	0	0	0.095	0.044 ×
	檜 葉	未	363	5,208	0.030	21	77	0	0	0.083	0.042 ×
	富 岡	住	358	5,113	0.035	30	155	0	0	0.088	0.046 ×
	大 熊	未	365	5,267	0.030	19	74	0	0	0.080	0.039 ×
相 馬	小 高	住	365	5,331	0.031	26	123	0	0	0.081	0.043 ×
	原 町 1	住	365	5,363	0.029	6	21	0	0	0.069	0.039 ×
	相 馬 1	住	365	5,325	0.030	8	39	0	0	0.070	0.041 ×
	新 地 1	未	365	5,368	0.036	27	117	0	0	0.079	0.046 ×
	上 中 田	準工	365	5,218	0.024	14	52	0	0	0.086	0.037 ×
いわき	淹 尻	住	365	5,291	0.026	16	48	0	0	0.086	0.038 ×
	愛 宿 下	住	365	5,274	0.026	11	29	0	0	0.086	0.038 ×
	大 原	住	364	5,303	0.028	23	95	0	0	0.092	0.041 ×
	鹿 島	住	364	5,298	0.026	20	67	0	0	0.098	0.038 ×
	西 鄉	住	364	5,262	0.026	17	46	0	0	0.113	0.039 ×
	湯 土	住	365	5,266	0.027	15	49	0	0	0.103	0.038 ×
	高 坂	住	365	5,258	0.025	16	64	0	0	0.118	0.037 ×
	下 神 谷	未	364	5,286	0.033	46	172	1	1	0.132	0.046 ×

環境指導課調べ

(注) 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいいます。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになります。

(2) 自動車排出ガス測定局

地 区	測 定 局	用 途	昼 間	昼 間	昼 間	昼 間 の	昼 間 の	昼 間 の	昼 間 の	環 境 基 準	
			測 定	測 定	1 時 間	1 時 間 値 が 0.06 ppm を超えた日数と時間数	1 時 間 値 が 0.12 ppm 以上の日数と時間数	1 時 間 値 の 最 高 値	1 時 間 値 の 年 平 均 値	日 最 高 1 時 間 値 の 年 平 均 値	に よ る 評 価
		地 域	(日)	(時 間)	(ppm)	(日)	(時 間)	(日)	(時 間)	(ppm)	(ppm) (適 ○ 不 適 ×)
福 島 天 神	天 神	住	336	4,790	0.025	4	11	0	0	0.092	0.036 ×

環境指導課調べ

資料-21 光化学オキシダント濃度測定結果の経年変化（昼間の1時間値の年平均値）

(1) 一般環境大気測定局

地 区	測 定 局	用途地域	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)				
			6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度
福 島	南 町	住	0.025	0.023	0.026	0.027	0.023
	森 合	住	0.024	0.024	0.026	0.027	0.021
	古 川	住	0.031	0.030	0.030	0.033	0.027
会 津 若 松	会 津 若 松	住	0.031	0.030	0.032	0.030	0.030
郡 山	芳 賀	住	0.028	0.031	0.031	0.031	0.029
	朝 日	住	0.027	0.030	0.029	0.031	0.027
	堤 下	住	0.033	0.035	0.035	0.036	0.035
	日 和 田	住	0.032	0.037	0.037	0.037	0.033
	富 久 山	住	0.031	0.032	0.035	0.034	0.029
	安 積	住	0.031	0.032	0.034	0.033	0.028
須 賀 川	須 賀 川	住	0.030	0.030	0.028	0.030	0.026
白 河	白 河	住	0.031	0.032	0.036	0.035	0.030
双 葉	広 野 1	未	0.037	0.037	0.042	0.037	0.035
	樺 葉	未	0.034	0.033	0.033	0.029	0.030
	富 岡	住	0.034	0.034	0.035	0.038	0.035
	大 熊	未	0.032	0.031	0.035	0.031	0.030
相 馬	小 高	住	0.025	0.031	0.030	0.029	0.031
	原 町 1	住	0.028	0.030	0.031	0.026	0.029
	相 馬 1	住	0.032	0.033	0.034	0.029	0.030
	新 地 1	未	0.037	0.037	0.036	0.032	0.036
い わ き	上 中 田	準工	0.024	0.023	0.025	0.025	0.024
	滝 尻	住	0.028	0.027	0.025	0.025	0.026
	愛 岩 下	住	0.026	0.028	0.026	0.025	0.026
	大 原	住	0.029	0.027	0.030	0.028	0.028
	鹿 島	住	0.028	0.028	0.026	0.026	0.026
	西 鄉	住	0.029	0.028	0.028	0.026	0.026
	揚 土	住	0.029	0.028	0.030	0.026	0.027
	高 坂	住	0.019	0.029	0.030	0.023	0.025
	下 神 谷	未	0.033	0.033	0.035	0.033	0.033

環境指導課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地 区	測 定 局	用途地域	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)				
			6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度
福 島	天 神	住	0.025	0.025	0.028	0.025	0.025

環境指導課調べ

資料-22 光化学オキシダント濃度測定結果の経年変化（昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数）

(1) 一般環境大気測定期局

地 区	測 定 局	用途地域	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)				
			6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度
福 島	南 町	住	69	11	44	124	30
	森 合	住	97	32	42	97	8
	古 川	住	353	149	195	432	74
会 津 若 松	会 津 若 松	住	293	115	241	285	161
郡 山	芳 賀	住	229	148	148	300	120
	朝 日	住	218	(1) 144	127	298	80
	堤 下	住	(4) 341	220	391	575	351
	日 和 田	住	385	(1) 339	441	619	243
	富 久 山	住	269	146	338	380	161
	安 積	住	(1) 400	(1) 126	282	387	129
須 賀 川	須 賀 川	住	274	94	104	206	68
白 河	白 河	住	(2) 315	148	361	430	154
双 葉	広 野 1	未	229	330	474	(1) 259	117
	檜 葉	未	270	212	198	(1) 160	77
	富 岡	住	197	224	250	383	155
	大 熊	未	127	96	248	172	74
相 馬	小 高	住	86	144	214	127	123
	原 町 1	住	94	23	81	47	21
	相 馬 1	住	150	103	151	149	39
	新 地 1	未	268	200	159	160	117
い わ き	上 中 田	準工	150	48	88	131	52
	滝 尻	住	134	105	55	56	48
	愛 石 下	住	106	(2) 94	44	(1) 59	29
	大 原	住	197	(2) 115	122	(3) 132	95
	鹿 島	住	190	(2) 93	77	91	67
	西 鄕	住	183	104	91	99	46
	揚 土	住	155	51	84	42	49
	高 坂	住	64	141	152	62	64
	下 神 谷	未	284	175	(1) 188	(6) 238	(1) 172

(注) () 内は、昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数を示します。

環境指導課調べ

(2) 自動車排出ガス測定期局

地 区	測 定 局	用途地域	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)				
			6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度
福 島	天 神	住	76	9	51	50	11

環境指導課調べ

資料-23 浮遊粒子状物質濃度の測定結果（平成10年度年間値）

(1) 一般環境大気測定局

地区	測定局	用途	有効測定地	年平日数	平均時間	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	1時間の2%最高値	日平均値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したとの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	環境基準の長期的評価	環境基準の短期的評価		
(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有×・無○)	(日)	(適○・不適×	(適○・不適×			
福島	南町	住	354	8,561	0.023	0	0.0	0	0.0	0.139	0.055	○	0	○	○
	森合	住	353	8,526	0.026	9	0.1	1	0.3	0.491	0.066	○	0	○	×
会津若松	会津若松	住	364	8,733	0.029	2	0.0	0	0.0	0.220	0.075	○	0	○	×
郡山	朝日	住	362	8,701	0.017	0	0.0	0	0.0	0.199	0.053	○	0	○	○
須賀川	須賀川	住	363	8,722	0.023	0	0.0	0	0.0	0.148	0.064	○	0	○	○
白河	白河	住	363	8,726	0.020	0	0.0	0	0.0	0.153	0.066	○	0	○	○
双葉	広野1未	未	357	8,646	0.011	0	0.0	0	0.0	0.107	0.039	○	0	○	○
	高岡	住	363	8,746	0.019	1	0.0	0	0.0	0.257	0.058	○	0	○	×
	大熊	未	364	8,745	0.018	0	0.0	0	0.0	0.140	0.049	○	0	○	○
	浪江	住	364	8,746	0.021	1	0.0	0	0.0	0.240	0.060	○	0	○	×
相馬	小高	住	362	8,700	0.018	2	0.0	0	0.0	0.258	0.043	○	0	○	×
	原町1	住	362	8,709	0.017	0	0.0	0	0.0	0.172	0.040	○	0	○	○
	原町2	未	363	8,724	0.017	0	0.0	0	0.0	0.153	0.043	○	0	○	○
	鹿島寺内	未	364	8,744	0.019	0	0.0	0	0.0	0.124	0.051	○	0	○	○
	相馬1	住	363	8,744	0.019	0	0.0	0	0.0	0.126	0.048	○	0	○	○
	相馬2	未	364	8,740	0.020	0	0.0	0	0.0	0.199	0.059	○	0	○	○
	新地1	未	363	8,735	0.019	0	0.0	0	0.0	0.119	0.051	○	0	○	○
	新地2	未	364	8,746	0.016	1	0.0	0	0.0	0.377	0.044	○	0	○	×
いわき	花ノ井	住	363	8,720	0.019	0	0.0	0	0.0	0.144	0.053	○	0	○	○
	滝尻	住	363	8,746	0.028	13	0.1	5	1.4	0.271	0.096	○	0	○	×
	愛宕下	住	363	8,725	0.026	8	0.1	2	0.6	0.353	0.081	○	0	○	×
	大原	住	363	8,745	0.029	6	0.1	4	1.1	0.221	0.094	○	0	○	×
	西郷	住	365	8,745	0.024	0	0.0	0	0.0	0.194	0.077	○	0	○	○
	揚土	住	364	8,742	0.020	0	0.0	0	0.0	0.158	0.063	○	0	○	○

環境指導課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地区	測定局	用途	有効測定地	年平日数	平均時間	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	1時間の2%最高値	日平均値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したとの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	環境基準の長期的評価	環境基準の短期的評価		
(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有×・無○)	(日)	(適○・不適×	(適○・不適×			
福島	天神	住	361	8,664	0.020	0	0.0	0	0.0	0.127	0.049	○	0	○	○
	台新	住	363	8,713	0.024	0	0.0	0	0.0	0.154	0.058	○	0	○	○
いわき	平商	住	364	8,739	0.026	0	0.0	1	0.3	0.199	0.074	○	0	○	×

環境指導課調べ

資料-24 浮遊粒子状物質濃度測定結果の経年変化(年平均値)

(1) 一般環境大気測定期

地 区	測 定 局	用途地域	年 平 均 値 (mg/m³)				
			6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度
福 島	南 町	住	0.029	0.023	0.026	0.027	0.023
	森 合	住	0.028	0.027	0.030	0.029	0.026
会 津 若 松	会 津 若 松	住	0.032	0.031	0.030	0.028	0.029
郡 山	朝 日	住	0.022	0.020	0.019	0.018	0.017
須 賀 川	須 賀 川	住	0.026	0.022	0.025	0.024	0.023
白 河	白 河	住	0.027	0.023	0.024	0.023	0.020
双 葉	広 野 1	未	0.019	0.015	0.013	0.013	0.011
	富 稲	住	0.019	0.016	0.017	0.022	0.019
	大 熊	未	0.018	0.014	0.015	0.019	0.018
	浪 江	住	—	—	—	0.023	0.021
相 馬	小 高	住	0.019	0.018	0.021	0.021	0.018
	原 町 1	住	0.021	0.019	0.019	0.018	0.017
	原 町 2	未	0.019	0.016	0.018	0.017	0.017
	鹿 島 寺 内	未	0.024	0.021	0.022	0.020	0.019
	相 馬 1	住	0.027	0.022	0.022	0.022	0.019
	相 馬 2	未	0.028	0.024	0.025	0.024	0.020
	新 地 1	未	0.025	0.020	0.022	0.022	0.019
	新 地 2	未	0.022	0.018	0.019	0.017	0.016
	花 ノ 井	住	0.023	0.023	0.021	0.022	0.019
	滝 尻	住	0.030	0.026	0.024	0.031	0.028
い わ き	愛 容 下	住	0.032	0.032	0.028	0.030	0.026
	大 原	住	0.028	0.026	0.029	0.031	0.029
	西 郷	住	0.025	0.022	0.019	0.026	0.024
	揚 土	住	0.022	0.023	0.023	0.021	0.020

環境指導課調べ

(2) 自動車排出ガス測定期

地 区	測 定 局	用途地域	年 平 均 値 (mg/m³)				
			6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度
福 島	天 神	住	0.029	0.024	0.026	0.024	0.020
郡 山	台 新	住	—	—	(0.016)	0.020	0.024
	堂 前	商	0.042	0.030	(0.031)	—	—
い わ き	平	商	0.036	0.032	0.031	0.029	0.026

環境指導課調べ

(注) 郡山地区の堂前局は、平成8年8月に台新局に移設しました。このため、平成8年度は両局とも測定時間が有効測定時間である6,000時間未満となり、環境基準の評価対象外です。

資料-25 一酸化炭素濃度の測定結果（平成10年度年間値）

自動車排出ガス測定局

地区	測定局	用途	測定地	年平均 日数	8時間値が 20ppmを超えた回数とそ の割合	日平均値が 10ppmを超えた日数とそ の割合	1時間値が 30ppm以上となつたこと がある日数とその割合	1時間 値の 最高値	日平均 値の 2 % 除外値	日平均値が 10ppmを超えた日が2日 以上連続したこととの有無	環境基準の 長期的評価 による日平均値が10ppm を超えた延日数	環境基準 の長期的 評価	環境基準 の短期的 評価				
福島	天神	住	359	8,600	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3.5	1.1	○	0	○	○
郡山	台新	住	361	8,676	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.3	0.8	○	0	○	○
いわき	平	商	353	8,459	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5.1	1.2	○	0	○	○

環境指導課調べ

資料-26 一酸化炭素濃度測定結果の経年変化（年平均値）

自動車排出ガス測定局

地区	測定局	用途地域	年平均値(ppm)				
			6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
福島	天神	住	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5
郡山	台新	住	—	—	(0.5)	0.4	0.4
	堂前	商	1.0	1.0	(0.8)	—	—
いわき	平	商	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6

環境指導課調べ

(注) 郡山地区の堂前局は、平成8年8月に台新局に移設しました。このため、平成8年度は両局とも測定時間が有効測定時間である6,000時間未満となり、環境基準の評価対象外です。

資料-27 非メタン炭化水素濃度の測定結果（平成10年度年間値）

(1) 一般環境大気測定局

地区	測定局	用途地域	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値		6～9時3時間平均値	6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合	6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
					(時間)	(ppmC)		(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(日)
福島	森合	住	8,521	0.22	0.23	357	0.75	0.06	193	54.1	74	20.7
会津若松	会津若松	住	8,621	0.18	0.17	361	0.57	0.04	95	26.3	20	5.5
郡山	朝日	住	8,585	0.20	0.19	360	0.65	0.05	123	34.2	49	13.6
須賀川	須賀川	住	8,331	0.26	0.26	360	0.71	0.08	258	71.7	86	23.9
白河	白河	住	8,627	0.18	0.19	361	0.63	0.07	128	35.5	27	7.5
双葉	楳葉	未	8,532	0.10	0.10	361	0.36	0.03	23	6.4	2	0.6
相馬	原町1	住	8,561	0.09	0.11	363	0.51	0.01	44	12.1	17	4.7

環境指導課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地 区	測 定 局	用途地域	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6~9時における年平均値 (ppmC)	6~9時 測定日数 (日)	6~9時3時間平均値 (ppmC)		6~9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合 (日)		6~9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合 (日)	
							最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
福 島	天 神	住	8,230	0.25	0.25	336	0.59	0.10	226	67.3	73	21.7
郡 山	台 新	住	8,567	0.22	0.23	357	0.58	0.04	202	56.6	87	24.4
い わ き	平	商	8,305	0.31	0.36	354	3.40	0.06	223	63.0	140	39.5

環境指導課調べ

資-28 非メタン炭化水素濃度測定結果の経年変化(年平均値)

(1) 一般環境大気測定局

地 区	測 定 局	用途地域	6~9時における年平均値 (ppmC)				
			6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度
福 島	森 合	住	0.21	0.21	0.22	0.24	0.23
会 津 若 松	会 津 若 松	住	0.28	0.20	0.20	0.19	0.17
郡 山	朝 日	住	0.21	0.28	0.33	0.23	0.19
須 賀 川	須 賀 川	住	0.11	0.17	0.20	0.22	0.26
白 河	白 河	住	0.15	0.15	0.16	0.19	0.19
双 葉	櫛 葉	未	0.10	0.09	0.10	0.09	0.10
相 馬	原 町 1	住	0.20	0.15	0.14	0.12	0.11

環境指導課調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地 区	測 定 局	用途地域	6~9時における年平均値 (ppmC)				
			6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度
福 島	天 神	住	0.32	0.26	0.31	0.30	0.25
郡 山	堂 前	商	0.35	0.35	0.26	—	—
	台 新	住	—	—	0.20	0.22	0.23
い わ き	平	商	0.33	0.33	0.32	0.34	0.36

(注) 郡山地区の堂前局は、平成8年8月に台新局に移設しました。

環境指導課調べ

資料-29 降下ばいじん量測定結果の経年変化（年平均値）

地 区	測 定 局	用途 地域	年 平 均 値 (t/km ² /月)				
			6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度
福 島	福島市立森合小学校	住	3.1	2.1	2.6	—	—
	福 島 市 役 所	商	1.3	1.1	1.0	—	—
郡 山	芳賀公 民 館	住	1.4	1.7	1.3	—	—
	郡山公害対策センター	住	1.0	1.8	1.1	—	—
須賀川	須賀川市役所	住	1.3	2.3	1.4	—	—
白 河	東邦銀行(株)白河支店	住	2.6	2.2	2.1	—	—
滝 根	神 保 五 林 平	未	5.6	(4.0)	6.4	6.8	9.7
	一 の 坪	未	5.8	(5.7)	4.0	5.7	7.4
会津若松	会津若松保健所	住	1.1	1.8	1.6	—	—
喜多方	喜多方市役所	商	1.5	3.1	2.7	—	—
磐 梯	大 寺 六 区	未	1.8	2.7	2.8	—	—
双 葉	広 野 町 役 場	未	4.9	2.7	3.8	4.1	3.6
	楓 葉 南 小 学 校	未	6.1	3.2	4.2	4.8	4.7
	富 岡 町 水 道 事 業 所	未	6.0	3.2	3.2	4.8	4.0
相 馬	小高町保健衛生センター	住	—	2.9	3.2	4.5	3.1
	相 双 保 健 所	住	—	2.9	3.4	4.1	3.0
	鹿 島 町 役 場	住	5.3	2.3	3.3	4.2	3.4
	相馬市水道事業所	住	5.6	2.4	3.4	3.9	3.5
	新地町農村環境改善センター	未	5.0	2.6	3.9	3.9	3.8
いわき	岡 長 ビ ル	商	5.9	3.4	3.5	2.8	4.8
	内 郷 消 防 署	商	6.4	3.8	3.7	3.3	5.9
	いわき市常磐支所	商	5.3	3.2	2.7	2.2	4.8
	小 名 浜 消 防 署	工	6.0	4.4	4.9	3.7	5.1
	錦 興 業 ビ ル	住	6.4	3.3	3.8	3.0	5.2
	よしま金成病院	住	6.1	3.1	3.0	2.6	5.9
	いわき市立四倉中学校	住	6.1	4.1	4.4	3.4	5.3

環境指導課調べ

- (注) 1 () 内は、有効測定時間(6,000時間)未満のものです。
 2 降下ばいじん量は、デポジット・ゲージ等により1か月間試料を採取し、その重量を1km²当たりに換算してトン数で表示したものです。
 3 測定場所の名称が小松孝吉方は一の坪に、原町保健所は相双保健所に、いわき市立好間病院はよしま金成病院に変わりましたが、設置場所の変更はありません。

資料-30 酸性雨モニタリング調査結果

(1) 梅雨期（6月～7月）における降雨のpHの推移

(数値の表示)
最低値～最高値
平均値

調査地點 年度	福 島		会 津 若 松	郡 山		い わ き	
	初期降水1mm	一降水量	一降水量	初期降水1mm	一降水量	初期降水1mm	一降水量
昭和58	—	—	—	4.1～5.4 4.4	—	—	—
昭和59	—	—	—	3.9～6.3 4.5	—	—	—
昭和60	—	—	—	4.0～4.6 4.3	—	—	—
昭和61	(3.5～5.3) (4.0)	(3.9～5.8) (4.8)	—	4.6～5.2 4.8	4.7～5.3 4.8	—	—
昭和62	3.4～4.9 3.9	3.7～5.0 4.6	—	3.6～6.5 4.6	4.4～5.1 4.7	[4.4]	—
昭和63	4.9～6.6 5.7	4.2～6.0 4.7	—	4.3～5.1 4.7	4.3～6.2 5.0	5.9～6.5 6.1	4.2～6.8 5.1
平成元	4.1～5.5 4.3	4.4～6.2 4.6	—	3.9～5.8 4.4	4.0～5.7 4.5	3.8～5.5 4.3	3.9～5.6 4.3
平成2	3.9～5.6 4.4	4.3～6.4 4.8	—	4.7～6.2 5.2	4.3～5.9 5.0	3.8～4.8 4.1	3.8～5.9 4.7
平成3	4.2～5.3 4.6	4.2～5.9 4.8	—	4.0～7.5 4.5	4.0～5.9 4.8	3.6～4.6 4.1	3.9～4.9 4.6
平成4	—	4.3～5.4 5.0	—	4.0～6.9 4.4	4.2～5.7 4.7	3.9～4.9 4.3	4.0～5.7 5.0
平成5	—	4.0～6.1 4.5	4.4～5.4 4.9	3.5～5.0 4.0	3.9～5.1 4.8	3.5～5.0 4.1	3.8～5.4 4.7
平成6	—	4.7～6.0 5.0	4.6～6.5 4.9	3.8～5.4 4.1	4.1～5.1 4.3	4.3～5.5 4.5	3.8～4.8 4.5
平成7	—	4.1～6.6 5.1	4.1～5.8 4.7	3.5～5.8 4.4	4.2～5.7 4.8	4.1～4.6 4.2	4.0～4.9 4.6
平成8	—	4.5～6.2 4.8	4.4～6.4 4.8	3.7～6.6 4.5	3.8～5.3 4.6	3.8～6.0 4.2	4.2～5.5 4.6
平成9	—	3.8～5.3 4.4	3.9～5.9 4.7	4.0～5.9 4.6	4.4～5.4 4.8	3.7～4.8 4.0	4.1～5.2 4.5
平成10	—	4.4～5.8 4.6	4.7～5.4 4.9	4.2～5.4 4.5	4.2～5.3 4.8	3.6～4.8 3.9	3.5～4.6 4.2

環境指導課調べ

(注) 1 調査場所 福島：衛生公害研究所屋上（福島市）、会津若松：会津若松保健所屋上（会津若松市）、郡山：環境センター屋上（郡山市）、いわき：いわき市公害対策センター屋上（いわき市）

2 調査主体 平成9年度以降の「いわき」の値は、いわき市が調査したものです。

3 () 内数値は、7月～10月のデータを示します。

4 [] は、参考値です。

(2) 降雪期(1月～2月)における降雨(雪)のpHの推移

(数値の表示)
〔最低値～最高値
平均値〕

調査地点 年度	福島島	会津若松	郡山	いわき
	一降水全量	一降水全量	一降水全量	一降水全量
平成元	4.0～6.4 4.5	—	4.8～6.9 5.0	3.9～6.3 4.3
平成2	4.2～6.4 4.8	—	4.6～6.0 5.2	4.0～5.8 5.0
平成3	4.0～7.5 4.8	—	4.3～4.9 4.4	4.0～5.0 4.6
平成4	4.3～5.7 4.7	—	4.6～4.9 4.8	4.1～6.0 4.9
平成5	4.1～5.8 4.9	4.3～5.5 4.6	4.3～5.5 4.9	4.1～5.7 4.5
平成6	4.1～5.8 4.9	4.2～5.4 4.7	4.2～5.1 4.6	3.9～4.2 4.6
平成7	4.1～6.6 5.1	4.0～4.8 4.5	4.2～6.6 5.2	4.5～7.1 5.1
平成8	4.6～5.8 4.9	3.8～5.2 4.4	4.4～5.6 4.9	4.1～4.9 4.6
平成9	3.9～5.9 4.4	4.4～5.1 4.7	4.4～5.7 5.1	5.3～6.1 5.5
平成10	5.2～6.1 5.3	4.2～5.1 4.6	4.6～5.6 4.9	4.4～6.6 4.8

環境指導課調べ

(注) 1 調査場所 福島：衛生公害研究所屋上(福島市)、会津若松：会津若松保健所屋上(会津若松市)、郡山：環境センター屋上(郡山市)、いわき：いわき市公害対策センター屋上(いわき市)

2 調査主体 平成9年度以降の「いわき」の値は、いわき市が調査したものです。

(3) ろ過式酸性雨採取装置による降雨のpHの推移(通年(4月～翌年3月))

(数値の表示)
〔最低値～最高値
平均値〕

調査地点 年度	福島島	会津若松	郡山	いわき	羽鳥
平成3	4.3～6.6 5.0	4.6～7.0 5.2	4.7～7.0 5.4	4.0～6.2 4.7	4.6～6.9 5.1
平成4	4.3～6.3 4.9	3.9～5.6 4.6	4.7～6.4 5.1	3.9～6.6 4.7	4.6～6.3 5.0
平成5	4.5～6.2 5.2	4.6～6.5 5.1	4.6～6.6 5.0	4.1～5.4 4.8	4.8～6.2 5.2
平成6	4.9～6.5 5.4	4.5～6.5 4.8	4.4～6.2 5.0	4.1～5.3 4.7	4.2～5.9 4.7
平成7	4.9～6.5 5.4	4.4～6.3 4.7	4.3～5.6 5.3	—	4.6～6.3 5.0
平成8	4.3～6.8 5.0	4.4～6.0 4.8	4.5～6.6 5.1	4.5～6.1 5.1	4.5～5.0 4.8
平成9	4.3～6.7 4.9	4.6～6.4 4.9	4.7～6.9 5.1	4.1～6.1 4.7	4.6～5.3 4.9
平成10	4.4～6.9 5.4	4.6～6.4 5.1	5.0～6.6 5.3	4.3～7.8 4.7	4.6～5.7 5.0

環境指導課調べ

(注) 1 調査場所 福島：衛生公害研究所屋上(福島市)、会津若松：会津若松保健所屋上(会津若松市)、郡山：環境センター屋上(郡山市)、いわき：いわき市公害対策センター屋上(いわき市)、羽鳥：羽鳥湖付近(天栄村)

2 調査主体 平成9年度以降の「いわき」の値は、いわき市が調査したものです。

3 ろ過式酸性雨採取装置の採取期間は、原則として2週間です。羽鳥の採取期間は、原則として1ヶ月です。

4 ろ過式酸性雨採取装置は、雨水の長期モニタリングの装置で、DG(デポジットゲージ)にろ紙によるろ過機能を取り付け、原則として、2週間に1回の割合で雨水を採取しています。

(4) 国設尾瀬酸性雨測定局における自動酸性雨採取装置による降雨のpH

年 度	国設尾瀬酸性雨測定所
平成7	(測定範囲) 4.4～5.2 (平均値) (5.0)
平成8	(測定範囲) 4.1～5.7 (平均値) 4.8
平成9	(測定範囲) 4.3～5.6 (平均値) 4.9
平成10	(測定範囲) 4.6～5.5 (平均値) 5.0

(注) 1 調査場所 国設尾瀬酸性雨測定所(檜枝岐村)
2 自動式酸性雨採取装置による採取方法は、降水毎に1週間単位で捕集したものです。ただし、冬期間は、一括して採取しました。
3 ()内数値は、データが少ないため参考値です。

水質関係

資-31 水質汚濁に係る環境基準

環境基準（「水質汚濁に係る環境基準について」昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0102(以下この表、(2)の表において「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/l 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/l 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/l 以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/l 以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/l 以下	付表4に掲げる方法
シマシン	0.003mg/l 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/l 以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg/l 以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/l 以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法
備考		
1	基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2	「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。	
3	海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	

(注) 付表1～9は省略します。

(参考) 要監視項目及び指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/l 以下	E.P.N	0.006mg/l 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	ジクロルボス(DDVP)	0.008mg/l 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/l 以下	フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/l 以下
p-ジクロロベンゼン	0.3mg/l 以下	イプロベンホス(IPB)	0.008mg/l 以下
イソキサチオニン	0.008mg/l 以下	クロルニトロフェン(CNP)	—
ダイアジノン	0.005mg/l 以下	トルエン	0.6mg/l 以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/l 以下	キレン	0.4mg/l 以下
イソブロチオラン	0.04mg/l 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/l 以下
オキシン銅(有機銅)	0.04mg/l 以下	ニッケル	—
クロロタロニル(TPN)	0.05mg/l 以下	モリブデン	0.07mg/l 以下
ブロビザミド	0.008mg/l 以下	アシンチモン	—

※ 平成11年2月22日付け環境庁告示第14号、第16号による環境基準健康項目の変更に伴い、要監視項目及びその指針値が変更になりました。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河 川

(ア) 河 川 (湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A A	水道 1 級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げる るもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml以下	
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/l 以下	25mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/l 以下	50mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/l 以下	100mg/l 以下	2 mg/l 以上	—	
E	工業用水 3 級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと	2 mg/l 以上	—	
測 定 方 法		規格12.1に定める 方法又はガラス電極 を用いる水質自動監 視測定装置によりこ れと同程度の計測結 果の得られる方法	規格21に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法 又は隔膜電極を用い る水質自動監視測定 装置によりこれと同 程度の計測結果の得 られる方法	最確数による定量法	△ X
備 考							
1 基準値は、日間平均値とします（湖沼、海域もこれに準じます。）。							
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とします（湖沼もこれに準じます。）。							
3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいいます（湖沼、海域もこれに準じます。）。							
4 最確数による定量法とは、次のものをいいます（湖沼、海域もこれに準じます。）。							
試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階（試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醣酵管に移植し、35~37°C、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か、又は、大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は、大多数が大腸菌群陰性となるよう適宜に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができるときは、冷蔵して数時間以内に試験する。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
 　　〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 　　〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 　　〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 　　〃 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 　　〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 　　〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(1) 湖沼 (天然湖沼及び貯水量1,000万m³以上の人工湖)

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域 別に水域類型ごとに指定する水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/100ml以下	
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5mg/l以上	-	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	-	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	X
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しません。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 ノ 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメース等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 ノ 2級：サケ科魚類及びアユ等富栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 ノ 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 ノ 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域 別に水域類型ごとに指定する水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下	
II	水道1、2、3級（特殊なもの を除く。） 水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV 以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下	
V	水産3種 工業農業環境保全	1mg/l以下	0.1mg/l以下	
測定方法		規格45.2、45.3又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	X
備考 1 基準値は、年間平均値とします。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用します。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しません。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 ノ 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 ノ 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 ノ 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 ノ 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ 海 域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	ローハキサン 抽出物質(油分等)	
A	水産1級 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN /100ml以下	検出されないこと	別に水域 類型ごと に指定す る水域
B	水産2級 工 用 水 及びCの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以上	-	検出されないこと	
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8 mg/l 以下	2 mg/l 以上	-	-	
測 定 方 法	規格12.1に定める 方法又はガラス電極 を用いる水質自動監 視測定装置によりこ れと同程度の計測結 果の得られる方法	規格17に定める方法 (ただし、B類型の工 業用水及び水産2級 のうちノリ養殖の利 水点における測定方 法はアルカリ性法)	規格32に定める方法 又は隔膜電極を用い る水質自動監視測定 装置によりこれと同 程度の計測結果の得 られる方法	最確数による定量法	付表9に掲げる方法	X	X
備 考	<p>1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とします。</p> <p>2 アルカリ性法とは次のものをいいます。 検水50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10W/V%) 1mlを加え、次にN/100過マンガン酸カリウム溶液10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10W/V%) 1mlとアジ化ナトリウム溶液(4W/V%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力値の判明しているN/100チオ硫酸ナトリウム溶液で、でんぶん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。</p> $\text{COD} (\text{O}_2 \text{mg/l}) = 0.08 \times [(b)-(a)] \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1,000 / 50$ <p>(a) : N/100チオ硫酸ナトリウム溶液の滴定値(mL) (b) : 蒸留水について行った空試験値(mL)</p> <p>fNa₂S₂O₃ : N/100チオ硫酸ナトリウム溶液の力値</p>						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 　　〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全 硝 素	全 硫 素	
I	自然環境保全及びII以下の欄に 掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l 以下	0.02mg/l 以下	別に水域類型ごと に指定する水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l 以下	0.03mg/l 以下	
III	水産2種 及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/l 以下	0.05mg/l 以下	
IV	水産3種 生物生息環境保全	1 mg/l 以下	0.09mg/l 以下	
測 定 方 法	規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	X	X
備 考	<p>1 基準値は、年間平均値とします。</p> <p>2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとします。</p>			

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 　　〃 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 　　〃 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

資料-32 水質環境基準の類型あてはめ一覧表

(1) 河 川

水系名	水 域	類 型	達成期間	設定年月日
阿武隈川	阿武隈川上流 (堀川合流点より上流) 阿武隈川中流(1) (堀川合流点から五百川合流点まで) 阿武隈川中流(2) (五百川合流点から内川合流点まで)	A C B	直ちに 5年以内 5年以内	46. 5. 25 閣議決定
	社川(全域)	A	直ちに	
	釈迦堂川(影沼橋より上流) 釈迦堂川(影沼橋より下流)	A B	直ちに 直ちに	
	大滝根川(谷田川を含む)	A	5年以内	
	逢瀬川(馬場川合流点より上流) 逢瀬川(馬場川合流点から幕ノ内橋まで) 逢瀬川(幕ノ内橋より下流)	A B D	直ちに 5年以内 5年を超える期間です みやかに	
	五百川	A	直ちに	
	荒川(日ノ倉橋より上流) 荒川(日ノ倉橋より下流)	A B	直ちに 直ちに	
	松川	A	直ちに	
	摺上川	A	直ちに	
	広瀬川(館の腰橋より上流及び小国川) 広瀬川(館の腰橋より下流)	A B	直ちに 5年以内	
	阿賀野川(大川橋より上流) 阿賀野川(大川橋から日橋川合流点まで)	A B	直ちに 5年を超える期間です みやかに	48. 3. 31 環境庁告示21号
	阿賀野川(日橋川合流点から新郷ダムまで)	A	直ちに	
	阿賀野川(新郷ダムより下流)	A	直ちに	
	只見川(田子倉貯水池より下流)	A	直ちに	
	伊南川	A	直ちに	
	湯川(滝見橋より上流) 湯川(滝見橋より下流)	A B	直ちに 5年以内	
	旧湯川	B	5年以内	
	宮川	A	直ちに	
	旧宮川	B	直ちに	
	日橋川	A	直ちに	
	田付川(猫ノ尾橋より上流) 田付川(猫ノ尾橋より下流)	A B	5年以内 5年を超える期間です みやかに	
	濁川(濁川橋より上流) 濁川(濁川橋より下流)	A B	直ちに 直ちに	
久慈川	久慈川	A	5年以内	50. 3. 17
那珂川	黒川	A	直ちに	県告示265号
小泉川	小泉川(小泉橋より上流) 小泉川(小泉橋より下流)	A C	直ちに 直ちに	53. 4. 7 県告示458号
宇多川	宇多川(清水橋より上流) 宇多川(清水橋より下流)	A B	直ちに 直ちに	49. 3. 26 県告示285号
真野川	真野川(桜田橋より上流) 真野川(桜田橋より下流)	A B	直ちに 直ちに	51. 3. 30 県告示354号
新田川	新田川(新田橋より上流) 新田川(新田橋より下流)	A B	直ちに 直ちに	48. 3. 31 県告示273号
小高川	小高川(大江橋より上流) 小高川(大江橋より下流)	A B	直ちに 直ちに	53. 4. 7 県告示458号

水系名	水域	類型	達成期間	設定年月日
請戸川	請戸川 高瀬川	A A	直ちに 直ちに	48. 3. 31 県告示273号
木戸川	木戸川	A	直ちに	50. 3. 17 県告示265号
浅見川	浅見川	A	直ちに	53. 4. 7 県告示458号
大久川	大久川及び小久川	A	直ちに	51. 3. 30 県告示354号
夏井川	夏井川(好間川合流点より上流) 夏井川(好間川合流点より下流)	A B	5年以内 5年以内	49. 3. 26 県告示285号
	好間川(町田橋より上流) 好間川(町田橋より下流)	A B	直ちに 直ちに	51. 3. 30 県告示354号
	仁井田川	A	直ちに	
藤原川	藤原川	C	5年を越える期間ですみやかに	48. 3. 31 県告示273号
鮫川	鮫川(山田川合流点より上流) 鮫川(山田川合流点より下流)	A B	直ちに 直ちに	49. 3. 26 県告示285号
蛭田川	蛭田川	C	5年を越える期間ですみやかに	48. 3. 31 県告示273号

(注) 阿武隈川水系荒川及び同水系松川、阿賀野川水系日橋川については、水素イオン濃度に係る基準値は適用しません。

(2) 湖沼

ア COD等に係るもの

水域	類型	達成期間	設定年月日
猪苗代湖 桧原湖 小野川湖 秋元湖 曾原湖 雄国沼 磐梯五色沼湖沼群 田子倉貯水池(大鳥ダムより下流) 羽鳥湖	A A A A A A A A A	直ちに 5年以内 〃 〃 〃 〃 〃 直ちに 〃	49. 3. 26 県告示285号
沼沢沼	A	直ちに	53. 4. 7 県告示458号
奥只見貯水池(福島県に属する水域に限る)	A	直ちに	51. 3. 30 県告示354号
尾瀬沼	A	直ちに	56. 4. 10 県告示582号

(注) 猪苗代湖及び磐梯五色沼湖沼群については、水素イオン濃度に係る基準値は適用しません。

イ 全廻りに係るもの

水域	類型	達成期間	設定年月日
猪苗代湖 桧原湖 小野川湖 秋元湖	II II II II	直ちに 〃 〃 〃	61. 3. 11 県告示366号

(注) 全窒素については当分の間適用しません。

(3) 海域

ア COD 等に係るもの

水 域	類型	達成期間	設定年月日
相馬港及び相馬地先海域 次のアからカまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(昭和49年福島県告示第285号により水域類型を指定した水域のうち松川浦に係る部分を除く。) ア 相馬市旧中村町と同市旧磯部村境の標柱 イ 点アから真方位90度の線上5,000m地点 ウ 相馬市と相馬郡新地町境の標柱から真方位90度の線上7,000mの地点 エ 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村と同町旧新地村境の標柱から真方位90度の線上5,500mの地点 オ 福島県と宮城県境の標柱から真方位90度の線上7,000mの地点と点エとを結ぶ線が点カから真方位90度の線と交差する地点 カ 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村と同町旧新地村境の標柱から、336度30分の線上1,650mの地点	A	直 ち に	51. 3. 30 県告示354号
松川浦 (共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許について定めた件(昭和48年福島県告示第487号)の公示番号区第1号から区第6号までに定める漁場の区域)	A	直 ち に	49. 3. 26 県告示285号
原町市地先海域 次のアからエまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域 ア 原町市及び相馬郡小高町境の標柱 イ 相馬郡小高町及び双葉郡浪江町境の標柱から真方位90度の線上9,000mの地点と福島県及び宮城県境の標柱から真方位90度の線上16,000mの地点とを結ぶ線が点アから真方位90度の線と交差する地点 ウ 相馬郡小高町及び双葉郡浪江町境の標柱から真方位90度の線上9,000mの地点と福島県及び宮城県境の標柱から真方位90度の線上16,000mの地点とを結ぶ線が原町市及び鹿島町境の標柱から真方位90度の線と交差する地点 エ 原町市及び鹿島町境の標柱	A	直 ち に	49. 3. 26 県告示285号
相双地区地先海域 次のアからオまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(昭和49年福島県告示第285号により水域類型を指定した水域のうち松川浦及び原町市地先海域に係る部分並びに次の a から f までの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に係る部分を除く。) a 相馬市旧中村町と同市旧磯部村境の標柱 b 点 a から真方位90度の線上5,000mの地点 c 相馬市と相馬郡新地町境の標柱から真方位90度の線上7,000mの地点 d 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村と同町旧新地村境の標柱から真方位90度の線上5,500mの地点 e 福島県と宮城県境の標柱から真方位90度の線上7,000mの地点と点 d とを結ぶ線が点 f から真方位90度の線と交差する地点 f 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村と同町旧新地村境の標柱から336度30分の線上1,650mの地点 ア いわき市久之浜町及び双葉郡広野町境の標柱 イ いわき市四倉町及び同市久之浜境の標柱から真方位94度30分の線上5,000mの地点と双葉郡富岡町及び同郡楢葉町境の標柱から真方位90度の線上6,160mの地点を結ぶ線上で点アから真方位90度の線が交差する地点 ウ 相馬郡小高町及び双葉郡浪江町境の標柱から真方位90度の線上9,000mの地点 エ 福島県及び宮城県境の標柱から真方位90度の線上16,000mの地点 オ 福島県及び宮城県境の標柱	A	直 ち に	50. 3. 17 県告示265号
いわき市地先海域 次のアからサまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(久之浜港、四倉港、豊間漁港、江名港及び中之作港に係る部分を除く。) ア 三崎防波堤基部 イ いわき市小名浜及び同市小名浜下神白境の標柱から真方位193度の線上690mの地点 ウ 点イから真方位193度の線上764mの地点 エ 点ウから真方位160度の線上2,000mの地点 オ いわき市平豊間及び同市江名境の標柱から真方位131度45分の線上3,000mの地点 カ いわき市平豊間塩屋崎灯台から真方位95度の線上4,000mの地点 キ いわき市平沼之内及び同市平薄磯境の標柱から真方位95度の線上3,000mの地点	A	直 ち に	49. 3. 26 県告示285号

水 域	類型	達成期間	設定年月日
ク 夏井川舞子橋中央点（旧夏井村及び旧草野村境の標柱）から真方位105度の線上3,000mの地点 ケ いわき市四倉町及び同市久之浜町境の標柱から真方位94度30分の線上5,000mの地点 コ 双葉郡富岡町及び同郡楢葉町境の標柱から真方位90度の線上6,160mの地点と点ヶを結ぶ線上で、いわき市久之浜町及び双葉郡広野町境の標柱から真方位90度の線が交差する地点 サ いわき市久之浜町及び双葉郡広野町境の標柱			
久之浜港 (東防波堤、同防波堤先端と防波堤Aの先端を結ぶ線、防波堤A、防波堤B、防波堤C及び同防波堤の陸地への延長線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)	B	直 ち に	49. 3. 26 県告示285号
四倉港 (南防波堤、同防波堤先端と沖防波堤南端を結ぶ線、沖防波堤、同防波堤の東防波堤への延長線、東防波堤、同防波堤東端と北防波堤先端を結ぶ線及び北防波堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)	B	直 ち に	49. 3. 26 県告示285号
豊間漁港 (豊間地区海域のうち南防波堤、同防波堤先端と北防波堤南端を結ぶ線、北防波堤及び同防波堤の陸地への延長線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域並びに沼之内船溜地区海域のうち南防波堤、同防波堤先端と北防波堤先端を結ぶ線及び北防波堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)	B	直 ち に	49. 3. 26 県告示285号
江名港 (南防波堤、西防波堤、同防波堤先端と東内防波堤先端を結ぶ線及び東内防波堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)	B	直 ち に	49. 3. 26 県告示285号
中之作港 (防波堤A、防波堤B、防波堤C、防波堤D、防波堤E、同防波堤先端と防波堤Fの先端を結ぶ線、防波堤F、沖東防波堤、同防波堤先端と東防波堤先端を結ぶ線及び東防波堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)	B	直 ち に	49. 3. 26 県告示285号
小名浜港 (三崎防波堤、同防波堤の突端から三崎波除堤の突端まで引いた線、三崎波除堤、第一西防波堤（同防波堤と三崎波除堤の接続地点から同防波堤第三曲点まで）、同防波堤第三曲点から158度950mの地点まで引いた線、同地点から第二西防波堤の基点まで引いた線、第二西防波堤（基点から第二曲点まで）、同防波堤第二曲点から160度1,110mの地点まで引いた線、同地点から八崎先端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域に限る。)	B	直 ち に	47. 3. 31 県告示273号
常磐沿岸海域 次のアからキまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた水域 ア 福島県、茨城県境鶴の子崎に設置した標柱 イ 福島県、茨城県境鶴の子崎に設置した標柱より真方位79度30分の線上4,500mの点 ウ 勿来龍宮崎西端の標柱より真方位269度の線上370mの点より真方位159度20分の線上4,000mの点 エ 照島中央より145度15分の線上3,000mの点 オ 泉町地内八崎突端真方位223度の線上2,400mの点 カ 泉町地内八崎突端真方位223度の線上100mの点 キ 泉町地内八崎突端	A	直 ち に	48. 3. 31 県告示273号
常磐沿岸海域（小名浜港沖） 次のアからクまでの点を順次結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域で小名浜港（三崎防波堤、同防波堤の突端から三崎波除堤の突端まで引いた線、三崎波除堤、第一西防波堤（同防波堤と三崎波除堤の接続地点から同防波堤第三曲点まで）、同防波堤第三曲点から158度950mの地点まで引いた線、同地点から第二西防波堤の基点まで引いた線、第二西防波堤（基点から第二曲点まで）、同防波堤第二曲点から160度1,110mの地点まで引いた線、同地点から八崎先端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域に限る。）を除いた海域に限る。 ア 三崎防波堤基部 イ いわき市小名浜及び同市小名浜下神白境の標柱から真方位193度の線上690mの点 ウ 点イから真方位193度の線上764mの点 エ 点ウから真方位160度の線上2,000mの点 オ 照島中央より145度15分の線上3,000mの点 カ いわき市泉町地内八崎突端真方位223度の線上2,400mの点 キ いわき市泉町地内八崎突端真方位223度の線上100mの点 ク いわき市泉町地内八崎突端	A	直 ち に	53. 4. 7 県告示458号

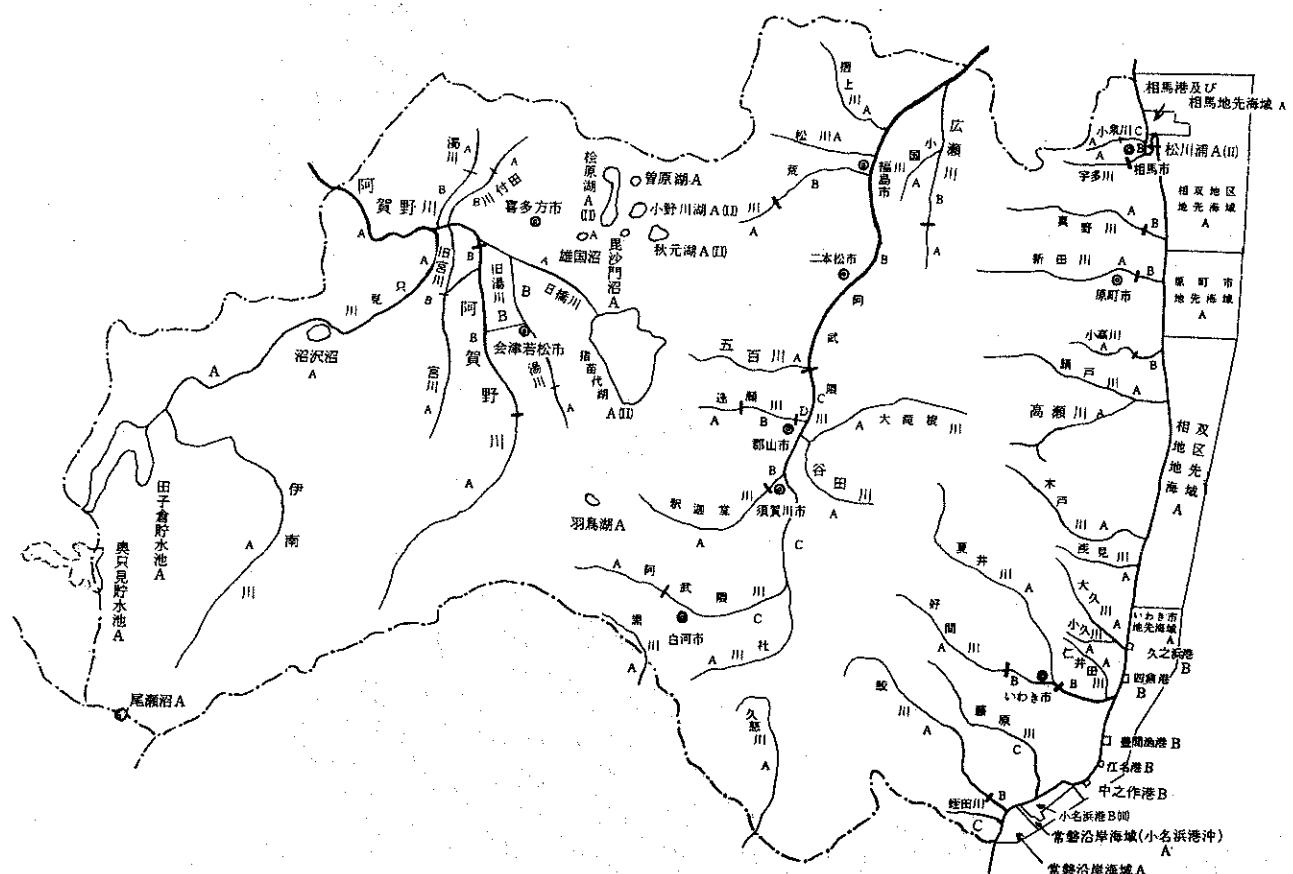
イ 全窒素及び全磷に係るもの

水 域	類型	達成期間	暫定目標※ (平成12年度)	設定年月日
松川浦 相馬市尾浜字棚脇西端と松川浦漁港（松川浦地区）囲堤東端を結ぶ線、同囲堤、同漁港防砂堤及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域	II	直ちに		H9.3.14 県告示234号
小名浜港 小名浜港三崎防波堤、同防波堤西端と三崎波除堤南端を結んだ線、同波除堤、第一西防波堤、同防波堤と第二西防波堤の東側延長線との交点と同防波堤東端を結んだ線、同防波堤、同防波堤と大剣防波堤の南側延長線との交点と同防波堤南端を結んだ線、同防波堤及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域	III	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 1.0mg/l	H10.3.13 県告示224号

※ 全磷については、引き続き類型IIIの基準値が維持されるように努めるものとする。

資-33 河川、湖沼、海域の水質環境基準のあてはめ状況

（平成11年3月31日現在）



資料-34 燐の排水規制対象湖沼

No.	湖沼名	所在地	No.	湖沼名	所在地
1	深田ダム貯水池	郡山市	24	雄国沼	耶麻郡北塩原村
2	南湖ため池 (南湖)	白河市	25	小野川湖	耶麻郡北塩原村
3	藤倉ダム貯水池	伊達郡桑折町	26	曾原湖	耶麻郡北塩原村
4	笠松ダム貯水池	岩瀬郡長沼町	27	桧原湖	耶麻郡北塩原村
5	藤沼ダム貯水池 (藤沼貯水池)	岩瀬郡長沼町 及び同郡岩瀬村	28	毘沙門沼	耶麻郡北塩原村
6	滑川ダム貯水池	岩瀬郡岩瀬村	29	秋元湖	耶麻郡北塩原村及び 同郡猪苗代町
7	羽鳥ダム貯水池 (羽鳥湖)	岩瀬郡天栄村	30	沼沢沼 (沼沢湖)	大沼郡金山町
8	赤坂ダム貯水池	西白河郡西郷村	31	四時ダム貯水池	いわき市
9	西郷ダム貯水池 (西郷貯水池)	西白河郡西郷村	32	千軒平ダム貯水池 (千軒平ため池)	いわき市
10	犬神ダム貯水池	西白河郡表郷村	33	小玉ダム貯水池	いわき市
11	千五沢ダム貯水池 (母畑湖)	石川郡石川町、同郡玉川村及び同郡平田村	34	高の倉ダム貯水池	原町市
12	三春ダム貯水池	田村郡三春町	35	鉄山ダム貯水池	原町市
13	長久保ダム貯水池	田村郡小野町	36	横川ダム貯水池	原町市
14	東山ダム貯水池	会津若松市	37	玉野ため池	相馬市
15	吉ヶ平ダム貯水池	会津若松市	38	中富ため池 (中富堤)	相馬市
16	大川ダム貯水池 (若郷湖)	会津若松市及び 南会津郡下郷町	39	館山ため池	双葉郡富岡町
17	猪苗代湖	会津若松市、郡山市及び 耶麻郡猪苗代町	40	坂下ダム貯水池	双葉郡富岡町及び 同郡大熊町
18	関柴ダム貯水池	喜多方市	41	大柿ダム貯水池	双葉郡浪江町及び 相馬郡小高町
19	尾瀬沼	南会津郡檜枝岐村及び 群馬県利根郡片品村	42	唐神ため池	相馬郡鹿島町
20	奥只見ダム貯水池 (奥只見湖)	南会津郡檜枝岐村及び 新潟県北魚沼郡湯之谷村	43	横峰ため池	相馬郡鹿島町
21	田子倉ダム貯水池 (田子倉湖)	南会津郡只見町	44	岩部ダム貯水池	相馬郡飯館村
22	大平沼	耶麻郡熱塩加納村	45	真野ダム貯水池	相馬郡飯館村
23	日中ダム貯水池	耶麻郡熱塩加納村	(注)	昭和60年5月30日 環境庁告示第27号 平成元年7月25日 環境庁告示第38号 改正 平成5年8月27日 環境庁告示第66号 改正 平成10年6月23日 環境庁告示第40号 改正	

* 千五沢ダム貯水池(母畑湖)については、窒素の排水規制対象湖沼にもなっています。

資料-35 窒素及び燐の排水規制対象海域

No.	海域名	所在地	範囲
1	松川浦	相馬市	相馬市尾浜字棚脇西端と松川浦漁港堤先端を結んだ線。同堤及び陸岸により囲まれた海域
2	小名浜港	いわき市	小名浜港三崎防波堤、同防波堤先端と三崎波除堤先端を結ぶ線、三崎波除堤、第一西防波堤、第二西防波堤の延長線と第一西防波堤との交点と第二西防波堤東端を結ぶ線、第二西防波堤、大剣防波堤の延長線と第二西防波堤との交点と大剣防波堤先端を結ぶ線、大剣防波堤及び陸岸により囲まれた海域

(注) 平成5年8月27日 環境庁告示第67号

資料-36 阿賀野川水系の水質測定結果

(平成10年度)

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/l)	B O D			SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/l)	超過率 (%)	75%値 (mg/l)		
阿賀野川	◎田島橋	A	イ	6.7~7.4	10	0.7	0	0.8	3	5.7×10 ³
	大川橋上流			6.8~7.5	11	1.3	8	1.5	4	1.4×10 ³
	馬越橋	B	ハ	6.9~7.8	11	0.6	0	0.8	3	5.3×10 ²
	◎宮古橋			5.9~7.3	11	1.0	0	1.3	5	2.9×10 ³
	山科地先	A	ハ	6.0~7.0	11	1.0	0	1.3	16	3.9×10 ³
	◎新郷ダム			6.9~7.2	11	1.3	25	1.6	5	2.0×10 ³
只見川	◎西谷橋	A	イ	6.7~7.1	11	0.8	0	0.8	5	9.5×10 ²
	◎藤橋			6.7~7.2	11	0.9	0	1.1	15	1.5×10 ³
伊南川	◎青柳橋	A	イ	6.7~8.0	11	0.6	0	0.7	3	3.9×10 ³
	◎黒沢橋			6.7~8.3	11	0.7	0	0.7	7	7.1×10 ³
田付川	◎大橋	A	ロ	7.0~8.2	11	0.8	0	0.9	14	3.3×10 ³
	◎下川原橋	B	ハ	6.9~7.6	11	1.4	0	1.7	9	2.7×10 ⁴
宮川	◎細工名橋	A	イ	6.9~8.1	12	1.4	8	1.8	8	1.2×10 ⁴
旧宮川	◎丈助橋	B	イ	6.9~7.4	10	2.3	8	2.5	11	4.0×10 ⁴
濁川	◎濁川橋	A	イ	6.9~7.3	11	1.1	8	1.4	20	9.8×10 ³
	◎山崎橋	B	イ	6.8~7.8	11	1.0	0	1.2	28	4.7×10 ³
日橋川	◎南大橋	A	イ	5.5~6.9	11	0.7	0	0.6	7	4.5×10 ³
湯川	◎滝見橋	A	イ	7.2~7.6	11	1.4	17	1.4	4	7.3×10 ²
	◎新湯川橋	B	ロ	6.9~7.8	10	3.8	67	3.8	9	6.2×10 ⁴
	阿賀野川合流前			7.1~7.5	9.9	4.6	100	5.5	13	3.0×10 ⁴
旧湯川	◎粟ノ宮橋	B	ロ	7.0~7.4	11	2.2	17	2.4	21	1.9×10 ⁴
押切川	押切川橋	-	-	6.8~7.5	10	0.9	-	1.0	11	3.9×10 ³
大塩川	東栄橋	-	-	7.3~7.5	11	2.2	-	2.6	11	2.7×10 ⁴
瀬川	館ノ内橋	-	-	6.8~7.3	11	1.9	-	1.8	16	3.3×10 ⁴
高橋川	新橋	-	-	7.1~7.4	10	1.8	-	2.1	26	4.8×10 ³
小黒川	梅の橋	-	-	7.1~7.3	9.8	3.2	-	3.2	15	1.7×10 ⁴
長瀬川	小金橋	-	-	3.4~6.5	9.9	0.7	-	0.5	10	8.0×10 ³
酸川	酸川野	-	-	2.8~3.2	9.8	0.8	-	0.8	6	1.3×10 ²
舟津川	舟津橋	-	-	7.0~7.4	11	0.7	-	0.9	6	8.7×10 ³
菅川	三浜橋上流	-	-	6.6~8.0	10	1.0	-	1.1	9	1.2×10 ⁴
常夏川	大作橋上流	-	-	6.9~7.3	10	0.8	-	0.8	6	2.3×10 ⁴
大江川	尾瀬沼流入前の橋	-	-	6.3~6.9	9.4	0.8	-	0.9	2	2.2×10 ²

(注) 1 ◎印は環境基準点を示します。以下同じ。

環境指導課調べ

2 結果は特にことわりのない限り年平均値です。以下同じ。

資料-37 阿武隈川水系の水質測定結果

(平成10年度)

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/l)	B O D			SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/l)	超過率 (%)	75%値 (mg/l)		
阿武隈川	◎羽太橋	C	口	7.2~8.2	11	1.2	0	1.5	3	3.4×10^3
	田町大橋上流400m			7.2~8.0	11	1.6	0	1.9	6	1.0×10^4
	川ノ目橋			7.4~8.0	11	2.3	0	2.8	11	1.1×10^4
	江持橋			6.8~7.8	9.4	1.7	0	1.6	18	1.1×10^4
	御代田橋			7.0~8.0	9.4	1.9	0	2.1	26	9.9×10^3
	◎阿久津橋			7.1~7.7	9.6	2.0	0	2.3	18	1.4×10^4
	阿武隈橋			7.1~7.6	9.0	2.5	0	2.7	29	1.5×10^4
	高田橋		B	7.1~7.7	8.8	2.5	8	2.6	26	1.5×10^4
	蓬萊橋			7.1~7.8	9.7	1.8	0	2.0	8	3.0×10^3
	◎大正橋			7.1~8.0	9.6	2.0	0	2.4	12	1.9×10^4
広瀬川	◎館ノ腰橋上流	A	イ	7.5~8.2	10	1.4	8	1.6	7	1.8×10^4
	地蔵川原橋	B	口	7.5~8.0	11	1.8	0	2.5	8	5.2×10^4
	◎阿武隈川合流前			7.1~8.5	9.6	2.6	17	2.9	50	4.7×10^4
小国川	◎広瀬川合流前	A	イ	7.6~8.2	11	2.2	58	2.8	3	1.3×10^4
搾上川	十綱橋	A	イ	7.0~7.9	11	1.1	8	0.9	4	7.1×10^4
	◎阿武隈川合流前			6.8~8.5	10	1.0	0	1.3	4	7.8×10^3
松川	◎阿武隈川合流前	A	イ	5.4~7.2	9.6	1.0	8	1.0	33	7.7×10^3
荒川	◎日ノ倉橋上流	A	イ	7.1~7.7	9.4	0.6	0	0.7	12	1.4×10^3
	◎阿武隈川合流前	B	イ	6.4~7.1	9.0	0.8	0	0.9	16	1.7×10^3
五百川	石筵川合流後	A	イ	7.0~7.5	12	0.8	0	0.8	4	2.8×10^4
	上関下橋			7.2~8.7	11	1.1	8	1.2	5	7.8×10^3
	◎阿武隈川合流前			7.4~8.7	11	1.5	25	2.0	7	8.8×10^3
逢瀬川	◎馬場川合流点上流	A	イ	6.9~7.4	11	1.5	25	1.8	6	1.8×10^5
	◎幕ノ内橋上流	B	口	7.0~7.4	10	4.4	83	4.3	14	3.4×10^6
	◎阿武隈川合流前	D	ハ	7.0~7.4	10	6.6	25	6.7	15	1.0×10^5
大滝根川	船引橋	A	口	7.4~7.9	11	2.3	67	2.5	14	3.5×10^4
	◎阿武隈川合流前			7.1~7.9	11	1.8	25	1.5	6	4.4×10^4
谷田川	谷田川橋	A	口	7.4~7.6	10	1.8	25	2.0	8	1.1×10^5
糸迦堂川	◎須賀川市水道取水点	A	イ	7.3~8.5	11	1.6	25	1.9	16	1.2×10^4
	◎阿武隈川合流前	B	イ	7.0~8.5	9.4	2.1	8	2.3	13	2.9×10^4
社川	社川橋	A	イ	7.2~7.7	11	2.1	33	2.5	6	7.1×10^3
	◎王子橋			7.2~7.8	11	1.9	42	2.6	10	1.3×10^4
産ヶ沢川	新川橋	-	-	7.2~7.9	11	2.4	-	2.3	10	1.1×10^5
東根川	阿武隈川合流前	-	-	7.3~7.6	9.8	6.1	-	6.1	20	1.6×10^5
滝川	富士見橋	-	-	7.4~7.6	11	2.7	-	3.1	27	4.1×10^4

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/l)	B O D			SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/l)	超過率 (%)	75%値 (mg/l)		
佐久間川	阿武隈川合流前	-	-	7.2~8.2	11	1.9	-	2.1	14	7.6×10^4
八反田川	八反田橋	-	-	7.0~7.2	10	4.5	-	5.0	24	2.1×10^5
濁川	大森川合流前	-	-	7.0~7.6	10	5.3	-	7.6	11	1.3×10^5
	阿武隈川合流前	-	-	7.2~7.3	10	4.8	-	5.6	14	5.2×10^4
須川	須川橋	-	-	3.3~3.7	11	0.6	-	0.6	2	3.3×10^2
木原川	下藤内橋	-	-	7.2~8.2	11	1.4	-	1.9	28	1.7×10^4
女神川	鶴巻橋	-	-	7.4~7.6	9.2	4.2	-	4.0	8	1.1×10^5
移川	小瀬川橋	-	-	7.4~7.9	9.9	1.1	-	1.4	15	4.5×10^4
油井川	油井川橋	-	-	7.0~7.3	9.2	1.4	-	1.5	11	4.1×10^4
杉田川	落合橋	-	-	7.1~7.4	10	1.4	-	1.6	9	4.2×10^4
藤田川	阿武隈川合流前	-	-	7.5~7.8	11	2.1	-	2.4	11	1.0×10^4
桜川	小泉橋	-	-	7.6~7.9	9.9	4.1	-	3.1	17	5.4×10^4
龜田川	逢瀬川合流前	-	-	7.3~7.6	10	7.6	-	9.6	24	1.2×10^5
牧野川	大滝根川合流前	-	-	7.5~8.0	11	1.7	-	1.7	26	8.4×10^3
笹原川	新橋	-	-	7.0~7.9	9.2	4.5	-	5.3	30	1.2×10^5
滑川	旧4号国道下	-	-	7.3~8.5	11	2.9	-	3.7	24	1.4×10^4
今出川	猫啼橋	-	-	7.4~7.7	11	2.7	-	3.7	11	1.6×10^4
北須川	千五沢ダムサイト	-	-	7.0~10	9.1	2.6	-	3.3	6	1.2×10^3
藤野川	社川合流前	-	-	7.4~7.8	11	3.7	-	6.3	9	1.9×10^4
谷津田川	阿武隈川合流前	-	-	7.2~7.5	9.6	3.5	-	3.8	7	5.5×10^4
堀川	阿武隈川合流前	-	-	7.4~7.8	11	1.7	-	2.0	10	1.3×10^4
泉川	阿武隈川合流前	-	-	7.4~8.7	10	3.1	-	3.8	10	1.4×10^4
鯉川	阿武隈川合流前	-	-	7.2~7.7	7.4	24	-	31	67	4.3×10^5
六角川	阿武隈川合流前	-	-	7.2~7.8	7.9	14	-	22	6	1.7×10^5

環境指導課調べ

資-38 久慈川、川上川、黒川の水質測定結果

(平成10年度)

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/l)	B O D			SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/l)	超過率 (%)	75%値 (mg/l)		
久慈川	◎松岡橋	A	口	7.6~9.0	12	1.7	25	1.9	4	7.2×10^3
	◎高地原橋			7.4~8.3	11	1.6	33	2.3	5	1.4×10^4
川上川	久慈川合流前	-	-	7.3~7.6	11	1.6	-	1.8	10	1.7×10^4
黒川	◎栃木県境	A	イ	7.2~7.6	11	0.9	0	1.2	6	5.2×10^3

環境指導課調べ

資料-39 相双地区河川の水質測定結果

(平成10年度)

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/l)	B O D			SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/l)	超過率 (%)	75%値 (mg/l)		
小泉川	◎小泉橋	A	イ	7.3~8.0	10	1.8	25	2.0	6	1.8×10^4
	◎百間橋	C	イ	7.5~8.1	8.7	2.2	8	1.9	8	1.7×10^4
宇多川	◎堀坂橋	A	イ	7.7~8.2	11	0.7	0	0.8	1	1.2×10^3
	◎百間橋	B	イ	6.6~8.0	10	0.8	0	0.9	3	1.5×10^3
真野川	◎落合橋	A	イ	7.3~7.9	10	1.0	0	1.1	4	2.9×10^3
	◎真島橋	B	イ	7.1~8.2	8.8	1.0	0	1.2	7	5.6×10^3
新田川	◎木戸内橋	A	イ	7.2~8.3	10	0.8	0	0.9	5	1.5×10^3
	◎鮎川橋	B	イ	7.1~7.6	10	0.8	0	1.0	13	2.8×10^3
小高川	◎善丁橋	A	イ	7.0~7.6	9.7	1.1	0	1.2	9	3.6×10^4
	◎ハツカラ橋	B	イ	7.2~8.3	8.1	1.5	8	1.5	22	2.8×10^4
請戸川	室原橋	A	イ	6.9~7.3	10	1.2	17	1.8	2	2.5×10^3
	◎請戸橋			6.9~7.2	11	0.7	0	0.8	4	4.9×10^3
高瀬川	◎慶應橋	A	イ	6.9~7.3	11	0.7	0	0.8	3	2.5×10^3
木戸川	西山橋	A	イ	6.9~7.3	10	0.6	0	0.7	3	7.3×10^3
	◎長瀬橋			6.8~7.9	11	0.6	0	0.6	2	3.0×10^3
	◎木戸川橋			6.8~7.7	11	0.6	0	0.6	2	2.6×10^3
浅見川	◎坊田橋	A	イ	6.9~7.6	11	0.7	0	0.8	4	5.5×10^3
	広野町水道取水点上流			6.9~7.4	10	0.5	0	<0.5	1	2.1×10^2
地蔵川	山崎前橋	-	-	7.4~8.1	11	1.1	-	1.4	5	9.6×10^3
太田川	丸山橋	-	-	6.9~7.1	8.5	1.0	-	1.1	7	1.5×10^4
前田川	中浜橋	-	-	6.8~7.1	9.4	1.1	-	1.0	6	3.7×10^3
熊川	三熊橋	-	-	7.0~7.2	11	0.8	-	0.8	6	5.1×10^3
富岡川	小浜橋	-	-	7.0~7.5	11	0.8	-	0.9	2	3.3×10^3
井出川	本釜橋	-	-	7.0~7.4	11	0.7	-	0.8	2	1.8×10^3

環境指導課調べ

資料-40 いわき地区河川の水質測定結果

(平成10年度)

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/l)	B O D			SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/l)	超過率 (%)	75%値 (mg/l)		
夏井川	○北ノ内橋	A	口	7.3~7.6	9.9	1.8	17	1.9	11	2.2×10 ⁴
	○久太夫橋			7.3~7.9	11	1.3	17	1.5	5	1.2×10 ⁴
好間川	○六十枚橋	B	口	7.2~7.5	9.5	1.5	0	1.8	10	1.1×10 ⁴
	○岩穴つり橋	A	イ	7.4~7.9	11	0.7	0	0.7	2	4.1×10 ³
好間川	○夏井川合流前	B	イ	6.5~8.5	11	2.4	25	3.0	6	5.0×10 ⁴
藤原川	○愛谷川橋	C	ハ	7.5~8.4	9.8	2.2	0	2.5	7	-
	島橋			7.4~7.8	8.1	5.8	50	7.6	13	-
	○みなと大橋			7.1~8.0	6.0	3.7	25	5.0	10	-
蛭田川	○小塙橋	C	ハ	7.4~7.8	10	2.3	17	2.1	6	-
	○蛭田橋			6.7~7.5	7.7	7.6	50	10	8	-
大久川	○陰磯橋	A	イ	7.0~7.5	10	1.9	33	2.3	8	3.5×10 ⁴
小久川	連郷橋	A	イ	7.5~8.3	11	1.4	33	2.2	7	2.3×10 ⁴
仁井田川	霞田橋	A	イ	7.6~7.9	11	1.4	17	1.7	7	4.7×10 ³
	○松葉橋			7.5~7.8	8.5	1.4	17	1.8	9	2.2×10 ⁴
鮫川	○井戸沢橋	A	イ	7.5~7.9	10	1.1	8	1.3	3	3.6×10 ³
	○鮫川橋	B	イ	7.2~7.7	10	1.2	0	1.7	3	8.9×10 ⁴
新川	古川橋	-	-	7.1~7.2	6.9	6.9	-	9.1	19	1.4×10 ⁵
	一之矢橋	-	-	7.4~7.7	9.1	7.2	-	8.0	12	8.5×10 ⁴
滑津川	高久橋	-	-	7.6~7.9	9.0	4.4	-	4.0	10	-
矢田川	矢田川橋	-	-	7.2~7.7	6.1	5.6	-	6.4	22	-
宝珠院川	藤原川合流前	-	-	6.9~7.2	6.8	7.2	-	5.1	10	-
四時川	鮫川合流前	-	-	7.2~7.6	11	1.0	-	1.3	2	6.3×10 ³
境川	6号国道下	-	-	7.3~7.6	4.6	29	-	34	19	6.2×10 ⁵
神白川	下神白橋	-	-	7.4~8.6	8.6	9.7	-	13	12	9.7×10 ⁴
湯本川	藤原川合流前	-	-	7.7~7.8	7.8	6.2	-	4.6	5	1.4×10 ⁵
渋川	植田橋	-	-	7.2~7.4	7.9	6.3	-	6.4	7	1.2×10 ⁵

環境指導課調べ

資料-41 湖沼の水質測定結果

ア COD等に係るもの

(平成10年度)

湖沼名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/l)	C O D			SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/l)	超過率 (%)	75%値 (mg/l)		
尾瀬沼	◎湖心	A イ	6.5~7.6	7.5	3.8	92	4.0	2	1.3×10	
	長蔵小屋南西250m		7.1~7.4	8.6	3.7	83	3.9	2	3.8×10	
	東電取水口付近		7.0~7.5	8.4	3.6	83	3.8	2	8.6×10	
	沼尻		6.8~7.5	8.6	3.6	100	4.0	2	2.2×10	
奥只見貯水池	◎湖心	A イ	6.9~7.7	8.8	2.1	0	2.5	1	3.7×10 ²	
田子倉貯水池	◎湖心	A イ	6.9~8.5	9.0	2.1	0	2.5	3	6.4×10 ²	
沼沢沼	◎湖心	A イ	6.9~8.4	9.7	1.9	0	2.0	1	2.6×10 ⁴	
猪苗代湖	◎湖心	A イ	5.1~6.0	10	0.5	0	0.5	1	1.1	
	小石ヶ浜水門		5.3~5.9	8.7	0.5	0	0.5	1	3.2×10	
	天神浜		4.4~6.7	8.6	0.9	0	1.1	1	3.6×10 ²	
	安積疏水取水口		5.3~5.9	8.9	0.5	0	0.5	1	1.4	
	浜路浜		5.1~5.7	10	0.5	0	0.5	<1	0.6	
	舟津港		5.1~5.7	10	0.5	0	0.5	<1	0.3	
	青松ヶ浜		5.1~5.8	10	0.5	0	0.5	<1	1.6	
	高橋川河口付近		4.4~6.6	9.4	0.5	0	0.5	1	2.2×10 ²	
桧原湖	◎湖心	A 口	6.6~7.4	8.5	1.8	0	2.0	3	9.1×10 ²	
	湖北部		6.8~7.3	9.1	2.0	0	2.3	2	2.1×10 ²	
	湖南部		6.9~7.6	9.1	2.0	0	2.2	2	7.0×10 ²	
小野川湖	◎湖心	A 口	6.9~7.4	9.0	2.0	0	2.3	2	1.4×10 ³	
	湖東部		6.9~7.4	9.0	2.2	0	2.4	2	1.8×10 ³	
	湖西部		6.9~7.5	9.0	2.0	0	2.2	2	2.1×10 ³	
秋元湖	◎湖心	A 口	6.9~7.5	8.9	2.9	29	3.4	6	3.3×10 ³	
	湖東部		6.9~7.4	8.1	2.7	14	2.8	3	2.5×10 ³	
	湖西部		6.9~7.4	8.9	2.6	14	3.0	3	5.6×10 ³	
曾原湖	◎湖心	A 口	6.7~7.5	8.6	2.7	14	3.0	2	3.2×10 ²	
雄国沼	◎湖心	A 口	6.6~7.3	8.7	4.6	86	5.3	3	7.4×10 ²	
毘沙門沼	◎湖心	A 口	5.8~6.6	8.6	0.7	0	0.8	1	1.1×10 ²	
羽鳥湖	◎湖心	A イ	6.9~7.6	9.6	2.1	0	2.2	3	2.3×10 ²	

環境指導課調べ

イ 全^{りん}等に係るもの

(平成10年度)

湖沼名	測定地点	類型	達成期間	全 ^{りん} (mg/l)	全窒素 (mg/l)
尾瀬沼	湖心	-	-	0.012	0.22
	長蔵小屋南西250m			0.009	0.18
	東電取水口付近			0.009	0.19
	沼尻			0.009	0.19
奥只見貯水池	湖心	-	-	0.005	0.11
田子倉貯水池	湖心	-	-	0.006	0.11
沼沢沼	湖心	-	-	0.006	0.14
猪苗代湖	◎湖心	II	イ	0.003	0.26
	小石ヶ浜水門			0.004	0.29
	天神浜			0.008	0.31
	安積疏水取水口			0.003	0.26
	浜路浜			0.003	0.27
	舟津港			0.003	0.26
	青松ヶ浜			0.003	0.27
	高橋川河口付近			0.004	0.29
桧原湖	◎湖心	II	イ	0.008	0.13
	湖北部			0.008	0.15
	湖南部			0.007	0.13
小野川湖	◎湖心	II	イ	0.007	0.15
	湖東部			0.007	0.16
	湖西部			0.008	0.15
秋元湖	◎湖心	II	イ	0.010	0.17
	湖東部			0.011	0.18
	湖西部			0.011	0.17
曾原湖	湖心	-	-	0.010	0.19
雄国沼	湖心	-	-	0.010	0.19
鬼沙門沼	湖心	-	-	0.005	<0.05
羽鳥湖	湖心	-	-	0.007	0.27

(注) 全^{りん}、全窒素の測定結果は、表層の年平均値です。

環境指導課調べ

資料-42 海域の水質測定結果

ア COD 等に係るもの

(平成10年度)

海域名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/l)	C O D			油分 (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/l)	超過率 (%)	75% 値 (mg/l)		
相双地区 地先海域	◎釣師浜漁港沖 約2,000m付近	A イ	8.2~8.3	9.2	1.6	33	2.1	N.D.	5.9×10	
	◎真野川沖 約2,000m付近		8.1~8.3	8.7	1.9	50	2.2	N.D.	3.6×10	
	◎請戸川沖 約2,000m付近		8.1~8.2	8.7	1.5	17	1.6	N.D.	1.3×10 ²	
	東電第1原発沖 約1,000m		8.1~8.2	8.8	1.5	17	1.7	N.D.	2.0×10	
	東電第2原発沖 約1,000m		8.0~8.2	8.7	1.8	17	1.9	N.D.	2.2×10	
	東電広野火発沖 約1,000m		8.1~8.2	8.8	1.6	17	1.8	N.D.	5.7×10 ²	
松川浦	◎漁業権区域区 1号中央付近	A イ	8.0~8.2	8.5	1.3	0	1.5	N.D.	7.3×10 ²	
	◎漁業権区域区 3号中央付近		8.0~8.3	8.6	1.2	0	1.3	N.D.	4.0×10 ²	
	浦の出入口付近		8.0~8.2	8.5	1.2	0	1.3	N.D.	2.7×10 ²	
	漁業権区域区 2号中央付近		8.1~8.2	9.3	1.7	17	2.0	N.D.	4.9×10 ²	
	漁業権区域区 4号中央付近		8.0~8.3	10	1.6	17	1.9	N.D.	7.4×10 ²	
相馬港 及び相馬 地先海域	◎地蔵川沖 約2,500m付近	A イ	8.2~8.3	9.2	1.7	17	2.0	N.D.	7.1×10	
	◎相馬港南防波堤屈曲 部西約200m付近		8.0~8.3	8.9	1.8	50	2.1	N.D.	6.1×10	
原町市 地先海域	◎原町市特別都市下水 路沖約1,000m付近	A イ	8.1~8.2	8.9	1.9	33	2.2	N.D.	2.2×10 ³	
	◎新田川沖 約1,000m付近		8.1~8.2	8.9	1.7	17	1.9	N.D.	1.3×10 ³	
	◎新田川沖 約5,000m付近		8.1~8.3	9.0	1.6	0	1.8	N.D.	3.9×10	
いわき市 地先海域	◎中之作港沖 約1,000m付近	A イ	8.1~8.3	8.5	1.4	0	1.9	N.D.	7.5	
	◎豊間漁港沖 約1,500m付近		8.2~8.3	8.6	1.6	33	2.1	N.D.	4.0×10 ²	
	◎夏井川沖 約1,500m付近		8.1~8.2	8.6	1.6	17	1.8	N.D.	4.7×10	
久之浜港	◎A・B防波堤接部 西約150m	B イ	8.1~8.2	8.3	1.3	0	1.5	N.D.	-	
四倉港	◎埠頭先東約30m	B イ	8.0~8.3	8.3	1.7	0	2.1	N.D.	-	
魯間漁港	◎中防波堤先西約30m	B イ	8.1~8.3	8.3	1.6	0	2.0	N.D.	-	
	◎漁港内中央付近		8.0~8.2	8.2	2.8	11	2.5	N.D.	-	

海域名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/l)	C O D			油分 (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
						年平均値 (mg/l)	超過率 (%)	75% 値 (mg/l)		
江名港	◎東内防波堤先 北西約50m	B	イ	8.1~8.2	7.8	1.7	0	2.2	N.D.	—
中之作港	◎西南防波堤先 約200m	B	イ	8.1~8.3	7.9	1.4	0	1.9	N.D.	—
小名浜港	◎4号埠頭先	B	イ	8.1~8.3	8.4	2.0	0	2.8	N.D.	—
	西防波堤第2の北 約400m			8.0~8.3	8.4	2.0	0	2.5	—	—
	漁港区內			8.0~8.3	8.1	3.1	33	3.8	—	—
常磐沿岸海域	◎蛭田川沖南東 約2,500m	A	イ	8.2~8.3	9.0	1.8	33	2.5	N.D.	1.1×10^2
	◎鮫川沖南約2,000m			8.1~8.3	8.6	1.7	17	2.0	N.D.	1.4×10^3
	照島東南東約800m			8.2~8.3	8.5	1.7	33	2.2	—	—
	蛭田川沖東約1,000m			8.2~8.3	8.7	1.9	50	2.5	—	—
	勿来港外の漁港区內			8.1~8.3	8.4	1.8	50	2.2	—	—
	小浜港外の漁港区內			8.1~8.3	8.5	2.0	50	2.2	—	—
常磐沿岸海域 (小名浜港沖)	◎番所灯台真方位 245度線上2,000m	A	イ	8.1~8.2	8.5	1.4	33	2.1	N.D.	6.2×10
	◎八崎灯台真方位 115度線上1,500m			8.2~8.3	8.8	1.6	33	2.1	N.D.	1.8×10^3

環境指導課調べ

イ 全窒素及び全燐に係るもの

(平成10年度)

海 域 名	測 定 地 点	類 型	達成期間	全 燐 (mg/l)	全 窒 素 (mg/l)
松 川 浦	◎漁業権区域区1号中央付近	II	イ	0.029	0.24
	◎漁業権区域区3号中央付近			0.032	0.27
	浦の出入口付近			0.029	0.21
	漁業権区域区2号中央付近			0.062	0.58
	漁業権区域区4号中央付近			0.054	0.39
小 名 浜 港	◎4号埠頭先	III	二	0.035	0.84
	西防波堤第2の北約400m			0.056	1.35
	漁港区內			0.080	1.12

(注) 全燐、全窒素の測定結果は、表層の年平均値です。

環境指導課調べ

資料-43 水浴場の水質測定結果

(1) 遊泳期間前における水浴場の水質測定結果

(平成10年度)

番号	水浴場名	市町村名	調査月日	水質					判定	平成9年度
				ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml) 最小～最大 (平均)	COD (mg/l) 最小～最大 (平均)	pH	透明度 (m)	油膜		
1	釣師浜	新地町	5/11 5/18	<2 (<2)	0.9～1.5 (1.3)	8.0～8.3	1<	無	AA	A
2	原釜・尾浜	相馬市	5/11 5/18	<2～2 (<2)	1.4～1.8 (1.6)	8.1～8.3	1<	無	AA	A
3	右田浜	鹿島町	5/13 5/18	<2～2 (<2)	1.6～1.8 (1.7)	8.1～8.3	1<	無	AA	A
4	北泉大磯	原町市	5/13 5/18	<2 (<2)	1.4～1.6 (1.5)	8.0～8.3	1<	無	AA	A
5	村上	小高町	5/11 5/18	2～700 (205)	1.6～3.0 (2.2)	8.0～8.3	0.5	無	B	A
6	蒲戸	浪江町	5/11 5/18	<2～6 (3)	1.4～1.7 (1.5)	8.0～8.3	1<	無	A	A
7	双葉	双葉町	5/11 5/18	<2～14 (4)	1.4～1.8 (1.6)	8.0～8.4	1<	無	A	AA
8	熊川	大熊町	5/13 5/26	2～180 (60)	1.2～1.5 (1.4)	8.1～8.3	1<	無	A	A
9	富岡	富岡町	5/13 5/26	<2～42 (17)	1.1～1.8 (1.5)	8.1～8.2	1<	無	A	A
10	岩沢	櫛葉町	5/13 5/26	<2～12 (4)	1.5～1.7 (1.6)	8.1～8.3	1<	無	A	A
11	波立	いわき市	5/14 5/19	<2～200 (75)	1.3～2.2 (1.6)	8.0～8.3	1<	無	A	A
12	四倉	リ	5/14 5/19	4～200 (93)	1.3～2.5 (1.9)	8.0～8.2	1<	無	A	A
13	新舞子ビーチ	リ	5/14 5/19	<2～30 (8)	1.0～1.7 (1.4)	8.1～8.2	1<	無	A	AA
14	薄磯	リ	5/14 5/19	<2～60 (25)	1.4～1.8 (1.7)	8.1～8.3	1<	無	A	AA
15	豊間	リ	5/14 5/19	<2～10 (5)	1.5～2.4 (1.8)	8.1～8.3	1<	無	A	A
16	かつ台磯	リ	5/14 5/19	<2～30 (8)	1.0～1.6 (1.2)	8.2～8.3	1<	無	A	AA
17	永崎	リ	5/14 5/19	<2～100 (28)	1.1～1.7 (1.4)	8.1～8.3	1<	無	A	A
18	小浜	リ	5/14 5/19	<2～180 (53)	1.9～2.1 (1.9)	8.1～8.4	1<	無	A	AA
19	勿来	リ	5/14 5/19	<2～200 (50)	1.5～2.0 (1.7)	8.1～8.3	1<	無	A	AA
20	長浜	猪苗代町	5/18 5/25	<2 (<2)	<0.5～0.7 (0.6)	5.0～5.4	1<	無	AA	AA
21	天神浜	リ	5/18 6/1	<2 (<2)	0.7～1.0 (0.9)	5.2～5.7	1<	無	AA	AA
22	志田浜	リ	5/18 6/1	<2 (<2)	<0.5～1.0 (0.9)	5.2～6.1	1<	無	AA	B
23	上戸浜	リ	5/18 6/1	<2 (<2)	<0.5～0.8 (0.6)	5.2～5.8	1<	無	AA	AA

番号	(ふりがな) 水浴場名	市町村名	調査月日	水質					判定	平成9年度
				ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml) 最小～最大 (平均)	COD (mg/l) 最小～最大 (平均)	pH	透明度 (m)	油膜		
24	さつき川浜	会津若松市	5/19 5/26	<2 (<2)	<0.5～0.5 (0.5)	5.6	1<	無	AA	B
25	中田浜	〃	5/19 5/26	<2 (<2)	<0.5 (<0.5)	5.1～5.4	1<	無	AA	AA
26	小石ヶ浜	〃	5/19 5/26	<2 (<2)	<0.5 (<0.5)	5.2～5.4	1<	無	AA	AA
27	浜路浜	郡山市	5/27 6/2	<2 (<2)	<0.5 (<0.5)	5.2	1<	無	AA	AA
28	横沢浜	〃	5/27 6/2	<2～28 (7)	<0.5～0.7 (0.6)	5.2～6.3	1<	無	A	—
29	館浜	〃	5/27 6/2	<2 (<2)	<0.5～0.8 (0.6)	5.5～6.1	1<	無	AA	AA
30	舟津浜	〃	5/27 6/2	<2～12 (3)	<0.5～1.5 (0.8)	5.5～6.6	1<	無	A	AA
31	舟津公園	〃	5/27 6/2	<2 (<2)	<0.5～0.6 (0.5)	5.4～5.5	1<	無	AA	—
32	青松ヶ浜	〃	5/27 6/2	<2～21 (5)	<0.5～1.3 (0.7)	5.4～6.6	1<	無	A	AA
33	秋山浜	〃	5/27 6/2	<2～6 (2)	0.6～1.8 (1.1)	6.4～6.9	1<	無	A	AA

(注) 調査の実施主体は、1～10、20～26が福島県、11～19がいわき市、27～33が郡山市です。 環境指導課調べ

備考 環境庁による判定基準 ((2)の表も同じ)

項目区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界2個/100ml)		油膜が認められない	2mg/l以下 (湖沼は3mg/l以下)
	水質A	100個/100ml以下		油膜が認められない	2mg/l以下 (湖沼は3mg/l以下)
同	水質B	400個/100ml以下		常時は油膜が認められない	5mg/l以下
	水質C	1,000個/100ml以下		常時は油膜が認められない	8mg/l以下
不適	1,000個/100ml を超えるもの	常時油膜が認められる		8mg/l超	50cm未満*

- (注) 1 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
 2 「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
 3 透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。
 4 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。
 (1) 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mlを超える測定値
が1以上あるもの。
 (2) 油膜が認められたもの。

(2) 遊泳期間中における水浴場の水質測定結果

(平成10年度)

番号	水浴場名	市町村名	調査月日	水質					判定	平成9年度
				ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL) 最小～最大 (平均)	COD (mg/l) 最小～最大 (平均)	pH 最小～最大	透 明 度 (m)	油 膜		
1	釣師浜	新地町	7/21 7/29	<2～120 (55)	1.8～2.5 (2.2)	8.3～8.4	1<	無	B	A
2	原釜・尾浜	相馬市	7/21 7/29	<2～22 (12)	1.2～2.2 (1.8)	8.2～8.3	1<	無	A	A
3	右田浜	鹿島町	7/21 7/29	<2～150 (66)	1.7～2.5 (2.1)	8.3～8.5	1<	無	B	AA
4	北泉大磯	原町市	7/21 7/29	<2～70 (19)	1.8～2.7 (2.3)	8.3～8.5	1<	無	B	A
5	村上	小高町	7/21 7/27	<2～10 (4)	1.3～1.9 (1.6)	8.2～8.3	1<	無	A	-
6	譜戸	浪江町	7/21 7/27	2～14 (9)	1.2～1.4 (1.3)	8.2～8.3	1<	無	A	-
7	双葉	双葉町	7/21 7/27	<2 (<2)	0.8～1.0 (1.0)	8.2～8.3	1<	無	AA	-
8	熊川	大熊町	7/27 7/29	2～300 (92)	1.2～1.9 (1.6)	8.2～8.3	1<	無	A	A
9	富岡	富岡町	7/27 7/29	<2～4 (<2)	1.4～2.1 (1.8)	8.2～8.3	1<	無	AA	A
10	岩沢	楓葉町	7/27 7/29	<2 (<2)	1.3～2.6 (1.7)	8.2～8.3	1<	無	AA	A
11	波立	いわき市	7/21 8/3	<2～80 (23)	1.2～1.6 (1.4)	8.2～8.4	1<	無	A	B
12	四倉	〃	7/21 8/3	200～300 (250)	1.0～1.7 (1.5)	8.2～8.3	1<	無	B	B
13	新舞子ビーチ	〃	7/21 7/27	12～180 (64)	1.3～2.0 (1.6)	8.2～8.3	1<	無	A	A
14	薄磯	〃	7/21 7/27	4～180 (84)	0.9～1.4 (1.2)	8.2～8.3	1<	無	A	A
15	豊間	〃	7/21 8/3	<2～100 (34)	1.2～1.6 (1.4)	8.2～8.3	1<	無	A	A
16	合磯	〃	7/21 7/27	12～100 (48)	1.0～2.0 (1.4)	8.2～8.3	1<	無	A	A
17	永崎	〃	7/21 7/27	10～300 (93)	1.2～2.0 (1.5)	8.2～8.3	1<	無	A	A
18	小浜	〃	7/21 8/3	<2～200 (75)	1.6～2.0 (1.8)	8.2～8.3	1<	無	A	A
19	勿来	〃	7/21 7/27	<2～30 (9)	1.1～1.6 (1.4)	8.2～8.3	1<	無	A	A
20	長浜	猪苗代町	7/27 8/3	<2～790 (358)	0.7～3.7 (2.1)	5.4～7.7	1<	無	B	A

番号	(ふりがな) 水浴場名	市町村名	調査 月日	水 質					判 定	平成 9年 度
				ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml) 最小～最大 (平均)	COD (mg/l)	pH	透 明 度 (m)	油 膜		
21	天神浜	猪苗代町	7/27 8/3	<2～420 (203)	0.6～3.5 (2.1)	5.0～7.1	1<	無	B	AA
22	志田浜	〃	7/27 8/3	6～29 (13)	0.7～1.2 (0.9)	5.2～5.9	1<	無	A	AA
23	上戸浜	〃	7/27 8/3	<2～18 (6)	<0.5～1.1 (0.7)	5.3～5.6	1<	無	A	AA
24	崎川浜	会津若松市	7/27 8/3	<2～46 (12)	<0.5～1.6 (0.9)	5.3～6.6	1<	無	A	AA
25	中田浜	〃	7/27 8/3	<2～4 (<2)	<0.5～0.9 (0.7)	5.3～5.4	1<	無	AA	AA
26	小石ヶ浜	〃	7/27 8/3	<2～16 (4)	0.7～1.1 (0.9)	5.2～6.0	1<	無	A	AA
27	浜之路浜	郡山市	7/21 8/5	<2～24 (7)	<0.5 (<0.5)	5.1～5.8	1<	無	A	AA
28	横沢浜	〃	7/21 8/5	<2～17 (6)	<0.5～1.5 (0.8)	5.7～6.3	1<	無	A	-
29	館浜	〃	7/21 8/5	<2～35 (13)	<0.5～1.0 (0.7)	5.2～6.4	1<	無	A	A
30	舟津浜	〃	7/21 8/5	<2～68 (19)	<0.5～1.5 (0.9)	5.7～6.5	1<	無	A	AA
31	舟津公園	〃	7/21 8/5	<2～2 (<2)	<0.5～0.5 (0.5)	5.2～5.4	1<	無	AA	-
32	青松ヶ浜	〃	7/21 8/5	<2～67 (33)	<0.5～1.5 (0.8)	5.2～5.9	1<	無	A	A
33	秋山浜	〃	7/21 8/5	<2～24 (7)	0.5～0.9 (0.6)	5.5～6.0	1<	無	A	AA

(注) 調査の実施主体は、1～10、20～26が福島県、11～19がいわき市、27～33が郡山市です。

環境指導課調べ

資料-44 地下水の水質汚濁に係る環境基準及び汚染の有無の判断基準

(単位: mg/l)

項目	環境基準	判断基準
カドミウム	0.01 以下	検出されないこと (0.001)
全シアン	検出されないこと	検出されないこと (0.1)
鉛	0.01 以下	検出されないこと (0.005)
六価クロム	0.05 以下	検出されないこと (0.02)
砒素	0.01 以下	検出されないこと (0.005)
総水銀	0.0005以下	検出されないこと (0.0005)
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと (0.0005)
P-C-B	検出されないこと	検出されないこと (0.0005)
ジクロロメタン	0.02 以下	検出されないこと (0.002)
四塩化炭素	0.002 以下	検出されないこと (0.0002)
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	検出されないこと (0.0004)
1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	検出されないこと (0.002)
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	検出されないこと (0.004)
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	検出されないこと (0.0005)
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	検出されないこと (0.0006)
トリクロロエチレン	0.03 以下	検出されないこと (0.002)
テトラクロロエチレン	0.01 以下	検出されないこと (0.0005)
1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	検出されないこと (0.0002)
チカラム	0.006 以下	検出されないこと (0.0006)
シマジン	0.003 以下	検出されないこと (0.0003)
チオベンカルブ	0.02 以下	検出されないこと (0.002)
ベンゼン	0.01 以下	検出されないこと (0.001)
セレン	0.01 以下	検出されないこと (0.002)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	検出されないこと (0.1)
ふつ素	0.8 以下	検出されないこと (0.08)
ほう素	1 以下	検出されないこと (0.02)

(注) 1 環境基準は年平均値で評価します。ただし、全シアンについてのみ最高値で評価します。

2 検出の有無の判断基準は、平成9年3月13日付け環境庁告示第10号の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ること(検出されないこと)であり、その値は()内の数値とします。

資料-45 管内別特定事業場数と規制対象特定事業場数

(平成10年度)

号 番 号	業種及び施設	県北地方 振興局	県中地方 振興局	県南地方 振興局	会津地方 振興局	南会津地 方振興局	相双地方 振興局	福島市 (政令市)	郡山市 (政令市)	いわき市 (政令市)	計
1	鉱業・水洗炭業	— (—)	2 (1)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2 (1)
1の2	豚房・牛房・馬房	177 (—)	106 (2)	184 (1)	215 (—)	6 (—)	161 (3)	31 (—)	131 (—)	68 (3)	1,079 (9)
2	畜産食料品	20 (6)	2 (—)	2 (2)	6 (2)	— (—)	9 (2)	5 (3)	5 (4)	5 (3)	54 (22)
3	水産食料品	4 (2)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	21 (2)	3 (—)	— (—)	90 (17)	118 (21)
4	農産保存食料品	17 (6)	2 (1)	7 (4)	95 (5)	40 (2)	9 (3)	9 (6)	2 (—)	9 (2)	190 (29)
5	みそ・しょうゆ・調味料	23 (1)	22 (—)	6 (—)	36 (2)	4 (—)	7 (—)	10 (2)	7 (1)	36 (—)	151 (6)
6	小麦粉	— (—)	1 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (—)
7	砂糖	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
8	パン・菓子・製あん	2 (—)	3 (—)	2 (—)	— (—)	— (—)	5 (—)	3 (—)	— (—)	5 (2)	20 (2)
9	米菓・こうじ	3 (—)	— (—)	1 (1)	1 (1)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	5 (2)
10	飲料	19 (6)	12 (2)	12 (4)	47 (8)	5 (—)	5 (—)	2 (—)	9 (3)	18 (—)	129 (23)
11	動物系飼料・有機肥料	2 (—)	1 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2 (2)	— (—)	5 (2)
12	動植物油脂	— (—)	— (—)	— (—)	1 (—)	1 (—)	— (—)	1 (—)	2 (1)	— (—)	5 (1)
13	イースト	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
14	でん粉・化工でん粉	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
15	ぶどう糖・水あめ	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
16	めん類	2 (1)	8 (—)	— (—)	19 (—)	2 (—)	8 (—)	5 (2)	5 (—)	14 (—)	63 (3)
17	豆腐・煮豆	83 (—)	88 (—)	33 (—)	166 (—)	28 (—)	52 (—)	94 (1)	55 (2)	45 (—)	644 (3)
18	インスタントコーヒー	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
18の2	冷凍調理食品	4 (1)	2 (2)	— (—)	— (—)	— (—)	2 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	11 (7)
18の3	たばこ	— (—)	1 (1)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)	— (—)	2 (2)
19	紡績・繊維製品	11 (10)	13 (2)	1 (1)	9 (2)	1 (—)	2 (—)	2 (1)	2 (—)	8 (1)	49 (17)
20	洗毛業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
21	化學繊維	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
21の2	一般製材・木材チップ	— (—)	2 (—)	2 (1)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (—)	— (—)	— (—)	5 (1)
21の3	合板	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
21の4	パーテクルボード	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
22	木材薬品処理	— (—)	6 (—)	2 (—)	1 (1)	— (—)	5 (1)	2 (—)	3 (1)	33 (—)	52 (3)
23	パルプ・紙・紙加工品	— (—)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	— (—)	1 (1)	— (—)	— (—)	3 (2)	8 (7)
23の2	新聞・出版・印刷・製版	4 (—)	4 (1)	5 (—)	2 (—)	— (—)	2 (—)	18 (—)	6 (—)	4 (—)	45 (1)
24	化學肥料	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)	3 (2)	4 (3)
25	水銀電解力性ソーダ・カリ	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
26	無機顔料	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2 (2)	2 (2)	— (—)

号 番 号	業種及び施設	県北地方 振興局	県中地方 振興局	県南地方 振興局	会津地方 振興局	南会津地 方振興局	相双地方 振興局	福島市 (政令市)	郡山市 (政令市)	いわき市 (政令市)	計
27	その他の無機化学工業製品	— (—)	1 (1)	— (—)	2 (2)	— (—)	5 (4)	— (—)	4 (3)	8 (7)	20 (17)
28	アセチレン誘導品	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
29	コールタール製品	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
30	発酵工業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
31	メタン誘導品	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
32	有機顔料・合成染料	1 (1)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)	— (—)	2 (2)	4 (4)
33	合成樹脂	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)	— (—)	1 (1)	— (—)	— (—)	2 (1)	4 (3)
34	合成ゴム	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
35	有機ゴム薬品	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)
36	合成洗剤	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
37	その他の石油化学工業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)	1 (1)
38	石けん	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
39	硬化油	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
40	脂肪酸	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
41	香料	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)	— (—)	1 (1)	— (—)	2 (2)
42	ゼラチン・にかわ	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
43	写真感光材料	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)
44	天然樹脂	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
45	木材化学工業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
46	その他の有機化学工業製品	— (—)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	— (—)	5 (5)	— (—)	4 (4)	8 (8)	20 (19)
47	医薬品	— (—)	2 (2)	— (—)	1 (1)	— (—)	3 (3)	2 (2)	2 (2)	4 (3)	14 (13)
48	火薬	— (—)	— (—)	1 (1)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)
49	農薬	1 (1)	— (—)	1 (1)	— (—)	— (—)	1 (1)	— (—)	3 (2)	— (—)	6 (4)
50	有害物質含有試薬	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
51	石油精製	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
51の2	タイヤ・工業用ゴム	— (—)	3 (2)	— (—)	1 (—)	— (—)	— (—)	1 (1)	— (—)	— (—)	5 (3)
51の3	医療・衛生用ゴム	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (—)
52	皮革	1 (—)	1 (—)	— (—)	1 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (—)
53	ガラス・ガラス製品	3 (2)	23 (20)	13 (4)	13 (10)	3 (3)	3 (2)	2 (2)	4 (2)	2 (1)	66 (46)
54	セメント製品	10 (—)	13 (2)	10 (2)	14 (2)	4 (—)	10 (—)	6 (—)	13 (1)	28 (3)	108 (10)
55	生コンクリート	14 (—)	10 (1)	5 (1)	24 (4)	14 (1)	11 (—)	9 (—)	9 (1)	13 (1)	109 (9)
56	有機質砂壁材	— (—)	1 (1)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)
57	人造黒鉛電極	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
58	窯業原料の精製	— (—)	— (—)	— (—)	4 (2)	— (—)	— (—)	— (—)	2 (2)	— (—)	6 (4)

番 号	業種及び施設	県北地方振興局	県中地方振興局	県南地方振興局	会津地方振興局	南会津地方振興局	相双地方振興局	福島市(政令市)	郡山市(政令市)	いわき市(政令市)	計
59	碎石	2(-)	3(-)	6(1)	5(1)	8(-)	9(-)	-(-)	-(-)	8(5)	41(7)
60	砂利採取	3(-)	7(-)	7(-)	25(4)	9(2)	3(-)	4(4)	4(-)	12(1)	74(11)
61	鉄鋼	2(-)	2(-)	-(-)	1(1)	-(-)	-(-)	2(2)	1(-)	-(-)	8(3)
62	非鉄金属	1(-)	-(-)	2(-)	7(6)	-(-)	2(2)	-(-)	2(1)	3(3)	17(12)
63	金属製品・機械器具	19(13)	19(10)	17(7)	6(5)	-(-)	7(2)	5(5)	9(6)	18(13)	100(61)
63の2	空きびん卸売業	-(-)	-(-)	-(-)	1(1)	-(-)	-(-)	-(-)	1(-)	-(-)	2(1)
64	ガス供給・コークス	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	1(1)	-(-)	-(-)	1(1)
64の2	水道・工業用水道	1(-)	1(-)	1(1)	4(3)	-(-)	4(3)	2(1)	2(-)	6(2)	21(10)
65	酸・アルカリ表面処理	15(7)	23(15)	21(17)	17(10)	2(-)	17(8)	11(4)	7(2)	19(14)	132(77)
66	電気めつき	2(2)	7(7)	5(5)	6(6)	-(-)	7(6)	5(5)	9(8)	4(4)	45(43)
66の2	旅館	106(27)	165(31)	123(29)	896(116)	408(23)	214(5)	192(78)	157(34)	339(90)	2,600(433)
66の3	共同調理場	5(4)	1(1)	3(3)	4(2)	-(-)	1(1)	4(4)	2(2)	6(5)	26(22)
66の4	弁当仕出屋等	1(1)	-(-)	-(-)	2(2)	-(-)	-(-)	1(-)	2(2)	4(4)	10(9)
66の5	飲食店等	10(2)	7(2)	5(2)	28(15)	7(7)	2(2)	6(3)	8(1)	7(7)	80(41)
66の6	そば・うどん・すし店等	-(-)	-(-)	-(-)	1(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	1(-)
66の7	料亭・バー・キャバレー等	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
67	洗たく	52(7)	61(7)	41(7)	106(25)	12(1)	46(6)	39(8)	57(21)	102(11)	516(93)
68	写真現像	6(-)	7(-)	5(-)	22(-)	4(-)	9(-)	8(-)	15(2)	11(1)	87(3)
68の2	病院	1(1)	2(2)	2(2)	4(4)	-(-)	1(1)	-(-)	6(6)	1(1)	17(17)
69	と畜・へい獸取扱	-(-)	1(-)	2(2)	5(2)	-(-)	1(1)	1(1)	-(-)	2(2)	12(8)
69の2	中央卸売市場	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	1(1)	-(-)	-(-)	1(1)
69の3	地方卸売市場	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	1(1)	-(-)	1(1)
70	廃油処理施設	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
70の2	自動車分解整備事業	-(-)	1(-)	-(-)	2(-)	-(-)	-(-)	2(-)	5(3)	-(-)	10(3)
71	自動式車両洗浄施設	40(-)	43(2)	39(1)	75(-)	9(-)	58(1)	77(-)	137(8)	92(4)	570(16)
71の2	科学技術の試験・研究機関	6(5)	7(5)	5(3)	11(7)	4(1)	11(6)	14(11)	12(10)	15(10)	85(58)
71の3	一般廃棄物の焼却処理施設	2(2)	5(4)	1(1)	3(2)	2(-)	(-) (-)	3(2)	3(3)	3(2)	25(16)
71の4	産業廃棄物処理施設	1(-)	-(-)	4(1)	1(-)	-(-)	3(2)	-(-)	3(1)	3(2)	15(6)
71の5	TCE・PCEの洗浄施設	5(5)	9(9)	4(4)	4(4)	1(-)	3(3)	-(-)	2(2)	-(-)	28(27)
71の6	TCE・PCEの蒸留施設	1(1)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	2(2)	-(-)	3(3)
72	し尿処理施設	20(20)	44(44)	63(63)	35(35)	9(9)	27(27)	36(36)	44(44)	31(31)	309(309)
73	下水道終末処理施設	2(2)	2(2)	3(3)	7(7)	3(3)	13(13)	2(2)	4(4)	4(4)	40(40)
74	特定事業場排水の処理施設	-(-)	1(1)	1(1)	3(3)	-(-)	-(-)	1(1)	5(5)	-(-)	11(11)
合 計		704(136)	749(184)	650(179)	1,942(306)	586(52)	773(120)	625(191)	774(203)	1,102(278)	7,905(1,649)

(注) 規制対象特定事業場数は()内数値です。

環境指導課調べ

土壤関係

資-46 土壤の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P-C-B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロベン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。

騒音・悪臭関係

資-47 騒音に係る環境基準

(1) 騒音に係る環境基準 (平成10年環境庁告示第64号)

ア 一般地域 (道路に面しない地域)

地 域 の 類 型	基 準 値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A 及び B	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 騒音の評価手法としては、これまでの中央値から等価騒音レベルに変更されます。
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域です。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域です。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域です。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域です。

イ 道路に面する地域

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとなります。

基 準 値	昼 間	夜 間
	70デシベル以下	65デシベル以下
備 考		
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。		

(注) 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知（平成10年9月30日付け環大企第257号）により、次のとおり定められている。

- 幹線交通を担う道路：高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等を表す。
- 幹線交通を担う道路に近接する空間：以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲が特定される。
 - 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

(2) 航空機騒音に係る環境基準（昭和48年環境庁告示第154号）

地域の類型	基 準 値	あ て は め る 地 域	本県におけるあてはめ地域
I	70WECPNL 以下	専ら住居の用に供される地域	未 指 定
II	75WECPNL 以下	I 以外の地域のうち生活環境の保全が必要な地域	平成 6 年 7 月 須賀川市、石川町及び玉川村の一部を指定

(注) 福島空港敷地、福島空港公園及び河川区域は除かれます。

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年環境庁告示第46号）

地域の類型	基 準 値	本県におけるあてはめ地域（昭和52年12月指定、同61年4月一部見直し）
I	70デシベル以下	14市町村（* 1）のうち、東北新幹線の軌道中心から両側へそれぞれ300m以内の地域（以下「沿線地域」という。）であって、原則として、都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の地域（* 2）であって新幹線の付近に住居が存在する地域
II	75デシベル以下	沿線地域のうち、原則として、都市計画法に基づく商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域以外の地域（* 2）であって I 以外の地域

(注) トンネル上部、河川敷、工業専用地域等については適用されません。

* 1 「14市町村」とは、福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、桑折町、伊達町、国見町、安達町、矢吹町、白沢村、天栄村、西郷村及び大信村です。

* 2 「用途地域以外の地域」とは、用途地域が定められていない都市計画区域、市街化調整区域及び都市計画区域外の地域です。

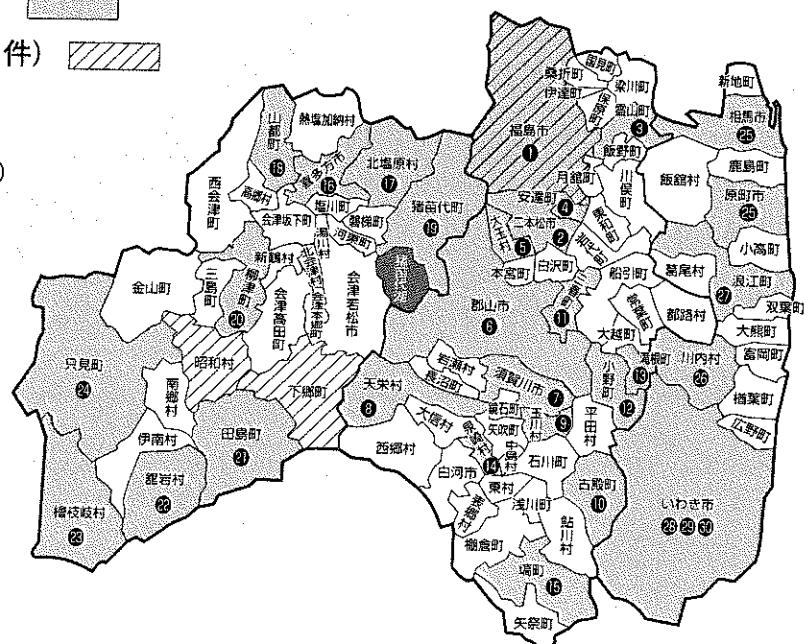
資-48 うつくしまの音30景

No.	音の名称	市町村名	季節・時期	分類
①	吾妻修験道の不動滝にしみいるエゾハルゼミの声	福島市町庭坂字神ノ森	6月上旬～7月中旬	昆虫
②	二本松のちょうちん祭り祭囃子	二本松市旧市内	10月4日～6日	祭
③	靈山太鼓	靈山町内	8月	祭
④	和紙の里 上川崎「紙を漉く音」	安達町上川崎字本仏谷	冬期間	産業・文化
⑤	県民の森の野鳥のさえずり	大玉村県民の森	通年	鳥
⑥	如宝寺のイボナシの鐘の音	郡山市堂前町	通年、朝6時・夕5時	鐘
⑦	古寺山松並木の松籜	須賀川市上小山田字古寺	初冬～早春	植物
⑧	二岐渓谷渓流の音	天栄村湯本字二俣	一年中	渓流
⑨	東野清流のせせらぎの音	玉川村四辻新田字東野	通年	川
⑩	古殿八幡神社「流鏑馬」と「笠懸」の駒が駆けゆく蹄の音	古殿町古殿八幡神社	10月第二土曜日	祭
⑪	三春の盆太鼓	三春町内全域	8月15日～16日	祭
⑫	東堂山の鐘の音	小野町東堂山	通年、朝5時50分頃	鐘
⑬	入水鍾乳洞の地下水の滝の音	滝根町菅谷字東釜山地内	通年	滝
⑭	鳥峠の小鳥のさえずり	泉崎村鳥峠	通年、特に春から夏	鳥
⑮	久慈川の清流とカジカガエルの鳴き声	塙町台宿字下川原	晩春～夏	両生類
⑯	喜多方市の清流に生息するセキレイのさえずり	喜多方市内押切川、濁川、田付川	春～秋	鳥
⑰	裏磐梯の山鳴らしの葉音	北塙原村檜原字小野川原	初夏～初秋	植物
⑱	磐越西線一ノ戸橋梁の列車の通過する音	山都町木曾地内	通年	産業・文化
⑲	猪苗代湖の白鳥の鳴き声	猪苗代町白鳥ヶ浜、長浜、三城潟浜、志田浜	12月～翌3月	鳥
⑳	圓蔵寺と奥之院の夕暮れに沈む鐘の音	柳津町本亭9区、阿久津	通年、日暮れ前	鐘
㉑	祇園祭 大屋台のかけごえ	田島町内	7月22日～23日	祭
㉒	前沢ふるさと公園の水車とバッタリが杵をつく音	館岩村前沢ふるさと公園	冬期(覆雪時)を除く常時	産業・文化
㉓	尾瀬「三条ノ滝」の瀑布音	檜枝岐村燧ヶ岳	5月～11月	滝
㉔	恵みの森にざわめくブナの葉音	只見町布沢恵みの森	通年	植物
㉕	相馬野馬追 法螺貝の音	原町市内・相馬市内	7月23日～24日	祭
㉖	平伏沼のモリアオガエルの鳴き声	川内村平伏沼	6月中旬～7月上旬	両生類
㉗	大堀相馬焼貫入音	浪江町大堀地区	通年	産業・文化
㉘	じゃんがら念佛踊りの音	いわき市内	8月13日～15日	産業・文化
㉙	薄磯海岸の潮騒とかもめの鳴き声	いわき市薄磯海岸	通年	海
㉚	豊間海岸の鳴き砂の音	いわき市豊間海岸	通年	海

「うつくしまの音30景」(30件)

「環境庁選定音風景100選」(3件)

- 「福島市小鳥の森」(福島市)
- 「大内宿の自然用水」(下郷村)
- 「からむし織のはた音」(昭和村)



資料-49 悪臭防止法に基づく規制対象物質

物 質 名	分 子 式	臭 い の 質	主な発生源	臭気強度に対応する濃度			排出口における規制基準	排出水中における規制基準
				2.5	3.0	3.5		
ア ン モ ニ ア	NH ₃	し尿臭	畜産、化製場、し尿処理	1	2	5	有	
メチルメルカプタシ	CH ₃ SH	腐った玉ねぎ臭	パルプ製造業、化製場	0.002	0.004	0.01		有
硫 化 水 素	H ₂ S	腐った卵臭	畜産、パルプ、し尿処理	0.02	0.06	0.2	有	有
硫 化 メ チ ル	(CH ₃) ₂ S	腐ったキャベツ臭	パルプ製造業、化製場	0.01	0.05	0.2		有
二 硫 化 メ チ ル	(CH ₃) ₂ S ₂	腐ったキャベツ臭	パルプ製造業、化製場	0.009	0.03	0.1		有
トリメチルアミン	(CH ₃) ₃ N	腐った魚臭	畜産、水産加工場	0.005	0.02	0.07	有	
アセトアルデヒド	CH ₃ -CHO	刺激性果実臭	化学工場、たばこ製造工場	0.05	0.1	0.5		
ス チ レ ン	C ₆ H ₅ -CH=CH ₂	刺激性芳香族臭	化学工場、FRP 製造工場	0.4	0.8	2		
プロピオニン酸	CH ₃ CH ₂ COOH	酸っぱい刺激臭	油脂製造工場、染色工場	0.03	0.07	0.2		
ノルマル酪酸	CH ₃ (CH ₂) ₂ COOH	汗くさい臭い	畜産、化製場、でん粉工場	0.001	0.002	0.006		
ノルマル吉草酸	CH ₃ (CH ₂) ₃ COOH	むれた靴下臭	畜産、化製場、でん粉工場	0.0009	0.002	0.004		
イ ソ 吉 草 酸	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ COOH	むれた靴下臭	畜産、化製場、でん粉工場	0.001	0.004	0.01		
トルエン	C ₆ H ₅ CH ₃	ガソリン臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	10	30	60	有	
キ シ レ ン	C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂	ガソリン臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	1	2	5	有	
酢 酸 エ チ ル	CH ₃ CO ₂ C ₂ H ₅	刺激的なシンナー臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	3	7	20	有	
メチルイソブチルケトン	CH ₃ COCH ₂ CH(CH ₃) ₂	刺激的なシンナー臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	1	3	6	有	
イソブタノール	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ OH	刺激的な発酵臭	塗装工程を有する事業場等	0.9	4	20	有	
プロピオンアルデヒド	CH ₃ CH ₂ CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程を有する事業場等	0.05	0.1	0.5	有	
ノルマルブチルアルデヒド	CH ₃ (CH ₂) ₂ CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程を有する事業場等	0.009	0.03	0.08	有	
イソブチルアルデヒド	(CH ₃) ₂ CHCHO	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程を有する事業場等	0.02	0.07	0.2	有	
ノルマルバーレルアルデヒド	CH ₃ (CH ₂) ₃ CHO	むせるような甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程を有する事業場等	0.009	0.02	0.05	有	
イソバーレルアルデヒド	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ CHO	むせるような甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程を有する事業場等	0.003	0.006	0.01	有	

(注) 「臭気強度に対応する濃度」の欄の単位はppm。

臭気強度は、次の6段階臭気強度法による表示を用いました。

- | | |
|---------------------------|---------------|
| 0 : 無 臭 | 3 : 楽に感知できる臭い |
| 1 : やっと感知できる臭い (検知閾値濃度) | 4 : 強い臭い |
| 2 : 何の臭いかわかる弱い臭い (認知閾値濃度) | 5 : 強烈な臭い |

化学物質関係

資-50 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について

(平成11年12月27日環境庁告示第68号。平成12年1月15日から適用。)

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(以下「環境基準」という。)は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- 3 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 4 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 5 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。

第2 達成期間等

- 1 環境基準が達成されていない地域又は水域にあっては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。
- 2 環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあっては、その維持に努めることとする。
- 3 土壤の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壤の汚染に起因する環境影響を防止することとする。

第3 環境基準の見直し

ダイオキシン類に関する科学的な知見が向上した場合、基準値を適宜見直すこととする。

別 表

媒体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質	1pg-TEQ/l 以下	日本工業規格K0312に定める方法
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下	土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備 考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

自然環境関係

資-51 福島県で特徴的な分布を示す植物

地 域	北限とする植物	南限とする植物	特 産 種
浜通り地方	カタヒバ、アオホラゴケ、キジノオシダ、カニクサ、ウラジロ、コシダ、タチシノブ、イノモトソウ、ホラシノブ、オオバノハチショウシグ、フモトシダ、ハシゴシグ、ホシダ、オオキヨズミシダ、ハカタシダ、ヒメカナワラビ、ホソバイヌワラビ、ヘラシダ、ノコギリシダ、オクタマシダ、コバノヒノキシダ、サジラン、フジシダ、オオキジノオ、ヒノキ、イタビカズラ、ヤマグルマ、ムベ、クスノキ、ミチバタガラシ、イワネコノメソウ、タチネコノメソウ、ヒメウツギ、フユイチゴ、マメザクラ、リンボク、カゴノキ、シヤマフユイチゴ、オバメギ、フジキ、ヒナウチワカエデ、サカキ、ナガバノスマレサイシン、アツバスミレ、シハイスマレ、ナンバンキブシ、ツルグミ、マルバグミ、ツボクサ、アカヤシオ、マンリョウ、カラタチバナ、ヒイラギ、キジョラン、ジョウシュウカモメヅル、ヤマルリソウ、オカタツナミソウ、オオツクバネウツギ、サツキ、オオモミジガサ、ツワブキ、ハマグルマ、メダケ、セトガヤ、ササクサ、イヌアワ、モエギスゲ、マメヅタラン、クモラン、コクラン、オオキツネノカミソリ		
阿武隈山地	ツガ、ハリモミ、ダンコウバイ、シロボウエンゴグサ、ハナネコノメ、キビナワシロイチゴ、マメグミ、ツクバグミ、コアブラツツジ、タマクマヒキオコシ、ミヤマナミキ、コメヒシバ、イワギボウシ、キクバドコロ		
中通り低地	コゴメヤナギ、シラカワタデ、コギシギシ、ツツラフジ、コアジサイ、アカバナシモツケ、エビラフジ、アサマフウロ、ミシマサイコ、ハナウド、ミヤマチドメ、ヒカゲツツジ、アキチョウジ、アキバザサ、ウンゼンザサ、ミヤマクマザサ、ヒロウザサ、アラゲネザサ、ナスノユカワザサ、オヌカザサ、ケナシカシダザサ、ヌカスゲ、オオタマツリスゲ、カンスゲ、マメスゲ、アマナ		ピヤッコイ、シラカワタデ、モニワザクラ
奥羽山脈及び 飯豊山地域	シラビソ、コウヤマキ、オオキツネヤナギ、ミヤマヤシャブシ、シキンカラマツ、バイカオウレン、ナンキンナナカマド、シナノクロツバラ、シナノオトギリ、ヒロハミズタマソウ、アズマヤマアザミ、アイゾスゲ、アオバスゲ、アブラシバ、クグガヤツリ、オオハツトンボソウ、ニヨホウチドリ	ホロムイイチゴ、オオアカバナ、エゾノヨロイグサ、イソツツジ、ヒナザクラ、エゾノカワジサ、ナンブタカネアザミ、ミヤマウスユキソウ	イイデリンドウ、アズマホシクサ
会津山地	ウラジロモミ、チョウセンゴヨウ、シラヒゲソウ、オオシラヒゲソウ、モリイチゴ、ミヤマモミジイチゴ、ミヤマクマヤナギ、ミヤマウド、ヒカゲミツバ、ミヤマニンジン、ヒロハノオオタマツリスゲ	オゼコオホネ、ナンブソウ、ナガバノモウセンゴケ、サジバモウセンゴケ	オゼトウヒ、アンドンマユミ、オゼタイゲキ、オゼヌマアザミ

引用文献：福島県植物誌（1987）、フローラ福島No.10（1992）同No.11（1993）

資-52 福島県で特徴的な分布を示す昆虫

地 域	北限とする昆虫	南限とする昆虫	特 徴 的 な 昆 虫
浜通り地方	クツワムシ、カネタタキ、ヒメナガメ、ヒトツメアオゴミムシ、ムツボシツヤコツブゲンゴロウ、コマルケシゲンゴロウ		ヒヌマイトンボ、ムスジイトトンボ、アオモンイトトンボ、グンバイトンボ、タイリクアカネ、カワラハンミョウ、ヒョウタンゴミムシ、ウミミズギワゴミムシ、キバナガミズギワゴミムシ、オオキバナガミズギワゴミムシ、モンキアゲハ、オスジアゲハ、ツマグロキチョウ、ムラサキシジミ、ウラギンシジミ、チャバネセセリ、キイロスズメ、イブキスズメ
阿武隈山地	マツムシ、ヨツバコガネ、アオタマムシ、ムネアカチビナカボソタマムシ、アラメヒメマキムシモドキ、カタモンチビオオキノコ、アシグロチビオオキノコ、ネアカツツナガクチキ、ヒゲナガヒメカミキリ、ホシベニカミキリ、ヤマトシロオビトラカミキリ、カスガキモンカミキリ、ミツギリゾウムシ、フジキオビ、ホソバネグロシャチホコ、ハネナガモクメキリガ		ヒメサナエ、ゼンバメクラチビゴミムシ(特産種)、アブクマチビオオキノコ(特産種)、アブクマチビシデムシ(特産種)、イワキヤクハナノミ、タケトカラカミキリ、タキグチモモブトホソカミキリ、イボタサビカミキリ、ウラジャノメ、キマグラモドキ、チャマグラセセリ、チャバネセセリ、ゴマシジミ、タツカカモクメシャチホコ、ムラサキツボシキリガ、チャマグラキリガ、タカオキリガ、ミヤマキシタバ、フトオビホソバスズメ、ウスアカヤガ
中通り低地	アオマツムシ、キイロヤマトンボ、ホソツタマムシ、ノコバアオシャク		ナゴヤサナエ、マダラヤンマ、マークオサムシ、フトネクイハムシ、ヒメシロチョウ、ツマグロキチョウ、ミヤマシジミ、コウチズズメ、ヒロバカレハ、クワトゲエダシャク、シタキモモブトスカシバ、クビアカスカシバ、ギンボシスズメ、モンクロギンシヤチホコ、シンジュキノカワガ、ウスベニキリガ、アヤモクメキリガ
奥羽山脈及び 飯豊山地域	ネキトンボ、ツヤアオカムムシ、アオマダラタマムシ、オオムツボシタマムシ、エグリエダシャク、カギバモドキ	ヒメクロオサムシ	アマゴイルリトンボ、ヒメサナエ、オオトラフトンボ、アオヤンマ、マダラヤンマ、マダラナニワトンボ、クロサワメクラチビゴミムシ(特産種)、チビヒサゴコメツキ、トウホクトラカミキリ、ヒメギフチョウ、ベニヒカゲ、ウスバシロチョウ、キマグラモドキ、アジアホソバスズメ、ワタナベカレハ、ゼスジスカシバ、シロモンアカガネヨトウ、マツクロスズメ、フサヒゴオビキリガ、キミミヤガ、イイデクロヨトウ(特産種)
会津山地	ミヤジマコガネコメツキ、ツツヒラタムシ、アサマヒメハナカミキリ、ハクサンヒメハナカミキリ	オゼミズギワカムシ、ヨコスジヨトウ、シロヤエナミシャク	カラカネイトトンボ、ルリイトトンボ、アマゴイルリトンボ、ホソミモリトンボ、オオトラフトンボ、ムツアカネ、オケサマルクビゴミムシ、シリグロナカボソタマムシ、フタキボシカネコメツキ、キイロシリブトジョウカイ、キバネナガクチキ、オトメクビアカハナカミキリ、キベリカラビロハナカミキリ、フタスジカタビロハナカミキリ、クモマハナカミキリ、チャイロヒメコブハナカミキリ、イガブチヒゲハナカミキリ、オニヒゲナガコバネカミキリ、ハセガワトラカミキリ、ギフチョウ、ウスバシロチョウ、ヒメシロチョウ、フタスジチョウ、オオイチモンジ、ヒョウモンチョウ、コヒョウモン、コヒョウモンモドキ、ウラジヤノメ、アズサキリガ、ヒメハガタヨトウ、ヨスジアカヨトウ、オレクギリンガ、フシキキシタバ、ナマリキリガ、ミカズキキリガ、ツマモンキリガ、ウスシモフリトゲエダシャク、ユキムカエフユシャク、タニガワモクメキリガ、キマエリキリガ、ヒメシロテンアオヨトウ、タカムクシャチホコ、クロウスタビガ、マツクロスズメ、シロシタオビエダシャク、ケンモンキシタバ

環境保全課調べ

資-53 福島県に生息する哺乳類

目	科	種 (亜種)
靈長目	オナガザル科	ニホンザル
偶蹄目	ウシ科 イノシシ科 シカ科	カモシカ イノシシ ニホンジカ
食肉目	クマ科 イヌ科 イタチ科 ジャコウネコ科	ツキノワグマ タヌキ、キツネ ホンドイタチ、ホンドテン、アナグマ、 <u>ホンドオコジョ</u> ハクビシン
齧歯目	リス科 ヤマネ科 ネズミ科	ニホンリス、ホンシュウモモンガ、ニッコウムササビ <u>ヤマネ</u> ヤチネズミ、スミスネズミ、ホンドハタネズミ、ホンドアカネズミ、クマネズミ、ドブネズミ、ハツカネズミ、ホンドヒメネズミ
翼手目	キクガシラコウモリ科 ヒナコウモリ科	ニホンキクガシラコウモリ、ニホンコキクガシラコウモリ モモジロコウモリ、 <u>ヒナコウモリ</u> 、ニホンヤマコウモリ、アブラコウモリ、 <u>ニホンウサギコウモリ</u> 、 <u>ニホンコテングコウモリ</u>
うさぎ目	ウサギ科	トウホクノウサギ、キュウシュウノウサギ
食虫目	トガリネズミ科 モグラ科	ホンシュウジネズミ、ニホンカワネズミ、ホンシュウトガリネズミ アズマモグラ、ホンシュウヒミズ、ヒメヒミズ、シナノミズラモグラ、コモグラ
7目	16科	42種

環境保全課調べ

—— 準絶滅危惧種
—— 絶滅危惧II類 (環境庁レッドリスト 1998. 6による)

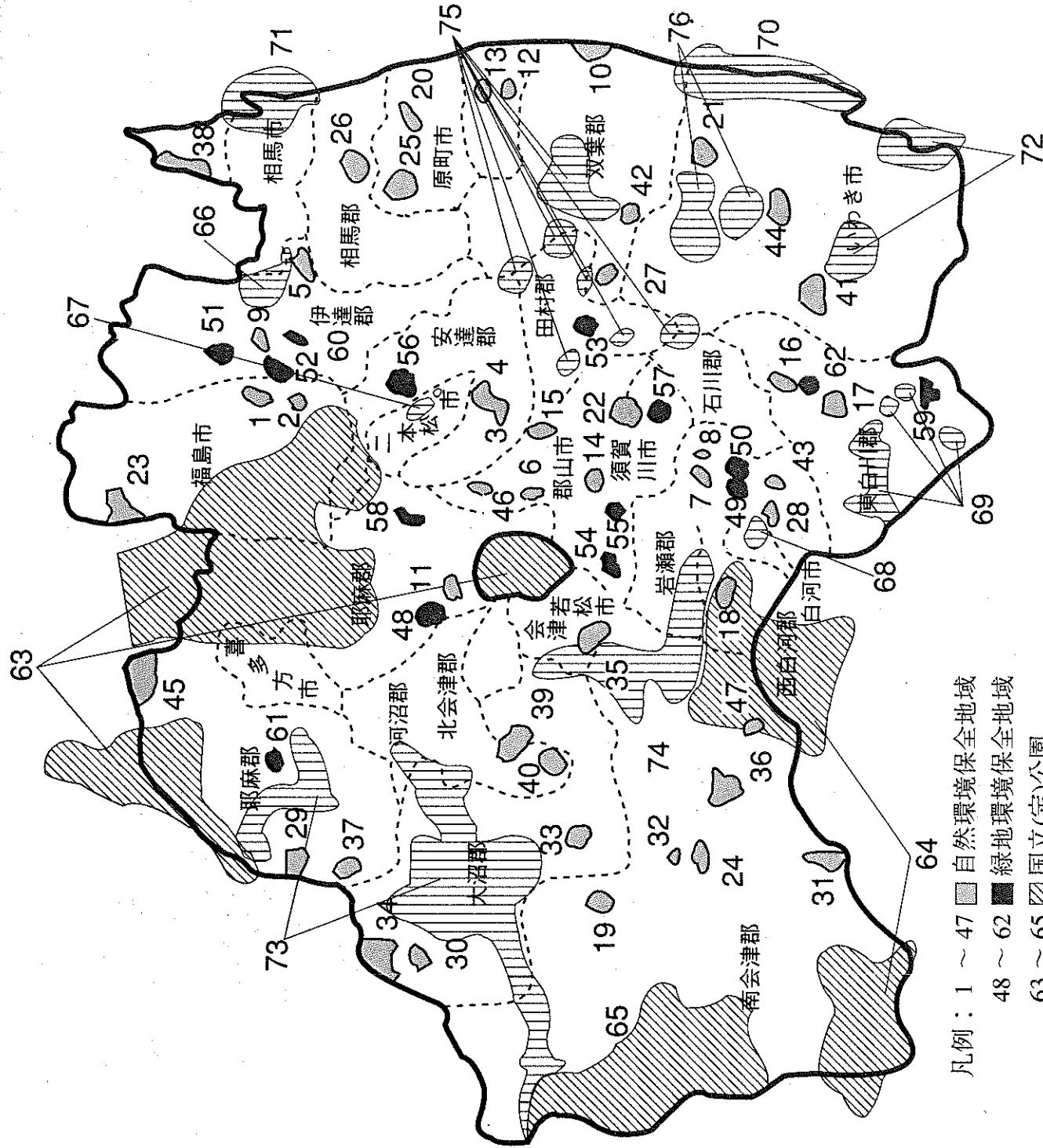
なお、県内に生息するニホンザルについては、「東北地方のホンドザル」として、環境庁レッドリスト (1998. 6) により「絶滅のおそれのある地域個体群」に区分されている。

資-54 福島県におけるレッドデータブック掲載の昆虫類

区分	種名	県内における生息状況
絶滅危惧種 (2種)	ヒヌマイトトンボ	汽水域の、しかもヨシが密生するような場所にのみ生息するトンボで、県内では新地町塔浜、相馬市原釜、松川浦大洲、原町市小沢の4か所で記録があります。これらのうち、すでに埋め立て等により絶滅した産地もあります。
	オオウラギンヒョウモン	1951年にいわき市湯ノ岳で記録されて以来、その後の記録がありません。県内では絶滅した可能性が高い。
危惧種 (4種)	タガメ	かつては県内広く生息していた種ですが、現在ではごくわずかしか生息が確認されません。
	マークオサムシ	泥炭層の湿地や水田にのみ生息する種で、県内では大滝根山付近や白河市白坂、会津若松市赤井谷地での記録があります。
	ギフチョウ	会津西部でのみ記録があります。生息地の変更が著しく、生息地の環境維持が必要です。
	ヒョウモンモドキ	1968年に西郷村で記録されて以来、その後の記録がありません。県内では絶滅した可能性が高い。
希少種 (12種)	カラカネイトトンボ	尾瀬ヶ原と会津若松市赤井谷地にのみ生息します。
	オオキバナガミズギ ワゴミムシ	水辺に生息するゴミムシで、いわき市の鮫川河口でのみ生息が確認されています。
	オオチャイロハナムグリ	阿武隈山地、奥羽山地などに生息します。個体数はあまり多くありません。
	アサカミキリ	栽培アサの減少とともに現在ではほとんど見ることができなくなりました。最近では西郷村で記録されています。
	チャマグラセセリ	阿武隈山地や会津地方に生息しますが、珍しいチョウのひとつです。阿武隈山地では比較的の生息地に多い。
	ヒメギフチョウ	現在、県北地方の奥羽山地のごく狭い地域でのみ記録されています。県内では絶滅の危機にある種です。
	キマダラルリツバメ	会津地方西部にのみ生息し、三島町では町の天然記念物に指定されています。生息地の環境維持が必要です。
	クロシジミ	1984年に山都町で記録されて以来、確実な生息地が見つかっていません。
	オオルリシジミ	明治時代の会津盆地での記録しかありません。県内では絶滅した可能性が高い。
	ゴマシジミ	1960年の浪江町津島の記録しかありません。県内では絶滅した可能性が高い。
	オオイチモンジ	日本の高山チョウのひとつです。桧枝岐の奥での記録がありますが、最近は生息が確認されていません。
	オオムラサキ	日本の国蝶。県内全域に生息します。生息地を守るためにには低地の雑木林の保護が必要です。

福島虫の会調べ

図-55 自然公園等位置図



その他の

資料-56 平成10年度福島県環境日誌

年月日	事項
10. 5. 10	平成9年度の「ダイオキシン類実態調査結果」を公表
10. 5. 10	愛鳥週間（ポスターコンクール等の実施）（～16）
10. 5. 12	「オゾン層破壊物質排出抑制指針」を施行
10. 5. 21	うつくしま環境パートナーシップ会議を福島市で開催
10. 6. 4	「裏磐梯湖沼水質保全対策推進協議会総会」を裏磐梯ロイヤルホテル（北塩原村）で開催
10. 6. 5	県や各種団体等が、「環境の日及び環境月間」の記念行事として街頭キャンペーンなどを実施 尾瀬や自然公園などで自然保護やごみ持ち帰りの呼びかけを実施
10. 6. 5	県有車として初めて導入したハイブリッド自動車の納車式を開催
10. 6. 9	ダイオキシン等化学物質環境対策連絡会議を設置し、初会合を開催
10. 6. 12	「うつくしま環境フォーラム」を喜多方プラザ文化センター（喜多方市）で開催し、石弘之東京大学大学院教授の講演と「うつくしま、ふくしま。」環境顕彰の表彰式などを実施
10. 6. 12	「うつくしま環境フェア」を喜多方プラザ文化センター（喜多方市）で開催（～13）
10. 6. 25	県内の主要な水浴場の「遊泳期間前の水質調査結果」を公表
10. 7. 9	平成9年度の「ゴルフ場排水等農薬調査結果」及びゴルフ場の「自主調査結果」を公表
10. 7. 10	ふくしまレッドデータブック作成検討委員会開催
10. 7. 10	「福島県化学物質適正管理指針」「福島県振動防止対策指針」「福島県悪臭防止対策指針」を告示
10. 7. 10	いわき市沼部町において廃坑内に不法投棄された廃油等の回収のため、汚染水回収処分調査事業を実施し、汚染水2,200kℓを回収処分しながら、汚染水処分方策についての調査研究を実施（～11. 3. 31）
10. 7. 14	第3回水シンポジウム in ふくしまを開催
10. 7. 17	ふくしまレッドデータブック作成検討委員会第1回種子植物分科会、シダ植物分科会、コケ植物等分科会の3分科会合同開催
10. 7. 27	平成9年度の「大気汚染の常時監視測定結果」「有害大気汚染物質モニタリングの結果」「公共用水域の水質測定結果」「地下水の水質測定結果」を公表
10. 7. 31	「こどもエコクラブ磐梯高原ミーティング」を裏磐梯サイトステーションで開催
10. 8. 10	「道の日」道路美化作業を8月10日を中心に、建設省、各建設事務所、各市町村等により、県内各地で実施
10. 8. 11	県内の主要な水浴場の「遊泳期間中の水質調査結果」を公表
10. 8. 12	ふくしまレッドデータブック作成検討委員会第1回昆虫類分科会開催
10. 9. 2	第1回狩猟免許試験の実施
10. 9. 10	「尾瀬サミット'98」（財尾瀬保護財団主催）を群馬県片品村（尾瀬ロッジ）で開催（～11）
10. 9. 21	福島県自然環境保全審議会開催 鳥獣保護部会において、鳥獣保護区の設定について諮問
10. 9. 24	ふくしまレッドデータブック作成検討委員会第1回鳥類分科会開催
10. 9. 28	平成9年度の「公害苦情調査結果」を公表
10. 10. 22	あだたら清流センター通水式
10. 10. 2	ふくしまレッドデータブック作成検討委員会第1回哺乳類分科会開催

年 月 日	事 項
10. 10. 5	第2回狩猟免許試験の実施
10. 10. 16	「福島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」を公布
10. 11. 10	環境保全推進員（うつくしまエコリーダー）養成講座を県内7会場で開催（～25）
10. 11. 10	環境管理セミナーを須賀川市文化センター（須賀川市）で開催
10. 11. 11	いわき市四倉町において中間処理施設に不適正に保管された廃油入りドラム缶等の撤去のため、行政代執行で実施（～11. 3. 31）
10. 11. 15	狩猟解禁（～11. 2. 15）
10. 11. 18	「裏磐梯湖沼水質保全対策推進協議会裏磐梯湖沼環境講座」を磐梯高原国民休暇村（北塙原村）で開催
10. 12. 9	ふくしまレッドデータブック作成検討委員会第1回両生・爬虫類分科会開催
10. 12. 21	福島県フロン回収等システム構築検討会を設置し、初会合を開催
10. 12. 22	「福島県環境影響評価条例」を公布
10. 12. 25	県環境審議会に「騒音に係る環境基準の地域の類型あてはめ及び地域の指定」及び「平成11年度水質測定計画」を諮問
11. 1. 25	福島県フロン回収等システム構築検討会業種別小委員会を開催（～1月28日）
11. 1. 28	福島県フロン回収等システム構築検討会方部別小委員会を県内3方部（中通り、会津、浜通り）で開催（～2月2日）
11. 1. 29	フロン回収等研修会を会津若松市ほか県内5か所で開催（～2月9日）
11. 2. 2	環境学習教材作成委員会を開催
11. 2. 12	平成10年度福島県高速交通公害対策連絡会議を開催
11. 2. 17	ふくしまレッドデータブック作成検討委員会第1回淡水魚類分科会開催
11. 2. 19	ふくしまレッドデータブック作成検討委員会第2回種子植物分科会、シダ植物分科会、コケ植物分科会の3分科会合同開催
11. 2. 23	県環境審議会が「騒音に係る環境基準の地域の類型あてはめ及び地域の指定」及び「平成11年度水質測定計画」を答申
11. 3. 11	ふくしまレッドデータブック作成検討委員会第1回猛禽類分科会開催
11. 3. 15	「福島県地球温暖化防止対策地域推進計画」を策定
11. 3. 16	ふくしまレッドデータブック作成検討委員会第2回昆虫類分科会開催
11. 3. 18	ふくしまレッドデータブック作成検討委員会第2回鳥類分科会開催
11. 3. 18	うつくしま環境パートナーシップ会議交流会を福島市で開催
11. 3. 24	ふくしまレッドデータブック作成検討委員会開催
11. 3. 25	環境情報に関するホームページ「ふくしまの環境」を開設

資料-57 環境に関する記念日

名 称	月 日	内 容
省エネルギー 月間	2月	資源とエネルギーのほとんどを輸入に頼り、資源有限時代に生活していることを認識し、省資源・省エネルギーを推進するために設けられました。
国連「水の日」	3月22日	水質保全の重要性等の啓発活動の推進等を目的として、1992年（平成4年）12月22日の国連総会において毎年3月22日が国連「水の日」として制定されています。
緑 の 日	4月29日	「自然に親しむとともにその恩恵に感謝し豊かな心をはぐくむ」ことを目的とした国民の祝日です。
愛鳥週間	5月10日～16日	戦後、日本の鳥獣の実態を調査したアメリカのオースチン博士のすすめもあり、鳥獣保護思想普及のため昭和22年に4月10日をバード・デーと定めました。更に昭和25年より、夏鳥たちがほぼ全国に出そろう時期を選んで、5月10日～16日を愛鳥週間としました。
環境美化行動 の日	環境の日、ごみ 減量化推進週間 の近くの日	国民が環境美化に自主的、積極的に取り組むよう設けられました。
環境の日 世界環境デー 環境月間	6月5日 (6月)	事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動の意欲を高めるため、環境基本法に基づき設けられました。なお、この日は、1972年ストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して設けられた「世界環境デー」でもあります。また、環境の日を含む、6月を「環境月間」として、各種の普及啓発活動が行われています。
ごみ減量・リ サイクル推進 週間	5月30日～ 6月5日	「ごみゼロ」にちなみ、5月30日のごみゼロの日から6月5日の環境の日までの1週間を「ごみ減量・リサイクル推進週間」と定め、広く国民に対してごみ減量化に関する意識向上に資する各種啓発事業を積極的に展開し、廃棄物行政の推進を図る。
川 の 日 河川愛護デー 河川愛護月間	7月7日 7月第1日曜日 7月	平成8年度から7月7日が「川の日」に制定されました。うるおい、やすらぎのあるふるさとの川を取り戻すために、住民運動として河川愛護運動に取り組むために「河川愛護デー」が定められました。毎年この日に県下一斉の「クリーンアップ作戦」が行われています。
海 の 日	7月20日	海の恩恵に感謝するとともに、我々の生活と海との深いかかわりについて認識し、海の多面的な利用と海洋環境の保全の重要さについて理解を深めることを目的とする日。
自然に親しむ 運動	7月21日～ 8月20日	自然環境に親しむことにより、自然に対する科学的興味と理解を養うとともに、自然環境の適正利用を図り、併せて自然保護及び国土美化に精神の揚を目的として実施されます。
水 の 日 水 の 週 間	8月1日 8月1日～7日	水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深める日（昭和52年5月31日閣議了解です）。（※「水の週間」8月1日～8月7日）

名 称	月 日	内 容
道 の 日 道路を守る 月間	8月10日 8月	昭和61年度から8月10日を「道の日」と定め、また、道の日を含む8月を道路を守る月間として、道路を常に広く美しく安全に利用することを目的に、道路美化作業や街頭キャンペーン等の啓発活動を実施しています。
オゾン層保護 対策推進月間	9月	オゾン層保護対策を的確に推進するためには、国民各層の理解と協力を得ていくことが重要であるため、環境庁及び通商産業省では、平成元年度から毎年7月を(平成9年度からは、国際オゾンデーの同月の9月を)「オゾン層保護対策推進月間」として、各種普及啓発活動を実施しています。
下水道促進デー	9月10日	下水道に対する一般国民の理解と関心を深め、もって下水道の普及とその十分な活用を促進する目的で定められました。 また、県としても9月10日の前後1ヵ月間を「福島県下水道普及促進月間」と定め、多種多様な下水道に関する行事、広報活動を実施し、下水道への理解と関心を深めてもらうこととしています。
国際オゾン・ デイ	9月16日	オゾン層保護について広く一般に理解を求め、普及啓発を図ることが重要であることから、1989年(平成元年)9月16日にモントリオール議定書が採択されたことにちなんで、「国際オゾン・デイ」と定めることが1995年(平成7年)1月の国連総会で決議されました。
環境衛生週間	9月24日～ 10月1日	廃棄物処理法の施行日である9月24日から浄化槽法の施行日である10月1日までを「環境衛生週間」と定め、廃棄物の減量化・リサイクル、適正処理の推進及びごみの散乱防止、公衆便所及び公衆ごみ容器の清潔の保持、浄化槽の適正な設置及び管理の推進並びにねずみ及び衛生害虫の駆除に関する各種啓発運動を総合的に推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与します。
不法投棄防止 強調月間	6月、9月	“うつくしま、ふくしま。”県民運動の一環として、産業廃棄物の不法投棄を防止するための各種施策を県下一斉に実施し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
浄化槽の日	10月1日	浄化槽の普及促進及び浄化槽法の周知徹底を通じて、生活水準の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに公共用水域の水質保全に資することを目的として、昭和62年に、厚生省、環境庁、建設省の3省庁が制定したもので、昭和60年10月1日に浄化槽法が全面施行されたことにちなみます。
リサイクル推 進月間	10月	資源の有効な利用の確保、廃棄物の発生の抑制及び環境保全に資するため再生資源の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるため、10月をリサイクル推進月間とし、広範な普及啓発活動を実施します。
大気汚染防止 推進月間	12月	環境庁及び公害健康被害補償予防協会では、例年窒素酸化物等による大気汚染の程度が高くなる冬期のうち12月を「大気汚染防止推進月間」とし、大気汚染防止のための各種の啓発活動を実施しています。
国際生物多様 性の日	12月29日	生物多様性条約が発効した12月29日(平成5年)を「国際生物多様性の日」とすることを平成6年12月、第49回国連総会の決議で定まりました。

◇用語解説◇

【あ】

赤潮 プランクトンの異常増殖により海水が赤褐色などの色に変色する現象をいう。湖沼で発生することもあり、この場合特に「淡水赤潮」と呼んでいる。赤潮の発生は、しばしば魚介類の大量死をもたらし、漁業をはじめとする産業に多くの被害を与えていた。主として窒素、磷などの流入による富栄養化が原因となっている。

アルファ(α)線 放射線の一種で、透過力が弱いため体外からの被曝を防ぐのは容易だが、アルファ線を放出する物質を体内に取り込むと、狭い範囲に強い被曝を受けるため体内被曝が問題となる。

アメニティ アメニティは、イギリスの都市計画において誕生した概念で、豊かな緑、さわやかな空気、静けさ、清らかな水辺、美しい町並み、歴史的な雰囲気など、身の回りのトータルな環境の快適さを表す。

【い】

硫黄酸化物(SO_x) 硫黄の酸化物の総称で、SO_xと略称される。二酸化硫黄(SO₂)の他、三酸化硫黄(SO₃)、硫酸ミスト(H₂SO₄)などが含まれる。工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が硫黄酸化物となり排出ガス中に含まれて大気汚染の原因となる。

一酸化炭素(CO) 炭素又は炭素化合物の不完全燃焼などにより発生する。一酸化炭素は血中のヘモグロビンと簡単に結合し、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。頭痛、耳鳴り、吐き気等が出現し、濃度が高いと生命が危険となる。

一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物の二つに分類している。一般廃棄物とは産業廃棄物以外のすべての廃棄物であると定義されているが、具体的には、し尿や家庭から排出される生ごみ、粗大ごみ、オフィスから排出される紙くずなどを指す。

【え】

エコ・ツーリズム エコロジー(Ecology)とツーリズム(Tourism)を組み合わせた造語。動植物などの自然資源に恵まれた地域で、自然環境との共存を図りな

がら、自然観察を行ったり、先住民の生活や歴史を学んだりする滞在型の観光のあり方を目指すもの。

エコ・ビジネス 環境への負荷の少ない製品・サービスや環境保全に資する技術やシステムを提供する産業のことを言う。従来からの公害防止装置の製造メーカーや廃棄物処理業者などに加えて、砂漠緑化事業や環境調査・コンサルティング・サービス、地球に優しいエコロジーグッズを専門に扱う店など、新しいビジネスが生まれている。

エコマーク 環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。消費者が環境的によりよい商品を選択するときの基準となるように導入され、1990年にスタートした。財日本環境協会が認定した商品にマークが付けられている。環境保全効果だけでなく、製造工程でも公害防止に配慮していることが必要である。

エックス(X)線 ラジオの電波と同じ電磁波の一種で波長が短く、レントゲン写真撮影に広く用いられている。

【お】

汚染者負担の原則 汚染物質を出している者は、公害を防止するための対策に必要な費用を自ら負担すべきであるという考え方。先進国が集まる国際機関である経済協力開発機構(OECD)が提唱したもので、現在では、世界各国で環境保護の基本となっている。

温室効果ガス 地球の温度は、太陽から流れ込む日射エネルギーと、地球自体が宇宙に向けて出す熱放射とのバランスによって定まる。太陽から流入する日射は、ほとんどが可視光であり、大気を素通りして地表面で吸収される。可視光を吸収して加熱された地表面は赤外線の熱放射をするが、大気中には赤外線を吸収する「温室効果ガス」と言われるガスがあり、地表面からの熱を一旦吸収してしまう。温室効果ガスを含む大気によって吸収された熱の一部は地表面に下向きに放射され、一部は大気上層に上向きに放射される。このように、日射に加えて大気からの下向きの放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となる。この効果を「温室効果」と言う。温室効果ガスには様々なものがあるが、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6つの物質が代表的である。

【か】

外部被ばく 空気中や土壤など身体の外にある放射性物質から放射線を浴びることをいう。

合併処理浄水槽 生活排水のうちし尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなり、生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽に替わって、下水道の整備等と並んで、合併処理浄化槽の普及が求められている。

環境 NGO 環境保護活動等を行う民間組織の総称。NGOは非政府間組織(Non Governmental Organization)の略。世界自然保護基金(WWF)、世界資源研究所(WRI)、国際自然保護連盟(IUCN)、地球の友(FOE)、グリーンピース等や、日本でも緑の地球防衛基金、地球環境財団など数多くの団体が活動している。

環境 ODA 開発途上国へ流れる公的な資金のうち、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会の定めた3条件(①政府ないし政府の実施機関によって供与される、②開発途上国の経済発展や福祉の向上に寄与する、③資金協力については無償部分が一定割合以上)を満たすものをODA(Official Development Assistance)としている。

環境ODAは、このうち環境保全のための施策、事業の援助等を行い開発途上国の環境保全を図ろうとするものである。

環境影響評価(環境アセスメント) 大規模開発事業などの環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、その事業が環境に与える影響について事前に調査、予測及び評価をし、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を講じようとするもので、環境汚染を未然に防止するための有効な手段の一つです。既に主な先進国では、国内で行われる主要な事業に関して環境アセスメントを行うような法律などによって義務付けているが、日本においても、平成9年に環境影響評価法が制定された。

環境監査 企業が定めた環境保全上の目標、計画等の実施状況や有効性について、計画的、周期的に点検を行う活動のこと。経営管理の方法の一つであり、国際商業会議所(ICC)によると、「環境に関する経営管理上のコントロールを促進し、会社が定めた環境に関する方針(法律で定められた基準を守ることを含む)の

遵守状況を評価することにより、環境保護に資する目的の組織・管理・整備がいかによく機能しているかを組織的・実証的・定期的・客観的に評価するもの」とされている。

環境基準 大気汚染、水質汚濁、土壤汚染及び騒音の環境上の条件について健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、国が定めたもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

環境税/炭素税 環境に負荷を与える活動や製品に課税することにより負荷を減らそうとする政策手段。規制的手法と比べ、広い範囲の汚染源を対象とできるうえ、汚染行為者が自主的に対策の程度や費用を選べるために経済的に合理的であるという利点がある。炭素税は環境税の一種で、二酸化炭素排出を削減するために、化石燃料に含まれている炭素分に応じて課税するもので、北欧等で導入されており、先進諸国において導入が検討されている。

環境と開発に関する国連会議 1992年ブラジルのリオデジャネイロで開催された国際会議で、地球サミットとも呼ばれる。1972年のストックホルムの国連人間環境会議20周年を記念して開催された。会議では、温暖化防止のための気候変動枠組条約、生物多様性条約への署名が開始されるとともに、持続可能な開発に関する原則を示した「環境と開発に関するリオ宣言」とその具体的な行動計画である「アジェンダ21」が採択された。

環境の日(6月5日) 事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるために、環境基本法に基づき設けられた。この日は国連の世界環境デーであり、これは、ストックホルムの国連人間環境会議の開催を記念して、決定されたもの。

環境報告書 環境報告書とは、事業者が事業活動に伴って発生させる環境に対する影響の程度やその影響を削減するための自主的な取組みをまとめて公表するもの。環境行動計画、環境声明書や環境アクションプランなどと呼ばれることもある。

環境ホルモン(外因性内分泌攪乱化学物質) ホルモン類似作用を持ち、生体内に取り込まれて内分泌系に影響を及ぼして健康や生体影響を生じるおそれのある

化学物質を環境ホルモン(外因性内分泌攪乱化学物質)と呼んでいる。フタル酸ジブチルやビスフェノールAなど、環境ホルモンとして疑われている物質は約70種類あるが、その濃度と人体への影響や生態系への影響など不明な点が多く、その解明が急がれている。

環境マネジメントシステム 事業者の自主的な環境保全のための重要な取組みの1つとして環境管理(環境マネジメント)の手法がある。環境管理とは、企業等の事業組織が、法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することを指し、そのための、(1)環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、(2)これを実行、記録し、(3)その実行状況を点検して方針等を見直すという一連の手続きを環境マネジメントシステム(環境管理システム)と呼ぶ。この環境マネジメントシステムの中で自主的な環境管理に関する計画等の実行状況の点検作業を環境監査と呼んでいる。

環境管理、環境監査システムの代表的なものとして、国際標準化機構(International Organization for standardization)が国際規格として定めたISO14000シリーズがある。

ガンマ(γ)線 放射同位元素線から出る波長の非常に短い電磁波で放射線の一種である。ガンマ線は物質を透過する力がアルファ(α)線やベータ(β)線に比べて強い。

【き】

気候変動に関する政府間パネル(IPCC) 各国が政府の資格で参加し地球の温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画(UNEP)及び世界気象機関(WMO)の共催により1988年に設置された。温暖化に関する科学的な知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方の三つの課題について検討している。IPCC(Intergovernmental Panel on Climate Change)と略称される。

【く】

グリーン購入 環境への負荷の少ない製品・サービス等を優先的に購入することを「グリーン購入」という。また、このような考え方に基づく事業者による物品・サービスの調達を「グリーン調達」という。こうした取組みを積極的に行い、環境保全型商品、原材料等の

市場形成を促進するため、平成8年に企業、行政、民間団体を会員とするグリーン購入ネットワークが設立されている。

グレイ 物体が放射線を浴びたときに放射線から吸収したエネルギー(吸収線量)の単位。物質が電離放射線によってその質量1キログラム当たり1ジュールのエネルギーを与えられたときの吸収線量を1グレイ(Gy)という。

【け】

原子力 原子の核が変化する際に、放出されるすべての種類のエネルギーをいう。原子力発電に使われるウランやプルトニウムなどの核が2つに分裂する際に発生する核分裂エネルギーがその代表的なものである。

原子炉 核燃料物質を燃料として核分裂の連鎖的に起こる反応を制御し、エネルギーを取り出す装置。燃料としては濃縮ウラン、天然ウラン、プルトニウムなどが用いられる。

【こ】

公害 環境基本法では「公害」を次のとおり規定している。

「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む)に係る被害が生ずることをいう。」

これらの7公害を通常「典型7公害」と呼んでいる。

光化学オキシダント 大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応を経て生成されたオゾン等の酸化性物質を総称して光化学オキシダントと呼ぶ。光化学オキシダントは、粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響の他、農作物など植物へも影響を与える。また、光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグと呼ぶ。

公共下水道 主として市街地の下水を排除・処理するために地方公共団体が管理する下水道を言う。家庭や工場などからの下水は、道路の下に敷設された下水管

渠により排除され、その流末に設置された終末処理場で処理された後に河川等に放流される。

2つ以上の市町村の下水を集めて処理する下水道は、流域下水道といふ。

公共用水域 水質汚濁防止法において、公共用水域とは河川、湖沼、港湾、海岸、海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（終末処理場を設置する公共水道及び流域下水道（その流域下水道に接続する公共下水道を含む）を除く）をいうと定義されている。水質汚濁に係る環境基準は公共用水域を対象とするものであり、水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場から公共用水域に排出される水については排水基準が適用される。

国際協力事業団（JICA） 開発途上国に対し、主に政府間ベースの技術協力をを行う機関で1974年に設立された。事業内容は、技術協力（専門家派遣、研修員受入、機材供与、開発調査など）、青年海外協力隊の派遣、無償資金協力促進事業、投融資などの開発協力事業、日本人の海外移住などである。

国立公園/国定公園 国立公園は、自然公園法に基づき、「保護」及び「利用」を目的として、すぐれた自然の風景地のうち、特に我が国を代表する火山景観、山岳景観、海岸景観などの傑出した地域について、国により指定される。国定公園は、国立公園の風景に準ずる優れた自然の風景地として、都道府県の申し出を受けて環境庁長官が指定し都道府県が管理する公園です。国立公園や国定公園などの自然公園は、優れた自然の風景地及びその環境を保護するとともに、自然観察や野外レクリエーション、野生体験等の自然とふれあう場として重要な役割を果たしている。

国連環境計画（UNEP） 1972年ストックホルムで開催された国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」と「国連国際行動計画」を実施に移すための機関として、同年の第27回国連総会で設立された。UNEPの目的は、既存の国連諸機関が実施している環境に関する活動を総合的に調整管理するとともに、国連諸機関が着手していない環境問題に関して触媒的機能を果していくことにある。UNEPはウィーン条約、モントリオール議定書の締結をはじめ、地球温暖化防止や有害廃棄物の越境移動問題でも中心的役割を果たしてきたほか、砂漠化阻止、熱帯林保護などの活動の中心と

もなっている。

コンポスト 生ごみなどから作った有機肥料のことと言う。従来は、藁や家畜糞尿を好気的に発酵させた堆肥などの有機肥料のことをいったが、現在では主に都市からの生ゴミや下水汚泥から作られる有機肥料のことと指す。

【さ】

最終処分場 廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立又は海洋投入処分により環境中に放出される。最終処分は埋立が原則とされており、処分の大部分は埋立により行われている。最終処分場は、埋立処分される廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、コンクリート製の仕切りで公共の水域及び地下水と完全に遮断される構造の遮断型処分場、廃棄物の性質が安定している廃プラスチック類等の産業廃棄物の飛散及び流出を防止する構造の安定型処分場、一般廃棄物及び遮断型、安定型の処分場の対象外の産業廃棄物の浸出液による汚染を防止する構造の管理型処分場の三つのタイプに分けられる。

産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど19種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、多くは処理に特別な技術を要する。

【し】

COD(化学的酸素要求量) Chemical Oxygen Demandの略。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、河川、湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標で、この値が大きいほど有機物が多く、汚れていることを示す。

自浄作用 河川などに汚濁物質が流入しても、自然の浄化作用によって汚濁物質の濃度は時間とともに減少していく。これを自浄作用と言う。希釀・拡散・沈殿などによる物理的作用、酸化・還元・凝集・吸着などの化学的作用、微生物等による吸収・分解などの生物的作用の三つの作用により浄化される。

自然環境保全基礎調査 変貌する自然環境の現況を的確に把握し、その変化の方向を見据えることを目的に、自然環境保全法に基づいて、おおむね5年ごとに実施される調査で、「緑の国勢調査」とも言います。全国の植生、動物の分布、河川、湖沼、海岸等の状況等の調

査を行っている。

自然環境保全地域 すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域、動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湿原等の区域など良好な自然環境を有する地域で一定の要件を満たす地域で環境庁長官が自然環境保全法に基づき指定した地域をいう。

また、都道府県においても、条例に基づき、周辺の自然的・社会的諸条件から見て当該自然環境を保全することが特に必要なものを、都道府県自然環境保全地域として指定することができる。

自然放射能 宇宙線及びウラン、ラジウムなどのような自然界にある放射性物質から出される放射線。人は常にこの放射線による被ばくを受けており、日本の場合年間1人当たり約1.1ミリシーベルト程度受けている。

シーベルト(Sv) 人体が放射線を受けた時、その影響の度合を計るものさしとして用いられる単位。グレイにいくつかの修正係数をかけたものをシーベルト(Sv)という。

持続可能な開発 1987年環境と開発に関する世界委員会が発表した報告書で提唱された概念で、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと」と定義され、現在の地球環境問題への取組みのキーワードとなっている。

【せ】

生態系 1935年にイギリスの植物生態学者A.タンズレーによって初めて用いられた言葉で、ある地域の全ての生物群集とそれらの生活空間である無機的環境を含めた系を指す。生物群集は、緑色植物(生産者)、動物(消費者)、細菌や菌類(分解者)に分類することができる。無機的環境の構成要素は大気・水・土壤・光等です。緑色植物は太陽光を利用し、水や土壤中の微量元素等の無機物から有機物を合成する。これを草食動物が食べ、草食動物は肉食動物に食べられ、動植物の死骸や動物の排出物は細菌や菌類によって分解されて無機物となり、再び環境の中に放出される。生態系の中では、この変化に伴ってエネルギーや物質が循環している。

森林伐採による植物相・動物相・微生物相の変化とこれに続く土壤流出や洪水の誘発、自然界では分解できない組成のごみ・分解しきれない量のごみの排出など、人間による生態系の破壊が近年大きな問題となっ

ている。

生物指標 生物指標とは、生物の状態や変化等からその環境状況を類推することをいう。水の汚れ具合を測定する指標として、理化学的指標と生物指標があるが、生物指標により、微量の有害物質による汚染による長期間の影響や水質が水生生物に与える総合的な影響等を知ることができる。生物指標を用いる水質の評価は、理化学的な水質調査を補うことができるものとして、関心が持たれている。

生物多様性 地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。この生物多様性の保護に関して、生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択され、我が国は1993年に批准している。この条約は、地球上の生物の豊かさ、生物が生活する環境の豊かさ、遺伝子資源の多様性が重要であるとの考え方とともに、世界的に保全していくこうというもの。

積算線量 期間内で、放射線から受けるエネルギー吸収線量のこと。単位として、ミリグレイ/90日などを用いる。

ゼロエミッション 平成6年の国連大学によるゼロエミッション研究構想の提唱からこの言葉が用いられるようになった。産業活動に伴う廃棄物等に起因する環境負荷をできる限りゼロに近づけるため、産業における生産等の工程を再編成し、廃棄物の発生を抑えた新たな循環型産業システムを構築することを目指すというもの。

【そ】

総量規制 大気汚染や水質汚濁の防止を図るため、工場・事業場が集合し、ばい煙等の発生施設ごとの排出規制では環境基準の確保が困難である場合に、地域全体の排出総量を削減するために用いられる規制手法で、地域を指定し、総量削減計画に基づいて、個々の発生施設ごとの排出基準より厳しい基準が設けられる。

【た】

ダイオキシン類 ダイオキシン類とは、有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩

化ビフェニルの総称で、物の燃焼過程等で非意図的に生成される。ダイオキシン類の中でも最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDについては、人に対する発がん性が確認されている。

ダイオキシン類は、炭素・酸素・水素・塩素が熱せられるような工程で非意図的に生成され、ごみの焼却による燃焼工程等の他、金属精錬の燃焼工程や紙などの塩素漂白工程など、様々なところで発生する。また、森林火災、火山活動など自然界でも発生する。

【ち】

窒素酸化物 (NO_x) 物が燃える際に、空気中の窒素が酸素と結合して窒素酸化物 (NO_x) が必ず発生する。発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなど高温燃焼の際に一酸化窒素 (NO) が発生し、その後さらに酸化されて安定な二酸化窒素 (NO₂) となる。通常、この一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) を合わせて窒素酸化物 (NO_x) と呼ぶ。窒素酸化物は、それ自体が人の健康に影響を与えるほか、紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。

地盤沈下 主として沖積平野などの軟弱地盤地域における過剰な地下水採取により、地層が収縮し地面が沈下する現象で、典型7公害の一つとされている。地盤沈下の特徴としては、進行が緩慢で確認しづらいこと、沈下すると復元が難しいこと、水害・震災等の災害を助長すること等がある。

鳥獣保護区 野生鳥獣の保護繁殖を図るために、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき設定する区域で、環境庁長官又は都道府県知事が設定する。また、鳥獣保護区のうち特に鳥獣の生息環境として重要な地域については、「特別保護区」に指定し、立木の伐採、埋め立て等の開発行為を制限することができる。

【て】

低公害車 従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などをいう。

デポジット制度 商品等の販売の際に預かり金（デポジット）を料金に上乗せしておき、消費者が小売店等に商品・残留物・容器を返却した（環境汚染が避けら

れた）場合に、上乗せ分の預かり金を払い戻す制度をいう。

【と】

土壤汚染 土壤汚染は、汚染物質が直接土壤に混入する場合と、大気汚染や水質汚濁を通じ間接的に土壤を汚染する場合がある。土壤汚染は一旦生じると農作物や地下水等に長期にわたり影響する蓄積性があり、改善は非常に困難になる。また、有機塩素化合物等による土壤汚染は、地下水汚染につながることが多く、水質汚濁の問題と密接に関わっている。

トリクロロエチレン トリクロロエチレンは、有機塩素系の化学物質でトリクレンとも呼ばれている。常温では液体で蒸発しやすく、様々な有機物質を溶かす力が強いため、油分や繊維製品のよごれを落とす目的で、工場や事業所などで広く使用してきた。しかし、トリクロロエチレンは、環境中で分解されにくい化学物質で、肝臓や腎臓に障害を及ぼすとされ、動物実験では、がんを引き起こす恐れのある物質であることがわかつってきた。また近年、トリクロロエチレンによる地下水汚染が、各地域で顕在化している。

【な】

内部被ばく 人が放射性物質を含む気体や飲食物などを体内に取り入れたときに、身体の内部から放射線を浴びること。人は普通飲食物（カリウム40などの自然の放射性物質を含む）から年間約0.35ミリシーベルトの内部被ばくを受けている。

ナショナル・トラスト ナショナル・トラスト活動は、身近な動植物の生息地や都市近郊に残された緑地などを、寄付金などをもとに住民自らの手で買い取って保全していくこうとする自然保護活動である。

【に】

人間環境宣言 1972年ストックホルムで開催された人間環境会議で採択された宣言で、「人間環境の保全と向上に關し、世界の人々を励まし、導くため共通の見解と原則が必要である」として、人種差別排除、天然資源の適切な保護等26項目の原則が示されている。

【は】

ばい煙 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸

化物、ばいじん及び有害物質を総称してばい煙という。ばいじんとは、ボイラーや電気炉などから発生するすすなどの粒子状の物質を言い、有害物質とは、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に有害な物質をいう。

バルディーズ原則 企業が環境問題への対応について守るべき10の原則。1989年アラスカで発生した大型タンカー「バルディーズ号」の原油流出事故を教訓として、環境保全を推進する投資家グループ(CERES)がバルディーズ原則を受け入れる企業に投資することを発表したことからこの原則が注目された。

【ひ】

BOD(生物化学的要量) Biochemical Oxygen Demandの略。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標で、この値が大きいほど有機物が多く、汚れていることを示す。

PCB(ポリ塩化ビフェニル) PCBは環境中で分解しにくく、生物の脂肪組織に蓄積しやすい性質をもっている。昭和43年に発生したカネミ油症事件の原因がPCBであることが判明し、大きな社会問題となり、昭和47年にその製造が中止されている。

光害(ひかりがい) 光害とは、ネオンや街灯などの屋外照明の光が周囲に漏れて、眩しさを感じたり動植物に影響が及ぶこと等を言う。夜間の照明光によって天文観測が困難になることも光害のひとつである。夜間の屋外照明は安全確保や都市機能維持に不可欠だが、不適切な照明は環境に悪影響を及ぼす可能性がある。

PRTR制度 PRTR(Pollutant Release and Transfer Register:環境汚染物質排出・移動登録)は、「環境汚染のおそれのある化学物質の環境中への排出量又は廃棄物としての移動量を登録し公表する仕組み」で、1992年の地球サミットで採択された「アジェンダ21」において、その導入が推奨された。一般に、事業者の報告などに基づき、行政が化学物質の排出量又は廃棄物としての移動量のデータを収集し、収集したデータを目録などの形に整理し、これを広く公表する形をとる。

PRTRは、行政・事業者・市民が情報を共有しつつ化学物質のリスク管理に役立てようとする環境保全のための新しい手法である。OECD諸国や米国を中心に導

入されており、日本でも導入に向けて検討されている。**ビオトープ** もともと、ビオトープとは、「生物」を意味する Bio と「場所」を意味する Top を合成したドイツ語で、特定の生物が生存できるような、特定の環境条件を備えた一定の空間を示す概念ですが、わが国においては、やや広い意味で野生生物が生息可能な生態系としての湖沼、湿地、草地、雑木林等を示している。本来、自然状態か否かは問わないが、各種事業に際して、積極的に創出される野生生物の生息・生育環境を意味することも多い。

ヒートアイランド現象 都市では高密度のエネルギーが消費されており、加えて都市の地面の大部分はコンクリートやアスファルトなどの乾燥した物質で覆われているため、水分の蒸発による温度の低下がなく、日中蓄えた日射熱を夜間に放出するため、夜間気温が下がらない状態になる。この結果、都市部では郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見えることから、ヒートアイランド現象と呼ばれている。

【ふ】

富栄養化 藻類や植物性プランクトンは太陽光線を受けて増殖し、これらが枯死し腐敗する過程で窒素や燐を水中に放出する。このサイクルによって、湖沼などの閉鎖性水域で窒素や燐などの栄養塩類の濃度が増加していく現象を富栄養化という。本来は数千年かかるこの現象が、近年では生活排水や肥料などが流れ込むことによって急激に加速されている。富栄養化になると、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。これが進むと、水中の溶存酸素が不足し、魚類や藻類が死滅し、水は悪臭を放つようになる。

浮遊粉じん 大気中の粒子状物質は、「降下ばいじん」と「浮遊粉じん」に大別され、さらに「浮遊粉じん」は、環境基準の設定されている粒子径10ミクロン(100mmの100分の1)以下の「浮遊粒子状物質」とそれ以外に区別されます。

浮遊粉じんは、主に工場・事業場や自動車の走行により発行するが、風による舞い上がり等の自然環境によるものもある。

【へ】

ベクレル(Bq) 放射能の強度又は放射性物質の量を

表わす単位。1秒間に1個の原子核が崩壊して放射線を出すような放射能の強さを1ベクレル(Bq)という。

ベータ(β)線 原子核から飛び出す電子線で放射線の一種。物質を透過する力はアルファ線より大きいが、ガンマ線より小さい。

pH(水素イオン濃度指数) 水の酸性とアルカリ性の度合いを示す指標です。中性の水はpH7で、7より小さいものは酸性、7より大きいものはアルカリ性といいます。通常の淡水はpH7前後で、海水はややアルカリ性でpH8前後である。

閉鎖性水域 外部との水の交換が少ない湖沼、内湾、内海などを閉鎖性水域といいます。閉鎖性水域では流入してくれる汚濁負荷が、外部へ流出しにくいため、同水域内に蓄積する。このため、大都市や工業地帯に面している閉鎖性水域では水質汚濁が著しく、富栄養化も進化する。

【ほ】

保安林 森林法に基づき、治山、治水等の国土保全及び生活環境の保全、形成などのために指定されている森林で、立木の伐採や開発などが制限されている。

放射能 放射性物質中の原子核がアルファ線、ベータ線又はガンマ線などの放射線を出す能力をいい、強さをベクレルで表す。放射能をもっている物質を放射性物質といって、自然界にある元素では、ウラン、ラジウムなどがある。放射線と混同されることが多いが、両者は異なるものである。

放射性廃棄物 原子力発電所などの運転により発生する放射能レベルの低い廃棄物と、主に使用済燃料の再処理に伴って発生する分量は少ないが放射能レベルの高い廃棄物に大別される。

【も】

モニタリング 放射線(能)を定期的に、又は連続的に測定監視することをいう。原子力発電所の周辺において環境の放射線監視を行うための施設として、モニタリングポスト及びダストモニタなどがある。

【ゆ】

有機塩素化合物 炭素あるいは炭化水素に塩素が付加

された化合物を総称して有機塩素系化合物という。ほとんどの有機塩素化合物は人工的に合成される。付加された塩素が多いほど不燃性、脂溶性があり、主に溶媒、農薬として使用されてきた。しかし、その難分解性、蓄積性、毒性のために、地下水汚染、食物連鎖による生物体内濃縮、オゾン層の破壊など環境破壊、生体影響が表面化してきた。

【ら】

ライフサイクルアセスメント LCAと略称される。製品の生産設備から消費、廃棄段階の全ての段階において製品が環境へ与える負荷を総合的に評価する手法で、これまでの環境負荷評価は、製品の使用や廃棄に伴う特定物質や有害物質の排出の有無、処理の容易性、使用後のリサイクルの容易性などライフサイクルのあるプロセスだけを評価範囲としたものが多く、このため使用、廃棄の段階での環境への負荷が少くとも、原料採取、製造、流通の段階での環境への負荷が大きく、全体としては環境への負荷の低減には寄与しない製品が生産されてしまう可能性がある。そこで、経済社会活動そのものを環境への負荷の少ないものに変革するため、環境基本法において、「環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進」が規定された。LCAは、近年世界的に注目を集め、各地で研究が進められている。また、ISO(国際標準化機構)においても国際標準化の規格が制定されている。

【れ】

レッドデータブック 野生動植物の中から絶滅のおそれのある種をリストアップし、これらの分布、生息状況などを明らかにしたデータ集。国際的には国際自然保護連合(IUCN)が、世界的な規模で絶滅のおそれのある動植物の種を選定し、その現状を明らかにした資料として作成している。(1966年初版発行)。その本の表紙が赤色であったため、以後、こうした内容を持つ資料集がレッドデータブックと呼ばれるようになった。国内では、環境庁が動物のレッドデータブックを、また、財日本自然保護協会と財世界自然保護基金(WWF)日本委員会が植物のレッドデータブックを作成している。

あとがき

本書は、次に掲げる関係部課及び関係主管課で分担執筆したものと
生活環境部環境保全課において編集したものです。

生活環境部 県民生活課 環境保全課 廃棄物対策課

原子力安全対策課 環境指導課

企画調整部 土地調整課

保健福祉部 薬務課

農林水産部 農村振興課 畜産課 森林整備課

森林土木課

土木部 都市局都市計画課

河川課 下水道課

教育厅 文化課

警察本部生活安全部 生活環境課

環 境 白 書

(平成11年度版)

平成12年2月 発行

非売品、複写・転載可（出典を明記のこと）

編 集 福島県生活環境部環境保全課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

直 通 024-521-7248

電 話 024-521-1111(代) 内線2788

F A X 024-521-7928

E-mail environmental@pref.fukushima.jp

ホームページ <http://www.pref.fukushima.jp/hozon/>

印 刷 協業組合 プロセス印刷

〒960-8003 福島市森合字屋敷下6-1

裏表紙「エコマーク」説明

身の回りから地球全体に至るまで、人の暮らしと環境とは深いかかわりを持っています。

エコマークは、私たちの暮らしの中で環境保全に役立つと認められた商品に表示して、私たちが物を購入する場合、環境保全に役立つ商品をすぐ見分けられるようにしようと、
日本環境協会が定めたものです（平成11年12月31日現在、3,448商品）。

この環境白書は、この趣旨に沿って、再生紙を使用しています。本文は「古紙配合率(100%)」「白色度(70%)」。表紙は「古紙配合率(100%)」を使用しています。



うつくしま、ふくしま。

R100

本文は古紙配合率100%白色度70%の再生紙を使用しています。
表紙は古紙配合率100%再生紙を使用しています。



環境にやさしい「大豆油インキ」を使用しています。